

第347回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
2月21日	木	本会議	開会 会期の決定（27日間） 賀詞奉呈の件 議案の上程73件（予算40、条例22、その他11） 提出者の説明 尾崎知事
22日	金	休 会	議案精査
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	議案精査
26日	火	休 会	議案精査
27日	水	休 会	議案精査
28日	木	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 中内議員 吉良議員
3月1日	金	本会議	質疑並びに一般質問 池脇議員 浜田(豪)議員 大野議員
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	本会議	質疑並びに一般質問 土居議員 野町議員 下村議員
5日	火	本会議	質疑並びに一般質問 田中議員 久保議員
6日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 武石議員 上田(周)議員 米田議員 黒岩議員 金岡議員 高橋議員 塚地議員
7日	木	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 加藤議員 橋本議員 横山議員 前田議員 明神議員 依光議員 浜田(英)議員 委員会付託
8日	金	休 会	委員会審査
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	休 会	委員会審査

12日	火	休 会	委員会審査
13日	水	休 会	委員会審査
14日	木	休 会	
15日	金	休 会	委員会審査
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程 3 件（第74号—第76号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第 1 号—議発第 3 号） 採決 議案の上程（議発第 4 号） 採決 議案の上程（議発第 5 号） 提出者の説明 中根議員 討論 坂本(茂)議員 採決 継続審査の件 教育長任命同意に伴う挨拶 閉会

第347回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月21日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
賀詞奉呈の件	7
議案の上程、提出者の説明	7
尾崎知事	7
県政功労者表彰式	30

第2日（2月28日）

出席議員	33
欠席議員	33
説明のため出席した者	33
事務局職員出席者	34
議事日程	34
諸般の報告	36
質疑並びに一般質問	
梶原議員	36
1 政治姿勢（国の平成31年度予算並びに平成30年度第2次補正予算、平成31年度税制改正案、新経済・財政再生計画改革工程表2018）について	36
2 教育（教育等の振興に関する施策の大綱、先行的な取り組みの普及と若手教員育成の仕組みづくり、高等学校における授業改善、中山間地域における高等学校の存続）について	38

3	産業振興（第3期産業振興計画ver. 4への改定、JA高知県への期待、合併によるスケールメリット、出荷予測システム、再造林の促進、漁業の担い手確保、高知版Society5.0、川谷刈谷工場用地の分譲、「志国高知 幕末維新博」の総括、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の取り組み）について……………	39
4	中山間地域対策（総括と意気込み、集落活動センターの取り組み）について……………	43
5	日本一の健康長寿県構想（第3期構想の総括と意気込み、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワーク強化、地域医療構想の実現）について……………	44
6	南海トラフ地震対策（第3期行動計画の総括を踏まえた改定、臨時情報への対応）について……………	44
7	防災・減災・国土強靱化への対応について……………	45
8	旧陸軍歩兵第44連隊跡地（財務事務所や文化庁との協議、歴史を継承する施設の適地としての取得）について……………	46
	尾崎知事……………	47
	伊藤教育長……………	58
	笹岡農業振興部長……………	61
	田所林業振興・環境部長……………	62
	谷脇水産振興部長……………	63
	近藤商工労働部長……………	63
	門田地域福祉部長……………	64
	鎌倉健康政策部長……………	65
	酒井危機管理部長……………	65
	村田土木部長……………	66
	梶原議員……………	67
	中内議員……………	68
1	政治姿勢（平成を振り返っての所見、新たな成長モデルとなる県づくりに向けた決意、消費税増税の影響緩和措置、中枢中核都市・高知市との連携、改正出入国管理法の施行に係る課題への対応策、憲法改正議論）について……………	68
2	日本一の健康長寿県づくり（高知版地域包括ケアシステム、全ての世代が安心できる社会保障制度）について……………	72
3	知的障害者福祉（障害者支援施設の高齢利用者数の推移、高齢利用者対策、現状と課題への対応、在宅高齢障害者へのサービス）について……………	73
4	知的障害者・精神障害者の県職員採用（特別募集の状況、評価と見直すべき点、適した業務の先進例、一定の業務・採用枠の設定）について……………	74
5	JA高知県の農業者へのサービス向上について……………	75
6	南海トラフ地震・津波対策（直轄高知海岸・宇佐漁港海岸の耐震補強工事の	

状況) について……………	76
7 教育問題 (教員不足の状況と打開策、勤務実態と働き方改革の進行度合い、 若手教員の育成方針、教員間で高め合う仕組みの普及) について……………	77
8 東京オリンピック・パラリンピック (大会に向けた取り組み、事前合宿招致 活動やホストタウンの取り組み) について……………	78
尾崎知事……………	79
門田地域福祉部長……………	86
秋元人事委員長……………	88
君塚総務部長……………	88
村田土木部長……………	88
伊藤教育長……………	89
門田文化生活スポーツ部長……………	91
中内議員……………	92
吉良議員……………	92
1 政治姿勢 (辺野古新基地建設に関する政府の対応、沖縄県民投票の結果の受 けとめ、毎月勤労統計調査の偽装と影響、実質賃金に対する政府の説明、消 費税増税による暮らしと地域経済への影響、法人税の見直し、会計年度任用 職員制度の意義と処遇改善、専門性・経験が重要な職種の正職員採用、国の 財源確保による処遇改善、知事部局3,300人体制の見直し) について……………	92
2 農業 (TPP11などのリスクを踏まえた大規模施設園芸の推進、家族農業の 10年・農民の権利宣言に基づく政策) について……………	96
3 国民健康保険 (国保料増額の県民への影響と引き上げ回避の努力、子供の均 等割の減免、保険料滞納者への適正な対応) について……………	97
4 旧陸軍歩兵第44連隊跡地 (土地購入の決断の時期と思い、専門家による検討 委員会の体制、今後のスケジュール) について……………	99
5 教職員の長時間労働 (教員や児童生徒・保護者への思いと今後の対応、負担 となっている教育施策の中止・削減、標準授業時数の実態、働き方改革実現 のための定数増) について……………	100
尾崎知事……………	102
君塚総務部長……………	107
鎌倉健康政策部長……………	107
伊藤教育長……………	108
吉良議員……………	111
尾崎知事……………	112
伊藤教育長……………	113
吉良議員……………	113

第3日（3月1日）

出席議員	115
欠席議員	115
説明のため出席した者	115
事務局職員出席者	116
議事日程	116
質疑並びに一般質問	
池脇議員	118
1 政治姿勢（ペリクレスが示す政治家の条件、毎月勤労統計調査に係る不適切な処理、統計に対する所見）について	118
2 アレルギー疾患対策について	120
3 風疹の予防接種について	120
4 障害者対応（障害者手帳のカード化、就労パスポートの導入、採用試験における配慮、就労場所や人的環境への配慮）について	121
5 文化財保護について	122
6 教育（プログラミング教育、ベテラン教員の大量退職による教育力低下、メンター制の成功に向けた対処、研修コーディネーター配置の目的と役割、メンター制導入の意義、新学習指導要領の実施に向けての現状、デューイの思想、カリキュラムマネジメント、学校の組織文化の改革、教員が学ばないという実態、新学習指導要領に対応する学校マネジメントの実践と学校経営へのマンダラートの活用）について	123
尾崎知事	127
鎌倉健康政策部長	129
門田地域福祉部長	130
秋元人事委員長	131
君塚総務部長	131
伊藤教育長	132
池脇議員	138
浜田(豪)議員	139
1 7040問題（雇用・福祉の観点からの対応、引きこもり実態調査の実施、アウトリーチ型就労準備支援事業を含めた対策）について	139
2 災害対策（河川におけるしゅんせつ工事、公共工事で排出される土砂の再利用、命山の整備）について	141
3 農業振興（若い農業者の確保・育成、こうち逸品素材マルシェ商談会の成果と小規模生産者への支援）について	143

4	県版HACCP（内容と特徴、国の衛生管理の制度化が与える影響と支援、 認証取得の推進）について……………	145
5	北朝鮮による拉致問題について……………	146
	尾崎知事……………	147
	門田地域福祉部長……………	149
	村田土木部長……………	150
	酒井危機管理部長……………	151
	笹岡農業振興部長……………	151
	鎌倉健康政策部長……………	152
	井上産業振興推進部長……………	153
	浜田(豪)議員……………	153
	大野議員……………	154
1	政治姿勢（官僚機構の不祥事案と政治の姿、産業振興計画・日本一の健康長 寿県構想の来年度予算のポイント、臨時財政対策債の所見と予算の要望、消 費税増税対策を踏まえた小規模事業者への対応、アベノミクスの効果と評価、 新たな広域連携制度・圏域構想の所見と基礎自治体の理想的な姿）について……………	154
2	厳しい環境にある子供たちへの支援（医療的ケア児への支援の現状と課題、 学校等の受け入れ体制、通学、児童虐待防止対策と条例の検討）について……………	159
3	障害者就労継続支援B型事業所について……………	160
4	あったかふれあいセンター（現状と課題、恒久財源の確保）について……………	160
5	シルバー人材センターについて……………	161
6	防災行政無線について……………	161
7	新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備（地域住民からの意見、候補地の 社会基盤整備）について……………	162
	尾崎知事……………	163
	門田地域福祉部長……………	168
	伊藤教育長……………	170
	近藤商工労働部長……………	171
	酒井危機管理部長……………	172
	田所林業振興・環境部長……………	172
	大野議員……………	173

第4日（3月4日）

出席議員……………	175
欠席議員……………	175

説明のため出席した者	175
事務局職員出席者	176
議事日程	176
質疑並びに一般質問	
土居議員	178
1 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口減少対策（進捗状況と来年度の取り組み、人口動態の自然増減、市町村と連携した移住促進、新規卒業者の県内就職、外国人材の確保策）について	178
2 産業振興計画（Next次世代型こうち新施設園芸システムの完成、園芸用ハウス整備事業の補助拡大、農業へのドローンの活用、グロリオサの活用と需要拡大、よさ恋美人の生産拡大・販売促進、土佐麗の使用促進）について	181
3 福祉と防災（福祉避難所の指定促進と受け入れ環境の整備、一般の避難所における要配慮者の受け入れ）について	184
尾崎知事	184
鎌倉健康政策部長	187
門田地域福祉部長	187
井上産業振興推進部長	189
近藤商工労働部長	190
笹岡農業振興部長	190
土居議員	194
野町議員	195
1 日本一の健康長寿県づくり（外国人材を受け入れる介護施設などへの支援、公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設の議論、地域包括ケアシステム構築に当たってのあき総合病院の役割、「高知家@ライン」の普及、あき総合病院前への新駅整備）について	195
2 平成30年7月豪雨災害からの復旧（中小河川に対する事前防災の取り組み、復旧工事における入札不調への対策、被災農地の復旧、県道・市道の復旧状況、南海トラフ地震発生時における道路の必要性、職員増による職場の狭隘対策）について	196
3 農業振興（園芸用ハウスなどの導入コスト低減、外国人技能実習制度の課題と受け入れ準備、特定技能外国人の受け入れへの取り組み、担い手の農地確保対策）について	198
4 東京土佐寮（入寮生をふやす取り組み、老朽化対策、CLTや県産材の活用、Uターン就職への活用、移住促進につながる施策）について	199
5 「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」(補助対象となる観光施設及び期待される経済効果、県立都市公園の活用、東部地域における取り組み)について	201

尾崎知事	202
鎌倉健康政策部長	203
北村公営企業局長	205
川村中山間振興・交通部長	205
村田土木部長	206
笹岡農業振興部長	207
君塚総務部長	209
近藤商工労働部長	210
門田文化生活スポーツ部長	211
田所林業振興・環境部長	212
井上産業振興推進部長	212
吉村観光振興部長	213
野町議員	214
下村議員	215
1 水産振興（持続的なカツオ資源の安定維持）について	215
2 商業捕鯨（範囲、ホエールウォッチングへの影響、鯨が及ぼす水産資源への影響、観光と漁業との両立）について	215
3 観光振興（市町村による統計データ活用へのサポート、地域戦略への支援、広域観光組織の観光戦略と機能強化、DMO法人への支援、新たなDMO法人）について	217
4 農業振興（バイオマス発電装置の研究、災害に備えた対策）について	219
5 林業振興（木質バイオマスの年間利用量、里山の木材の小規模バイオマス発電での活用）について	220
6 教育問題（不登校対策チーム、相談機関、教育支援センターのない地域での体制）について	221
7 外国人の就労対策（雇用主への支援、地域との交流場所、JICAなどとの連携）について	222
尾崎知事	223
谷脇水産振興部長	224
君塚総務部長	225
井上産業振興推進部長	225
吉村観光振興部長	226
笹岡農業振興部長	227
田所林業振興・環境部長	228
伊藤教育長	229
近藤商工労働部長	230
下村議員	232

第5日（3月5日）

出席議員	233
欠席議員	233
説明のため出席した者	233
事務局職員出席者	234
議事日程	234
質疑並びに一般質問	
田中議員	236
1 移住促進（来年度の移住者1,000組達成と定常化、移住者の傾向、相談会の開催）について	236
2 対話と実行座談会（十市小学校の取り組み）について	237
3 日本一の健康長寿県構想（地域の介護サービス、地域で必要とされる医療人材の確保、介護人材の確保）について	238
4 中山間地域（チーム稲生の取り組み、南国市立奈路小学校の存続、奈路地区の上水道整備）について	239
5 農業（南国市における国営緊急農地再編整備事業、物部川合同堰幹線用水路隧道に係る支援、土地改良区の将来像、労働力の確保、環境制御技術の普及）について	239
6 林業（経済同友会等との協働プロジェクト、製品の高付加価値化による販売収入の増加）について	240
7 水産業（高知県1漁協の将来像に関する提言、IoTによる釣り漁業の効率化）について	241
8 会計年度任用職員制度（臨時的任用職員や非常勤職員の不安の払拭、非常勤職員の処遇の維持）について	242
尾崎知事	242
井上産業振興推進部長	244
門田地域福祉部長	245
鎌倉健康政策部長	246
川村中山間振興・交通部長	247
伊藤教育長	248
笹岡農業振興部長	249
田所林業振興・環境部長	251
谷脇水産振興部長	252
岩城副知事	253

田中議員	254
久保議員	254
1 教育（チーム学校、貧困の世代間連鎖を断ち切る教育、若者サポートステーションの充実、高知市の学力向上対策、本に親しむ習慣、市町村図書館の目指す姿、国際バカロレアの今後の展開、教員の確保と養成、小学校英語教育の実施、教員・A L T・I C Tの役割分担、運動習慣の定着、自転車の安全で適正な利用促進）について	254
2 女性が暮らしやすい高知県の実現と少子化対策（幼児教育・保育の無償化、給食費の無償化、高知県版ネウボラの現状、ファミリー・サポート・センターの現状、病児・病後児保育の進捗状況、ファミリー・サポート・センターへの機能付加、発達障害児の早期診療に向けた取り組み）について	257
3 健康で長寿な高知県の実現（医療・介護・福祉の連携強化と人材育成、訪問看護の充実、高齢者の保険事業と介護予防の一体化、食生活の重要性、介護医療院への転換）について	259
4 観光振興（国際定期便の就航見通し、C L T工法による新ターミナルビル、よさこい祭り関係団体の連携強化、学生の関わり方）について	260
5 南海トラフ地震とインフラ整備（第4期南海トラフ地震対策行動計画のポイント、豪雨災害対策推進本部の予算獲得に向けた役割、確実な事業執行、道路整備の財源確保と自動車関連税制のあり方）について	261
尾崎知事	262
伊藤教育長	267
門田文化生活的スポーツ部長	272
門田地域福祉部長	273
鎌倉健康政策部長	275
岩城副知事	276
酒井危機管理部長	277
村田土木部長	278
君塚総務部長	279
久保議員	279

第6日（3月6日）

出席議員	281
欠席議員	281
説明のため出席した者	281
事務局職員出席者	282

議事日程	282
諸般の報告	284
質疑並びに一般質問（一問一答）	
武石議員一（尾崎知事、谷脇水産振興部長、宇田川警察本部長、笹岡農業振興部長）	284
1 I N A P会議（今後の目標、防災セミナー）について	284
2 水産振興（改正漁業法、浮き魚礁整備に向けた事前調査、土佐湾周辺での資源増殖、定置網漁業の課題への対応、経営体の法人化、改正漁業法による既存の定置網漁業への影響、経営安定化）について	286
3 シラスウナギ（うなぎ稚魚特別採捕取扱方針の厳格な運用、密漁を取り締まる上での課題、採捕人への顔写真つき腕章の着用義務化、条例の制定、取扱要領の例外規定、協議の場への養鰻団体の参加）について	290
4 アユ資源の回復（取り組みの強化、種苗アユの品質向上、資源確保に向けた指導、カワウの食害対策）について	292
5 畜産振興（新食肉センターの経営計画、赤字が出た場合の対応、土佐あかうしの増頭計画、2つの新センターの共存共栄、豚コレラの発生予防）について	294
6 四万十市・四万十町境への風力発電所建設計画について	296
上田(周)議員一（君塚総務部長、門田地域福祉部長、川村中山間振興・交通部長、宇田川警察本部長、酒井危機管理部長、村田土木部長、門田文化スポーツ部長）	298
1 財政問題（財源不足額を減少させる取り組み、県有財産の処分状況、遊休財産の処分）について	298
2 県民世論調査（結果の受けとめ、地域の支え合いの力を強める対策）について	299
3 中山間地域対策（現状の受けとめ、取水施設の維持管理、移動販売事業者数、必要経費の助成、高齢者の厳しい暮らしの実態、暮らしを守る具体策、見守り・防犯体制の強化、浄水装置の整備、消防団の救助用機材の配備状況、土砂災害を想定した防災訓練の実施状況、住民の参加状況、防災訓練の充実、猿の生息状況と被害対策、祭りの保存・継承、地域おこし活動に携わる人材の掘り起こし）について	300
米田議員一（門田地域福祉部長、尾崎知事、村田土木部長）	308
1 中国帰国者の介護保障（実態、支援・相談員等の増員、介護事業所への支援、暮らしの実態とニーズの把握）について	308
2 公営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例改正の検討、保証人規定の削除、民生部局との連携、県営住宅・市町村営住宅の家賃減免制度の利用状況、制度の充実、敷金規定の削除、負担区分見直し、自然的な劣化の修繕費用の貸し主負担）について	310

黒岩議員一（村田土木部長、伊藤教育長、尾崎知事、井上産業振興推進部長、近藤商 工労働部長、吉村観光振興部長、川村中山間振興・交通部長）	314
1 久万川・紅水川の浸水対策（被害軽減のための対策、河床掘削の効果）につ いて	314
2 県営住宅の高齢単身世帯（入居状況、看護師資格を有する職員による訪問活 動の状況、受けとめ、今後の取り組み、公営住宅等長寿命化計画）について	315
3 本宮川の環境改善（環境・防災教育、抜本的な解決策、水量確保のためのポ ンプ設置）について	317
4 移住促進（5年間の取り組み、高知家の認知度向上、情報発信の効果、ポー タルサイトへのアクセス状況、相談内容の分析、移住相談会等の効果、仕事・ 住居・生活環境等の情報提供、移住後のネットワークづくり、首都圏への情 報発信の強化、他県との差別化、伴走支援の強化、受け皿となる住宅の確保、 2段階移住、就職・転職フェア、インターンシップ、県外大学との就職協定、 保護者への情報提供）について	318
5 観光政策（観光消費を伸ばす取り組み、キャッシュレス決済の導入状況、普 及に向けた取り組み、交通系ICカードの利用）について	326
金岡議員一（尾崎知事、田所林業振興・環境部長、笹岡農業振興部長、村田土木部長、 酒井危機管理部長、谷脇水産振興部長、近藤商工労働部長）	327
1 中山間地域の経済（現状の要因、山林の資産価値を取り戻す施策、資産価値 の向上、物品調達における地元優遇、農業の省力化）について	327
2 コウヨウザン（研究状況、得られた知見、再造林の補助対象樹種化）につい て	331
3 災害対策（山林事業者との協力体制、暴風対策）について	332
4 子牛価格の下落について	333
5 農畜産物のブランド化（土佐あかうし、GI登録等に向けた取り組み、県北 産にこまる）について	334
6 海洋プラスチックごみ問題（土佐湾のマイクロプラスチック濃度、魚類や鳥 類・海洋動物への影響、水産資源への影響、セルロースナノファイバー、ビ ジネスを通じた国際貢献）について	335
高橋議員一（尾崎知事、伊藤教育長、村田土木部長、川村中山間振興・交通部長）	338
1 対話と実行行脚について	338
2 千葉県の子供虐待死（同様事例の防止、関係機関との連携）について	341
3 公立高等学校における不登校（状況、対策）について	342
4 県道高知伊予三島線の整備について	343
5 狩猟者の確保について	343
塚地議員一（君塚総務部長、尾崎知事、伊藤教育長）	345
1 障害者雇用（法定雇用率達成に必要な人数、雇用の推進、所属長への研修内	

容とその充実、専門知識を持った職員の配置、教育委員会としての支援体制)について	345
2 保育の無償化と保育士の処遇改善（ゼロ歳から2歳児のいる世帯で対象外となる割合、認可外保育施設における質の確保、給食費の実費負担、待機児童数、保育士不足の現状、求人・求職のマッチング状況と実績が低い要因、職員配置の最低基準の改善、処遇改善等加算制度における研修の改善、公立保育所での臨時保育士の割合、保育士不足への対応）について	348

第7日（3月7日）

出席議員	355
欠席議員	355
説明のため出席した者	355
事務局職員出席者	356
議事日程	356
諸般の報告	358
質疑並びに一般質問（一問一答）	
加藤議員一（尾崎知事、酒井危機管理部長、村田土木部長、宇田川警察本部長、岩城副知事、君塚総務部長、北村公営企業局長、伊藤教育長）	358
1 自然災害への対策（7月豪雨災害の復旧状況、情報伝達の強化、河川の状況把握のための機器整備）について	358
2 県有財産の有効活用（宿毛警察署の移転、幡多土木事務所宿毛事務所の移転、跡地等の有効活用に向けた宿毛市との協議、利用頻度の低い県有財産、公営企業局の遊休資産）について	361
3 高等学校の学力（高校生のための学びの基礎診断、国公立大学への現役進学者数の目標達成、進学拠点校）について	364
橋本議員一（谷脇水産振興部長、尾崎知事、近藤商工労働部長、君塚総務部長、川村中山間振興・交通部長、宇田川警察本部長）	367
1 沿岸漁業の振興（漁業権の状況、漁業形態の変化、漁業法改正における権限行使）について	367
2 出入国管理及び難民認定法の改正（市町村への対応、外国人材の育成、納税管理人制度、個人住民税の徴収手続、納税管理人に係る不申告に関する過料、納期限の設定、条例の見直しや徴収履行の改善）について	369
3 中山間地域の移送サービス（民間による地域公共交通からの転換、移動手段の確保、運転免許証の自主返納）について	373
横山議員一（尾崎知事、笹岡農業振興部長、田所林業振興・環境部長、井上産業振興	

推進部長、君塚総務部長、門田文化生活的スポーツ部長、伊藤教育長)	375
1 農業振興と防災・減災緊急対策（露地野菜の振興、国の事業による農業基盤整備、かん水施設整備、3カ年緊急対策によるインフラ整備、水路等の長寿命化、基盤整備予算の確保）について	375
2 林業振興と防災・減災緊急対策（インフラ整備、3カ年緊急対策の活用、林道路網整備の加速化）について	377
3 若者の受け皿づくりと起業・新事業展開の促進（Uターン等を興すための取り組み、起業移住に関する情報発信、起業と移住のマッチング、環境整備、中山間地域における促進、超高速ブロードバンドの整備、高知工科大学の機能強化、高知工科大学とこうちスタートアップパークの連携、中高生に対する実践的な教育）について	379
前田議員一（宇田川警察本部長、君塚総務部長、村田土木部長、門田文化生活的スポーツ部長、伊藤教育長)	385
1 車検切れ車両（可搬式ナンバー自動読み取り装置による街頭検査、自動車税納税義務者への対策）について	385
2 通学路の安全対策について	387
3 県立中学校の入試日程（私立中学校の受験者割合と全国学力・学習状況調査への不参加理由、日程の決定に至る議論、重複を避けた受験日調整の影響）について	387
明神議員一（井上産業振興推進部長、近藤商工労働部長、吉村観光振興部長、尾崎知事、笹岡農業振興部長、田所林業振興・環境部長、鎌倉健康政策部長、門田地域福祉部長)	390
1 台湾への輸出促進（食料品・工業分野の輸出額、台湾からの延べ宿泊者数、今後の取り組み）について	390
2 収入保険制度（加入目標数と実績、目標の達成、加入推進の取り組み、青色申告の実施拡大）について	392
3 土佐材の販路拡大（ニーズに沿った製品の出荷体制、製品選びのサポート体制、有効活用のための情報提供）について	393
4 人工海底山脈の設置可能調査について	395
5 平穏な在宅死について	396
6 2025年問題（須崎福祉保健所管内の75歳以上の高齢者数、65歳以上のひとり暮らし世帯数、高齢者夫婦のみの世帯数、在宅医療を受ける方・高齢者向け施設入所者の数、かかりつけ医・訪問看護師の確保、小規模多機能型居宅介護施設の整備、認知症高齢者数、グループホームの整備）について	397
7 運動器の疾患予防について	400
依光議員一（尾崎知事、吉村観光振興部長、井上産業振興推進部長、君塚総務部長、村田土木部長、伊藤教育長、中村会計管理者)	401

1	自然・体験型観光と指定管理者制度（県外企業との連携、本山町の施設整備への支援、モンベルとの包括連携協定、指定管理者の募集に関する改善、管理代行料の積算、高知港の管理代行料、県外企業を管理者にするメリット・デメリット、市町村における民間活力の導入手法、増収時の管理者のメリット、観光拠点等需要調査事業を通じた企業進出の見通し、使用目的を失った施設の活用、むろと廃校水族館、香北青少年の家）について……………	401
2	行政改革の取り組み（業務の効率化に対する職員の意識、進捗管理に関する情報共有、契約事務の簡略化、サポート体制）について……………	412
3	物部川流域の活性化（自然&体験キャンペーンにおける龍河洞の位置づけ、仮称鍛冶屋の学校）について……………	414
	浜田(英)議員一（村田土木部長、尾崎知事、笹岡農業振興部長、谷脇水産振興部長、田所林業振興・環境部長、岩城副知事）……………	416
1	四国8の字ネットワークなどの整備（窪川佐賀道路の用地取得状況、供用開始時期、県西部の高速道路無料区間における未供用区間の割合、直轄予算の着実な配分の要因、高規格幹線道路と地域高規格道路の整備状況、地域高規格道路北川村安倉－東洋町野根間の道路規格、概算事業費、奈半利－安芸間の計画段階評価における第2回意見聴取、環境影響評価や都市計画決定の手続、計画段階評価における意見聴取結果に対する評価、池谷川の治水対策・津波対策、奈半利港の海岸堤防と長谷川の水門整備、南国安芸道路高知龍馬空港IC－香南のいちIC間の整備、下井川の用地取得、早期完成に向けた意気込み）について……………	417
2	大規模太陽光発電（農業への影響と対策、漁業への影響と対策、指導監督、再生可能エネルギーの導入促進に係る政策提言、地域を守る視点での政策提言、環境アセスメント法制の見直し、開発に対する懸念への対応、停電時の電力供給、自立運転システムを併用した施設への改良）について……………	425
3	小型木質バイオマス発電の整備による産業振興について……………	429
	議案の付託……………	430

第8日（3月19日）

出席議員……………	431
欠席議員……………	431
説明のため出席した者……………	431
事務局職員出席者……………	432
議事日程……………	432
諸般の報告……………	434

委員長報告

池脇危機管理文化厚生委員長	434
西内商工農林水産委員長	438
加藤産業振興土木委員長	442
明神総務委員長	446
採決	449
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第74号—第76号）	449
尾崎知事	450
議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 意見書議案）	450
議案の上程、採決（議発第4号 意見書議案）	451
議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議発第5号 意見書議案）	452
中根議員	452
坂本(茂)議員	454
継続審査の件	456
教育長任命同意に伴う挨拶	456
伊藤教育長	456
閉会の挨拶	
土森議長	457
尾崎知事	459

巻末掲載文書

委員会報告書	461
意見書に関する結果について	463
賀詞案	464
議案の提出について	465
人事委員会回答書	468
議案付託表	469
議案の追加提出について	474
意見書議案の提出について	
議発第1号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書議案	475
議発第2号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書 議案	478
議発第3号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書議案	480
議発第4号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書議案	483
議発第5号 沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・	

普天間基地撤去を求める意見書議案	485
継続審査調査の申出書	488
委員会審査結果一覧表	490
議決一覧表	494

招 集 告 示

高知県告示第90号

高知県議会定例会を、平成31年2月21日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成31年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金岡佳時君	2番	下村勝幸君
3番	野町雅樹君	4番	上田貢太郎君
5番	今城誠司君	6番	久保博道君
7番	田中徹君	8番	土居央君
9番	浜田豪太君	10番	横山文人君
11番	加藤漠君	12番	坂本孝幸君
13番	西内健君	14番	弘田兼一君
15番	明神健夫君	16番	依光晃一郎君
17番	梶原大介君	18番	桑名龍吾君
19番	武石利彦君	20番	三石文隆君
21番	浜田英宏君	22番	土森正典君
23番	西森雅和君	24番	黒岩正好君
25番	池脇純一君	26番	石井孝君
27番	大野辰哉君	28番	橋本敏男君
29番	前田強君	30番	高橋徹君
31番	上田周五君	32番	坂本茂雄君
33番	中内桂郎君	34番	中根佐知君
35番	吉良富彦君	36番	米田稔君
37番	塚地佐智君		

第347回高知県議会定例会会議録

平成31年2月21日（木曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君

34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会事務局長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君

平成31年 2月21日

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 麻岡 誠 司 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文 平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝 博 君
議事課長補佐 飯田 志 保 君
主査 宮脇 涼 君



議事日程(第1号)

平成31年 2月21日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 賀詞奉呈の件
- 第4
 - 第1号 平成31年度高知県一般会計予算
 - 第2号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 平成31年度高知県国民健康保険事業

特別会計予算

- 第10号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 平成31年度高知県営林事業特別会計予算
- 第16号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第19号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第20号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第21号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成30年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算	第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案
第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 32 号 平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 33 号 平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 34 号 平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 35 号 平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号 平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 37 号 平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号 平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号 平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号 平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 41 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 44 号 高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 45 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定
第 46 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案		

管理者の指定に関する議案

第 64 号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の
指定に関する議案

第 65 号 権利の放棄に関する議案

第 66 号 県有財産（（仮称）高知布師田団地
造成事業用地）の取得に関する議案

第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案

第 69 号 県が行う流域下水道の維持管理に要
する費用に対する市の負担の変更に
関する議案

第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案

第 71 号 病弱特別支援学校建築主体工事請負
契約の締結に関する議案

第 72 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化セン
ターの消化槽設備工事委託に関する
協定の一部を変更する協定の締結に
関する議案

第 73 号 県道の路線の認定に関する議案



午前10時開会 開議

○議長（土森正典君） ただいまから平成31年2
月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

商工農林水産委員長及び議会運営委員長から
閉会中における委員会の審査並びに調査の経過
報告があり、その写しをお手元にお配りいたし

てありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につ
きましては、これを取りまとめ、お手元にお配
りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に
ついて それぞれ巻末461、463ページ
に掲載〕



会議録署名議員の指名

○議長（土森正典君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところ
により、今期定例会を通じて次の3君にお願
いいたします。

7番 田 中 徹 君
19番 武 石 利 彦 君
31番 上 田 周 五 君



会期の決定

○議長（土森正典君） 次に、日程第2、会期決
定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本
日から3月19日までの27日間といたしたいと存
じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めま
す。よって、今期定例会の会期は、本日から3
月19日までの27日間と決しました。



賀詞奉呈の件

○議長（土森正典君） 次に、日程第3、賀詞奉呈の件を議題といたします。

天皇陛下におかれましては本年御即位30年をお迎えになられましたことは、県民とともに私どもも、心からお喜びを申し上げますところであります。

本議会は、慶賀の意を表するため、天皇陛下に賀詞を差し上げたいと存じます。ついては、その賀詞案をお手元にお配りいたしてあります。

この文案により、賀詞を差し上げることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

〔賀詞案 巻末464ページに掲載〕



議案の上程、提出者の説明

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末465ページに掲載〕

日程第4、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成最後の定例会となります平成31年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

本年4月30日に、天皇陛下が御退位され、また翌5月1日には皇太子殿下が御即位されて、私たち国民は、平成の次の新たな時代を迎えることとなります。

天皇皇后両陛下におかれましては、平成の30年間、常に国民の安寧と幸せを願われ、国民とともに歩んでこられました。特に、相次いだ自然災害の際には被災地を直接訪問されて、被害に遭われた方々の思いに寄り添ってこられました。多くの国民が、そのお心遣いに心を打たれ、元気づけられたことと存じます。

また、本県とのかかわりで申しますと、御即位以来、3度にわたり御来県を賜り、昨年10月の「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」の際にも、沿道や御訪問先において、私たち県民に大変親しく接してくださいました。

政府においては、天皇陛下の御在位30年を記念し、今月24日に政府主催の記念式典を挙行することとしています。私も、県民の代表の一人として出席させていただき、心から祝意と感謝の意を表させていただきたいと思っております。

また、本県におきましても、翌25日に、昨年の御来県を初めとしたこれまでの両陛下の御活動に感謝を申し上げるとともに、天皇陛下の御在位30年をお祝いするため、県主催による記念式典を開催いたします。あわせて、多くの県民の皆様に記録映像や写真の展示をごらんいただくとともに、お祝いの記帳をしていただける機会を設け、県民こぞって、天皇陛下の御在位30年をお祝いさせていただきたいと考えております。

平成31年度は、第3期の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの最終年となりますとともに、私にとりまして県政運営3期目の最後の年でもあります。

本県においては、昭和50年代から既に合計特殊出生率が2.0を下回る状況にあるなど、少子高齢化の傾向が長期間続いてきており、結果として、当面の間、人口減少が続くこと自体は避けられない情勢であります。こうした中であつても、例えば経済分野において、地産外商の取り組みを初めとするさまざまな挑戦を続けてまいりました結果、長年にわたって生産年齢人口の減少と連動する形で減少傾向にあった県内総生産や各産業分野の産出額が上昇傾向に転じるなど、各分野における施策の展開を通じて一定の成果が見られるようになってきており、県勢浮揚に向けた歩みがより力強くなりつつあると感じているところです。

今後も人口減少が続く中、県勢浮揚の歩みをより確かなものとしていくために、各分野において、この先の5年後、10年後を見据えた道筋を県民の皆様にお示ししていく必要があると考えております。県民の皆様へ、県勢浮揚に向けて、この方向に歩いていけば大丈夫だと実感していただけますよう、来年度、これまでの取り組みの上に立って、先々の方向性を示す政策群をしっかりと構築するとともに、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、全力で実行してまいります。

平成31年度当初予算及び平成30年度2月補正予算の編成に当たっては、財政の健全性を確保しつつも、将来にわたり県民の皆様への生命と暮らしを守っていくための政策群を全速力で実行し得るものとなるよう、徹底して工夫を重ねたところでもあります。また、消費税率の引き上げやTPP関連対策などにも国と歩調を合わせて取り組んでいくこととしております。

具体的には、まず平成31年度当初予算案については、5つの基本政策と3つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、実効性の高い施策をスピード感を持って展開することとし、予算計上額を全ての分野において実質的に対前年度比増といたしました。

特に、インフラ整備については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用することといたしました。本県においては、昨年来、豪雨災害などによる被害からの復旧に全力で取り組むとともに、常設の豪雨災害対策推進本部を立ち上げ、平時から部局横断的にハード・ソフト両面で対策を進めているところです。また、南海トラフ地震から命を守るためのインフラ整備もスピード感を持って進めていかなければなりません。このため、一般の国の緊急対策を、機を逃すことなく活用することとしたところです。

こうした結果、来年度の一般会計当初予算案は総額4,607億円余り、対前年度比で2.2%、約98億円の増となりました。特に、投資的経費は約1,071億円、対前年度比9.6%増と大きく伸び、平成16年度以来の規模となっております。また、2月補正予算に計上した国の経済対策などを含む実質的な当初予算ベースでは総額4,790億円余り、対前年度比で2.5%、約114億円の増となりました。

このように、11年連続となる積極型予算を編成する一方、今後も安定的な財政運営ができるよう歳入歳出両面での工夫に努めたところであります。

まず、歳入面においては、景気回復などに伴う県税や地方譲与税の増などにより実質的に前年度を上回る一般財源総額を確保できたところです。その上で、防災・減災に資するインフラ整備を加速するに当たっては、新たに設けられた国の補助金や地方交付税措置率の高い地方債

といった有利な財源を最大限に活用いたしました。これにより、今回の予算編成における一般財源の負担を軽減するとともに、必要な事業の早期の効果発現と将来の財政負担の軽減も図ることができたと考えております。また、2月補正予算案においては、予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用し、財政調整的基金の取り崩しを約60億円取りやめ、将来への備えを確保したところです。

次に、歳出面においては、投資的経費に関し、国の3カ年の緊急対策や災害復旧への対応により事業量が大幅に増加することから、その他の公共事業などについて、緊急性の特に高い事業に重点化して事業量の平準化に努めました。また、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを、マンパワー確保の視点も含め徹底するとともに、業務の効率化による行政コストの縮減といった行政改革の取り組みについても強化したところです。

こうした取り組みの結果、来年度の財源不足額は本年度より約13億円縮小した146億円となり、財政調整的基金の取り崩しと退職手当債などの発行を本年度よりも抑制することができました。

これらの取り組みにより、先々にわたる安定した財政運営に一定の見通しをつけることができたものと考えています。

財政調整的基金の来年度末の残高見込みについては、南海トラフ地震などの非常事態に対応するために歳出化した防災対策基金充当分6億円を含めて実質162億円となり、昨年9月時点の推計を59億円上回って確保することができました。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、来年度末の見込みは5,217億円となり、本年度末見込みから146億円増加するものの、国の3カ年緊急対策分を除くと微増にとどまる見込みとなっていることに加え、2022年度以降は

通減し、必要な投資事業を実施しても安定的に推移する見通しとなっております。

今後とも国に対し、地方交付税など一般財源の確保について政策提言を行うとともに、安定的な財政運営に努めてまいります。

県として取り組まなければならない仕事が増加し、予算規模が拡大する中、業務を効率的、効果的に行っていく観点、また職員の働き方改革や将来の財政負担の縮減といった観点から、これまで以上に行政改革に取り組んでいく必要があるものと考えます。さらに、県全体として人口減少が進んでいく中においては、県のみならず市町村も含めて、不断に行政改革を進めていくことが重要であります。

このため、現在行っているペーパーレス化やウェブ会議活用の取り組みに加えて、例えば、パソコン操作を自動化する技術、いわゆるRPAや、AIといった新たなデジタル技術の活用などにより業務の効率化を図ってまいります。また、市町村の希望する事務について、広域での共同処理により効率化が図られるよう、県が中心となってワーキンググループを設置し、その取り組みを進めてまいります。さらに今後は、庁内業務のみならず、各種申請などのデジタル化を推進して民間における行政コストの縮減を図るとともに、各種アプリの開発などにより県民サービスの向上、満足度アップを図っていくことも必要であると考えているところです。このため、庁内横断的なワーキンググループを設け、行政各分野のデジタル化の取り組みを推進してまいります。

次に、5つの基本政策と3つの横断的な政策に係る平成31年度の取り組みに関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

平成21年度に産業振興計画がスタートしてから、間もなく10年がたとうとしております。この間、地産外商を戦略の柱として、PDCAサ

イクルによる検証を徹底しつつ、ボトルネックを解消し、牽引役を育て、経済の好循環を創出する一連の取り組みに全力を挙げてまいりました。また、こうした施策群を特に中山間地域で展開することを意識するとともに、県内全域に経済効果を波及させるため、クラスター化や県内外のネットワークづくりに取り組んでまいりました。

こうした産業振興計画の取り組みに多くの方々に御参画をいただき、さまざまなチャレンジがなされた結果、本県の地産外商は飛躍的に拡大しており、各分野の産出額なども増加傾向にあります。また、県内実質GDPを見ましても、かつてはマイナス成長であったものが、連年のプラス成長へと転じております。こうしたことから、本県経済は、今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあるものと捉えており、この拡大傾向をより強固なものとし、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものにしていくことが現下の課題であります。

第3期産業振興計画の最終年度となる平成31年度においては、現計画の総仕上げに向けて目標達成に必要な施策を強化するとともに、5年後、10年後を見据えて、各分野の取り組みを大幅に強化してまいりたいと考えております。

このため、まず全ての産業分野において、継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みを質・量ともに充実させてまいります。特に、IoTやAIなどのデジタル技術は、県内のあらゆる分野の課題を解決する上で有効なツールとなり得るものであり、関連産業の集積に向けた取り組みを大幅に強化することとしております。あわせて、観光分野では、自然&体験キャンペーンの取り組みを進めることにより、中山間の各地域において、付加価値をつけて外貨を稼ぐ仕組みを新たに創出してまいります。

また、交易の範囲の拡大を図る取り組みにつ

きましては、これまでの地産外商の取り組みによって、国内向けの外商の範囲は着実に広がってきたものの、中長期的には人口減少に伴う国内マーケットの縮小にも備えていかななくてはなりません。このため、本県経済に一定インパクトを与えられるレベルまで、海外への輸出やインバウンド観光を拡充すべく、一連の施策と組織体制を抜本強化してまいります。

さらに、こうした取り組みを支える人材を積極的に育成するとともに、一層深刻化している人手不足や後継者不足の解決に向け、移住施策などと連動させた担い手確保の取り組みをスピード感を持って進めてまいります。

続いて、各分野における強化の内容について御説明申し上げます。

先日公表されました平成29年の本県の農業産出額は1,193億円と、産業振興計画がスタートする前の平成20年と比べて16.3%増加しております。

この間、農業分野においては、地域で暮らし稼げる農業を目指して、オランダから学んだ環境制御などの技術を本県の実情に合わせて改良し、学び教えあう場などを通じて普及を図るとともに、産地提案型による担い手確保対策、流通規模に応じた販売体制の構築などに取り組んでまいりました。

また、平成29年の農業産出額は、担い手が減少する中であっても前年より4.3%増加し、伸び率は全国第5位となっています。その要因の一つとして、次世代型こうち新施設園芸システムを初めとする環境制御技術の普及により、野菜の生産量が増加したことが挙げられます。

こうした流れを加速させていくため、最先端技術の導入や国内外への外商など、一連の施策をより一層強化してまいります。

まず、生産の拡大に向けては、次世代型こうち新施設園芸システムにAIなどの最先端の技

術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発に取り組み、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指してまいります。さらに、この取り組みを通じて創出される全国初の技術を多種多様なシステムや新製品の開発につなげ、国内外に展開する新たな園芸農業関連産業群の創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、流通の拡大に向けては、本年4月に新たにオープンするJA高知県の大規模直販所を核として、県外に向けた中規模・小規模流通の外商拡大を図ってまいります。その際、生産者の栽培方法や品質に関するこだわりも効果的に発信することにより、本県青果物全体の認知度や評価の向上を図り、基幹流通の需要の喚起にもつなげてまいります。

さらに、県と農業団体による農産物輸出拡大プロジェクトチームを設置し、海外での販路拡大が期待できる品目の掘り起こしや、産地と連携した販促活動を行うなど、生産から販売までの関係者が一体となって輸出促進の取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを進めるに当たっては、あわせて生産を支える担い手の確保が不可欠であります。このため、雇用就農者はもとより、自営就農者のさらなる確保に向けて、親元就農者をふやすための取り組みを一層強化するなどしてまいります。

畜産振興に関しては、肉用牛の増頭対策などに取り組んでおり、例えば、土佐あかうしと黒牛の飼育頭数は、平成25年度の3,787頭から昨年度は約1.3倍の4,818頭と計画を上回るペースで増加するなど、生産の拡大が進んでいるところです。

こうした中、本県の畜産振興に不可欠な施設となる新たな食肉センターの整備に向けて、新会社の運営にかかわる県やJAグループなどに

よる高知県新食肉センター整備推進協議会において、新センターの収支を慎重に試算し、精査した結果、初年度から黒字運営が可能となる見通しが改めて確認されました。このため、本年7月を目途に県とJAグループなどが出資する新会社を設立し、新センターの実施設計に着手したいと考えております。

また、四万十市の新たな食肉センターに関しては、昨年12月に開催された四万十市新食肉センター整備検討委員会において、屠畜場と部分肉加工施設が一体化した施設を整備することや、運営を第三セクターが行うといったことなどを盛り込んだ基本計画案が取りまとめられました。

これらの食肉センターは、本県の畜産振興の観点から極めて重要な施設であることから、その整備に向けて、市町村やJAグループなどと一層連携した取り組みを進めるとともに、生産基盤の強化や販路拡大などにも取り組んでまいります。

林業分野においては、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指して、森林資源を余すことなく活用する仕組みを構築すべく、川上から川中、川下にわたる総合的な施策を展開してまいりました。これまでの取り組みにより、平成29年の原木生産量は、平成20年と比べ59.8%増となる66万8,000立方メートルに拡大しております。

今後は、林業の成長産業化を目指して、市場ニーズのある付加価値の高い製品づくりや、そのための原木供給体制の確立、県産材の外商の強化、さらには全国的な木材需要の拡大といった取り組みを進めてまいります。

まず、原木生産のさらなる拡大に向けては、施業地の集約化を促進するとともに、路網整備を進めるなど、引き続き生産性の向上に努めてまいります。

また、付加価値の高い製品づくりに向けては、

市場が求める乾燥度や強度などを満たすJAS製品を安定的に供給していくため、中小製材事業体間の共同による乾燥施設整備などを推進することにより、県を挙げてJAS製品の生産体制を強化してまいります。あわせて、内装材など高付加価値製品の開発を推進するため、セミナーの開催や専門家による個別相談を行うなど、県内事業者の新たな製品づくりを一層支援してまいります。

次に、県産材の販路拡大に向けては、TOSA ZAIセンターにおいて、全国レベルの木造建築の専門家集団であるチーム・ティンバライズと連携し、個別に企業を訪問して積極的な提案型の営業活動を行うなど、外商の取り組みをさらに強化してまいります。

全国的な木材需要の一層の拡大に向けては、経済同友会や全国知事会の国産木材活用プロジェクトチームなどと連携し、公需、民需の両面から、非住宅建築物における木材活用の機運醸成などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、企業など施主となる方々に国産材を活用することの意義などをしっかりと理解していただくためのセミナーや現地見学会などを実施してまいります。

また、非住宅木造建築物の設計に携わる建築士が全国的に不足していることから、全国の建築関連団体などと連携し、全国各地においてスキルアップに向けた講習会などの開催を進めてまいります。

あわせて、林業の担い手の育成・確保に向けては、林業大学校において林業関係者のさらなる技術の向上を図るリカレント教育を充実するとともに、都市部におけるフォレストスクールの開催など移住施策と一体となった取り組みも進めてまいります。

水産業分野に関しては、平成28年の本県の沿岸漁業生産額は、養殖魚の生産量が減ったこと

などから前年に比べ減少してはおりますものの、平成20年と比べると17.1%伸びております。

この間、漁業生産の構造改革を進めるため、クロマグロなどの人工種苗生産技術の開発や定置網漁業などへの企業参入を促進するとともに、水産加工施設整備の支援などのクラスター形成や、大都市圏を中心に900店舗以上の登録がある、高知家の魚応援の店を活用した外商の強化など、一連の取り組みを進めてきたところです。

今後は、これらの取り組みを着実に進めるとともに、IoTの導入促進などによる効率的な漁業生産体制への転換や、水産物の輸出の本格展開、担い手対策の抜本強化などに取り組んでまいります。

まず、IoTの導入促進に関しては、生産現場や流通の技術革新に取り組む高知マリノイノベーションを推進してまいります。具体的には、釣り漁業における操業の確実性の向上や漁場の探索にかかるコストの削減を図るため、出漁前に魚の蛸集状況を把握できるよう黒潮牧場にレーダーなどを設置するとともに、水温データなどを活用した漁場予測システムの開発に取り組みます。あわせて、定置網漁業や養殖業に大きな被害をもたらす急潮や赤潮の発生予測手法の開発を行うとともに、市場への自動計量システムなどの導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、輸出の本格展開に向けては、本年3月に宿毛市に完成する県内最大級の水産加工施設において、クロマグロやブリなど養殖魚の加工を行い、国内はもとよりアメリカなど海外への輸出に積極的に取り組むこととしております。こうした動きとあわせて、新たに中国などの有望市場において、養殖魚を中心とした多種多様な水産物の販路拡大に取り組んでまいります。

また、担い手対策に関しては、移住促進・人材確保センターとも連携し、住居や求人などの

具体的情報を盛り込んだ漁村からの提案を積極的に発信してまいります。さらに、昨年10月に設置した漁業就業支援センターを一般社団法人化することにより組織体制を強化し、座学研修や産地市場での体験実習などの研修内容の充実を図るほか、漁業者の子弟の就業に係る支援制度を導入するなど、全国でもトップクラスの手厚い支援を実施してまいります。

本県の食料品製造業出荷額等は、平成28年には1,080億円となり、平成20年と比べて18.8%増加しております。この間、市場のニーズを踏まえた商品づくりや生産管理の高度化などの地産の強化と、地産外商公社の活動を中心とした国内での販路開拓や、ユズ、土佐酒を初めとする食料品の輸出の本格化などの外商の強化に全力で取り組んできたところです。

その結果、アンテナショップにおいて年間に扱う商品数が、当初の1,400商品程度から近年は2,500商品程度にまで増加するとともに、地産外商公社の支援による昨年度の成約件数が平成21年度の50倍を超えるなど、着実な成果につながっております。

今後は、こうした拡大傾向をより確かなものとするため、市場が求める商品づくりを促す仕組みの強化や、国内外への外商の拡大に一段と力を入れて取り組んでまいります。

まず、商品づくりについては、食にかかわる産学官の関係者が学び合う場として昨年度スタートした食のプラットフォームをより積極的に活用したいと考えており、セミナーや勉強会など事業者の学びの機会を一層充実するほか、専門家による伴走型の支援策を強化してまいります。あわせて、工業技術センターによる商品開発支援や、商品づくりの土台となる県版HACC P認証の取得支援についてもさらに強化してまいります。

外商の拡大については、国内においては、地

産外商公社がこれまでに築いてきたボランティアチェーンなどとの関係を生かして、その活動エリアを新たに関東以北にも本格的に広げるとともに、業務筋への外商拡大にも一層取り組んでまいります。また、公社の県内における活動を強化し、外商に参画する事業者のさらなる掘り起こしを図るほか、地域商社の主体的な外商活動への支援を充実してまいります。

さらに、輸出に関しては、水産物と土佐酒、ユズなどを一体的に売り込む取り組みを強化するとともに、地産外商公社の機動力や情報を活用して、新たに輸出に取り組む企業の掘り起こしや国内商社への営業活動を強化してまいります。また、海外の商社などとの連携を強化し、アメリカやヨーロッパなどの重点市場において、情報収集や販路開拓、その後のフォローアップを行う一連の支援体制の構築に取り組んでまいります。

ものづくり分野に関しては、平成28年の製造品出荷額等は5,678億円と、平成20年と比べ約190億円の減少となったものの、大企業の生産拠点再編に伴う大幅な減少があった電子部品を除くと約380億円、7.6%増加しております。この間、高知発のものづくりを国内外へと展開するため、生産性向上につながる設備投資や付加価値の高い製品開発の推進、ものづくり地産地消・外商センターによる外商支援に取り組むなど、事業者のものづくりを一貫して支援してまいりました。

来年度は、ものづくりの地産外商をさらに強化していくため、引き続き高付加価値な製品づくりと外商の拡大を促進してまいります。

まず、高付加価値な製品づくりに向けては、引き続き、ものづくり企業の製品開発を技術面、費用面で支援するとともに、防災関連産業に関する製品開発ワーキンググループを新たに立ち上げ、防災現場の課題に応じた価値提案型の製

品開発を促進してまいります。

次に、外商の拡大に関しては、防災関連製品の市場動向に精通したアドバイザーの委嘱や外商コーディネーターの増員により支援体制を強化し、市場拡大が見込まれる関西や中国地方なども含めて販路開拓を進めてまいります。

また、ものづくり分野の海外展開については、東南アジアなどを商圏とする国内外の商社と県内企業とのマッチングを図るとともに、現地のコンサルタントも活用し、海外見本市への出展を通じた営業活動やアフターフォローを行う体制を強化してまいります。あわせて、国際協力機構や日本貿易振興機構、高知県工業会などの関係機関と連携し、海外展開に踏み出す企業の掘り起こしから、現地情報の収集や専門家派遣、さらにはODA事業の活用をサポートまで一貫して企業の海外展開を支援してまいります。

こうした取り組みとあわせて、引き続き産業振興センターなどと連携して、さまざまな取り組みの土台となる事業戦略や経営計画などの策定と実行を支援してまいります。

商工会や商工会議所においては、地域経済の維持・発展に向けて、事業者の経営計画の策定や実行支援、商店街の活性化などに取り組んでいるところです。

こうした中、商工会などに対する補助制度については、これまで会員数の減少などに伴って補助が縮小する仕組みとなっておりました。しかしながら、近年商工会などに求められる役割は、地域の縮小に対抗してその活性化を図るため、質・量ともにむしろ増加してきております。このため、今般、制度の見直しを行い、しっかりとした事業計画に基づき、地域経済の活性化に主体的に取り組もうとする商工会、商工会議所を力強く支援する補助制度としたいと考えているところです。

あわせて、来年度からは、経営支援コーディ

ネーターを新たに2名増員して7名体制とすることにより、商工会による経営計画策定支援などの取り組みに対するサポートを拡充いたします。

一昨年3月から約2年間にわたり開催してまいりました「志国高知 幕末維新博」は、先月末をもって閉幕いたしました。第1幕開幕と同時にオープンしたメイン会場の高知城歴史博物館、そして第2幕開幕と同時にグランドオープンした坂本龍馬記念館を初めとする25会場には、期間中334万人を超える方々にお越しいただきました。

この幕末維新博の開催を通じて、県内各地の歴史観光基盤の磨き上げが大いに進んだものと考えております。御協力をいただきました関係者の皆様方に改めて感謝申し上げます。

また、昨年の県外観光客入り込み数は、豪雨や台風などの影響がありましたものの、1月から6月まで好調であったことや、秋以降は、好天に恵まれるとともに、国の観光復興に向けた取り組みや幕末維新博関連のイベントが功を奏したこともあって例年以上の伸びとなり、年間を通じた推計値は約441万人と、過去最高を記録した前年とほぼ同水準となったところです。

引き続き、435万人観光の定常化を目指すとともに、本県の強みである食、歴史、自然といった資源をさらに磨き上げ、本県観光のステージアップに向けた取り組みを展開してまいります。

今月1日、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」が開幕いたしました。スタートイベントを開催したJR高知駅前のこうち旅広場の会場には、3日間で9,000人を超える方々にお越しいただき、また新たな園地がオープンした牧野植物園にも、昨年同期の約4割増となる1,400人を超える方々に御来場いただいたところです。さらに、本キャンペーンの特設サイトへのアクセス数は、一昨日までの19日間で幕末維

新博の開幕時を上回る7万件に上るなど、順調なスタートを切ることができたと感じております。

来年12月までの約2年間にわたる自然&体験キャンペーンを通じて、旅行商品をつくる、売る、もてなすという一連のサイクルにより、これまで磨き上げてきた食や歴史資源に加え、本県のもう一つの強みである自然や体験資源を観光資源としてさらに磨き上げてまいります。

また、自然景観などの観光資源は、とりわけ中山間地域に多く存在していることから、このキャンペーンの取り組みは中山間対策に直結するものであります。民間活力も導入し、また集落活動センターの取り組みとも連動させながら、地域地域において新たな付加価値をつけて外貨を稼ぐ仕組みを構築することにより、中山間振興にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、こうした自然・体験型観光は外国人観光客の関心も高いことから、キャンペーンを通じてインバウンド観光への対応も強化してまいります。

このため、まず、旅行商品をつくる取り組みにおいては、市町村などと連携して、より魅力的な景観地やアウトドア体験施設などの整備を促進するとともに、土佐の観光創生塾などを通じて体験プログラムなどの磨き上げを行い、新たな旅行商品を造成してまいります。あわせて、地域の食や歴史資源などと組み合わせた観光クラスターの形成を進め、観光客の周遊を促進してまいります。

次に、旅行商品を売る取り組みにおいては、他県との差別化を図るため、県内の体験プログラムなどの情報を一元的に集約し、予約までスムーズに誘導する機能を持たせた本県独自の特設ウェブサイトなどを活用して、工夫を凝らした効果的な情報発信を行ってまいります。あわせて、旅行会社へのセールス活動も引き続き積

極的に展開してまいります。

また、もてなす取り組みにおきましては、県内に50カ所以上ある観光案内所において、観光客のニーズに応じたきめ細かな情報提供が行えるよう機能の充実を図ってまいります。さらに、各サイトのサービスの改善、レベルアップにつなげていくため、各案内所やウェブサイトなどを通じて得られた観光客からの評価を観光事業者の皆様にごフィードバックする取り組みも新たに行ってまいります。

国際観光に関しては、近年、クルーズ客船の寄港の増加に伴い、外国人観光客の入り込み数はふえているものの、外国人の旅行形態が団体旅行から個人旅行型にますます移行していることなどから、本県における外国人の延べ宿泊者数の伸びは足踏み状態となっております。

このため、ラグビーワールドカップ2019や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を追い風に、またインバウンドに適した自然&体験キャンペーンの取り組みを生かし、次の4つの対策を柱として、外国人観光客のさらなる誘客拡大に取り組んでまいります。

第1は、プロモーション対象市場の拡充であります。来年度は台湾、香港、シンガポール、タイに加え、中国や韓国において新たに本県観光のセールス拠点を設置し、個人や団体向けの旅行商品の販売促進を図ってまいります。また、自然や文化体験に関心の高いアメリカとオーストラリアの市場に向けて、在日外国人の専門家をコーディネーターとして配置し、本県の持つ魅力を生かした旅行商品の充実と販売強化に取り組んでまいります。

第2は、SNSを活用した個人旅行者向けの情報発信の強化であります。現在、クルーズ客船の外国人観光客などから好評を得ている観光施設やサービスについて、海外の旅行会社やメディアの目線で取材した内容を、海外向けの観

光情報サイトであるVISIT KOCHI JAPANと連動させてSNSで情報発信する取り組みを始めています。今後は、こうした取り組みにより得られたユーザーの反応を旅行商品づくりや情報発信の手法の改善に生かし、さらなる個人旅行客の誘客に努めてまいります。

第3は、アクセス環境の充実とチャーター便の誘致拡大であります。高知龍馬空港の国際化も視野に入れ、その機能の拡充に向けた検討を進めるとともに、将来の定期路線化も見据えて、チャーター便の誘致拡大に取り組んでまいります。

第4は、四国4県の連携推進であります。四国ツーリズム創造機構と四国4県が連携し、海外における旅行博への出展や海外旅行会社の招聘を促進するとともに、四国周遊商品の造成や販売強化などにも取り組んでまいります。

こうした一連の取り組みを通じて、本県のインバウンド観光のステージアップを図り、産業振興計画の目標に掲げる外国人の延べ宿泊者数30万人泊の早期実現を目指してまいりたいと考えております。

これまで申し上げましたとおり、今回の産業振興計画のバージョンアップに当たっては、輸出の拡大や国際観光の推進など、各分野の海外展開に向けた施策を本格化することとしております。このため、日本貿易振興機構との連携を一段と強化するとともに、ターゲットとするそれぞれの国や地域において、県の海外事務所や、輸出やインバウンド観光に係る海外拠点、同機構の現地事務所などとのネットワークの構築に取り組んでまいります。

これにより、食品やものづくりなどの各分野の輸出とインバウンド観光推進などの取り組みを、相乗効果をもたらすよう一体となって進めていく体制を整えてまいります。

移住促進については、これまで移住促進・人

材確保センターを中心に、市町村や関係団体との連携のもと、オール高知の体制で取り組みを進めてまいりました。

その結果、本県への移住者数は順調に伸びており、先月末時点の移住者は、対前年同期比15%増の732組と、本年度の目標である年間移住者900組の達成が目前となっております。

しかしながら、人口の社会増減の均衡に向けては、これまでの目標である年間移住者1,000組の定常化を超えて、移住者のさらなる増加を図ることが必要であると見込まれます。また、近年、地域間の競争が激しくなっていることにも鑑みれば、本県の移住促進策をもう一段強化する必要があると考えているところです。

このため、来年度は、移住促進・人材確保センターに新たにコーディネーター3名を加え、各産業分野の事業戦略策定支援や担い手確保対策とも連動させながら地域に潜在する人材ニーズの掘り起こしを進めるとともに、その情報を都市部の方々に効果的に発信する一連の取り組みをさらに強化してまいります。

特に、中山間地域においては、後継者不足などを理由に事業の拡大や継続を断念するケースが数多く見受けられますことから、商工会や商工会議所と連携し、経営計画の策定支援などを通じて人材ニーズを掘り起こし、地域外からの移住につなげる取り組みをスピード感を持って進めてまいります。

また、本県ならではの2段階移住の取り組みを力強く進めるとともに、国のわくわく地方生活実現政策パッケージによる支援策も活用して、首都圏からのU・I・Jターンを一層促進してまいります。

さらに、企業などの受け入れ体制の確保もあわせて重要であることから、インターンシップの拡充や、働き方改革の促進などの一連の取り組みもしっかりと進めてまいります。

継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みの一環として、起業や新事業展開の促進にも積極的に取り組んでいるところです。

昨年度スタートした総合的支援プログラムであるこうちスタートアップパークには、延べ600人を超える方々が参加され、こうち起業サロンの会員もおよそ350人となるなど、本県における起業に向けた機運は着実に拡大してきているものと考えております。

また、こうした取り組みなどを通じて起業や事業化に至った件数は39件に上っており、中には県産品を生かした地ビールの製造販売や、商店街のにぎわい創出につながるゲストハウスの開設といった好事例も生まれてきております。

来年度は、県内各地において起業のさらなる機運の醸成を図るとともに、より成長性の高い事業創出などを目指して支援プログラムを充実させたいと考えております。

具体的には、本県の強みである第1次産業や食などの分野において、県内の起業希望者と都市部の実績ある起業家がチームを組み、課題発見から試行的な事業開発までを協働で行う人材育成プログラムを新たに実施し、成長性の高い事業を生み出すためのノウハウの習得などを支援してまいります。

また、県東部と西部において、起業経験者による個別相談や体験プログラムを実施するとともに、地方でのチャレンジに関心のある都市部の方々を対象として、起業セミナーや事業化プログラムを開催してまいります。その際には、国の支援策も有効に活用し、起業と移住を組み合わせた取り組みを拡充してまいります。

あわせて、こうした取り組みを通じて得られた人脈をこうちスタートアップパークを初めとする県内の起業家のネットワークにつなげ、県内における起業のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

我が国においては、I o TやA I、ビッグデータなどの最先端のデジタル技術の革新が、社会や経済のあらゆる分野に変革をもたらしており、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第5の社会、いわゆるSociety5.0の実現に向けた動きが急速に進展しているところです。

本県においても、これらの最先端技術を活用してさまざまな分野の課題解決を図るとともに、この過程を通じて開発されたシステムの地産外商や企業集積により産業振興を目指す、高知版Society5.0の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。このため、次の3点を柱として取り組みを抜本強化してまいります。

まず1点目は、I T・コンテンツ関連産業の集積の加速化であります。これまで、首都圏からの企業誘致や人材の育成・確保などの取り組みを一体的に進めてきた結果、立地企業数が18社、新規雇用者数が約240人となるなど、関連産業の集積が着実に進んできております。来年度は、こうした動きのさらなる加速化を図るため、これまでの取り組みをもう一段充実強化したいと考えております。

具体的には、従来からのI T・コンテンツ関連企業に加えて、Society5.0に関連する幅広い分野の企業誘致を推進してまいります。また、I T・コンテンツアカデミーにA Iなどの技術を学ぶ講座を新設するとともに、県外における人材の掘り起こしから県内企業とのマッチングまでをトータルで推進する仕組みを構築するなど、人材を育成・確保する取り組みについても充実強化してまいります。

2点目は、現場のニーズに対応した機械の開発やI o T技術の導入などにより、第1次産業や中山間地域などのさまざまな課題の解決を図るとともに、開発された機械やI o Tシステムなどの外商を促進する、課題解決型の産業創出の加速化であります。

これまで、高知県 I o T 推進ラボ研究会を中心とした官民協働の取り組みにより、第 1 次産業分野を中心に 51 件のニーズを抽出し、このうち 32 件がプロジェクトの創出や製品完成に至るなど、新たなビジネスにつながる動きが醸成されつつあります。今後は、こうしたデジタル技術の活用を第 1 次産業だけでなく福祉や医療、防災などさまざまな分野に拡大するため、高知デジタルフロンティアプロジェクトを展開してまいりたいと考えております。具体的には、南海トラフ地震対策推進本部会議や日本一の健康長寿県構想推進会議を初めとする県の本部会議ごとに、それぞれの現場のニーズを抽出し、その情報をもとに民間企業と連携して I o T システムの開発を行うなどといった取り組みを進めてまいります。

また、最先端の技術シーズを持つ県外企業と県内企業が連携して実証実験を行う仕組みを構築することにより、Society5.0 関連の実証フィールドとしての本県の地位を確立し、県内におけるさまざまな課題解決や、高度なデジタル技術を持つ企業の集積の加速化を目指してまいります。

さらに、3 点目として、デジタル技術に関するワンストップ相談窓口を商工労働部内に設置し、個別相談や I T 企業とのマッチングを行うなど、県内企業におけるデジタル技術の導入を積極的にサポートしてまいります。これにより、業務の効率化とコスト削減を図るなど、県内企業の生産性向上に向けた取り組みをさらに促進するとともに、新たな商品やサービスの創出にもつなげてまいりたいと考えております。

以上のように、抜本強化した一連の取り組みを総合的に推進することにより、I T ・コンテンツ関連産業の集積が課題解決型の産業創出を促進し、この取り組みが企業立地の呼び水となつて関連産業の集積がさらに進むという好循環の

創出を図り、高知版 Society5.0 の実現につなげてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

昨年 7 月の全国知事会議で決議された健康立国宣言に基づき、私が委員長を務める全国知事会社会保障常任委員会を中心に、全都道府県参画のもと、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みが精力的に進められております。

具体的には、全国知事会に設置された重症化予防など 21 のカテゴリーから成るワーキングチームにおいて、各都道府県が先進事例や優良事例をお互いに学び合い、その横展開を図るとともに、それぞれの施策を深化させようと取り組んでいるところです。

さらに、有識者との意見交換などを通して得られた知見などをもとに、本年 4 月を目途として、健康立国宣言の実現に向けた提言の取りまとめを行い、国などに対して、提言活動を行っていくこととしております。

こうした取り組みは、持続可能な社会保障を目指すという点において、国の新経済・財政再生計画改革工程表 2018 と同方向性は同じであることから、引き続き 21 のワーキングチームにおいて優良事例の横展開などをさらに進めていくことにより、改革工程表の諸項目の進展にもつなげてまいりたいと考えております。

今般、こうした全国知事会の取り組みなども参考にしつつ、5 つの柱から成る日本一の健康長寿県構想の各施策をさらに充実強化し、同構想をバージョン 4 へと改定いたしました。

1 つ目の柱であります、壮年期の死亡率の改善を図るためには、県民の皆様の健康意識をさらに醸成するとともに、疾病の早期発見、早期治療につながる取り組みを着実に進めていくことが重要であります。

このため、子供のころから正しい生活習慣を

身につけるための健康教育を初め、高知家健康パスポート事業やがん検診及び特定健診の受診率向上対策など、年齢層に応じた取り組みを進めているところです。あわせて、壮年期の死亡原因の約2割を占める心疾患や脳血管疾患の原因となる血管病の重症化予防対策として、受診勧奨やかかりつけ医と連携した保健指導の取り組みも進めております。

来年度は、特に、糖尿病で通院する患者のうち重症化するリスクの高い方に対する保健指導を一層強化することとし、市町村へ専門家をアドバイザーとして派遣するなど、全国知事会のワーキングチームで学んだ全国の優良事例も参考にしながら、保健指導の取り組みをさらに充実してまいります。

2つ目の柱の、地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けては、高齢者一人一人の状況に応じて医療・介護・福祉のサービスを切れ目なくネットワークとしてつなぐ、高知版地域包括ケアシステムの構築が重要となっております。

このため、現在、各福祉保健所に配置している地域包括ケア推進監を中心に、各市町村や関係者の皆様と連携しながら、支援が必要な高齢者を把握する仕組みづくりや、入退院から在宅生活への円滑な移行の実現など、地域地域の課題の解決に向けた具体的な対応策の検討を進めているところです。引き続き、市町村などと連携し、サービス資源の量的な拡充やネットワークのさらなる強化に取り組んでまいります。

あわせて、地域における医療・介護・福祉のネットワークをさらに強固なものとするためには、これらの核となる各市町村の地域包括支援センターの機能強化がますます重要となります。このため来年度は、地域包括ケア推進監と市町村が連携して、各センターにおける課題解決に向けた取り組みなどを支援してまいります。

また、地域包括ケアシステムをICTを通じて支える基盤となる地域医療介護情報ネットワークシステムについては、現在、高知県医師会や医療機関で構成される協議会において、本年10月からの稼働に向けて作業が進められているところです。今後は、幡多圏域で先行して取り組まれている、はたまるねっととも連携を図り、県内全域を対象とした地域医療介護情報ネットワークを構築し、効果的かつ切れ目のない治療などにつなげてまいります。

医療分野に関しては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、地域の実情に応じた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指して、地域医療構想を推進しております。

現在、各圏域に設置した地域医療構想調整会議において、その地域の中核となる医療機関などを中心に、関係者間でそれぞれの医療機関が担う機能や必要な病床数などについての協議が進められているところです。

さらに今後は、医療機関がより詳細な検討を行い具体的な行動に移すことができるよう、検討段階から体制整備の段階まで一貫した支援をより強力に行ってまいりたいと考えております。

具体的には、各医療機関がよりふさわしい病床機能を考える際に参考となる客観的な指標をお示しするとともに、病床機能の転換を検討するために各医療機関が経営シミュレーションを行うことなどを支援するほか、複数の医療機関間の連携に向けた検討を促進してまいります。

また、各医療機関が介護医療院への転換を機に行う耐震化などに対する支援に加え、医療需要に応じた病床のダウンサイジングに対する支援策も拡充いたします。

こうした取り組みは、地域地域における医療や介護の需要の変化に応じて、バランスのとれたサービス提供体制の構築を目指そうとするも

のであり、ひいては一人一人の生活の質、いわゆるQOLを先々にわたって高めることにもつながるものと考えられます。地域地域において2025年のあるべき医療提供体制が構築されるよう、引き続き関係機関とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

3つ目の柱であります、厳しい環境にある子供たちへの支援については、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制を充実することが重要であります。このため、厳しい環境にある親子をリスクに応じた適切な支援につなげるとともに、少子化対策にも資する施策として、高知版ネウボラの取り組みを進めているところです。

本年度は、高知市といの町において、妊婦や子育ての支援にかかわる各機関が参加し、現状や課題などについて協議するネウボラ推進会議を開催するなど、この2市町を重点的に支援してまいりました。

来年度は、ネウボラ推進会議の開催を他の市町村にも広げるとともに、各市町村における妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターの機能強化や、多機能型保育事業所などのサービスの拡充を支援してまいります。あわせて、妊娠・出産・子育ての支援に携わる各機関の方々が定期的に情報共有する会議の設置を促進してまいります。

4つ目の柱であります、少子化対策の抜本強化については、引き続き、出会いの機会の拡充や働きながら子育てしやすい環境づくりに向けた取り組みなどを充実してまいります。

出会いの機会の拡充については、これまでの取り組みの結果、こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムや婚活サポーターなどによるお引き合わせ成立数が先月末までに1万5,978組となり、その後、4,264組がマッチングに至るとともに、県の支援を通じた成婚報告数

がトータルで200組を超えるなど、一定の成果が上がってきております。来年度は、市町村や地域の皆様と一層連携して、マッチングシステムの出張登録閲覧会を開催するとともに、婚活サポーターの協議会を設置するなど、出会いや結婚への支援を希望する方々に対するサポートを、地域地域において充実させてまいります。

また、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けては、先月末時点で314の企業や団体トップの皆様へ、育児休暇・育児休業の取得促進宣言に御賛同いただくなど、官民が協働して取り組んでいるところです。今後は、日ごろから休暇を取得しやすい職場環境の整備に向けて、時間単位の年次有給休暇の導入や働き方改革などの取り組みを支援してまいります。

あわせて、先月開催いたしました高知県少子化対策推進県民会議において、全ての構成団体の皆様から、安心して子育てできる環境づくりなどに向けて、みずから主体的に取り組む92の宣言と145の取り組みを発表いただいたところです。少子化対策の取り組みが県民運動として展開していくこととなるよう、引き続き構成団体の皆様とともに取り組んでまいります。

5つ目の柱であります、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化については、介護職員の定着促進に向け、業務の一層の効率化や負担軽減を図ることが重要であります。このため、本年度から本格的に開始した介護事業所認証評価制度の運用を通じて、魅力ある職場環境の整備を進めてまいります。

具体的には、認証評価制度に関するセミナーの開催や個別のコンサルティングを実施するとともに、新たに認証取得を目指す事業所の掘り起こしを行ってまいります。また、介護記録から請求業務までを一括して行うことのできるICTの導入を新たに支援するとともに、福祉機器の導入支援の対象を居宅系事業所にまで拡大

し、抱え上げない介護、いわゆるノーリフティングケアをさらに推進してまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

教育等の振興に関する施策の大綱に基づく取り組みについては、総合教育会議において進捗管理を徹底してきたところであり、それぞれの成果や課題を踏まえ、来年度に向けて同大綱の改訂を行うこととしております。

小中学校における授業改善に関しては、本年度は、中学校において、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちを県内31校で実施するとともに、同じ教科の教員が複数配置されていない小規模校においても、教科の枠を超えたチームによる定期的な話し合いを行ってまいりました。来年度は、これらの取り組みを103の市町村立中学校全てにおいて実施してまいります。あわせて、小学校においても、新たに若年教員を育成するためのメンター制を導入するなど、学校がチームとして不断に授業改善を図る仕組みを県内全域で構築してまいります。

小中学生の学力向上を図る上では、特に県内の児童生徒の約半数を抱える高知市における取り組みの強化が不可欠であります。このため、本年度は高知市の学力向上推進室に県から7名の指導主事を派遣し、さらに10月からは県教育委員会の指導主事3名を加え、課題の見られる学校への訪問指導を強化してまいりました。これにより昨年4月から先月末までに延べ1,695回の学校訪問が行われ、各学校の課題に応じたきめ細かな指導・助言が実施されるなど、授業改善に向けた取り組みが確実に進んできております。

来年度は、県から派遣する指導主事をさらに3名増員することにより、訪問指導体制の強化を図り、県と高知市との連携による学力向上対

策を一層徹底してまいります。

高等学校における学力向上に向けた取り組みに関しては、各学校の学校経営計画や学力向上プランの進捗管理を徹底しているところです。あわせて、本年度設置した学校支援チームが、昨年4月から先月末までに延べ834回の学校訪問を実施し、全ての県立高等学校を対象に授業改善や学校運営に関する指導を行っております。

来年度からは、新たに全国的に導入される、高校生のための学びの基礎診断を活用して生徒の基礎学力の定着度合いをはかり、その結果を各学校における学力向上プランや授業改善の充実につなげる一連の取り組みをスタートいたします。あわせて、学校支援チームの活動を強化し、授業改善の取り組みがさらに広がるよう教員の意識改革を促していくとともに、授業以外での学習時間を一層確保するための取り組みも進めてまいります。

厳しい環境にある子供たちへの支援に関しては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や校内支援会の充実を図るなど、いじめや不登校の予防と支援に取り組んでまいりました。しかしながら、依然として不登校の出現率は全国平均より高い状況が続いております。このため、スクールカウンセラーのスーパーバイザーや指導主事などで構成する不登校対策チームが、昨年11月から各学校や市町村教育委員会を訪問し、学校における組織的な対応の把握や、児童生徒の状況に応じた適時適切な支援に関しての助言を行っているところです。

さらに来年度は、不登校児童生徒数の約半数を抱える高知市における対策の強化を図ることとしております。具体的には、高知市が新たに配置する不登校対策アドバイザーと県の不登校対策チームが連携して市内の各学校を訪問し、不登校の未然防止に向けた学級づくりや、子供

の状況に応じたきめ細かな対応を各学校が組織的に行えるよう指導を充実してまいります。また、各市町村教育委員会との連携も強化し、地域における不登校児童生徒への学習支援などのさらなる充実に努めてまいります。

子供と向き合う時間を確保するとともに、教員の肉体的、精神的な負担を軽減するため、本県においても、教員の働き方改革をスピード感を持って進めていかななくてはなりません。

具体的には、国の事業を活用して、先進的に業務改善に取り組む実践研究校を高知市立の小中学校10校から59校全てに拡大するとともに、教員の事務的業務を補助するスクールサポートスタッフの配置を現在の20人から30人まで拡充してまいります。あわせて、教員の成績処理や出欠管理などの事務負担を大幅に軽減するための校務支援システムを、今後2カ年のうちに県内全ての市町村に導入したいと考えており、まずは来年度、公立小中学校の約7割に導入できるよう、市町村を支援してまいります。

また、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動については、昨年策定したガイドラインに沿って、適切な活動時間や休養日の設定などに取り組むとともに、顧問にかわり単独で指導や引率が可能な部活動指導員を28人から74人へと大幅に増員するなど、外部人材の活用も拡大してまいります。

次に、昨年12月に策定されました県立高等学校再編振興計画の後期実施計画について御説明申し上げます。

高等学校は、地域における教育の重要な拠点であるとともに、住民の皆様の生活にもかかわる大切な施設であり、とりわけ中山間地域においては、おのおの地域における存在意義は極めて大きなものがあります。このため、中山間地域の高等学校については、少子化の進行に伴い一層の生徒数の減少が見込まれる中であって

も、できる限りその存続を図る必要があると考えております。このため、可能な限り各学校の機能の維持・拡充を図るとともに、魅力と特色ある学校づくりを進めていくことが重要となってまいります。

具体的には、まず中山間地域の小規模な高等学校全てに遠隔教育システムを整備してまいります。この取り組みは、地域間における教育機会の格差の解消を図り、地域の子供たちが地元を離れることなく、中心部の大規模校と同様に希望する進路を実現できるようにすることを目指すものであり、あわせて中山間地域への移住の後押しにもつながるものと考えております。来年度は、同システムにおいて、大学進学に向けた進学指導講座や就職に必要な資格試験講座などの配信をスタートさせることとし、さらに高知県情報ハイウェイにおける通信環境が整う再来年度からは、数学や物理などの教科について単位として認定できる授業を実施してまいりたいと考えております。

また、地元からの進学率の向上はもとより、県内外からの生徒の確保につなげていくためにも、魅力と特色ある学校づくりにさらに力を入れてまいります。例えば、部活動に関しては、地元中学校と連携した活動を充実させるとともに、より全国上位を目指すことのできる優秀な指導者の招聘や練習環境の整備を進めてまいります。あわせて、地元の市町村や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、その地域ならではの教育内容の充実を図ってまいります。

さらに、市町村においても、移住や交流人口の拡大といった地域の活性化や、生涯学習の拡充など地域の教育力向上のために、中山間地域の県立高等学校を有効に活用しようという検討が行われ始めております。県としましても、中山間地域の振興の観点も踏まえて、こうした市

町村の取り組みを力強く支援してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第3期までの南海トラフ地震対策行動計画に基づき、津波避難空間の整備などさまざまな対策を進めてまいりました結果、想定死者数は第2期当初の約4万2,000人から約1万1,000人へと約74%減少する見込みであります。

来年度からの第4期行動計画においては、これまでの行動計画を土台として、各取り組みの進捗状況について定量的な分析を行い、南海トラフ地震に関連する臨時情報への対応や要配慮者支援対策の加速化といった、より難易度の高い課題にも正面から立ち向かうとともに、時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期まで視野に入れた取り組みも実施してまいります。

具体的には、第4期計画において、想定死者数を約5,800人にまで減少させることを目標として、次の10の重点課題を柱としてより積極的に対策を進めてまいります。

重点課題の1つ目は、住宅の安全性の確保であります。住宅の耐震化は、強い揺れから身を守るのみならず、迅速な避難確保の点からも重要であるなど、さまざまな地震対策の入り口となるものであります。このため、本年度拡充された国の補助制度も積極的に活用するとともに、全ての市町村において戸別訪問による啓発を継続するなど、スピードを緩めることなく取り組みを進めてまいります。あわせて、ブロック塀の安全対策や家具の転倒防止対策も着実に進めてまいります。

2つ目は、地域地域での津波避難対策の充実であります。第3期行動計画期間中に全沿岸域で実施した津波避難経路の現地点検の結果、倒壊のおそれのある住宅やブロック塀などにより、迅速な避難が妨げられる可能性があるといった

地域ごとの課題が明らかとなりました。

このため、住宅などの所有者に対する啓発を強化するとともに、避難の実効性の確保に向けて、障害物の除去や自主防災組織による避難訓練などの取り組みを支援してまいります。

3つ目は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に発表される、いわゆる臨時情報への対応であります。県としましては、一人でも多くの県民の皆様の命を守るため、この臨時情報が発表された場合には空振りを恐れず、具体的な対応をとる必要があると考えております。

このため、本年度中に公表される予定となっている国のガイドラインを踏まえ、市町村と連携し、スピード感を持って地域防災計画や津波避難計画などの見直しを行ってまいります。また、臨時情報が発表された際に、財政的理由によって市町村が対応をためらうことがないように、避難所の開設や運営に要する経費について、本県独自に支援してまいります。

4つ目は、前方展開型による医療救護体制の確立であります。これまで、市町村や地域の医師会などとともに策定してまいりました医療救護の行動計画に関して、今後訓練を重ねるなどして、より地域の実情に沿った形でバージョンアップを図ってまいります。

また、医療救護活動を担う人材育成の取り組みをさらに進めるとともに、孤立地域に医師などを搬送する体制も具体的に構築してまいりたいと考えております。加えて、DMATの抜本的な増強など、被災地外からの人的・物的支援の体制強化に国家的な課題として取り組むよう、引き続き国に対して提言してまいります。

5つ目は、避難所の確保と運営体制の充実であります。避難所については、これまでに約20万人分を確保したところですが、いまだに約3万人分が不足しております。このため、引き続き地域の集会所の耐震化や学校の教室利用を進

めるなどの対策を講じてまいります。

また、発災後、地域の皆様によって一定自律的に避難所の開設や運営を行っていただくことができますよう、引き続き運営マニュアルの作成や開設訓練の実施、必要な資機材の整備などに対する支援を行ってまいります。特に、運営マニュアルについては、配慮を必要とする高齢者や障害のある方への対応に加え、臨時情報が発表された際の運営方法を盛り込むなど、バージョンアップを重ねてまいります。

6つ目は、地域地域に支援を行き渡らせるための体制の強化であります。発災後、できるだけ速やかに県内全域において救助を初めとする応急活動を展開するとともに、支援物資などを各地に行き渡らせるためには、早期の道路啓開に加え、車両などの燃料の確保、物資配送体制の確立が重要であります。

このため、道路啓開計画のさらなる実効性の向上を図るとともに、物資配送体制の確立に向けて市町村の計画策定を支援し、訓練を通じて計画の実効性を高めてまいります。

また、国などからの燃料支援が届くまでの対策として、消防署などにおける備蓄を進めるとともに、県民運動として平時から小まめに自家用車などに満タン給油を行うよう啓発を強化してまいります。

7つ目は、県民生活の早期復旧に向けた取り組みの強化であります。避難生活から一日も早く日常生活への復帰を図るためには、迅速な住宅の確保やライフラインの復旧、災害廃棄物の処理が必要となります。

このうち、ライフラインの復旧に関しては、事業者も参加した訓練や復旧資材確保の取り組みなどを具体的に進めてまいります。あわせて、病院や庁舎などの重要施設の被災状況を関係機関が共有するための仕組みづくりにも取り組んでまいります。

また、大幅に不足する応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置き場について、民有地の活用など具体的な対応策を市町村と連携して検討してまいります。

8つ目は、高知市の長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助救出であります。引き続き、浦戸湾の地震津波対策である三重防護の取り組みを推進するとともに、浸水区域内に取り残された住民の皆様を確実かつ迅速に救出することができるよう、同市の救助救出計画の策定を支援するほか、避難場所からの救助に必要なボートや資機材の整備などについても取り組んでまいります。

9つ目は、要配慮者支援対策の加速化であります。東日本大震災では、高齢者や障害のある方々が数多く犠牲となり、また避難支援に携わった消防関係者や民生委員など多数の支援者も犠牲となりました。さらに、高齢者や障害のある方々が、生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で長く生活することを余儀なくされ、結果として健康を害したり、災害関連死を招いた事例も見られました。このため、第4期行動計画では、要配慮者支援の視点をあらゆる防災対策に盛り込み、充実強化することとしております。

まず、避難対策に関し、避難行動要支援者名簿の地域への提供率は約60%と他県に比べて進んでいるものの、要配慮者の避難のための個別計画の策定率は約10%にとどまっております。このため、市町村による個別計画の策定を県としても強力に支援する必要があると考えており、まず来年度は、沿岸の5地区をモデルとして、防災と福祉のスタッフが連携して悉皆的に個別計画の策定に取り組んでまいります。この取り組みを通じて計画策定に向けたノウハウを蓄積し、再来年度以降はこれを活用して他地域への展開につなげてまいります。

また、福祉避難所の受け入れ可能な人数がまだまだ不足している状況を踏まえ、市町村による福祉避難所の指定を支援するとともに、一般の避難所において要配慮者用スペースの確保や支援体制の整備を促進してまいります。

重点課題の10点目は、震災に強い人づくりを目指した啓発と教育の強化であります。南海トラフ地震から一人でも多くの県民の皆様の命を守るためには、何といたっても、県民の皆様による自助・共助の取り組みが重要であります。

このため、県民の皆様が地震の恐ろしさと対策の重要性を正しく理解し、事前の備えを進めていただけるよう、引き続き啓発活動を強化してまいります。あわせて、自主防災組織などの活動を支援し、地域防災力の強化を図ってまいります。

また、次の世代を担う若き防災リーダーの育成を目的とした高知県高校生津波サミットを継続して実施するなど、防災教育の推進にも一層力を入れて取り組んでまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震対策を進める上での命の道であり、経済活動を支える重要な社会基盤でもあることから、これまで、他県の知事と連携するとともに、全国高速道路建設協議会の会長として、国などに対しミッシングリンクの解消が図られるよう継続的に訴えてまいりました。

この結果、昨年11月には片坂バイパスが開通するとともに、再来年度までには中村宿毛道路や高知南国道路の全線開通が予定されるなど、四国8の字ネットワークの整備が着実に進んでいるところです。さらに、今月7日には国の審議会において、四国8の字ネットワークの宿毛ー内海間、奈半利ー安芸間のルートやインターチェンジの位置に関する方針が示されました。

これにより、県内全ての未事業化区間において、ルート案の概略が見えたこととなり、さらに一歩前進したものと受けとめております。

引き続き、未事業化区間の新規事業化と事業中の区間の整備が促進されるよう、沿線市町村や他県とも連携し、国などに対して積極的に政策提言を行ってまいります。

また、先に申しあげましたように、国から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が示されたことを受け、この機を逃すことなく、防災・減災に資するインフラ整備を加速させたいと考えております。具体的には、昨年7月豪雨により対策の重要性が浮き彫りとなった中小河川の改修を初め、道路のり面の防災対策や砂防施設の整備などの予防的な対策、浦戸湾の三重防護などの南海トラフ地震対策を加速してまいります。

加えて、3年間の集中投資期間以降も見据え、継続的に本県の防災・減災能力を高めていけるよう、全国知事会などとも連携しながら、引き続きインフラ整備の効果や必要性について国に訴えてまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

県土の約93%を占める中山間地域は、過疎化、高齢化が先行しておりますものの、本来、第1次産業はもとより、すぐれた食や文化、観光資源を持つ本県の中長期的な発展の源となる、本県ならではの強みを有した地域であります。このため、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現を目指して、産業をつくる、生活を守るの2つを政策の柱として、全庁を挙げて総合的な取り組みを進めてまいりました。

特に、中山間対策の核となる取り組みである集落活動センターにつきましては、先月9日に馬路村魚梁瀬で開設されるなど、先月末時点で

29市町村、48カ所で立ち上がっております。さらに現在、30カ所程度で開設に向けた準備が進むなど、着実に広がりを見せております。

こうした中、まだ一部ではありますが、過疎地域においても人口が増加した集落が出てくるなど、中山間対策の取り組みの効果があらわれているのではないかとと思われる事例も出てまいりました。

この流れをより確かなものとしていくためには、県内各地に広がってきている集落活動センターのネットワークを生かして、優良事例の横展開などを図りながら、産業をつくる取り組みと生活を守る取り組みをもう一段強化していかなければならないと考えております。

まず、産業をつくる取り組みについては、産業振興計画における第1次産業や自然・体験型観光などの取り組みと集落活動センターの取り組みを連動させ、地産外商の効果を各地域に波及させていくとともに、地域の資源を生かした独自の事業展開を図っていくことが重要であります。

このため、集落活動センターの活動段階に応じた財政支援や、事業計画づくりをテーマとした研修会の開催などを通じて、引き続きセンターの活動をバックアップするとともに、来年度は、それぞれのセンターの課題やニーズに沿って、専門家による一貫した伴走支援を行う仕組みを新たに設け、センターの経済活動が基幹ビジネスとして確立されるよう後押ししてまいります。

あわせて、首都圏や県内において、地域おこし協力隊などの人材の掘り起こしとネットワーク化の取り組みを強化し、将来の中山間地域の活性化を担う人材の確保にも取り組んでまいります。

また、生活を守る取り組みに関しては、先月から大川村で貨客混載の実証運行が始まったところです。これまでさまざまな事業スキームを

検討する中で得られたノウハウも生かしながら、各地域への横展開を図っていきたいと考えております。あわせて、生活用水の確保や買い物支援、移動手段の確保対策に係る市町村の取り組みについても、引き続き積極的に支援してまいります。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興については、高知県文化芸術振興ビジョンに基づき、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向けて、文化施設を中心とした文化芸術活動への支援、本県固有の文化資源の継承や活用、文化芸術の振興を担う人材の育成などに取り組んでまいりました。

中でも、先月まで開催してまいりました「志国高知 幕末維新博」を契機として、県内各地の歴史文化施設においては、展示環境の充実や資料の調査研究が進展し、本県の歴史文化の底上げが図られてきております。

本県にまつわるさまざまな歴史資源は、日本の歴史研究や本県の文化、教育の発展にも資する貴重な財産であると同時に、重要な歴史観光資源でもありますことから、今後もその発掘、保存、研究、展示などをさらに進めていく必要があると考えております。

このため、来年度から高知城歴史博物館に高度な専門知識を備えた人材による支援体制を整備し、県内の各文化施設における調査研究への支援や、文化施設の活動に携わる人材の育成などの取り組みを拡充してまいります。

また、古代より現代に至るまでの本県の発展の過程を時代や分野ごとにまとめた高知県史については、前回の修史事業の完了から約40年が経過しております。このため、2021年に高知県が設置されてから150年を迎えることを契機として、その後の時代変遷や近年の学術研究の成果なども踏まえ、新たな県史の編さんに着手した

いと考えております。

この新たな県史の編さん過程を通して、歴史や考古、民俗、自然などの各分野の資料の発掘や保存、研究を進め、その成果を広く県民に発信するとともに、県民共通の財産として後世に残し、さらに本県の歴史観光の振興などにもつなげてまいりたいと考えております。

県史の編さんに当たっては、膨大な労力と長い年月を要することから、来年度、まずは外部の有識者から成る準備検討委員会を設置し、新たな県史の編さん方針や段取り、編さん体制などの検討を進めてまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

第2期高知県スポーツ推進計画に基づくスポーツ振興の取り組みにつきましては、高知県スポーツ振興県民会議などを通じて関係者の皆様から幅広い御意見をいただき、今般、3つの柱ごとに施策をさらに充実強化し、同計画をバージョン2へと改定することとしております。

1つ目の柱であるスポーツ参加の拡大については、これまでに4市町で地域スポーツハブを立ち上げ、多様なスポーツ機会を創出するよう取り組んでまいりました。具体的には、各地域においてスポーツのニーズを調査するとともに、高齢者を対象にした健康運動教室の開催や、子供たちの希望に応じたスポーツ教室の立ち上げの検討などを行ってきたところです。

来年度は、新たに2つの地域スポーツハブを立ち上げ、より幅広い年代の方々にスポーツ活動の機会を提供できるよう取り組んでまいります。

また、スポーツを知る・始める機会を拡充するため、10月を県民スポーツ月間と定め、誰もが参加しやすいスポーツ体験イベントを集中的に開催するほか、SNSなどで積極的に情報を発信するなど、スポーツ参加に向けた機運の醸

成を図ってまいります。

2つ目の柱である競技力の向上については、選手の育成体制を強化するため、これまでに10競技団体において全高知チームを立ち上げたところであり、同チームにおいて、全国トップレベルの指導者を招いて、質の高い合同練習や指導者を対象にした実践研修などに取り組んでいるところです。

来年度は、全高知チームを13競技団体に拡大するとともに、国民体育大会を初め複数の大会ごとに目標を定めて計画的に強化練習を行い、その結果を踏まえ絶えず練習内容を改善するというPDCAサイクルを、チームごとに確立してまいります。

さらに、スポーツ医科学面から選手へのサポートを抜本強化するため、本年4月に高知県スポーツ科学センターを開設し、スポーツ科学の専門的な知見を有するスタッフを配置して、高度な体力測定や測定結果に基づく質の高いトレーニング指導を行うなど、合理的かつ効果的なサポートを行っていくこととしております。

中でも、全高知チームに関しては、高知県医師会など関係団体の御協力を得て競技別のサポートチームを編成し、メディカルチェックや栄養指導、メンタルトレーニングなどを含めた総合的なサポートを行ってまいります。

加えて、地域のスポーツクラブや教室の指導者のレベル向上も重要であることから、全高知チームとの合同の研修会の開催や、スポーツ科学センターによるサポートなど、継続的にその資質向上を図る取り組みを行ってまいります。

こうした一連の取り組みを、県体育協会などとも連携し、PDCAサイクルを徹底して進めていくことにより、県全体の競技力向上を加速してまいります。

3つ目の柱であるスポーツを通じた活力ある県づくりについては、プロやアマチュアスポー

ツの合宿誘致を初め、自然環境を生かしたスポーツツーリズムの推進などに取り組んでまいりました。

来年度からは、市町村のスポーツ施設の整備に対する支援を拡充し、地域の競技力向上やスポーツツーリズム振興の取り組みを一層推進するとともに、より多くの方々にスポーツを楽しむ機会を提供できるよう取り組んでまいります。

少子化対策と女性の活躍の場の拡大につきましては、引き続き、結婚や出産、育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、社会全体で支援する仕組みづくりを強力に進めてまいります。

まず、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターについては、現在5市2町で取り組みが展開されており、さらに複数の市町で開設に向けた準備が進められているところです。また、来年度からは、病児や病後児の預かりについても、本県独自の高知版ファミリー・サポート・センターの制度として新たに位置づけ、支援を拡充してまいりたいと考えております。引き続き、ファミリー・サポート・センターの県内全域への普及に向けて、地域の実情やさまざまなニーズを踏まえ、市町村と連携して取り組みを進めてまいります。

また、高知家の女性しごと応援室による女性の就労支援については、開設から4年余りで1,800人を超える方々から御相談をお受けし、うち600人を超える方が就職されるなどの成果があらわれております。

来年度は、さらに広報活動を強化し、潜在的な女性求職者の掘り起こしを積極的に行うとともに、働きやすい職場づくりや就労後の定着に向けた企業へのアドバイスを行うなど、引き続き取り組みを強化してまいります。

障害者雇用に関しましては、障害のある方の

活躍の場や機会を拡充するとともに、国が示した厳格な基準のもと、来年度早期に法定雇用率を達成するよう取り組みを進めているところで

す。具体的には、昨年来、国における障害者雇用の動きを注視しつつ、障害のある方に担っていただきたい業務の内容や業務量を把握するための全庁調査を実施するとともに、障害者雇用に関する先進地視察などを行ってまいりました。これらの結果を踏まえ、まず正職員について、障害種別を要件としない追加募集を行った結果、今回2名の方が合格され、既に採用予定の2名と合わせて計4名を採用することとしております。

また、非常勤職員についても、全庁調査の結果などを踏まえ、本年4月から10を超える所属で新たに雇用を開始する予定としております。

加えて、各所属の定型的な業務を集約して行うワークステーションを夏までに設置するよう関係機関と調整を進めているところです。ワークステーションでは、知的障害や精神障害のある方も含め10人程度を雇用する予定としており、各所属で新たに雇用する非常勤職員と合わせて、20人以上の募集を本年度中に行いたいと考えております。

これらの取り組みにより、予定どおり雇用できた場合には、法定雇用率を達成できる見込みであります。今後とも、国や他団体の動向も踏まえながら、正職員、非常勤職員ともに障害者雇用を推進してまいります。あわせて、障害のある職員が働きやすい環境づくりにも引き続き努めてまいります。

産業廃棄物の新たな管理型最終処分場の整備については、さきの12月定例会におきまして、最終候補地3カ所の現地調査の結果などを総合的に勘案した結果、施設整備による地域の皆様の生活への影響が最も小さく、地震による津波

の影響を受けることがないと考えられる佐川町加茂において進入道路を新設する案が最も有力ではないかと表明させていただいたところです。議員の皆様からは、絞り込みの時期や考え方について一定の御理解を示していただきましたことから、閉会后、速やかに、県として佐川町加茂を施設整備に適した箇所として絞り込むとともに、佐川町に施設整備の受け入れについて申し入れを行いました。

また、昨年末には、佐川町加茂地区の住民の皆様方に絞り込みの考え方などについて詳しく御説明をさせていただき、その際、候補地の選定過程に関する御質問や施設からの水漏れなどに関する御不安の声を数多くいただきました。このため、後日候補地選定の過程や施設の安全性などについてよりわかりやすく整理した資料を各戸にお配りするとともに、今月には、改めて加茂地区の住民の皆様とのお話し合いの場を設けさせていただきました。あわせて、エコサイクルセンターの見学会も開催したところです。

さらに、今後におきましても、佐川町や自治会の御協力をいただきながら、加茂地区の住民の皆様個別にお話をお伺いする場を設けさせていただくとともに、加茂地区以外の佐川町の4地区においても説明会を開催するなど、引き続き住民の皆様説明を重ねさせていただきたいと考えております。

住民の皆様の御不安などを一つ一つ解消できるよう、またより多くの皆様に施設の整備について御理解を深めていただけるよう、一層丁寧に取り組んでまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成31年度高知県一般会計予算など40件です。このうち、一般会計予算は、先ほど申し上げました5つの基本政策と3つの横断的な政策を推進するための経費を中心に、

4,607億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案など22件であります。

その他の議案は、高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案など11件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から27日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、2月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

2月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時40分散会

県政功労者表彰式

本日の会議散会直後、「高知県議会議員として在職した者の表彰等に関する規則」に基づく県政功労者表彰式が、次のとおり行われた。

1 式順

- (1) 開式の辞
- (2) 知事挨拶
- (3) 表彰状及び記念品（目録）の贈呈
- (4) 議長祝辞
- (5) 受賞者代表謝辞
- (6) 閉式の辞

2 表彰を受けた者

- (1) 議員としての在職期間が28年の者
塚地 佐智君
- (2) 議員としての在職期間が20年の者
(米田稔君は21年1カ月)
武石 利彦君 三石 文隆君
中内 桂郎君 米田 稔君
- (3) 議員としての在職期間が12年の者
(上田周五君は14年5カ月)
梶原 大介君 桑名 龍吾君
上田 周五君 中根 佐知君
吉良 富彦君

3 表彰状

表 彰 状

様

あなたは28年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されたのでその功績をたたえ表彰します

平成31年 2月21日

高知県知事 尾崎 正直

表 彰 状

様

あなたは21年余の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されたのでその功績をたたえ表彰します

平成31年 2月21日

高知県知事 尾崎 正直

表 彰 状

様

あなたは20年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されたのでその功績をたたえ表彰します

平成31年 2月21日

高知県知事 尾崎 正直

表 彰 状

様

あなたは14年余の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されたのでその功績をたたえ表彰します

平成31年 2月21日

高知県知事 尾崎 正直

表 彰 状

様

あなたは12年の長きにわたり本県議会議員として重責を果たし県政の発展に寄与されたのでその功績をたたえ表彰します

平成31年 2月21日

高知県知事 尾崎 正直

4 知事（尾崎正直君）挨拶

本日ここに、本県議会議員として多年にわたり県勢の発展に尽くしてこられました10名の議員の皆様方を表彰申し上げることとなりました。

表彰申し上げる皆様は、それぞれ県議会議員に当選以来、県政のあらゆる分野において多大な御功績を積み重ねてこられました。塚地佐智議員におかれましては28年、米田稔議員におかれましては21年余り、武石利彦議員、三石文隆議員、中内桂郎議員におかれましては20年、上田周五議員におかれましては14年余り、梶原大介議員、桑名龍吾議員、中根佐知議員、吉良富彦議員におかれましては12年にわたり、それぞれその卓越した識見とすぐ

れた手腕により、県勢発展のために御活躍をされてこられました。

今回表彰を辞退された池脇純一議員、黒岩正好議員を含めまして皆様方の在任期間中には、100年に一度の経済危機や、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった未曾有の大災害を初め、直近では今年の西日本豪雨などを契機とした災害への危機感の高まりなど、我が国と本県を取り巻く社会情勢に極めて大きな変化がありました。

そうした状況の中で、本県におきましては、全国に先駆けて進む人口減少による負の連鎖がもたらすさまざまな課題に対して真正面から向き合い、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や日本一の健康長寿県づくり、さらには南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化といった5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる政策を全力で展開してまいりました。その結果、各分野で地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少を続ける中においても、本県経済は拡大する経済へと構造を転じつつあり、県勢浮揚に向けた歩みはより確かなものになってきているという手応えを実感しているところであります。これも皆様方の御指導、御鞭撻によるところであり、ここに改めて皆様方の県議会議員としての御功労に、県民を代表し感謝申し上げます。

今後、県経済の拡大傾向を将来にわたり、より確かなものとし、県民の皆様がそれぞれの地域地域において健康で、将来に希望を持って暮らしていけますよう、全力で取り組んでまいります。今後とも十分に御自愛の上、県勢の発展に向けて、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにおめでとうございます。

5 議長（土森正典君）祝辞

ただいま県政功労者として知事表彰を受けられました議員各位に対しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

このたび受賞の栄に浴されました塚地佐智議員を初め10名の方々におかれましては、議員在職28年、20年あるいは12年と、それぞれ長きにわたり地方自治の振興と県勢発展に貢献をされました御功績により顕彰されたものでありまして、心からお喜びを申し上げます。

今回表彰を辞退されました池脇純一議員、黒岩正好議員を含めまして、それぞれ在職年数に違いはありますが、初当選以来、今日に至るまで、県政に対する限りない情熱と使命感を持ってふるさと高知県の発展のため日夜を分かたず御尽力をいただきました。ここに、その長年の御功労に対しまして深甚なる敬意と感謝の意を表する次第でございます。

今、地方は、それぞれの地域の特性を生かし、主体的な取り組みを行っていくことが何よりも重要であります。県議会も政策提言など、果たすべき役割はますます増大しております。

皆様におかれましては、今後とも一層御自愛の上、多年にわたる貴重な経験と豊富な識見を遺憾なく発揮されまして、高知県の発展と県民の幸せのために御活躍されますよう心からお願いを申し上げる次第であります。簡単ではございますが、議長としてのお祝いの御挨拶とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

6 受賞者代表（塚地佐智君）謝辞

ただいま県政功労者として表彰を受けました10名を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

私たちは、高知県議会議員としてそれぞれ28年、20年あるいは12年在職したゆえをもち

まして、知事から表彰いただきました。まことにありがとうございました。また、先ほどは知事並びに議長から丁重なお言葉をいただきまして、大変恐縮しているところでございます。私たちが県政功労者としてこうして表彰を受けられますのも、県民の皆様はもとより、先輩・同僚議員の方々、また執行部職員の方々や報道関係者の皆様方の温かい御指導、御支援のたまものと、心より感謝を申し上げたいと思います。

顧みますと、私たちが県民の皆様から御支援をいただき県議会に議席を得ましたのは、平成3年から19年にかけてでありました。今日に至るまでの間、国内では、厳しい財政状況や、人口減少、少子高齢化の急速な進行など、経済や社会情勢が大きく変化してきました。また、東日本大震災や西日本豪雨など、大規模な自然災害にも見舞われてまいりました。そうした中で本県は、課題解決先進県を目指して、産業振興計画の推進や日本一の健康長寿県づくりなどに取り組み、その成果があらわれてきておりますが、さらに充実させていかなければなりません。また、近年の多発する自然災害を見ましたときに、危機管理の意識を持つことの重要性を再認識したところですし、県民の命と生活を守るために、災害対策のさらなる強化の必要性を改めて感じているところです。

これからも、県民の皆様が安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、議決機関としての県議会の役割はますます重要になっており、一層の努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

どうか、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

貴重なお時間もいただきまして、本当にありがとうございました。

平成31年 2月28日 (木曜日) 開議第 2 日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成31年 2月28日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

- 造成事業用地)の取得に関する議案
第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
第 73 号 県道の路線の認定に関する議案

第 2 一般質問
(3人)

午前10時開議

○議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

第46号議案及び第47号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末468ページに掲載〕

質疑並びに一般質問

○議長(土森正典君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番梶原大介君。

(17番梶原大介君登壇)

○17番(梶原大介君) おはようございます。梶原大介でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本年1月7日に天皇陛下が御即位をされて30年となり、去る2月24日には政府主催の御在位30年記念式典が開催をされ、翌25日には、この高知県においても県主催の記念式典が開催をされました。天皇陛下におかれましては、御在位30年をお迎えになられましたことを謹んでお祝い申し上げます。

また、このたび御成婚60年をお迎えになられました皇后陛下とともに常に国民に寄り添ってくださり、日々国の安寧と世界の平和と人々の幸せを全身全霊をもって祈り続けてくださいましたことに、国民の一人として心から感謝を申し上げますとともに、天皇皇后両陛下の御健康と皇室の御繁栄を心よりお祈り申し上げます。

それでは、自由民主党を代表いたしまして、通告に従い順次質問をさせていただきます。

本年1月28日開会の第198回国会の冒頭に、安倍内閣総理大臣が施政方針演説を行いました。その内容においては、まず初めに天皇陛下の御

退位と皇太子殿下の御即位に触れられ、国民こぞってことほぐことができるよう万全の準備を進めていくと述べられております。

次に、全世代型社会保障への転換として、本年10月からの幼児教育の無償化や介護の受け皿づくりに取り組むこと、また次に成長戦略として自動運転の解禁や遠隔教育の推進、また地方創生や戦後外交の総決算に触れ、最後に憲法においては、次の時代への道しるべとして国会での各党の議論が深まることを期待するとしており、平成のその先の時代に向かって日本のあすを切り開く、ともにその責任を果たしていこうではありませんかと締めくくっております。これはもちろん、与野党問わずの国会議員はもとより、全国民に対しても呼びかけたものでもあると存じております。

この、平成としては最後となる、これからの国の内政及び外交、国政全般における内閣の基本方針としての施政方針演説から始まりました今国会において、現在来年度予算や税制改正などの議論が進められております。

平成31年度一般会計予算の総額は、2018年度当初比で3.8%増の101兆4,571億円となり、7年連続で更新をし、過去最大となっております。その歳入においては、税収は62兆4,950億円、バブル期のピークである平成2年の60.1兆円を抜き、過去最高を更新すると見込んでおりますし、歳出においても、3分の1を占める社会保障費が34兆円を超え、過去最高を更新するものとしております。また、重点項目として、全世代型社会保障制度への転換、消費税引き上げによる経済への影響の平準化、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの国政課題に取り組みながらも、国債発行額を7年連続で縮減するなど、財政の健全化にも努めるものとしております。

また、平成30年度第2次補正予算においては、

「防災・減災、国土強靱化」、T P P協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援などにより、2兆7,000億円の補正予算が今月7日に成立をしております。

昨年12月21日に平成31年度予算案が閣議決定をされました際には、地方6団体として、地方財政対策において、地方交付税や地方の一般財源総額の前年を上回る確保や、臨時財政対策債を前年度から抑制したことなどは、これまでの提言に沿ったものであると評価をする一方で、今後の地方税財源の確保、充実を求めるなどの声明を出しております。

現在国会で議論をされております国の平成31年度予算並びに成立をしました平成30年度第2次補正予算について、これまでの国への要望や国と地方の協議、また行ってきた政策提言などを踏まえての御所見を知事にお伺いいたします。

また、同じく現在議論が行われております平成31年度の税制改正においても、与党税制改正大綱について、地方法人課税の偏在是正についてなどの要望を、これまで全国知事会として行われております。その大綱においては、税源偏在があれば地方税の充実の障害になるとし、地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要との認識を示して、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、ともに持続可能な形で発展をしていくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずるとの結論を出しております。

この平成31年度税制改正案について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、新経済・財政再生計画改革工程表2018についてお伺いいたします。昨年6月に閣議決定をされました骨太の方針2018においては、新経済・財政再生計画が定められ、この中で財政

健全化目標として、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指すこととしております。また、その取り組みを具体的に進めるため、昨年12月、経済財政諮問会議において、新経済・財政再生計画改革工程表2018が取りまとめられました。3年ぶりに全面改定されたこの工程表においては、平成31年度からの3カ年度を基盤強化期間とし、社会保障や社会資本整備、地方行財政改革、文教・科学技術などの主要な分野ごとに改革の取り組みや政策目標が詳細に定められております。

今後、次年度以降まさに平成のその先の国の予算編成や社会保障制度、地方の行財政改革などに幅広くかかわってくるものでありますが、国の財政健全化に向けた新経済・財政再生計画改革工程表2018の取り組みについて知事の御所見をお伺いいたします。

それでは次に、高知県の県勢浮揚に向けての5つの基本政策、また横断的にかかわる政策に関連をするものについて、順次お伺いをさせていただきます。まず、教育についてお伺いいたします。

高知県の将来を担う子供たちへの教育の充実に取り組むための、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画は、来年度最終年度を迎えます。これまでの取り組みについては、県の総合教育会議において徹底した進捗管理を行い、それぞれの成果と課題を踏まえ、来年度に向け改訂を行うこととされております。

昨年12月の第3回の会議では、目標の達成状況や本年度の施策の進捗状況、そして第3次改訂の概要について議論が行われております。改訂の主なものとして、チーム学校の取り組みの徹底、厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の強化、県立高等学校再編振興計画の推進に向け取り組みを進めていくこととなっております。

す。

最終年度を迎え、まず大綱におけるこれまでの取り組みをどのように総括するのか、また改訂を行い最終年度にどう臨まれていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、その改訂について、まず小中学校の授業改善の徹底についてお伺いいたします。平成28年度から中学校において教科の縦持ちが導入をされ、本年度は実施可能な31校全てにおいて拡大をしております。小規模中学校においても、昨年度からは教科の枠を超えたチームで授業改善を進める教科間連携を11校で導入し、教員同士で学び合う仕組みづくりについての研究が行われております。

教員の大量退職に伴い初任者が急増する中で、効果的な教育技術の伝承が求められておりますが、近年県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の全国学力・学習状況調査の結果においては、小学校はここ数年下降傾向にあり、また中学校は特に数学において全国平均と県平均を大きく下回る大変厳しい状況でございます。このことから、昨年4月より県から7名の指導主事を派遣している高知市学力向上推進室に、10月から新たに3名を加え、特に課題の見られる学校への訪問指導の強化をされております。

今後、中学校においては、縦持ち指定校など先行的に取り組んだ学校の成果をいかに普及させていくのか、また小学校においては、学級担任制によるため、日々の授業や生徒指導、学級経営が個々の学級担任に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でないといった課題がある中で、来年度いかに取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

次に、高等学校における基礎学力定着に向けた取り組みの徹底についてお伺いいたします。県立高校の全日制及び多部制昼間部全36校で実

施をしております学力定着把握検査のうち、国語、数学、英語の基礎学力を診断する検査を実施している30校において、最も学力が低い層と言われるD3層の生徒が全体の3割に達しており、大きな課題が浮き彫りとなっております。

このため、本年度は学校支援チームを設置し、各校への定期的な訪問により、授業改善やカリキュラムマネジメントの強化に向けた助言や指導などを行い、これまでに延べ800回を超える訪問などの取り組みの結果、本年度の2年生では、入学時に31.0%であったD3層の生徒の割合が9月には13.6%と、その成果もあらわれてきております。

今後、授業改善の取り組みを3教科だけではなく、学校全体の取り組みとして拡充をしていく必要があると思われませんが、来年度の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、県立高校の再編についてお伺いをいたします。平成31年度からの5カ年の再編振興に向けたものとして、昨年12月に県立高校再編振興計画後期実施計画が策定をされました。この計画の柱には、ICTの活用による中山間地域の高等学校での教育環境の充実や、各校の特色を生かし、魅力ある学校づくりを推進するための方策などを掲げております。

先日の知事提案説明の中でも、高等学校は住民の皆様のご生活にかかわる大切な施設であり、とりわけ中山間地域ではその存在意義は極めて大きいとし、できる限りその存続を図り、またそのために各校の魅力と特色ある学校づくりを進めていくことが重要であると言われております。来年度の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、産業振興計画の改定についてお伺いをいたします。知事就任直後より約1年の策定期間を経て、平成21年度から実質スタートをした産業振興計画は、本年で10年が経過をいたしま

す。この間の実績については、各産業分野の産出額が増加傾向にあることや、県内実質GDPがプラス成長へと転じていることなどを挙げられております。

当時、計画のスタート時においては、リーマンショックを受けて世界的に景気が冷え込む中で地産外商に挑戦をするという、逆風の中でのスタートであったと思いますが、その後の大河ドラマ龍馬伝による観光熱の高まりや、アベノミクスや地方創生など国の政策の追い風もあり、高知県経済は順調に伸びてきたところでございます。もちろん国の経済政策や関連施策の追い風をしっかりと捉えることができたのは、毎年PDCAを回しながら計画を見直しバージョンアップを図ってきたからこそであり、そのことがさまざまな成果にもつながってきたものと存じております。

いよいよ第3期計画も最終年度を迎える中、次のver.4では、この10年の実績をもとに新たな10年の展望を開くスタートとすることが重要であるとされております。

そこで、次の10年に向けての第一歩となる第3期産業振興計画のver.4への改定に向けて、まずこの10年をどのように総括されたのか、そして最終年度に向けどのように臨まれるのか、知事に御所見をお伺いをいたします。

次に、それぞれの産業分野についてお伺いをいたします。まず、農業振興について、本年1月に設立をされましたJA高知県についてお伺いをいたします。

現在の日本の農業を取り巻く環境は、国内においては農業者の高齢化や農業後継者と農業労働力の不足、また国際的には、昨年12月30日にTPP、本年2月1日には日欧EPAが発効され、農業分野でもさらなる国際競争の場に立たされることなどの将来に向けた課題を抱えております。

本県においては、平成7年から平成27年までの20年間で農業就業者人口は半減をし、農家人口の高齢化率も29%から44%へと上昇を続けております。特に県内34市町村の全てが有する中山間地域においては、同じ期間の比較では、農業就業者人口は約55%減、その高齢化率は30%から46%へとさらに上昇をしており、本県の今後の農業振興には、耕地面積の約8割を占める中山間地域の農村と農業を発展させていくことが必要不可欠でございます。

こうした状況の中、J Aグループ高知では、今後のますます厳しくなる農業を取り巻く環境に対応すべく、個々のJ Aの枠を超え連合会も含めた県域全体で、人材、資金、施設などの経営資源を結集して運営や事業の高度化などを図ることにより、将来にわたって農業の発展に貢献をし、豊かで暮らしやすい地域社会をつくっていくことを目的に、本年1月J A高知県を設立されました。

その機関紙によりますと、正組合員数は約4万7,000人で全国第7位、販売取扱高は約664億円で全国第2位、購買品供給高は約307億円で全国第4位と、全国屈指の農業協同組合になられたとのことであり、今後の本県の農業振興に大きな役割を担ってもらえるものと期待をするものでございます。

合併から約2カ月が経過をいたしました、J A高知県に対しまして今後どのようなことを期待するのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回の12J Aの合併によりJ A高知県は高知県全域を対象とすることとなったことから、組合員は県下一律のサービスを受けることが可能となりました。合併により大きくなった経営資源を有効活用し、そのスケールメリットを発揮することにより、その効果が組合員の所得の向上や生活の安定に反映されるなど、組合

員から評価をされることも非常に重要となってまいります。

J A高知県は、今回の合併によるスケールメリットを具体的にどのように生かし、農業者の所得の向上や生産拡大につなげようとしているのか、またその取り組みに対して県としてどう支援などをしていくのか、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、Next次世代型施設園芸農業についてお伺いをいたします。これまで県では、オランダの環境制御技術などの先進技術を取り入れ、高知県の栽培条件に適応させた次世代型こうち新施設園芸システムを開発し、本年度末には次世代型ハウスは209棟、46ヘクタールまで整備が進み、炭酸ガス発生装置などの環境制御技術の導入率も50%まで拡大をする見込みとなっております。

さらに、本年度から産学官が連携をし、この次世代型システムにI o TやA Iなどの先端技術を融合させ、さらなる高収量・高品質・高付加価値化や超省力化・省エネルギー化を目指すとともに、これらを実地で開発することにより、機器関連産業群の創出・集積を図るNext次世代型の取り組みをスタートさせました。

昨年10月には、国の地方大学・地域産業創生交付金の事業に採択をされ、本年度から5年間で約29億円の交付が決定をし、大きく分けますと、生産性システム・省力化研究、高付加価値化研究、流通システム・統合管理研究の3つの課題研究に取り組んでいくとのことであり、プロジェクトの成功、早期実現が期待をされるところでございます。

本プロジェクトの取り組みの中で、今年度からJ Aの集出荷場に蓄積をされている等階級別の出荷量などのデータを活用した出荷予測システムの開発に先行して取り組んでおられますが、現在の開発状況と今後システムをどのように農

家の所得向上につなげていくのか、今後の展望について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興についてお伺いいたします。これまでの林業分野の取り組みにおいては、原木生産のさらなる拡大、加工体制の強化、流通・販売体制の確立、木材需要の拡大、担い手の育成・確保の5つの柱を立てて、川上から川中、川下までの総合的な施策を展開してまいりました。

その中の川中、川下においては、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備などにより、いわゆるB材からC・D材までの安定的な需要を確保するとともに、山側においては、高性能林業機械の導入や路網整備を推進し、原木の生産性の向上に取り組んできた結果、産業振興計画前の平成20年の41万8,000立方メートルから、平成29年の66万8,000立方メートルまで、1.6倍に増加をしており、一定の成果が上がっているものと存じております。

ただ、計画では、今後においても平成37年に90万立方メートルの原木生産量の目標を掲げており、さらなる生産拡大を進めていくためには、間伐による原木生産に加えて、主伐による原木生産を進めていくことも必要となってまいります。この際に、将来にわたり持続的な林業生産活動が可能となるためには、主伐をした後に適切な再造林が行われ、森林資源が維持されるようにしていくことが大変重要となってまいります。

しかしながら、現在主伐後に再造林が行われている面積は約4割程度であり、今後の主伐の増加を見据え再造林の促進を図っていくことが必要と思われませんが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次に、水産振興についてお伺いいたします。県内の漁業者数は、国の統計によると、平成25年には約4,000人を割り込み、過去15年間の推移

では5年間で約1,000人のペースで減少を続けており、平成30年の結果はまだ出ておりませんが、3,000人を下回ることが危惧されております。また、その年齢構成を見ましても、60歳以上の割合が増加し、平成25年には過半数を超え、他の産業に比べましても高齢化が一層深刻な状況となっております。

県では、水産業分野の取り組みの中でも、担い手の確保を重要な柱と位置づけ、就業を支援するアドバイザーの配置や、漁船取得を支援する漁船リース事業を創設するなど、施策のバージョンアップを図ってまいりました。しかしながら、これらのさまざまな取り組みにもかかわらず、漁業者の減少を食いとめるには至っておらず、また日本の漁業全体でこの課題には向き合っているものと存じております。

こうした中、来年度予算では、昨年水産振興部内に立ち上げた漁業就業支援センターの体制を強化し、担い手確保の抜本強化を図ることとされております。

長年の課題である漁業の担い手確保にどのように取り組んでいくのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、商工業振興について、まず高知版Society5.0の取り組みについてお伺いいたします。知事は、提案説明において、高知版Society5.0の実現に向けての取り組みを抜本的に強化し推進していくと言われております。このSociety5.0は、科学技術基本法に基づき、国が5年ごとに策定をしている科学技術基本計画の第5期計画で初めて提唱をされた我が国発の未来社会のコンセプトであります。それによりますと、サイバー、仮想空間とフィジカル、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会とされております。

もう少し具体的に申しますと、フィジカル――

現実の空間から、センサーとI o Tを通じてあらゆる情報がサイバー——仮想の空間に集積をし、さらにその情報をA Iが解析した上で、高い付加価値をつけて仮想空間から現実空間にフィードバックすることによって、新しい価値やサービスが次々に創出をされ、人々に豊かさをもたらすというものであります。

これに関しては、日本はもとより世界中のI T企業などが、I o TやA I、ビッグデータ、ロボットなどの最先端技術に可能性を見出し、新たな技術やサービスの創出にしのぎを削っております。最近では、これに関するニュースをテレビや新聞などで見ない日はないと言っても決して過言ではありません。

このような状況の中で、本県でも高知版Society5.0の実現に向けて目指していくということは、功を奏せば第1次産業や中山間地域の課題を解決し、今後の県勢の発展につながるのみならず、地方への人の流れをつくるための起爆剤ともなり得るとの期待も寄せるところでございます。

本県で最先端のデジタル技術の活用を進めていくことの意義や今後の取り組みについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、川谷刈谷工場用地での企業立地についてお伺いいたします。昨年9月末に、元ルネサス社の高知工場の譲渡先が、愛媛県に本社を置く丸三産業株式会社に決定をされ、10月には丸三産業と香南市との間で進出協定が締結されております。ルネサス社から工場の閉鎖に関連する発表が行われて以来、県政における重要な課題として、県議会においても本会議や委員会での議論を重ね、また執行部とともに譲渡先の確保にも努めてまいりました。

先月には、6月から一部操業を目指すとの報道もありましたが、このたびあの場所で新たに事業が開始をされますことは、積年の県政課題

でもありました香南工業用水道の本格稼働と、県の製造品出荷額にも大きな影響を与える規模の企業の撤退という負のイメージを払拭する大変明るいニュースであったと、多くの関係者や県民の皆さんもうれしく感じられたことと存じております。

このたびの進出を機に、香南工業用水道事業について、丸三産業株式会社への安定的な給水の確保や給水コストの削減、維持管理などの観点から、香南市の工業用水道事業と統合し県が主体となって事業を行っていくことについて、さきの12月議会において関連予算の審議を行い、また今議会には、その給水能力を引き上げるため、高知県公営企業の設置等に関する条例の改正議案が上程をされております。

以上のような経過から、現在はルネサス社から譲り受けた川谷刈谷工場用地の分譲については、工業用水の利用に係る条件等を見直して3月8日までの再公募を行われておりますが、現在どのような状況であるのか、また今後どのように取り組むのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。幕末期から明治維新にかけて多くの偉人を輩出した本県であります。大政奉還と明治維新からそれぞれ150年の節目に当たる一昨年と去年に合わせて約2年間にわたり、歴史観光を中心とした「志国高知 幕末維新博」が開催をされ、先月末をもって閉幕されました。開催期間を通して、メイン会場である高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、そして県内各地にある地域の博覧会会場などには334万人を超える方々が来場され、県内各地への波及効果も及んでいるものと存じております。

また、去年は多くの観光客が本県に訪れる夏場に豪雨や台風などの災害に見舞われながらも、昨年1年間の県外観光客入り込み数は約441万

人と、過去最高と同水準となったのも、それぞれの地域や観光業界と行政などが力を合わせての取り組みの結果であるものと存じております。

2年間の開催期間を終えました「志国高知 幕末維新博」の総括について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」についてお伺いいたします。今月1日から自然・体験を前面に打ち出した新たな観光キャンペーンがスタートいたしました。JR高知駅前のこうち旅広場ではスタートイベントが開催をされ、幕末維新博の勢いを引き継ぎ、大いににぎわったとお聞きをしております。

このキャンペーンでは、これまで磨き上げてきた歴史や食を生かした観光振興にも引き続き取り組みつつ、中山間地域の振興やインバウンド観光の強化を目指して展開をされることとなります。目の前に広がる太平洋とその背後にそびえる四国山地の間を清流が流れるという独特の地勢と手つかずの自然景観、またその中でさまざまな自然・体験は多くの観光客を魅了させることができるものと期待をいたすところでございます。

今後、県内各地で山、川、海などの自然を生かしたさまざまな体験メニューの磨き上げや、中山間地域の暮らしや伝統文化などにも触れられる体験などの観光基盤づくりが進められるものと存じております。

そこで、本県の目標としております435万人観光の定常化や、さらなる観光振興にかける知事の思いを踏まえまして、このキャンペーンの取り組みについて知事に御所見をお伺いいたします。

次に、中山間対策についてお伺いいたします。

日本全国の地方が抱える課題である人口減少にいち早く陥った高知県では、中山間地域においていまだ人が減り、地域の維持が困難な状況

が続いております。

人口の減少による経済の縮小、それによる雇用の場の縮小、若者の域外への流出、同時に進行する過疎化、高齢化と少子化の加速、そしてさらなる人口減少という負のスパイラルからいかに脱却をするか、大変厳しい道のりではございますが、知事もよく言われる、中山間の発展なくして高知県の発展はなしとの言葉にもあらわれますように、今回の平成31年度予算並びに先日の提案説明においては、知事の中山間対策にかける決意が伝わってまいります。本来、中山間地域は、第1次産業はもとより、すぐれた食や文化、観光資源を持つ本県の中長期的な発展の源とし、全庁を挙げて取り組みを強化するとされております。

産業振興計画の改定においては、これまでの取り組みの施策群を特に中山間地域で展開することを意識するとし、観光においては、中山間の各地において付加価値をつけて外貨を稼ぐ仕組みをつくることとし、また農業においては、耕地面積の約8割を占める中山間地域の農村と農業を発展させる取り組み、林業においては、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指すとし、商工業分野の高知版Society5.0の取り組みの柱の一つは、中山間地域と第1次産業の課題の解決を図ることです。そして、教育においては、とりわけ中山間地域においては、そこにある学校の存在意義が極めて大きいものとし、できるだけ存続を図り、機能の維持・拡大をし、教育機会の格差を解消し、さらには移住の後押しにもつなげるものとしております。

まさに全庁を挙げての取り組みと言えるものであり、中山間地域の発展は今後の県勢浮揚に向けて大変重要となってまいります。これまでの中山間対策の総括と今後の意気込みについて知事の御所見をお伺いいたします。

また、その中山間対策の核とされております

集落活動センターの取り組みについての総括と今後の取り組みについての御所見をあわせて知事にお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いいたします。

「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指す日本一の健康長寿県構想も、策定から10年を迎えます。現在の第3期構想においては、高知家健康パスポート事業を初めとする健康づくりの取り組みや、いずれの地域においても安心して暮らせるための高知版地域包括ケアシステムの構築、また妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う高知版ネウボラの取り組みなど、本県の実情を踏まえた独自の施策の展開を図ってまいりました。来年度は、いよいよ現在の第3期構想の総仕上げとなる最終年度を迎えます。

そこで、第3期の構想に基づくこれまでの取り組みの総括と、その最終年度に当たる来年度に向けた意気込みについて知事に御所見をお伺いいたします。

第3期を迎えた今の構想の大きな特徴の一つは、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みであると存じております。これまでの取り組みの結果、各地域に育ってきたさまざまなサービス資源を有効につなぎネットワーク化することで、そこで暮らすそれぞれの人に最もふさわしいサービスを提供できるシステムを構築しようとするものでございます。

今後ますます高齢化をしていく社会において、特に全国に先行して進んでいる高知県においては、高齢者の方が地域で元気で安心をして住み続けられる社会を実現することは喫緊の課題であります。このため、御本人の意向に沿いつつQOLの向上を図ることを目指した高知版地域包括ケアシステムの取り組みを加速化させることは重要であると存じております。

その構築に向けては、医療・介護・福祉の幅広い関係者や多職種の方をつないでネットワーク化していくことが求められると考えますが、来年度このネットワークの強化にどのように取り組んでいかれるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、地域の医療体制についてお伺いいたします。高知版地域包括ケアシステムを進める上でも大変重要な要素となるのが、それぞれの地域にいかにより一人一人にふさわしい療養環境を確保していくかということであると存じております。本県は、御承知のように、病床数が全国1位であります。これは全国に先行して進行する高齢化に伴い、早くから病院が介護・療養患者の受け皿としての役割も果たしてきたことによるもので、このことは県内病院の退院支援の担当者に行った調査で、療養病床に入院中の患者のうち、およそ3分の1の方が療養病床以外の受け皿がふさわしい状態であるとの結果であったことからもうかがえるものと存じております。

現在、将来の必要病床数を各地域で機能区分ごとに不足することなく確保していくことを目指す地域医療構想の実現が求められているところでありますが、人口減少、高齢化の進展なども踏まえると、地域ごとに持続可能な医療体制を確保していくことは急務であると存じております。

そこで、この地域医療構想の実現に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

平成21年2月に南海地震対策行動計画が策定をされ、平成23年の東日本大震災の発災後、抜本的に改訂をした第2期計画の取り組みを行いながら見えてきた課題に対応するため、平成28年3月に第3期計画が策定をされました。命を

守る対策、助かった命をつなぐ対策、そして生活を立ち上げる対策のステージに分け、またその後の熊本地震の教訓を踏まえ、現在262の取り組みを進めております。

提案説明においても、これまでの成果として、想定死者数が第2期当初の4万2,000人から1万1,000人と大幅に減少する見込みなども挙げられております。確かにこれまでの取り組みにより、津波避難空間の整備や住宅の耐震化の進捗、応急期機能配置計画の作成やその実効性の確保など、その成果が見えてきつつあるものもあります。

来年度からの第4期計画をスタートさせるに当たり、これまでの第3期計画の取り組みをどのように総括をされたのか、またそのことを第4期計画への改訂にどう生かして今後の第4期南海トラフ地震対策行動計画に取り組もうとされているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、第4期計画に重点課題と位置づけられております、南海トラフ地震に関連する臨時情報への対応についてお伺いをいたします。昨年の中央防災会議、防災対策実行会議のワーキンググループの最終報告書を受け、先月8日防災担当大臣が、自治体や企業が具体的な防災対応を検討するためのガイドラインを今年度末までに発表し2020年度の運用を目指すことを表明されました。

駿河湾から日向灘まで続く南海トラフ地震の想定震源域内でマグニチュード7.0以上の地震やプレート境界面での前駆滑り等が見られた場合など、後発地震につながるおそれのある現象が確認された際、政府が国民に警戒を呼びかけるために出す、いわゆる臨時情報であります。想定震源域の東側か西側のどちらかをマグニチュード8以上の地震が襲う「半割れ」、一部でマグニチュード7以上の地震が起きる「一部割

れ」、断層がずれ動く「ゆっくりすべり」の3つを異常現象と定義し、気象庁が最短2時間で臨時情報を発表し政府においても防災対応をとるよう呼びかけることとなっております。

これに関した今後の流れを見てみますと、まず国がガイドラインを作成し、その後防災基本計画等を策定した後に、29都府県が計画を策定し、次に707市町村が計画を策定し、その後、域内にある一定規模以上の宿泊施設や病院、交通機関やライフライン事業者などの企業が策定に取り組むものとなっております。

提案説明では、発表された場合には空振りを恐れず具体的な対応をとる必要があるとし、市町村と連携をして地域防災計画、津波避難計画などの見直しを行うとともに、県独自で避難所の開設や運営に対して市町村を支援するとし、そのための予算計上もされております。

本年度末までに国からガイドラインが示された後の市町村等の検討スケジュールと県の支援についての御所見を危機管理部長にお伺いいたします。

次に、防災・減災、国土強靱化への対応についてお伺いいたします。

県の平成31年度当初予算及び平成30年度2月補正予算の大きな特徴の一つが、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限活用し、防災・減災に資するインフラ整備を加速させるというものであります。国の3か年緊急対策では、政府全体の公共投資が6兆円から7兆円となることから、本県への影響額も同様の比率で増加をすることが予想をされております。

本議会へ上程されている平成31年度当初予算及び平成30年度2月補正予算には、国土強靱化への対応の予算として326億円が、また平成30年7月豪雨災害復旧工事費として214億円が計上されております。投資的経費全体を見ても、今

年度当初予算編成時の1,417億円から1,745億円へと、328億円、23%の増、これまでの尾崎県政で最大となっております。このため、緊急性の高い事業や事業効果の早期発現が見込まれる事業に重点化をすることにより事業量を平準化することや、出先機関の体制強化などにも努められております。

そこで、現在の県内の建設業者数や発注者側の体制において、今後の円滑な事業執行が可能であるのか、またそのためにすべき強化や制度改正など、今後の高知県の防災・減災、国土強靱化の推進とその体制づくりに向けた取り組みについて土木部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用についてお伺いいたします。

一昨年9月議会から、本会議でもたびたび議論が行われております旧陸軍歩兵第44連隊跡地については、昨年1月高知県文化財保護審議会から、弾薬庫及び講堂については、建造物としての歴史的価値の高さが答申をされるとともに、多くの方々が出征をしていった歴史的にいわれのある場所であり、残すべき価値があるといった意見が出されたことを受け、県として重く受けとめ、これまで検討を進めるとともに、国有財産である第44連隊跡地を県が保存、活用するための方法について、国や関係機関と協議を進めてこられました。

昭和20年に終戦を迎えたさきの大戦から既に73年が経過し、また本年においては5月に元号も改められるなど、まさに時代の転換期を迎えようとしています。今後、年を追うごとに、戦争のあった時代である近代から昭和を歴史として後代に継承する必要性はますます高まっていくものと存じております。

県では、これまで歴史民俗資料館でそうした資料の収集、保存や展示公開を行ってきておりますが、伝えるべき資料のボリュームと収蔵展

示のスペースの関係などから、いずれは本県の近代から昭和の歴史を継承する新たな施設の整備について検討すべき時期が到来するものと考えられると、昨年の2月議会で知事も答弁をされております。

明治30年から郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用し、その後昭和20年までの間、私たちの先人である当時の県内の多くの若者が出征をしていった歴史的に大変重要な場所である第44連隊跡地は、本県の歴史を次世代に正しく伝えていくのにふさわしい場所として、大変に有用な活用ができるのではないのでしょうか。

また、この先において新たな県の歴史を継承するための施設を整備する必要があり、今後においても県が取得をせずに保存、活用する協議が困難であるならば、これまではハードルが高いとされておりましたが、県が取得をし、本県の近代から昭和の歴史を継承する施設の適地を確保しておくという観点からも、取得の検討も必要ではないのでしょうか。

そこで、まずこれまでの協議において、四国財務局高知財務事務所に再びの売却手続の延期をしてもらえていなければ、まさに本日がその期日となっておりますが、昨年12月の本会議以降、財務事務所や文化庁などの関係機関との協議をどのように行われたのか、また今後どのように進めていくのか、教育長にお伺いをいたします。

また、歴史的に価値の高い建造物を有する第44連隊跡地を県が保存し、後代に継承することに重要な意味があることに加えて、本県の近代から昭和の歴史を継承する新たな施設の整備が必要であるならば、歴史民俗資料館の現状も踏まえて、その施設の適地として第44連隊跡地の取得を検討することも必要ではないかと存じますが、知事の御所見をお伺いいたしまして、第

1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国の平成31年度予算案並びに平成30年度第2次補正予算についてお尋ねがございました。

国の予算編成等に向けては、本年度も早い段階から関係省庁や政党に対して政策提言を行い、地域の実情に沿った政策の実現を求めてまいりました。特に、喫緊の課題である南海トラフ地震対策や豪雨災害対策につきましては、10県知事会議の代表として、また全国知事会などとも連携して重点的に提言を行ってきたところであります。

さらに、地方創生や社会保障分野の政策に関しては、本県単独の提言に加え、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーや社会保障常任委員長として提言を行ったほか、教育の無償化に関する国と地方の協議などにも出席し、意見を述べてまいりました。

あわせて、全国知事会や全国都道府県議会議長会を初めとする地方6団体としても、国と地方の協議の場などにおいて地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実、持続可能な社会保障の基盤づくり、防災・減災対策の推進などを求めてきたところであります。

こうした結果、国の平成31年度予算案及び平成30年度第2次補正予算においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、事業費総額7兆円規模の緊急対策を実行に移すための予算が計上されました。この中では、本県が重点的に提言してきた河川・海岸堤防の耐震化対策や治水対策のための予算のほか、治山事業など豪雨災害への予防的対策に係る予算が大幅に拡充されております。特に、中小河川

の治水対策などでは、計画的、集中的な事前防災対策を行うために個別の補助制度が創設されたところであります。あわせて、本県が長年訴えてまいりました、高知県沖から日向灘海域における南海トラフ海底地震津波観測網、いわゆるN-netを構築する事業費が計上をされております。

さらに、全世代型社会保障制度への転換に向けた幼児教育の無償化に関しては、国と地方の協議を踏まえ、平成31年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応するとともに、2020年度以降の地方負担については、交付税措置により財源を確保することを前提に制度化が図られることとなりました。加えて、地方税が増収となる中、地方交付税について増額確保されるとともに、地方の一般財源総額についても前年度を上回る額が確保され、臨時財政対策債が大幅に抑制されるなど、安定的な地方財政の運営に資する予算措置がなされています。

以上のように、多くの点で本県の行った政策提言を反映していただいております。大いに評価をしているところであります。また、この間、県選出国會議員や県議會議員の皆様にも各般にわたり後押ししていただいたところであり、改めて御礼を申し上げます。

今後におきましても、本県のさまざまな提言が今後の日本全体にとっても有益なものとなり、結果として本県にとっても追い風となる施策が多数実現することとなるよう、引き続き積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成31年度税制改正案についてお尋ねがございました。

平成31年度税制改正では、議員からお話しのありました、地方法人課税の偏在是正と車体課税の見直しが大きな論点となり、本県としても国の議論に直接かかわりました。

まず、地方法人課税の偏在是正については、私が全国知事会副会長として国会議員の勉強会に出席し、多くの地方出身者もまた東京都の税収を支えているのであり、都市と地方が共存共栄できるよう偏在是正が必要という旨の意見を述べるとともに、副知事も総務省に設置された検討会に出席し、同様の意見を述べてまいりました。最終的に、税源の偏在を是正する新たな措置が講じられるとともに、これにより生じる財源を地方のために活用することとされたところです。

次に、車体課税の見直しについては、先ほど申し上げた国会議員の勉強会において、私から、地方には災害対応を含め行うべき道路整備が多くあることにも鑑みていただきたい旨の意見を述べたほか、全国知事会においても、地方財政に影響を与えないようにすべきであるとの提言を行いました。最終的に、自動車税の税率の恒久的な引き下げなどによる減収分について、その全額が補填されることとなったところです。

このように、今回の税制改正においては、本県として意見を申し上げてきたことが実現されており、高く評価するものであります。今後とも、地方税財源の充実と税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくよう、全国知事会などとも連携をしながら、さまざまな機会を通じ国に提言をしてまいります。

次に、国の財政健全化に向けた新経済・財政再生計画改革工程表2018の取り組みについてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、国においては、昨年12月、社会保障や文教・科学技術などの主要分野ごとに、2021年度までの3年間における具体的な改革の取り組み内容やK P Iを明示した、新経済・財政再生計画改革工程表2018を取りまとめました。2025年度の国、地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化などの財

政健全化目標の達成に向けては、こうした取り組みを着実に進めていくことが必要不可欠で、地方においても国と歩調を合わせて取り組むことが重要であると考えております。

こうした中、全国知事会においては、昨年7月に決議された健康立国宣言に基づき、地方は地方の責任をしっかりと果たしていくため、全都道府県参画のもと持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みが進められております。

具体的には、私が委員長を務める社会保障常任委員会を中心として、重症化予防や医薬品の適正使用の推進など、21のカテゴリーから成るワーキングチームを設置し、各都道府県が先進・優良事例をお互いに学び合い、横展開を図るとともに、それぞれの施策を深化させようと取り組んでいるところです。この取り組みは、持続可能な社会保障を目指すという点において国の改革工程表とも方向性は同じであることから、各ワーキングチームにおいて、改革工程表の進展にも資するよう知恵を出し合い、積極的に横展開を進めるとともに、国に対して必要な提言も行うこととしております。

本県においても、国の改革工程表を念頭に、本県の政策目的に資するさまざまな取り組みを進めてまいります。まず、社会保障分野に関しては、全国の事例も参考にしながら、日本一の健康長寿県構想の取り組みをさらに強化してまいりたいと考えているところです。新年度は、例えば壮年期の死亡率の改善に向けて、糖尿病の通院患者への保健指導を充実させるほか、地域地域で安心して住み続けられる県づくりに向けて地域医療構想を推進するなど、数多くの取り組みを進めることとしております。

また、文教・科学技術分野に関しては、地域間における教育機会の格差解消を図るため、新年度から中山間地域の小規模な高等学校全てに遠隔教育システムを導入し、補習等の講座を実

施することにより、地理的条件や学校の規模に左右されず、多様な進路希望を実現できる教育環境の整備を進めることとしております。

さらに、地方行政改革に関しては、AIやRPAといったデジタル技術の活用などによる業務の効率化を通じて、行政コストの縮減や県民サービスの向上を目指すとともに、市町村の希望する業務について広域での共同処理による効率化を図るなど、県全体として不断に行政改革の取り組みを推進してまいります。

こうした一連の取り組みをしっかりと進めることにより、我が国全体の財政健全化に向けた改革工程表の進展にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、教育大綱のこれまでの取り組みの総括と最終年度の取り組みについてお尋ねがございました。

平成28年に策定した教育大綱では、本県における教育上の諸問題の抜本的な解決に向けて、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、学校と地域との連携・協働などを取り組みの方向性の柱に据え、さまざまな施策を講じるとともに、年4回開催する総合教育会議において施策の効果の確認や進捗管理の徹底を図ってまいりました。

その結果、まず知の分野では、中学校での教科の縦持ちや高等学校での学校支援チームによる訪問指導など、教員同士が学び合い組織的に授業力を高める仕組みの導入などにより、かつて全国下位であった小学生の学力は引き続き全国上位層に位置し、中学生も全国平均との差が縮まってきており、また高校生もいわゆるD3層の生徒の割合が減少するなど、成果があらわれてきております。また、いじめや不登校などの徳の分野では、各学校に校内支援会が設置され、組織的な情報共有と対応がなされるようになってまいりました。体の分野においても、子

供たちの体力は男女ともに上昇し、特に中学校男子は全国平均を上回るなど改善が進んでおります。

さらに、学校と地域との連携を図り、地域ぐるみで子供や家庭を支えるため、現在小中学校242校で地域学校協働本部が設置をされており、民生・児童委員の方々の参画を得て、子供たちの見守り体制を強化した高知県版地域学校協働本部への展開も67校において進んでいるところです。

このように、知・徳・体のそれぞれの分野において、大綱の基本目標の達成に向けて取り組みが進んでいるものと受けとめております。一方で、高知市の小中学生の学力が厳しい状況にあること、不登校やいじめなどの課題も依然として厳しい状況にあること、さらには教員の働き方改革や中山間地域の高等学校の魅力化と特色ある学校づくりが求められていることなど、対応すべき課題も多くあることから、来年度に向けて大綱の改訂を行うこととしたところです。

今回の改訂では、チーム学校の取り組みの一層の推進のため、全ての小中学校においてチームとして不断に授業改善を図る仕組みの構築や、高知市教育委員会と連携したさらなる指導体制の充実強化、また厳しい環境にある子供たちへの支援を充実するため、不登校の予防と支援に向けた体制の強化を図ることとしております。さらには、教員の働き方改革に向けて業務の効率化を図る取り組みを加速化するとともに、次期大綱なども見据えて、中山間地域の高等学校への遠隔教育システムの整備や、魅力と特色ある学校づくりに向けた取り組みも強化することとしております。

教育大綱の最終年度となる来年度、教育委員会においては、大綱の基本目標の達成に向けて、これらの取り組みを全力で推進していただきたいと思っております。私も総合教育会議などを通じ、

5年先、10年先を見据えて、教育委員会としっかりと連携していきたいと考えております。

次に、第3期産業振興計画ver. 4への改定に向けて、10年間の取り組みをどう総括し、最終年度に向けどのように臨むのかとのお尋ねがありました。

私が知事に就任した当時は、全国の景気がどんなによくなっても高知県の経済は低迷し続けているという、極めて厳しい状況に陥っておりました。例えば、有効求人倍率は、全国が1倍を超えるまでに上昇しても、本県は連年にわたり0.4倍から0.5倍程度に低迷し続けていたところであります。その背景には、人口減少により、各産業分野の産出額等の減少、県内市場の縮小を招き、これがさらに人口の減少を招くという、人口減少の負のスパイラルに陥っていたことがあるものと考えられます。

私は、この人口減少の負のスパイラルを何とか克服し、県経済をよい方向に向かわせたい、そして多くの若者が地域地域で住み続けられる高知県にしたいという強い思いをもって、産業振興計画に全力で取り組んでまいりました。

これまでの10年間を振り返りますと、まず平成21年度からの第1期計画では、県内市場が縮小し続ける中、活力ある県外市場に打って出るために、地産外商公社の設立や首都圏アンテナショップまるごと高知の開設など、事業者の皆様の外商活動をサポートするさまざまな仕組みを整え、実行してまいりました。まさに、県外で高知のものが売れるという実感を多くの方々に持っていただくとともに、さらに新たな事業の展開につながるよう、売り込みの強化に全力を尽くしたフェーズでありました。

次の平成24年度からの第2期計画では、外商拡大の流れをさらに大きなものとするため、全ての産業分野において地産の強化に重点的に取り組むとともに、それを支える人材の育成や移

住促進の取り組みを抜本強化いたしました。この時期には、防災関連産業の振興や大型製材工場の誘致、次世代型こうち新施設園芸システムの普及に加え、ものづくり地産地消・外商センターや土佐まるごとビジネスアカデミーといった新たな仕組みも構築いたしました。これにより、本県の地産外商は飛躍的に拡大し、多くの雇用が生み出された結果、本県の有効求人倍率は史上初めて1倍を超えるとともに、経済全体としてもよい方向に向かうようになってきたところであります。

また、平成28年度からの第3期計画では、拡大してきた地産外商の取り組みを力強い拡大再生産の好循環につなげるために、新たな成長の種になる事業をつくり、その事業を展開し、販路を拡大する取り組みを後押しするとともに、さらにそこで生まれた効果をクラスター化して、地域地域に波及させていくという一連の政策群を強化してまいりました。具体的には、全ての産業分野において、新技術の導入や各般の取り組みの土台となる事業戦略の策定を進めるとともに、移住促進・人材確保センターやこうちスタートアップパーク、IT・コンテンツアカデミーといった新たな仕組みを構築したところであります。

そして、第3期計画においては、これまでの県が前面に立ってさまざまな施策を進めてきたいわば行政主導型のフェーズから、民間活力創出型のフェーズへと徐々に移行させていくことも意識してまいりました。このため、新たな付加価値創造を促す仕組みづくりや人材の育成・確保の取り組みなどに、より重点を置くようになってきたところであります。

こうした仕組みに多くの皆様に参画いただき、さまざまな挑戦がなされてきたことを通じて、本県経済は生産年齢人口が減少していく中においても、今や拡大していく経済へと構造を転じ

つつあると捉えております。

次の10年に向けましては、この拡大傾向をより強固なものとし、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものとしていくためにも、経済成長の源泉である付加価値の創造をさらに促していくことが非常に重要であると考えております。このため第3期計画ver. 4では、継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みを質・量ともに充実することとしております。

具体的には、本県がSociety5.0の実現に不可欠であるIT・コンテンツ関連産業の集積地となることを目指して、一層の人材育成や企業立地を促進するとともに、デジタル技術と第1次産業や中山間地域などを結びつけた、新たな付加価値を生み出すプロジェクトを数多く創出してまいります。あわせて、自然&体験キャンペーンの取り組みを進めることにより、中山間の各地域において、付加価値をつけて外貨を稼ぐ仕組みを新たに創出してまいります。加えて、中長期的には人口減少に伴い国内マーケット全体の縮小が考えられますので、海外への輸出やインバウンド観光を本県経済にインパクトを与えられるレベルにまで拡充すべく、一連の施策と体制を強化してまいります。

こうした大幅に強化をしました第3期産業振興計画ver. 4によりまして、次の10年も引き続き本県経済が成長を続けられるよう、その新たな第一歩を力強く踏み出してまいりたいと考えているところでございます。

次に、合併から約2カ月が経過したJA高知県に対して、今後どのようなことを期待するのかのお尋ねがございました。

JA高知県は、本県の農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたって農業の発展に貢献し、農業者の所得増大などに取り組むために、県内の12JAに加えて、園芸連などの連合会も含めた県域全体で、人材、資金、施設など

の経営資源を結集して、本年1月に設立されました。

JA高知県は、組合員や地域の皆様とともによりよい未来をつくることを経営理念とされ、その達成に向けた経営方針として、地域農業を振興し農業者の所得増大を実現すること、人と人とのつながりを大切にし心豊かな地域社会を創造すること、新たな改革に挑戦し続けさらなる協同の成果を実現することを掲げておられます。

JA高知県では、その経営理念の達成に向けて、合併直後から組合員みずからが組合員の声を聞くために、県内7つの地区本部の全てを回られ、また各地区の支所や生産部会なども順次回られているとお伺いしています。現在、そうした活動の中で組合員から出てきました声などへの対応に懸命に取り組まれており、今後も組合員のための組織として事業展開を行っていかれるものと考えております。

また、合併によるスケールメリットを発揮して、営農指導員の増員による指導体制の充実強化、広域の集出荷施設の再編整備、県外事務所の活用による販売力強化、大規模直販所とさのさとを拠点とした販路拡大などに取り組んでおられます。こうした取り組みを総合的かつ効果的に実施されることによる組合員へのサービスの向上が、ひいては農業者の所得増大、農業生産の拡大につながっていくものと捉えております。

県としましては、組合員の皆様が合併してよかったと早期に実感されることが最も大切であり、これまでのように組合員の声を反映した組織運営や、スケールメリットを発揮した事業展開により、組合員の皆様の期待にしっかりと応えていただきたいと考えております。

さらに、本県の多くを占める中山間地域では、JAの購買店舗や金融店舗などが、住民の皆様

には欠かせない生活基盤となっている地域もあるように、J Aが行う総合的な事業全体が地域社会を支える重要な仕組みとなっております。

J A高知県におかれましても、引き続き中山間地域を初めとした本県の農業と地域社会を支える役割の大きな一翼を担っていただけるものと期待しております。

加えまして、J A高知県は県内全域を対象とされておりことから、産業振興計画の農業分野の一連の施策が大きく加速化していくものと期待しております。

県では、産業振興計画の農業分野の目指す姿として、地域で暮らし稼げる農業を掲げており、J A高知県はその実現に向けての重要なパートナーであります。本県の農業振興や地域活性化に関して、情報共有や連携を強めながら、ともに取り組んでまいります。

次に、最先端のデジタル技術の活用を進めていくことの意義や今後の取り組みについてお尋ねがございました。

高知版Society5.0は、I o TやA Iなどの最先端のデジタル技術の革新が、我が国の社会や経済のあらゆる分野に大きな変化をもたらすとともに、世界的に見ても21世紀の産業の主役になると見込まれる中で、こうした動きを本県の発展に生かそうとするものであります。

本県は、平野部が狭く、大消費地から遠隔地にあるといった地理的・地勢的に厳しい条件を抱えていることや、全国に先駆けて高齢化が進行するなど、さまざまな課題を抱えています。こうした課題を解決し、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものとするためには、例えば農業分野において施設園芸農業を発展させてきたように、あらゆる分野で効率化や高付加価値化を絶え間なく進めていく必要があります。そのための有効なツールとして、I o TやA Iなどのデジタル技術を積極的に活用していくことが不

可欠であると考えています。

加えて、解決すべき課題が数多くあるということは、デジタル技術を持つ企業にとっては、逆にビジネスチャンスが多いという意味でもあり、弱みを逆手にとることで、こうした企業の集積を実現できる可能性があると考えております。さらに、I T・コンテンツ関連産業は、インターネット環境さえあれば、地方でも都会と同様の仕事が可能であるとともに、若者の就職先として人気の高い産業であり、若者の県内定着やU・Iターンを促進する効果が期待できます。

このように、今後の本県の発展に重要となるデジタル技術の活用を推進するため、来年度I T・コンテンツ関連の企業の誘致や人材の育成・確保、課題解決型の産業創出の取り組みを抜本的に強化したいと考えております。

企業の誘致に関しては、従来からのI T・コンテンツ関連企業の誘致を引き続き推進していくとともに、Society5.0に関連する事業を行う企業の誘致活動を新たに推進し、企業集積のさらなる加速化を目指してまいります。

次に、人材の育成・確保については、I T・コンテンツアカデミーにA Iの技術を学ぶ講座などを追加し、県内での人材育成を充実強化するとともに、人材の掘り起こしから県内企業とのマッチングまでをトータルで推進する仕組みを構築し、県外からの人材の確保を充実強化いたします。

また、課題解決型の産業創出については、これまで第1次産業を中心に行ってきたニーズの抽出を、福祉や医療、防災など県行政のあらゆる分野に拡大し、抽出されたニーズをもとに新たなI o Tシステムの開発などにつなげる、高知デジタルフロンティアプロジェクトの推進に取り組みます。加えて、急速に革新が進むデジタル技術をいち早く本県に取り入れるため、す

ぐれた技術を持つ県外企業と県内企業が連携して県内で実施する実証実験を支援する補助制度を創設したいと考えております。この制度により、県内の課題解決の加速化を図るとともに、県内企業の技術力のさらなる向上や県外企業の本県立地につなげてまいります。

さらに、デジタル技術の導入をあらゆる企業に広げ、生産性向上や新たなサービスの創出などにつなげるため、商工労働部内にワンストップ相談窓口を設置し、デジタル技術導入に取り組む企業の掘り起こしや、専門家との個別相談機会の提供、IT企業とのマッチングなどに取り組めます。

このように抜本強化した取り組みをスピード感を持って推進する組織体制の充実も行うことにより、高知版Society5.0の実現を全力で目指してまいります。

次に、2年間の開催期間を終えた「志国高知幕末維新博」の総括についてお尋ねがございました。

「志国高知 幕末維新博」においては、歴史を中心とした観光基盤の底上げを目的に、歴史資源の磨き上げや、これらを核とした観光クラスターを地域地域につくり上げる取り組みを進めてまいりました。そして、こうした魅力的な観光資源を全国に向けて強力に情報発信することなどにより、多くの誘客にも取り組んできたところでもあります。

その結果、開催期間中、会場には334万人を超える方々に御来場いただきました。2年間にわたる博覧会としては一定成功だったと受けとめておりますし、次の点においても大きな財産を残したものと考えております。

まず、歴史資源の磨き上げを通じて、土佐の偉人の功績や歴史的役割を思い起こしていただく歴史観光の基盤を地域地域に整えることができました。これは、観光のみならず文化・教育

面においても、大変意義深いことだと考えております。例えば、メイン会場として高知城歴史博物館や龍馬記念館の新館を新たに整備いたしましたし、地域会場であるジョン万次郎資料館や四万十市郷土博物館などの全面リニューアルのほか、青山文庫や中岡慎太郎館などにおいては歴史的価値の高い資料を展示できる環境が整ったところです。

これらが点の整備であるとなれば、面的な整備に当たるのが観光クラスターであります。地域会場を中心に、食や特産品など地域ならではの資源を連動させた観光クラスターを15市町村で形成し、観光客の滞在時間の延長や消費の拡大に向けた仕組みを整えることができたものと考えております。

さらに、集客拡大を図るため、話題化を意図的に創出しながらプロモーションを展開してきたところであり、従来にない新たなチャレンジであったと思っております。第1幕では高知城歴史博物館、第2幕では坂本龍馬記念館新館がそれぞれオープンするという話題のみならず、新発見の坂本龍馬書簡の発表や、ナイトタイムエコノミーの取り組みとして企画、開催した「チームラボ 高知城 光の祭」なども、全国的に大きな注目を集めたところでもあります。

こうした一連の取り組みにより、博覧会期間中の県外観光客入り込み数は、2年連続で440万人台を達成することができたと考えております。将来にわたって誘客できる歴史を中心とした観光基盤が十分に整いましたことで、本物の歴史観光の地力がついたと言えるものと考えているところでございます。

次に、435万人観光の定常化や、さらなる観光振興にかける思いを踏まえた「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の取り組みについてお尋ねがありました。

新たにスタートさせました自然&体験キャン

ペーンは、大きく3つの政策目的を持って展開をしております。第1に、これまでに磨き上げてきた歴史や食に次ぐ柱として、自然や体験資源をしっかりと磨き上げることにより、本県の観光基盤を揺るぎないものにしていくこと。第2に、自然や体験資源はとりわけ中山間地域に多く存在しており、このキャンペーンを通じて、こうした地域において外貨を稼ぐ仕組みを創出し、中山間対策に直結させること。第3に、美しい自然や地域の伝統文化などは、外国人観光客にも人気のコンテンツであるため、インバウンド観光も大いに伸ばしていくことであります。

こうした政策目的を実現するため、旅行商品をつくる、売る、もてなすといったカテゴリーごとに施策を強化することとしております。

まず、つくるに関しては、自然や暮らし、産業など、身近な資源を生かした多様な観光事業の創出や、土佐の観光創生塾などを通じた磨き上げを行いますとともに、食や歴史と組み合わせたクラスター形成を地域地域で進めてまいります。

売るに関しては、旅行会社へのセールス活動を切れ目なく行うことに加えて、本県独自の特設ウェブサイトとこれと連動したSNSや、全国メディアなどを活用したキャンペーンなど、一連の取り組みを進めてまいります。

また、海外向けの観光情報サイトVISIT KOCHI JAPANにおいてもキャンペーン情報の充実を図るほか、新たな海外セールス拠点の設置や、専門コーディネーターの配置による旅行商品の販売促進など、インバウンド対応を強化してまいります。

もてなすに関しては、県内各地の観光案内所などにおいて、特設ウェブサイトなどを活用した周遊プランの提案や丁寧な接遇を行うほか、アンケートなどを通じて観光客などから集約した評価を各事業者にフィードバックすることで、

サービスの改善につなげてまいります。

これらの一連の取り組みをキャンペーン期間を通じて実施していくことで、本県において、自然・体験型観光においてもしっかりとした地力を身につけられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これまでの中山間対策の取り組みの総括と今後の意気込みについてお尋ねがありました。

中山間対策につきましては、平成24年度に抜本強化を図ったところであり、生活を守る、産業をつくるの2つを政策の柱として、県政の各分野においていかに中山間地域の課題を解決し、その振興につなげていくかを常に意識した施策展開を図ってまいりました。

生活を守る取り組みについては、生活水の確保や買い物支援、移動手段の確保といった、中山間地域の生活そのものを守る取り組みを進めるとともに、県内48カ所、231サテライトに広がったあつたかふれあいセンターの取り組みや、高知版地域包括ケアシステム構築の加速化などにより、中山間地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを推進してまいりました。

また、産業をつくる取り組みについては、産業振興計画の産業成長戦略や地域アクションプランの取り組みにより、中山間地域の基幹産業である第1次産業などの重点的な振興と拡大に取り組んでまいりました。この結果、農業分野では平成29年の産出額が平成20年と比べて16.3%の増、林業分野では原木生産量が同59.8%の増となるなど、人口減少の中にあっても、中山間地域に広く展開する第1次産業が着実に成長、発展してきており、このことは、将来にわたり中山間地域で若者が住み続けられるための礎となるものと考えております。あわせて、先ほど申し上げたとおり、今年1日からは自然&

体験キャンペーンを通じて、中山間対策に弾みをつけたいと考えているところであります。

加えて、産業振興計画の取り組みが届きにくい小規模な集落などを対象にした集落活動センターの取り組みは、市町村を初め多くの住民の皆様方に御参画、御賛同いただきながら推進してきた結果、県内で29市町村、48カ所で立ち上がり、さらに30カ所程度で開設に向けた準備が進んでおります。

あったかふれあいセンターとあわせ、こうした集落活動センターのネットワークの拡大によりまして、産業をつくる、生活を守る、それぞれの取り組みの受け皿が、地域における核となる拠点が整ってきているものと受けとめており、今後の中山間対策の加速化が期待できるのではないかと考えるところであります。

本県の中山間地域は、農業や林業といった第1次産業はもとより、豊かな自然や食、文化といった観光の面でも貴重な資源を有し、本県の中長期的な発展の源となる、全国に誇るべき高知ならではの強みを生み出している地域であります。そして、何より住みなれた地域で暮らし続けたいとの中山間地域の皆様の思いをかなえていかななくてはなりません。

このため、産業振興計画の推進はもとより、さまざまな県の関連施策を総動員して、中山間対策に全力で取り組んでまいります。

次に、集落活動センターの取り組みの総括と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

集落活動センターについては、平成24年度にスタートした施策であり、今や全国においても小さな拠点として位置づけられるなど、広がりを見せてきています。こうした集落活動センターは、これまでに29市町村、48カ所で立ち上がり、さらに現在30カ所程度で開設に向けた準備が進むなどしており、中山間地域をおおむねカバーできる方向で取り組みが進んでおります。

また、それぞれにおいて地域の実情に応じた取り組みが進んできているところであり、生活を守る取り組みとしては、例えば四万十市大宮や土佐町石原などでの生活用品店舗やガソリンスタンドの経営、四万十町仁井田などでの高齢者への配食サービスや見守り活動などが、産業をつくる取り組みとしては、大豊町西峯での杉苗の生産、三原村でのカフェ、梶原町越知面や黒潮町蛸瀬川などでの宿泊施設の運営などが行われております。このように、集落活動センターのネットワークが広がっていく中、それぞれにおいて一定経済活動を支える拠点性が育ちつつあるものと考えています。

一方で、こうした一つ一つの取り組みが住民の皆様の手によって継続し、さらに大きく発展していくためには、産業振興計画における第1次産業や自然・体験型観光などの取り組みと集落活動センターの取り組みの連動も意識しながら、しっかりとした事業計画を立て、その実行を担う人材を確保していくことが大変重要であると考えています。

このため、来年度からは、集落活動センターの活動段階に応じた財政支援や事業計画づくりをテーマとした研修会の開催はもとより、それぞれのセンターの課題やニーズに沿って、センターの現状分析から新規事業の立ち上げや既存事業の拡充の検討、事業計画の作成や磨き上げまで、専門家による伴走支援を実施し、センターの経済活動が基幹ビジネスとして確立されるよう後押しをしてまいります。あわせて、首都圏や県内における地域おこし活動に取り組む人材の掘り起こしやネットワーク化を図り、センターの活動に従事する地域おこし協力隊などの人材を確保するなど、センターの活動の継続と拡充に向けて、もう一段支援を強化してまいります。

次に、第3期日本一の健康長寿県構想に基づくこれまでの取り組みの総括と、来年度に向け

た意気込みについてお尋ねがございました。

平成28年度からスタートしました第3期の日本一の健康長寿県構想では、それまでの取り組みの結果明らかとなった本県が抱える課題に対して、より重点的かつ骨太に対策を講じることにしました。

具体的には、5つの大きな目標を掲げることとし、そのうち例えば大目標1の、壮年期の死亡率の改善では、疾病の早期発見・早期治療につなげる取り組みに加えて、より根治的な対策が必要なことから、子供のころからの健康教育を強化することや、高知家健康パスポート事業をスタートさせ、健康意識を高めるための取り組みを進めてきたところであり、現時点で、健康パスポートを3万5,000人を超える県民の皆様を取得いただいたところでもありますが、引き続き健康づくりに向けては大変息の長い取り組みが必要でありますので、今後ともさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。

また、第3期構想では、おのこのサービス資源のさらなる充実強化とあわせ、これまでの取り組みにより県内各地で一定程度整ってきた個々のサービス資源を連携させ、切れ目のないサービス提供を行える一連のシステムに仕立て上げていくことに注力しております。

具体的には、大目標2の、地域地域で安心して住み続けられる県づくりに向けて、高知版地域包括ケアシステムを構築するために、地域における医療・介護・福祉のサービス資源のさらなる拡大とネットワークの強化を進めているところです。そのため、今年度から各福祉保健所に地域包括ケア推進監や企画監を配置し、それぞれの地域で市町村や関係者の皆様と一緒に、地域に不足しているサービス資源の確保やサービスの接続部を担うゲートキーパーの機能強化などの課題抽出と課題解決に向けての議論を深

め、地域ごとに対策を進めております。

そして、連携やシステム化といった点は、大目標3の、厳しい環境にある子供たちへの支援や、大目標4の、少子化対策の抜本強化についても同様であり、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制として、子育て世代包括支援センターなどを起点とした、高知版ネウボラの構築に向けた取り組みを進めています。

現在、妊産婦ケアのほか、子供の成長発達への支援や身近な地域における子育ての支援、働きながらの子育て支援など、妊娠から出産・子育てまでの家庭のニーズや成長段階に応じ適切にサービスを提供できるよう、支援サービスの充実や体制整備に取り組んでいるところです。また、18の市町村に設置された子育て世代包括支援センターでは、妊娠の段階からその全数を把握の上リスクアセスメントを行い、リスクが高いと判断されるケースは速やかに市町村の児童福祉担当課や児童相談所へつなげ、リスクに応じた適切な支援が行える仕組みを構築しています。

そして、こうした一連の取り組み全体を下支えする大目標5、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化では、本県が先駆的に進めているノーリフティングケアなど、介護職員の負担軽減を図る取り組みや、現在8法人、61事業所に広がっている介護事業所認証評価制度の運用などにより、人材の安定確保、参入確保を進めていこうとしているところであります。

こうしたこれまでの取り組みを通じ、それぞれの項目で着実に成果は上がってきていると実感しておりますけれども、さらなる課題もあります。第3期構想の最終年度に当たる来年度は、5年後や10年後も見据え、ネットワーク化やシステム化といった点に一層注力していきたい

いと考えております。その際には、本年度立ち上げました高知家健康会議の場も活用しながら、より一層官民協働により取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、南海トラフ地震対策行動計画について、第3期をどのように総括し、それを踏まえ第4期にどのように取り組むのかとのお尋ねがありました。

第3期行動計画の総括に当たっては、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの、それぞれの対策の成果を明らかにするとともに、そこから見えてきた課題の整理を行いました。

まず、命を守る対策では、公共施設の耐震化がほぼ完了するとともに、避難所となる学校の校舎や体育館については、天井材や照明などの非構造部材の耐震化も進めてきました。また、津波からの避難については、避難タワーを初めとする津波避難空間の整備が概成したほか、市町村や県民の皆様と一緒に避難経路の現地地点検を全沿岸域で実施いたしました。

次に、命をつなぐ対策では、約20万人分の避難スペースを確保し、地域の皆様に自立的に避難所運営を行っていただくためのマニュアル作成や資機材の整備を進めてまいりました。加えて、応急期に必要な道路啓開や物資配送、燃料確保、応急期機能配置などの各種計画の策定を進め、さらに地域ごとの医療救護の行動計画を全地域で策定するなど、医療救護対策も進めてきました。

また、生活を立ち上げる対策では、市町村が災害公営住宅を建設する際の基本的な考え方を示した整備指針の策定や、事業者の早期復旧のためBCP策定の支援を進めてまいりました。

一方で、第3期の取り組みを総括する中で見えてきた課題も多数あります。例えば住宅の耐震化については、戸別訪問により啓発を強化したことなどにより、改修件数は増加してきたも

の、耐震化しなければならない住宅はまだまだ数多く残っています。津波避難経路の現地地点検の結果、ブロック塀や老朽住宅の倒壊により、重要な避難路が閉塞するおそれがあるといった課題が明らかとなりました。

さらに、全市町村で応急期機能配置計画を策定し、各市町村で足りない機能について4つの圏域ごとに広域調整を図りましたが、それでも避難所や応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物仮置き場が大幅に不足することが明らかとなりました。さらに、要配慮者については、避難のための個別計画の策定率が10%にとどまっていることや、福祉避難所が十分確保できていないことなど、大幅な支援の強化が必要であることが明らかになりました。

第4期行動計画においては、こうした第3期を総括する中で明らかとなった課題を踏まえるとともに、これまでの取り組みを土台としつつ、想像力を働かせ、より現実に即した対策を強化するなど、難易度の高い課題にも正面から立ち向かってまいります。また、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期の対策も検討段階から実行段階に移行してまいります。

特に、第3期で積極的な取り組みを進めてきた8つの重点課題につきましては、住宅の耐震化のように、第4期でもスピード感を緩めることなく引き続き取り組みを進める必要があるものや、津波避難対策や応急期機能配置計画のように、対策が一定進んだことにより次の段階に進むべきものがあります。それらに加えて、南海トラフ地震に関連する情報、いわゆる臨時情報への対応や、要配慮者への支援対策の加速化、これらも追加し、10の重点課題に再整理して強力に取り組んでまいります。

このようにバージョンアップした第4期行動計画に基づき、想定死者数をまずは約5,800人にまで減少させるとともに、早期の復旧・復興を

目指して、命を守る対策のさらなる徹底、命をつなぐ対策の幅広い展開、生活を立ち上げる対策の推進に全庁挙げて全力で取り組み、犠牲者ゼロを目指した取り組みをさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本県の近代から昭和の歴史を継承する新たな施設の整備及びその適地としての第44連隊跡地の取得に関し、歴史民俗資料館の現状も踏まえた検討の必要性についてお尋ねがございました。

さきの大戦から既に73年を経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことだと認識をしており、これまでも県では歴史民俗資料館において、戦時資料や遺族会を通じて寄贈されました遺品等の収集、保存や展示公開に努めているところです。

また、提案説明でも申し上げましたが、高知県が設置されてから2021年で150年を迎えることを契機に、新たな高知県史の検討に着手したいと考えており、この新たな県史の編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えております。

これらの貴重な資料を保管する収蔵スペースには、例えば歴史民俗資料館の現状を見ても限りがありますことから、将来において新たな施設整備についても検討しなければならない時期も来るであろうと考えております。

他方、これまで第44連隊跡地の活用については、教育委員会において土地の取得をせずに活用する方法の検討を進めてきましたが、国との協議が不調に終わり、残念ながら、土地を取得せずに活用することは困難であるとの結論に至りました。

しかしながら、第44連隊跡地は、明治30年から郷土部隊の旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として

利用した場所の一部であり、その後昭和20年までの間に県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に大変重要な場所であり、当該跡地にまつわる歴史を後代に継承することは、県としても重要な意義があることだと考えています。また、将来的に、先ほど述べましたような戦争のあった時代である近代から昭和の本県の歴史を次世代に正しく伝えていく施設等の整備を検討する際には、メモリアル的な場所として最も有力な適地になるものと考えております。

以上のことから、今後は当該跡地を県が購入することを前提とした検討を進めさせていただければと考えています。その上で、来年度は専門家による検討会を立ち上げて、将来を見据えた土地の利活用や遺存する弾薬庫及び講堂の保存・活用方法などの検討を行い、あわせて県議会にもお諮りして広く合意をいただくことができたら、土地の取得に向けまして具体的な作業を進めていきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、縦持ち指定校などの取り組みの成果の普及と小学校の若手教員の育成の仕組みづくりについてのお尋ねがございました。

これまで、教科の縦持ちや教科間連携を導入した中学校では、週の時間割りの中に、教員同士が集まって授業改善についての協議や指導上の困難点についての相談を行う時間を設定したことにより、教員同士が協働して授業をつくったり切磋琢磨する機会がふえ、また若年教員の成長も図られているといった成果報告が上がってきています。

これらの仕組みを普及させるため、来年度から全ての中学校に導入するとともに、中学校の管理職等を対象に教科の縦持ち等に取り組み、

組織力が高まってきている学校を会場として年間36回程度、県内各地で講座を開催することとしています。会場校の教科会やチーム会などを公開するとともに、組織的に授業改善や教材研究に取り組むチームづくりのためのポイントを研修することで、管理職のマネジメント力や主幹教諭の指導力の向上にも取り組んでまいります。

一方、学級担任制がとられている小学校についても、いわゆるメンター制の考え方にに基づき、ベテランや中堅の教員が相談役や指導者として若年教員とチームを組み、若年教員をOJTにより育成する手法を全ての小学校で取り入れてまいります。特に、来年度は初任者の教員を配置した学校のうち、24校程度の小学校を選定し、メンター制のより効果的な実践方法を研究し、その実践例等をもって全体に普及していくこととしております。

このような、教科の縦持ちや教科間連携、またメンター制などの取り組みを推進することによって、本県の全ての小中学校における学校のチーム化を図り、教員同士がチーム学校として協働することが日常となり、そしてやがて高知県の学校の文化として定着するよう継続して取り組んでまいります。

次に、高等学校において、授業改善の取り組みを国語、数学、英語の3教科だけでなく、学校全体の取り組みとして拡充していくための来年度の取り組みについてお尋ねがございました。

本年度から、高等学校課に学校支援チームを編成し、企画監を初め、国語、数学、英語の指導主事等がこれまで延べ800回を超える学校訪問を行い、各校の授業改善等の取り組みを推進してまいりました。

こうした取り組みにより、これまで個々の教員の力量に任せがちであった授業について、3教科については教科会などの活動が改善され、

その結果、昨年9月に3教科で実施いたしました第2回学力定着把握検査において、2年生では、最も学力が低い層といわれるD3層の生徒の割合が過去最小になるとともに、上位層であるA・B層の生徒の割合が増加するといった成果が上がっております。

しかしながら、授業改善の取り組みが国語、数学、英語の3教科にとどまり、他教科には十分広がっていない状況にありますので、今後は3教科における授業改善の取り組みをさらに充実させながら、この取り組みが他教科にも波及するように各校を支援していく必要があると考えています。

このため、来年度からは、全教員を対象とした教科ごとの教育課程研究協議会において、本年度の3教科の成果をもとに授業改善に向けた研修等を実施することとしております。また、校長会や各校の学力向上担当者を対象とした研究協議会においても、3教科の取り組みや授業改善に組織的に取り組んでいる県外先進校の事例などを情報提供し、各校で実施する授業改善の取り組みを支援してまいります。加えて、各校で行っている公開授業において、3教科以外の教員を対象に、授業改善のためのチェックリストを活用した自己評価を実施してまいります。

こうした全ての教科での授業改善については、管理職のマネジメント力の向上もあわせて、学校支援チームの指導主事やアドバイザーの体制も強化して取り組んでまいります。

次に、中山間地域の高等学校について、できる限りその存続を図り、魅力と特色ある学校づくりを進めるための来年度の取り組みについてお尋ねがございました。

高等学校は、地域における教育の重要な拠点であり、とりわけ中山間地域におけるの存在意義は大変大きいものがあります。これらの学校が将来にわたって存続していくために、地域は

もとより、地域外からも生徒が集まるような、生徒や地域にとって魅力と特色ある学校づくりを進める必要があります。

このため、中山間地域の高等学校10校全てに遠隔教育システムを整備し、県教育センターを配信拠点として大学進学に向けた進学指導講座や就職に必要な資格試験講座などを受信できるようにすることで、生徒が中山間地域の小規模校であっても希望する教科、科目などの授業が受けられ、みずからの進路を実現できるよう、学習環境の整備を進めてまいります。

また、各校における特色ある部活動については、順次それぞれの具体的な計画に基づいて、著名な指導者の招聘や施設、器具の充実などを行うことで、全国大会上位入賞や世界大会出場などの大きな目標を持って部活動ができる環境づくりにも取り組んでまいります。

さらに、高等学校を核として地域の教育力の向上や活性化につながる施設整備を行う市町村への財政的な支援や、学校と地域とが協働して人材の育成を図る探究的な学習の推進など、これまで以上に地域と連携した取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みにつきましては、来年度に教育委員会事務局の体制も強化いたしまして、学校や地域との連携を図りながら、各校と魅力化の取り組みを推進するとともに、後期実施計画の進捗管理を確実に進めていくこととしております。

最後に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存、活用に係る、昨年12月本議会以降の財務事務所や文化庁との協議及び今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

高知財務事務所から平成31年2月末まで土地処分の留保期限の延長をいただいて以降、文化財保護審議会の答申内容も踏まえ、遺存する講堂及び弾薬庫を単に保存するというだけでなく、

当該跡地が高知県民にとっては歴史的に意味のある土地であるとの認識のもと、建造物の保存方法や周辺地域を含めた活用方法、関連する施設等のリストアップとその利活用の可能性などについて、さまざまな視点から検討を進めてまいりました。

土地の利活用について、まずは県が当該跡地を購入することなく保存、活用する方法について、高知財務事務所及び文化庁と協議を行ってまいりました。

まず、1つ目の方法として、土地、建物を文化庁に所管がえの上、県が管理団体の指定を受け保存、活用を図る方法について、文化庁から示唆を受けながら、所管がえを行う際に重要な判断資料になるとされた土地、施設等の保存、活用計画の作成を行ってきたところです。しかしながら、最終的には文化庁から、行政財産は国が行政目的遂行のために必要な物的資産と定義されており、国登録有形文化財は行政財産に当たらず、文化庁に所管がえはできないとの見解が示されました。

このほか、財務事務所から土地を無償または有償で貸し付けを受け、保存、活用を図る方法や、県有地との等価交換により当該跡地を取得する方法についても協議を行ってまいりましたが、いずれも国の同意を得ることはできなかったことから、土地を購入しないで活用することは困難であるとの結論に至ったところです。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、第44連隊跡地は歴史的に大変重要な場所であり、当該跡地を後代に継承することは重要な意味がありますし、戦争のあった時代である近代から昭和の本県の歴史を次世代に正しく伝えていく、メモリアル的な場所として将来的に施設等を整備する上では最も有力な候補地になるものと考えており、今後は当該跡地を県が購入することを前提に検討を進めさせていただければと考え

ております。

一方で、高知財務事務所から延長いただいた土地処分留保の期限は本日までとなっていました。土地購入を前提に十分な検討を行う必要があることから、土地処分の留保期限について、来年3月末までの延長を申し入れ、昨日財務事務所から正式に文書で御了解をいただいたところです。

今後とも、高知財務事務所の御理解、御協力を得ながら、土地や建物などの有意義な活用が可能となるよう広く協議を進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○**農業振興部長(笹岡貴文君)** まず、JA高知県の合併によるスケールメリットを生かした取り組みと県の支援についてお尋ねがございました。

県内の12JAに加えて、園芸連などの連合会の機能移管を含めた合併により設立されましたJA高知県は、高知県全域を区域として、合併によるスケールメリットを生かしたさまざまな取り組みを行うこととされておられます。

具体的には、営農指導事業では、合併によって重複機能を見直し、生み出される人員の活用により営農指導員を合併前の約180人から順次増員し、3年後には26人を増員する計画としており、これまで以上に組合員のもとへ出向き、きめ細かな営農指導ができるよう、体制の強化を図ることとされておられます。また、営農指導員のリーダーとして、ナス、ユリ、畜産など12品目に専門の営農指導員24人を配置し、品目別の営農指導員の研修を行うなど、県内全体の営農指導のスキルを向上させ、事業全体のレベルアップに取り組まれておられます。

販売事業では、これまでのJAの枠を超えた品目集約、集出荷施設の再編・整備、包装作業の効率化の検討など、流通コストの低減を図る

とともに、大規模直販所とさのさとでは、こだわりの逸品や規格外品などさまざまな農産物を県内全域から集約し、販路拡大に取り組まれることとしておられます。

購買事業では、類似品の集約や大量発注による価格交渉や仕入れ機能を一元化することにより、生産資材コストの低減に取り組まれることとしており、特に使用頻度の高い肥料、農薬のそれぞれ50品目については、1月の予約注文から価格の引き下げが行われておられます。

こうした合併によるスケールメリットを生かした取り組みが、総合的かつ効果的に展開されることにより、農業者の所得増大、農業生産の拡大につながっていくものと考えております。

県としましては、県の行う研修へのJA営農指導員の参加による営農指導員の育成や資質向上の支援を行いますとともに、集出荷施設の再編・整備計画の策定やその計画に基づく施設整備、また新たにオープンする大規模直販所なども含めた出荷・流通・販売体制の仕組みづくりに関して、県職員の派遣や補助事業を活用した施設整備への支援などを行ってまいります。

このように、JA高知県が合併の効果を最大限発揮できるよう、ソフト・ハードの両面から支援を行い、情報共有を図りながらともに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、出荷予測システムについてのお尋ねがございました。

県内のキュウリ、ナス、ピーマンなどの自動選果ラインが整備されている集出荷場においては、農家ごと、等階級ごとの出荷データが蓄積されておりますが、これまで農家の栽培管理へのフィードバックやJAの販売戦略には十分活用されておりました。

そのため、現在開発中の出荷予測システムは、集出荷場の出荷データをIoTやAIを使って収集・分析し、見える化することで農家の栽培

改善、営農指導の高度化、販売戦略への活用を目指すものでございます。これにより、各農家は等階級別出荷量に加えて、10アール当たりの収量・品質の推移や部会内順位、3週間先までの日々の出荷予測などをスマートフォン等を使って、いつでも把握することが可能になります。

県ではまず、昨年9月から春野地区のキュウリ、芸西地区のナス、安芸地区のナスとピーマンの各部会約600戸の出荷データを活用し、IT企業とシステム開発を進めており、あすから全国初となるキュウリ、ナス、ピーマンの出荷予測システムの運用を開始することとなっております。

具体的な活用方法としましては、等階級別出荷量の推移に加えて、果実の長さ、曲がり、色などの情報からB品、C品などに格付された要因が見える化されますので、農家自身の気づきによる栽培管理の見直しや、営農指導員等の効果的な指導によって、収量や品質の向上につなげることが可能となります。また、販売面では、出荷データを日々蓄積し、AIによる出荷予測精度を高めることで、有利に販売できる予約相対取引の増加につなげて価格の安定化を図るなど、生産と販売の両面から農家所得の向上につなげてまいります。

来年度以降は、産学官連携プロジェクトNext次世代型施設園芸農業において、さらに予測精度を高めるため、温度や日射量などの環境データ及び開花数や着果数などの生育データも加味したシステムへのバージョンアップを図るとともに、他の品目でのシステム開発も目指してまいります。あわせて、スマートフォン等を持たない農家でも、集出荷場に行けば個々の情報が見られるよう、県内各集出荷場にモニターを整備し、本システムを誰でも活用できるようにしてまいりたいと考えております。

これらの一連した取り組みにより、さらなる農家所得の向上と農業産出額の増加を目指してまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長（田所実君） 林業の振興に関し、主伐の増加を見据え再生林の促進を図っていくことが必要と思うがとのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、県では、第3期産業振興計画において、平成37年の原木生産量を90万立方メートルまで伸ばすことを目標としており、主伐期を迎えている10齢級、46年生以上の森林が人工林の7割を超えている現状から、今後主伐をする森林が増加するものと見込んでいるところです。現在、主伐が行われている森林は林道に近いなど、比較的生産条件のよいところであると考えており、そうした森林においては、確実に再生林を行うことによって将来の資源量を確保し、林業の成長産業化に向けた好循環を生み出すようにしなければならぬと考えています。

しかしながら、議員のお話にありましたように、主伐に対する再生林の割合は4割程度にとどまっています。その要因としましては、主伐時の収入に当たる山元立木価格の低下や森林所有者の高齢化、不在村化などにより、植林とその後の保育費用を負担した上で、長期にわたって所有林を適正に管理することが困難であるとして、再生林が回避されているのではないかと考えています。また、その前段において、再生林を行うことにより、将来期待できる伐採収入やその間の育成に係るコストなどの情報が、十分に森林所有者に伝えきれていないという現状があるということも一つの要因ではないかと考えています。

県としましては、再生林を促進していくためには、山元立木価格を高め、山に再投資する意

欲を喚起することが重要であると考えており、これまで路網整備や高性能林業機械の導入などを進めることにより生産性を向上させ、生産コストの低減を図ることや、木材をより高くより多く販売するため、加工体制や販売体制を強化し、木材需要の拡大にも取り組んできているところです。あわせて、主伐後の森林の育成コストを低減するため、伐採と再生林を一体的に行うことにより作業を効率化する一貫作業システムや、活着がよく植栽本数を減らして植林が可能なコンテナ苗の導入などを進めることとしています。

こうした取り組みを着実に推進していくためには、地域ぐるみで再生林の促進に取り組む必要があると考えています。このため、来年度から県内を6ブロックに分け、それぞれの地域に林業関係者や市町村などをメンバーとする増産・再生林推進協議会を設置し、再生林の促進に関する情報共有を図るとともに、森林組合や林業事業体の職員を再生林を推進する担当者として登録し、主伐を行う一方で、再生林を予定していない森林の所有者に対して、森林管理の責務や再生林の意義、低コスト施業などの詳細な情報をお伝えし、将来の主伐までの長期の施業プランによりトータルコストもお示しして、再生林を実施していただくよう働きかける取り組みを進めることとしています。

こうした新たな取り組みも加え、再生林の促進対策を総合的に展開することにより、持続的な林業生産活動を可能にするとともに、森林の持つ公益的機能を発揮し続けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) 長年の課題である漁業の担い手確保にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

漁業における担い手確保対策については、こ

れまで都市部における就業相談会の開催や、技術習得に向けた長期研修の実施などに取り組んでおり、近年は年間50人前後の方々が新たに就業しております。

今後、さらなる担い手を確保するためには、就業後から経営が安定するまでのフォローアップが不十分といった課題が見えていることや、U・Iターン者を受け入れる地域間の競争がますます激しくなっていることなどを踏まえ、支援策の一層の強化が必要となっております。

このため、昨年10月にまずワンストップ相談窓口として設置いたしました漁業就業支援センターにつきまして、本年度末に関係する市町村や漁業協同組合にも参画をいただき、一般社団法人化した上で、来年度から県職員を派遣するなど組織の体制を強化いたします。

さらに、就業希望者への支援制度を充実強化し、研修内容に共通の座学研修を盛り込むとともに、就業時の漁船取得へのサポートや就業後の経営面での指導体制を構築するほか、大型定置網などにおける新規就業者の雇用促進や漁業後継者の育成支援にも新たにに取り組むこととしております。

また、これまで発信してきました地域ごとのライフスタイルの提案をさらに磨き上げ、住居や求人などの具体的な情報を盛り込んだ漁村からの提案を移住促進・人材確保センターとも連携して積極的に情報発信に努めます。

県といたしましては、こうした漁業就業支援センターの活動を強力に支援し、一人でも多くの漁業の担い手を育成・確保してまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 川谷刈谷工場用地の分譲について、現在の状況と今後の取り組みに関するお尋ねがございました。

まず、元ルネサス社高知工場の譲渡先の確保につきましては、県議会の皆様を初め、関係者

の方々にお力添えをいただき、丸三産業株式会社への譲渡が決定いたしましたことに、改めて感謝申し上げます。

議員からお話がありましたように、川谷刈谷工場用地の分譲については、丸三産業株式会社の進出を契機として、県の香南工業用水道が香南市の工業用水道事業と統合されることで本格的に稼働となりますことから、これまで分譲の必須条件としておりました工業用水道の使用といった条件を撤廃し、製造業対象に本年1月15日から3月8日までを期限として、改めて公募を行っているところです。

川谷刈谷工場用地は、空港や自動車道のインターチェンジからも数分の距離に位置し、交通の利便性にすぐれ、最大クラスの地震による津波でも浸水しない約3.3ヘクタールの用地でございます。これまで同用地の分譲においては、平成28年11月からルネサス高知工場を承継する企業に一体的に活用されることを狙いとして取り組みを始めました。さらに、昨年4月には選択肢を広げて、同用地のみの活用を視野に、工業用水道の一定の使用を前提として再公募を行ってまいりましたが、応募はありましたものの、結果として分譲の決定には至りませんでした。今回、工業用水道の使用を条件から撤廃しますことで、工業用水道を使用しない多様な企業やBCPに対応する企業などの立地の可能性が高まるものと考えております。

同用地の分譲に当たっては、今年度民間調査会社の情報をもとに立地の可能性があると思われる約800社に対し、また直近では有識者からの投資動向に関する情報を得た約40社に対しまして、ダイレクトメールにより同用地の活用を提案してまいりました。あわせて、従来から同用地に関心をいただいていた企業や新たに問い合わせ等がありました県内外の企業の約50社には、直接の訪問等を通じて立地条件等の紹介をする

など、改めての御検討をお願いしているところでございます。

今後、公募期間が終了する3月中旬には、外部有識者を交えた立地企業選定委員会で事業計画や県内への波及効果などの審査を行い、分譲候補先となる企業を選定してまいります。

こうした取り組みにより、元ルネサス社高知工場の従業員で、県内での再就職先が決まっていない方や、やむを得ず県外の工場に異動された方を初め、就職先を探されている方々の新たな雇用の場を確保し、地域経済の活性化に寄与できますよう、早期の企業立地の実現に努めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) 高知版地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワークの強化にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワークの強化には、医療・介護・福祉の接続部を担う人材、いわゆるゲートキーパーの機能強化と入院から退院、在宅までの流れを支援する仕組みづくりが重要だと考えています。

このため、ゲートキーパーの機能強化に向け、支援が必要な高齢者を見つけ地域包括支援センターなどにつなぐことができるよう、あったかふれあいセンター職員の研修を充実いたしますほか、ケアマネジャーの資質向上に向けた福祉保健所ごとの取り組みにアドバイザーを派遣いたしますなど、人材育成への支援を強化してまいります。

また、各福祉保健所に配置をしております地域包括ケア推進監や企画監を中心に、各市町村や関係者の皆様と連携しながら、入退院時の連携方法などを定めた入退院時の引き継ぎルールの運用や改善への支援を行いますほか、在宅患者の日々の状態を関係者でリアルタイムに情報

共有する「高知家@ライン」のさらなる普及を進めることによりまして、入院から退院、在宅までの情報の切れ目のないネットワークづくりに取り組んでまいります。

特に、ネットワークの核となる地域包括支援センターへの地域包括ケア推進監等の支援を、来年度からさらに強化することによりまして、センター自体の地域課題への対応力を高めるとともに、医療・介護・福祉の幅広い関係者や多職種の連携をさらに深めてまいります。

県といたしましては、こうした取り組みを通じまして、地域包括ケア推進監等が中心となり、市町村など関係者と連携し、さらに強固な医療・介護・福祉のネットワークの構築を進めてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 地域医療構想の実現に向けてどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

高知版地域包括ケアシステムを構築し、県民の皆様が今後とも地域地域で安心して暮らし続けていくためには、議員のお話にもございましたように、それぞれの地域において、一人一人にふさわしい療養環境を確保していくことは大変重要なこととございます。

地域医療構想では、医療圏ごとの将来のあるべき医療体制を取りまとめており、現在その実現に向けて、安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域ごとに設置をした市町村や地域の医療機関、介護事業所などの皆様で構成する地域医療構想調整会議において、それぞれの医療機関が担っている役割や病床の稼働状況などの情報を共有しながら、将来あるべき病床数や病床機能などについての議論をいただいています。

また、そのほか県として、不足している回復期病床への転換支援や介護医療院への転換に向けたセミナーの開催など、各医療機関が具体的

な行動に移すことができるよう、これまで取り組んでまいりましたが、今後は検討段階から体制整備の段階までの一貫した支援をさらに強化してまいりたいと考えています。

具体的には、まず医療機関が検討や決定を行う段階への支援として、新たに介護医療院や地域で不足する病床機能への転換などに向けた経営シミュレーションを行うことや、複数の医療機関間で連携のあり方の検討を行うことに対する財政的支援を行ってまいります。そして、各圏域での地域医療構想調整会議での協議が一層進むよう、病床機能について主観的な病床機能報告に加えて客観的な指標もお示しするとともに、個々の医療機関が各圏域で解決できない課題に対して、県単位で協議する仕組みの導入も図っていく予定です。

また、実際に医療機関が具体の体制整備を行う段階への支援として、介護医療院への転換を機に行う耐震化などに対する支援を引き続き行うとともに、新たに必要な医療提供体制が確保されることを前提としながら、病床のダウンサイジングを行う際の施設の改修や処分に係る経費等への支援も行なってまいります。

こうした取り組みを通じて、調整会議での議論や各医療機関の自主的な取り組みを後押しすることで地域医療構想の推進を図り、地域地域で持続可能な医療提供体制により、先々にわたって一人一人のQOLを高めることができますよう取り組んでまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 南海トラフ地震に関連する臨時情報が出された際の対応に関するガイドラインが示された後の市町村等の検討スケジュールと県の支援についてお尋ねがありました。

臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が発生し、ふだんと比べ地震発生の可能性が高く

なっていると評価された場合などに気象庁が発表するもので、平成29年11月から運用が始まっております。この情報を減災に生かすための防災対応のあり方について、国のワーキンググループにおいて検討が行われ、昨年末に報告書が取りまとめられました。

報告書では、南海トラフ沿いで発生する典型的な異常現象を、半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりの3つのケースに整理した上で、例えば南海トラフの東側の地域で大規模地震が発生した半割れのケースでは、後発の地震が想定される本県を含む西側では、津波から迅速に避難することが困難な地域では事前に1週間避難することが示されております。また、半割れケースの防災対応を1週間実施した後や、一部割れ、ゆっくりすべりのケースでは、揺れや津波に対する警戒レベルを上げ、避難経路を確認するなどの対応を実施することも示されております。

ガイドラインは本年度内に公表される予定であり、現在示されているスケジュールでは、4月に都府県・市町村説明会の開催、その後災害対策基本法や南海トラフ地震対策特別措置法に基づく基本計画が改定されることになっております。国は、2020年度のしかるべき時期からガイドラインを踏まえた防災対応の運用を開始することとしているため、それまでの間に市町村は、住民への情報伝達の方法や避難対象者、開設する避難所などについて、企業等は従業員や利用者等への情報伝達の方法や施設の点検などについて、具体的な計画を策定することが求められております。

一方、県としましては、こうした国の動きを待つことなく、臨時情報を防災対応に生かすため、市町村と協議を行い、昨年11月には当面の対応方針を定めたところです。また、この方針を踏まえ、市町村が財政的な負担を理由として積極的な防災対応の実施をためらうことのない

よう、避難所の設置に係る財政的な負担を軽減する支援制度も設けることとしております。

今後、市町村が具体的な計画づくりを進める上で参考となるよう、国の説明会を踏まえ、より詳細な説明会の開催や地域本部による各地域での取り組みの支援なども行ってまいりたいと考えております。また、企業等に対しても、説明会の開催や問い合わせに対応できる窓口の設置なども検討したいと考えております。

県としましては、こうした支援により、市町村や企業等が具体的な検討を速やかに進めることができるよう取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 防災・減災に資するインフラ整備に当たり、現在の受発注者の体制で円滑に事業執行が可能であるのか、また防災・減災、国土強靱化の推進と体制づくりに向けた取り組みについてお尋ねがありました。

本県では、昨年7月の西日本豪雨による災害復旧予算に加え、国から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が示されたことを受けまして、近年にない大幅な予算の増加が見込まれます。県としましては、この予算を活用し、着実に事業を執行して防災・減災に資するインフラ整備を加速させ、災害に強い県土づくりを進めていかなければならないと考えております。

今回の事業費の増大に伴う影響としまして、発注件数が増加することにより受注者側の技術者不足や、受注者・発注者双方の入札や契約手続等の一連の事務量の増加が懸念されます。そのため、まず工事の発注に当たっては、難易度が同程度の複数の工事を1件にまとめて発注するなど1件当たりの金額を大きくし、事業費の増大に伴う発注件数の増加をできるだけ抑え、現場に配置が義務づけられる技術者数の抑制に努めていきたいと考えております。

また、1件当たりの工事金額が大きくなることから、A等級からD等級までの各ランク別の建設事業者に発注する際の標準となる金額を上方にスライドさせ、それぞれの工事の難易度に応じた等級への発注が継続できるよう、制度改正を行いたいと考えております。さらに、これらの改正とあわせて、指名競争入札や総合評価方式など、発注金額に応じた入札方式の適用範囲も上方にスライドさせ、建設事業者の皆様が不安なく、これまでと同様の事務処理で入札に参加できるよう配慮し、事務の負担軽減を図っていきたいと考えております。

こうした発注方法の改正に当たっては、受注者、発注者の限られたマンパワーを最大限に活用できる制度設計となるよう、建設業界の皆様からも広く御意見をいただきながら検討してきたところです。

今後も引き続き、増大する事業費に適切に対応できるよう、入札の状況や事業の執行状況なども注視しながら、必要な制度の改善に努めてまいりたいと考えております。

○17番（梶原大介君） 知事初め各部長には、それぞれ真摯に御答弁をいただきましてまことにありがとうございました。本年度の残された期間を含め、平成31年度それぞれの県政課題においてどのように取り組まれていくのか、その決意も含めてお答えをいただいたものと感じております。

また、尾崎知事におかれましては、昨年12月の議会でその去就を問われた際には、この2月議会で新年度予算、またさまざまな政策が審議を経て成立をし、31年度それぞれの事業がスタートして定着するまでは、その去就について明らかにされるおつもりはないとお答えになった後、各報道からの問いにも一貫して、そうお答えになられております。

その後、予算編成を行い今議会への提出を受

け、また提案説明においても、先ほどいただいた答弁においても、この1年を単に任期の最終年ということではなくて、それぞれ御答弁をいただきましたように、これまでの10年間の取り組みをかけて、今後5年後、10年後に向けて、この高知県で多くの方々が暮らし続けられる、その起点となるような大切な1年に位置づけられているのが伝わってまいりました。

ぜひそれぞれの分野の県勢浮揚に向けて、今後御奮闘を心から期待を申し上げますとともに、この議会においても政策提言などを通してその責務に務めていかなければと強く思う次第でございます。

また、まだ一月ありますので少し早いのですが、今年度をもちましてこの県庁を退職される県行政の職員の皆様には、これまで長年にわたり高知県職員という生き方を選ばれ、そして県の行政に対して大きく御尽力をいただき、御貢献をいただきましたことに心から敬意を表し、感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。どうか、今後ともそれぞれお住まいのその地域の発展や、また県行政の発展に向けて御尽力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

そしてまた、4月の末まで任期がございますので少々早いとお叱りを受けるかも知れませんが、本任期の最後の本会議でございますのでお伝えをさせていただきたいと思っております。

今任期をもって御勇退をされます土森議長、池脇議員、浜田英宏議員、高橋議員、そして久保議員におかれましては、これまで長きにわたり県勢の発展に多大なる御尽力をいただきましたことを、そして御功績を残されましたことを、後輩として心から敬意を表し、また御指導をいただきましたことにも感謝を申し上げます。

今後におかれましても、ますますそれぞれ御

壮健でおいでになられまして、ありとあらゆる角度から高知県勢の発展にさらなる御尽力を賜りますと同時に、後輩である私たち一同にさらなる御指導をいただきますことをお願いさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩



午後1時20分再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番中内桂郎君。

（33番中内桂郎君登壇）

○33番（中内桂郎君） 副議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして順次質問をさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

ことは5月に改元が行われ、大きな歴史の節目を迎えることとなります。安倍首相は年頭恒例の記者会見において、5月1日の新天皇の即位に伴う新たな元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から4月1日に発表すると表明され、4月1日に改元のための政令を閣議決定の上、皇太子様が即位されます5月1日に改元を行うとのスケジュールを示し、歴史的な皇位の継承を国民がこぞってことごとくができるよう、政府としてその準備に全力を尽くすと強調いたしております。

平成の時代はあと残りわずかとなり、その幕を閉じようとしておりますが、尾崎知事は新たな時代をどのように切り開いていこうとされるのか、今後の県政運営に大きな影響が生じるも

のと思われ重要政策課題に関する知事の政治姿勢について、何点かお尋ねをいたします。

まず、県勢浮揚に向けた知事の政治姿勢について伺います。

平成の30年を振り返ってみますと、バブル経済の絶頂期からの転落に始まり、阪神・淡路大震災や東日本大震災などのたび重なる自然災害などに見舞われた上に、少子高齢化や人口の減少という新たな試練などにも翻弄された、長期に及ぶ停滞の期間ではなかったかとの思いがいたします。言い換えれば、我が国を戦後の復興から高度経済成長期へ導いた昭和モデルが色あせる中で、その次の確たるビジョンを描き切ることのできなかった期間であったとも言えます。

思えば戦後の我が国は、とにもかくにも、もっとよい国にしようとひたすら経済成長を追い続け、脇目もふらずに突き進んでまいりました。高度成長期のような豊かさはいつまでも続かないのに、まだ大丈夫、もっと頑張れるという成長神話にとらわれ、このままの状態突き進めば後々厄介なことになるのではないかとといった負の側面に、多くの国民が薄々は気づいていたものの、あえて直視することを怠ってきたのではないかと。現在の超高齢社会の到来は、極めて確度が高いと言われる将来人口の推計により予測もできていたはずで、その備えに目をつぶり怠ったために昭和のツケを払い続けてきたのが、平成の30年だったとも言えるのではないかと思っています。

この間に尾崎知事は、霞が関の大蔵官僚から高知県のリーダーとなる政治家へ大きく転身を図られたわけですが、まずは平成を振り返っての知事の御所見を、県政運営の現状を含めてお聞きしたいと思います。

ことは、4月の統一地方選挙に始まり、夏には一昨年10月の衆議院選以降の安倍政権の真価が問われる参議院選が控えている上に、首相

は頭の片隅にもないと繰り返してはおりますが、自身の総裁任期なども絡めて、衆議院の解散総選挙も一部ではささやかれております。

参議院選の直後には消費税率の10%への引き上げが予定されておりますし、働き方改革や全世代型の社会保障改革、幼児教育や保育の無償化、外国人労働者の受け入れ拡大などといった重要政策の具体的な中身やその実績なども問われることとなり、皇位継承に伴う改元も含めて、ことしは我が国にとりましても大きな歴史の転換点となるものと考えます。

また、平成の次に来る時代は、少子高齢化と人口の減少が急速に進み、2040年には団塊ジュニアの世代が退職期を迎え、国民の3人に1人以上が高齢者となることが予測されており、新たな時代が本県にとりましても大きな試練となることは間違いのないところです。

尾崎知事は、2019年を迎えるに当たって、記者会見において、3期目の総仕上げを行うとともに、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものにできるよう全力投球で頑張るとの決意を述べられております。

本県が日本の新たな成長モデルとして、全国に胸を張ってお手本を示せるような県づくりに向け、知事のリーダーシップの発揮が大いに期待をされるところですが、その決意のほどを改めてお聞きいたします。

次に、消費税増税についてお伺いします。2012年6月の消費税増税に向けての3党合意から6年以上の歳月が過ぎ去りましたが、この間には10%への引き上げの2度にも及ぶ延期や、増収分の新たな用途への変更、さらには経済や税財政の状況を取り巻く厳しい環境の変化などもありました。

しかしながら、これまでの間、政府において消費税増税の必要性について説明責任がしっかりと果たされてきたかといえ、選挙で国民の

審判を受けているとの答弁などが繰り返されるだけで、最近の世論調査の結果などを見ても、私には疑問に思えてなりません。

こうした中、安倍首相は、ことしの10月に消費税率を10%に引き上げる方針を表明いたしますとともに、増税前の駆け込み需要とその後の反動による景気の落ち込みを防ぐため、2019年度の政府予算案に、キャッシュレス決済時におけるポイント還元やプレミアム付商品券発行などに必要な経費のほか、公共事業に1兆円超の上積みをするなど、総額で2兆円余りの経済対策予算を計上しております。また、このほかにも税制面では、住宅ローン減税の拡充や自動車税の減税なども盛り込まれております。

政府では、2014年4月の5%から8%への引き上げで景気の腰折れを招いた教訓から、やるからには景気にマイナスが出ないように万全を期すとの方針だとお聞きをいたしておりますが、一方で今回の内容につきましては、家計の実質的な負担増とも言われる2兆円余りの金額の単なる数字合わせを行うための、財政状況を見逃したばらまき予算ではないかといった批判なども起こっております。

まず、キャッシュレス決済時のポイント還元では、一定の期間内でのまとめ買いが可能となる高所得者層にどうしてもその恩恵が偏ってしまいますし、キャッシュレス化の進捗状況の違いによる地域間での不公平や、そもそもクレジットカードを持たない低所得者層が恩恵の対象から除かれるなどといった問題があります。

次に、プレミアム付商品券については、公費の投入により、購入した金額以上の買い物ができる商品券を低所得者などが購入可能となりますが、その差額の金額でもともと購入予定だった商品を前倒し購入する可能性も高く、こうした点を考慮いたしますと、その効果は公費による投資額に比べて大きく落ち込むとも言われて

おります。

また、昨年末には、日本スーパーマーケット協会を初めとする小売業界の団体から、キャッシュレス決済時のポイント還元については、消費者の利便性と公正な競争の確保といった観点から強い懸念があるとして、撤回を含めた見直しを求める異例とも言える関係業界からの要望書が経産相宛てに共同で提出され、実施に向けての調整が図られております。

知事はこれまでも、社会保障制度の充実と強化の必要性などから消費税の引き上げはやむを得ないものの、経済的な影響をできるだけ小さくすることが重要だと述べられておりますが、今回の政府による消費税増税の影響緩和のための措置の内容と、それを踏まえた増税方針の表明についても知事の御所見を改めてお聞きいたします。

次に、地方創生についてお伺いします。政府が2014年に策定した地方創生のための総合戦略において、東京圏への転入超過を2020年までにゼロにし、東京一極集中を是正するとの目標を掲げてから、既に4年以上が過ぎております。この間、地方自治体を支援するための交付金制度や、東京にある企業の本社機能を東京23区から地方に移す企業を支援するための税制優遇措置などが打ち出されましたが、東京一極集中に歯どめがかかったとはとても言えないような状況にあります。

最近では、若者を中心に地方移住への関心が高まりを見せるなど、本県においても明るい兆しが見えてはおりますが、東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏では2018年の転入超過者が14万人近くに上るなど、これまでの施策の効果が十分にあらわれていないといった現実もあります。

こうした中、昨年末にはまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂版が閣議決定をされておりますが、2020年に東京圏と地方の転入、転出を

均衡させるとの目標は、引き続き維持されることになっております。このため、改訂されました総合戦略では、地域からの人口流出を食い止める新たな対策として、地域の経済や住民生活を支える拠点となる中枢中核都市を選定の上、集中支援をすることを通じて、周辺自治体を含めた圏域全体を活性化することにより、人口の流出に歯どめをかけることといたしております。

具体的には、中枢中核都市が作成した産業育成や市街地活性化などに関する計画を認定の上、地方創生推進交付金を配る際の上限額の引き上げや関係省庁の合同チームによる人的支援などを通じて、地域の取り組みを積極的に支援する方針だとお聞きをしております。さらに、直近5年以上東京圏に在住かつ東京23区に通勤していた地方への移住者が、移住先の中小企業等に就職した場合や起業したケースなどに、迎え入れた自治体が補助金を支給する際の財政支援制度の創設のほか、自治体による移住者への求人・生活情報の提供などを後押しするなど、地方への移住を希望する若者などへの支援も拡充されることとなっております。

産業振興計画の推進による雇用の創出や移住促進に向けた環境整備などに積極的に取り組む本県といたしましては、これを機会に中枢中核都市に選ばれました高知市との連携・協力をこれまで以上に密にいたしまして、取り組みを一気に加速する必要があるものと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、地方創生と関連して、地域社会のあり方に深くかかわる外国人労働者の受け入れ拡大についてお伺いします。昨年の暮れ、我が国において初めて単純労働に外国人の就労を認める改正出入国管理法が成立し、新たな在留資格として特定技能1号・2号が設けられますとともに、制度の導入に向けた基本方針や分野別の運用方針などが決定されております。

基本方針では、大都市圏への外国人労働者の集中を防ぐための措置を講ずるよう努めることや、悪質な仲介業者の排除などが明記されておりますとともに、分野別の運用方針においては、即戦力となることが期待されます特定技能1号について、介護、建設、宿泊、外食などの14分野を対象に、5年間で最大34万5,000人余りの受け入れが見込まれております。

深刻な人手不足の状況にある業種において、雇用する側から見れば確かに労働力の安定確保にはつながりますが、一方で受け入れた外国人労働者がスキルを上げていけば、やがては日本人労働者と同じ職を奪い合うことにもなり、欧米諸国において深刻な社会的、政治的な分断を引き起こしている移民労働の問題へと発展していくことが大いに懸念されるどころです。

このため、政府では、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策において、政府全体で共生社会の実現を目指すことを明記いたしますとともに、全国100カ所の生活相談などに応じる総合相談窓口の設置を初め、126項目に上る支援策などを盛り込んでおります。

また、外国人労働者の大都市圏への集中を防ぐために、受け入れ分野ごとに協議会を設けて偏在の状況などを把握の上、大都市圏の事業者への受け入れ自粛要請などを通じて調整を図ることといたしております。

しかしながら、多くの支援を担うこととなります自治体からは、相談員や通訳などのマンパワーの確保すら容易なことではなく、大都市圏の企業への自粛要請の実効性確保などを含めて、戸惑いの声が出ていることもお聞きをいたしております。新制度の4月からの円滑なスタートに向け、果たして十分な体制が整うのか、私には疑問に思えてなりません。

中でも本県のような賃金レベルの低い地方では、今でも都市部などに失踪する外国人技能実

習生が多いとも言われておりますが、新設されます出入国在留管理庁の指導監督体制のあり方や外国人労働者の登録支援機関ともなります民間団体などの活動内容によっては、外国人材の大都市圏への移動と地方で働く外国人労働者の待遇面での劣化が進むこととなり、結果として日本人労働者の待遇の劣化などにもつながりかねません。

また、外国人技能実習生の受け皿づくりを急ぐ必要性から、課題を先送りするといった安易な手法により事を進めていけば、後々において自治体や地域社会に大きな混乱を招くという結果にもつながりかねません。

新制度の施行までには時間的に余り猶予がない中で、懸念される課題の解決に向けた具体的な対応についての検討が必要だと考えますが、知事の御所見をお願いいたします。

知事の政治姿勢についての質問の最後に、憲法改正の議論についてお伺いします。安倍首相は、年明けから憲法改正については、具体的な改正案を示した上で、国会での活発な議論を通じ国民的な議論や理解を深めるための努力を重ねていくことが国会議員の責務であると述べられ、ことしの通常国会に自民党の改憲案を提示する意思を改めて表明いたしておるとともに、2020年に新憲法の施行をするという気持ちに全くの変わりがないことを明言するなど、憲法改正への強い意欲を示されております。こうした憲法改正に向けた首相の強い思い入れにもかかわらず、最近の世論調査の結果などを見ますと、2020年に新憲法の施行を目指すという首相の方針にはおおむね反対の声が賛成の声を上回る傾向が見てとれますし、国民が政権に期待する政策としては、明らかにその優先順位は低いようにも思われます。

また、首相は、憲法改正に向けた前のめりの発言の一方で、憲法改正について最終的に決め

るのは主権者たる国民の皆様であると、国民の声を最大限に尊重する重要性について述べられておりますし、スケジュールありきではないし、それを国会が決めていくことになるとも発言をされております。本当に首相の言葉のとおりであるのであれば、あらかじめ御自身の任期中などという期限を区切って憲法改正の議論を進めようとする姿勢は、少なくとも改めるべきではないかと私は思います。

首相は、平成のその先の時代に向かって日本のあすを切り開く1年とするため、その先頭に立つとの年頭所感を発表されておりますが、そうであれば憲法改正ではなく、多くの国民の皆さんの不安や心配を取り除くことができる社会保障制度の改革、10月に予定されている10%への消費税や米中間の貿易摩擦の激化などによる深刻な影響が心配されます景気の維持・拡大に向けた経済政策、さらには少子化対策などを中心とした人口の減少問題への対応などに、何を置いても最優先で取り組むべきではないかと思えます。

憲法改正の議論は、初めに改正やスケジュールありきではなく、じっくりと腰を落ちつけて、国民の間で機が熟したと判断できるまで議論を尽くすべき問題であり、拙速な議論に走り、結果的に国民の間に深刻な亀裂や分断を生じさせてしまつては、それこそ取り返しのつかないことにもなりかねないと危惧をいたしておりますのは私一人に限らないと思えますが、知事の御所見をお願いいたします。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて伺います。

昨年末に、厚生労働省の有識者会議において、高齢者の健康づくり、介護予防の取り組みを一体的に行う必要性についての提言が取りまとめられました。

こうした保健事業と介護予防事業の一体的な

実施が求められる背景には、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、医療と介護を中心に急増する社会保障費の問題があります。高齢者人口がピークを迎えます2040年度の社会保障給付費は、2018年度の1.5倍以上となる約190兆円にも上るとの推計結果が公表されております。

このため、政府では、介護を受けずに日常生活を送れる健康寿命の延伸に向けた2040年までの目標と2025年までの工程表を、ことしの夏ごろをめどに策定する予定だともお聞きをいたしております。

保健事業と介護予防事業の連携の強化を図ることにより、高齢者が元気に過ごせる期間を長くできれば、その効果は本人や御家族の身体的、金銭的な負担の軽減にとどまらず、医療や介護に必要となる給付費の増大の抑制にもつながるといったことが大いに期待をされるところです。

他方で、本県のような過疎地域を数多く抱えます地方において、こうした取り組みを進めていくためには、県と市町村が連携を密にし、効果的に対策を実施できるような体制整備が必要になってまいります。市町村によっては専門知識を持つ人材の不足などといった課題も数多くあるものと思えます。

本県ではこうした国の動きを先取りする形で、昨年从高知版地域包括ケアシステムづくりに向け全力で取り組んでおりますが、これまでの進捗状況と今後に向けての課題や取り組みの方向性などについて知事にお伺いをいたしたいと思えます。

こうした本県独自の取り組みを進めておりますが、一方で生活習慣病対策や特定健診などは医療保険による対応、健康体操などの介護予防の取り組みは介護保険による対応となるなど、それぞれ別々の縦割りの制度の下で実施されており、情報が共有されることも少なく、効果的

な取り組みはなかなか進まない状況にあります。

さらには、高齢者医療の分野では、74歳までの国民健康保険による対応と、75歳以降の後期高齢者医療制度による対応とに分断され、保険者間において健診結果などのデータが引き継がれない75歳での断絶が大きな課題となっています。

このため、安倍政権が進めようとしている全世代型の社会保障制度改革においては、こうした課題の解決に向け、予防対策に力を入れる自治体にインセンティブを与えるための交付金制度の活用や、高齢者医療確保法などといった関連法の改正などの手続を進めているともお聞きをいたしております。

全国知事会の社会保障常任委員会の委員長でもある知事として、本県のような過疎地域を数多く抱える地方にとりましても不利益が生じないような、全ての世代が安心できる社会保障制度の実現に向け、全国知事会の意見を取りまとめるなど、その手腕を大いに発揮されることも期待されると思いますが、知事の御所見をお聞きいたしたいと思います。

次に、知的障害者福祉についてでございます。

高知県は、全国に先駆けて高齢化が進んでおります。その中で県は、日本一の健康長寿県構想を掲げ、高齢者は当然のこと、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」を達成すべく、保健・医療・福祉の各分野において諸課題の解決に向け、積極的な施策を展開されております。

親御さんの我が息子、娘への強い思いがそれぞれを支え続けてきたと言ってもよいと思っております。その後、そういった家族やその関係者の負担を軽減していくことを主体に、施設面での福祉や在宅面での福祉が充実してきたことは御存じのとおりでございます。

私は専門家ではありませんので、詳しいこと、

技術的なこともよく承知をしていますが、特に知的障害者福祉の面では、先ほど申したように、御家族のその子供たちへの思いから始まったという経緯もあって、知的障害者の高齢化といった観点では余り議論されてこなかったのではと考えています。

知的障害を初め障害のある方の高齢化を考える場合、健常者の高齢化により出てくる不都合な面以上に、特別な対応をすべきことが多いはずであろうということは想像できます。例えば、加齢に伴う身体的機能の落ち込みのスピードも健常な方より速まってくると言われていますし、生活習慣病や認知症などについても、健常者の方に比べてより注意と配慮をもって対応する必要があると言われております。

まず、50歳以上、60歳以上の障害者支援施設の利用者の人数割合が10年前と比べてどう推移しているのかについて地域福祉部長にお伺いします。

当然、高齢化する利用者については、その加齢に伴う機能低下などの課題に対し、施設運営者はその処遇のあり方など具体的な対応が求められますが、高知県の障害者支援施設ではどのように高齢者対策がとられているのか、どのような具体的な事例があるのか、地域福祉部長にお伺いします。

利用者の高齢化が進めば進むほど、施設運営面で取り組むべき処遇のレベルはより細やかに、より高度なものになっていくことが求められると思います。障害に加えた認知症などの加齢による症状の併発は介護負担を重くしていくでしょうし、認知症など的高齢化の症状への対応方法といった職員研修の充実、または医療的ケアの増大に伴って必要となる看護師や理学療法士などの介護スタッフの充実も必要とされているのではないのでしょうか。

実際に多くの高齢者が障害者支援施設で生活

されているという実態からして、現状をどのように認識し、高齢化の伴う諸課題についての対応をどのように考えているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

一方、在宅の知的障害者について、知的障害者福祉法を初めとする現行の障害関連法規は、高齢期を迎えた障害者が安心して暮らすことのできる施策といったものについて特段触れてないのではないかと考えているのですが、国のほうでは、在宅の障害福祉サービスを受けている人が65歳を過ぎれば介護保険制度が優先するとの基本的考えで、介護保険制度でカバーし切れない部分だけを障害者総合支援法で補うという考えをしておられます。また、介護保険サービス優先の原則についてはあくまで原則とし、自治体に対しては利用者の状況に合わせて配慮するように通知しているとのことでした。

また、自治体が独自にサービスを行うこともあると聞いていますが、その内容はまちまちで、住む場所によって格差が生じていることもお聞きしています。

本県の状況について、県内市町村の具体策はどうなっているのか、あわせて県の指導・支援の現状はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、知的障害者、精神障害者の県職員の採用についてでございます。

昨年大変大きな問題となり、県議会でも多くの議論がなされました障害者雇用水増し問題に関連して、県の障害者雇用・採用について質問をいたします。この問題は、そもそも国の行政・立法・司法の各機関において、障害者雇用促進法に定める障害者の法定雇用率を大きく下回っているにもかかわらず、本来は対象外であった人を対象に加えることで法定雇用率をさも達成しているかのように見せかけていたという、公共機関としてあってはならない不適切な取扱い

いが明らかになったことから始まっております。

長年にわたり放置され続けていたこの事態が判明したことをきっかけとして、高知県を初め多くの自治体においても同様の事態が明らかになり、本県では知事部局、公営企業局、教育委員会といった機関で不適切な取り扱いが明らかになりました。

私は、一連の事実が明らかになった中で、国、県などの公共機関が最低基準とも言える法定雇用率の制度、趣旨を十分に理解し把握されていたならば、安定した職場と皆さんが考えている公共的な職場で、より多くの障害のある方が働くことの大切さ、喜びを体験できていたのではないかと残念でなりません。

知的障害がある人を初めハンディキャップのある人がみずからの能力を生かし、公務員として働ける環境が実現することは、障害がある方、親御さんを初め、障害者支援・福祉にかかわっている人たちが長らく願ってきたことであり、このたびの行政による極めて不適切な対応により、行政や事業への不信、やりきれなさを感じるとともに、大変寂しく悲しい思いをしたところでもあります。

そのような中、昨年9月の県議会において尾崎知事から、範を示すべき県として国の通知やガイドラインについて関係機関に確認するなどした上で、対象者とするか否かについてはより厳格に判断を行うべきであったと反省をしているとの発言に加え、今回の反省を踏まえ、国の通知やガイドラインに沿ってより厳格に運用するとともに、引き続き障害者枠による職員の採用など障害者雇用に積極的に取り組んでいくことが明らかにされました。精神障害、知的障害がある方も、少しでも社会に貢献したい、公務員の道を進みたい、社会とのつながりを持ちたい、安定した職につきたいと考えています。そういう方にとっては希望を感じる大変うれしい

コメントであったと思います。

そして、県当局におかれましては、速やかに知的障害者及び精神障害者の採用拡大についての検討が表明され、我々関係者にとっても大変喜ばしいことであり、昨年12月4日に、知的障害者、精神障害者が県職員選考試験の対象となる県職員の特別募集を始めていただきました。このことは、公務職場を目指す知的障害者、発達障害者を含む精神障害のある方にとって何よりも励み、目標になるものであり、御家族の皆さんもこの判断を何よりも喜びをもって迎えております。我々、知的・精神障害者の支援に携わっている、かかわっている者としても大変喜ばしいものであり、強く評価をさせていただきました。本当にありがとうございました。

国においては、同様の中央省庁の障害者雇用者数の水増し問題を受けた形で、障害者対象の国家公務員統一試験が、全国の22会場で政府として初めて2月3日に実施されています。新聞報道によりますと、676人の採用枠に対して、その約13倍に当たる8,712人が受験に申し込んだということであり、申込者の内訳は、それぞれ持っている手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳が57%、身体障害者手帳などが40%、知的障害者らの療育手帳などが3%ということになっております。

そこで、このたびの県の特別募集についてお聞きをいたします。今回の試験案内によりますと、申し込みの期限は1月10日になっており、1月20日には第1次試験が実施されたということですが、今回の特別募集にかかわる障害別の申し込みの状況や実受験者数、採用予定人員に対する倍率について人事委員長にお聞きをいたします。

今回の特別募集は、受験対象者に知的障害者、精神障害者を新しく加えて初めての募集であり、

受験年齢上限を39歳に引き上げるという受験対象者に配慮した内容を含んでおり、その取り扱いについては評価しておるところですが、今回の申し込み状況を受けてその結果をどう評価しているのか、またその評価をもとに募集に当たって何か見直すべき点を検討しているのか、これから受験を考えている該当者、親御さんを初めとする関係者は大変関心のあるところだと思いますので、評価、見直しの検討内容などについて総務部長にお聞きをいたします。

今後、県庁での法定雇用率の達成ということに限らず、障害のある方の就業の確保、社会参加の促進といった点からも、また障害がある皆さん、また御家族が追い求めていく目標になるといったことから、継続した採用と一定規模の採用数の確保が必要だと考えます。

そのように、さらに雇用を進めていくためには、12月議会の我々の会派の坂本議員の質問に対し執行部から答弁をされましたように、一定の業務に絞った採用、そして知的障害者、精神障害者の採用枠の設定が必要不可欠ではないかと思えます。

そこでまず、知的障害者、精神障害者に適した業務または仕事の種類について、全国的に設定されている先進例としてどういうものがあるのか、総務部長にお尋ねをいたします。

この質問の最後に、今回の特別募集に関して、その速やかな実行を決断した尾崎知事に、知的障害者、発達障害者を含む精神障害者募集に当たっての一定の業務の設定、そして採用枠の設定についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、JA高知県の農業者へのサービス向上についてでございます。

本年1月、合併、設立しましたJA高知県の農業者へのサービス向上についてお伺いいたします。県内のJAは、昭和35年には200組合あったものが、平成元年には83組合、平成22年には

昨年末時点と同数の15組合と、大規模経済の有利性を発揮し、経営基盤の強化や事業の効率的実施などを図るため、複数のJAが合併してきたという歴史を重ねてこられました。そして、今回12JAと連合会などにより、県内全域を区域とするJA高知県の設立に至られ、現在では4JAになったわけであります。

これまで、JAの合併において、経営基盤の強化など合併効果を発揮し、組合が維持されてきた反面、組合員からは、支所の統廃合によりサービスが低下した、期待した資材単価の低下にもつながらなかったなどの御意見があるとお聞きをいたしているところです。

今回の合併においても、組合員の中には、合併はやむを得ないとしつつも、JAが遠くなり組合員の声が届きにくくなるのではないかとの声を聞いているところです。

協同組合は組合員の相互扶助のために組織されたものであり、JA合併は、組合員である農業者や地域住民などへのサービスの維持・向上を図るため、組合員の合意の上に行われるものであって、単にJAという組織の維持だけを目的としたものであってはなりません。

県は、これまでの議会答弁において、JAグループ高知は農業振興の重要なパートナーであるとの答えをしてきたところであり、本県の農業振興を図っていく上で、さまざまな農業施策についてJAグループ高知と連携し、また必要な支援を行いながら取り組んでいると認識をしているところです。

今回の合併によりまして、JA高知県は全国屈指の規模を誇る農業協同組合となられたわけですが、本県の農業を守り、さらに振興していくといった役割をこれまで以上に担っていただくことを期待しているところであり、今回の合併によるスケールメリットを大いに発揮し、農業者の所得向上や農業生産の拡大に寄与してい

ただかなければならないと考えています。同時に、これまで合併してきた歴史の中での課題を踏まえた上で、今回の合併における組合員の不安の声に真摯に向き合い、組合員の期待に応えていただかねばなりません。

今回のJA合併が、JAが遠くなりサービスが低下するのではないかとといった農業者の不安の声を払拭し、本当に農業者のサービス向上につながるものとなっているのか、知事にお聞きをいたしたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策、津波対策についてでございます。

南海トラフ地震は、昨年2月に政府の地震調査委員会において、今後30年以内の発生確率が70から80%に引き上げられ、大きな揺れと巨大津波の脅威は刻々と増しています。そうした中、押し寄せる津波に備え、少しでも逃げる時間を稼ぐ、また少しでも被害を少なくするためには、海岸堤防の耐震化やかさ上げが必要不可欠であり、最大の防御となると考えます。

中でも高知市を中心とする沿岸部は、高知龍馬空港や高知港、国道などの重要インフラが立地しており、人口が集中し、都市機能が集積している地域でもあります。この地域の津波被害を最小化し、早期に社会経済活動が復旧・復興することで、高知県全体の地震・津波被害の最小化へつながっていくものと考えております。

東日本大震災以降、高知市を中心とする海岸線である高知海岸において、いち早く国による海岸堤防の耐震化などの工事に着手し、高知海岸の地震・津波対策の工事が急ピッチで進められているところではありますが、南海トラフ地震がいつ発生するかわからない状態の中で、整備されている海岸堤防の効果が最大限発揮されるよう、一日でも早く完成させる必要があります。

そこで、現在の直轄高知海岸の進捗状況について土木部長にお聞きしたく思います。

また、直轄高知海岸の西に隣接する土佐市宇佐地区では、第3種宇佐漁港を中心に、その背後には緊急輸送路として指定されている主要道路、須崎仁ノ線が位置するとともに、約5,200人の地域住民が居住しています。また、この地域は、1946年に発生した昭和南海地震において甚大な津波被害を受けた経験があることから、以前から津波に対する避難路や避難広場について整備を進めているところでもあります。

しかしながら、隣接する直轄高知海岸は整備が目に見えて進んでいるのに対し、新居地区以外の宇佐漁港海岸はまだまだ整備が始まったばかりです。

そこで、宇佐地区の住民の不安を解消するためにも、海岸堤防の耐震化のスピードを上げていく必要があると考えますが、現在の宇佐漁港海岸の進捗状況と今後の進め方について土木部長にお聞きしたいと思います。

次に、教育問題についてでございます。

高知県教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画に基本理念として掲げられている「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」や「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」を育成することこそ重要であると考えます。

そして、こうした人材育成の中核を担うのは何といたっても学校教育であり、その学校教育を充実させるためには、教育は人なりと言われるように、教育をつかさどる教員にまたれるということは、誰もが認めることです。

しかし、近年小中学校において、その教員不足が全国的に発生しているという状況にあると言えます。本県においても、病気や産前産後休暇をとった先生の後補充が十分できず、授業にも影響が出ているという話も漏れ聞こえ、非常に深刻に受けとめているところです。

本年度における本県の教員不足の状況とその打開策をどのように立てられておられるのか、教育長にお聞きします。

現代は、かつて私たちの子供のころのように、先生という職や地位にあることで人々から尊敬が得られるという時代ではありません。あわせて、12月の新聞にも、2人に1人が過労死ラインとの記事が出ておりましたが、教員の仕事内容もブラックと言われるほどに多種多様で、莫大な量を持っていることも教員不足の要因となるのではないかと考えます。

当然先生が子供、保護者からの信頼、尊敬を得られるように、日々勉強や鍛錬、努力を惜しまず、みずからを磨いていくことは必須の条件であります。しかし、その仕事内容の整理や勤務条件を整えることは、教育行政が行ってしかるべきと考えます。そうしなければ教員を志望する人材もますます減ってくるのではないのでしょうか。

現在、教員の働き方改革ということが言われていますが、本県の教員の勤務の実態と働き方改革の進行度合いを教育長にお聞きしたく思います。

そして、現在の小中学校の教員の構成は、50歳以上が50%を占め、30歳から40歳代の者が非常に少ない状況であります。そうすると、今後10年で半数以上の教員が入れかわる状況にあるわけで、このことはつまり、教育についての経験や知識が少ない教員が大量に学校に入ってくることを意味します。確かに若いということは学校に活気をもたらし、子供たちによい結果がもたらされると思います。しかし、殊、授業や学級経営、生徒指導、あるいは保護者対応などの面で未熟な面を持つということも事実です。

また、これから実施される新学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びの実現や、高知県教育大綱に上げるチーム学校の構

築や厳しい環境にある子供たちへの支援などに対応するためには、それぞれの教員の力量を高めると同時に、学校の組織化を図ることが必要不可欠です。

このようなときにあって、大量に採用される若い教員の資質・指導力をしっかりと向上させていくことが重要と考えますが、県教育委員会としてこの若手教員をどのように育てていこうと考えているのか、若手教員の育成方針と具体策について教育長にお聞きします。

また、私が住む土佐市の高岡中学校は、若い教員の割合が非常に多い大規模の学校ですが、同校においては平成28年度から、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちというシステムを導入しております。この中で、定期的に先輩教員が若い教員に指導したり、教員同士が授業力を高め合う話し合いを持ったりして、教育効果を上げてきていると聞いております。

このように、若い教員が学校内の先輩教員について授業力を鍛えられ、時には悩みを相談し、成長していく、あるいはそれぞれの教員が授業づくりについて、かんかんがくがくと討議をし切磋琢磨するこの仕組みは、非常に有効なものと思います。

しかし、このシステムは、現在のところ県内の大規模中学校にしか導入できないといったことを聞いています。

このような、学校の中で若手教員が先輩から習う、教員同士が高め合うという仕組みを、小学校や中小規模の中学校にも広めていくべきだと思いますが、教育長はどう考えておるのか、お聞きしたいと思います。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてお伺いします。

来年はいよいよ我が国で2度目の夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。

前回の1964年大会は、史上初めてアジアで開催された大会でありますとともに、敗戦後の日本が目覚ましい復興を遂げた姿を世界に示し、国際社会への復帰を果たすといった象徴的な大会でありました。また、大会の開催に先駆けて、東海道新幹線や首都高速道路網、東京モノレールの整備や羽田空港の拡張整備など、国家規模の都市改造プロジェクトが推進され、高度成長の礎を築くきっかけになりました。

それから半世紀経過して開催される今回の大会は、当時と比べ、日本の経済社会構造はもとより、あらゆる分野で様相が大きく異なっております。成熟社会における先進的な取り組みを世界に示す絶好の機会になるものと考えます。

観光庁においては、2020年の訪日外国人旅行者数の目標を4,000万人と定め、観光先進国への新たな国づくりを進めており、2018年、史上初めて訪日外国人旅行者が3,000万人を突破し、インバウンドのさらなる推進に邁進しております。

また、今回の大会が全国に及ぼす経済効果は、東京都が一昨年行った試算では、大会招致が決まった2013年からオリンピック終了後10年を経過した2030年までの18年間で約32兆3,000億円としており、全国の雇用増加数は約194万人を見積もっております。

一方、オリンピック・パラリンピックなどのメガスポーツイベントの開催地では、建設コストの上昇や不動産の高騰などの課題も懸念されております。実際に、平成25年度から29年度の5カ年で国が東京大会の開催のために支出した経費が約8,011億円にも上るとして、会計検査院から指摘を受けていますし、組織委員会、東京都、国のオリンピック・パラリンピック関係経費を合計した最終の支出見込みが3兆円を超えても見込まれており、当初予想しておった予算規模より大幅に拡大することが懸念されるなど、功罪両面があります。

ただ、本県におきましては、東京大会の成功に向けて、競技力の向上やスポーツに親しむ人の増加など、スポーツ振興の機運醸成を図る面からも喜ばしいことが多いと思います。

県では、大会に向けて提案書を取りまとめ、よさこいやCLTの活用などについて国等へ継続的に提言活動を行うなど、東京大会を見据えた取り組みを積極的に進めてこられました。

これらを踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて県としてどう取り組んでいくのか、これまでの県の取り組みの総括を含め、知事の御所見をお聞きしたいと思います。

また、オリンピック・パラリンピックにおける日本人アスリートの活躍は、我々国民に夢や感動を与えてくれるものであります。県においても、昨年度よりスポーツ行政を一元化し、第2期スポーツ推進計画を策定し、さまざまなスポーツ施策を打ち出して本県の競技力向上やスポーツ機会の拡大に取り組まれております。

オリンピック・パラリンピック本番に向け、海外の競技団体などへの事前合宿招致活動も日ごとに熱を帯びているとお聞きしていますが、事前合宿は世界のトップアスリートを間近に見ることができるまたとない機会であり、本県のスポーツ振興における大きな推進力になるものであります。

我々としても大変期待をしておりますし、現在の招致活動やホストタウンの取り組み状況について、また今後どう取り組んでいくのか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

最後に、これは私の提案でございますが、この東京オリンピック・パラリンピックの取り組みが進む中で、私を取り巻く多くの人たちから、ソフトボールの球場そして野球場の2万人体制の新しい施設を建設してほしいという声が多く上がっております。どうかこのことも、知事を初め執行部の皆さん方がよく考えて実施されま

すことをよろしく願いいたしまして、私の第1問の質問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県政運営の現状を含めて、平成を振り返っての所見につきましてお尋ねがございました。

平成は、日本全体が、それまでのいわゆる右肩上がりの追いつき追い越せといった時代から、みずからみずからの道を切り開いていかなければならない時代へと、時代の大きな転換を余儀なくされた時代であったものと考えております。すなわち、欧米という目指す明確なモデルがあり、かつ人口が増加し、地方から都市という形で大きな産業の構造が転換することにより安定的に経済成長が達成されてきた時代から、不確かな中で、現在や将来の取り巻く環境の正と負の側面を見きわめつつ、みずから新しいものを生み出し続けていかなければ経済成長を持続し得ないという時代が到来したと言えるものであろうかと考えるところです。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初めとする、国全体を揺るがす未曾有の大災害や多くの災害に見舞われることにより、国民全体が改めて日本が災害大国であることを実感させられ、それらの教訓から最悪の事態を想定した備えをしていくことの必要性を痛感させられたのも、平成の時代でありました。

県政運営という視点からこれらの平成の時代を考えてみますと、本県経済は基本的には右肩下がりでも推移し、特に平成10年以降は厳しい時期を迎えておりました。ここ数年は、本県経済は拡大傾向を維持しており、ある意味みずから道を切り開くことにより時代を新たに展開していこうとしている状況にあると考えているところでもあります。

また、災害対策にしても、私が知事に就任した当時はいまだ最悪に備えるという形にはなっておりませんでした。東日本大震災等の惨状を経て、県の防災対策も最悪に備える形で大きく進み、また同じく最悪に備える施策に転じた国の一連の施策を大いに活用してきたところがあります。

この平成という時代に経験した出来事から我々は多くのことを学んでまいりました。目の前にある課題を克服して、将来に向けての経済の成長や県民生活の安定をいかに確実なものとしていけるのか、引き続き本県が直面している課題であります。

新たな時代を切り開き、自立的な発展をする高知県であり続けるために、その解決に向けて県庁を挙げてひたむきに努力を続けていかなければならない、そのように考えているところです。

次に、私のリーダーシップにつきましてお尋ねがありました。

私は11年前に知事に就任させていただいて以来、全国に先駆け本県が突入した人口減少社会をもたらすさまざまな課題に対して、その解決策を見出していかなければならないとの強い思いを一貫して持ち続けているところがあります。

従前より申し上げますように、本県は人口減少、高齢化の波に全国に先駆けて真っ先にさらされ、これに伴う経済規模の縮小や過疎化の進展といったさまざまな課題に直面してまいりました。しかし、今や人口減少や高齢化は全国的に進展をしており、これまで本県が長年悩まされてきた課題は他の地域でも顕在化してきております。

そうした中、本県がいわば課題の先進県であるからこそ、そのことで蓄積されたノウハウや知恵を生かしてこれからの時代を生き抜く処方箋とし、全国に範たるいわば課題解決先進県と

なることを目指してきたところであります。

今後も、人口減少が続く中、徐々に力強くなりつつある県勢浮揚に向けた歩みをより確かなものとしていくため、私としましてもリーダーシップを発揮し、今議会でも審議いただく経済の活性化を初めとする5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる3つの政策をしっかりと展開してまいり所存であります。

次に、消費税増税の影響緩和のための措置の内容と、それを踏まえた増税方針の表明についてお尋ねがございました。

従前から申し上げますとおり、国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現況に鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するために、消費税率の8%から10%への引き上げはやむを得ないものと考えております。一方で、税率引き上げによって経済的に厳しい状況にある方々と、マクロ経済全体へのマイナスの影響をできるだけ小さくすることが重要であると考えております。

議員からお話のありましたキャッシュレスポイント還元事業やプレミアム付商品券事業につきましては、消費税率引き上げ後の一定期間消費を喚起することによって、経済全体への影響を緩和する効果が期待できるものと考えております。

他方、一つ一つの対策だけでは、御指摘にもありましたように、その効果には限りがありますことから、国においては、先ほど申し上げた事業のほか、軽減税率制度の導入や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、さらには幼児教育の無償化などさまざまな施策を組み合わせ、総合的な対策を講じることとしております。

国においてはこうした経済対策を、混乱が生じないようにしっかりと行っていただきたいと

考えております。

また、本県としましても、3カ年の緊急対策を最大限活用するなど、国と歩調を合わせ、一連の経済対策を着実に実施してまいります。

次に、中枢中核都市とされた高知市との連携・協力についてのお尋ねがありました。

私は、県政と市町村政との協働なくして県勢浮揚をなし遂げることはできない、特に県内人口のほぼ半数を占め県都である高知市との連携・協調は、各種の政策を実効あるものとするためにも必要不可欠であると考えており、これまでも課題を共有しながらさまざまな連携を図ってまいりました。

一例を申し上げますと、産業振興計画ではよさこい祭りの振興や地域アクションプランなどの取り組みを、また南海トラフ地震対策では津波防御や長期浸水などの対策を、日本一の健康長寿県づくりでは厳しい環境にある子供たちへの支援などの取り組み、さらに教育面では学力向上対策といった具体の連携を図ってきたところであります。昨年7月にオープンした新図書館等複合施設オーテピアにつきましても、県市の連携なくしては実現できなかった施設であり、これにより中心市街地のにぎわいなどにもつながっているものと感じております。

こうしたさまざまな連携に当たっては、高知県・高知市連携会議などの場において、トップ同士が課題を共有し、方向性を協議、確認しているところでもあります。

お話にありました中枢中核都市は、活力ある地域社会を維持するための中心拠点として、近隣市町村を含めた地域全体の経済、生活を支え、東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されており、このたび高知市など82都市がこれに位置づけられたところでもあります。

他地域への人口流出の状況が把握できる平成29年のデータを見ますと、高知市は県外に1,194人

の転出超過となっており、中枢中核都市として県都である高知市がその魅力を高めるまちづくりを進めることは、若者の流出防止と県外からの移住促進につながるものと考えております。

既に高知市は、県全体の牽引役としての役割をこれまで以上に発揮するため、県内33市町村と高知県とで、れんけいこうち広域都市圏を形成しており、高知市が移住者や外国人観光客の受け皿となり、中山間地域を初め県内各地に誘導する2段階移住や、インバウンド観光の取り組みなどが進められております。

こうした県内全市町村の連携による取り組みと中枢中核都市の取り組みが相乗効果を発揮することで、高知市はもとより県全体の発展につながるよう、しっかりとスクラムを組んで取り組みを進めてまいります。

県としましては、自然や食、文化など、本県の強みの源泉である中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ないと考えており、県政運営に当たっては、中山間地域での展開を特に意識して進めているところでもあります。

中山間対策の柱である集落活動センターは48カ所にまで広がってきており、センターの経済活動と産業振興計画の産業成長戦略や地域アクションプランの取り組みとを連携させてステップアップさせていく、3層構造の取り組みを各地で展開しているところでもありますし、また自然・体験型観光などの取り組みも進めることとしております。

こうした中山間における取り組みは、県都である高知市と連携することにより、さらに大きな経済効果が期待されることから、今後もさらなる施策の充実と高知市との連携強化を図り、多くの若者が地域地域で住み続けられる高知県の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、改正入国管理法の施行までの時間的猶

予がない中、課題解決に向けた具体的な対応策の検討が必要ではないかとお尋ねがございました。

今般の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、昨年12月には制度の運用に関する基本方針や分野別運用方針、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が定められ、3月中旬には、パブリックコメントを踏まえ、特定技能外国人の雇用契約や支援計画の基準などを定めた政省令が制定される見込みであるなど、4月施行に向けた準備が進められております。

こうした中、先日本県で開催された国の制度説明会には、県内の介護や建設業、製造業、農業などの事業者や関係団体などから約250名の参加があり、外国人材への期待の高さがうかがわれるところです。

また、県が県内の技能実習制度の監理団体にお尋ねしたところ、傘下の事業者の多くが新たな制度に基づく外国人材の受け入れを希望しており、技能実習生の中にも残りたいという声があるとお聞きしております。

さらに、市町村においても、共同通信社のアンケートによると、約7割が法改正に賛成またはどちらかといえば賛成と回答するなど、外国人材の受け入れに関して前向きに捉えられた回答が多くございました。

一方、事業者や市町村からは、議員の御指摘にありましたように、処遇の格差から大都市に人材が集中するのではないかといった声や、言葉の問題を含む受け入れ体制などに関する不安の声もお聞きしております。大都市への集中に対する懸念につきましては、国において各分野別に協議会等を設け、過度に集中して就労することとならないよう必要な措置を講ずることとされておりますが、具体的な内容は今後示されるものと考えています。

県としては、外国人材への期待の声大きい

ことを踏まえ、国の動きを注視するとともに、4月の施行に向けて現時点でできることをしっかりと準備し、何よりも大切である制度の適切な運用と、地域住民としての外国人の社会生活の支援に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、制度の運用につきまして、日本人と同等以上の報酬とされる雇用契約の基準など、出入国在留管理庁や労働基準監督署による適切な指導監督が求められるところではありますが、県としましても、入国管理局や労働局などで組織する、技能実習制度に関する連絡協議会を拡充し、新たな制度を含めた外国人材の就労状況などに関する情報共有と課題への対応、事業者に対する制度の周知などに努めてまいります。

社会生活の支援につきましては、平成31年度の早い時期に、医療や福祉、教育などの社会生活や就労等に関する総合的な相談窓口として、仮称ではありますけれども、高知県外国人生活相談センターを設置したいと考えております。センターの業務については、現在庁内各部局が参加するワーキンググループでの検討を進めているところですが、外国人や受け入れ機関等からの相談を受け、適切なアドバイスや的確な対応窓口への誘導などを行う予定であり、その運営に当たっては、国や市町村、関係機関等とも連携した運営協議会を立ち上げ、関係機関の御意見も踏まえて取り組んでまいります。

あわせて、県の関係部局においても、高知県中小企業団体中央会や高知県国際交流協会などと連携し、日本語教育の機会の拡充や地域での交流事業の実施など、外国人労働者にとって働きやすく住みやすい環境づくりを進め、高知県が働き続けたい場所として選ばれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、憲法改正議論についてお尋ねがございました。

私は、これまで申し上げてきましたとおり、日本国憲法は我が国の礎となるものであることから、その時々表層的な風向きによってそのあり方が問われるべきものではないと考えております。

他方、現行憲法が制定されてから70年が経過しており、現行憲法で必ずしも対応できない根本的な事柄が生じているのであれば、憲法改正について徹底した議論を行うことが必要であるとも考えております。

こうした中、自由民主党から4つの検討項目と条文案が示されたことは、憲法改正に向けた議論を促進するものとして意義があるものと捉えているところです。特に、南海トラフ地震などの大規模災害に対処するための緊急事態条項の追加や、今後の地方自治の発展に資し、合区問題の解消とも関連する地方自治の規定の充実については、国会においてしっかりと議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

先月召集された通常国会の冒頭、安倍総理は、憲法は国の理想を語るもの、次の時代への道しるべであると述べられた上で、国会の憲法審査会の場において各党の議論が深められることを期待すると訴え、憲法改正の議論の加速を求めたところであります。しかしながら、現在の国会の状況を見ますと、必ずしも憲法改正について議論が深まるという段階には至っておりません。

ぜひ、今後時間はかかったとしても、国会において多角的な視点で慎重かつ徹底した議論を行っていただき、国民に丁寧に説明を重ねていただきたいと思いますと考えております。

また、私自身も、引き続き機会を捉えてみずからの考えについて訴えてまいりたいと考えているところです。

次に、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの進捗状況と今後に向けての課

題や方向性についてお尋ねがありました。

高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまでシステムを構成する一つ一つのサービス資源の整備に重点を置いて取り組んでまいりました。

その取り組みの一つとなります、あつたかふれあいセンターについては、サテライトも含めますと県内約280カ所にまで広がりますとともに、リハビリテーション専門職等の派遣による介護予防の取り組みや認知症カフェの実施など、機能の充実も図られてきたところです。また、救急医療体制の確保に向けたドクターヘリの離発着場の整備や、在宅生活を支えるための訪問看護、訪問介護のサービス確保などにも取り組んでまいりました。

こうした整備が一定進んできましたことから、今年度から、中山間地域の多い本県の特性を踏まえた上で、意図的に医療・介護・福祉の各拠点を切れ目のないネットワークでつなぎ、システムとして機能させる高知版地域包括ケアシステムの構築を加速化しています。

現在、各福祉保健所に配置した地域包括ケア推進監などが中心となり、入退院時の引き継ぎルール等の運用の支援による医療機関とケアマネジャーの連携の強化など、地域のネットワークづくりにおける課題やその解決策を各市町村や関係者の皆様と協議し、対策を進めているところです。

こうした取り組みを進めていく上では、ネットワークなどの核として地域包括支援センターの役割がますます重要になってまいります。このため、各センターがその機能を充実させることにより強固なネットワークが築いていけるよう、地域包括ケア推進監等が個別にしっかりと支援していく取り組みを強化していくこととしています。

さらに、中山間地域においても医療・介護・

福祉の情報を切れ目なくつなぐことができるよう、ICTを活用した地域医療介護情報ネットワークシステムの整備を進めてまいります。

あわせて、「高知家@ライン」につきましても、モデル地域を設定して実証事業を行うなど、県内全域での普及に向けて取り組んでまいります。

他方、関係者との協議の中で、在宅生活を支えるためには、さらなる介護サービスの量的拡大が必要であるとともに、限られたマンパワーの中で効率的なサービスの実施が求められるといった課題も明らかとなってまいりました。このため来年度は、一つの事業所で通い、訪問、泊まりのサービスが提供できる小規模多機能型の在宅サービス施設の整備をより積極的に支援してまいります。

こうした一連の取り組みを、地域包括ケア推進監等が中心となり、市町村など関係者と連携しながら地域の実情に応じて進めていくことにより、中山間地域におきましても、支援の必要な高齢者の皆様を本人の意向に沿った最もふさわしいサービスにつなぐことができる、高知版地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えるところです。

次に、全世代型の社会保障制度改革についてお尋ねがございました。

我が国は、少子化により現役世代の減少が進む一方、さらなる高齢化の進展に伴い、医療費、介護費の一層の増大が懸念されており、社会保障制度の持続可能性そのものが課題となっております。

そうした中、今年度から都道府県が国民健康保険の保険者となったことも踏まえ、全国知事会では昨年7月に健康立国宣言を決議しました。これは、持続可能な社会保障制度の構築に向け、住民のQOLの向上を図りつつ社会保障に係る負担を軽減することとあわせて、社会保障制度を支える力を強くする施策について、地方は地

方の責任をしっかりと果たすということを宣言したものであり、私も社会保障常任委員長としてこの取りまとめに携わったところであります。

また、昨年11月には、全国知事会として、議員のお話にもありました生活習慣病対策や重症化予防に取り組むこととあわせて、介護予防や加齢・疾病によるフレイル対策に取り組むことにより健康寿命の延伸につなげ、QOLを向上させていく必要性などを国に対して政策提言したところです。

あわせて、現在全国知事会では、健康立国宣言に基づき、持続可能な社会保障制度の構築に資する全国の先進・優良事例の横展開を図るため、21のワーキングチームを立ち上げ、全ての都道府県が参加して取り組みを進めています。大きく分類すると、重症化予防など健康づくり分野、介護予防など高齢者対策を含む地域包括ケアシステム分野、子育ての経済負担軽減など次世代育成支援・女性活躍促進分野から成っております。この取り組みは本県の施策の向上にも役立つものであり、本県は全てのワーキングチームに参加して、他の都道府県の事例も参考にしてきたところであり、先般この検討も踏まえて日本一の健康長寿県構想のバージョンアップを行いました。

こうした全国知事会の取り組みは、全世代型社会保障制度の構築や、国が持続可能な社会保障制度の構築を目指して取りまとめた新経済・財政再生計画改革工程表2018に掲げられている改革項目の推進にもつながってまいります。

今後も、行動する全国知事会として、先進・優良事例の横展開を図ることとあわせて、その実行に当たり必要となる規制緩和や財政的支援については、本県のような過疎地域の多い地域にとって不利益が生じることがないようにしっかりと現場の声を取りまとめ、国に対して政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、知的障害者、精神障害者の募集に当たっての一定の業務の設定、採用枠の設定についてお尋ねがございました。

12月定例会でお答えいたしましたように、今後さらに障害者雇用を進めていくためには、一定の業務に限定した採用や、知的障害者、精神障害者の方々の採用枠を設定することを検討していくことが必要です。その際には、従事していただく職の設定に加え、サポート体制の整備や試験の実施方法のほか、採用後の処遇やキャリアプランなども検討していく必要があると考えております。

新年度においては、文書等の封入、データ入力等の定型的な業務を集約して行うワークステーションを開設し、非常勤職員として10名程度の障害者の方々を雇用することとしており、知的障害者及び精神障害者の方も採用することを考えています。

さらに、正職員としての採用について他の都道府県の状況を調べたところ、知的障害者については、現に採用している3団体全てにおいて一定の業務を行うことを前提とした採用枠を設定しており、精神障害者については、現に採用している3団体のうち1団体において採用枠を設定していることがわかりました。また、本県と同様に、本年度から特定の障害種別に限定せずに採用試験を実施している団体が9団体ありました。

新年度、これらの団体の状況や国の障害者雇用の状況、さらには本県のワークステーションでの雇用の状況も踏まえながら検討を進めてまいります。

次に、今回のJA合併が農業者の不安の声を払拭し、農業者のサービス向上につながるものとなっているのかとのお尋ねがありました。

JA高知県は、将来にわたって農業の発展に貢献し、農業者の所得増大などに取り組むため、

連合会も含めた県域全体で人材、資金、施設などの経営資源を結集して、本年1月に設立されました。

これまでの合併協議の過程では、組合員の声が届きにくくなるのではないかと、生産資材の単価は本当に下がるのかなどといった組合員の不安の声もあったとお聞きをしております。JA高知県では、こうした不安の声も踏まえて、合併した12JAの支所、出張所などは維持したまま管内を7つの地区に分け、各地区の長である統括常務が権限を持って、迅速に地域の独自性を生かした運営を行うとともに、各支所、各地区及び本所に運営委員会を設置し、組合員の意見をJA運営に反映することができる体制とされております。

また、職員が組合員を訪問してニーズの把握などを行う、いわゆる出向く体制の強化のために、営農事業では今後3年間で26人の営農指導員の増員を行うとともに、購買事業では営農経済渉外課を設置し、組合員のもとへ出向き、地域の特性や組合員のニーズに沿った活動をこれまで以上に行うと伺っております。さらに、合併を契機として全職員による訪問活動を開始されているなど、組合員と直接向き合う出向く姿勢を大事にされておられます。

加えて、JA高知県では、スケールメリットを発揮して大量発注や仕入れ機能の一元化などによる生産資材のコスト低減、広域の集出荷施設の再編・整備、県外事務所の活用による販売力強化、大規模直販所とさのさとを拠点とした販路の拡大などに取り組み、農業者の所得増大、農業生産の拡大を図っておられます。

このように、JA高知県では、合併によるスケールメリットを発揮して、出向く体制の強化や事業の強化に全力を注いでおり、こうした取り組みが組合員の不安の声を払拭し、これまで以上の農業者のサービス向上につながるものと

考えております。

県としましては、農業者の所得増大や農業生産の拡大に向けて、J A高知県と課題を共有し、ともに取り組んでまいります。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックについて、これまでの取り組みの総括と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中から注目され、多くの外国人が訪日する機会となる大会であり、高知の魅力を発信する絶好の機会であるとともに、県民のスポーツへの関心を高めるまたとない機会です。

このため、オリンピック・パラリンピック関連施設に国産木材を活用し、日本の木の文化を世界にアピールすることで国産木材の需要拡大につなげることや、よさこいを全世界にPRすることにより国外から本県に多くの観光客に来ていただくことを目的に、CLTの活用やオリンピック・パラリンピック開閉会式等でのよさこい演舞実現について、国や組織委員会などに積極的に提言活動を行ってまいりました。これまでの提言活動を通じて、CLTを初めとする国産木材については、新国立競技場のほか7施設で活用されることとなっており、歓迎式典やメディアセンターが配置される選手村ビレッジプラザの整備においては、本県から提供するCLTも使用されることとなっております。

こうしたことによって、国内外において木への関心が高まることが期待できることから、国産木材はもとより、県産木材の需要拡大の機運醸成にしっかりとつなげてまいりたいと考えています。

オリンピック・パラリンピック開閉会式等でのよさこい演舞実現に向けては、全国でよさこいを主催する団体を会員とする2020よさこいで応援プロジェクト実行委員会の90の団体と連携して、日本を代表する祭りとして国内外に広がっ

ているよさこいの魅力や、開閉会式とよさこいのコンセプトが一致していることをアピールしてまいりました。

今後とも、要望活動を継続しますとともに、実行委員会の会員と連携し、海外メディアに会員の祭りや海外のよさこいチームの活動を発信してもらい、よさこいの認知度をさらに高める取り組みを進めてまいります。

県民のスポーツへの関心を高める取り組みとしましては、世界レベルの選手や指導者等との交流を図り、県民のスポーツ参加への機運醸成や競技力の向上につながるよう、事前合宿の招致活動に積極的に取り組んでまいりました。その結果、昨年4月、チェコ共和国、シンガポールの事前合宿が決定したところです。

来年4月には本県でもオリンピック聖火リレーが行われ、大会に向けた機運がますます高まってまいります。

今後は、招致活動はもとより、こういった機運の高まりをさらなる本県のスポーツ振興につなげてまいりたいと考えております。今後とも、オリンピック・パラリンピックの効果を最大限に生かし、スポーツの振興はもとより、本県全体の地域や経済の活性化につなげ、大会終了後もレガシーとして継続されるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、障害者支援施設における知的障害がある高齢の方の利用人数の推移についてお尋ねがございました。

日本知的障害者福祉協会が実施をいたしました全国知的障害児者施設・事業実態調査報告における、平成23年度と28年度の知的障害のある利用者人数を比較しますと、50歳以上の方の入所施設の利用割合は43%から48%に、60歳以上の方は23%から27%に増加をしており、比較で

きる10年前のデータはございませんものの、近年の状況を見ても全国的に高齢化が進んでいるものと考えています。

本県におきましては、知的障害を含む全障害種別を対象としたものにはなりますが、年齢比較が可能な障害福祉計画の進捗状況調査における、平成26年度と平成29年度の利用者人数を比較いたしますと、50歳以上の方の入所施設の利用割合は53%から55%に、60歳以上の方は33%から34%へと緩やかに増加をしております。

また、県内の障害者支援施設では、入所者のうち50歳以上の方の割合が80%を超える施設もあり、県全体の高齢化と同様、施設入所者の高齢化も進行しているものと考えております。

次に、障害者支援施設における高齢の利用者への対策の事例、また施設の高齢の障害者の現状や高齢化に伴う課題への対応についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをさせていただきます。

障害者支援施設で生活をされている高齢の障害者につきましては、障害特性に応じた支援に加え、高齢化による機能低下に対して居住スペースの確保や介護負担の増加への対応が必要となりますし、あわせて医療ニーズも高くなってきます。このため、生活環境の整備や介護福祉機器の導入等のハード部分の充実だけでなく、職員の介護や医療のスキルの向上など、ソフト部分の充実も必要となってまいります。

こうした現状を踏まえ、多くの施設では、生活スペースの工夫や介護用ベッドの導入などのハード面の対策に加え、身体機能の低下を防ぐためのリハビリ訓練や職員のスキルアップのための研修といったソフト面の対策に取り組まれております。

県といたしましても、施設整備や介護用ベッド等の介護福祉機器導入のための補助事業、高齢者の介護に関する研修事業等を開催するなど、

高齢の障害者が入所している施設の支援に取り組んでいるところです。また、医療ニーズの増大に関しましては、介護職員への医療的ケアの研修を実施するとともに、現状では介護施設に比べて基準上の看護職員の配置が少ない障害者支援施設が看護職員を複数配置した場合の新たな加算の活用についても、施設に周知をしているところです。

今後も、こうしたハード・ソフト両面の支援を継続するとともに、施設からの御意見もお伺いし、高齢の障害者への支援のさらなる充実に向けて必要な検討を行ってまいります。

最後に、在宅の高齢障害者に対するサービスの市町村の状況、県の支援などの状況についてお尋ねがございました。

在宅の65歳以上の方の障害福祉サービスの利用につきましては、議員のお話にもありましたように原則として介護保険が優先となりますが、個別の利用者の状況を考慮し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないとの通知が、厚生労働省より発出をされているところです。県といたしましても、市町村の担当者や介護保険のケアプランを作成する介護支援専門員の研修などの機会に、この通知の趣旨について周知をしているところです。

県内の市町村の状況としましては、例えば就労継続支援などのように障害福祉サービス固有のサービス利用や、介護保険サービスだけではサービス量の確保が困難な場合、市町村の保健師、相談支援専門員、介護支援専門員などによる支援会議等でその必要性の検討を行った上で、65歳以上の方であっても障害福祉サービスの利用を決定していることを確認しております。

県といたしましては、今後におきましても、さきに述べました厚生労働省の通知について、担当者会の場合などにおいて引き続き市町村に周知をしてまいります。

(人事委員長秋元厚志君登壇)

○人事委員長(秋元厚志君) 障害者の県職員採用に関しまして、障害別の申し込みの状況や実受験者数、採用予定人員に対する倍率についてお尋ねがございました。

このたびの障害者を対象といたしました高知県職員等採用選考試験の特別募集では、任命権者と協議を進める中で、年齢制限を34歳から39歳に引き上げますとともに、対象となります障害の種別を広げ、行政2名、学校事務2名、県立病院事務1名、電気1名、合わせまして6名を採用予定として募集を行いました。

技術系の電気職への申し込みはございませんでしたが、行政、学校事務、県立病院事務の事務職種には38名の応募があり、このうち身体障害者手帳などをお持ちの方が15名、39.5%、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が20名、52.6%、療育手帳などをお持ちの方が3名、7.9%となっております。男女別で見ますと、男性28名、73.7%、女性10名、26.3%の方から申し込みがございました。

このうち、身体障害の方1名が欠席をされたので、試験には37名の方が臨まれ、競争倍率は7.4倍でございました。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 知的障害者、精神障害者の県職員採用に関し、まず申し込み状況を受けて、その評価と見直しの検討についてお尋ねがございました。

今回の正職員の特別募集の申し込み状況からは、多くの障害者の方が公務部門において活躍の場を求めていることが確認できたと考えております。特に精神障害者の方につきましては、20名と多くの方に申し込みいただいたところです。一方で、知的障害者の方につきましては3名にとどまっております。これは従事していただく業務を限定せず、かつ障害の種別を限定

しない同一の試験であったことも一因と考えられるところです。

このため、先ほど知事の答弁にもありましたように、今後一定の業務に限定した採用枠の設定についても具体的に検討する必要があるものと考えております。

次に、知的障害者、精神障害者に適した業務の全国の先進例についてお尋ねがございました。

昨年来、先行して知的障害者や精神障害者の方の採用を行っております他の都道府県に、聞き取りや訪問調査を実施してきております。

現時点において把握している限りでは、正職員の募集に当たり、まず精神障害者の方については特定の業務を設定している例はございませんでした。

知的障害者の方につきましては一定の業務に限定した採用枠を設けており、その内容として、具体的には文書の収発・管理、簿冊の管理、ホームページの保守管理、データ入力・集計などの業務に従事することとしている例があったところでございます。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、南海トラフ地震・津波対策について、直轄高知海岸の現在の工事の進捗状況についてお尋ねがありました。

直轄高知海岸は、背後地が人口や経済・社会基盤が集積する重要な地区であることから、国において平成23年度より全国防災事業などの予算を活用し、今までにないスピードで海岸堤防の耐震補強工事が進められております。

現在の耐震補強工事の進捗状況は、平成28年度末までに土佐市の新居工区、高知市の仁ノ工区、戸原工区が完了しております。残る高知市の長浜工区、南国市の南国工区につきましても、平成32年度末にはほぼ完了する予定とお聞きしております。

今後も、引き続き直轄高知海岸の堤防の耐震

補強工事が計画どおりに進みますよう、しっかりと国に政策提言を継続してまいりたいと考えております。

次に、現在の宇佐漁港海岸の工事の進捗状況と今後の進め方についてお尋ねがありました。

宇佐漁港海岸には、東から新居、宇佐、竜、井尻の4つの地区があり、5,000人を超える方々が生活されており、これらの地区における海岸堤防の耐震化は、住民の皆様の生命と財産を守る重要な対策であると認識しております。

直轄高知海岸に隣接する新居地区の海岸堤防565メートルにつきましては、平成25年度に耐震補強工事に着手し、平成28年6月に工事が完了しております。また、竜・井尻地区では、平成28年8月から耐震補強工事に着手し、両地区の整備延長約1,200メートルのうち、今年度末までに約200メートルの工事が概成する予定です。整備延長が一番長い宇佐地区の4キロメートルにつきましても、昨年度より工事に着手し、事業を進めているところでございます。

しかしながら、耐震補強の整備が必要な海岸堤防の残りの延長はまだ約5キロメートルと長く、早期完成に向けましてこの事業を計画的に進めていくためには、予算の確保が大きな課題であると認識しております。このことから、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用するための予算を本議会にお諮りしているところです。

今後も、引き続き土佐市など関係機関との連携を強化し、予算の重点配分について国への政策提言を継続するなど、宇佐漁港海岸での地震・津波対策が早期完成できるようスピード感を持って取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、本年度における本県の教員不足の状況とその打開策についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、教員の採用倍率の低下や臨時教員の不足などの状況は、本県に限らず全国的な課題となっており、年々深刻になってきております。

本県においては、本年度4月1日から2月22日までの間に長期の病気休暇や産前産後休暇等を取得した教員等は、小中学校、高等学校、特別支援学校合計で196名となっております。このうち、164名については臨時教員を配置できておりますが、現在全校種合計で32名分が未配置となっております。特に小中学校においては、級外教員や教頭などが対応することで学級担任が不在となっている状況には至っていないものの、26名分が未配置となっております。

こうした教員不足を解消するために、これまで本県では、まず再任用者を多く確保するとともに、県外出身者をターゲットにした採用審査を関西地区で実施することで、高知会場とあわせて受審者数を確保し、新規採用者も可能な限りふやしてまいりました。

また、臨時教員の確保については、広報紙やSNSを活用したPRも行うとともに、免許が休眠状態になっている本県の元教員については、免許の更新講習を受講しなくてもすぐに勤務していただけるよう、先月から臨時免許状を発行することにしたところです。必要な教員が確保された状態で新年度をスタートできますよう、引き続き努力をしてまいります。

さらに、関西会場を受審した方で2次審査に進まれた方の辞退割合が高いことから、来年度の採用審査では、2次審査の日程を関西圏の他府県等の日程とずらすことにより2次審査の受審者をふやし、さらなる新規採用者の増を図りたいと考えております。

あわせて、今後増加が予想されます育休取得者等の代替教員として新たに任期付教員の採用を行うこと、県内の学校で教育実習を行う方に

対して本県の教員を志望するよう早い段階から声かけを行うこと、他県で公立学校の教員をされている方に本県の現職教員等特別選考制度の紹介を移住促進制度の周知等とあわせて呼びかけるなど、さまざまな取り組みを実施し、教員の確保に努めてまいります。

次に、教員の勤務の実態と働き方改革の進捗度合いについてお尋ねがありました。

本県の公立小中学校のうち、比較的規模が大きくスクールサポートスタッフを配置している20校の教員560人を例にとってみますと、統計をとり始めた昨年6月から12月までの1人当たりの平均時間外勤務は、小学校では6月の60時間55分が最も長く、最も短いのは8月の12時間30分で、7カ月の平均では46時間37分となっています。また、中学校では、6月の84時間55分が最も長く、最も短いのは8月の33時間43分で、平均67時間56分となっており、いずれの校種においても、月によってばらつきがあるものの長時間勤務の解消が求められる状況にあるものと考えております。

また、これら20校における長時間勤務の要因は、小学校では担任業務が最も多く、次に分掌業務、教科業務、中学校では部活動が最も多く、続いて分掌業務、教科業務、担任業務となっております。

こうした要因による長時間勤務を改善するため、まずは教員の行う成績処理や出欠管理などの担任業務や教科業務に係る事務作業を大幅に軽減する校務支援システムを、平成32年度には県内全ての市町村に導入したいと考えており、来年度は公立小中学校の約7割に導入することとしております。また、中学校で最も負担感が大きい部活動については、適正な活動時間や休養日を定めた活動方針を徹底するとともに、来年度は、顧問にかわって指導、引率ができる指導員を28人から74人へと拡充することとしてい

ます。

さらに、教員としての専門性を必要としない授業準備の業務などを行うスクールサポートスタッフを20人から30人へと拡充するなど、担任業務や教科業務の軽減のため、外部人材の活用も推進してまいります。

県教育委員会としましては、これらの取り組みを市町村教育委員会や学校の取り組みと連携して業務の削減や効率化につなげ、教員の働き方改革を進めてまいります。

次に、若手教員をどのように育てていこうと考えているか、教育方針とその具体策についてお尋ねがございました。

教員の大量退職、大量採用に伴い急激に増加してきた若年教員については、経験や技能の不足のため学級経営が十分にできていない状況や、児童生徒の興味、関心を高める魅力的な授業づくりが十分にできていないといった状況も見受けられ、若年教員の資質・指導力の向上は、本県の教育水準向上のために大変重要な課題であると認識をしております。

このため、県教育委員会においては、昨年度、若年期から管理職までの人材育成の基本方針となる高知県教員育成指標を策定し、各段階において、学級・ホームルーム経営力、学習指導力、チームマネジメント力、セルフマネジメント力の4領域ごとの資質・能力の達成目標を明示し、若年教員についてもこの指標に基づく育成を本年度から開始したところです。

具体的には、教育センターにおいて実施する初任者や2年次、3年次などの若年教員を対象とした集合研修においては、児童生徒を理解し、信頼関係を構築して学級を円滑に経営する力や、指導技術を工夫し、的確な学習指導を行う力の向上を図るとともに、自己管理や自己変革に努め、チームの一員として協働する姿勢の習得を促すことなどに重点を置いて取り組んでおりま

す。

また、若年教員においては、この指標に基づき、1年間で目指す具体的な姿を自己の達成規準として作成し、この規準に照らして年2回の自己評価や年度末の校長評価を行うことで、定期的実践を振り返り、自己の成長や課題を捉えて、教員としての資質・能力を高めていくことができるようにしております。

さらに、来年度からは各学校において、日常の勤務の中でのOJTとして、経験豊富な先輩教員が若年教員を指導するなど、学校内で教員同士が学び合い、チーム学校として組織的に人材育成を行う仕組みを全県的に拡充し、若年教員の資質・指導力のさらなる向上に向けて取り組んでまいります。

最後に、学校の中で若手教員が先輩から習う、教員同士が高め合う仕組みを、小学校や中小規模の中学校にも広めていくべきと考えるがどうかのお尋ねがございました。

現在、教員の大量退職に伴い、若年の教員が多く採用され、初任者教員が配置される学校も増加してきており、各学校においてこの若年教員を育てるOJTを充実させるための仕組みを構築することが急務となっております。

このため、平成28年度から、規模の大きい中学校においては、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちのシステムを導入し、現在31校で実施しています。これらの学校では、同じ教科の教員同士が話し合い学び合う機会を確保するため、週の時間割りの中に教科会を位置づけ、あるいは放課後などにも随時教科会を設定するようにしております。この中で、若年教員が先輩教員から習ったり、教員同士が互いに切磋琢磨しながら授業改善や指導力の向上を図る姿が見られるようになってい

また、平成29年度からは教科の縦持ちの考え

方を中小規模の中学校にも導入するよう、異なる教科の教員がチームを組んで互いに学び合う教科間連携の研究を進めてまいりました。これらの学校からも、教科の違う教員同士であっても授業づくりについての意見交換や授業公開をすることにより、授業改善を図っていこうという姿勢が各教員に見られるようになったとの報告が上がってきております。

このようなことから、来年度は教科の縦持ちや教科間連携を組み合わせて、教員同士が学び合う仕組みづくりを県内全ての中学校に拡充していくこととしております。

さらに、小学校においても、若年教員の育成のために、ベテランや中堅の教員が相談役や指導者として若年教員と一緒にチームを組む、いわゆるメンター制の仕組みを、先進的に実践研究している岡山県や高崎市などの取り組みも参考に、本県の全ての小学校に取り入れ、人材育成の仕組みを構築してまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた現在の事前合宿招致活動とホストタウンの取り組み状況、さらには今後の取り組みについてお尋ねがございました。

まず、事前合宿の招致につきましては、知事をトップとした招致委員会を立ち上げるとともに、本県にゆかりがあり、各国のスポーツ関係者などと交流のある方にアドバイザーに就任いただき、これまで関係団体などと連携して招致活動を展開してまいりました。その結果、昨年4月にはチェコ共和国、シンガポールとそれぞれ事前合宿の実施に向けた覚書を締結し、現在合宿受け入れに向けた具体的な協議、調整を行っているところです。

また、ホストタウンの取り組みとしましては、現在高知市や南国市を初めとした県内6つの市

町と県が連携して、ホストタウンとして登録しているシンガポールを初めとする7カ国とさまざまな交流活動を実施しております。具体的には、シンガポールのスポーツスクールと県内中高生との相互交流や、チェコのソフトボール代表チームと県内の高校生・社会人チームとの親善試合のほか、オランダの自転車ナショナルチームと地元住民の交流イベントなどの取り組みが行われております。異文化を理解する取り組みとしましては、ホストタウン登録国の文化を学ぶ教室や、大使館専属シェフによる母国の料理教室なども行われております。

今後におきましても、引き続き招致活動やホストタウンの取り組みを進めることで相手国とのつながりをより深め、大会後もレガシーとしてスポーツ振興や文化交流、経済交流などにもつながるよう、市町村や競技団体などとも連携して取り組んでまいります。

○33番（中内桂郎君） それぞれおおむね了解をする答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ここでは質問をすることはなく、今期で退職をされます皆さん方に心から感謝を申し上げ、今後とも県政を見守ってほしいことをお願いいたしまして、私の全てを終わります。どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩



午後3時30分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

まず、知事の政治姿勢にかかわって、辺野古への米軍新基地建設についてです。安倍政権は、昨年12月14日、沖縄県が中止を強く求めているにもかかわらず土砂の投入を始めました。土砂は赤土を多く含み、防衛省が県に示した含有率が守られていない疑いが持ち上がっていますが、防衛省は県の立入調査を拒否しての投入強行です。また、辺野古新基地の是非を問う県民投票の結果にかかわらず工事は続行すると発言し、県民の声を一顧だにしない姿勢をとっています。

しかし、辺野古新基地は、完成など到底できないことを裏づける事実が次々に判明していません。軟弱地盤の深さと、その地盤改良工事に使う砂ぐいの多さです。いずれも政府が隠し続けてきた不都合な真実です。

政府はこれまで大浦湾の軟弱地盤の存在を公にせず土砂投入を強行しました。既成事実を重ねて県民の諦めをまず誘った上で公表し、設計変更に着手するという極めてこそくで卑劣な手法です。軟弱地盤の改良工事への設計変更には県知事の承認が必要ですが、玉城デニー知事は新基地建設反対の民意に応えたいと確固たる決意を繰り返し表明しており、設計変更は不可能です。

2月15日の野党合同ヒアリングで、防衛相は、海面から約90メートルの層にまで及ぶ軟弱地盤に対して、国内での地盤改良の実績は最深65メートルで、海外でも最深70メートルであると明らかにしました。国内には70メートルを超える工事可能な作業船すらなく、砂ぐいの総数は約7万7,000本にも上り、環境面への影響はもちろん、総工費がどこまで膨れ上がるのか、完了までに何年かかるのか、一切明らかにしていません。

また、大浦湾側のサンゴ類7万4,000群体の移

植が必要であり、これにも県の承認が必要です。

途方もない年数を要することになるとしか政府が言えない、こんな公共事業が許されるのでしょうか。琉球新報は、政府の対応を、不誠実を通り越し県民を愚弄していると思えない、差別的で植民地のごとき政府の姿勢は他県の公共工事でも同様にできるんだらうかと投げかけています。

たび重なる県民の新基地建設中止の審判を踏みじり、情報を隠蔽、立入調査も拒否し、既成事実をも積み上げて強行するやり方は、国民主権、地方自治を押し潰すものではないか、琉球新報の指摘も含めて知事はどう受けとめていらっしゃるのか、お聞きいたします。

24日投開票された辺野古への米軍新基地建設の賛否を問う県民投票は、埋め立て反対が投票総数の71.7%、43万4,273票となり、投票資格者総数115万3,591人の4分の1、約29万人をはるかに超えました。県民投票条例の規定に基づきデニー知事は、投票結果を尊重し、速やかに内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に通知すると述べ、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたのは初めてであり、極めて重要な意義があると強調。辺野古新基地建設の工事を中止し、米軍普天間基地の一日も早い閉鎖、返還の問題も含めた県との対話に応じるよう、日本政府に強く求めていくと表明しました。

当初、投票に参加しないとしていた市も含め県内41市町村全てで反対が賛成を大差で上回り、翁長前知事が獲得した36万820票、玉城知事の史上最多の39万6,632票も大きく超える歴史的な得票結果でした。政府が強行すればするほど、建設許さずの県民の数はふえているのです。

この結果は、多くの困難を乗り越えて県民投票を成功させた沖縄の民主主義、地方自治の勝利と言えます。県民投票に示された沖縄県民の民意を重く受けとめ、辺野古新基地建設のため

の埋め立てを安倍政権は直ちに中止すべきです。また、普天間基地の無条件撤去を求め、米国と交渉することを強く求めるものです。

知事は、辺野古建設の是非を問うた今回の沖縄県民投票の結果をどう受けとめているのか、お聞きいたします。

次に、毎月勤労統計調査についてお聞きいたします。厚生労働省による毎月勤労統計調査の偽装を初めとする統計不正の影響は、極めて深刻です。

政府統計への「信頼が揺らいだ」75%、毎日新聞。この問題で政府の対応は「不十分だ」、東京新聞で83.1%。政府の発表する統計を「信用できない」79%、日経新聞と、大多数の国民が不信と疑念を抱いています。日本経済学会は1月29日、日本の統計を通じた実証研究の国際的な信頼性も大きく揺らいでいますと訴え、負の影響ははかり知れませんかとの声明を出し、強い警告を発しています。

統計データは、雇用保険の失業給付、労災保険の休業補償給付、育児休業や介護休業の給付などの給付額算定のベースとなっているため、給付不足が延べ1,973万人、推計総額約538億円となっています。過労自死で夫を失った遺族の方は、労災認定には高いハードルがあり被害者なのに何年も闘わないと認定されない、その上、国が数字をごまかして補償額を減らし15年も放置し、わかっても秘密裏に修正していた、二重三重に国に裏切られた、怒りが抑えられないと述べています。当然の怒りだと考えます。

県民の中にも多数の被害者がいると思われる。知事は、毎月勤労統計調査の偽装とその影響についてどう捉えているのか、お聞きいたします。

2004年から続けられていた統計不正は、2018年1月から極めて悪質な偽装となります。1つは、3分の1しか調査していなかった東京の数

字を3倍化して補正し、賃金アップを偽装したこと。2つ目が、これが決定的に重要ですが、調査対象の入れかえ、また他の全数調査との整合性を図るためのベンチマークの変更で、基準が2,000円ほど高くなったにもかかわらず、従来のようにサンプルの入れかえ、ベンチマークの変更を過去に遡及して改定することを突如やめて前年の数字と比較したことで、賃金の伸び率をかさ上げしたのです。

この問題を早くから指摘してきた明石順平弁護士は、別の人と比べて身長が伸びたと言っているのに等しい、厚労省はずっとうそをつき続けてきたと厳しく批判しています。

こうしたかさ上げを除くと、昨年の実質賃金はマイナス0.5となっているとの野党側の試算を、厚労省も認めざるを得ない事態となっています。しかし、政府は、かさ上げ部分を除いた場合の実質賃金の伸び率を公表することに否定的な態度をとっています。余りに無責任です。

そもそも統計は、社会経済の実態を捉え、各種の政策の基礎となることから、国民共有の財産であり、民主主義の基盤をなすものです。1947年に制定された統計法は、第1条法の目的で、真っ先に「統計の真実性を確保」と明示されていました。これは、戦前の反省に立って、つまり大本営発表に象徴される当局にとって都合な数字ではなく、何よりも現実を正確に反映した客観的な統計が作成されなければならないという強い決意をあらわしたものです。

ところが、統計法は2007年5月、安倍首相、菅総務大臣のもとで全面改定が行われ、第1条目的の条文から、先ほど申し上げました「真実性を確保」の文言が削除されました。偶然とは思われません。

昨年の実質賃金は伸びていないことを政府はしっかりと説明すべきではないか、知事にお聞きいたします。

安倍政権は、偽装した賃上げなどを景気回復の根拠にして、ことし10月から消費税率10%への引き上げを決めましたが、その前提は崩れました。2012年を100として実質賃金指数は、2013年99.3、2014年96.6、2015年95.7、2016年96.5、2017年96.3で、2018年もさきに指摘したとおりのマイナスで、アベノミクスで実質賃金は約4ポイント低下しています。

消費税8%への引き上げは消費を大きく後退させ、今も深刻な不況が続いています。8%増税前に比べ、家計の実質消費支出は2013年平均363万6,000円から338万7,000円と、年間25万円も落ち込んでいます。5年連続のマイナスです。日本全体で見ても、GDPの実質家計消費支出は、2013年平均の241兆円から、2018年7～9月期には237.9兆円と、3兆円も落ち込んでいます。

増税延期を決めた2年半前、直近の四半期のGDPは年率換算でプラス1.6%でしたが、昨年12月に発表された7～9月期のGDPは年率換算でマイナス2.5%です。これは2014年の8%増税強行直後以来の大きな落ち込みとなっています。2年半前の増税延期の理由は、世界経済の不透明感でした。今、世界経済は、米中貿易戦争、イギリス離脱問題とEUの経済不安など、2年半前とは比較にならないほど不透明感は高まっています。2年半前の政府の延期理由がごまかしでなければ、当然ことし10月の増税は延期となります。

消費税増税の前提が崩壊しているのではないかと、増税による暮らしと地域経済への深刻な影響が出ることをどう捉えているのか、知事にお聞きいたします。

2017年度の企業の経常利益、これは史上最高の83.6兆円です。消費税5%実施、そして構造改革が本格化する1997年度の27.8兆円の3倍にも膨れ上がっています。一方、2017年度の法人税収は11.7兆円と、その1997年度の13.5兆円よ

りも減少するという異常な姿となっています。その結果が、大企業の内部留保がこの10年で281兆円から425兆円と激増する事態を生んでいます。

このような状況は異常であり、消費税の引き上げではなく、法人税の見直しにより対応すべきだと考えますが、知事にお聞きいたします。

私ども日本共産党は、こうしたいびつな状況にメスを入れ、8時間働けば普通に暮らせる賃金、大企業・富裕層の応分による社会保障の充実を提案しています。そして、現在の状況で消費税増税はすべきでないとする個人、団体とも共同して、消費税増税中止を求めて全力を尽くす決意です。

次に、会計年度任用職員問題についてお聞きいたします。来年4月から導入される会計年度任用職員制度について、県の方向性が職員組合に示されました。

この制度は、格差と貧困、とりわけワーキングプアと称される非正規雇用の拡大が大きな社会問題となる中で、急激に増加してきた自治体での臨時・非常勤職員の任用の基準を統一化、適正化すると同時に、何より処遇改善を目的としたものであると、政府は繰り返し国会で答弁しています。また、処遇を引き下げることが改正法案の趣旨に沿わないものと考えていると、総務省自治行政局公務員部長も答弁しています。

地方行財政の専門家である小西砂千夫関西学院大学教授は、同制度の意義について、「格差社会の問題が指摘されて久しい。正規職と非正規職の処遇の違いはあまりにも大きく、ワーキングプアという言葉も生まれた。それと闘うはずの地方自治体が、自らそれを助長すべきではない。会計年度任用職員という柱を立て、同一労働・同一賃金の観点で適正化を図るのは当然である」、「スクールカウンセラーが必要といわれ、

志望する若者も少なくない。しかし、不安定な身分で昇給もない処遇だと、現実的な進路にはなりにくい。そこに大きな壁がある。若者の田園回帰を進め、出生率を上げるのが課題である。仮に、夫婦がともに地方公務員の会計年度任用職員だとして、同一労働・同一賃金の観点で処遇改善が進めば、農村の生活費ならば十分暮らせる。そうなれば、若者の地方移住の条件は大きく変わる。会計年度任用職員の創設には、このように大きな社会的な意義が込められている。構造改革がもたらした歪んだかたちでの人件費圧縮の悪弊を払拭するために、使命感をもって制度開始に向けての取り組みを進めてほしい。」と述べています。

小西氏の指摘も含め、同制度の目的、意義をどう捉えているか、また目的の一つは処遇の改善であり、処遇の引き下げはあってはならないと考えるが、総務部長にお聞きします。

今回県が示した制度内容は、国のマニュアルなど最低限の基準を機械的に導入したもので、県と職員組合が長年の話し合いで合意してきた賃金、有給休暇などの労働条件を一方的に引き下げるものとなっていれば処遇改善とは言えず、到底容認できるものではありません。

今回処遇が大きく切り下げられようとしている職種に、消費生活相談と登記事務にかかわる職員がいます。ともに専門性、経験が重要な職種であり、一時的、臨時的な仕事ではあり得ません。例えば消費生活相談員については、消費者庁も繰り返し雇用の安定を図るよう通知しています。消費者安全法施行規則は、「消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し」「消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。」としています。以前に指摘した、スクールソーシャルワーカーの低処遇の問題もその一つです。

専門性、経験が重要な職種は本来正職員として採用すべきではないか、総務部長にお聞きいたします。

今回県が示した運用方針は、国が処遇改善のための財源を示さないの、従来予算の枠内で処遇改善分に係る費用を別のところで切り下げて帳尻を合わせようとしているようにしか見えません。行政の最大の力の源泉は、職員の知恵と力であり、経験と専門性です。人を大切にできない組織に未来はありません。

国にしっかりと財源を確保させて処遇を改善し、希望を持って働ける職場にする、その決意を知事にお聞きいたします。

2015年12月の地方財政審議会の意見、「今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見」は、地方財政計画における過去10年間の歳出の推移を見ると、子育てや高齢化、雇用や防災など行政需要や国の制度に基づく社会保障関係経費の増大にもかかわらず歳出総額は抑制され、給与関係経費の減少などでの対応を余儀なくされ、地方自治体の運営は困難をきわめているとし、社会保障などの対人サービスの適切な提供にはマンパワーの確保が重要である、今後少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められると指摘しています。

県は課題解決先進県として、5つの基本政策に基づき、積極的な取り組みを進めていますが、貧困と格差の拡大、TPP、日欧EPAなど、自由化、規制緩和から地域経済を守る取り組みなど、行政需要は拡大を続けています。それにもかかわらず、専門性の高い職員を正規化できないのは、職員体制3,300人の枠組みに縛られているからで、その枠組みが限界に来ているのではないかと考えます。

3,300人体制を見直し、必要な増員をすべきと思うが、知事にお聞きいたします。

次に、農業政策についてお聞きいたします。

昨年末のTPP11に続き、2月1日に日欧EPAが発効し、また米国とはTPP以上の自由化要求が必至の貿易交渉が進められています。原則関税ゼロのルールにより、国内農業は極めて厳しい局面に追い込まれています。

こうした広大な自由貿易圏の出現と輸送や保管技術の向上により、農産物においても国際的な最適生産が大きく進み始めています。県内で花卉栽培に取り組んでいる方からお話をお聞きしました。花類は関税ゼロで、現在日本の花の流通量の約30%は輸入品となっています。三大切花、菊、バラ、カーネーションは50%以上です。輸出国は、コロンビア、インド、中国、ベトナム、マレーシア、韓国、ケニア、エクアドル等で、産地の特徴は、熱帯地方の高冷地、標高2,000から3,000メートルの常春の土地であり、日本のように施設や暖房も必要ないところです。最近、ベトナムからコショウランの切り花の輸入が増加しています。花の中で最も高温条件を好む、暖房費の多くを要する作物ですが、暖房の要らないベトナム産には太刀打ちできません。そして、最近300ヘクタールの菊の切り花生産企業ができたとのこと。日本の生産は大打撃で、壊滅も近いのではと警告を発しています。

また、その方は、この間オランダ、ドイツの花生産者、バイヤーなどと情報交換し、世界一の花・野菜の生産国でヨーロッパの流通のハブ的存在のオランダでも、最近新興国アフリカなどからヨーロッパ各国に農産物の流入量が多くなり、苦戦しているとのことでした。そして、野菜類が花類のようになれば、高知の施設野菜は大変なことになる、ピーマン、シシトウ、トマトなどが外国からスーパーなど量販店に直接流れて販売されたら太刀打ちできませんと指摘しています。

土佐市の乾燥ネギ工場が中国へ行き、ネギ生産は衰退しました。日本国内でも栽培環境の違いで産地間の競合がありますが、それが国際舞台に大規模に展開されようとしています。

現在、県は県下各地でJAや食品企業などさまざまな形で提携し、大型の次世代型ハウスによる大規模な施設園芸を推進していますが、こうしたTPP11などの世界の流れを視野に入れ、リスクも認識した上で取り組む必要があると思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

ことし、国連が呼びかけた家族農業の10年がスタートします。国連が2014年の家族農業年に続いて本格的な取り組みを呼びかけたのは、輸出偏重や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が、家族農業の危機を広げ、貧困や格差、飢餓を拡大し、地球環境を悪化させてきたことへの反省からです。世界の農政が歴史的な転換を求められているのです。また、昨年末の国連総会は、小規模家族農業の役割を後押しする枠組みとして、食料主権、種子の権利などを定めた農民の権利宣言を採択しています。

ところが、安倍政権は、こうした世界の流れに逆らって、競争力強化を口実に大規模化、企業参入を最優先し、農協や農地制度、種子法など戦後の農業や家族経営を守ってきた諸制度を壊してきました。国連の農民の権利宣言に棄権の態度をとったのは、それを証左するものです。

政府が喧伝する輸出拡大にしても、2017年から2018年にかけて、農産物輸出は4,966億円から5,661億円へと、確かに695億円ふえましたが、農産物輸入は6兆4,259億円から6兆6,224億円と、輸出増の3倍近い1,965億円も増加しています。つまり、輸出と輸入の差し引きで国産の農産物市場が1,270億円も縮小しているのです。農業成長戦略は完全に破綻しています。安倍政権が目指すのは企業が一番活躍しやすい国であり、国民への食料の安定供給や国土や環境の保全は

二の次です。

日本農業新聞は、この1月4日付でアンケート調査結果を発表しました。農協組合長の96%が安倍農政を評価しないと答えています。農政の転換が必要です。多くの国民も、農業と農村の荒廃に胸を痛み、安全な食料は日本の大地からを願っています。生産者と消費者が共同した、地域農業を守る取り組みも各地で発展しています。農山村に移住する都会の若者がふえる田園回帰の流れも広がっています。

国連家族農業の10年、農民の権利宣言に基づく、地域に根差した、小規模でもその地に住み続けられる農業政策、地域政策が大事と思うのでありますが、知事にお聞きいたします。

次に、国民健康保険についてお聞きいたします。

高過ぎる国保料に住民は悲鳴を上げています。高齢、低所得の加入者が多い国保の保険料は、そもそも高くなる構造があり、他の現役世代の医療保険にはない平等割と加入者数で保険料がふえる均等割もあって、子育て世帯にとってより厳しいものとなっています。例えば高知市で年収240万円の夫婦と子供2人の世帯の保険料は、後期高齢者医療支援金を加えると約29万円にもなり、1カ月半分の給与に相当します。子供の均等割だけで6万円となります。同じ世帯が協会けんぽなら、保険料は半分以下の約12万円です。

国は、国保の都道府県単位化に合わせ、国保の構造的問題の解決を求める地方の声に押されて3,400億円の公費投入を行いました。高過ぎる国保事業費納付金、つまり国保の保険料の実態はほとんど改善されていません。むしろ高額な新薬の保険適用に伴い、保険料がますます高くなる傾向となっています。

2019年度の国保の市町村事業費負担分は、2018年度比で9%もの増額となっており、このまま

では2019年度の保険料は大きく引き上げられることとなります。昨年の雇用者の実質賃金はマイナスです。2019年度の年金給付も、マクロ経済スライドによる0.9%減が実施され、0.1%増にとどまるため、物価上昇1.0%に追いつかず、実質マイナスです。

全国知事会は2014年、負担は限界として、国保料を協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を要望し、3,400億円の公費投入後も国庫負担率の引き上げを要望しています。

知事は2018年度の実施状況を見て、さらに政策提言をしていくことを答弁していましたが、2019年度の国保料の引き上げが県民に与える影響は深刻です。知事は、その影響をどう認識しているのか、また引き上げをできるだけ回避するため県としてどう取り組んできたのか、お聞きいたします。

日本共産党は、1兆円の公費投入で均等割、平等割をなくし、国保料を大幅に引き下げること、その財源として、極めて低い税率の証券優遇税制を他の先進国並みにすれば1.2兆円確保できると提案しています。

子育て世代の保険料を格段に高くしている均等割は、子供の貧困解消や少子化対策に逆行するもので、直ちに廃止すべきものです。2月7日の参議院予算委員会で、日本共産党は、国は全国知事会から均等割の軽減措置の導入など見直しを再三要望され、検討すると合意してから4年もたっていることを指摘し、いつまでに結論を出すのかと厳しく迫りました。首相は、引き続き検討するとしか答えませんでした。この点でも、地方からの声と取り組みをさらに強めていく必要があります。

全国には、仙台市など子供の均等割を軽減している自治体が存在しますが、国保法第77条で、被災、病気、事業の休廃止など特別な事情のある場合、市町村の判断で保険料を減免できます。

特別な事情には政省令の定めがなく、首長の裁量に委ねられており、各地の独自減免はこの規定を利用し、子供がいることを特別な事情として実施しています。

また、国保法第77条に基づく減免制度への公費投入は、政府・厚労省の区分でも、国保運営方針に基づき計画的に削減・解消すべき赤字には含まれていません。もちろん、厚労省が削減、解消すべきとする法定外繰り入れも自治体の判断でできることは、国会答弁、2015年4月16日衆議院本会議での答弁で明確にされています。

そこで、県として子供の均等割の減免に踏み出すことを求めます。例えば、県内自治体の一般財源繰入分を県が支援する制度です。課題解決先進県として、知事の決意をお聞きいたします。

高過ぎる国保料が払えず、無保険となり、病院にかかれず手おくれになる不幸な事態が生まれています。2017年6月1日時点の滞納世帯は1万652世帯で、加入世帯11万7,339の約9%、窓口で10割負担しなければならない資格証明書の発行は2,010世帯にも及んでいます。これ以外に、失業、退職後に保険料が高過ぎて国保に加入していない無保険世帯も存在しています。

高知市で、妻と幼児の3人世帯の40代の男性の例です。喉に違和感を持ち、保険証がなくても受診できる医療生協の無料低額診療を知り受診しましたが、甲状腺に炎症性のリンパ節増大が疑われて、総合病院を紹介されました。しかし、保険証がないために総合病院は受診できず、市の国保窓口で病状・受診経過書を持参し、訪ねましたが、滞納額の2分の1が払えないこと、また総合病院への紹介が受診ではなく精密検査であることから特別の事情にも該当しないことこの2点を理由に保険証が交付されず、この時点でこの男性は総合病院にかかることはできませんでした。男性はその後、滞納額の一部を納付

し、受診できましたが、既に食道がんがリンパに転移し、手術もできない状況でした。

高知市は、滞納額の半分を一括納入しないと保険証を渡さないという機械的な対応をしています。それは、2009年1月我が党の小池晃参議院議員の質問趣意書に対して、当時の麻生太郎総理大臣が、医療を受ける必要がある場合には、保険料が払えなくても緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとした閣議決定の趣旨にそぐわない対応です。

また、機械的な差し押さえも増加しています。2009年の1,100件から2016年度は2,639件となっています。この点も、改正された生活困窮者支援事業の趣旨に沿って、滞納は生活状況のシグナルとして支援につなげる取り組みを強化すべきです。

生活苦、保険料滞納から受診できず、手おくれになるような事態を生まないように、市町村に対し文書等を含めてしっかりと助言すべきと思いますが、健康政策部長にお聞きいたします。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地についてお聞きいたします。

旧大蔵省印刷局跡に奇跡的に残った旧陸軍歩兵第44連隊の弾薬庫等の戦争遺跡の保存と活用について伺います。2017年9月議会での私の質問に対し、知事は、既に売却手続に入っていた当該用地について、県が取得するには相当ハードルは高いと考えられますが、まず文化財としての価値について専門家の意見をお聞きし、慎重に判断してまいりたいと考えていますと述べられ、次に、一方で売却手続が進められようとしている段階にあり、検討可能な時間は限られているのではないかと危惧がございまして、その点については財務事務所に要請したいと思っておりますと、保存と活用を切に願ってきた県民に大きな希望を与える答弁をなされました。

その後開催された高知県文化財保護審議会の答申では、弾薬庫、講堂の建造物については、明治30年代前半に建築されていて、高知の近代和風建築、近代化遺産としては他に類例が見当たらず、歴史的価値が高いことなどから、ともに国登録有形文化財、県保護有形文化財に相当すると報告され、また審議の過程では、多くの方々が出征していった歴史的いわれのある場所であり残すべき価値がある、隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり、平和学などの教材として、あるいは学びの場としての意義は十分にあるとの意見が多く出されたことも付議されていました。

この答申を真摯に受けとめられ、財務事務所や文化庁とも積極的に協議を重ねてこられたことに敬意を表したいと思います。

昨年の12月末、私どもが行った知事、教育長への予算要望の席で教育長から、塚地議員が本議会で提案した、高知県歴史民俗資料館の戦争遺物などを保存活用する場所にとという方向で検討されている旨のお話があり、本日午前の梶原議員に対する御答弁で、その方向が現実に向かっていることを確信いたしました。

そこで、知事に、当初県として取得するにはかなりハードルが高いとお答えになっていた状況から、土地を購入することを前提で検討すると決断されたのは、いつ、どのような思いであったのか、改めて伺います。

第44連隊のあった朝倉地域には、日露戦争の戦没者の碑が並ぶ陸軍墓地や軍馬の碑、現在の国立高知病院にある陸軍病院跡の碑なども存在し、JR朝倉駅とともに高知県の戦争の歴史を伝える地域としての位置づけが重要だと考えます。

午前中の御答弁では、今後の活用については、専門家による検討委員会を設置し検討をすることでしたが、委員の中に地域で活動されて

きた歴史家の方や平和学に関する高知大学関係者、当然戦争遺跡の保存と活用を進めるネットワークのメンバーにも参加していただく体制にすべきと考えますが、教育長に伺います。

最後に、今後どのようなスケジュールを考えておられるのか、高知県歴史民俗資料館の収蔵庫の集積状況や弾薬庫等の保存状況を見ると、一定のスピードも必要になると思いますが、教育長に伺います。

次に、教職員の異常な長時間労働についてお聞きいたします。

1日12時間労働、休憩数分。文部科学省が発表した、2016年小中学校教員の教員勤務実態調査の結果です。法律で45分と定められている休憩時間は、小学校でたった6分、中学校も8分。土日も中学校は部活等で4時間半、小学校2時間以上勤務です。これをもとに月当たり換算いたしますと、時間外勤務時間は小学校98時間、中学校は119時間。過労死ラインを大きく超え、労働条件の問題であると同時に、これはすぐれて子供たちの教育条件そのものと言えます。

この1月、高知市内の中学校に伺い、昨年5月に同校が行った勤務実態調査についてお聞きいたしました。40人の教員のうち、過労死ライン80時間どころか100時間を超える教員が何と13人にも上り、160時間、130時間を超える教員もいらっしゃいます。

一日の勤務実態も調査されていましたが、例えば3人のお子さんを持つ3年生担当の47歳の女教師は、7時過ぎに出勤し、時間外勤務となる午後4時45分以降、加力指導、学級通信作成、教材研究、印刷、提出物の点検、研究所への連絡文書作成、欠席者への連絡をして、退勤は9時過ぎです。帰宅後も、教材研究、プリント評価と実質勤務状態が続いています。新採男性教員は、出勤が朝6時から7時の間、放課後の部活動が終わるのは午後7時ごろ。その後、学級

通信を作成し、翌日の授業の教材研究をし、学校を出るのは午後10時を回っています。土・日曜日に部活の大会がなくても、過労死ラインはとっくに超えているのが実情です。

本県教育委員会が昨年行った勤務時間外調査でも、中学校では2人に1人が過労死ラインを超え、小学校でも2割が超えている実態が明らかになり、文科省の調査結果、そして私が訪れた学校の実態を裏づけるものとなっています。

今回、県の調査で明らかになった勤務実態を余儀なくされている教員の皆さん並びに勤務実態の苛酷な学校に身を置く児童生徒、そこに我が子を預けることに不安を持ったであろう保護者に、教育長はどのような思いを持ち、臨まれるのか、まずお聞きいたします。

「一升徳利に二升は入らぬ」という絶妙な指摘を、佐藤晴雄日大教授がしています。佐藤氏いわく、「ある官僚経験者の話である。例えば、国土交通省に道路や橋を作る計画がある場合、財務省がその予算を認めなければ、道路や橋は作られない。ところが、教育行政の場合、新たな施策の予算が認められないにもかかわらず、何とかそれを実施せよ、という具合になる。確かに、教職員定数増の要求が十分認められなくても、その定数の不足分は教職員の努力や負担に転嫁されてしまう。」「教育行政は、新たな課題が発生したら学校に詰め込めばよいという姿勢を改め、「一升徳利に二升は入らぬ」ことを肝に銘じる必要がある。」。時事通信社、内外教育の10月30日号から引用いたしました。

これだけ働いても授業準備や子供に触れ合う時間がとれないという今日の事態は、長年の施策の累積の深刻さを示していると言えます。国も自治体も教職員の労働時間に関する責任ある当事者です。今ある施策は、一升徳利に二升は入らぬことを忘れ、教育効果があるからと教育委員会がつけ加えたものばかりです。

学力向上も、残業なしもというなら、教員をふやすしかないとは現場の率直な声。教職員をふやさずに教育効果がある業務を積み重ねることは、教職員を違法な長時間労働に追い込み、学校で一番肝心の授業準備と子供たちに向き合う時間を奪い、教育を台なしにすることにつながります。教育効果がある論は、適法な労働条件を保障すべき行政機関が違法な労働条件をつくり出し、しかも結果として子供の教育も荒廃させるという二重に誤った論です。

教育改革、教育施策の削減・中止への取り組みは避けて通れません。既に初任者研修に関して、負担軽減へと一歩、歩を進めた県教委の姿勢に現場から評価の声が聞かれています。

過労死ラインまで労働時間が膨らみ、かつ標準的な授業や子供と向き合うことは削れない以上、現場の負担となっている国や自治体の教育施策の中止、削減に向けて、現場教職員の声を集約し、反映すべきだと思いますが、教育長に伺います。

中央教育審議会は去る1月25日、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策の答申を出し、文科省は、残業上限月45時間、年360時間が原則のガイドラインを策定しました。各県教育委員会に対し、方針の策定、状況把握、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備などの取り組み、事後検証などを求めています。

その中、教育課程の編成・実施にかかわる標準授業時数のあり方について、「指導體制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない。」と踏み込んだ指摘をしています。本県での実態はどうか、教育長にお聞きいたします。

教員の多忙化の決定的要因は、この標準授業時数、一日に受け持つ授業数の増加にあります。教員定数は、1958年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定めています。定数割り出しの根拠について、教科の指導時数と1教員当たりの標準指導時数との関係を押さえて、実際に都道府県で行われている時数を平均化し、1教員当たりの標準指導時数は1週24時限をもって標準とし、1日平均4時限となるが、これは1日の勤務時間8時間のうち4時間——休憩時間を含みます——を正規の教科指導に充て、残り4時間を教科外指導のほか、指導のための準備整理、その他校務一般に充当するという考え方であると明確に述べています。つまり、教員1人当たりの授業負担は長い間、1日4こま、週24こまとされ、それに基づいて今の教員の定数が配置されているわけです。

ところが、国はこの基準を投げ捨て、教員の授業負担をふやしたのです。学校週5日制、これは1992年から部分実施され、2002年から完全実施されていますが、日数が1日減るので、つまり6分の1、約16.7%のこま数を減らさないと4こまにはならないのに、実際は約7%しか授業を減らさず、教員の1日の授業負担がふえました。その後も次々と、教員増をせずに、つまり必要なコストをかけずに授業時数はふやされ、2003年には時数増確保の通知を出し、2011年にはゆとり見直しの号令で、標準指導時数自体もふやしてきたのです。

授業という教員しかできない業務のところまで長時間労働の根本がつけられているわけで、それを改善するには教員をふやす以外にありません。学校6日制のころの授業時数に戻したとして、今の5日制労働で行うためには、9万人の増員が必要となります。中教審のヒアリングの場で、種村全国連合小学校長会会長も、週5日

制に移行した際に土曜日の授業が平日に回されたことが、現在の長時間労働の背景にあると訴えています。

政府に対し、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策の実現には、教員の定数増を図るしかないことを示し、教員増を求めるべきだと思いますが、教育長にお聞きいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、沖縄県辺野古の新基地建設についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げます、地方自治の観点からは、地元自治体が反対しているにもかかわらず国が事業を強行するといったことが望ましくないのは言うまでもありません。また、公共事業における設計変更に伴う工期と費用の大幅な変更については、事業実施主体が責任を持って説明しなければならないのは当然であります。

ただ、私は従前から申し上げているように、沖縄の皆様の負担を軽減するに関しては、平成24年の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2での合意に基づいて対応していくべきだと考えており、このスタンスは今でも変わっておりません。

今般、埋立工事の課題として、軟弱な地盤を改良する必要があることが明らかとなりましたが、地盤改良にかかわる具体的な設計については、今後防衛省において検討すると岩屋防衛大臣が説明されています。地盤改良という新しい要素が加わったことで、設計の変更により埋立工事の工期は延びるとともに、費用もふえるものと思われま。

政府におきましては、今回の設計変更の内容

について、沖縄県民の皆様の不安な声を踏まえ、しっかりと沖縄県に説明していくべきだと、そのように考えています。

次に、沖縄県での県民投票の結果をどのように受けとめているのかのお尋ねがありました。

今月24日に沖縄県で行われた県民投票につきましては、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否に関し、沖縄の皆様の思いが改めて明らかになったものだと思いますし、これにより、政府による取り組みに関する説明の重要性がますます高くなったものと考えられます。

先ほども申し上げましたとおり、沖縄の皆様の負担を軽減することに関しては、私は平成24年の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2での合意に基づいて対応していくべきだと考えております。辺野古移設だけが焦点化されておりますが、この2プラス2合意に基づいて、普天間飛行場の移設や海兵隊のグアムなどへの移転と嘉手納基地以南の米軍施設の返還など、一連の再編プロセスが行われていくことも大変大きなメリットがあることなのではないかと考えます。

他方で、今回の県民投票の結果からも明らかのように、辺野古の埋め立て反対について、大変多くの皆様の重い思いがあるということもまた重く受けとめなければなりません。

この両者をよくよく勘案して、両面から議論が徹底的に交わされることが大事なことだと思われます。

政府は外交や防衛について責任を持って解決すべき立場にありますけれども、今回の県民投票をよき機会とし、改めて沖縄の皆様と対話を重ね、政府の取り組みについて丁寧な上にも丁寧な説明を繰り返していくことが必要であると、そのように考えます。

次に、毎月勤労統計調査の偽装とその影響についてお尋ねがございました。

毎月勤労統計調査の問題に関しては、データそのものの信頼性にかかわる不適切な調査手法が行われていたこと、調査手法について対外的に虚偽の説明が行われていたこと、この2点について問題があったと認識しております。

この問題については、昨日厚生労働省の特別監察委員会により、組織的な隠蔽は認定されないとされたものの、公的統計の意義や重要性に対する意識の低さや、幹部職員の公的統計に対する無関心などを指摘するとともに、外部チェック機能の強化等の再発防止策を盛り込んだ報告書が取りまとめられたところであります。他方、毎月勤労統計調査以外の政府統計については、現在総務省の統計委員会点検検証部会により点検が進められているところです。国におかれては、特別監察委員会の報告書や点検検証部会の今後の点検結果を踏まえ、政府統計への信頼が揺らぐことのないよう、徹底した原因究明と速やかな対策を講じていただきたいと思います。

このほか、毎月勤労統計調査の不適切な処理により、雇用保険や労災保険における追加給付等も生じていることから、国においては、こうした不利益をこうむられた方々に速やかに給付が行えるよう、しっかりと対応していく必要があるものと考えています。

次に、昨年の実質賃金が伸びていないことを政府がしっかりと説明するべきではないかとお尋ねがございました。

平成30年度の共通事業所における実質賃金につきましては、国において第1回目の有識者検討会が去る2月22日に開催されたところであり、これから議論が進んでいくものと承知しております。

実質賃金をめぐる議論につきましては、国民の関心も高いことから、国におかれては、検討内容や検討結果について丁寧に説明を行って

いただきたいと思います。

次に、消費税増税の前提が崩壊しているのではないかと、増税により暮らしと地域経済への深刻な影響が出ることをどう考えているのかとお尋ねがございました。

政府は昨年10月15日の閣議において、アベノミクスの推進により、経済成長率、雇用の状況などに鑑みて景気は回復しているとして、消費税の増税を行うと確認をしております。

これまでも申し上げているとおり、消費税率の8%から10%への引き上げについては、現在の国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という状況を鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するためにもやむを得ないものであると考えているところです。一方で、消費税率の引き上げに当たりましては、経済的に厳しい状況にある方々やマクロ経済全体へのマイナスの影響をできるだけ小さくすることが重要であります。

国においては、前回の消費税率引き上げの経験を生かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することとしており、本県としましても、国の施策に呼应し、しっかりと一連の経済対策を実行してまいります。

次に、増税は消費税の引き上げではなく、法人税の見直しにより対応すべきではないかとお尋ねがございました。

少子高齢化社会における社会保障の安定財源としては、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代などの特定の者への負担が集中せず、経済活動に与えるゆがみが小さいことが望ましいとされています。そのため、幅広い国民が負担する消費税は、これにふさわしい財源であると考えています。

先ほど申し上げましたとおり、消費税率引き

上げに当たりましては、経済的な影響をできるだけ小さくすることが重要でありますことから、政府におきましては十分な対策を実施してもらいたいと、そのように考えています。

次に、国に対する会計年度任用職員制度の導入に係る財源の確保と処遇の改善などへの決意についてお尋ねがございました。

会計年度任用職員制度につきましては、地方自治体の臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するために導入されるものであり、このことによって時間外勤務手当や通勤手当などのほか、一定の期間勤務した場合には期末手当が支給できるようになることから、一般的には処遇改善につながるものと考えております。また、国会においても、勤務条件などの確保に伴い、財政上の制約を理由として、いわゆる雇いどめを行うとか処遇を引き下げるといったことは、改正法案の趣旨に沿わない旨の答弁がなされているところであります。

このため、全国知事会などとも連携し、制度導入に伴い必要となる財源について、これまでも国に対しその確保を求めてまいりました。制度導入まで残り一年余りの状況となっていることも踏まえ、引き続き財源確保について、国に対ししっかりと要望してまいります。

あわせて、会計年度任用職員の方々、県勢浮揚の実現に向けて、それぞれの業務において力を発揮していただけるよう、制度導入に向けた準備を進めてまいりたいと考えています。

次に、知事部局3,300人体制の見直しについてお尋ねがございました。

知事部局の体制につきましては、県政運営指針も踏まえ、これまでも業務の見直しや効率化に向けた取り組みを進めながら、業務の状況に応じた職員の増員を含む適正配置により、簡素で効率的な組織の構築に努めているところで、新年度においては、行政改革を進めることで、

こうした取り組みをさらに強化することとしております。

一方で、御指摘のありました行政需要の拡大や災害対応などのため業務量が増加する中、職員定数に縛られることでやるべき業務ができない、あるいは職員に過度な負担が生じるということがないように留意する必要もあるものと考えています。

知事部局3,300人体制の見直しについては新年度検討することとしておりますが、いずれにしても必要な人員をしっかりと配置できる体制を目指していきたいと考えているところです。

次に、TPP11などのリスクを踏まえた上での大規模施設園芸の推進についてお尋ねがございました。

TPP11及び日欧EPAの輸入関税撤廃による本県園芸品への影響については、野菜では、これまでも関税率が低い上、参加国から競合する品目の輸入がほとんどないこと、また本県産の野菜は品質や生産性が高く優位性もあることなどから、直接的な影響はないものと認識しております。また、これまで大型の次世代型ハウスの整備に当たりましては、生産量が多いためしっかりとした販売戦略が必要とされることから、品目や販路などを国内外の情報をもとに慎重に議論を重ね決定してきているところでございます。

しかしながら、海外における新たな産地化の動きや輸入の増加による価格低下などへの影響に備えて、本県の強みである施設園芸をさらに磨き上げ、海外の動向にかかわらず微動だにしない産地をつくり上げることが重要であります。

現在、次世代型ハウスでの大規模な施設園芸の推進を初め、既存ハウスへの環境制御技術の導入など、施設園芸農家の所得向上に向けて次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みを進めてきております。この取り組みにより、県

内各地で次世代型ハウスの面積拡大と環境制御技術の導入が進み、生産量が増大したことで、日本一の生産量を誇るナスやニラ、ミョウガなど、国産志向の高い青果物需要において揺るぎない地位を保ち、安定した販売につながっているところでもあります。

野菜の生産増大に伴い、国内販売だけでなく、従来から取り組んでいるアジア向け輸出をさらに強化することに加え、EU向けにユズで12.8%、グロリオサなど花卉類で8.5%課せられていた関税が撤廃されたことから、これを好機と捉えEUへの輸出の拡大にも取り組むなど、海外への新たな販路を模索することも重要だと考えています。

今後、さらなる収量増加や高品質化、省力化などを目指して、環境制御技術にIoTやAI技術を融合させた進化型のシステムであるNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発に取り組むことで施設園芸の飛躍的な発展を図り、国内外の競争に負けない園芸王国高知を実現してまいりたいと、そのように考えています。

次に、家族農業の10年、農民の権利宣言に基づく農業政策についてのお尋ねがございました。

国連におきまして一昨年12月に、2019年から2028年までの10年を家族農業の10年とすることが、また昨年12月には、小農と農村で働く人々の権利に関する宣言、いわゆる小農の権利宣言が決議されました。

家族農業の10年の目的は、小規模農業が食料安全保障や自然環境、農業の持続性などの面で大きな役割を果たしていることに着目し、国際規模で小規模農業が直面する課題などについて議論を交わし、飢餓の根絶などに対応していこうとするものであり、また小農の権利宣言は、世界の家族農業の権利を守ることを目的に、小規模農家の価値と権利が明記されたものであると認識しております。

我が国の農業においては、家族経営体の割合が約98%を占めており、日本の農業の維持・拡大を図る上では、その健全な経営発展を図っていくことが極めて重要であります。また、本県の大部分を占める中山間地域では、産業の中心である農業を守ることが地域そのものを守ることにつながりますことから、生産条件が厳しく規模拡大が困難な中山間地域において、小規模な家族経営体がしっかりと存続していけるための取り組みが不可欠であります。

このため、産業振興計画のもと、県内各地に設置した学び教えあう場での技術指導や、環境制御技術の導入支援などにより、生産性の向上を図るとともに、高齢化などによって農地の維持が困難になった地域では、集落営農組織や中山間農業複合経営拠点の整備に取り組んでいるところでもあります。さらに、今年度からは小規模園芸農家の所得向上にも直結する、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発を進めております。

国連の家族農業の10年や小農の権利宣言で言われる小規模農業の有する価値や役割は、農業の持続性という点で考えますと、本県の目指す農業政策と根本的に相通ずるものがあると思っております。今後におきましても、経営の規模や形態を問わず、多様な担い手が地域で安心して暮らし、農業を続けていけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、国民健康保険に関して、来年度の国民健康保険の事業費納付金の増額の県民への影響と、引き上げをできるだけ回避するために行ってきた県の努力についてお尋ねがありました。

市町村に負担をお願いする国保事業費納付金は、各市町村の国保料・税率が主にこの納付金をもとに算出されることから、納付金の増額は被保険者の負担に影響を与える可能性があるものと認識をしています。

本議会に提出しております来年度の予算案において、国保事業費納付金は約9%の増額を見込んでおりますが、これは、今年度納付金算定の基礎となる要素のうち、歳出に当たる医療費が今年度は想定以上に増加しており、来年度においても引き続き増加すると見込んだことなど歳出の増が見込まれる一方、納付金以外の歳入はむしろ減少する見込みであることが主な理由となっています。

今回、この納付金の算定に当たりましては、医療費以外の歳出の要素である社会保険診療報酬支払基金へ支払う介護納付金の精査を行うなど、納付金の増加額を圧縮するよう努力するとともに、各市町村には来年度の納付金の状況について丁寧に説明を行い理解を求めてまいりました。

また、あわせて医療費を適切に抑制して今後の納付金の増加を抑制するために、ジェネリック医薬品の使用促進や糖尿病の重症化予防などの健康づくり、さらには地域包括ケアシステムづくりや地域医療構想の推進など、これは現在進行形の取り組みでもありますけれども、これらの根本的な対策にも取り組んでいるところで

現在、各市町村においては、県から示された納付金の額だけでなく、今年度の国保特会の収支見込みや基金残高、さらには国保財政の健全な運営と被保険者への負担の影響などを総合的に勘案し、国保料・税率の検討を行っていただいているものと考えております。

次に、国民健康保険料の子供のいる世帯への均等割の減免の実施についてお尋ねがございました。

国民健康保険では、所得や資産といった被保険者の能力に応じた負担だけでなく、子供を含めた全ての被保険者の人数に応じて国保料・税を負担していただくこととされており、子供の

多い世帯はそれだけ負担が増加することとなっています。

他方、我が国の少子化の現状は危機的な状況であり、将来にわたって国や地方が活力を維持していけるよう、若い世代が安心して結婚し子育てを行うことができる環境を整えることは国を挙げた大きな課題であり、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠となっています。また、議員のお話にありました国保料・税の子供の均等割の減免を行った場合には、その分の国保料・税にかわる多額の財源が必要となってまいります。

そのような状況の中、全国知事会としては、国に対して、少子化対策、子育て支援の充実の観点や医療保険制度間の公平性の観点から、国保料・税の子供に係る被保険者均等割の軽減措置を導入し、子供の多い世帯の負担軽減を図ることを繰り返し提言してまいりました。

私としても、軽減措置の導入については、国の責任と負担によって行っていただく必要があると考えており、引き続き全国知事会を通じて粘り強く提言を行ってまいりたいと考えています。

最後に、第44連隊跡地の保存、活用に関し、土地の購入を前提に検討すると決断したのは、いつ、どのような思いであったのかのお尋ねがございました。

第44連隊跡地は、高知県文化財保護審議会からの答申にもありましてとおり、単に遺存する弾薬庫及び講堂が文化的価値を有するというだけではなく、明治中期から昭和前半にかけて、高知の多くの若者がこの地から出征し、そして多くの若者が帰らぬ人となったという、高知県民にとっては歴史的に意味のある土地であり、当該跡地の歴史を後代に継承することは、県としましても重要な意義があるとの認識のもと、関係機関との協議を進めてまいりました。

一方、文化財の取得、保存については極めて限られたケースであり、県が取得するには相当ハードルは高いとの考えから、まずは教育委員会において土地を購入せずに活用する複数の方法について検討を進めてまいりましたが、本年1月末までに協議が不調に終わり、残念ながら土地を購入せずに活用することは困難であるとの結論に至りました。

しかしながら、午前中の梶原議員の御質問にお答えしましたように、さきの大戦から既に73年を経過し、戦争体験者の高齢化や減少により、記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことだと思います。加えて、将来において昭和の歴史を刻む資料館のような施設整備について検討することとなった際には、その設置場所としてこの場所が最も有力な適地であるとも考えます。

以上のことから、将来における施設の整備なども視野に、今後は当該跡地を県が購入することを前提に検討を進めていくとの結論に至ったところであります。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○**総務部長(君塚明宏君)** まず、会計年度任用職員制度の目的、意義の受けとめについてお尋ねがございました。

議員からお話のありました小西教授の主張につきましても、会計年度任用職員制度の導入により、同一労働同一賃金の観点で処遇改善が進み、構造改革をもたらしたひずみの是正などが期待されるという趣旨であると受けとめております。

この制度につきましても、先ほど知事から答弁がございましたとおり、臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するために導入されるものであり、このことによって臨時・非常

勤職員の方々が引き続き地方行政の重要な担い手として活躍していただく、より適切な環境が整うものと認識をしております。

また、同制度の導入により、時間外勤務手当や通勤手当等のほか一定の期間勤務した場合には期末手当が支給できるようになることから、一定の処遇改善につながるものと考えており、本県の制度導入に向けまして、その目的、意義を十分踏まえた上で検討を進めていきたいと考えております。

次に、専門性、経験が重要な職種について正職員として採用すべきではないかとお尋ねがございました。

まず、任期の定めのない常勤職員が従事すべき業務か否かの判断に当たりましては、御質問にありました専門性や経験だけでなく、個々の具体的な事例に即して業務量や担うべき業務の範囲、責任の程度などを踏まえ、総合的に判断する必要があると考えております。

会計年度任用職員制度の導入に当たり総務省が作成したマニュアルでは、臨時・非常勤の職の中に常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、常勤職員や任期付職員を活用する検討が必要とされております。本県におきましても、現在の臨時・非常勤職員が従事している業務内容を精査、整理した結果、常勤職員が行うべき業務内容であることが判明した場合には、正職員としての採用を含め、常勤職員等による対応をしっかりと検討していきたいと考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○**健康政策部長(鎌倉昭浩君)** 国民健康保険の保険料滞納者への対応に関する市町村への助言についてお尋ねがございました。

国保料・税を長期にわたり滞納している方については、まずはその方が行っている事業の休廃止や病気など、国保料・税を納付することが

できない特別な事情があるかどうかを適切に把握し、その上で特別な事情がある方に対しては、短期被保険者証を含めた被保険者証を交付します。一方、特別な事情がないにもかかわらず滞納している方に対しては、一旦は医療機関の窓口で本人が10割支払うこととなる被保険者資格証明書の発行を行うこととされています。

そのため、県では、市町村に対して、この基本をしっかり守り、滞納している方の所得の状況や病気の実情など滞納の理由を丁寧に確認し、その状況に応じて適切に短期被保険者証とするか被保険者資格証明書とするかの判断を行うよう助言をしているところです。また、あわせて各市町村の条例に基づいた国保料・税の減免制度を活用することや、さらには生活困窮者に対しては、生活保護などを担当する福祉部門ともしっかりと連携して対応する必要があることなども助言しています。

今後におきましても、研修会の機会や個別に市町村を訪問して行っている事務打ち合わせの場などを通じて、それぞれの市町村で適切な対応がなされるよう取り組んでいくほか、こうした助言の内容のさらなる徹底を図るため、市町村に対して文書での周知も行っています。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存、活用に関し、来年度設置予定の検討会のメンバーについてお尋ねがございました。

来年度設置予定の検討会では、将来における土地の利活用の方向性や遺存する講堂及び弾薬庫の修理・耐震化の方法、展示資料の内容、施設の管理運営のあり方などについて、県内外の専門家による検討を行いたいと考えております。メンバーとしましては、県の施設として社会的にも政治的にも偏りのない形で整備や資料展示などの方向性が検討されるよう、例えば国レベ

ルの文化審議会や委員経験がある方、県の文化財保護審議会の委員経験のある方、県内外の博物館関係者及び文化財の保存、活用の専門家などを想定しております。

なお、これまでも、お話にありました地域で活動されてきた歴史家の方や民間団体の方からの提案などもいただいておりますので、いただきました情報などにつきましては、検討会における議論の際に活用させていただきたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについてお尋ねがございました。

まずは、来年度設置予定の検討会においてしっかりと御検討いただき、その検討結果を踏まえて、第44連隊跡地の活用について広く合意をいただくことができれば、土地の鑑定評価など土地の取得に向けまして具体的な作業を進めていきたいというふうに考えております。

土地取得に当たっては、県から財務事務所に取得希望書を提出した後に、財務事務所内で県に対して売り払うことについて検討する期間も一定程度必要であると伺っておりますので、協議が調いましたら、具体的な土地購入に向けて必要な手続きを行っていきたくと考えております。

また、これと並行して弾薬庫及び講堂の修理や活用等についても、検討会での検討結果を踏まえて、順次必要な作業について議会にお諮りするなどの手順を踏んで進めていきたいというふうに考えております。

次に、県の調査で明らかになった勤務実態を余儀なくされている教員並びにそのような環境で授業を受ける児童生徒、そこに我が子を預けることに不安を持ったであろう保護者に対し、どのような思いを持ち、臨むのかのお尋ねがございました。

議員のお話にありました県の調査結果では、スクールサポートスタッフを配置している20校

について、昨年6月から12月までの間における1カ月の時間外勤務が80時間以上となっている教員の割合は小学校で12%、中学校で34%となっております。

こうした長時間勤務は、教員の皆さんが疲労を蓄積し、心身の健康を損ない、日々の教育活動に支障を来したり、子供とかかわるための時間を十分に確保できないといった状況につながってまいりますので、そうした働き方は、児童生徒の学習活動の充実や保護者の方々の安心という面からも是正していくべきものであると考えております。教員の皆さんが児童生徒のためであれば時間外勤務もいとわないという姿勢で取り組まれてこられた中で、これまで県教育委員会としましても、長時間勤務の是正に関し、必ずしも十分な対策ができていない状況であったと考えております。

今後は、本来業務である授業やその準備、児童生徒指導などの子供と向き合う時間を確保するとともに、教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、学校を働きやすく魅力的な職場とすることで日々の教育活動の成果につながるよう、教員の働き方改革に向けた取り組みをより一層推進してまいります。

次に、学校現場の負担となっている国や自治体の教育施策の中止、削減に向けて、現場教職員の声を集約し、反映すべきとのお尋ねがございました。

教員の長時間勤務を是正するに当たっては、先ほど申しあげました働き方改革の目的を踏まえた上で、これまでの働き方を見直し、子供たちに対して今まで以上に質の高い教育活動を行うという観点から、どういった業務について削減や効率化、外部人材の活用などを図るかを判断することが必要だと考えております。

そのためには、学校現場で業務を担っておられる教員の皆さんの意見を聞くことが重要であ

ると考え、各課が行う学校訪問の際の教員の意見や、働き方改革に取り組むモデル校の校長や教員の意見、校長会からの要望、教職員団体との話し合いなど、機会を捉えて現場の声をお聞きしながら働き方改革の取り組みを推進しております。

これまでの取り組みとして、例えば移動時間も含め縮減を望む声が多かった研修・会議について、まず本年度は初任者研修の日数や配置校での研修時間の削減を行い、来年度は終日研修の終了時刻を1時間繰り上げるとともに、テレビ会議システムの活用の拡大に取り組んでまいります。

また、報告等の準備に係る事務負担が大きいとの声が多かった調査・照会については、県教育委員会実施分128件について重複の排除や整理等を行うことで、来年度は16件の廃止、32件の調査項目や様式の簡便化などを図ることといたしました。

さらに、研究指定事業についても、教員の授業力等には大きな成果があるものの、同一年度に多くの指定を受けると研究発表会の準備等に係る負担感が大きいとの声を踏まえ、一部については廃止や他の事業への統合を行うとともに、1校当たりの指定事業数の調整を行い、過度に同一校への指定が集中することがないように見直しを行っているところです。

今後も、県教育委員会としましては、機会を捉えて現場の教員の意見をお聞きしながら、働き方改革の趣旨に沿った取り組みを推進してまいります。

次に、教育課程の編成・実施に係る標準授業時数のあり方に関し、本県の実態についてお尋ねがございました。

教育課程の編成及び実施に当たっての標準授業時数は、学校教育法施行規則において、学習指導要領に示されている各教科等の内容を指導

するために要する授業時数を基礎として定められているものです。例えば中学校1年生であれば、1週間に29時間の授業を年間35週実施することとして、標準授業時数が1,015時間となっております。

学校教育法施行規則における計算上の授業日数は年間35週ですが、標準授業時数を確実に確保した上で、災害やインフルエンザの流行などによる学級閉鎖等の不測の事態にも備えるため、余剰時間を加えて授業時数を設定することができるようになっており、実際には全国的に1年間で40週程度となっております。また、標準授業時数に示された教科以外にも、消費者教育や環境教育などの現代的な諸課題や、防災教育のような本県独自の課題への対応も求められており、それぞれの学校が教育課程を工夫して編成を行っております。

今年度文部科学省が実施した小学校第5学年と中学校第1学年を対象とする平成29年度の授業時数実施状況調査では、働き方改革に関する中央教育審議会の答申において児童の負担過重にならない程度の例として示されている、標準授業時数から105時間を超えて授業を実施した学校について、本県は小中学校全体の約20%となっております。

この国が定めた標準授業時数を下回ることができませんが、上回って教育課程を編成することにつきましては、校長や各学校の設置者の判断に委ねられておりますので、今後適切な教育課程の編成及び実施が行われますよう、市町村の教育長会や校長会において先ほどの答申の内容等について情報提供していくことなどによりまして、改善につなげてまいりたいと考えております。

最後に、学校における働き方改革に関する総合的な方策の実現のため、政府に対して教員の定数増を図るよう求めるべきであるとのお尋

ねがございました。

県教育委員会としましては、これまで働き方改革の取り組みとして、ICT等を活用した勤務時間の管理、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用の3つの柱を中心として取り組んでまいりました。これらの取り組みは、中教審の答申である学校における働き方改革に関する総合的な方策の内容に合致しており、まずはこれらの取り組みを着実に進め、県教育委員会全体として業務の見直しや工夫改善を実施してまいります。

また、個別の教育課題の解決を図るために、県教育委員会として国に対して教員加配の重点化による支援についての政策提言も行ってまいりました。具体的には、児童生徒の学力向上や学校生活への適応を進めるための少人数学級編制の加配や、学習指導要領の改訂に伴う小学校英語を着実に進めるための小学校英語専科教員の加配の充実、学校における働き方改革に向けた体制の充実のための学校事務職員や主幹教諭の加配の充実について提言を行ってまいりました。

こうしたことから、来年度の学校における働き方改革に向けた加配定数については、小学校専科指導の充実や学校事務職員の体制強化とともに、主幹教諭の学校マネジメント機能強化など、国全体で1,110名の増員が示されているところ です。

今後は、県教育委員会として、勤務時間の上限や変形労働時間制の導入など、国の動向に注視しながら、市町村教育委員会としっかりと連携・協働し、学校における働き方改革の取り組みを推進してまいります。あわせて、今後も国に対して必要な加配定数の確保についても粘り強く要請してまいります。

こうした取り組みを進めた上で、なお定数増が必要な状況がありましたら、全国都道府県教

育長協議会等とも連携を図り、学校における働き方改革に向け、定数増も含めた体制の充実について国への要望を検討してまいりたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） 第2問を行います。

まず、会計年度任用職員のことですけれども、給与のことだけではなくて、処遇という休暇だとか更新していく、そういう条件も含んでいるわけです。現在職員団体と交渉中ということですので、勤務条件のことですのでそちらのほうが。

しかし、姿勢として、そういう休暇も含めて処遇の低下は招かないという決意をお聞きしたいと思うんですけれども、これは知事をお願いいたしましょうか。

それから教育長、教職員団体との今の交渉はどういうふうになっているのか。この間、臨時教員含めて処遇改善を随分と図ってきたわけです。その努力がちゃんと実るように、さらに前進するように処遇改善を図られるべきだと思うんですけれども、それについての教育委員会としての考え方もあわせてお聞きしたいと思います。

次に、国保のことです。相当厳しい状況になるだろうとおっしゃっていたんですけれども、これは国のほうの交付金が予想よりも少なかったわけですか、その影響はあるのか、大体どれぐらいの額がふえそうなのかということも、もし今の時点でわかっていればお示しいただきたい。市町村に結局頼むということで、これはなかなかの困難を来すと思うので、現時点でわかっている状況を教えていただきたい。

それから、本県も特に子供の均等割については、昨年2月議会でも均等割について見直しの意見書が全会一致で上がっているわけですので、やはりいつになったら——4年前からずっと知事会も含めてやっているのに、もう子供も大き

くなっちゃって、全くこれ予想がつかない。知事会も随分頑張ってくださいているんですけれども、その見通しをどう考えているのか。

それから、もう子供の医療費と同じように均等割をどんどんなくしていく市町村がふえています。第2子に限ったり、あるいは子供全体で3割減をしたりというので、ふえているわけです。ぜひ、そういう市町村の取り組み、財政的な規模も大変だ、国保会計も大変だという市町村の取り組みにインセンティブを与えるような県としての姿勢も示していただければと思うんですけれども、それについての決意はいかがなのかということ、これも知事にお聞きしたいと思います。

それから、教員の長時間労働の問題ですけれども、福井県議会が2017年の中学2年生の自殺を契機に意見書議案を出しています。これは改めて皆さんに御紹介したいと思うんですけれども、要はその自殺に至ったのは、福井というのは学力日本一、ずっと学テで高い地位を占めていまして、そのことがストレスになって、学校に、生徒と教員に大きな負担を来したんじゃないかというふうなことをおっしゃっているんです。

平成29年12月19日に意見書議案を上げています。その中では、学校の学力というものは単なる学テの学力だけじゃなくて、人生を生き抜いていくために必要な力を身につけることが目的であるということ、これをまず再確認すべきで、過度の学力偏重は避けることという、学力というものに対する概念について議会のほうからもう一回再考してみる必要があるんじゃないかということ。それから、具体的には、教育大綱は本県全体の教育行政の指針であるが、その基本理念実現のための具体的方策までを教育現場に一律に強制し、現場の負担感や硬直化を招くことがないように改めることと言っているんです。

その一環として第3点目に、現場の多くの教員の声に真摯に耳を傾けて、本来の教育課程に上乘せして実施している福井県独自の学力テスト等の取り組みを学校裁量に任せることと、そして部活指導の軽減化を進めるなど見直しを図ることということで、いわゆる県独自の学テなんかはもういいんじゃないかと。それは現場の裁量に任せて、その傾向はしっかりとつかむ必要はあるけれどもということも言っているんです。

つまり、私が提案したように、研修については一歩踏み出しましたがけれども、学テそのものについても、一旦やっぱり負担を軽くするという意味で裁量性にするだとかという、施策そのものを見直していく動きもあるわけです。

そういう面で言うと、本県のほうも、もう御存じのようにあっぶあっぶですから、さっき言ったように一升徳利には二升も入らないわけですから、一つそのことも検討課題ではないかということをお聞きして、第2問といたします。

○知事（尾崎正直君） まず、会計年度任用職員の皆様方について、新たな制度導入に当たって、国全体で定められていく方向性というものもあるわけではありますけれども、ぜひそれぞれの業務において力を発揮していただけるような制度となるように、いろんな方々の御意見をお伺いしながら検討を重ねさせていただければと、そのように考えています。これは、先ほど言われた例えば休暇だとか更新のあり方、こういうことも含めてということだと、そのように思っています。

2点目ではありますが、今回国保について市町村の皆様へ国保事業費納付金の増額をお願いしなければならないことについて、1つは何といひましても、この問題、やはり医療費が非常に増嵩したということが一番の大きな原因だと、

そういうふうに思っています。

あわせて、歳入面において高額医療費負担金につきまして、今年度の見積もりが多かった分、来年度については減額する必要が生じたとか、そういう課題もあるわけでありまして、細かい数字についてはまた担当のほうから、もし要すればお答えをさせていただければとは思いますが、そういう要因も確かにあるところでもあります。

こういうふうに国保料が高くなっていくということについて、やはり国に対してもさらなる負担軽減のための一連の措置というのを全国知事会としても訴えてきましたし、そういう中において一定国費の負担というものも拡大してきているところではあります。さっき申し上げた均等割などについて、引き続きこちらも訴えていくとしか今の段階では言いようがありません。いつになれば実現できるかどうかというのはわかりませんが、ただやはり特に地方においてはこういう問題は非常に深刻でありますから、この点について訴えていくことは非常に重要であります。

先ほど申し上げた医療費が非常に高くなってきている原因ということについて、やはりこれは県も新たに保険者になりました。市町村においても、これまでも取り組んでこられております。先ほど御答弁でも申し上げましたけれども、ジェネリックの導入などというすぐさまできることから始まって、さらに言えば、地域の医療需要と供給をマッチングさせていくことによってある意味適切な医療費の水準に持っていくというような一連の総合的な対策を講じていくという根本的な対策を講じるしかないのだと、そういうふうに思っています。この点について、日本一の健康長寿県構想の推進を通じて、県と市町村ともに取り組みを進めていけるようにしていくこと、これが大事だと、そういうふうに思っ

ているところです。

○教育長（伊藤博明君） まず、会計年度任用職員の件につきまして、これは会計年度任用職員の趣旨を生かしながら、よりよいものになりますように、知事部局ともしっかり歩調を合わせて取り組みを進めていきたいというふうに思います。

それから、学テのことですけれども、やっぱり学テ自体、その年の高知県の状況がどういったものになるのかという現状を把握するためのものであって、そのものに対してどういうふうに対策、改善をしていくかというような指標になるものでございますので、現状においては学テについては継続してやっていくというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） しかし、学テは今やっぱり学校現場を非常に圧迫しています。本来、学校がどうあらなければならないか、学力はどうかということ、やっぱり哲学的に考える必要があると思うんです。塾と変わらなくなるんですね、今のままでは。正解ばかりを追っていくような今の学校体制はだめで。オーテピアの前の、「ねえ君、不思議だと思いませんか」という寺田寅彦のあの探究心、不思議だと思わずこと、そしてそれを分析していくこと、そして分析した後統合していく能力。これを培っていく方向に学校のあり方が変わっていくような方向での施策の精選を求めて、私の全ての質問を終わりたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時2分散会

平成31年3月1日（金曜日） 開議第3日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成31年 3月 1日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

- 造成事業用地)の取得に関する議案
第67号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第68号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第69号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第70号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第71号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第72号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
第73号 県道の路線の認定に関する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(土森正典君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

25番池脇純一君。

(25番池脇純一君登壇)

○25番(池脇純一君) 公明党を代表し、県政の重要課題について知事及び関係の部局長にお聞きします。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

知事は提案説明の中で、県政運営の方向性を、これまでの取り組みの上に立って先々の方向性を示す政策群をしっかりと構築すると述べられ、全力で実行されることを明言されました。

知事の12年間における県政運営は確実に成果を上げており、特に経済分野における成功実績は枚挙にいとまがありません。公共事業に頼る県経済の脆弱性を産業振興計画で確実にそぎ落とし、クラウド化の手法で第1次産業を復活させました。本格的な地産外商の展開は県内企業や生産者にとってどれほど心強いものであったか、多くの方の声を聞いています。

経済立地の悪い地域での経済活性化は、周到的な経済立地条件の分析と産業の将来性を見通した経済政策と政治の実効性がなければ、達成することは困難であります。尾崎知事はその困難な事業を現実のものとされました。それは知事説明での、この先の5年後、10年後を見据えた道筋を県民に示す必要があると考えていますという言葉に、この12年間もそうした覚悟でやってきたという知事の決意の強さを感じざるを得ません。

この12年間の知事の政治活動に触れ、私なりに想起するものがあります。それはギリシャの政治家ペリクレスが示した政治家の4つの条件であります。

第1の条件は、知力あるいは見識においてすぐれている。ここで言う知力は、国政全般の総合認識と総合判断に関するもの、言いかえれば自国や世界のことについてその現状と未来を洞察し、どうすればよいかの判断を総合的な立場から下すことができるという意味であります。

第2の条件は、自分の見るところ、考えるところを一般の人たちに知らせる説得の能力。ペリクレスは説得の能力を重視し、政治家は見識を持っているだけでは失格であり、市民を説得できる雄弁家であるべきだと言っています。第3の条件は、金銭の誘惑に負けない強さ、そして第4の条件は愛国心であります。

知事はこの4つの条件を備えたすぐれた政治家であると私は感じています。

私は平成3年に県議会議員になりました。初陣での選挙で当選を果たしたその夜、大勢の支援者の皆さんの前で、まず人づくり、人をつくることから出発したい、人を主体にした政策を提案していくのが私の公約ですと、自身の政治姿勢を決意を込めて表明いたしました。その日から28年間、この原点から外れることなくやってきたつもりですが、決して満足のいくものではなかったと反省しています。

また、政治家の条件とは何か、このことも私にとって追求すべき命題でありました。私にとりまして、ペリクレスの示す政治家の条件で、知力あるいは見識においてすぐれているという資質条件は、今も追い求める目標のままです。気がつくといつの間にか、この4つの条件は政治家を評価する物差しとなっていました。

そこで、ギリシャの政治家ペリクレスが示した政治家の4つの条件について知事の御所見をお聞きいたします。また、知事御自身の持つ政治家の条件について、お持ちであればお考えをお聞かせください。

毎月勤労統計調査の不正問題についてお聞きします。厚生労働省による毎月勤労統計調査が誤った手法で行われていた問題が発覚しました。その後も、1月28日に厚労省が所管する別の基幹統計で誤りが見つかるなど、行政に対する信頼を損なう実態が相次ぎ判明しており、国民の行政不信も広がって極めて深刻な事態となって

います。

厚労省は特別監察委員会を設け調査を行いました。多くが省内職員同士による聞き取り調査であったため、その調査結果の客観性が疑われ、再調査を余儀なくされました。

問題は、透明性のある第三者機関による調査はもとより、影響を受けた人への救済措置を速やかに実施し、再発防止策を確立することです。現在、いずれも実施段階に入っていると認識していますが、とりわけ雇用保険や労災保険などで本来の給付額より少ない額を受け取った約2,015万人への追加給付は急ぐべきであります。

厚労省には迅速かつ丁寧な対応を求めたいと思いますが、まず今回の厚労省における不適切な統計処理問題と特別監察委員会の対応について知事の御所見をお聞きします。

また、この問題を一橋大学の神林龍教授は次のように批判されています。毎月勤労統計調査、毎勤は、「2004年から東京都の500人以上の事業所について、全数調査から約3分の1の抽出に標本設計を変更したが、集計時の復元を怠るなど、不正確な推計になっていたことが発覚した。04～11年については現時点で修正の方法が見つからない。集計値の精度が悪化するだけでなく、集計値の水準そのものが確実に不正確になるという前代未聞の不始末だ。」と統計調査のずさんさを指摘し、さらに「毎勤の公表値は様々な政策の立案や遂行に利用されており、データ不備の衝撃は大きい。」「また毎勤は雇用者報酬など国内総生産（GDP）推計に主要な変数を提供しており、国際的にも日本の公的統計の信用を揺るがすだろう。」と。

今回の毎勤の不備は平均給与月額にして1%に満たず神経質になる必要はないとの考え方もあり得ますが、統計は政策立案の根拠を提供する、統計は政策遂行の道具であるという統計の

役割を考えると、国民が質の高いサービスを受けるには質の高い統計が不可欠であることから、こうした考えは容認できません。

また、今回の不始末の遠因は、現業官庁のみならず日本社会全般が統計作成を軽視するようになったためなのではないだろうか、統計作成の軽視が社会化することを危惧され、その上で「政策立案者も政策遂行者も研究者も、統計作成を軽視するようになってきたとすれば、問題はかなり根深い。」と警鐘を鳴らしています。

今回の問題を受け、各省庁の統計部門の一元化を求める声が上がっており、基幹統計等を現業官庁から切り離し独立機関へ集約することも選択の一つと考えられます。

そこで、こうした統計作成が軽視されているのではないかといった危惧や、その改善策の一つとしての統計行政の一元化も含めて、統計に対する知事の御所見をお聞きいたします。

アレルギー疾患についてお聞きします。

国民の約2人に1人が、花粉症やアトピー性皮膚炎といった何らかのアレルギー疾患を抱えています。そのため、全ての患者に適切な医療を提供できる環境整備を急ぐ必要があります。

厚労省は1月23日、2019年度から10年間の免疫アレルギー疾患研究の方向性を定めた、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略を公表しました。同戦略は、免疫アレルギーの基礎研究の推進を一層加速させることを目的としています。

アレルギー疾患は、疾患の種類により発症年齢や重症度などが異なるだけに最適な治療法を見出すことが重要で、そのための基礎研究が欠かせません。同戦略で評価すべきは、発症・重症化予防を通じた患者のQOL——生活の質の改善を目指す方針が明記された点です。

実際、乳児期からのスキンケアやアトピー性皮膚炎の治療、また鶏卵の早期少量摂取により、卵アレルギー発症率が8割減少したとの報告も

あり、こうした研究の強化及び予防医療の実用化はアレルギー疾患対策の重要な課題であり、進めなければなりません。

公明党は、アレルギー疾患に対する社会の理解や国を挙げた研究がまだ進んでいなかった2000年に、対策を求める署名運動を展開し、症状を和らげる注射薬エピペンの保険適用や研究施設の整備につなげてきました。

さらに、総合的な対策を推進するためにアレルギー疾患対策基本法の制定を主導し、2014年に実現しました。今回の戦略も同基本法に基づくもので、アレルギー対策が着実に前進していると言えます。

その上で指摘しておきたいことは、疾患による医療の地域間格差と病院間格差であります。これまでの研究によってアレルギー疾患医療は大きく進展しており、現在確立されている標準的な医療でも多くの患者が健康を回復しています。しかし、一方でアレルギー科を掲げながら医学的な根拠に基づいた治療を行わず、医師の経験や裁量に委ねる病院も少なくありません。また、地域によっては診療可能な医療機関も偏っており、誰もが充実した治療を受けられる環境が整っている状況ではありません。

アレルギー疾患対策として、充実した治療と誰もが受けられる環境整備の対策が求められていると考えますが、アレルギー疾患対策について知事の御所見をお聞きします。

風疹の予防接種についてお聞きします。

昨年、首都圏を中心に風疹患者が急増し、2017年の約31倍にまで拡大しました。風疹はインフルエンザよりも蔓延リスクが2倍から3倍も高いウイルス性の感染症です。そのため妊婦が感染すると、赤ちゃんが難聴や白内障及び心疾患などになる先天性風疹症候群にかかって生まれてくるおそれがあります。同症候群は2014年の報告以降、国内では確認されていませんでした。

ところが、1月下旬に埼玉県で男児1人が同症候群と診断されました。

政府は、2018年度第2次補正予算に風疹対策を盛り込み、さらに2019年度予算案による措置で、定期予防接種の機会がなかった現在39歳から56歳の男性を対象に、約3年間、抗体検査と予防接種を原則無料化する対策を図ります。無料化対象年齢の男性は定期予防接種の機会がなかったため、他の男性に比べて抵抗の保有率が低いと見なされており、昨年夏からの流行でもこの世代の男性が中心的であったことが判明しています。

具体的には、無料接種の対象者は約1,610万人で、これらの男性は抗体保有率が約80%と他の世代より低く、東京五輪が開幕する2020年7月までに、政府は85%以上へ引き上げることを目指しています。

ただ、対象者は働き盛りの年齢で、平日の日中に検査を受けることが難しい人も多くいます。そのため、休日や夜間に、また職場での検診時に一緒に受けられるようにするなど、きめ細かい対応が欠かせません。厚労省も医師会や事業者団体、健康保険組合などに協力を要請しており、多くの機関で実施されることが期待されます。また、受診しやすい環境整備を進めるに当たり、自治体にも工夫が求められます。対象者に丁寧に周知すると同時に、対象者の利便性を高めるために、例えば大型ショッピングセンターなどで抗体検査を受けられる啓発イベントなどの実施が考えられます。

風疹は予防接種でほぼ感染を避けることができます。ことしも、新たに367人の患者が2月3日時点で確認されています。新たな風疹対策が現場で着実に実施されるかどうかは、今後の地方自治体の取り組みにかかっています。必要な費用の予算化とともに、夜間、休日でも抗体検査やワクチン接種が受けられるようにするなど

環境を整えなければ、実効性が高まりません。

風疹対策における本県の取り組みについて健康政策部長の御所見をお聞きします。

障害者対応についてお聞きします。

初めに、障害者手帳についてお聞きします。障害を持たれる方に交付される障害者手帳については、現在は紙の手帳が基本です。障害者の方は公共交通機関で割引を受ける場合には、乗りおりのたびに窓口で手帳を提示することが求められるなど、日常生活での使用する機会は多いものの、持ち運びの不便さや汚損のおそれがあります。このため以前から、カード化を求める声が出ております。

昨年10月、社会保障審議会で自治体の選択によりカード化できる方向で了承され、厚労省でカード化に向けた省令改正の準備が進められています。来年度のオリンピック・パラリンピックに向け、国を挙げてユニバーサル社会の実現に取り組んでいるときでもあり、一日でも早く実際に障害者の方の手元に届くよう、本県での発行手続が加速されることを期待いたします。

カード化することによって、障害者の方の心のバリアが除かれるとともに、マイナンバーカードとの関連も視野に入れば、飛躍的に利便性が高まる社会の形成に通じるものと確信します。このように、利用する側の視点から課題の解決に取り組むことで、世界に誇れるユニバーサル社会の実現が可能となるのではないのでしょうか。

障害者手帳のカード化について、時代の流れに沿うように、社会背景も考慮しスピード感を持った対応をしていただきたいと思います。地域福祉部長の御所見をお聞きします。

次に、精神障害者の就労パスポート、いわゆる就労パスについてお聞きします。精神障害者の就労支援の拡大が本格的に動き出しております。厚労省は、昨年12月に就労パス導入に向け検討会を開催し、プライバシーへの配慮を議論

し、この春までに記載内容の詳細や活用法をまとめ、2019年度に就労パスポートの導入を図る決定をしました。

就労パスは、障害者の得意作業や職場での留意点などを記したもので、ハローワークやNPOが運営する就業支援機関と障害者本人が書き込む内容を話し合い、作成されます。例えば、手順が決まっている作業は正確に取り組みますとか、本人が理解しやすい業務の指示方法はこのようにしてくださいと。また、どんな状況のときにストレスを感じるのか、体調管理面での配慮に関してなどの内容項目も設けられることが検討されています。

就労パスが発行され次第、厚労省は作成を手伝う支援機関へのセミナーを開催する予定で、企業に対しても、就労パスを活用した採用や職場環境の整備を求め、精神障害者の雇用拡大を促す段取りであります。

ただ、課題は採用後の職場定着であります。厚労省によれば2013年時点で精神障害者の平均勤続年数は4年3カ月で、身体障害者の10年0カ月、知的障害者の7年9カ月と比較しても短いことあります。その要因は、外見から障害がわかりにくく、周囲の配慮が得られにくいことなどが指摘されています。

就労パスの導入は、精神障害者が就労パスにより必要な配慮を明確にすることにより、就労の機会の拡大や職場定着率の向上に寄与することが期待されます。

そこで、精神障害者の就労拡大に向けた就労パスの導入についての見解と雇用環境への配慮に関して地域福祉部長の御所見をお聞きいたします。

障害者の公務員採用についてお聞きします。ことし2月3日に、政府は障害者を対象にした初の国家公務員試験を全国9地域で実施し、採用予定の676人に対し、約13倍の8,712人の受験

申し込みがありました。申し込みの内訳は、精神障害57%、身体障害40%、知的障害3%で、そのうち約1,500人から、点字による出題や腕に障害がある人のパソコンでの解答などの配慮の要望があり、認められました。

また、合格者は、原則として3月末までに常勤職員として採用されることとなります。応募が約13倍という数字は、いかに障害者の方のニーズが高いかを示しています。

障害者を対象にした初の国家公務員試験の対応を受け、本県における障害者採用試験の実施に当たりどのような配慮をされたのか、人事委員長の御所見をお聞きします。

また、就労後の定着率も課題でありますので、就労場所や上司等の人的環境の配慮に対処が必要かと考えますが、総務部長の御所見をお聞きいたします。

文化財の保護についてお聞きします。

昨年成立した改正文化財保護法は、国が取り組んできた文化財保護活動の主体を地方自治体に移すことが骨子となっています。これからは地方主導のもと、これまで注目を浴びなかった地方の文化が文化財として脚光を浴びることになります。そして、それぞれの実情に合う形で保護や活用が進められることが可能になります。

こうした背景には、近年文化財の周辺で、文化財の保護活動と同時に、文化財を文化資源として観光振興につなげる活動が目立ち出していることが挙げられます。その要因の一つに、少子高齢化や過疎化が進む地方にとって、文化財の観光資源化は重要な地域戦略の一つになるからであります。

県下の芸能・祭礼等の伝統文化は、国及び県指定の無形民俗文化財36と市町村指定の無形民俗文化財128の合計164存在します。その中には重要無形民俗文化財として、池川・津野山・本川神楽など9団体が含まれる土佐の神楽など、

有名な伝統文化が含まれています。この中には、磨けば観光資源として文化財に育つ伝統文化も存在していると思います。

今後の文化財保護活動の注目すべき点は、文化財そのものだけでなく文化財が背負う地理的・経済的な制約、つまり地域の現状そのものにあります。文化財は単独で存在しているのではなく、特に伝統文化は、地域が抱えるさまざまな制約の影響下にあることを忘れてはなりません。

例えば伝統文化の神楽の伝承を考えればわかるように、後継者不足のために伝承が途絶えるという危機感が地元の伝承者たちを悩ませている事実を見れば明らかです。文化財として神楽自体を手厚く保護しても、担い手の生活環境が改善しなければ地域から人は出ていき、持続性のある後継者確保は難しいことになります。

このことから、文化財が存在する環境そのものの改善を図らなければ文化財の永続的な保護や継承は困難であり、その対応が今日的課題となっているのです。文化財を取り巻く保護活動は大きな転換期に差しかかっています。

そこで、文化財保護についての基本的認識と今後の保護活動のあり方について教育長の御所見をお聞きします。

教育についてお聞きします。

まず、小学校のプログラミング教育についてお聞きします。来年4月から、小学校でプログラミング教育が必修化します。既に中学校や高校の教育課程で実施されていますが、これまで小学校では課外活動で初歩的な体験を行う程度で、教育課程で正規の授業は行われていません。

この授業は、コンピューターを動かす体験から課題解決の道筋を論理的に考える力を養うもので、算数や理科、総合学習の時間の中で行われます。しかし、年間数時間での体験ですから、技術的な力を伸ばすことは難しいと思われます。特に、算数や理科の教科においては、プログラ

ミング学習の体験を引き金とした授業展開が図られます。

プログラミング教育で大切なのは論理的思考力をどう育成していくかでありますから、プログラミング教育にふなれな教員へのサポートは重要であります。文科省からも授業展開の手引が出ていますので、十分な準備をして臨んでいただきたいと思います。

そこで、プログラミング教育の必修化に向けて、ハード・ソフト面での準備状況と教員研修の状況について教育長の御所見をお聞きします。

小学校へのメンター制度の導入についてお聞きします。今日の重大な教育課題の一つは、ベテラン教員の大量退職と若手教員の大量採用が進む中、教員の資質向上をいかに実現するかであります。

新学習指導要領に基づく教育改革で、多様な教育ニーズへの対応が求められる厳しい状況下で、教員の年齢構成は、若手教員の割合が急速に高まる一方で中堅教員が少ないというアンバランスの状況が続いています。現状のままでは教育力の低下は進む一方で、改善の兆しは見通せません。こうした傾向を放置することは本県の教育力の脆弱化を招きます。ゆえに、その改善策は喫緊の重要課題であります。

そこでまず、ベテラン教員の大量退職による教育力の低下問題とその影響について教育長の基本的認識をお聞きします。

メンター制度とは、経験豊かな先輩がメンターで後輩がメンティとなり、双方向の対話を通じてキャリア形成上の課題解決や悩みの解消を援助し、個人の成長をサポートする役割を果たす制度であります。学校現場に置きかえれば、中堅教員がメンターで新任や若手教員がメンティとなり、定期的なメンタリングを通して、キャリア形成や悩みの解消に対して支援することです。

教員の多忙化で教員間のコミュニケーションが希薄になっている現状下、学校にメンター制度を導入することは意義深いと考えます。

このメンター制度を導入した先進校を見るに、メンターチームを活用した校内人材育成では、若手教員の課題が解決され授業力等の向上が見られるとともに、メンター自身も自分の実践を振り返り成長する機会になっているという効果が報告されています。

一方、メンター制度を導入しても、メンターに指導力がない、メンターが時間を割けない、また上司の理解不足や組織文化の相違による制度の形骸化など、導入時のつまづきや運用で失敗するケースも少なくないようです。その背景にはメンター自身の業務の多忙化による影響や、制度周知の不徹底及び人材育成体制の不備などが原因として挙げられています。

具体的には、1、メンターが自身の役割をよくわかっていない、2、メンターの指導力が弱い、3、メンターが忙し過ぎて時間を割けない、4、メンターによってメンティへの関与度合いが異なる、5、メンティの上司が制度を理解せずメンターを邪魔にする、6、組織に人材の育成風土がなく制度が形骸化してしまうなどが主な要因となっているようです。ゆえに、こうした要因を取り除くことがメンター制度を成功させる鍵となります。

そこで、メンター制を成功させるためのこれら阻害要因の処理についてどのように対処されるのか、教育長の御所見をお聞きます。

厚労省は、メンター制度導入・ロールモデル普及マニュアルの中で、メンター制度の成功に向けて必要と思う要件に関する調査をしています。それぞれの項目に複数回答できる調査で、その調査結果の内容は以下のようにあらわれています。メンター、メンティに対する事前の説明、研修会の実施55.9%、会社全体に対して制

度の周知50%、直属の上司及び周囲の理解48.3%、メンターとメンティのマッチングの十分な配慮45.8%、メンター、メンティ同士のフォローアップミーティング38.1%です。この調査から見て、制度の導入には、事前説明や研修の実施及び学校全体への周知及び周囲の理解などが、成功に向けての必須条件として特に重要であることがわかります。

同時にメンター制度の導入工程で軽んじてはいけない注意点は、メンターとメンティが実施する具体的な内容を決めるに当たり、メンターとメンティ及びその上司の間で意識や認識に相違がある点です。この意識や認識の相違を克服し、おのおのにとってメリットがあることを理解し、全員が目的意識を持って取り組むことが重要であります。

このメンターとメンティの実施する内容に関する意識や認識の相違は、3者の受けとめ方の相違でありますから、ある意味、学校の持つ組織文化の影響で必然的に発生する意識や認識の相違と捉えれば、3者間の徹底した話し合いで解決できるものと考えられます。そして、実施内容が具体化されれば、同じ意識と認識でメンター制の効果的な実践が可能となります。

この問題の解決には第三者的な立場でのコーディネーターの働きが重要になると考えますが、コーディネーター配置の目的と役割について教育長の御所見をお聞きます。

最後になりますが、メンター制度の導入は次の工程で進められます。1、導入目的の設定、2、運用方法の設定、3、メンターの選定、4、メンティとの組み合わせの決定、5、メンティ・メンターへの説明、6、メンター制度の運用状況の確認・改善までの6工程です。メンター制度の導入が教員の質の向上に結びつき、成果が上がる運用がなされることを期待いたします。

そこで、今回小学校へのメンター制の導入を

図る政策的意図及び期待される効果を含め、メンター制の導入の意義について教育長の御所見をお聞きします。

新学習指導要領の実施についてお聞きします。新学習指導要領の主体的・対話的で深い学びを実現するために、学校や教員のあり方が問い直されています。新学習指導要領は、これからの知識基盤社会で子供たちが生きていく力を育てることに重点が置かれた内容になっています。学校現場では、その目的を達成するための準備が進められているところであります。

そして、新学習指導要領の実施導入まで、義務教育では移行期間の1年が終わろうとしています。全面実施まであと1年、移行期間2年目に備えるものは何か、新年度への準備と引き継ぎが問われます。

そこで、新学習指導要領の実施に向けて、移行期間1年目の進捗状況から見える課題と本格導入へ向けての未整備問題への対処についての御所見をお聞きします。また、委員会、学校、教員それぞれの担当責任事項についての整理と準備の現状について教育長の御所見をお聞きします。

学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、学校はこの基準を指針として、教育課程、すなわちスクールカリキュラムを編成しなければなりません。そうすることで、学習指導要領の理念は、各学校が編成する教育課程や教員の個々の授業を通じ具体化され、子供たちの学びを支える役割を果たします。その意味で全ての教員はカリキュラムマネジメントの担い手です。

視点を変えれば、新学習指導要領は、詰め込み教育と批判された知識偏重教育から、教育本来の目的である人間を育てる教育へ回帰する画期的な内容になっていると見ることができます。

かつてデューイが、学校とは暗記と試験に明

け暮れる受動的な学習の場ではなく、子供が自発的な社会生活を営む小社会でなければならないと、伝統的な学校教育に大胆な批判を加えた声が聞こえてきます。

アメリカの哲学者で教育者でもあるジョン・デューイのこの格言を教育長はどのように受けとめられるか、御所見をお聞きします。

今回の改正は、子供が主体的に学べる学習環境をカリキュラムマネジメントの作成を通じて整えることを求めています。改正でのカリキュラムマネジメントの考え方は、教育課程編成に当たり各教科等の授業を含めた教育課程の全面的拡大であり、そのことを強調しているものであります。

具体的に、教育課程編成の作業が単に何をいつ教えるかという教育内容の計画にとどまるものではなく、その目標の実現に向けてどのように教えるかという方法論、さらにその目標の達成状況を子供の学習経験の中にどのように見取るかという評価論まで広げて考えろということです。

そもそもカリキュラムという語は、その誕生から既に公的統制と知的自由との政治的緊張関係をはらんでおり、今のように教育行政と学校との間の権限が分離されるようになったのは、19世紀末のアメリカにおいてであります。

カリキュラムマネジメントは時代の政治・社会状況と深いかかわりを持ちますが、その概念はあらかじめ定義されるものではなく、教育に携わる者が主体的に構築するものであることを自覚しておくことは重要ではないでしょうか。

この機会に教員の抱くカリキュラムマネジメントの認識状況を把握することは、新学習指導要領の実施に当たり重要な課題ではないかと思いますが、教育長はどのように捉えられているのか、御所見をお聞きします。

次に、学校マネジメントについてお聞きしま

す。変わる学校と変わらない学校の違いは、学校マネジメントのでき、ふできに原因があります。

妹尾昌俊氏はその著「変わる学校、変わらない学校」の中で、「日本中で、さまざまな学校運営、そして教育実践が日々なされています。そんな中（中略）問題の多い状態から大きく改善した学校やイノベティブな取り組みを行っている学校と学校づくりに余り改善や進歩のない学校、努力しながらも停滞ぎみの学校があります。両者はなぜ、どこで分かれてしまったのでしょうか。」、そして「なぜ多くの教職員や関係者が一生懸命になりながらも、学校は変わっていないのか。」。その問題について妹尾氏は、教職員や関係者が「個人としてはすぐれていても、学校が組織、チームとしての力を発揮し切れていないからだ」と組織力の問題を指摘し、具体的にどうすれば教職員間の連携やマネジメントがうまくいくのか、その考え方と方法を探求すべきであると述べています。

妹尾氏の、学校が組織、チームとしての力を発揮し切れていないという組織力の問題は、ピーター・M・センゲの「学習する組織」を想起させます。そして、センゲの「学習する学校」はまさにこの問題解決への実証的挑戦の書であります。

センゲは「学習する学校」の中で、学習のための機関は「学習する組織」としてデザインされ、運営することができる、言い換えれば、学校は、命令や指令、強引な順位づけではなく、学習の方向づけを導入することで、持続可能性のある、生き生きとした、創造的な場に変えられると述べています。この考え方は、デューイの言う、学校は子供が自発的な社会生活を営む小社会でなければならないとの考え方に通じます。学校は知識を詰め込むばかりではなく、子供たちにとって創造的で自発的な場につくりか

えることができると、デューイやセンゲの後押しがあることは、学校改革にとって大きな力を得ることになるのではないのでしょうか。

私は、学校マネジメントを通じて教育目標を明確に定め、主体的・対話的で深い学びの授業が実現できれば、学校を生き生きとした創造的な場に変えることが可能であると信じます。

学校の古い組織文化の改革は困難な作業ではありますが、信頼できる理論と方法で取り組みれば改善することは可能であります。教育長はこの課題にどのような組織理論を持って対処されるのか、御所見をお聞きます。

新学習指導要領の目的である主体的・対話的で深い学習の実現には、その実行者である教員の不断の研さんが重要であります。そのためにも教員は学ばない教員であってはなりません。

先生方は子供たちに勉強の必要性や読書の重要性を語り聞かせています。勉強や読書は先生方が身をもって模範を示さなければなりません。その行為は子供たちに、学校は先生も生徒も勉強するところであるという意識を育てます。生徒は先生の鏡であると言われます。教員の学び続ける姿は、それだけで子供たちに学びの大切さを教えることに通じます。

教育新聞の小・中・高の教員への調査で、あなたは過去1年間どれくらいの教育関係の本を読みましたかという質問への回答結果によると、年間20冊未満の先生は約8割という嘆かわしい実態が浮き彫りになりました。月に平均すると2冊未満の本しか読んでいないことになります。当然一冊も読んでいない人もいることを考えれば、まともに読書や勉強をしている教員は2割しかないということになります。

林純次氏はその著「残念な教員 学校教育の失敗学」の中で、こうした実態は、学校では教員が学ばないから、自分勝手な思い込みでの教育

実践が幅をきかせ、世の中の知見を取り入れた授業ができていないという批判を生んでいますと、さらに、生徒が社会に出ていこうとしているにもかかわらず、その社会を知ろうとせず、忙しいと言いわけをしている状況は極めて不誠実だと、手厳しい指摘をしています。

教師は教える専門家であると同時に学びの専門家でなければなりません。現代が知識基盤社会に入る時代であるなら、なおさらそうであるべきです。

教育長は、教員が学ばないという実態をどのように受けとめられ、その改善をどのように図るつもりなのか、御所見をお聞きします。

学校マネジメントの成功例として、妹尾氏は高知の土佐町立小中学校を挙げてくれています。御承知のように、土佐町では2009年に5つあった小学校を統合し、中学校と同じ校舎に新設することになりました。一般的に、地域から学校がなくなることはコミュニティーが弱くなるのではと心配されます。しかし、土佐町は学校統合を前にして、統合前よりもっとコミュニティーの力を強める方向を目指し、スクールバスは路線バスも兼用させ、高齢者の方が学校に来やすくする工夫などさまざまな施策を実施し、そのことが見事に奏功し地域とのコミュニティー力は強化されました。こうした学校マネジメントの成功事例を通し、妹尾氏は、土佐町では問題意識と理念、一貫したストーリーのもと地域住民の参画を得た学校づくりを進めていると高く評価しております。

また、本山町立嶺北中学校の大谷俊彦校長が出版した「学校経営マンガラート」で創る新しいカリキュラム・マネジメント」には、学校経営マンガラートから見た嶺北中学校の実践事例が載せられており、学校経営とカリキュラムマネジメントの有効なツールになることは確かだと判断いたします。嶺北中学校での学校改革は

既に多くの方の知るところでありますから省略いたします。大谷校長の本を読んでいただければよろしいかと思えます。

そこで、新学習指導要領に対応する学校マネジメントの実践の促進と評価についてお聞きします。あわせて、学校経営へのマンガラートの活用と普及について教育長の御所見をお聞きします。

最後に、人間は何のために生まれてくるのか、教育は何のためにあるのか、過去幾多の教育者が問い続けたこの命題を、教育委員会初め先生方が教育の原点に立ち戻り問い求められることを願います。

以上で第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池協議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ギリシャの政治家ペリクレスが示した政治家の4条件と、私自身が持つ政治家の条件についてお尋ねがございました。

このたび議員から御質問いただきました、田中美知太郎先生が論じた古代ギリシャの政治家ペリクレスの政治家の4つの条件については、私自身初めてお伺いしたお話でありましたが、確かにこれらは政治家として必要な資質であろうと大変感銘を受けたところであります。

また、先ほどは大変過分なお褒めの言葉を賜り、恐縮の至りであります。ペリクレスの条件の第3の金銭に負けない強さと第4の愛国心の条件は、私もこれを満たしているとの自負はありますものの、第1の知力と第2の説得の能力の条件につきましては全くもって遠く及ばず、いまだ修行を始めたばかりの身であるとしか言いようがないところであります。今後も研さんを重ね、こうした4つの条件を備えた政治家でありたいものだと思っております。

あわせて、私自身これまで対話と実行、この

姿勢を大切にしていまいりましたが、これを通じて第1と第2の条件の研さんにもつなげていければと、そのようにも思いました。有権者の皆様とさまざまな対話をさせていただき、私自身も考えを述べさせていただき、そしてお知恵も賜り、そしてそれらを踏まえて実行すると。さらに、実行した結果についてお伝えをし、また新たな対話を通じてお知恵を頂戴する。こうした対話と実行の姿勢を貫いていくことを今後も、第1、第2の条件の研さんにもつなげるものとして大切にしていきたいと考えたところでございます。

県民の皆様からの負託に応えられるよう政治家として日々精進していまいりたい、そのように考えたところでございます。

次に、厚生労働省の不適切な統計処理問題と特別監察委員会の対応についてお尋ねがございました。

今回の事案は、データそのものの信頼性にかかわる不適切な調査手法が行われていたこと、調査手法について対外的に虚偽の説明が行われていたこと、これらに問題があったものと認識しております。

また、毎月勤労統計調査の不適切な処理により、雇用保険や労災保険における追加給付等も生じていることから、国におかれては、追加給付の対象となった方々に速やかに給付が行えるようしっかりと対応していただきたいと考えております。

さらに、この調査の問題に関して設置された特別監察委員会は、当初、関係者のヒアリングの多くを厚生労働省職員が行っていたほか、報告書のたたき台を同省職員が作成しており、調査の客観性を疑問視されてもやむを得ないのではないかと考えています。

その後、同委員会の事務局が新設され、事務局長に元最高検察庁検事を起用するなどして再

検証が行われ、一昨日、公的統計の意義やその重要性に対する厚生労働省職員の意識の低さなどを指摘するとともに、外部チェック機能の強化などの再発防止策を盛り込んだ追加報告書が取りまとめられたところであります。

国におかれては、この追加報告書や今後の国会審議も踏まえ、政府統計への信頼が揺らぐことのないよう、徹底した再発防止策に取り組んでいただきたいと考えるところでございます。

次に、統計作成が軽視されているのではないかとといった危惧や統計行政の一元化も含めて、統計に対するお尋ねがありました。

統計は、政策の企画立案や実施に際しその基礎となる重要なものであり、当然のことながら軽視されるべきものではないと考えるところです。

今回の問題を受け、改善策の一つとして、政府統計組織の一元化を求める声があることは承知をいたしております。統計組織の一元化には、統計の専門性をより発揮しやすいといったメリットとともに、行政のニーズを的確、迅速に反映した調査分析が行われにくいといったデメリットもあると言われております。

私としては、少なくとも政府統計組織の専門性をより高める取り組みを徹底すべきだと考えるところです。このたび、抽出調査を行いながらも復元処理がされていなかったといった、著しく専門性を欠く取り扱いがなされていたことはまことに問題であります。統計の専門家によったのであれば、このような取り扱いはなされていなかったはずであり、より一層専門性を高める必要性が如実に明らかになったものと考えます。

安倍総理は国会で、統計業務のあり方を検証すると答弁されており、国における議論の動向を注視してまいりますが、統計に対する国民の信頼が増すよう、組織のあり方や人員体制につ

いて議論を尽くしていただきたいと考えているところでございます。

最後に、アレルギー疾患対策についてお尋ねがありました。

アレルギー疾患につきましては、議員のお話にもございましたように、国民の2人に1人が何らかのアレルギー疾患を抱えていると言われており、近年全国的に、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。本県の状況は、平成26年度の国の推計によりますと、ぜんそくやアレルギー性鼻炎などの代表的なアレルギー疾患の患者数は、人口10万人当たり2,000人から2,499人と全国平均並み、小児人口1,000人当たりで60から79人と全国平均よりやや多い状況であります。

これまで、県では、御家庭で活用できるアレルギー対策のリーフレットを作成し、市町村の乳幼児健診などにおける保健指導に活用するとともに、ホームページや研修会等の場を使って、食物アレルギーに関する情報など、アレルギー疾患の自己管理や保健指導に役立つ情報の提供に努めてきたところです。

他方、県内には、高知大学医学部附属病院や国立病院機構高知病院のほか、アレルギー科を標榜しているなどアレルギー疾患への対応が可能と県に報告いただいている医療機関は全部で86施設、また日本アレルギー学会が認定し公表している専門医及び指導医は17名となっておりますが、いずれもほぼ中央保健医療圏、特に高知市に集中しているなど地域偏在が認められます。

そのため、アレルギー疾患対策基本法の施行に係る厚生労働省通知に基づき、昨年10月に複数の診療科領域のアレルギー専門医などのアレルギー疾患に関する有識者、教育関係者、患者会代表などによる、高知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、アレルギー疾患対策に係る現状や課題を把握の上、診療連携体制の整備

並びに人材育成などアレルギー疾患対策の推進について、御議論をいただいているところでございます。

その中での御議論も踏まえ、来年度にはアレルギー疾患医療拠点病院を選定し、その拠点病院とアレルギー疾患の診療が可能な医療機関との診療連携体制の構築についての協議を進めますとともに、医師を初めとした医療従事者を対象としたアレルギー疾患に関する研修会を開催することとしておりまして、こうした取り組みを通じて、県内におけるアレルギー疾患の診療体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 本県の風疹対策における取り組みについてお尋ねがございました。

昨年の7月下旬から関東地方を中心に増加した風疹の患者は、年末には2,917人に上り、これは、平成20年に全ての医療機関から患者情報を届け出てもらったことになって以来、平成25年の1万4,344人に次いで2番目に多い報告となっております。本県でも平成26年以降徐々に3人の発生届がありました。

そうした中、国から昨年12月に、議員からお話がありましたように、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される2020年7月までに、他の世代に比べて風疹の抗体保有率が低い、現在39歳から56歳の男性の抗体保有率を85%以上にするという目標と、その実現に向けた追加的対策を行うことが発表されました。この追加的対策は、現在39歳から56歳の男性を対象に無料で風疹の抗体検査を実施し、抗体価が低い場合は、予防接種法に基づく定期接種として、同じく無料で予防接種を実施するものであり、現在、本年4月からの事業開始に向け、県及び実

施主体となる市町村で準備を進めているところ
です。

あわせて、県では、県事業として来年度から
実施を予定していました、妊娠を希望する女性
とその家族を対象とした無料の風疹抗体検査に
つきましても、前倒しをして2月下旬より開始
をしています。

しかしながら、現在39歳から56歳の働き盛り
である男性に抗体検査を受けていただくために
は、自発的に一般の医療機関に出向いて検査を
を受けていただくだけでなく、健診実施機関にも
協力を求め特定健診や職域健診と同時に受診で
きるようにするなど、体制の強化を図らなけれ
ばなりません。また、風疹抗体検査の全国統一
契約では、夜間や休日に実施することにも対応
した内容となっています。

現在、他の健診との同時実施や啓発イベント
等を活用した出張検査の実施のほか、夜間、休
日の実施についても関係機関と協議を行って
おり、4月から県下で広く検査を受けやすい環境
が整うよう取り組んでいるところです。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、障害者手
帳のカード化についてお尋ねがございました。

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳の3種類がございま
すが、本県では、手帳の色によって障害の種別
が特定されることによる心理的負担の軽減など
を目的として、平成27年度から手帳のカバーを
統一しています。

障害者手帳のうち、身体障害者手帳と精神障
害者保健福祉手帳につきましては、その様式や
記載事項が省令で規定をされており、また補装
具の支給状況などの情報を随時加筆していく仕
様となっていますことから、都道府県独自では
様式の変更を行うことができず、県で手帳をカー
ド化することは制度上できないこととなってい

ました。また、手帳をお持ちの方からは、カー
ド化について御要望をいただくこともあります
一方で、カードになると記載内容が他人に見え
てしまう、なくしやすいなどのお声もいただ
いでいるところがございます。

こうした中、議員のお話にもございましたよ
うに、国におきましては、今年度、社会保障審
議会障害者部会でカード化が協議され、現在、
平成31年4月から自治体の選択によりカード化
を可能とする方向で、手続が進められており
ます。

今後は、国の改正内容の詳細を確認すると
ともに、他県の動向を注視しながら、また障害
者手帳をお持ちの方の御意見をお聞きしながら、
障害者手帳のカード化に向けた検討を行って
まいりたいと考えております。また、障害者手
帳のうち、高知市にお住まいの方の身体障害者
手帳は高知市で交付を行っておりますことから、
高知市とも連携しながらしっかりと検討を進め
てまいります。

次に、精神障害者の就労拡大に向けた就労パ
スポートの導入についての見解と雇用環境の配
慮についてお尋ねがございました。

障害の有無にかかわらず希望や能力に応じて、
誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会
の実現を目指しまして、昨年4月から民間企業
における障害者法定雇用率が2.2%へ引き上げら
れ、あわせて障害者雇用義務の対象として、こ
れまでの身体障害者と知的障害者に精神障害者
が加わることとなり、精神障害者の就労と職場
定着への支援がますます重要となっています。

これまでも、精神障害者等のマッチングや職
場定着を支援するためのツールは個別に作成さ
れ、活用もされてきたところですが、支援機
関ごとに必要とする記載内容が大きく異なっ
ていたことから、支援対象の障害者について認
識が共有化されず、支援機関同士の円滑なコ
ミュニ

ケーションに対する支障となっている面もございました。

このため、国におきましては、企業や支援機関等において支援対象者の障害特性などについての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じていくための情報共有の共通フォーマットとして、就労パスポートの整備を検討しているところです。この就労パスポートは、精神障害者本人の希望に基づいて作成、提示するもので、本人の職業上の特徴や配慮が必要な事項など、就職や職場定着に役立つ項目を重視するとともに、一緒に働く人にも外見からはわかりにくい精神障害のことを理解してもらえるよう、仕事の流れに沿って項目を設定できるようになっています。

県といたしましては、この就労パスポートを活用することにより、採用・就職段階から必要かつ適切な雇用環境の配慮が明確になり、その人に応じた仕事とのマッチングや職場定着につながるものと考えていますことから、国の検討結果を待って精神障害者の就労支援に積極的に活用してまいります。

(人事委員長秋元厚志君登壇)

○人事委員長（秋元厚志君） 障害者の県職員採用試験の実施に当たりどのような配慮をしてきたのかのお尋ねがありました。

本県の障害者を対象といたしました採用試験につきましては、平成16年度から、身体障害者手帳をお持ちの方を対象に試験を実施してまいりましたが、今回実施いたしました特別募集から、年齢制限を34歳から39歳に引き上げますとともに、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳などをお持ちの方にも対象を広げて試験を実施いたしました。

これまでも、障害者を対象といたしました試験の実施に際しましては、公平性を損なうことがないよう留意しつつ、試験案内に配慮できず具体的な事例をお示しし、事前に周知と対応

への希望をお聞きするなど、受験への不安の解消に努め、安心して受験できる環境の提供に取り組んでまいりました。

具体的には、視覚に障害のある方には試験時間の延長や点字・拡大活字問題での受験、補装具が必要な方にはルーペや補聴器などの使用、腕など上肢に障害のある方にはマークシートではなく数字を記入するタイプの答案用紙や論文試験でのパソコンの使用、口頭での面接が困難な方には筆談や質問事項のプロジェクターでの表示などといった対応をいたしております。

また、障害のある方の県職員への採用は、障害のある方にとりまして関心の高い事柄と受けとめておりましたので、今回の特別募集に際しましては、従来の身体障害者を対象といたしました定期試験の実施日の前ではありましたが、特別募集の試験日程をできるだけ早く発表することで、受験を希望される方が事前に備えができるよう心がけたところでございます。

今後とも、障害者の雇用を取り巻く状況や受験をされる方の要望にも留意をしつつ、他の都道府県の事例も参考にしながら、可能な限りの配慮を行い、適切な試験環境の提供に努めてまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長（君塚明宏君） 障害者対応に関し、就労場所や上司などの人的環境の配慮についてお尋ねがございました。

本県では、これまでも障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに、ハード・ソフトの両面で努めてまいっております。ハード面では、身体に障害のある職員への対応といたしまして、例えば職場の入り口を開き戸からスライド式に改修するなどしており、またソフト面では、障害のある方に対する職員の心がけや配慮すべきことを理解してもらうための研修を実施してきております。

このほか、採用された障害のある職員を配属する際には、個々の職員との個別面談を行い、それぞれの障害の特性を考慮し、職員に適した業務ができるよう対応しているところです。

今後、さらに障害者雇用を進めていく際には、議員からお話のありました、就労場所や人的環境への配慮も大変重要であると認識しております。就労場所については、例えば個々の職員の状態に応じて対人接触の少ない職場へ配置することなどが考えられます。また、人的環境への配慮については、例えば上司を含む周囲の職員の理解を一層深めるため、現在行っている研修に加えて、障害の特性に応じた指導や接し方など、より具体的で実践的な研修を行うことなどが考えられるところであります。

今後とも、障害のある職員への配慮のあり方につきまして、独立行政法人など外部の専門機関とも連携し、アドバイスをいただきながら検討を進めまして、障害のある職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、文化財保護についての基本的認識と今後の保護活動のあり方についてお尋ねがありました。

文化財は我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の発展向上の基礎をなすものでありますので、これを適切に保存することはもとより、積極的に活用することで地域振興にもつなげていくことが大変重要であると認識をしております。

また、昨年6月には、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっている中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、地域における

文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、文化財保護法が改正され、本年4月1日から施行されることとなっています。

改正後の文化財保護法では、県が文化財の保存、活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることになり、本県におきましても来年度、文化財の専門家や市町村関係者などによる策定委員会を組織し、本県における文化財の保存、活用の基本的な方向性を明確にする大綱の策定に取り組むこととしております。

また、今回の改正では、市町村が県の大綱を勘案して、当該市町村における文化財の保存、活用に関する目標や具体的な取り組みの内容を定めた、文化財保存活用地域計画を作成することができることとなっておりますので、これまで以上に市町村における文化財の保護と活用が推進されることが期待されるところです。

大綱の策定に当たっては、文化財の保存・活用に関する基本的な方針や、保存・活用を図るために講ずる措置、市町村への支援の方針、保存・活用の推進体制などを検討することとなっておりますので、地域社会が貴重な地域の文化財を次世代に受け継いでいくことができる体制づくりや、地域の特色ある文化財の掘り起こしやその活用による地域振興などにつながる大綱となるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プログラミング教育の必修化に向けて、ハード・ソフト面での準備状況と教員研修の状況についてお尋ねがございました。

来年4月から必修化される小学校のプログラミング教育は、算数や理科、総合的な学習の時間などの各教科等において、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身につける教科横断的な学習となっております。

各学校においては、パソコン等のハード面の

準備や、プログラミング教育を各教科等において適切に実施するためのカリキュラムの作成などのソフト面の準備も必要であり、県教育委員会としても必要な支援を行っていきたくと考えております。

まず、ハード面については、文部科学省の調査によれば、本県の公立小学校におけるパソコン等1台当たりの児童生徒数は、平成30年3月現在で5.0人となっており、全国平均の6.4人を上回る全国第9位の水準にあります。

しかしながら、14市町村では文部科学省が示す目標値である3人には届いておらず、これらの市町村には引き続き整備を促してまいります。

次に、ソフト面については、来年度、県内4ブロックに配置する研究指定校を拠点として、プログラミング教育に係る複数の、中央からお招きしたいと考えております有識者に指導・助言をいただきながら、各学年におけるプログラミング教育の狙いや授業の展開例などを示したモデルカリキュラムを作成し、各学校に周知してまいりたいと考えております。

また、教員研修についても、まず本年度は、プログラミング教育を主導する立場にある研究主任や指導主事対象の研修会や、希望する教員対象のプログラミング教育セミナーを開催し、有識者による講演や模擬授業を実施してまいりました。

さらに来年度は、各学校のプログラミング教育の推進役となる情報教育担当者に対する研修会や、広く県内の教員を対象とした研究指定校における研究会や公開授業、さらにはシンポジウムの開催などを通して、プログラミング教育の各学校への円滑な導入に取り組んでまいります。

次に、ベテラン教員の大量退職による教育力の低下問題とその影響についてお尋ねがございました。

本県では、議員からもお話がありましたように、4年ほど前からのベテラン教員の大量退職に伴い、多くの若年教員が採用されるようになってきております。現在においても、小中学校教員の年齢層には大きな偏りが見られ、今年度の50歳以上の教員の割合は小学校で51.2%、中学校で46.0%となっており、今後10年間で約半数の経験豊富なベテラン教員が退職し多くの若年教員にかわることとなります。

学校現場においては、若年教員がふえることにより、ICT等の新しい知識や技能が広がり、若年教員が子供たちと一緒に遊んだり活動したりすることで学校の活性化につながってくるプラスの効果もあると考えています。

しかしその反面、ベテラン教員が退職することにより、学級経営や教科指導、また生徒指導や保護者対応といった、教員としての根本の部分での豊かな知識や鍛えられた技術を失うことにつながり、学校経営や学校の教育力の維持・発展という面においてマイナスの影響が生じることが危惧されております。

このようなことから、ベテラン教員が持つ知恵や技能等をしっかりと継承するとともに、若年教員を育成することが急務であると考えております。そのため、現在中学校においては教科の縦持ちを導入し、教員同士が教え合い切磋琢磨する仕組みを構築しているところです。

小学校においても、次年度より教員同士が学び合うシステムをつくる中で、ベテラン教員の知恵と技能を継承しながら若年教員を育成してまいりたいと考えております。

次に、メンター制を成功させるための阻害要因の処理への対処についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、来年度からいわゆるメンター制の考え方にに基づき、ベテランや中堅の教員が相談役や指導者として若年教員とチームを

組み、若年教員をOJTにより育成する手法を、全ての小学校で取り入れていくこととしています。

特に、来年度については初任者教員を配置した学校のうち24校程度の小学校を指定し、メンター制のより効果的な実践方法を研究し、その実践例をもって全体に普及してまいります。

議員からお話がありましたように、メンター制の導入に当たっては、全教職員がその意図や目的について共通に理解しておくことが重要であると考えております。このため県教育委員会として、メンター制の導入に当たっては、校長会などを通じて意図や目的、チームの体制や運営方法などについての説明を行ってまいります。特にメンター制を研究していただく市町村教育委員会や学校長に対しては、本年度中に資料をそろえて丁寧に説明を行うこととしております。

各研究指定校においては、学校長から全教職員に対してメンター制についての説明をしっかりと行い、意見交換することで目的を共有し、本研究を確実に進めていただきたいと考えております。

また、メンターの経験や指導力の不足あるいはチーム会を実施する時間の確保などの問題については、研修コーディネーターを配置し、メンターの支援を行ったり、定期的開催されるメンターチームの動きについての指導・助言や進捗管理を行うことで、問題の解決を図っていきたくて考えております。

さらに、制度が形骸化することがないよう、またメンターチームが動きやすいような組織風土をつくるため、各教育事務所に配置している学校経営アドバイザーが学校長に対して、人材育成のための体制づくりや学校長としてのかかわり方についての指導・助言を行うなど、丁寧に対応していきたくて考えております。

次に、コーディネーターの配置の目的と役割についてお尋ねがございました。

研修コーディネーターは、研究指定校において、メンターチームの運営が適切で効果的に行われることを目的として配置することとしています。

主な役割としましては、チームの目的を共有させながら、相談役や指導者であるメンターと育成対象者であるメンティそれぞれが自分の役割を自覚して、若年教員を育て、また相互に高め合っていくことができるよう、メンターチームに対して指導・助言を行うことあるいは相談を受けることなどがあると考えております。また、メンターチームは学校内の一つの組織であり、あくまでも学校長の人材育成方針に基づいて活動する必要があることから、研修コーディネーターは、定期的に学校長に対して進捗状況を報告すると同時に、学校長とメンターとメンティの3者をつないでいく役割を担うこととなります。

このように研修コーディネーターの役割が機能的に働くことによって、学校長とベテランや中堅教員、そして若年教員の3者がベクトルを合わせることになり、メンターチームが自立的、積極的に活動し、学校におけるOJTの機能が充実していくものと考えております。

次に、小学校へのメンター制の導入を図る政策的意図及び期待される効果を含めた導入の意義についてお尋ねがございました。

急激に進む教員の若年化により学校の教育力の低下が懸念されることから、若年教員の育成のための仕組みをつくと同時に、学校がチームとなって教育を行っていくことが重要であると考えております。

このようなことから、教科担任制をとっている中学校においては、これまで教科の縦持ちや教科の枠を超えたチームで授業改善を進める教

科間連携の仕組みをもとに、教員同士が学び合う場面をつくり、学校の組織化、チーム化を進めてまいりました。

一方、学級担任制の小学校では、教員が一日中それぞれの教室の中で授業や生活指導を行っている場合が多く、教員が集まり話し合う時間を設定することが難しい状況にあります。

このため、小学校は中学校とは違った仕組みである、ベテランや中堅の教員が相談役や指導者として若年教員とチームを組む、いわゆるメンター制の導入を検討してきたところです。

そのような中、このメンター制については、県小中学校長会からも積極的に取り入れていくべきとの意見もあり、また先進的に研究を進めてきた他の県市からもメンター制の効果についての研究成果が報告されてきましたので、この考え方を全ての小学校で展開していくこととしたものです。

メンター制が有効に働くことにより、若年教員の悩みや課題をチームとして共有し組織的な取り組みを行う中で、若年教員の力量を高めると同時にメンターとなる教員もともに成長する機会となるなど、双方により効果が期待されると考えております。

小学校にメンター制を導入し、これを定着させることは、チーム学校の実現を目指す本県にとって大変大きな価値があるものと考えております。

次に、新学習指導要領の実施に向けて、移行期間1年目の進捗状況から見える課題と本格導入に向けた未整備問題への対処について、また教育委員会、学校、教員それぞれの担当責任事項についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまでに、新学習指導要領の趣旨の徹底を図るため、校長や教頭、教務主任や研究主任など職種に応じた研修会を実施し、また教諭等に対しては校内研修で活用で

きるよう各教科等の改訂のポイントをまとめた資料を作成し、オンデマンドでの配信提供を行ってまいりました。

さらに、新学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学びの研究を行う指定校を設けるとともに、算数、数学については、教材研究から授業実践までを一貫して学習する授業づくり講座を年間100回程度実施してきました。

これらにより、新学習指導要領の趣旨や狙いについては理解が進んできており、特に数学においては、教科の縦持ちによる教科会の中で授業づくり講座で学んだ教材解釈や指導方法を共有することで、さらに新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善に意欲的に取り組む教員の姿が、多くの学校で見られております。これは、縦持ちと新たな授業づくり講座をあわせて実施することで相乗効果が生まれたものであると評価しております。

こうしたことから、県教育委員会では、小中学校ともに学校の中に教員同士が学び合う仕組みをつくり、あわせて授業づくり講座を年次計画で他の教科に拡充していくことで、新学習指導要領の趣旨に沿った授業改善を進めていくことにしております。

各学校においては、教員が学び合いながら授業改善を進める仕組みを根づかせていく中で、新学習指導要領に沿った不断の授業改善に努め、また市町村教育委員会は、そうした学校の取り組みを把握し、学校長に対して常に適切な指導や助言を行っていただくことが必要であると考えております。

次に、学校とは暗記と試験に明け暮れる受動的な学習の場ではなく、子供が自発的な社会生活を営む小社会でなければならないというデューイの考え方をどのように受けとめるかについてお尋ねがございました。

デューイの著書「学校と社会」において示さ

れているこの考え方は、教員主導による知識伝達型の授業が中心であったこれまでの学校教育から、児童生徒が実社会や実生活の中からみずから問いを見出し、自分で課題を設定し、課題を解決するといった、学習者主体の学校教育への転換の重要性を示すものと受けとめております。

少子化による生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく急速に変化していく現代社会においては、子供たちに未来をみずから切り開いていく力を身につけさせる必要があります。そのためには、新学習指導要領において求められている、児童生徒が学ぶことと社会とのつながりを意識し、興味、関心を持って積極的に取り組み、他者との対話等を通じて自分の考えを広げ深めることができる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が不可欠であり、このことはデューイの思想と通じるものがあるというふうに考えております。

また、児童生徒に身につけさせたい力は何かという観点から、各教科等での学びを関連づけるとともに、地域や社会との連携・協働を図っていくことも重要だと考えています。そのために、教育活動の質の向上を図るカリキュラムマネジメントの重要性についても周知徹底を図り、新学習指導要領に示されている、社会に開かれた教育課程を実現できるよう取り組んでまいります。

次に、教員の抱くカリキュラムマネジメントの認識状況を把握することは新学習指導要領の実施に当たり重要な課題と思うが、どのように捉えているのか、お尋ねがございました。

新学習指導要領ではカリキュラムマネジメントについて、学校教育にかかわるさまざまな取り組みを、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につ

なげていくことと示されております。

カリキュラムマネジメントを推進するためには、議員のお話にありましたとおり、学校の教育目標達成に向け、校長のリーダーシップのもと全教職員がベクトルを合わせ、組織的で主体的、創造的に取り組んでいただかなければなりません。そのためには、カリキュラムマネジメントの意義や必要性、また理論を十分に理解することが必要であります。

県教育委員会では、新学習指導要領の趣旨の徹底を図るための職種別の研修会において、自校の特色を生かしたカリキュラムマネジメントが実施できるよう、その目的や意義、具体的な方法についての講義、演習を行い、周知を進めてまいりました。

このことにより、教員のカリキュラムマネジメントに関する理解は一定進んできたと思えますが、実際にそれぞれの学級担任や教科担任がカリキュラムマネジメントの必要性を認識し、学校教育目標の達成に向け、学校全体で組織的、計画的に実行していくことが重要であると考えております。

このようなことから、次年度も引き続き、カリキュラムマネジメントが導入された趣旨や方法、その効果の具体を共有するための研修会を実施し、その中で、各学校においてPDCAサイクルを回しながら、全教職員が参画したカリキュラムを編成、改善しているかなどについて確認をしてまいります。

また、学校経営アドバイザーや指導主事の学校の訪問指導を通して、各学校のカリキュラムマネジメントの進捗状況とあわせて各教員の認識状況なども把握してまいります。

次に、学校の組織文化の改革という課題にどのような組織理論を持って対処するのかとお尋ねがございました。

学校が長年抱えてきた組織文化として、小学

校は学級王国と言われるようにそれぞれの教員、学校が独立しており、また中学校についても他の教科の取り組みに対し意見を述べるのが少ないなど、学級や教科のセクト意識が強く、日々の授業改善や学級指導が教員個々に任されてきた状況があり、教員同士がともに授業をつくるなど協働の意識に弱さが見られます。また、前例踏襲の意識が強く、新しいものを受け入れることに抵抗感があることも学校文化の一つであると考えております。

こうしたことから本県では、組織力の強化を図るため、学校長のビジョンや教育目標、具体的な取り組み内容などを示した学校経営計画を全ての学校で作成することで、目標の共有を図り、取り組みのベクトルを合わせることを行ってまいりました。

また、今まで個人で行われてきた仕事の仕方を改善し協働した学校の組織文化をつくるため、中学校では教科の縦持ちや教科間連携を導入し、教員が定期的に集まって授業改善についての協議を行い、指導上の困難点についての相談を行うシステムをつくってまいりました。

また、次年度からは小学校にもメンター制の考え方を全てに導入し、組織的な人材育成の仕組みをつくることとしております。

このような、教職員がビジョンを共有しチームとして学習し続けるという仕組みの構築は、議員からお話のあったピーター・センゲが挙げるチーム学習、共有ビジョンなどの学習する組織の要素にも通じるものと考えております。

今後、チーム学校の実現の取り組みを進めるに当たり、この学習する組織の理論などを生かしながら、本県の全ての小中学校のチーム化を図り、教員同士がチーム学校として協働することが日常となり、そしてやがて高知県の学校の文化として定着するよう継続して取り組んでまいります。

次に、教員が学ばないという実態をどのように受けとめ、その改善をどのように図るのか、お尋ねがございました。

議員からお話のありました、教員への読書に関する質問調査の結果や書籍の内容につきましては、本県の教員の実態に当てはまるものかどうか明らかではありませんが、御指摘のような状況は望ましいものではないと考えております。

教員の資質能力の向上については、教育基本法において、法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと規定されているように、教員自身にとっての重要な責務であり、学校が抱える多様な課題に対応し新たな学びを展開できる実践的な指導力を身につけるためには、教員自身がみずから学び続けることが必要です。

本県においては、昨年度、若年期から管理職までの人材育成の基本方針として策定した高知県教員育成指標において、主体的に学び合い、学び続ける教員となるために、各段階において求められる資質・能力の達成水準を明示したところであり、教育センターにおける各種の研修や各学校におけるOJTにおいて、この指標を踏まえた人材育成に取り組んでおります。

また、県教育委員会として教員の自主的、自律的な授業研究や能力開発に対する支援を行うため、県内4カ所に教科研究センターを設置し、指導アドバイザーの配置や授業づくりに関する講座の開催等も行っているところです。さらに、多くの教員が民間の教育団体にも加入し、自主的な研究活動に取り組んでいるものと承知しております。

他方で、教員がこうした自主的、自律的な能力開発に取り組むためにはそのための時間の確保も必要であると考えております。このため、教員の働き方改革を推進し、教員自身がみずか

ら学び続けることがより容易となるように環境整備も進めてまいります。

最後に、新学習指導要領に対応する学校マネジメントの実践の促進と評価について、また学校経営へのマンダラートの活用と普及についてお尋ねがございました。

新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む、社会に開かれた教育課程の実現が重要であるとされております。

本県においても、この新学習指導要領の理念を実現するために、管理職を中心として活力ある学校経営を行っている学校もございます。先ほど議員から御紹介いただきました、土佐町の小中学校や嶺北中学校などがまさにそういった学校となっております。

土佐町の小中学校はコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域がパートナーとして連携・協働して目標やビジョンを共有しており、新学習指導要領が目指す、地域とともにある学校づくりの先進的なモデル事例であるというふうに考えております。

また、嶺北中学校が学校経営に取り入れたマンダラートは、目標の実現に向けて必要な要素を視覚的に明らかにして整理し思考を深めていくツールであり、先ほども述べましたカリキュラムマネジメントを推進していくに当たっても大変有効な手法の一つであると考えております。

このように、社会に開かれた教育課程を実現するためには、各学校の置かれた環境や地域性などの特色を十分に生かすとともに、それぞれの学校が特色ある学校づくりを進めるためのマネジメントを全教職員で行うことが重要であります。

そして、特色ある学校づくりのための仕組み

やツールとして、コミュニティ・スクールの制度やマンダラートなどを活用することも有効であると考えますので、今後各学校において地域と連携・協働した特色ある学校づくりが推進されますよう、協議会や研修会などの場を通じて学校マネジメントの好事例として紹介してまいりたいと考えております。

○25番（池脇純一君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

私の最後の質問でございます。時間もありませんので2問はいたしません。

この28年間、この議場で質問、議論をさせていただきました。その間、執行部の皆さんにも大変お世話になりました。また、先輩・同僚議員の皆さんからも多くの示唆や激励をいただきました。また、マスコミ関係の皆さん方、新聞記事や報道、そうしたものも参照させていただきました。随分啓発もさせていただきました。多くの方々に支えていただき、また叱咤激励をいただきまして、この28年間、県会議員として働かせていただきましたことは、私の人生にとりましては最高の誉れであり、また最高の喜びでもあります。心から皆様方に感謝と御礼を申し上げまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番浜田豪太君。

（9番浜田豪太君登壇）

○9番（浜田豪太君） 自由民主党の浜田豪太でございます。お許しをいただきましたので、早速質問させていただきます。

ことしの正月、私は高校の学年同窓会に出席しました。昭和49年生まれの団塊ジュニア世代であり、10代のころは受験戦争を経験し、20代では就職氷河期、30代になりますと失われた20年を過ごしたということでロスジェネ世代などと言われており、周りでは高校や大学を卒業しても就職が決まらず就職浪人やフリーターになる方もたくさんいました。

そのような時代と比べますと、本県の本年1月時点の有効求人倍率が1.23倍で、39カ月連続1倍を超えている状況や、国会において外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法まで改正して、日本全体として労働力の確保に努めている現状には驚かされます。

私は、改めて団塊ジュニア世代として、受験戦争に敗れたり就職氷河期を乗り越えられなくて今も苦勞している同年代の方々のために、政治家としてお役に立ちたいと感じました。

さて、2017年に放送されましたNHKクローズアップ現代にて、私たちの世代が「アラフォー・クライシス」として取り上げられておりました。

番組では、日本にある新卒一括採用という特徴的な仕組みにおいて、新卒の時点でチャンスを一旦逃してしまうと、なかなか取り返すのが難しく、学校卒業直後だけでなく、その後継続して困難な状況が続くこと。アラフォーを迎えた世代は、仕事を覚える20代のころにスキルや能力を開発する機会に恵まれず、不況などの影響で、正社員になってもほかの世代より研修が受けられなかったこと。また、新卒時に希望した会社に就職できず、転職を決断する人も多くおり、勤続年数を調べたところ、15年以上勤めた人の割合は上の世代より減っていること。

さらには、厚生労働省の参事官の話として、

氷河期世代が40代に到達し、必ずしも正社員就労が実現していない現状が徐々に明らかになっていく中で、こうした方々に対する、より本格的な手厚い就労支援を実施していかなければ——そういう問題意識でありますと述べられました。

さらに、翌年には「アラフォー・クライシスⅡ」として、結婚や出産、さらに稼げない兄弟まで広げて、さらなる危機として取り上げられました。

私の周りが、このアラフォー・クライシス的な様相であったことは間違いありませんが、それでもバブル期のような成功体験を知らず、失われた20年で培われた堅実な暮らしを求めて生きてきた世代であります。今では社会の中核として、仕事、家庭、地域の中心的役割を果たしている方がほとんどであります。

そこで、尾崎知事に、知事たち世代の背中を追いかけているアラフォー世代に対して、エールを送っていただきたいとの思いから、以下のとおりお伺いしたいと思います。

このアラフォー・クライシスで7040問題ということが取り上げられておりました。7040問題とは、70代の無職の親と40代の非正規や無職で独身の子供が同居し、生活困窮で共倒れ寸前にある状況のことです。また、80代の親と50代のひきこもりの子供という組み合わせも多く、8050問題として呼ばれることもあります。これは、平成という時代の中で、家族や雇用の形の多様化をあらわした結果の一つであると考えられます。

2018年の国立社会保障・人口問題研究所によりますと、本県の50歳までに一度も結婚したことがない人の割合は、男性が24.82%と全国で9番目に高く、女性は16.48%で4番目の高さです。男性では4人に1人、女性では6人に1人が生涯未婚状態です。誤解がないように申しますと、私は結婚を勧めているわけではありま

せん。現在のような多様な社会において、もはや未婚や非婚という生き方が定着しているということが言いたいのであります。

先ほどより述べておりますとおり、アラフォー世代は、就職氷河期において不安定雇用を経て、非正規や無職のままを迎えている人が多数おられます。

また、総務省統計研修所の西文彦氏の、親と同居の未婚者の最近の状況によりますと、親と同居の35歳から44歳の壮年未婚者のうち、基礎的生活条件を親に依存している可能性のある人の数は1990年には19万人でしたが、その後増加し2010年には75万人、2016年にはやや減少したものの52万人になっております。さらには、親と同居の45歳から54歳の高年未婚者は1980年の18万人から、2016年には158万人と、36年間で約9倍に増加しており、親と同居の割合も1980年の1.2%から、2016年には9.2%に上昇しております。

そして、私たち団塊ジュニア世代が2016年からこの年齢層へ移行し始めたため、今後実数はさらに増加する見込みであるそうであり、親と同居の45歳から54歳の未婚者のうち、基礎的生活条件を親に依存している可能性のある者の数は2016年で31万人に上っております。この年齢層では、35歳から44歳よりも、親がさらに高齢になっていることが想定されるので、親子共倒れが間近に迫っている世帯が多く存在していることが懸念されているそうであります。

依存されている親世代を考えてみますと、その多くの方は第1次ベビーブームが起きた団塊の世代であり、戦後の高度経済成長期、バブル期、そして平成不況を経験された非常にパワフルな世代の方々であります。また、2025年には75歳を迎え、後期高齢者として、社会保障制度を支える側から医療や介護を受ける側に回ります。生活環境や医療の発展により日本人の平均

寿命はどんどん延びております。今は7040問題が、今後8050問題へ、そして近い将来には9060問題にまでなるかもしれません。

この7040問題は、少子化、高齢化、貧困化などの問題と重なりながらも、これまで余り社会問題化されてきませんでした。しかしながら、この問題をこのまま放置しておけば、やがて親の高齢化が進み、介護や医療のために介護離職せざるを得ない状況となり、収入が親の年金のみとなることから、さらなる貧困状態に陥ります。クローズアップ現代では、このことについて、40代周辺の方たちが、一生涯貧困、生活困窮を宿命づけられている状況とまで表現されておりました。

そこで、7040問題はひきこもりの問題や生活困窮の問題にもつながりますことから、雇用対策の観点のみならず、福祉の観点からのアプローチも重要であると考えますが、尾崎知事の御所見をお伺いします。

次に、さらに深刻な7040問題について取り上げます。これまで取り上げてきました7040問題においては、本当に深刻なのは子供がひきこもりの場合であります。この方々は、親に何かあれば即座に生活が成り立たなくなり、文字どおり親子共倒れ状態になります。

昨年11月、私は、全国引きこもりKHJ親の会高知県支部やいろ鳥の会の皆様とその支援に取り組んでおられるの方々とお話しさせていただく中で、お子様がひきこもりになり、以来何十年も家に閉じこもり外へ出られず、苦しんでおられる御家族の声をお聞きしました。その方も御高齢であり、もはや家族だけでは子供のひきこもり状態を脱出させるのは非常に厳しい状況にあるとのことでした。

ひきこもりになるきっかけは、小学校、中学校でのいじめなどにより不登校になった児童生徒であったり、受験に失敗した高校生や就職活

動がうまくいかなかった大学生、職場での環境になじめなかった社会人などさまざまであり、どの年代でもなる可能性があります。

ひきこもりの定義について厚生労働省では、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまっている状態と定義し、平成28年9月の内閣府、若者の生活に関する調査報告書によりますと、広義のひきこもり状態にある方は54.1万人で、狭義のひきこもり状態にある方は17.6万人とのことであります。

このような状況の中で、厚生労働省は今年度よりこれまでの生活困窮者自立支援事業を一部拡充し、地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業を開始しました。この事業では、ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援すること、一般就労に向けた準備が必要かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業においてアウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者がなじみやすい就労体験先を開拓、マッチングする取り組みを推進することとあります。このアウトリーチ型就労準備支援事業は、地域における就労体験先の開拓、マッチング及び利用対象者への個別支援等に係る人件費、管理費について、国から事業費の3分の2が補助されるとのこととあります。

今回の事業は、福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において、訪問支援等の取り組みを含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図り、相互の連携が強化されます。そして、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実強化し、すき間のない支援を実現することにもつ

ながるとのこととあります。

このように、ひきこもり問題に対してさまざまな支援策が行われている現状を考えますと、本県におきましてもひきこもりの実態調査について市町村と協力して実施すべきだと考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

また、今回の地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業を含めた、ひきこもり状態にある方々への支援策の現状と今後の取り組みにつきまして地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、災害対策について質問します。

近年、台風や集中豪雨が全国各地で相次ぎ、これまでは異常気象と呼ばれてきたものが今や異常ではなくなりつつあります。そのことを象徴するかのように、昨年、師走に発表されました、その年の世相を漢字一字であらわすことしの漢字が「災」に決まりました。

本県におきましても、7月豪雨では3名のとうい命が失われるとともに、複数の地域での浸水被害、山間部では土砂崩落が相次ぎ、高知自動車道の立川橋が流出したほか、道路の被災により13市町村において50もの地区が孤立するなど、甚大な被害を受けました。

このような全国各地で相次ぐ自然災害を受けて、政府は2020年度までの3年間に講じる総事業費約7兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定しました。

私も昨年の夏以降は、香南市の災害現場など何度も見て回り、年を越したいまだに地元の方々より新たな被災箇所についての御要望などを受けております。そのような中、私は2月初旬に夜須町の住民の方とともに夜須川を視察させていただきました。目的は、1年間で最も水量がない時期を利用して川底におり、堆積された土砂を確認することとありました。地元の方のお話では、50年前からいけば2メートル以上堆積

している箇所も見られ、そのほかもほとんどの箇所で1メートルは堆積しておりました。

昨年9月定例会の質問でも取り上げましたが、夜須川は平成元年から約5年に1度のペースで大規模災害に見舞われております。その都度、災害復旧工事が行われてきましたが、壊れた堤防などは原形復旧が原則であり、工事後も川底はそのままであります。そのような状況の中、地域からの要望や余りにも土砂が堆積している場所などは、しゅんせつ工事をしていただいております。私も県議となって4年間、頻繁に御要望いただくのが河川のしゅんせつ工事であります。

冒頭に取り上げましたとおり、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を含めまして、今議会に提出されております平成31年度当初予算案の中で、近年の豪雨等を踏まえた中小河川の治水対策など豪雨災害対策関連として350億円近く盛り込まれております。災害に備えて、対策を3つの視点に分けてきめ細やかな予算配分になっているように感じます。

そこで、平成31年度予算及び政府による3カ年の緊急対策を踏まえまして、その中でも河川におけるしゅんせつ工事の果たす役割と必要性につきまして土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、先ほど申しましたが、私が県議として活動している中で、特に香南市におきましては香宗川、夜須川のしゅんせつ工事の要望を常にお受けしております。その都度、中央東土木事務所なりにお伺いしまして、担当課の方々より——土木事務所側もしゅんせつ工事の必要性は強く認識しておられるのですが、しゅんせつして排出される土砂等の捨て場所がないとのお話をお聞きしております。

かつては、本県におきましても公共事業が盛んに行われておりましたので、しゅんせつ工事

等で排出されました土砂などはそれらの公共工事に再利用されておりましたが、近年では公共事業が減っていく中で、土砂や残土の行き場所がなく困っているなどといった話を建設業者の方からもお聞きします。

また、私は昨年の豪雨災害の後、物部川の源流や上流地域にあふれた大量の流木や土砂、そして砂利などの現場を視察いたしました。そこで、それらの土砂や砂利を取り除くために、例えば建設現場などのコンクリート資材等に再利用できないものかと、県の担当課や実際の建設業者の方々にお話をお聞きしました。しかしながら、河川砂利採取につきましては、一部の特例的要件を除きまして、これまでの経緯を含めた県の規制がかかっており砂利採取はできないとのことでありました。このことにつきましては理解し納得した上で、私は何か別の方法で土砂等を利用することはできないものかと考えました。

そんな中で、静岡県袋井市におきまして、東日本大震災後に、津波から市民の命を守るために平成の命山が建設されたことを知り視察に行っていました。そもそも袋井市は、江戸時代に高潮から身を守るための人工の築山であった命山が現在も残っておりますように、命山といったもの自体が静岡県指定史跡にもなるほど身近なものであったと考えます。実際に、袋井市には4つの命山が建設されておりますが、面積は最少5,968平米から最大8,716平米であり、整備費は約2億6,300万円から約3億7,700万円まで、収容人数は大人1人1平米として300人から1,300人であります。外観は、家族連れの方が遊びに行ける小高い丘の公園といった様相でした。

ちなみに、本県における津波避難タワーの平均的な収容人数は247人、県が事業主体として整備したタワーの建設費用は平均約2.6億円であり

ます。本県の津波避難タワー等は、120基中111基建設されており、当然、計画される前にさまざまな検討に検討を重ねられて現在に至っておりますことは重々承知しております。

また、命山の建設には、津波避難タワーに比べまして多額の費用及び数倍の土地が必要となります。しかしながら、一つの可能性としてこれまで述べてきたとおり、昨年の豪雨災害の復旧及び国の「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」をあわせまして、さまざまな公共工事等で排出されました土砂や残土が再利用できますと、一石二鳥ではないかと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

私が香南市初め県内の地域回りをしている中で、本県の沿岸部の土地は、津波避難タワーが立てば立つほど価格は下がり、その地域には空き家がふえ、農地の耕作放棄地化が進んでいるように感じております。また、そのような値段が下がった津波被害想定地域の土地を有効に活用しようとする方がいても、登記や転用に手間や費用がかかることなどから断念されているというお声もお聞きます。

そのようなことを踏まえますと、私は命山の土地の確保は可能だと考えます。そして、建設費用につきましても、県内公共工事の残土を利用し、同時に県内の残土を扱う業者から有料で引き取るなどの方法も十分可能ではないでしょうか。

そこで、改めて津波避難対策としての命山の可能性につきまして危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

また、このままいきますと津波被害想定地域は疲弊する一方であり、何らかの手だてを講じなければなりません。中長期的に考えますと、南海トラフ地震のリスクの増大などの影響により、今後本県の沿岸部は空き家と耕作放棄地化が広がる地域が出てくるのではないかと私は危

惧しております。

このような状況も踏まえ、南海トラフ地震対策において、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策を引き続き全力で取り組んでいただきたいと要請をいたしまして、この項目の最後といたします。

次に、農業振興についてお伺いします。

私の地元香南市は、南に太平洋を望み、物部川、香宗川、夜須川の豊かな水と緑に囲まれております。その恵まれた環境のもと、日本一のニラの産地であり、山北みかん、エメラルドメロン、ルナピエナスイカ、フルーツトマトなどの施設園芸が非常に盛んな地域であります。

私は、香南市を中心とした農業者有志の皆様による炭酸ガス研究会という、今では本県農業の生産拡大のメインエンジンとして定着しつつある、環境制御技術の向上などの研究を重ねておられる勉強会に参加させていただいて5年ほどになります。

平成26年度の9月補正予算より、当時は炭酸ガス発生装置などを整備するために、環境制御技術導入加速化事業が始まりました。平成26年は全品目で41.2ヘクタール、野菜主要7品目で27.7ヘクタールで普及率は6.5%でした。それが今年度には380ヘクタール、野菜主要7品目の50%の農家に普及する見込みであり、最大約30%の増収であるそうです。また、次世代型ハウスの整備も46ヘクタールの見込みであります。

2月定例会の知事の提案説明におきまして、平成29年の本県の農業産出額は1,193億円と、産業振興計画がスタートする前の平成20年と比べて、16.3%増加しているとのお話がございました。その要因の一つとして、次世代型こうち新施設園芸システムを初めとする環境制御技術の普及により、野菜の生産量が増加したことを挙げられました。

私の周りでも、多くの若手の農家さんがレン

タルハウス事業や産地パワーアップ事業などを利用して、次世代型こうち新施設園芸システムで、稼ぐ農業にチャレンジしております。まさに、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県がつくられている証左であります。地域にとりましてそのような若者こそが、近所のお宮を守り、田役に汗を流し、消防団に入るといように、なくてはならない存在へと成長していきます。その一方で、30代、4代にとりましては多額の借金を抱えることになり、また近年の自然災害の激甚化、頻繁化を考えますと、相当な覚悟を持って臨まれております。

そのような現状をしっかり応援して下さるべく、来年度の予算におきまして、自営就農者のさらなる確保に向けた、親元就農者をふやすための取り組みの一層の強化などが盛り込まれているのは非常に心強く感じます。

そこで、地域に根差した若い農業者の確保・育成に向けた知事の思いをお聞きいたします。

次に、農業産出額のさらなる増加を目指していく中での外商戦略についてお聞きします。先ほどから述べておりますように、本県農業は次世代型こうち新施設園芸システムに代表されるような技術や、産地提案型による担い手確保対策、流通規模に応じた販売体制の構築などの成果を地産外商につなげて、結果を出してきているところでもあります。

本年もJA高知県によります大規模直販所が4月にオープンされることに象徴されますように、本県農業の大黒柱は何といてもJAグループの系統共販が中心であり、外商のメインエンジンであります。また、知事の提案説明では、それにプラスして、中規模・小規模流通の外商拡大についても盛り込まれており、その際には生産者の栽培方法や品質に関するこだわりの効果的な発信や、本県青果物全体の認知度や評価の向上も図り、基幹流通の需要の喚起にもつな

げていくとのことであります。

ことし1月14日、私は、昨年暮れ高知市にオープンしました高知蔦屋書店に行ってきました。目的は、そこで開催されましたこうち逸品素材マルシェ商談会に行くためであります。この商談会は、栽培方法や品種などに特色のある県産青果物及びそれを使用した加工品の販路開拓・拡大を推進するため、県内の逸品素材生産者等と県内外の飲食店等のマッチングを目的としたマルシェ型商談会であり、1月14日と2月24日の2回開催されました。

私は、友人のフェイスブックにて開催を知り、家族で行きました。そこで印象に残ったのは、多くの出展者の方が、この商談会では異例の出展料ゼロを非常に喜ばれていたことであります。高知蔦屋書店という本県で今最も旬の場所で、県外バイヤーとのマッチングに加えて、県内の小規模生産者と地元の飲食店とのマッチング、さらにあふれる一般のお客様。この試みは小規模生産者の皆様にとりまして極めて有効ではないかと考えます。

実際、私がお会いした生産者さんからも、県などが主催して下さる商談会などに行く場合でも、出展料がかかる上に、例えば首都圏や関西圏、中部圏などに行きたくても、その費用対効果を考えると行けないなどといった声をお聞きします。本県の農業は、そのほとんどが家族経営の小規模農家であります。そのような小規模農家の小規模生産者の方々も気軽に参加できる今回のこうち逸品素材マルシェ商談会は、丹精込めてこだわり抜いたニッチ野菜や果実の販路拡大に寄与し、小規模生産者の方々のモチベーションを高めることは間違いないのではないのでしょうか。

そこで、今回のこうち逸品素材マルシェ商談会の成果について、また本県農業における小規模生産者への今後の支援について農業振興部長

に御所見をお伺いいたします。

次に、高知県食品総合衛生管理認証、いわゆる高知県版HACCPについて質問させていただきます。

HACCPにつきましては知事の提案説明でも取り上げられ、工業技術センターによる商品開発支援や商品づくりの土台となる県版HACCPの認証の取得支援についてもさらに強化するとされております。

本県においては、平成15年度に、HACCPに取り組んでいただく足がかりとして、県版HACCP認証制度を業種ごとに創設されました。その後、世界的に普及が進んだことから、平成28年度に外商に活用できる新たな県版HACCP制度に改定しております。また、研修の開催や専門家の派遣などにより、県内の食品事業者の認証取得を支援してきております。

一方、昨年6月、15年ぶりに食品衛生法が改正されました。今回改正された食品衛生法では、原則として外食なども含めた全ての食品等事業者に、HACCPに沿った衛生管理が制度化されます。制度化は、事業規模により2つの基準に分かれ、食品衛生上の危害の発生を防止するための一般衛生管理に加えて、特に重要な工程を管理する「HACCPに基づく衛生管理」と、簡略化された取り組みを行う「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のどちらかの実施が求められることとされております。

なお、このHACCPによる衛生管理の制度化は、今後2年以内に全ての食品事業者に、国際基準であるHACCP実施が求められることになりました。

そもそもHACCPとは、厚生労働省のホームページによりますと、食品等事業者みずからが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または

低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法であるとされております。

農林水産省のホームページでは、原材料の受け入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システムですとの説明がされております。つまり、従来方式のような最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるものとされております。

戦後の経済成長を経て、日本人の食生活は向上し、豊かになると同時に食生活に対する関心は高く、過去にはBSE問題、乳製品や焼肉店の食中毒事故、食品への異物混入事故、そして近年では東京都での築地市場の豊洲への移転問題なども起こっており、食の安全・安心を確保するための環境整備は今や喫緊の課題であります。今回の食品衛生法の改正によりますHACCPの制度化は、このような現状を鑑みますと、必然の流れではないでしょうか。

しかしながら、HACCPには、7つの原則と12の手順を基本手順として、その製品の特徴や工場の特徴に合わせたオリジナルのHACCPプランを作成することが重要であることや、法施行後、さらに1年間の経過措置期間が設けられているとはいえ、2020年6月までという時間的な制限もあります。

そこで、高知県版HACCPについてその内容と特徴を健康政策部長にお聞きいたします。

また、県版HACCPによる取り組みをしてきた中、このHACCP制度化が本県の食品等事業者に対して与えます影響と県の支援について健康政策部長にお聞きいたします。

加えまして、県内加工事業者が県版HACCPを導入するに当たっての動機づけが必要かと

と思いますが、認証取得の推進に向けて現在どのように取り組んでおられるのか、産業振興推進部長にお聞きします。

最後に、北朝鮮による拉致問題についてお聞きいたします。

日本政府が認定している、北朝鮮による日本人拉致事件の最初の被害者、久米裕さんが1977年に拉致されてから42年が経過し、まだ日本政府は多くの拉致被害者の方々を救うことができておりません。

また、平成14年9月に小泉総理の訪朝に伴う日朝首脳会談において、北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪してから17年の歳月が流れました。この間、5名の日本人拉致被害者の方々とその御家族の帰国が実現し、政府においては内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を設けて、被害者の即時帰国や拉致問題への総合的な対策を講じております。しかしながら、いまだ政府認定の拉致被害者や北朝鮮によって拉致された可能性が排除できない多くの、いわゆる特定失踪者と言われる方々の消息はつかめておりません。日本政府が拉致被害者として認定している17名の中に、本県出身者は入っておりません。しかしながら、特定失踪者の中には本県出身者が4名含まれておりますことは痛恨のきわみであります。

長年にわたり北朝鮮で救いの手を待っている拉致被害者の方々の苦しみと、帰りを待つ御家族の怒りと悲しみは、一向に癒やされることなく続いております。そのような状況の中、昨年6月12日、歴史上初の米朝首脳会談が実施されました。多くの日本人が、このことを機に拉致問題が本格的な解決に向けて動き出すのではとの期待を持ったところでありました。しかし、その後の進展は見られず、7月1日には外務省に対北朝鮮外交を専門に扱う北東アジア第二課

が新設されたにもかかわらず、直接の成果にはつながっていないのが現状であります。そして、昨日と一昨日にはベトナムにおきまして2回目の米朝首脳会談が開催されました。

この会談を前に、2月20日には安倍総理とトランプ大統領が電話で会談し、トランプ大統領は拉致問題について重視すると述べるなど解決に協力する考えを示されたとの報道がありました。また、一部報道によりますと、北朝鮮が日本との接触で、拉致被害者に認定している田中実さんが北朝鮮の平壤で結婚し妻子と暮らしていること及び拉致の可能性を排除できない金田龍光さんにも妻子がいると伝えてきたことを、日本政府関係者が明かしたとのことであります。

また、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会及び、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会、いわゆる家族会と救う会からも、北朝鮮指導者に対して全拉致被害者の即時一括帰国を決断していただきたいとのメッセージが、2月17日に発信されたところであります。

私は、県議会拉致問題解決促進議員連盟の事務局長をさせていただいており、毎年4月と9月に開催されております国民大集会にもできる限り出席いたしております。それゆえに、さきの米朝首脳会談が拉致問題の解決に向けた契機となることを切に望んでおります。そして、そのためにも、県民の皆様が拉致問題に対して一層の理解を深め、解決を望む県民世論が高まるように取り組みを進めていく必要があると考えます。

拉致問題は外交問題であり国の専管事項であるとお声もあろうかと存じますが、例えば本県出身の特定失踪者の方々が実際に帰国し、本県で生活をされる場合には、本県の果たす役割、支援はなくてはならないわけであります。

今から約40年前の昭和52年11月15日、横田めぐみさんは、いつものように、お父さん、お母

さん、双子の弟とにぎやかに朝御飯を食べ、中学校へ出かけていきました。そして、それが御家族にとってめぐみさんを見た最後になってしまったのです。その日の夕方、クラブ活動のバドミントンの練習を終えて帰ってくるはずのめぐみさんは、いつもの時間になっても帰ってきませんでした。御家族は心配になって、必死でめぐみさんを探しました。警察も、誘拐や事故、家出、自殺などあらゆることを想定して捜査を進めました。しかし、目撃者も遺留品さえも見つかりませんでした。

ずっと後になって出てきた証言によると、お父さんとお母さんが必死でめぐみさんを探していたとき、めぐみさんは北朝鮮の工作員に連れ去られ、40時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の真っ暗で寒い寒い船倉に閉じ込められていたそうです。めぐみさんは、お母さん、お母さんと泣き叫び、出入り口や壁などあちこちを引っかいたので、北朝鮮に着いたときには、手の爪が剥がれそうになって血だらけだったと言われています。

めぐみさんがいなくなる前日の11月14日は、お父さんの誕生日でした。めぐみさんは、お父さんに、これからはおしゃれに気をつけてねという言葉とともに、くしをプレゼントしました。

めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。お父さんは毎朝少し早目に家を出て海岸を見て回り、お母さんも、家事を終えたと町のあちこちを歩き回り、めぐみさんの名前を呼びながら海岸を何キロも歩かれたそうです。夜になると、お父さんはお風呂で泣きました。お母さんも家族にわからないように一人で泣きました。どうしてこんな悲しい目に遭うのだろう、もう死んでしまいたいとも考えられたそうです。

これは、ほんの一例であります。横田めぐみさんを初め拉致被害者の方々はかけがえのない

人生を奪われました。その御家族も、激しい悲しみの中で、今も大切な人の帰りを待っております。

初めて拉致問題を知ったとき、私は独身でありました。私は自分がめぐみさんだったらと考えて、悲しさ、悔しさ、怒りを覚えました。現在3人の娘を持つ父となり、今では自分が横田滋さん、早紀江さんの気持ちも考えられるようになりました。悲しさ、悔しさ、怒り、深まるばかりであります。

そのようなことを踏まえまして、北朝鮮による拉致問題につきまして尾崎知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問目といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 浜田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、7040問題は雇用の観点のみならず、福祉の観点からのアプローチも重要とのお尋ねがございました。

1990年代前半におけるバブル経済崩壊後から2000年代半ばまでの時期にあっては、厳しい経済環境のもとで、いわゆる就職氷河期と呼ばれる若者の就職環境の厳しい状況が続き、当時の若者の中には就職活動の結果が本意であったり正社員としての就職を諦めた結果、非正規雇用の社員やフリーターとして働く方、何らかの事情で仕事につけず、家事も通学もしていない、いわゆるニートと呼ばれる方なども少なからずいらっしゃいました。

こうした中、国は、若者が意欲を持ってみずからの能力を発揮できるよう自立を後押ししていく必要があることから、ハローワークなどにおいて、就職支援と職業能力開発を中心としたフリーターなどへの支援や、専門的な相談や各種プログラムの実施によるニートなどへの支援を行ってまいりました。

本県におきましても、就職活動などを支援す

るジョブカフェこうちや若者サポートステーションを設置し、フリーターやニートなどの就学や就労への支援に取り組んできたところであります。

こうした対策を進めてきたものの、議員からのお話もありましたように、就職氷河期に直面した世代の方々の多くが40歳代となる中、就職時のミスマッチや離職と転職を繰り返した結果、不安定な雇用形態のまま親に経済的に依存せざるを得ない方々もいらっしゃいます。

県としましても、このような方々の将来にかかわる、いわゆる7040問題は重要な問題だと捉えております。また、昨今の人手不足が深刻化している中、働く意欲のあるあらゆる世代の方が働き続けられるよう支援していくことは、産業振興計画を推進していく上でも重要性がさらに増しているものと考えるところであります。このため、みずから就業しようとしている方々に対しては、雇用面からの対策として、ジョブカフェこうちにおいて、これまでの支援に加え、来年度からは相談から就職までを同じキャリアコンサルタントが担当するかかりつけ相談を実施することとしております。さらに、ジョブカフェへの来所に際して物理的、心理的な距離を感じている求職者向けに、自宅や外出先からスマートフォンやパソコンを利用して相談いただけるウェブカメラ相談を新たに導入するなど、求職者に寄り添う一貫した支援をハローワークと連携して行うこととしております。

さらに、何らかの支援がないと就労に結びつかない方々に対しましては、福祉の面からの支援が重要となってまいります。このためまずは、引き続き市町村と連携して、心身の状態や地域社会における状況など、対象となる方々の個々の状況を踏まえつつ、相談から生活面や就労面での支援を包括的に行う生活困窮者自立支援制度を活用し、支援に取り組むこととしておりま

す。

さらに来年度は、ひきこもりにより社会的な活動からの回避が長期化し、社会生活の再開が著しく困難になった方々の再チャレンジを支えるため、新たにコーディネーターを配置し、アプローチの段階から就労につながるまでの間、個々の状況に応じた一体的な就労支援を行うこととしています。

こうした雇用・福祉両面からの対策により、何らかの事情で親に依存しておられる、いわゆる7040問題の当事者の方々が、一人でも多く就労による自立につながりますよう取り組んでまいりたいと考えているところです。

次に、地域に根差した若い農業者の確保・育成についてお尋ねがございました。

県では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、年間320人の新規就農者の確保を目標に、産地提案型の担い手確保対策などに取り組んでいるところであります。こうした取り組みにより、新規就農者数については産業振興計画スタート前の平成20年度に114人であったものが、29年度には265人となったところであります。しかしながら、目標の達成に向けては、雇用就農者に加え、親元就農を含む自営就農者の確保対策のさらなる強化が必要であると考えています。

親元就農については、親の所有する農地やハウスなどを活用したスムーズな就農が可能なこと、またこのような農家の後継者が地元に戻ってくることで、御指摘のように、地域でのさまざまな活動の担い手となることから、新規就農者の確保の視点に加え地域の活性化の視点からも効果的であると考えております。このため来年度から、親元就農の支援については、対象品目や研修方法を拡大するとともに、親元の経営体を法人化する場合は、支援期間を従来の1年間から最大3年間に延長し、支援水準も拡充することとしています。また、これらの支援策の

拡充内容をJAの生産部会で直接説明するなど、親世代の農家とその後継者に対するPR活動も強化することとしています。

さらに、各産地の持続的な発展のためには、新規就農者を含めた若い農業者の経営発展に向けた取り組みが重要と考えていますが、就農や規模拡大に必要なハウスの整備には多額の費用がかかることが大きな課題であります。このため、これまでレンタルハウスを整備する場合の事業の補助率などを段階的に見直し、新規就農者の初期投資の軽減に努めてきたところであります。

来年度からは、45歳未満の若い農業者が国庫事業を活用して次世代型ハウスを整備する場合に事業の補助率を引き上げ、若者の負担軽減を図っていくこととしています。また、次世代型ハウスを整備、リースする事業については、その支援対象を従来の市町村やJAから企業や法人農家にまで拡大し、若者などの就農機会をふやしていくこととしています。

これらの取り組みをJAや市町村など関係機関と一体的に進めていくことで、地域に根差した若い農業者の確保・育成を加速化させてまいります。

最後に、北朝鮮による拉致問題についてお尋ねがございました。

北朝鮮拉致問題につきましては、議員のお話にもございましたように、平成14年の日朝首脳会談において、北朝鮮が長年否定していた日本人の拉致を認め、拉致被害者のうち5名の方が帰国しましたが、他の安否不明の方々については北朝鮮からいまだに納得のいく説明がなされておらず、まことに遺憾であります。

拉致被害者として日本政府が認定した17名のほかに、警察庁が、拉致の可能性を排除できない事案に係るの方々として883名のうち459名を公開しており、その中には本県関係者も4名含ま

れているとの調査もございました。

拉致問題は、日本政府の再三の要求にもかかわらず、進展が見られないまま長い年月が過ぎ、拉致被害者などやその御家族は御高齢になられており、問題の解決に一刻の猶予も許されません。一日でも早く、全ての拉致被害者などが帰国できますことを心より願っております。

全国47都道府県知事で組織する、北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会において、政府に対し、国際社会と緊密に連携し、最優先課題である拉致問題に主体的に取り組み、全ての拉致被害者などの帰国が一刻も早く実現できるよう適切な措置を講ずることを要望するなどしております。私もその一員として、問題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えてところでございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、ひきこもりの方の実態調査についてお尋ねがございました。

県内のひきこもりの方の実態につきましては、昨年6月に市町村に照会しましたところ、23市町村からある程度把握しているとの回答があり、その把握の主な方法としては、御本人、御家族のほか、民生委員・児童委員や区長さんなどの地域の支援者などからの情報提供を取りまとめたものになっています。

一方で、ひきこもりは、御本人及び御家族にとりまして大変デリケートで複雑な事情があると考えられ、プライバシーの問題から市町村や地域の支援者などには情報収集に慎重な声も多く、悉皆的な調査の実施については、こうした声にも配慮する必要があり、慎重な対応が求められているものと考えております。また、既に実態調査を行っているとしている他県においても、その多くが民生委員等を対象にアンケート

方式を用いた、既に把握をしているひきこもりの方の状況調査にとどまっているとお聞きをしているところでございます。

今後、国が昨年12月に実施をいたしました、全国の満40歳から満64歳までの方から無作為に抽出をしました、5,000人を対象としたひきこもりなどの調査結果も公表されることとなりますので、その結果や他県の動向も参考にしながら、県内の調査について、調査のあり方や有効性なども考慮し、その実施の是非を含め検討してまいります。

次に、ひきこもりの方への支援策についてお尋ねがございました。

本県のひきこもり対策といたしましては、日本一の健康長寿県構想にひきこもり等就労支援の推進を位置づけ、精神保健福祉センターにあるひきこもり地域支援センターを中心に、支援者の連絡会議や市町村とのケース会議を実施するとともに人材養成研修などを行い、地域のひきこもり支援力の向上を図っています。

また、他者とコミュニケーションが苦手なひきこもりの方の在宅でのテレワークを活用した就業を支援するとともに、農福連携の取り組みにおきましても、引き続きコーディネーターを配置し、農家とのマッチングの強化を図ってまいります。

さらに、来年度からは、知事からもお答えしましたように、新たにひきこもり者等就労支援コーディネーターを配置し、すぐには就労できる状態ではない、障害者手帳を持たないひきこもりの方などについて、その状態に応じた伴走型の就労支援を行うこととしています。

加えて、生活困窮者自立支援制度を活用し、市町村の社会福祉協議会等と連携した就労支援にも取り組んでいます。例えば、相談に出ることが困難なひきこもりの方などの情報が寄せられた場合は、自立相談支援機関の相談員が

就労準備支援事業を活用し、アウトリーチによる早期からの継続的な個別支援を行うことにより、日常生活自立から就労自立までの支援に取り組む事例も出てきたところでございます。しかしながら、こうした支援の件数は極めて限られていますし、就労準備支援事業自体も実施していない市もございますことから、議員からお話のありました、アウトリーチ型就労準備支援事業の導入までには至っていないところです。

このため、市町村には、先ほど申し上げました県の新しい取り組みである、ひきこもり者等就労支援コーディネーターの活用などを働きかけるとともに、生活困窮者自立相談支援機関協議会において優良事例の情報を共有することなどを通じまして、アウトリーチ型就労準備支援事業も含め、ひきこもりの方々に対して生活困窮者自立支援制度の一層の活用ができるよう取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、平成31年度予算案及び政府による「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえ、その中でも河川におけるしゅんせつ工事の果たす役割と必要性についてお尋ねがありました。

近年は、台風や集中豪雨が全国で相次ぎ、これまで異常気象と呼ばれてきたものが今や異常ではなくなりつつあり、本県におきましても、昨年7月のように豪雨などによる浸水被害が頻発しております。このため、河川に流れ込んだ土砂の対策を速やかに講じなければダメージが蓄積し、その後の台風や豪雨の際にさらに大きな被害を招くおそれがあります。

このような状況から、通年で台風や豪雨に対する事前の対策を強化することが極めて重要と考えております。中でも、河川におけるしゅんせつ工事は、河床の土砂を取り除くという比較的単純な工事で、早期に効果が発現することか

ら、水害から人命や財産を守る重要な役割を担っていると考えております。

ダメージを除去し、後の大きな被害を防止するため、来年度は、今回の3カ年緊急対策による追い風を大きな力に、本年度当初予算と比べまして約3倍の規模で河川のしゅんせつ工事を進めたいと考えております。

次に、さまざまな公共工事などで排出される土砂や残土が再利用できれば一石二鳥ではないかとお尋ねがありました。

公共工事を円滑に進める上で、工事で排出される土砂を再利用することは重要であると認識しております。

このため、例えば河川のしゅんせつ工事で排出される土砂につきましては、一定の大きさ以下の石などは海岸の養浜に再利用する、その一方で再利用に適していない粘土状のものや草木がまざった土砂につきましては、残土場などで適正に処分しているところです。また、あらかじめ利用方法が決まっていない土砂につきましては、排出される時期、また量、土砂の種類など、その情報を国、県、市町村で共有しまして、土砂が必要な現場で再利用できるよう調整を行っているところでございます。この調整の結果、平成29年度には、土木部発注工事で排出された約10万5,000立方メートルの土砂がほかの工事で再利用されたところです。

今後も引き続き、国や市町村と連携し、公共工事で排出される土砂の再利用に努めてまいります。

お話のありました命山につきましても、その整備計画が具体的に進んだ場合、再利用先の候補として検討してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 津波避難対策として命山を整備する可能性についてお尋ねがありました。

命山を整備する場合、土砂が安定する緩やかな勾配で盛り土をするため、避難スペースを確保する上で、タワーを整備する場合と比べ、広い土地が必要となるとともに大量の土砂が必要となります。

議員からお話のありましたように、静岡県では既に整備されているとお伺いしておりますし、本県でも南国市において現在検討が行われているところです。

命山の整備に当たり必要となる土砂については、不要な土砂が発生する他の工事と土砂を移動させるタイミシングを合わせることで整備コストを削減できる可能性があります。また、鉄骨づくりのタワーと比較すると塗装の塗りかえといったメンテナンスが不要であるため、長期的に見て維持管理が容易というメリットもあると考えております。

県としましては、命山を初めどのような避難空間を整備するのかということは、地域の意向や用地の確保、整備に必要なコストや期間を踏まえ、市町村において選択していただくものと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) こうち逸品素材マルシェ商談会の成果と小規模生産者への今後の支援についてお尋ねがございました。

県では、栽培方法や品質にこだわりを持った生産者の外商機会の創出に向け、東京、大阪での商談会の開催や地産外商公社が開催する商談会への出展支援等を実施してまいりました。

しかしながら、議員のお話にもありましたように、商談会参加にかかる出展料や旅費などが負担となったり、県外企業のニーズに対応できるほどの生産量がないなどの理由から、商談会を利用しにくいという生産者の声もありました。このような状況を踏まえまして、出展コストを抑えるとともに、小口でも取引が見込まれる県

内の飲食店等への取引拡大を図ることとし、昨年度から県内を会場に商談会を開催しているところ です。

2年目となります今年度は、実需者に加え、消費者と交流できる直接販売により、消費者ニーズの把握や販売スキルの向上にもつなげようと、こうち逸品素材マルシェ商談会として、PR販売も含めたマルシェ形式の商談会を2回実施しました。昨年12月にオープンしたばかりの高知蔦屋書店で開催できたこともあり、いずれも1,000人を超える来場をいただきまして、出展者にとっては、こだわりの逸品をみずから発信するとともに、消費者の反応を直接感じることができる貴重な機会となり、好評を得たところです。また、県外量販店のバイヤーや有名パティシエ等を販売コーディネーターとして委嘱し、出展者の商談スキルの向上に向けたセミナーの開催や商談会での販売支援、生産者の圃場を回りながらの商談も実施するなど、新たな取引や生産者の意欲向上につなげてまいりました。

今後につきましては、より多くの生産者に参加いただけるよう、開催時期や実施方法に工夫を重ねるとともに、今春オープンいたします大規模直販所とさのさとと連携して、さらなる商談機会の創出を図っていきたくと考えております。とさのさは、全国有数の売り場面積を誇るとともに、1,500名の出荷者数を目標にしておりますことから、県内各地から集まる多彩な品目が魅力となり、一般消費者だけでなく実需者の来場も期待されるところです。

来年度は、このとさのさを活用いたしまして、思いを込めて栽培された逸品の農産物を生産者みずからが発信する機会を設けたり、定期的な商談会を開催することで新たな販売、商談の機会創出につなげるとともに、そこで得られたこだわりの逸品の評価が県産品全体の認知度向上に波及する好循環につなげてまいりたいと

考えております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、県版HACCPの内容と特徴についてお尋ねがありました。

県版HACCPは、本県独自の認証制度であり、その内容は調理や販売も含む県内全ての食品事業者が、HACCPの考え方を取り入れた食品衛生管理に段階的にステップアップして取り組んでいける仕組みとなっています。全部で3つのステージで構成されており、まず第1ステージとしては、HACCPの準備段階である5手順を満たした施設を認証しており、次に第2ステージとしては、その5手順を含むHACCPの基本要素である7原則12手順の基準を満たした施設を認証しています。そして、第3ステージは、HACCPの7原則12手順に加え、県のさらに厳しい取り組みを定めた衛生管理基準を満たした施設を認証しています。

この、県版HACCPの特徴は3つ挙げられます。1つ目は、食品にかかわる県内全ての事業所を対象としていること。そして2つ目は、段階的に取り組みやすいよう3つのステージに分類していること。さらに3つ目としては、これらに加えて第3ステージの認証基準に、衛生面にとどまらず、アレルギー対応や異物混入対策を取り入れ、安全性のさらなる向上に結びつくようにしている点でございます。

この第3ステージの認証基準は、県外の大手企業から求められる監査項目と重複する内容が多いことから、県外への外商を行う際に活用できるものとなっています。また、同じく認証基準が国際標準であるコーデックス委員会のガイドラインにも基づいており、独自の基準を求めアメリカを除いた他の諸国に対しては、ほぼ通用するものとなっていることから、県産品を国外に輸出する際にも活用されています。

次に、国のHACCPに沿った衛生管理の制度化が本県の食品等事業者に対して与える影響と県の支援についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、今回の食品衛生法の改正により、原則として食品の製造、加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者は、これまでの日々の清掃や手の洗浄消毒といった一般的な衛生管理に加えて、HACCPに沿って重要な工程をチェックする衛生管理を行わなければならないこととなりました。このことは、食品の安全性の向上に大きく寄与し、消費者にとっては大変意義深いものであると考えています。

他方、食品等事業者には、改正法が施行される2020年6月までに、事業者等の規模に応じた衛生管理計画を策定する必要があることや、それ以降も計画に沿った衛生管理が行われているかどうか管理状況を日々記録する必要があるなど、一定の負担が求められますので、特に中小規模の食品等事業者はその対応に苦慮することが想定されるところです。

そのため、県としましては、高知県食品衛生協会や県内の生活衛生同業組合など関係機関とも連携しながら、今回の食品衛生法の改正に関する事業者の個別相談への対応を充実するとともに、福祉保健所単位で法改正に関する講習会を開催するなど、事業者に寄り添った支援を強化してまいります。

あわせて、法改正の趣旨を踏まえ、しっかりと食品の安全が確保できるよう、各福祉保健所に配置しております食品衛生監視員の資質向上にも努めてまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 県内加工事業者の県版HACCP認証の取得推進に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

本県の食品の外商が拡大するにつれて、求め

られる衛生管理のハードルも高くなってきており、食の安全・安心を確保し、地産外商をさらに進めていくためには、県内の食品加工事業者の方々に県版HACCP認証を取得していただくことが重要であると考えております。また、取得に取り組むことは、食品衛生法の改正によるHACCP制度化への対応にもつながるものです。

県では、国の法制化に先駆け、平成28年6月に新たな県版HACCP認証制度をスタートさせて以降、積極的にその取得を促進してまいりました。具体的には、相談窓口の設置を初め、HACCPの必要性や具体的な導入方法を学ぶ各種研修の実施、専門家による個別指導、さらには取り組みの進捗に応じたフォローアップなど、全国的に見ても手厚い一連の仕組みを設け、支援を行ってきたところであります。その結果、県版HACCPの第2ステージ以上の取得事業者は、本年度末には目標であります170社におおむね達するものと見込んでおります。

県では、認証取得事業者に対して全国規模の展示商談会への出展審査における点数の加算のほか、県や地産外商公社が主催する展示商談会の事業者ブースに認証マークを掲示するといった取得の動機づけも行っておりますけれども、取得事業者の増加はそれ以上に、外商の成果の拡大に伴う県内事業者の方々の衛生管理への意識の高まりによるものと感じております。

来年度は、第3期産業振興計画の最終的な目標である第2ステージ以上の取得200社の達成に向けたこれまでの支援に加え、専門家の現場への派遣、必要な機器や設備の導入に対する支援などを通じまして、輸出も見据えた第3ステージへのステージアップを促進してまいりたいと考えております。

○9番(浜田豪太君) それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

拉致問題のことで、質問の中にちょっと入れられなかったもので補足といたしますか、東京でやっております毎回の国民大集会に県の職員の方もきちっと参加をしてくださっておるということで、本当にそういった意味でも、我々議連もそうですし県も一体となって応援をしてくださっておるということに、改めまして感謝を申し上げたいと思います。

それと、県版HACCPについて、私は地元の方からこのことについてお聞きして、自分なりに勉強して質問させていただきました。非常に複雑であり本当に難しいといたしますか、一見よく聞くとわかるんですけど、わかりにくいところがございます。健康政策部長、そして産業振興推進部長には、やはり外商にとっても、そしてまた地域のまさに我々の地元の小さな喫茶店から小さな食堂まで必要なことでございますので、丁寧に、そしてまた一日も早く普及するように努力していただきますことを要請いたしまして私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(坂本孝幸君) 暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩



午後2時30分再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番大野辰哉君。

(27番大野辰哉君登壇)

○27番(大野辰哉君) 県民の会の大野辰哉です。

土森議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきたいと思っております。

思えばもう5年も前になりますが、28年の長

きにわたって勤めさせていただいた仁淀川町役場を退職し、その後多くの皆様から身に余る御支援を賜り、県議会の場に送っていただきました。以来この任期中、県民の皆様を初め尾崎知事、県庁執行部の皆様、先輩・同僚議員の皆様など多くの方々に大変お世話になり、これまで県議会議員として活動をさせていただくことができました。この場をおかりしまして、改めて皆様に心から感謝とお礼を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございました。私自身は大変大変微力で、力足らずな点、至らぬ点が多く、県民の皆様方の御期待に必ずしもお応えできなかったことも多々あったかと思っております、お許しいただければと思っております。

今議会は、平成最後の定例県議会であり、私にとっても任期最後の質問となります。私自身、これまでの活動を振り返るとともに、新たな時代に悔いを残さないよう——多少お聞き苦しい点もあるかと思っておりますが、知事初め執行部の皆様からの御答弁どうかよろしく願いいたします。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

近年、特に国の行政機関において、大変残念で信じられないような事案が次々と起こっています。森友・加計問題では、不透明な国有地の売却をめぐる国会答弁との整合性を図るための公文書、決裁文書の改ざんが行われたのを初め、文民統制の基本原則までもが問われることとなった自衛隊の日報隠し問題、さらには法律をつくったお膝元で行われていた障害者雇用の水増し報告、さらにことしに入ってから毎月勤労統計を初めとする政府統計の不適切な処理が発覚、閣議決定後に当初予算が組み替えられるという事態までもが起こっています。

こうした公務現場で次々と起こる不祥事案は

枚挙にいとまがなく、さらにそれらをチェックできていない政治もあわせて、今国民の行政や政治に対する信頼は大きく揺らいでいるのではないかと思います。

私ごとになりますが、約30年前、私は18歳、学生気分も抜け切らない右も左もわからないまま、いわゆる高卒で、当時の吾川村役場に入職させていただきました。初出勤日、役場に入って一番最初に行ったことは地方公務員法の宣誓でした。村長室に入るとこわもて村長が座っており、その目の前で何とも言えない緊張感の中で震えながら宣誓書を読んだ、いや読まれたのを今も鮮明に覚えています。「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」。私の公務員生活の第一歩は、当時ワンマン村長と称され、剛腕・強権で誰からも一目置かれた片岡音吉村長から、常に公務員は一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者でなければならないとの厳しい教えの中でスタートをさせたものでした。

その後、役場を退職し県議会議員という違った立場となり、昨年3月に私は、衆議院予算委員会の佐川前財務省理財局長の証人喚問を傍聴する機会を得ました。あの森友・加計問題のキーパーソンともなってしまった一人の官僚、公務員が、全国民が注目する中で証人喚問に立たされる。私も一人の国民として、また元行政職員として、その答弁の行方を注目して見ておりました。しかし、そこで目の当たりにした光景は、まるで国民向けのセレモニー、テレビショーのようにしか私の目には映りませんでした。誰かを一生懸命守り切ろうとする官僚と、まるで言い合わせたように責任の回避を誘導する与党議員とのやりとりは、公務員、官僚組織や政党の中で生きるその人の生きざまだけでなく、その背景までかいま見えるようでした。

その光景を見ながら、私は不思議とそのとき、30年前のあの厳しく怖かった片岡村長の言葉や教えを思い出していました。公務員とは、政治家とは、誰のために何のために働くのか、誰を見てどこを向いて仕事をするのか、改めて強く考えさせられました。国民全体の奉仕者であるはずの官僚が、政治家や一部の方のために決裁文書やデータを改ざん、隠蔽までして、さらに国会にうその答弁までしなければならなかったことは、単にその官僚組織だけの問題ではなく、そうさせてしまった政治家や国会にも大きな責任があると思います。あの事件以来、多くの国民が官僚機構や国会、さらにはこの国の民主主義そのものに疑問を抱くこととなってしまいました。

その後の国会を見ても、政権与党は官僚と一緒に野党の追及をかかわすだけの防衛戦を続け、自浄作用は望めそうにありませんし、野党もばらばらで明らかに追及する力不足は否めません。政治家のうそや失言は後を絶たず、国民の多く、小さな子供たちにまでも、政治家はうそをつく大人だと、そういう人たちなんだと思われている情けない現実もあります。

新たな時代を目の前にして、政治や行政に携わる者の責任はかつてないほど大きくなっていく中で、相次ぐ官僚機構の不祥事案とそれを行わせてしまう今の政治の姿について、前財務官僚であり政治家でもある尾崎知事の目にはどのように映っているのか、お伺いしたいと思います。

次に、平成31年度予算についてお伺いします。本県の平成31年度当初予算案においては、知事の提案説明でもありましたように、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応、県経済の成長・活性化に向けた第3期産業振興計画の推進などメインエンジンのさらなる強化加速、日本一の健康長寿県づくりのさ

らなる推進や、教育や子育て支援の充実など、当初予算ベースで前年度を98億円上回る、4,607億円を超える積極型の予算編成となっています。中でも、いわゆる投資的経費は、繰り越しを含めると平成15年度以来となる1,745億円が計上され、昨年の豪雨災害からの復旧、防災・減災対策、インフラ整備に対してしっかり対処、対応していくという尾崎県政の方針があらわれているものと思います。

また、税収の増加についても、経済の活性化や地産外商施策、さらには観光キャンペーンなどによる交流人口の増加など、これまでのさまざまな施策の取り組みが成果として確実にあらわれてきているものと思います。

予算の組み立てには大変な御苦勞もあつたと思いますが、改めて知事を初め執行部の皆様に敬意を表するものであります。

特に平成31年度においては、人口の減少がますます加速していく中で、この先の未来に県民が高知県のどの地域地域でも安心して暮らしていける、命や生活を守る大きな柱になるために、尾崎県政が掲げてきた第3期産業振興計画や日本一の健康長寿県構想といった重要施策の総決算、総仕上げの大切な年度になると思います。知事も提案説明の中で、県勢浮揚の歩みをより確かなものにしていくため、各分野において、この先5年後、10年後を見据えた道筋を県民の皆様にお示ししていく必要があるとおっしゃられていましたが、そうした意味でも大変重要な年になると思います。

そこで、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、それぞれの平成31年度予算のポイントについて尾崎知事にお伺いしたいと思います。

知事の提案説明において、地方交付税など一般財源の確保について国に政策提言を行っていくとの説明もありましたが、新年度予算案において、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付

税額は前年度を26億円以上下回っており、地方の固有財源とも言える地方交付税については、今後特にその確保と維持の取り組みが強く望まれるのは言うまでもありません。

そうした状況の中、2001年から創設された地方債の臨時財政対策債、いわゆる臨財債は、当初3カ年の臨時的特例措置として導入された、いわゆる地方自治体の借金ですが、御承知のように延長、延長で現在も継続され、今では地方自治体にとっては、財政を組み立てる上でなくてはならない制度ともなっています。

臨財債は、本来なら地方交付税として交付されるべき金額の一部を、地方が臨時財政対策債を発行、いわゆる借金をすることによって補填し、その元利償還金相当額を後年度に基準財政需要額に算入させることで交付税措置する仕組みだと理解しています。本県においては、2001年の制度発足当時1億円程度だった臨財債の発行額は、今では36億円にも達しています。

国によって制度化された以上、本来は国が責任を持って対応すべきだとは思いますが、国と地方を合わせた借金が1,100兆円を超える中、地方債、借金を返済する責任は地方にもあり、国に合わせて地方自治体が借金していくことに大きなリスクがあるのではないかと、将来取り返しがつかないことになるのではないかと警鐘を鳴らす声もあります。

今後、増大する臨財債の元利償還金とあわせてふえなければならない、臨財債を含む実質的な地方交付税額が減少している現状も踏まえ、臨時財政対策債に対する御所見と、地方交付税の確保など国への予算要望の取り組みについて、財政のスペシャリストでもある尾崎知事にお伺いしたいと思います。

昨年6月に決定した骨太の方針2018では、2025年度の国と地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化と財政健全化を図るため、2019年度

から2021年度を基盤強化期間として、経済の成長と持続可能な財政への基盤固めに取り組むこととされています。また、10月にはこれまで2度にわたって延期されてきた消費税の税率を10%に増税することなど、今まさに国会において2019年度予算が審議されているところであります。

新年度においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や、幼児教育の無償化など社会保障費などの増額により、一般会計の総額は当初予算で初めて100兆円を超える101.5兆円となるなど、7年連続で過去最大を更新しています。

中でも、消費税増税に向けた臨時・特別措置として、政府の説明では、前回2014年4月の消費税率5%から8%への引き上げ時に、駆け込み需要の反動によって個人消費が落ち込んだことによりGDPがマイナス成長となったことなどへの反省に立って、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、ポイント還元やプレミアム付商品券などの経済対策を予定しているとのことです。

確かに、消費税の導入による買い控えなどへの対応として一定の景気対策は必要だと思えますが、今検討されているキャッシュレス決済の普及もあわせたポイント還元による景気対策は、大店舗や大企業などと零細企業や小規模商店、さらには都市と地方との格差まで、ますます増大させる可能性が高いのではないかと大変心配をしています。

というのは、私自身が生活をしていく中で、特に中山間地域にあるお店などでは高齢者が経営や店番をしているところが多く、そうしたところにおいて、今回予定されているキャッシュレス決済の普及やポイント還元策の恩恵や効果が果たしてあるのか、その前に対応ができるのか、不安に思えてなりません。それ以上に心配

なことは、たとえ短期間であっても、今までそうした地元で買い物をしてくれていた消費者が、ポイント還元など少しでも減税の恩恵を受けようと街部のコンビニや大規模店に流れてしまい、地域の零細商店においてますます顧客離れが進み、場合によっては店を畳むきっかけにもなるのではないかと心配もしています。

また、中山間地域に限らず、キャッシュレス決済やポイント付与に対応するための整備費用の増大は、特に零細小規模商店等の経営を相当圧迫するのではないかと思いますし、結果として大規模と零細の経営、ひいては都市部と地方との格差をますます助長するのではないかと大変危惧をしています。

そこで、平成31年度の国の当初予算における消費税対策を踏まえ、こうした中山間地域等の小規模事業者にどのように対応していくのか、尾崎知事にお伺いさせていただきたいと思えます。

毎月勤労統計の不正では、アベノミクスを判断する基本指標ともなる実質賃金が不正調査により結果的に改ざんされ、政府やアベノミクスへの不信や不安感が増大しています。

同じ厚生労働省が管轄する年金運用においては、年金積立金管理運用独立行政法人GPIFが、2014年に当時国債が中心だった年金の運用基準を見直して、株式の比率を50%までふやし運用が行われていることは御承知のとおりであります。

年金財源という国民全体の積み立て財産を大量に株式市場へ流したことにより株価の上昇を生み、一時的にはアベノミクスの一定の追い風ともなりましたが、昨年10月から12月期には15兆円もの運用損を出すなど、総資産額は150兆円に目減りしていることも発表がされています。株式運用は高リターンが望める一方、高いリスクも伴うもので、国民にとって将来の財産とも

言える年金の株式の運用拡大には、今も意見が分かれているところでもあります。

私自身、日常的に高齢者の皆様のお話をお伺いする機会が多いのですが、そのほとんどの方がおっしゃられるのが、年金と国保や後期高齢者医療保険のことで、特に中山間地域においては、収入は年金のみで年金に頼った生活をされている方が多く、たとえ100円であっても、保険料や保険料の増額、年金支給額の減額が生活に影響を与える方が多いのも現実です。

一方で、虎の子の年金が高リスクにさらされている運用実態のことを知らずに、苦しい生活ながらも、お役所がやることに間違いはないと政府を信じて日々生活をされている高齢者が多いのも事実であります。

第2次安倍政権が発足して7年になりますが、この間政権は、経済の再生とデフレからの脱却を目指して、金融政策、財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という3本の矢を柱に掲げ、アベノミクスという名の経済成長を目的とした政策運営を行ってきましたが、金融政策の恩恵は、いわゆる資本家や資産家といった富裕層に偏り、財政政策や民間投資にしても、都市部の大企業や大手に中心の財政出動により、結果として都市中心型の施策に終わってしまっていると言わざるを得ません。金融施策とはそういうものなんだと言われればそうかもしれませんが、私個人的には、この施策により都市と地方、富める者とそうでない者の格差がこれまで以上に開いてしまったのではないかと思いますし、年金の株式運用の拡大など、株価重視の経済政策を続けることに将来への不安や危機感さえも覚えます。

新3本の矢とも言われた、介護離職ゼロや希望出生率1.8なども未達成で、人口減少の課題解決への道筋も、いまだに見えていたとは言えません。アベノミクスの3本の矢はどこに放たれ、

どこに刺さったのでしょうか。

アベノミクスの効果とその評価について尾崎知事に御所見をお伺いしたいと思います。

人、物、金、全てが東京に集中している現状は、グローバル経済の中で国際的な競争力の強化や効率的な経営など、経済面からいえば有効的である一方、極端な地方の人口減少や過疎化をもたらし、東京においても都市化、過密化によるさまざまな問題、災害リスクなど危機管理上の問題などが顕在化し、国も東京一極集中の是正、地方への人口分散が必要だとして、地方創生や国土強靱化計画などの政策を行ってきているものと理解しています。

しかしながら、東京圏への人口流入が年間12万人を超えるなど、東京一極集中の流れはとまるどころか、現状はむしろ東京への流入人口が年々増大している状況となっています。

今後、少子高齢化がますます進み、2050年には日本の総人口は今より2割以上減り、1億人を割るとも言われています。社会保障の増大による可処分所得の減少なども加味すると、国内需要やGDPは、人口の減少以上にさらに激しく縮減していくことも予想されています。

今、東京など大都市圏では、来年の東京オリンピックに向けた建設ラッシュ、人手不足も続き、好景気が拡大していると言われますが、ことし10月には消費税も増税される予定で、来年以降はオリンピック特需もなくなっていくことから、今後の景気の動向、国の財政運営は、相当シビアな状況も覚悟しなければならないと思います。

そうした中、政府は地方制度調査会を通して、複数の市町村の圏域で行政サービスを担う新たな広域連携制度、圏域構想の具体化に向けた議論などを行っています。

経済や文化、政治の力関係のバランスを大きく崩している、行き過ぎた東京一極集中という

負のスパイラルをとめる意味からも、地方創生のような補助金やソフト施策でなく、抜本的な地方への財源の配分や地方分権によって、この国の形を地方重視、国土の均衡ある姿へ変えていくことが、強い国づくりにもつながり、誰もがどこでも安心して暮らすことができることの基礎になるのではないかと思います。新たな広域連携制度、圏域構想に対する御所見と今後の基礎自治体の理想的な姿について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

次に、医療的ケアが必要な子供たちへの支援についてお伺いします。

医療技術の進歩や高度化などを背景に、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子供たちが多くなっています。

平成24年の児童福祉法の改正により、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設され、平成28年には障害者総合支援法と児童福祉法の改正によって、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体における保健・医療・福祉等の連携促進が努力義務で規定されるなど、施策や支援体制は一定整ってきていると理解しています。しかしながら、高度な医療を必要とする医療ケア児は医療としての制限を受けることから、多くの介護支援が必要でありながらも、法や制度の谷間で必要十分な支援を受けられずに困窮されている実態もあります。

そうした状況などから、障害福祉報酬における医療的ケア加算など新たな判定基準の確立も課題となっていますが、本県の医療的ケア児への支援の現状と課題について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

就学までの保育所や幼稚園への通園や体験は、来るべき学校生活の準備であるとともに、社会性を育む重要な経験ともなります。佐川町では、重症心身障害児で医療的ケアが必要な子供さん

が、就学を目前にした昨年11月から、通院や施設への通所の合間に月1回程度、保育所への入所が実現しています。

入所に当たっては、役場の保健師さんが保護者や各関係機関との連絡調整役を担い、受け入れ保育所でも保育士さんが研修を受講するなど受け入れ体制や施設環境を整えるとともに、週1回保育士さんが家庭訪問を行ってならしを実施、さらには民間の児童発達支援事業所による保育所等訪問事業による協力など、多くの関係機関の連携・協力体制によって、就学前の保育所への入所が実現しています。

小学校就学前の多くのお友達との触れ合いは、本人の成長はもちろん、周りのお友達、子供たちにとっても、多様性を学び一緒に生きること、助け合いの心を育む貴重な機会ともなっています。また、そうした取り組みにより、関係者間の連携や子供たちに合った体制がつけられるなど、今後の地域のセーフティーネットにつながる大変重要な取り組みとなっています。

今後、障害児や医療的ケアの必要な子供たちが、特別支援学校に限らず学校や保育所への通学や通所を希望するケースがふえることが予想されますが、学校看護師の配置など、学校、幼稚園や保育所における医療的ケア児の受け入れ体制の現状と課題について教育長にお伺いしたいと思います。

成長のために学校に通学し、友達と遊び学ぶ、教育機会の均等、確保が必要なのは言うまでもありませんが、医療的ケアを必要とする子供たちが安心して通学できるよう、医療・福祉・教育機関が連携・協力するなどして教育環境の整備がされています。

しかしながら、バスなどで移動する間の医療的ケアの実施は危険を伴うことから、スクールバスでの送迎ができず保護者が送迎を行わなければならない実情や、保護者が送迎できない場

合の学校への通学にも課題があるのではないかと考えられます。

そこで、特別支援学校に在籍している医療的ケア児の通学の現状と課題について教育長にお伺いしたいと思います。

次に、児童虐待防止についてお伺いいたします。先月、千葉県野田市で小学4年生の女の子が父親からの虐待を受けて死亡し、両親が逮捕されました。この事件では、市の教育委員会の担当者が父親のおどしに精神的に追い詰められて、SOSを発信していた児童のアンケートのコピーを出してしまったことや、児童相談所も、児童が父親に書かされたうその手紙ということを十分確認せず一時保護を解除するなど、行政の対応の甘さや逃げが、最悪の事態を招いた大きな要因ともされています。

事件を受け厚生労働省では、児童福祉司の増員や児童虐待に対応する新たな国家資格の創設の検討など、対策の強化を決定しました。また、東京都においては都道府県で初めて、保護者による子供への体罰や暴言などの禁止や、転居した場合の児童相談所間での引き継ぎの徹底、児童相談所と警察の連携強化など、虐待事案に対するための情報共有や援助要請などを盛り込んだ児童虐待防止条例の制定も検討がされています。

本県でも2008年の南国市の事件などから、児童福祉司の増員やスキルの向上など児童相談所の体制強化が図られてきておりますが、本県における児童虐待防止対策の現状と課題、また本県における児童虐待防止条例の制定の検討について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

次に、障害者就労継続支援B型事業所、いわゆるB型事業所についてお伺いします。

私の胸の木製の名札もB型事業所で作成されたものですが、B型事業所は、重い障害や精神障害のある人などを受け入れ、軽作業などを通

じて就労支援を行う施設で、利用者とは雇用契約を結ばず、作業の対価として工賃を支払っています。障害者の就労支援を行う事業所は、そのほとんどを国から支払われる報酬を財源として運営を行っていますが、平成30年4月報酬基準が改定され、B型事業所については、利用者に支払う工賃の金額に応じて国から支払われる報酬額が変わる仕組みが導入されました。たび重なる報酬改定により施設経営への財源圧迫を招き、深刻な介護人材の不足とも相まって事業所の閉鎖、撤退、統廃合も加速されつつあり、報酬改定による報酬額の引き上げは想定していないとの国の姿勢も相まって、事業者は危機感を募らせています。

全国の障害者施設でつくる団体きょうされんが、今年度の報酬基準の改定による影響を調査した結果、回答した866の事業所のうち、およそ6割に当たる508の事業所で、改定後に国からの報酬が減ったことが判明、さらに減収した事業所の半数に当たる249カ所で、年間の減収額が200万円以上に上る見通しであると回答もされています。

重い障害や精神障害があり毎日働くことが困難な利用者が多く利用されるB型事業所において、作業効率を上げて工賃をふやすことは困難であり、昨年の報酬基準の改正が事業所の運営に大きな影響を及ぼしているのではないかと思います。

そこで、本県における障害者就労継続支援B型事業所の現状と課題、あわせて国の報酬改定による本県の事業所運営への影響について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

次に、あつたかふれあいセンターについてお伺いします。

あつたかふれあいセンターは、日本一の健康長寿県構想、高知型福祉の重点施策として、地域のニーズや課題に応じた小規模多機能支援拠

点として、今では本県になくはならない取り組みともなっています。

近年、訪問介護や通所介護サービス、認知症カフェ、介護予防サービスの提供など、介護保険制度とも連携しながら機能の強化も図られてきていますが、運営を担う社会福祉法人や団体、スタッフといった、あったかふれあいセンターを支える人材の確保や、職員の処遇の改善などが課題ともなっています。

そこで、あったかふれあいセンター事業の現状と課題について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

本県発祥とも言えるあったかふれあいセンター事業は、今後急速に本格的な高齢化社会を迎える国全体の取り組みとしても、重要かつ先進的な取り組みの一つだと思います。

知事は提案説明の中で、知事自身が委員長を務める全国知事会社会保障常任委員会において、持続可能な社会保障制度の構築に向け、国への政策提言や優良事例の横展開を進め、新経済・財政再生計画改革工程表の諸項目の進展にもつなげていきたいとおっしゃられておりましたが、あったかふれあいセンターの事業は、中山間地や過疎地における地域コミュニティの醸成だけでなく、介護や医療・福祉といったさまざまな制度の切れ目を埋める、まさに本県発祥の先進的な優良事例ではないかと思えます。

そうした意味からも、事業の安定的かつ継続的な運営、新規事業の開始などのための財源の確保策として、あったかふれあいセンター事業の交付金化など、恒久財源の確保に関する国への要望及び提言について尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、シルバー人材センターについてお伺いしたいと思います。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、臨時的かつ短期

的、または軽易な業務や仕事を提供し、高齢者の生きがいや社会参加の促進を図るもので、市町村単位や広域市町村でセンターが構成され、現在県下各地において活動が行われています。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがい対策のみならず、介護予防や医療費の抑制など財政面での効果もあわせて重要な取り組みともなっています。特に、若者や担い手、技術者が不足する中山間地域では、卓越した技術やたくみの技を持っておられるシルバー人材が、地域の貴重な存在ともなっています。

昨年12月議会における県民の会の石井議員の質問に対して、市町村と意見交換の場を設けるなど情報を共有し、センターの活用を行っていくとの答弁もございましたが、少子高齢化などによる人手不足の深刻化に伴い、役場など公の施設の清掃、道路や河川の除草など、センターに対する地域や自治体の依存度もふえる中、事業の一層の充実と機能強化が求められている本県のシルバー人材センターの現状と課題について、再度商工労働部長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、防災行政無線の戸別受信化の進捗についてお伺いしたいと思います。

私は県議会での初めての質問で、大雨時に雨戸を締め切っている状況や、高齢者や障害者など災害援助者の避難などで、行政からの避難情報を伝える手段として、防災行政無線の戸別受信機が有効であることを提言させていただきました。

昨年の7月豪雨においても、雨音などで屋外スピーカーの音が聞こえず避難がおくれたケースや、要援護者の避難がおくれ犠牲となったことなどが報道されておりましたが、災害時など、危険にさらされている住民を避難させるための災害情報をいかに確実に伝えるかは、防災・減災の鍵であり、重要な対策であることは言うま

でもありません。特に、スマートフォンなどを持たない独居高齢者や要援護者世帯、浸水地域にある地域住民に対しての、災害時などの行政からの緊急伝達には、戸別受信機は有効な手段であるとともに、命を守る重要なインフラ整備の一つだと思います。

本県における防災行政無線の戸別受信化の進捗状況について危機管理部長にお伺いしたいと思います。

最後に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてお伺いたします。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の候補地として、県は佐川町加茂を最適地として絞り込み、先月には候補地のある佐川町加茂の各地域において住民の皆様との話し合いの場、さらには佐川町内の地域ごとに地元住民への説明会が開催されました。私も地域住民との話し合いの場や各地域での住民説明会へも参加させていただきましたが、県林業振興・環境部からも部長初め職員の皆様、毎日毎晩のように住民の皆様とまさに膝を突き合わせながら、施設整備に当たってのわかりやすい説明に努められておられました。改めて、この間の林業振興・環境部長を初め担当職員の皆様の御労苦に対して敬意を申し上げます。

話し合いや説明会には多くの地域住民が参加され、地域住民ならではの視点で、整備における留意点や不安な思いなど、さまざまな意見や助言、質問などがありました。

加茂地域住民との話し合いの場では、施設的安全性に対する多くの不安の声のほか、安全な施設なら高知市に持っていったらいいのではないかと、過疎が進み住民の数も少なく反対の声も小さいから、この地域に持ってきたのではないかと、最初から加茂地域に決まっていたのではないかと、厳しい声も多くあったことも事実であります。

そこで、新たな管理型最終処分場に関するこれまでの加茂地域住民との話し合いや、佐川町内各地域で開催された住民説明会で出された住民からの意見を、県はどのように受けとめられたのか、林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

加茂地域住民との話し合いの場では、建設時や施設完成以降の大型車の往来の危険性などを心配する声も多く聞かれました。候補地の麓、加茂地域を走る国道33号は、通勤、通学、通院など地域住民の生活に欠かせない大動脈、命の道でありながら、特に日高村から佐川町間の道幅は狭く事故も多発し、さらに豪雨のたびに冠水も起こり、通行どめも頻発しています。国道33号の通行どめや事故などのときに迂回路ともなる県道297号も、一部2車線化された部分はあるものの改良の進捗は遅く、全線改良の見通しも立っていません。

また、地域を流れる長竹川の河川改修も手つかずの状態であることなど、社会基盤の脆弱さから住民は常に不便で不安な暮らしを強いられてきた側面もあります。

そうしたところに、インフラも充実し、経済的にも生活安全面でも比較的恵まれている街部から出された廃棄物が持ち込まれる。何でここなのか、どうしてこの流域ばかり犠牲を強いられるのかと思われる地元住民の皆さんの気持ちは、察するに余りあります。まずは社会基盤の整備をしっかりと行った上で、議論はそれからだという思いは当然のことだと言えます。

そうした意味からも、国道33号、県道297号の改良と長竹川の河川改修など、地域の社会基盤整備の道筋をしっかりと住民の皆様にお示した上で、今後の議論を進めることも必要だと考えますが、尾崎知事にお伺いさせていただいて、1問目といたしたいと思います。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 大野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、官僚機構の不祥事やそれを行わせてしまう今の政治の姿についてお尋ねがございました。

言うまでもないことではありますが、行政や政治にとっては、国民や県民の皆様の信頼を得ることが極めて重要であります。そして、そのために必要なことは、まず第1に、御指摘のように、行政や政治に携わる者が全体の奉仕者として国民のために、県民のために働こうとする姿勢を持ち続けることであると私も思います。そうした点において、国民の信頼を失う事案が出てきていることは否めず、大多数の公務員が日々真摯に職務を遂行しているからこそ、まことに残念であると感じております。

そして第2に、仮に誤りがあっても組織として直ちにこれを正す、すなわち自浄作用を持った組織であることが、国民の信頼を得るために絶対的に必要であると考えるところです。そして、こうした自浄作用を働かせるために最も大事なことは、悪い話ほど速やかに組織の上部に上がっていく風土づくりではないかと考えています。霞が関のような極めて大きな組織においてこの風通しのよさを確保していくことは、困難が伴う課題であろうかとは思いますが重要なことでもあります。そして、私もこの県庁において、悪い話ほど私のところへと、常々庁内で述べるなど、こうした組織づくりに日々意を用いているところであります。

いずれにしましても、政府においては、政治や行政に対する国民の信頼を損ねることのないよう、しっかりと対応していくことが重要であると、そのように考える次第でございます。

次に、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想、それぞれの平成31年度予算のポイントについてお尋ねがありました。

まず、産業振興計画につきましては、第1に、継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みを意図的に構築する政策を質・量ともに大幅に充実したこと、第2に、新たな付加価値をもとに、さらなる取引の範囲の拡大につなげていく取り組みを強化したこと、この2つが予算の大きなポイントであります。

第1の新たな付加価値創造に関しては、経済成長の源泉であり、本県経済の拡大傾向をより強固なものとし、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものとしていくために最も重要な取り組みであります。このため、民間の皆様から新たな成長の種となる事業が次々に生み出され、また民間の皆様の潜在力を十分に生かし切ることができる新たな仕組みを、各分野で構築しようと努めたところでございます。

具体的には、県行政や各産業などの現場のニーズを抽出し、それをもとに新たなIoTシステムの開発などにつなげる高知デジタルフロンティアプロジェクトや、起業・新事業展開を促すこうちスタートアップパークといった仕組みを大幅に拡充するとともに、中山間の各地域の自然や体験資源を生かして外貨を稼ぐ自然・体験型観光の取り組みを展開していくこととしております。

あわせて、本県産業の飛躍的発展を図る上で、各産業分野におけるデジタル技術の導入は不可欠であることから、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発や高知マリンイノベーションの推進など、各分野での展開に加え、県内企業におけるデジタル技術の導入もまたサポートしてまいります。

第2のさらなる取引の範囲の拡大に関しては、今回輸出の拡大や国際観光の推進など、各分野の海外展開に向けた施策を本格化してまいります。

具体的には、日本貿易振興機構との連携を一

段と強化するとともに、各分野の輸出とインバウンド観光推進などの取り組みが相乗効果をもたらすよう、ターゲットとする国や地域における高知県のネットワークを構築するなど、連携体制を強化してまいります。あわせて、企業の輸出戦略の策定と実行への支援や、国内外の商社などとのマッチングなど、企業ニーズや事業展開に応じたサポートを、さらに充実していくこととしています。

要すれば、地産外商の取り組みについて、より民主導の取り組みを力強く応援していけるような、そういう予算となるよう心がけたところであります。

次に、日本一の健康長寿県構想については、これまでの取り組みにより整ってきた、地域地域の保健・医療・福祉のサービス資源をネットワーク化し、有効なシステムをつくり上げていこうとしたこと、このことが予算の大きなポイントであります。

例えば、あったかふれあいセンターが約280カ所に設置されるなど県内全域に広がってきたことや、中山間地域で安心して生活できるよう、いざというときの急性期医療体制としてドクターヘリの離着陸場所が大幅に拡充されたこと、また中山間地域への訪問看護や訪問介護のサービスが拡大されるなど、地域地域のサービス資源が一定整ってまいりました。そうしたこれまでの取り組みの成果を生かし、各拠点をネットワーク化し、全体としてシステムとしていくような施策の構築に意を用いたところであります。

具体的には、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を強化するため、地域包括ケア推進監等による個別支援に加えて、主任ケアマネジャーの確保の取り組みを支援するなど、人的なネットワークを強化してまいります。あわせて、ICTにより、医療機関や薬局、介護事業所などの間で患者情報を共有する

システムの構築や、在宅医療に係る情報を多職種間でリアルタイムで共有するシステムの普及など、物理的な距離を縮めるとともに、多職種が連携しやすい環境づくりを進めてまいります。

来年度は、次の5年、10年先につながる道筋を示す1年となるよう、このように大幅に強化した政策群に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、臨時財政対策債に対する所見と、地方交付税の確保など国への予算要望の取り組みについてお尋ねがございました。

地方の財源不足に対しては、臨時財政対策債によって補填するのではなく、地方交付税そのものをしっかりと確保することにより、地方の将来にわたる安定的な財政運営を実現していくことが本来の姿であると考えております。

議員からお話がありました臨時財政対策債については、その残高が今年度末に全国で54兆円に上ると見込まれており、発行額のさらなる圧縮や債務の償還に取り組んでいく必要があります。このためこれまで、全国知事会などとも連携し、地方交付税を初めとする地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度を確立するよう、国に対し繰り返し要望を行ってきたところです。

こうした取り組みの結果、新年度の国の予算案における地方財政対策では、一般財源総額は前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保されました。また、地方税が増収となる中、地方交付税について7年ぶりに前年度を0.2兆円上回る16.2兆円が確保される一方、臨時財政対策債について前年度から0.7兆円減の3.3兆円と大幅に抑制されたことは、地方財政の健全化に資するものであり、高く評価するところであります。

今後も、引き続き全国知事会などと連携し、臨時財政対策債の縮減、さらには廃止や、地方交付税の法定率の引き上げなどによる地方交付

税総額の確保を図るなど、将来にわたって地方の安定的な税財源が充実、確保されるよう、国に対し強く訴えてまいります。

次に、平成31年度の国の当初予算における消費増税対策を踏まえ、中山間地域などの小規模事業者にどのように対応していくのかとのお尋ねがございました。

国の平成31年度予算案では、消費税率の引き上げに伴う経済への影響を平準化するため施策を総動員することとし、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を初め、キャッシュレス化による消費者へのポイント還元、住民税非課税の方や子育て世帯向けのプレミアム付商品券など、臨時・特別の措置として国費2兆280億円が計上されております。県としましても、これらの施策の効果が最大限発現されますよう、対策をしっかりと講じていく必要があると考えています。

ただし、議員のお話にありましたキャッシュレス化にかかわる施策については、特に中山間地域ではキャッシュレス化の導入そのものが進んでおらず、現状のままでは顧客離れが進みかねない状況にありますし、導入するにしても手数料負担や決済サイクルの長期化などが事業者の経営を圧迫することが懸念をされます。

しかしながら、このキャッシュレス化は、一般の消費者へのポイント還元による需要の平準化のみならず、今後住民の利便性の向上はもとより、都市部からの観光客やインバウンド需要への対応においても大変重要となってまいりますことから、今回の緊急対策を機会に、県内にできる限り広めていくとの方向で対応したいと考えております。

このため、導入のメリットやデメリット、さらには国の支援策などを十分に理解した上で、多くの事業者の皆様にご案内していただけるよう、金融機関と連携したセミナーなどを行いますと

ともに、商工会、商工会議所、金融機関などと連携した経営計画の策定・実行支援を通じて、経営基盤の強化を図ることともあわせて、中山間地域においてキャッシュレス化が進みますよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アベノミクスの効果とその評価についてお尋ねがございました。

国においては、これまで安倍総理のリーダーシップのもと、いわゆるアベノミクスによりデフレからの脱却と経済の再生を目指して施策の展開を図ってきました。こうした結果、この6年間でGDPは名目、実質ともに過去最高水準にまで拡大し、国の税収も過去最高水準まで増加をしております。さらに、有効求人倍率は全国で1倍を超える状態が継続するなど、各種経済指標は改善を続けており、我が国経済は着実に回復してまいりました。

また、本県におきましても、産業振興計画による取り組みを開始して以降、県内総生産がマイナス成長からプラス成長に転じるなど、今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。こうした背景には、アベノミクスや地方創生などの国の政策が、本県の取り組みの強力な後押しになっているものと認識をしています。

しかしながら、本県における1人当たりの県民所得は、全国を上回る伸びを示しているものの、絶対水準では全国の8割強にとどまっています。また、本年1月に発表された住民基本台帳人口移動報告では、東京圏以外の全ての道府県との間で、東京圏が転入超過となっており、人口の東京一極集中に歯どめがかからないなどの課題も見受けられます。このため、全国的な傾向はプラスであると確実に言えるものの、その効果に偏在性があるといった課題は残っているものと考えております。

こうした中、国においては、成長の果実を全国津々浦々にまで浸透させるよう、地方創生の取り組みを一層力強く進めるとともに、多様な人材の活躍などを促進する人づくり革命や、新たな技術革新による生産性革命などを推進することとしております。中でも、東京一極集中の是正に向けては、地方への新しい人の流れをつくることとし、来年度の当初予算案においても、U・I・Jターンによる起業や就業を抜本的に強化する支援メニューを新たに設けるなどしているところです。国においては、今後も経済成長の果実が大都市から地方へ、大企業から中小企業へと、より力強く波及することとなるよう、一連の施策を着実に推し進めるとともに、地方創生の取り組みを息の長い取り組みとして継続し続けていただきたいと思います。

本県においても、引き続きアベノミクスや地方創生などの国の施策を有効に活用しながら、産業振興計画を初めとする県勢浮揚に向けた取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えているところです。

次に、新たな広域連携制度、圏域構想に対する所見と今後の基礎自治体の理想的な姿についてお尋ねがありました。

昨年示された、国の自治体戦略2040構想研究会の報告書においては、今後深刻化する人口減少や少子高齢化に伴って生じる課題に対応するため、今後の自治体行政の方向性として、圏域単位での行政のスタンダード化や、都道府県による市町村の補完・支援といった内容が盛り込まれ、現在この報告書を踏まえて、地方制度調査会で議論が進められているところです。現時点では、具体的にどのような制度が設けられるのかは明らかではありませんが、県による補完・支援など、本県の取り組みと方向性を同じくするものもあることから、本県の後押しとなることを期待しております。

基礎自治体のあるべき姿について私の考えを申し上げれば、基礎自治体である市町村には、住民に一番近いところでサービスを提供する自治体として、人口減少対策や南海トラフ地震対策を初め、地域地域のさまざまな課題に対応した取り組みを積極的に行い、住民福祉を向上させていくことが求められております。そういう意味では、地域密着型のきめ細やかさが求められるところと考えます。他方、業務によっては、各市町村が単独で取り組みを行ってだけでなく、広域的に連携することで、より効果的、効率的になるものも存在すると考えます。

県としては、例えば産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の遂行に当たっては、前者の各市町村の地域密着型の機能との連携を深めているところであり、これにより産業振興計画の地域アクションプランや集落活動センター、あったかふれあいセンターの取り組みなどを進めてきております。他方、後者の広域連携については、必要性はあるが頻度が少なく、共同で処理したほうが効果的な分野について、県が中心となって事務の共同化に向けた検討を始めたところでもあります。また、お互いの長所を生かし合うという意味で広域化が有効な業務もあり、この点からは、れんけいこうち広域都市圏の取り組みを促進しているところでございます。

以上のように、基礎自治体のあり方、さらには県と市町村のかかわりについては、地域に密着する方向にベクトルが向いているものと、広域連携する方向にベクトルが向いているものの2つがあると考えます。地方制度調査会の議論に基づく新たな制度についても、こうした2つの方向性を踏まえたものとなるよう、必要に応じて国に対して政策提言なども行ってまいりたいと考えております。

次に、あったかふれあいセンター事業の交付金化など、恒久財源の確保に関する国への要望

及び提言についてお尋ねがございました。

全国的に高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、地域で住民が支え合いながら、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現のためには、あったかふれあいセンターのような、福祉制度のはざまのニーズや課題を拾い上げ、小規模ながらも地域の実情に応じて柔軟にサービスを提供する福祉の仕組みの構築が、本県に限らず全国的な課題となっているものと考えております。このため、先進・優良事例の全国的横展開を図るための全国知事会のワーキングチームにおいても、多様な福祉サービスの提供ワーキングチームを立ち上げ、地域力強化の先進・優良事例として本県のあったかふれあいセンター事業を取り上げ、参加県と事業の深化などに取り組んでいるところであります。

他方、あったかふれあいセンター事業には、これまで雇用対策や地方創生のための交付金など、国の財源を最大限活用してきたものの、基本的には県の一般財源を中心として取り組みを進めてきたところです。本事業は、地域福祉の拠点として、本県の中山間地域などでは必要不可欠な取り組みであることから、国からの財政支援の有無にかかわらず、今後とも県として確実に財源を措置し、事業の継続を支援してまいり所存であります。

ただ、その上で、今後さらなる整備や機能強化を図るため、またこのような事業の全国展開を図る上では、国による安定的な財源の確保も有効であることから、ワーキングチームの議論も踏まえ、自治体の創意工夫ある取り組みを強力に後押しする財政支援の一つとして、全国知事会から国に対し提言してまいりたいと考えております。

県としましては、あったかふれあいセンター

は、日本一の健康長寿県構想に掲げる高知版地域包括ケアシステムや高知版ネウボラの構築に向け、重要な役割を担うものと考えており、あったかふれあいセンターの整備や機能強化を進めることなどにより、「県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

最後に、新たな管理型最終処分場の整備に関して、国道の改良や河川の改修など、地域の社会基盤整備の道筋をしっかりと住民の皆様にお示しした上で、今後の議論を進めることが必要だと考えるがとのお尋ねがございました。

新たな管理型最終処分場の整備に関する説明会の場などにおいて、地域の住民の皆様からは、河川の増水や国道の交通安全などについて御不安の声を多くいただいております。県としましても、そうした御不安を解消するための取り組みを行っていく必要があるものと考えております。特に、これまでも豪雨の際に、たびたび浸水被害が発生している長竹川の改修につきましては、住民の皆様からの強い思いをお聞かせいただいております。県として具体的な対応策を検討していくとともに、国道33号の交通安全に関する御心配につきましても、対策を講じていただけるよう国に要望していくことを考えております。

あわせて、管理型最終処分場は、産業振興、県経済の活性化のために県内に不可欠な施設であることから、これを受け入れていただく地域の振興にもつながるような取り組みも検討していく必要があると考えております。このため、今後住民の皆様からの御意見や御要望をより詳しくお聞かせいただき、佐川町や関係機関とも協議の上、具体的な対応策を取りまとめ、住民の皆様から県の考え方をお示ししながら、新たな施設の整備に関する話し合いを続けさせていただきたいと考えております。

県としましては、住民の皆様に寄り添いながら、住民の皆様の御不安を解消するとともに、施設の整備によって地元の皆様に、より暮らしやすい地域になったと思っただけのように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、医療的ケアが必要な子供への支援の現状と課題についてお尋ねがございました。

日常生活を送るために、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアを必要とする子供の人数等を県から市町村に照会した結果、昨年10月末における在宅での未就学児は36人であり、このうち8割は、医療機関や福祉サービスを提供する事業所が多くある県中央部に居住していました。

医療的ケアの種別では、経管栄養、酸素療法が16人と最も多く、次いでたん吸引が11人です。人工呼吸器の管理など高度な医療を必要としたり、複数の医療的ケアが必要なお子さんもおられ、本人の状態や年齢、介助される御家族など、個別の状況に応じた支援策をそれぞれの地域で整えていく必要がございます。

県では、御家族の保育所に通わせたいという思いを受けて、昨年度、保育所等での医療的ケアが必要な子供の受け入れ体制を確保するための助成制度を設け、教育委員会と連携して市町村の取り組みを支援しています。来年度には、新たに乳児院に医療機関との連絡調整などを行う看護職員を配置することにより、医療的なケアが必要な子供の受け入れ体制を確保いたします。

また、今年度の国の報酬改定では、看護職員の加配加算の創設など通所支援の充実が図られたことから、県からも、この加算を取得し医療的ケアを必要とする子供を受け入れていただく

よう、通所事業所にも要請したところでございますが、看護職員の確保が難しいといった課題があり、受け入れの拡大には結びついていないところでございます。

今後も、事業所に加算の活用を継続して働きかけるとともに、看護職員を配置した場合の報酬が実態に見合ったものとなるよう、国に対して提言することも検討してまいります。

さらに、医療的ケアが必要な子供の地域生活を支えていくためには、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携して必要な支援を行っていくことが重要であることから、医療的ケアが必要な方を支援できる人材と、各種サービスの紹介や相談、関係機関との連携など、総合調整を行うコーディネーターを養成することによりまして、地域での支援体制の充実を図ってまいります。

次に、本県における児童虐待防止対策の現状と課題、また児童虐待防止条例の制定の検討についてお尋ねがございました。

本県における児童虐待防止対策につきましては、これまでの児童虐待死亡事例検証委員会から、児童相談所の体制や職員の専門性確保に向けた取り組みの強化、一時保護の判断や組織的対応のあり方、また市町村要保護児童対策地域協議会への支援など、本県の抱える課題への対応などについて御提言をいただき、その提言に沿って取り組みを進めているところです。

具体的には、児童福祉司や児童心理司などの専門職員を順次増員し、児童福祉司においては昨年末に国が示しました2022年の目標値を既に上回る配置を行うとともに、職員の資質向上のためのアドバイザーの招聘による事例検討や、弁護士による定期的な指導・助言、医師に随時相談ができる体制の整備などに取り組んでまいりました。また、一時保護につきましては、子供の安全を第一に考え、子供や保護者の同意を

得なくても包括的なアセスメントに沿って的確に判断し、必要があればちゅうちょせず保護を実施することを基本姿勢とするとともに、個別のケース対応につきましても、個々の職員が課題を抱え込まないよう、常に組織内で情報を共有し、組織として判断し対応することを徹底して取り組んでいます。

あわせて、市町村に対しましては、経験年数や職階に応じた研修会の実施や要保護児童対策地域協議会の運営支援などにより、その対応力の強化を図ってまいりました。

このような相談支援体制の強化とともに、子供たちの命の安全と安心を守るため、虐待などの早期発見にとどまらずその発生自体をなくすことを目指して、妊娠期から子育て期までを一貫してサポートする高知版ネウボラの構築を進めているところです。

議員のお話にありました児童虐待防止条例の制定につきましては、親から子への体罰禁止の法制化などを検討しています国の動向も注視しながら、その制定の必要性も含め検討してまいりたいと考えています。

次に、就労継続支援B型事業所の現状と課題、あわせて報酬改定による運営への影響についてお尋ねがございました。

就労継続支援B型事業所は、企業等への就労が困難な障害のある方が、障害特性やその日の体調に合わせて自分のペースで働きながら訓練を行う事業所であり、県内には平成31年1月末現在で100事業所ございます。

本県のB型事業所の1人当たりの平均工賃月額、事業所の工賃向上に向けた努力や、県による商品企画などを支援する工賃向上アドバイザー派遣などの取り組みの結果、平成29年度には全国平均の1万5,603円を上回ります1万9,694円で全国第3位となるなど、高い水準にあります。その一方、利用者の障害特性などにより、日々

の作業量が安定しないなど生産面での課題や、事業所の支援員が十分に確保できないといった運営面の課題がございます。

こうした中、今回の報酬改定では、事業所の平均工賃月額に応じた7段階の基本報酬を設定する仕組みに改定されるとともに、前年度の工賃実績をもとに算定する目標工賃達成加算が廃止されました。このことにより、目標工賃達成加算を含む基本報酬と今年度の基本報酬を比較した場合、52の事業所で報酬が減少しています。

また、就労に当たり労働日数や時間などに配慮することや支援が特に必要な、重度障害や精神障害の方を多く受け入れている事業所では、平均工賃月額を引き上げることが難しいことから事業所への報酬が低く抑えられ、利用者への支援に見合った報酬が得られないといったお話もお伺いしているところでございます。

県といたしましては、事業所の報酬アップにもつながるよう、工賃向上に向けた支援を引き続き実施いたしますとともに、厚生労働省が実施をしています今回の報酬改定検証調査の結果も踏まえ、事業所の状況もお聞きしながら、必要に応じて報酬の見直しなど、全国知事会とも連携して、国に提言を行ってまいりたいと考えています。

最後に、あったかふれあいセンターの現状と課題についてお尋ねがございました。

あったかふれあいセンターは中山間地域の多い本県において、子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず気軽に集え、制度サービスのすき間を埋めることのできる地域福祉の拠点として、現在31市町村、サテライトを含めまして約280カ所に設置をされています。各センターにおいては、介護予防や認知症カフェなどの取り組みが進められており、小規模ながらも1カ所で多様なサービスが提供されているところでございます。

課題といたしましては、一部の市町村においては、センター職員の求人を出しても応募がなかったり、非正規職員が多く経験が蓄積しづらいことなどがあるとお伺いしております。

県といたしましては、利用者への切れ目のないサービス提供をするためには職員の安定的な確保が必要であり、そのためには職員が継続して働くことのできる環境が重要と考えております。一方で、職員の処遇につきましては、委託先の雇用形態や給料表に基づくなど、市町村や委託先の実情に応じて設定されていますことから、県といたしましては、市町村にセンターの重要性などをしっかりと理解していただき、雇用形態や処遇改善などについて検討していただくよう働きかけていきたいと考えております。

あわせて、地域で質の高いサービスが受けられるよう、リハビリテーション等の専門職の確保が困難な場合には、関係機関と連携してセンターへの専門職派遣を支援いたしますとともに、利用者が必要なサービスを受けられるよう関係機関に適切につなぐための実践的な研修などを通じまして、センター職員のスキルアップに努めてまいります。

今後も引き続き、あったかふれあいセンターの機能強化に向けて市町村を支援することによりまして、高知型福祉の拠点としての機能強化を図ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、学校、幼稚園や保育所における、医療的ケアを必要とする乳幼児や児童生徒の受け入れ体制の現状と課題についてお尋ねがございました。

本年度、保育所に入所している医療的ケアが必要な幼児は12名で、このうち在園中にたんの吸引などの医療的ケアを必要とする幼児は4名となっております。そして、このうち3名については、幼児の実態に応じて医療的ケアを行う

看護師が配置されております。

県教育委員会では、本年度から在園中に医療的ケアを行う看護師等の配置への補助制度を設け、これまでの医療技術支援を行う看護師等の派遣に対する地域福祉部の助成制度とあわせて、支援の充実を図っているところでございます。

次に、就学後の医療的ケアが必要な児童生徒については、現在県立特別支援学校では8校に25名、公立小中学校では7校に7名が通学しております。学校で医療的ケアを行う看護師は、特別支援学校では8校全てに、公立小中学校では7校のうち3校に配置をされております。また、各学校では、管理職や養護教諭、看護師などで構成する校内委員会を設置し、保護者や主治医との連携、看護師が医師等から直接指示を受ける機会の確保、さらに個別の実施マニュアルの整備などにも努めているところでございます。

しかしながら、医療的ケアを行うスペースなどの環境整備や、看護師の安定的な確保、医療的ケアの内容の多様化、高度化に対応するための医療機関との一層の連携などが課題となっております。このため本年度、医療や保健、福祉及び教育等の各分野が参加して設置しました、高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会を活用して、重症心身障害児者や医療的ケアが必要な乳幼児や児童生徒に対する総合的な支援に向けた対応策などを検討していくこととしております。

次に、特別支援学校に在籍している医療的ケアを必要とする児童生徒の通学の現状と課題についてお尋ねがございました。

現在、県立特別支援学校に通学している医療的ケアを必要とする児童生徒25名のうち、保護者による送迎は18名、残りの7名はスクールバスや介護タクシー、福祉サービスの利用となっております。

医療的ケアを必要とする児童生徒は、学校への通学など移動においても配慮を必要とし、多くの児童生徒は保護者の送迎により通学しています。このため、さまざまな理由により保護者が送迎できない場合において、児童生徒の通学手段の確保が課題となっております。

そのため、県教育委員会では、平成26年度から保護者が急病などやむを得ない理由で送迎できないときなどにタクシーを利用して通学した場合には、一定回数まではタクシー料金の全部または一部を補助することとし、児童生徒の通学の保障と保護者の経済的な負担の軽減に努めております。

県教育委員会としましては、こうした助成制度の周知に加え、今後とも医療的ケアを必要とする児童生徒ができるだけ同年代の子供たちと触れ合い、年齢や発達段階に応じ、またその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、保護者のニーズに応じて、学校、市町村、福祉サービスの事業者等と、児童生徒の支援計画などの情報を共有し役割分担を行いながら、通学への支援を含めて必要な支援ができるよう、一層の連携を図ってまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) シルバー人材センターの現状と課題についてお尋ねがございました。

現在、県内にはシルバー人材センターが20団体あり、うち市町村単位で設置されているものが16、広域で設置されているものが4つ、そしてそれらを会員とする連合会が1つあります。また、シルバー人材センターが設置されていない町村は5つございます。その主な事業は、民業を圧迫しないことを前提に、清掃や樹木の剪定から農作業などを請け負うほか、議員のお話にありましたように、市町村から道路や施設の管理を受託するなど、近年は増加傾向にあり、

地域の重要な雇用の場や事業の担い手となっているところです。

シルバー人材センターに係る主な課題といたしましては、市町村からの委託業務の発注や運営費補助に関して市町村ごとに温度差があることや、会員数の確保といったことが挙げられます。そのため本年1月より、市町村を訪問するなどして、国の事業の紹介や各市町村の状況を確認させていただいているところです。

その中で、活用しづらい理由として、地域内にそれらの事業を担える団体がほかにもあることや、必要な技術を持つ会員が少ないケースがあること、また広域で設置をしている市町村については、地元の会員が少ないことから発注しづらいといった御意見をいただいております。

そういった中、市町村のシルバー人材センターに対する全体予算が大幅に増加する状況にはありませんけれども、確認できる範囲では、5つの市町で運営費補助の増額を、また3つの市町で新たな施設管理や介護関連サービスの委託を検討していると伺っております。また、国の来年度予算案では、シルバー人材センターへの運営費補助金において、会員数や女性会員数の増加割合に応じて加算額がふえる制度が新設をされる予定であり、新たな会員獲得により加算措置の適用を目指すシルバー人材センターも出てきております。

さらに、連合会においては、センター事業のテレビスポット広告の実施やリーフレット等の作成、配布など、会員拡大のための普及啓発事業を実施するとともに、剪定講習やパソコンビジネス講習など、各種技能講習による会員のスキルアップを図っているところです。

県といたしましては、引き続き市町村やシルバー人材センターとの情報交換により、現状の把握と各種制度や事例の紹介を行うとともに、会員獲得に向けては市町村や県の広報紙を活用

するなど、一層シルバー人材センターの活用を促進し、高齢者が活躍できる地域の実現を目指してまいります。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) 防災行政無線の戸別受信化の進捗状況についてお尋ねがありました。

台風や大雨などの災害時において、住民の皆様にも命を守っていただくよう、避難を促すための情報を複数の手段によって迅速かつ確実に伝達することは、非常に重要だと考えています。そのため市町村では、防災行政無線や有線放送、緊急速報メールなど、さまざまな手段を用いて情報の伝達を行っています。中でも、防災行政無線の屋外スピーカーでは音声聞き取りづらい場合があることから、戸別受信機の整備を県の補助金で助成してきたところです。

平成27年の県議会で議員に答弁させていただいた際には、22市町村で2万4,123台が設置されておりましたが、本年2月時点では23市町村、2万9,640台となり、約5,500台ふえております。また、このほかにもインターネット回線などを活用した有線での専用端末が15市町村で合計約2万5,000台、御家庭に配置されており、戸別受信機と同様に使われています。

昨年、7月豪雨後に県内市町村に実施した避難に関するアンケート調査では、複数の伝達手段を用い住民に対して避難情報を伝達したことが効果的だったという趣旨の回答が21市町村からあり、戸別受信機が効果的だったとの回答もありました。このため今後とも、戸別受信機や専用端末を整備する場合の助成を継続するとともに、情報の伝達については、豪雨災害対策推進本部の中でさらに検討を深めていきたいと考えています。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 新たな管理

型産業廃棄物最終処分場の整備について、地域住民との話し合いや説明会で出された意見をどう受けとめたのかとお尋ねがございました。

最終処分場の候補地につきましては、さきの12月定例会閉会后、県として佐川町加茂を施設整備に最も適した箇所として絞り込むとともに、佐川町に施設整備の受け入れについて申し入れを行いました。

あわせて、年末ではありましたが、佐川町加茂地区の住民の皆様にも、3カ所の中から佐川町加茂に絞り込みをさせていただいたこと及びその絞り込みの考え方などについて、詳しく御説明させていただきました。

住民の皆様からは、改めて候補地選定の経緯に関する御質問を初め、施設からの水漏れなど施設の安全性に対する御不安の声や、井戸水や河川の水質への影響を心配する御意見のほか、これまでたびたび浸水被害を受けている地域であることから、豪雨などの際の河川の増水を心配する御意見を多くいただきました。

このため、県では、1月末から2月初めにかけて、候補地選定の経緯や施設の安全性などについて、簡潔な文章や写真、図解などを使用して、よりわかりやすく整理した資料を作成し、加茂地区の各戸に配布させていただきました。

加えて、先月中旬からは加茂地区の4会場において、住民の皆様との話し合いの場を設けさせていただきました。住民の皆様からは、議員のお話にありましたように、候補地選定の過程に関する御意見がございましたので、県からは、有識者らによる選定委員会を設置しさまざまな観点から審議していただいた結果、3カ所の最終候補地が選定されたものであることや、委員会の選定過程については土地の先行取得などを防ぐためやむを得ず非公開で進めてきたことから、3カ所が選定された同日に、非公開とされた審議も含め委員会において用いた資料を全面

的に公開したことなど、透明性、公平性を確保するとともに、客観的かつ科学的に選定されてきたことを、先ほど申し上げたわかりやすく整理した資料も活用しながら御説明させていただきました。

また、施設からの水漏れなど施設の安全性や井戸水の水質への影響を心配する御意見に対しましては、新たな処分場は廃棄物のほこりをとるために散水することから、その水が埋め立てられた廃棄物の層を通過してしみ出てきますが、その水の量はわずかで、河川に放流しても構わないほどきれいであることや、施設は水を場外に一切出さない、出ない安全な仕組みになっていることを、改めて御説明させていただきました。

あわせて、河川の増水の御不安に対しては、河川改修に向けた検討を進めていくこと、井戸水の水質の御不安に対しては、御家庭の井戸について建設工事の着手前から水質の検査を行うこと、また国道の安全対策についての御意見に対しては、国に要望していくことなど、住民の皆様への不安の解消に向けた具体的な対応策もお示ししながら、御理解をいただけますよう丁寧な説明に努めたところです。

さらに、加茂地区以外の佐川町内の各地区の住民の皆様に対しましても、こうした候補地選定の経緯や施設の安全性、住民の皆様への御心配に対する県の対応策などについて説明をさせていただきました。

県としましては、今後とも住民の皆様への御不安の声や御意見をしっかりと受けとめ、住民の皆様へ寄り添いながら、誠意を持って対話を重ねさせていただきたいと考えております。そうした取り組みを通じて、施設整備について御理解をいただきますよう努めてまいります。

○27番（大野辰哉君） 知事初め執行部の皆様からそれぞれ丁寧な御答弁をいただきまして、ま

ことにありがとうございました。

2問目はありませんが、最後の発言になるかもしれませんが、高吾北地域で生まれ育った一住民としての思いを少し述べさせていただきたいというふうに思います。

仁淀川上流域の高吾北地域ですが、高速道路の計画からも外れるなど、社会インフラもまだまだ未整備で、少子高齢化も進み、地域経済も決して強いとは言えない地域ですが、優しい人々や美しい自然、水質日本一の仁淀川など、地域には誇れるものがたくさんあります。また、ここ一、二年の間に、高知南国道路や高知西バイパスの延伸などによって、高知県の空の玄関口、高知空港から高吾北地域の入り口、日高村までのアクセスは格段に向上することとなります。

今後、そうしたことをチャンスに、地域が維持・発展していくため、また先ほど知事もおっしゃられましたけれども、より暮らしやすくなったと思えるような地域となるように、地域の頑張りとおわせて県の支援は欠かせないと思っております。どうかこれからも高吾北地域をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、これは高吾北地域に限ったことではないかもしれませんが、今後においては、昨日中内議員もおっしゃられていましたが、例えばプロ野球の公式戦ができるぐらいの規模の野球場とかテーマパーク、そういった特に子供や若者たちに夢のあるような前向きな施設整備の計画のお話などもお聞かせいただくことができれば、地域の未来も明るくなるのではないかと思います。あわせて、知事初め執行部の皆様へお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、平成という時代が間もなく幕を閉じ、新たな時代がスタートしようとしています。大きな時代の節目となることは、い年の選挙イヤーとも言われ、来月には県議会議員も審判を

受ける統一自治体選挙、夏には参議院議員選挙、秋以降も高知市長・県知事選挙なども行われ、新たな時代のかじ取り役、住民、県民、国民の代弁者が決まります。

一昨年、当時自民党の石破茂幹事長が来高された際に、新しい日本を切り開くために、政治は国民にうそをついてはならないとおっしゃられておりました。私はまさにそのとおりだと思いました。政治が真っ当にならないと行政の正常化は実現しないし、未来の幸せな国・県づくりも展望ができないと思います。片岡村長ではないですが、行政や政治は誰のために、何のためにあるのか、自分自身、もう一度原点に立ち返って、新たな時代にチャレンジしていきたいと思っております。

ちょうど県議会議員選挙戦の真ただ中、4月1日エイプリルフールに新元号が発表されるとのことでありますが、新しい時代には、知事の名前ではないですが、うそつきでない正直者の政治家、県民、国民のために一生懸命仕事をする政治家が一人でも多く誕生することを、そしてこの国が、高知県が幸せいっぱいになりますことを心から御祈念申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきたいと思っております。皆様本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日及び明後3日は休日でありますので、3月4日に会議を開くことといたします。

3月4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時56分散会

平成31年 3月 4日 (月曜日) 開議第 4日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 宇田川佳宏君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第4号)

平成31年3月4日午前10時開議

第1

- 第1号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第2号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第19号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第20号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第21号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

造成事業用地)の取得に関する議案

第67号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第68号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第69号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案

第70号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第71号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第72号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

第73号 県道の路線の認定に関する議案

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(土森正典君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

8番土居央君。

(8番土居央君登壇)

○8番(土居央君) 自由民主党の土居央でございます。この任期最後の議会でございますけれども、この議会で登壇できますことをありがたく思っております。

それでは、早速質問に移らせていただきます。今、国と地方は、まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生の取り組みを全力で進めています。今後、東京オリンピックやリニア新幹線の開業など、東京圏の求心力がますます増大していく中で、地方としては、人口を維持し地域の活性化を図っていくためには、地方創生を含め、経済、福祉、防災、教育など、あらゆる施策をフル動員して対処していく以外にないと思います。

まず、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口減少対策についてお伺いをいたします。

高知県推計人口データによりますと、本県のことし1月1日時点の推計人口は70万4,546人となっており、一昨年から前年比で比較してみますと、平成29年と30年の1月1日比較で7,197人、平成30年と31年の1月1日比較で7,811人の減少となっております。この減少のペースで推移をした場合、本年中には、本県の人口は70万人を切って60万人台に突入していくものと思われます。

こうした人口減少に端を発する負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換すべく、今、国、県、市町村を挙げて地方創生に全力で取り組んでおり、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な事業を登載しながら、国や各自治体が連動・連携して現状の人口減少時代に立ち向かおうとされています。

本県でも御承知のとおり、全国より15年先行して平成2年から人口の自然減が始まるとともに、平成7年から老年人口が年少人口を上回る状態が続いております。しかしながら、私は、平成19年尾崎県政が始まって以来、閉塞感を感

じるそれまでとは異なり、高知県の前進のギアは確実に上がっていると感じています。

知事は就任以来、人口減少、高齢化に伴う経済規模の縮小や過疎化の進展、自然災害の常襲といったさまざまな課題に直面する課題先進県であるからこそ、本県をそれらによる負のスパイラルに負けない課題解決先進県へと変貌させることが大事であり、そのために、前例のないこと、国の制度にまだなっていない課題解決策を真っ先に見つけ、先進県として発信していきたいと力強く述べられ、県民を鼓舞し、まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む、さまざまな施策を実行してこられました。現在の各種経済指標の向上はそうした取り組みのたまものであり、いまだ人口減少は続いているものの、今後人口減少にも歯どめをかけていける土台は構築されつつあると感じております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、多くの自治体が平成27年度に計画期間を5年間として策定しており、その多くが計画の終期を31年度に迎えるという状況にあります。国においても、計画中間年となる3年間を重要業績評価指標KPIの進捗状況により検証しており、基本目標2の「地方への新しいひとの流れをつくる」という人の流れづくりにおいては、効果が十分発現に至っていないという評価をされています。また、検証結果を踏まえて、昨年末まち・ひと・しごと創生総合戦略の2018年改訂版を示されています。

そこで、まず本県において、現行の総合戦略の進捗状況をどのように検証、評価し、最終年度となる来年度にどのように取り組んでいくのか、尾崎知事にお伺いいたします。

次に、人口動態に関してお聞きします。人口動態におきましては、増減の内訳として自然増減と社会増減があります。自然増減とは、死亡及び出生の差し引きにより導かれるものですが、

直近の平成29年の数字では、死亡数は前年比マイナス155人で減少しており、合計特殊出生率は1.47から1.56へと上昇し、出生数も58人増加をしています。これらは、少しずつではありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略や産業振興計画、日本一の健康長寿県づくりなど、県の施策の効果があらわれてきているものと考えています。これは、昨年末に高知新聞社が実施した県政世論調査において、尾崎県政の人口減少対策について約半数の方々が出ていると答えられた結果からもうかがえると思います。

こうした効果は、さらに広く県内の市町村にも共有されていくべきと考えますが、市町村によってはその効果に差が生じているのではないかと思います。この対策は、結婚・妊娠・出産・子育てなどそれぞれのステージに合わせた支援や働き方改革など、息の長い取り組みを根気強く継続していく以外にないかと思います。

人口動態の自然増減における現状をどのように分析し、今後どのような対策を講じていこうとお考えか、健康政策部長と地域福祉部長にそれぞれお伺いいたします。

一方、社会増減とは、転入及び転出の差し引きにより導かれるものであり、繰り返しになりますが、人口減少の負のスパイラルからプラスのスパイラルに転換するために、県外からの移住者の増加と若者の県外流出の防止を、本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略では掲げられています。県外からの移住者の増加に関しては、来年度の最終目標として年間1,000組の移住を設定しており、目標に向かって着実に進んでいるものと思います。特に、移住施策は市町村との連携が重要で、本県の人口減少問題の歯どめにも大きく寄与するものと思います。

先月、日本農業新聞におきまして、地方への移住のハードルを下げるために始めた2段階移住について、特集記事が掲載をされていました。

その中に、ふるさと回帰支援センターの方のコメントが掲載されており、2段階移住が移住者にとって選択の幅を広げることができる制度だと評価されつつ、高知市が主体となって制度が実現したのは、県全体で移住に取り組んできたあらわれだろうとの意見が掲載をされていました。まさしく、こうした取り組みが今後も重要だと思えます。

一方で、一部の市町村では、移住者が住むための住居が不足するなど、受け入れ環境の整備に苦勞しているという声も聞きます。

そこで、市町村と連携した受け入れ体制の充実を図るため、県内市町村の移住施策における現状と課題をどのように認識し、それぞれどのような対策を打ち出して県全体で移住を進めていこうとお考えか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

もう一点、若者の県外流出の防止についてもお伺いいたします。本県も、まち・ひと・しごと創生総合戦略の来年度最終目標としては、社会増減をゼロにすることを掲げています。先ほど申し上げましたとおり、移住による転入対策は明らかに進んできていますが、結果として、平成31年度に社会増減ゼロとする全体の目標達成は厳しい状況にあると認識をしています。ことし1月末に総務省が公表した、外国人を含む平成30年の人口移動報告では、東京圏への一極集中が拡大した点とともに、本県の転出超過も2,307人という結果が明らかになっておりました。

本県では、毎年約2,000人が県外の大学に進学をしておりますが、昨年3月卒業の県内就職率は18.1%にとどまっている現状にあります。社会増減ゼロを達成するためには、移住政策との両輪で大学生のUターン就職を促進する必要があると考えます。

特に今年度は、大学生の新規卒業者の県内就

職を促進する取り組みを大幅に強化をしているところでございますが、現在の取り組みの状況と今後の対応について商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、外国人材の受け入れについてお聞きいたします。質問戦初日に、中内議員からの質問もございました。一部重複するところもありますが、なお質問をさせていただきたいと思えます。

来年度は、第3期産業振興計画も最終年度を迎えます。ver.4では、その後の5年、10年先を見据えた改定作業が進められているところですが、今後も各分野の取り組みを強化し、拡大再生産を達成していく上でボトルネックとなっているのが人材不足です。全国的に労働力不足が深刻化する中、全国に先駆けて少子高齢化と人口減少が進む本県では、特に今後の外国人材の受け入れは避けては通れない道だと思えます。

この問題に対して、昨年12月、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律、いわゆる改正入管難民法が成立し、ことし4月から、介護、建設、農業など各分野で外国人労働者の受け入れが開始されることになりました。政府は、5年間で最大34万5,000人の受け入れを見込んでお聞きをしています。

この改正入管難民法に基づきまして、在留資格特定技能1号、特定技能2号の制度が創設されますとともに、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が関係省庁一体となって取りまとめられています。また、こうした新たな流れに先立ちまして、技能実習法に基づく外国人技能実習生も増加しており、本県でも、平成31年1月25日に高知労働局が発表した外国人雇用状況の届け出状況を見ても、1,534人で前年度比9.2%の増となっています。

こうした状況を踏まえますと、本県でも、今後さらに新在留資格と外国人技能実習生を中心

に、外国人材が増加することが予想されますが、一方で、新たな在留資格となる特定技能は、就労目的の在留資格であり、介護や建設や農業などの受け入れ業種の範囲内で勤め先を選べるようになることから、外国人労働者がより高い収入を得られる都市部に集中し、技能実習生以上に地方で人材が確保しづらい傾向が強まるのではないかと懸念が広がっています。

最大の要因として、都市部と地方との賃金格差が指摘をされていますが、例えば本県は関東圏に比べて最低賃金が100円から200円ほど低く、これを月換算しますと2万円ないし4万円弱も低い計算になります。改正入管難民法では、全国100カ所に一元的相談窓口を設置、運営するため、地方公共団体に20億円規模の財政支援を行うなど地方の負担に配慮した施策や、留学生の就職を促進する方策など実効性のある新しい対策を盛り込んでいますが、こうした時給の差は、地方に外国人材を呼び込む上で日本人の想像以上に影響が大きいのではないかと懸念をしています。

そこで、県としても、単純に相談窓口を設置するだけの問題にとどまらず、処遇や生活などさまざまな支援策を総合的に打ち出し、外国人のよい人材が高知を選択して就労し、定着できる仕組みを構築する必要があると思いますが、どのような対応策、支援策を考えておられるのか、尾崎知事にお聞きをいたします。

次に、産業振興計画、農業分野についてお聞きいたします。

まず、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発について質問します。農業に新たな付加価値の創造を促す仕組みを構築し、高知県が強みを生かして園芸王国であり続けるために、次世代型こうち新施設園芸システムの普及拡大に向けた取り組みの強化と、その先を見通してさらなる収量増加や高品質化、省力化を目指し、

次世代型こうち新施設園芸システムにAIやIoTなどの最先端技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発は不可欠です。

この開発については、昨年10月に地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業に採択され、今年度から5年間で約29億円もの交付を受ける見込みだと伺いました。開発には、高知県、高知大学、高知工科大学、県立大学、JA、高知県工業会、金融機関、高知県IoT推進ラボ研究会など関係機関が結集し、IoT、インターネット・オブ・プランツを駆使して、本県の施設園芸農業の飛躍的な発展を目指しています。

間違いなく他県をリードする最先端の研究になるものと期待をしていますが、県が設定したKPIを達成するためには、研究の中身もさることながら、研究体制や人材育成、さらには農業現場へのシステムの実装など課題も多いと思います。

県はどのような取り組みにより、Next次世代型こうち新施設園芸システムを完成させるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、園芸用ハウス整備事業についてお聞きいたします。産業振興計画における、環境制御技術の導入や次世代型システムの導入により、平成29年度本県の農業産出額は、平成20年から29年までで16.3%増加し、1,193億円に拡大し、また耕地面積1ヘクタール当たりの園芸農業産出額も全国一を誇っています。この大きな要因が、環境制御技術の導入など次世代型こうち新施設園芸システムの普及だと評価をしています。

先ほど質問しましたように、県では、次世代型こうち新施設園芸システムをさらに普及させるとともに、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発にも取り組み、さらなる増収と高品質化などを目指していく方針ですが、農業団体等の関係者からは、次世代型になればなるほ

ど高額になるハウス価格について、少し懸念の声も聞き及びます。

ハウスの整備については、既に補助事業もあり、例えば園芸用ハウス整備事業の高度化区分の補助対象限度額は、一般ハウスで10アール当たり700万円、軒高・高強度ハウスでは10アール当たり1,000万円であり、補助額としてはその15分の8となります。しかし現在、ハウス価格は、一般的なハウスでも10アール当たり1,500万円ほどになり、次世代型ハウスになりますとさらに高額になると聞いております。また、次世代型ハウスに使用される被覆資材もまた高耐久化が進み、価格も上昇していますが、現在では原則助成対象外となっています。こうした次世代型ハウスの整備費の高さは、今後、本県で次世代型の裾野を広げていくためのネックになってくるのではないかと考えます。

そこで、今後、次世代型こうち新施設園芸システムのさらなる普及拡大を図る上で、ハウスの価格上昇に合わせた園芸用ハウス整備事業の補助限度額や補助対象の拡大が必要ではないかと考えますが、農業振興部長の所見をお伺いいたします。

次に、スマート農業の実現に向けた取り組みについてお聞きします。全ての産業分野において喫緊の課題である人手不足への対応策としても、また継続的に新たな付加価値の創出を促す仕組みの構築を目指すにしても、IoTやAIなどデジタル技術を有効活用していく方針が産業振興計画でも示されていますが、私は特に、GPS技術やドローンの積極的な活用が県内の多くの分野の課題を解決する上で非常に有効になってくるのではないかと考えています。国ではこうした技術活用の実証研究を進めていますが、例えば将来中山間地域において、GPS技術を用いた自動運転車による物流やさまざまなサービスの提供、また農業分野においてはドロー

ンによる圃場管理や急峻な地形での農薬散布などが可能になれば、人口減少に悩む中山間の恵みを本県の強みとして最大限生かせる有効なツールになるものと期待をしています。

ドローンに関しては、農業分野では大別して精密農業と農薬散布の2分野で既に活用が進んでいるようです。小さい農地はドローンによる精密農業に向いていると言われ、精密農業の例としては、赤外線カメラなどを搭載することで作物や土壌の状況を迅速に把握し、高温障害の発見やかんがい計画への活用が期待をされますし、鳥獣被害対策としてのドローンの活用も有効だと思います。

現状では、スマート農業におけるドローンの役割は、特殊カメラによるデータ集積や農薬散布などで、操縦などを初めとするほぼ全ての段階で人が作業に加わる必要があります。しかし、ドローンの技術進歩は早く、その自動化は時間の問題だと思います。

一方、本県の農業も高齢化が加速していく中、競争力のある産地を維持し続けていくためには、少しでも早く農業現場に省力化につながる最先端技術を融合させていく必要があると考えます。

県では国の実証研究を注視しておられることと思いますが、国の研究結果を踏まえた本県農業へのドローンの活用に向けて県としてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックを契機にしたグロリオサの需要拡大についてお聞きいたします。現在、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて各方面での準備が進められておりますが、開催まで1年半となり、徐々に全容が明らかになってきております。

本県では平成27年から、東京オリンピックの効果を地方にまで広げるため、具体的な高知発の提案として、高知県がトップランナーとして

取り組んでいるCLTの活用など木の文化、そして高知から全国各地に広がるよさこいの演舞を目指した祭り文化をアピールする取り組みを提案しています。またこのほかに、全国各地での合宿、花、多様な自然・文化についてもアピールをする取り組みを進めており、事前合宿を誘致するなどの成果を上げてきております。その中でも花のアピールにつきましては、高知市の誇る世界一の花グロリオサの活用に向けた取り組みも進められておりますが、私はとりわけこの取り組みを一層強化できないかと考えています。

表彰式の際、メダルとともに贈呈されていたビクトリーブーケについては、前回のオリンピックでは、持続可能性をテーマとし環境に配慮した大会となる中、検疫で持ち帰りできず破棄されることや、真夏の開催で花が傷みやすいことなどの理由で採用が見送られたと聞いています。今回、東京オリンピック・パラリンピックでは、ビクトリーブーケの復活に向けた動きはあるものの、復興五輪をテーマに掲げる中、東日本大震災などで被災した地域の花を積極的に活用するのではという話も出ています。しかしながら、ビクトリーブーケにかかわらず、花の活用場面はいろいろあると思いますし、オリンピック以外でもラグビーワールドカップなど、国内で開催が予定されている国際競技大会も多々ございます。

御承知のとおり、グロリオサの名前は栄光のグローリーに由来をいたします。栄光の花言葉を持つグロリオサは、スポーツや勝利をキーワードにアピールをしていくのに最適の花と言えます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、本県を代表する花、グロリオサの活用と需要拡大をどのように図っていくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、米政策についてお聞きいたします。まず、主食用米、よさ恋美人についてです。昨年、14年間をかけて高知県が独自に開発した期待の米の新品種、よさ恋美人の本格栽培が始まりました。極わせ品種としては収量が多く、また県外の卸業者への食味試験でも、コシヒカリと同等もしくはそれ以上との評価もあることから、大変大きな期待が寄せられております。

県は、この品種に適した栽培技術の向上と普及に取り組みながら、まずは収穫時期が重なるナツヒカリからの転換を進め、次にコシヒカリの品質向上が求められる地域への導入を図ることにより、2023年度には現在のナツヒカリの栽培面積の約6倍に相当する1,000ヘクタールを目指すという目標を掲げています。

しかし一方で、よさ恋美人の初の概算金がコシヒカリよりも低く設定されていたことで、生産者にとってメリットが小さく、あえてコシヒカリからよさ恋美人に転換する理由がないといった声も聞くところです。今後、南国そだから、よさ恋美人、コシヒカリ、そしてヒノヒカリ、にこまるへと続くリレー出荷体制の中しっかりと位置づけられ、既存の品種との差別化を図りつつ、生産拡大とブランド化につなげていくためには、市場での相応の評価と生産者や農業団体の理解が不可欠になるかと思えます。

初の本格的な市場投入を終えたよさ恋美人についての総括と、今後の生産拡大や販売促進に向けた取り組みについて農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、酒米、土佐麗についてお聞きいたします。ことし1月、高知県農業技術センターにより、17年ぶりとなる酒米の新品種が開発され、公募により土佐麗と命名されました。

言うまでもなく、酒米は酒造に使用される米であり、土佐麗は土佐酒への使用を前提とした

酒米です。その土佐酒は、今やユズや水産物とともに本県の食料品輸出品目の柱であり、それらを合わせた昨年の本県の食料品輸出額は、第1期産業振興計画がスタートした平成21年の約20倍の10億5,000万円余りに達しています。

土佐酒に関しては、県は、土佐酒振興プラットフォームの設立や酒米品評会の開始など、酒造好適米の高品質化と生産拡大、そして県産米使用比率の向上、さらには輸出拡大まで一貫した取り組みを進めておられますことを高く評価しています。

そのような中、登場した新品種、土佐麗は、既存の吟の夢と同様に酒造好適米であると同時に、高収量米であることや、わせ品種で平地栽培に適しているなど、吟の夢とは異なる特徴も有しているように伺っており、課題の多かった風鳴子の後継品種として期待をされています。

2月6日に県の奨励品種に採用され、酒造メーカーや生産者との連携のもと土佐酒振興への貢献を期待するところでございますが、土佐麗の栽培と土佐酒の原料米としての使用について、既存品種の吟の夢とのすみ分けをどう図り、使用促進に取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、防災対策における要配慮者支援対策の促進についてお聞きをいたします。

本県では、これまでの南海トラフ地震対策行動計画に基づく取り組みが進んでいます。来年度からの第4期行動計画においては、尾崎知事の提案説明で、要配慮者支援対策の加速化といった難易度の高い課題にも正面から立ち向かうと力強く述べられるなど、これまでの取り組みの成果を土台としてさらなる充実を図り、一層の被害軽減に向けて前進をされることと期待をしています。

この要配慮者支援対策につきましては、これまでも県として頑張っておられたことは承知を

しておりますが、要配慮者支援の個別計画の策定率や福祉避難所の充足率など依然として厳しい状況にあり、個人情報扱いやマンパワーの確保、施設の体制整備など、その対策の難しさがうかがえるところでございます。来年度は、要配慮者避難支援対策事業費補助金の拡充や個別計画策定のモデル事業など、個別計画作成に係る事業の強化が図られる予定ですが、南海トラフ地震の発生予測の上昇を踏まえますと、福祉避難所の指定促進と受け入れ環境の整備に向けた取り組みについても、スピードと実効性が求められていると思います。

そこで、市町村によっては進捗に濃淡がある中、特に取り組みがおこなわれている市町村にターゲットを絞り、受け入れ施設の掘り起こしなど、着実な取り組みに向けた支援が必要であると思いますが、県はどう対応されるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

また、福祉避難所の指定促進が進まなければ、一般の避難所への要配慮者スペースの確保でカバーせざるを得ない状況が想定されますが、この場合、一時的な避難というわけにはいかず、一定の期間、要配慮者が一般の避難所での生活を強いられる可能性が高まりますので、単にスペースの確保だけではとどまらず、要配慮者の避難生活に対する環境整備も進める必要があります。

県としてもこれまで市町村と連携した取り組みを進めてこられたと思いますが、県としては一般の避難所における要配慮者の受け入れについてどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお聞きをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略

の進捗状況の検証と評価、来年度の取り組みについてのお尋ねがございました。

県の総合戦略においては、第1に、地産外商によって雇用を創出する、第2に、若者の県外流出の防止と県外からの移住者の増加を図る、第3に、特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加を図る、第4に、いわゆる狭義の少子化対策として、結婚や妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、これら4つの施策群をPDCAサイクルを通じて毎年度バージョンアップを図りながら全力で推進しており、それぞれの施策において課題はあるものの、一定成果も見えてきたところであります。

具体的には、第1の施策群では、本県の有効求人倍率は39カ月連続で1倍を超える高水準を維持するとともに、平成29年度の雇用保険被保険者数は平成20年度よりも約1万8,000人増加の19万7,000人となるなど、雇用面における成果が見られております。また、経済全体としましても、GDP成長率や各産業の産出額等を見ても、生産年齢人口が減少していく中において、今やおおむね拡大していく経済へと構造を転じつつあるところであります。

また、第2の施策群では、平成23年度に120組であった本県への移住者数が、平成29年度には816組、1,198人まで増加し、今年度は1月末時点で732組、前年同期比で115%と堅調に推移しているところです。

さらに、第3の施策群では、集落活動センターが48カ所開設されたほか、あったかふれあいセンターがサテライトを含めると約280カ所と県内各地に広がり、一定ネットワークの構築が進んでおります。

第4の施策群では、合計特殊出生率が平成21年の1.29を底に、平成29年には1.56にまで上昇し、回復基調にあります。特に平成29年については、出生数の絶対数が前年より増加したのは、

全国の都道府県で唯一高知県だけであります。

こうした一定の成果が見られる一方で、人口の社会減については、過去の景気回復局面と比べ2分の1程度まで改善してきているとはいえ、本県の人口の社会増減を均衡させるという高い目標を実現するためには、さらなる努力が必要な状況にあります。特に、若者の流出の防止と県外からの移住促進の2つの取り組みにつきましては極めて重要であり、今回ver. 4へと改定する第3期産業振興計画において、この点につながっていく施策について大幅に強化をすることとしております。

まず1点目の、若者の流出の防止に向けましては、地域地域に多様で魅力ある仕事を創出していくことが何よりも重要でありますことから、各事業体の持続的な成長を後押しするために、継続的に新たな付加価値の創造を促す仕組みを、質・量ともに大幅に充実したところであります。具体的には、若者の雇用の受け皿として期待できるIT・コンテンツ関連産業の集積の加速化に向け、ニーズやシーズ発のプロジェクトの創出や人材育成などの施策群を大幅に強化するとともに、中山間地域に新たな観光産業を生み出す、自然・体験型観光の取り組みを展開してまいります。また、多くの若者にこうして生み出された多様な仕事を選んでいただくため、高知の企業や高知で働くことの魅力の発信を一層強化するとともに、インターンシップの拡充や働き方改革の促進など、企業側の受け入れ体制を充実するための施策を強化しているところです。

2点目の、県外からの移住促進につきましては、人口の社会増減の均衡、こちらの目標達成に向けては、現在移住の目標としております年間移住者1,000組の定常化を超えて、さらなる増加を図ることが必要であると見込んでおります。このため来年度は、移住促進策をもう一段強化したいと考えておりまして、具体的には、移住

促進・人材確保センターに新たにコーディネーター3名を配置し、商工会や商工会議所など地域の支援機関と連携して、地域に潜在する人材ニーズの掘り起こしを強力に進めてまいります。そして、それらの情報を本県ならではの仕事の情報として磨き上げ、都市部の方々に的確に届ける仕組みを強化したいと考えています。

また、水産業分野の漁業就業支援センターを核とした総合的な担い手確保策や、農業分野で例えば親元就農を促す支援策など、各産業分野の担い手確保対策を強化することとしており、こうした取り組みと移住促進とをしっかりと連携させて取り組みを進めていきたいと思ひます。さらに、起業支援プログラム、こうちスタートアップパークを充実するなど、本県に都市部の起業者を呼び込む取り組みも強化をしてまいります。

今回の総合戦略の改定では、こうした施策に加え、少子化対策や中山間対策の強化も図ることとしております。今後も、本県の地方創生の実現に向け、若者のさらなる県内定着・増加と出生率の向上を同時に図り、人口減少に歯どめをかける取り組みを全力で進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人材が高知を選択して就労し、定着できる仕組みを構築する必要があると思うが、どのような対応策、支援策を考えているのかとのお尋ねがございました。

外国人の方々に働き続けられる場所として本県を選んでいただくためには、制度が適切に運用されるとともに、多言語化への対応や相談体制の整備などによる暮らしやすい地域社会づくり、医療サービスや災害発生時の対応といった生活関連サービスの改善、日本語教育の充実を初めとした円滑なコミュニケーションの実現など、地域住民としての社会生活への支援が重要だと考えています。

そのため、県としましては、まずは平成31年度の早い時期に、医療や福祉、教育などの社会生活や就労等に関する総合的な相談窓口として、仮称でありますけれども、高知県外国人生活相談センターを設置したいと考えております。また、その運営に当たっては、市町村や病院、金融機関などそれぞれの分野において、外国人の対応を行う関係機関で構成する運営協議会を設置して、各分野での生活関連サービスの向上につながるよう連携を図ってまいりたいと思ひます。

あわせて、県の関係部局においては、高知県中小企業団体中央会や高知県国際交流協会などと連携し、技能実習生や在留外国人に対する日本語講座の実施など、日本語教育の機会の拡充を図るとともに、外国人と地域の方々が交流を深めていただけるよう、日本文化の体験などの交流の場づくりに取り組んでまいります。

また、外国人材の確保に当たっては、本県の技能実習の例を見ますと、県内の監理団体とフィリピンやベトナムの送り出し機関との長年の交流に基づく信頼関係のもと、確かな人材を送り出している例も多くございます。来年度には、例えば高知県中小企業団体中央会が新たな事業として、ベトナムの送り出し機関と連携をして、県内の企業と現地の企業や大学など関係者との交流を行うこととしており、送り出し側とのきずなを深めるこういった取り組みも、県として支援をしてまいりたいと考えています。

さらに、より根本的には、事業者の皆様の経営基盤の強化を図るとともに、労働環境の改善などを進めることが重要でありますので、各産業分野で進めております事業戦略づくりの取り組みや、働き方改革に対する支援の取り組み、これらを広げてまいりたいと思ひます。都市部との処遇の格差を直接的に埋めること

は困難であると考えますが、こうした取り組みを総合的に展開することで、外国人労働者にとって働きやすく住みやすい環境づくりを進め、高知県が働き続けたい場所として選ばれるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところです。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 人口動態の自然増減における現状をどのように分析し、今後どのような対策を講じていこうと考えているのかとのお尋ねがありました。

高齢化が進んでいる本県では、平成2年に全国で初めて人口の自然減に転じて以降、その状態は続いており、逆ピラミッド型の人口ピラミッドの状況からすると、今後もしばらくは自然減は避けられないものと考えています。

また、本県では、40歳から64歳という壮年期の男性の死亡率が全国平均より高いという課題を抱えており、その死因の約6割をがんや心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病が占めています。そこで、第3期の日本一の健康長寿県構想では、大目標の1つ目に壮年期の死亡率の改善を掲げて、重点的に対策を講じて取り組んでいるところです。

具体的には、疾病の早期発見、早期治療のため、市町村や協会けんぽなどの保険者と連携して、がん検診や特定健診の受診率向上対策の取り組みなどを進めております。その結果、肺がん検診や乳がん検診の受診率が50%を上回るなど、着実に成果があらわれてきているものがある一方、壮年期の男性の死亡率は、平成21年の全国の約1.29倍から平成29年には約1.23倍という状況であり、改善傾向にはあるものの、いまだ全国平均より高い状況は続いています。

したがって、そうした疾病の早期発見、早期治療につながる取り組みを粘り強く続けていく

一方、効果が数字にあらわれるには少し時間がかかりますが、死亡率の改善に向けて、元気なうちから健康に対する意識を高め、日ごろから健康行動をとる人をふやす必要があります。そのために平成28年9月からスタートした高知家健康パスポート事業は、現在全市町村で活用され、3万5,000人を超える方に取得していただくなど、取り組みは着実に広がっています。

また、働き盛りの人に向けた事業所等の健康経営の取り組みも進めておりますし、さらに若いうちから健康意識を持っていただくよう、小・中・高等学校では県が作成した副読本を用いた健康教育も行っているところです。

今後は、今年度立ち上げました高知家健康会議の場なども通じて、関係者が一丸となって、さらに多くの人が健康づくりに取り組んでいく機運を高め、死亡率の改善を目指してまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、人口動態の自然増減における現状の分析と今後の対策についてお尋ねがございました。

本県における出生の現状につきましては、合計特殊出生率が平成21年に1.29と過去最低を記録した後、平成29年は1.56となり、年により上昇、低下はございますものの、全体としては回復基調にあるものと認識をしております。また、出生数は、同時期で見ますと、平成21年は5,415人でしたが、平成29年は4,837人となり、減少傾向にあります。これは、15歳から49歳の女性の人口が、この間2万1,000人程度減少したことが要因であり、出生の面から見ても、本県の人口構成から、当面の間、人口の自然減が続くこと自体は避けられない状況でございます。

少子化対策を進めていく上では、ライフステージの各段階に応じた施策を総合的に講じていくことが重要であると考えています。具体的

には、出会いや結婚への支援を望まれる方に、マッチングシステムの出張登録閲覧会の拡充を行うとともに、地域で御活躍をされている婚活サポーターの皆様がより活動しやすい環境を整えるなど、地域地域での出会いの機会の創出を図ってまいります。

子育て期においては、妊娠期からの切れ目のない総合的な支援体制として、高知版ネウボラを一層推進し、子育て世代包括支援センターの機能強化や多様な保育サービスなどの拡充を通じまして、子育て不安の解消、働きながらの子育ての支援へつなげてまいります。さらに、育児休暇、育児休業の取得促進や時間単位年次有給休暇制度の導入など、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けまして、高知県働き方改革推進支援センターなどとの連携により、企業等を積極的に支援していくこととしております。

こうした少子化対策の取り組みは、県民運動として取り組むことが重要でありますことから、631の企業等が登録をいただいています高知家の出会い・結婚・子育て応援団や、高知県少子化対策推進県民会議の皆様と連携を一層深め、推進をしております。

次に、福祉避難所の指定促進と受け入れ環境整備への取り組みについてお尋ねがございました。

福祉避難所の市町村の指定状況につきましては、9月末時点で209施設が指定され、約9,000人の受け入れが可能となっておりますが、福祉避難所の施設数はまだまだ不足している状況です。

これまで県では、専門職員の確保が比較的可能な社会福祉施設などに対しまして、福祉避難所としての指定意向調査を行い、指定に前向きな意向を示されている施設につきまして市町村に情報提供し、検討や指定に向けた施設との調整を支援しているところでございます。

しかしながら、市町村に社会福祉施設が少ないなど福祉避難所の候補となる施設が限られているため、指定がおくれている市町村もございます。このような市町村に対しましては、近隣の市町村との連携により、広域的な受け入れが可能となるよう、広域福祉避難所の指定促進について引き続き支援をするとともに、宿泊施設や教育施設といった社会福祉施設以外の施設も視野に入れた、新たな施設の掘り起こしについて、個別におくれている要因なども含め協議を行いながら、その取り組みを支援していきます。

あわせて、福祉避難所の整備目標数の設定ができていない市町村もございますことから、県で一定の基準を示すことで目標設定を支援してまいります。加えて、福祉避難所指定促進等事業費補助金により、車椅子や洋式ポータブルトイレといった、福祉避難所としての機能を確保するために必要な物資の購入を支援することにより、福祉避難所の指定促進と受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

また、人口の約半分を占め、福祉避難所の必要数の最も多い高知市におきましては、一般の避難所の通常のスペースでは避難生活に困難が生じる要配慮者の方々を、福祉避難所ではなく、良好な環境を整えた一般避難所の専用スペースで受け入れるため、検討チームを立ち上げ、取り組みを進めているとお伺いしており、県としましても、この検討状況を踏まえた支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、一般の避難所における要配慮者の受け入れについてお尋ねがございました。

高齢化が進んでいる本県において、避難所生活に配慮すべき方も多く、その避難先としては、福祉避難所のみではなく一般の避難所もあわせて検討する必要があることから、一般の避難所に、高齢者や障害のある方など要配慮者それぞれの特性に応じたスペースの確保などが重要で

あると考えています。

そのため、まずはその地域にどのような配慮が必要な方がいらっしゃるのかを、一般の避難所を運営する地域住民の方に知っていただくため、自主防災組織や民生委員など支援者となる方への避難行動要支援者の名簿情報の提供がより進むよう、市町村に対し要配慮者避難支援対策事業費補助金を拡充することとしております。さらに、この名簿情報を活用いただき、それぞれの避難所で必要な配慮について盛り込むなど、避難所運営マニュアルのさらなるバージョンアップを図りますとともに、避難所運営に携わる地域住民の方に要配慮者をサポートする方法を学んでいただくため、地域の要配慮者が参加をした避難所運営訓練の実施などに市町村と連携して取り組んでまいります。

あわせて、避難所運営体制整備加速化事業費補助金等により、要配慮者用のベッド、手すり・スロープの設置、非常用洋式トイレの整備など、要配慮者を受け入れるために必要な資機材や施設を整備するための経費を支援してまいります。

来年度からの第4期南海トラフ地震対策行動計画では、要配慮者支援の拡充、加速化を重点施策とすることとしており、南海トラフ地震対策推進地域本部と福祉保健所の連携などにより、市町村への支援体制の強化を図ってまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 市町村の移住施策の現状と課題をどのように認識し、県全体としてどのように移住を進めていくのかのお尋ねがありました。

本県への移住者を大きく増加させるためには、市町村との連携が大変重要であり、県が本格的に移住促進施策に取り組み始めた平成25年度以降、それぞれの市町村が抱える移住に関する課

題や要望をお聞きしつつ、全県的な課題として捉え施策を強化してきたところであります。当初は受け入れ体制づくりが急務であり、移住専門の相談員の配置やお試し滞在施設の整備への支援などの要望も受け、平成25年度にその支援を充実するとともに、以後、移住者向け住宅の改修や空き家の荷物処分といった費用への助成に加え、複数の市町村が連携して行う移住体験ツアーへの支援など、県の移住希望者にアクティブに働きかける施策にも呼応した、市町村の自主的な取り組みも支援してまいりました。

こうした県と市町村がベクトルを合わせた取り組みを通じ、移住促進策を抜本強化する前の平成24年度と現在を比較しますと、市町村の移住専門相談員は、10市町村、14名から28市町村、44名に、お試し滞在施設を設置する市町村は、13市町村から25市町村に増加し、さらに一昨年10月には、全ての市町村の参画を得て、移住促進・人材確保センターも本格稼働いたしました。この結果、昨年度は単年度としては初めて全市町村への移住を達成したところです。

しかしながら、移住者の仕事と住まいを安定的に確保し続けていくことは、今もそして先々にわたって多くの市町村に共通する課題だと認識しております。このため、来年度は移住促進・人材確保センターの体制を強化し、市町村や商工会、商工会議所などと連携し、特に中山間地域を中心に地域に潜在する仕事を数多く掘り起こし、首都圏等の方々に魅力的な仕事として情報を発信するとともに、マッチングを進めてまいります。さらに、今年度新たに立ち上げました、建築士や工務店などをメンバーとする空き家の再生・活用促進専門家グループの協力も得ながら、それぞれの市町村が移住者向け住宅をスムーズに確保できるよう後押しをしてまいります。

今後とも市町村としっかり連携しながら、さ

らなる移住者の増加を目指してまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 大学生の新規卒業者の県内就職を促進する取り組みの現状と今後の対応についてお尋ねがございました。

大学生の県内就職の促進に向けましては、これまで県内外での就活準備セミナーの開催や、県内大学及び県外の就職支援協定大学と連携した情報発信、また保護者や学生に向けた県内就職の情報を掲載した冊子の配布などに取り組んでまいりました。

しかしながら、売り手市場の中で学生の大手志向が高まっていることや、企業情報を収集する手段がインターネット中心に変化したことなどにより、県や県内大学が開催をする就活準備セミナーへの参加者は年々減少してきております。また、学生の就職に重要な役割を果たしますインターンシップを実施している県内企業は、県の調べでは昨年8月時点で、大学生の求人を出している企業の約35%、78社と、全国平均の68%の約半分程度となっております。

このため、今年度9月の補正予算により、インターンシップ実施企業の拡大や、インターネットを活用した情報発信の取り組みを強化したところです。具体的には、インターンシップの拡充につきましては、コーディネーター2名を新たに配置し、これまでに200社を超える企業や県内大学の訪問、面談を行い、実施状況の把握やそれぞれのニーズの共有を図りました。あわせて、実施企業の掘り起こしや企業向けのインターンシップセミナーを開催しましたところ、新たに55社が実施の意向を示されています。

また、インターネットを活用した情報発信につきましては、県内企業の参加による学生向けのウェブ版就活準備セミナーを開催し、ライブ配信時の視聴者は合計で150名を超え、今までのやり方よりも、より多くの学生や保護者に情報

を届けることができたと考えております。

このほか、学生の企業への関心や理解を高めるために有効とされる企業のPR動画の作成支援セミナーを開催し、参加された45社のうち、既に3社が作成を完了され、15社が現在作成中でございます。企業が作成した動画は、企業がホームページなどで公開するだけではなく、県で取りまとめさせていただき、高知求人ネットの学生向けページにも掲載をさせていただきます。

このように、今年度強化した取り組みにより、県内就職に関する情報の発信や、企業の取り組み意欲の喚起には一定の手応えを感じておりますことから、来年度におきましても、それぞれの取り組みを拡充してまいります。また今後、就職活動が本格化し、インターンシップに参加する学生もふえてまいりますので、参加した学生や受け入れた企業のフォローアップにもしっかりと取り組んでまいります。

さらに、来年度は、企業と気軽に交流をしたいという全国的な学生のニーズや県内企業の声を踏まえ、首都圏や大阪で企業と学生の交流の場を設けることや、短期間で多くの企業のことを知ることができる、複数企業による合同インターンシップを実施するなど、県内企業や県内就職の魅力をしっかりと伝えることで、大学生の県内就職につなげてまいりたいと考えています。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、どのような取り組みによりNext次世代型こうち新施設園芸システムを完成させるのかのお尋ねがございました。

本プロジェクトを着実に推進するため、昨年7月知事をトップとします産学官連携協議会を設置いたしました。協議会には、研究開発を担うIoTプロジェクト研究推進部会など3つの

専門部会を設け、民間企業や県内大学、JAグループなどの関係機関が一体となって取り組みを進めているところです。

研究体制としましては、九州大学大学院の北野雅治教授を初め3名の中心研究者の指揮、統括のもと、高知大学、高知工科大学、高知県立大学の県内3大学と県を合わせた100名を超える研究者が連携・協力し、生産から流通に関する13の研究群に取り組んでおります。また、東京大学や東京農業大学、オハイオ大学等、国内外のトップレベルの研究者と連携・協力体制を構築するとともに、本年1月末には、農業分野における日本最大の研究機関、農業・食品産業技術総合研究機構と県、県内3大学との間で連携協定を締結し、研究体制をさらに強化いたしました。

他方で、研究成果を農業現場に実装するためには、研究の着実な推進に加え、県内企業などが有する技術力をシステムや機器などの開発に生かすとともに、生産を担う人材を育成することも重要であります。このため、企業に研究テーマなどを説明する場を定期的に設け、相互のマッチングを図るとともに、人材育成に関しましては、高知大学を中心に、IOP専門人材を育成するための新たな教育プログラムを整備しますほか、社会人を対象とするIOP塾などの開設準備も進めており、農業と施設園芸関連産業の新たな担い手となる人材の育成につなげてまいります。

さらに、開発された技術やシステムの農業現場への実装につきましては、県内全域に230カ所設置している、学び教えあう場の活用に加え、新たな普及ツールとして、来年度を目途に、栽培、出荷、流通までを見通したIOPクラウドを構築するよう計画しております。IOPクラウドには、気象やハウス内環境、作物の生育状況や出荷データといったさまざまな農業情報を

ビッグデータとして蓄積し、そのデータをAI等で分析、見える化することにより、施設園芸農家が最新、最適な営農情報を得られるようにいたします。

これらの一連の取り組みを通じまして、本県の施設園芸農業の飛躍的な発展と施設園芸関連産業群の集積の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、ハウス価格の上昇に合わせた園芸用ハウス整備事業の補助限度額や補助対象の拡大についてお尋ねがございました。

園芸用ハウスにつきましては、近年、自動天窓、自動かん水など附帯設備の充実や労務費の増大により、整備費が上昇してきております。このため、県の園芸用ハウス整備事業におきましては、軒高2.5メートル以上または耐風速35メートル以上の、いわゆる次世代型ハウス区分の追加や、新規就農区分の補助率のかさ上げなど、これまでも必要に応じた見直しを行ってまいりました。また、環境制御装置やヒートポンプ、養液栽培設備など、附帯設備につきましても新たに補助対象に加え、補助限度額の上乗せも行ってきたところです。

さらに、来年度からは、国の事業を活用して、45歳未満の認定農業者や青年農業者が次世代型ハウスを整備する場合には、県が補助率を10%加算し、6割までかさ上げすることとしています。

これらに加えまして、補助事業を活用したハウス整備を検討する際には、過剰な設備とならず、品目に応じた仕様となるよう、農業者に必要なアドバイスを行うとともに、年間を通した工期の分散や複数ハウスの一括入札方式の導入を検討するなど、整備費用自体の抑制対策にも取り組んでいるところです。

今後も、ハウス整備費の動向を注視しつつ、産地の皆様の声もお伺いした上で、必要に応じ

て支援制度の見直しを行いますとともに、国の事業も最大限活用しながら、次世代型こうち新施設園芸システムの普及拡大を図ってまいります。

次に、本県農業へのドローンの活用に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

担い手農家の高齢化や減少、またそれに伴う耕作放棄地の増加が課題となる中、ドローンは、防除作業の省力化や、カメラを使った圃場のマッピングによる作業スケジュールの調整、生育診断結果に基づく栽培管理作業の効率化など、幅広い利用が期待されています。

これまで、国の研究機関を中心に、ドローンによるリモートセンシング技術を用いた病害虫の発生や、生育むらを診断する技術等が開発され、水稲や野菜などの露地作物において、生育状況に応じた防除や追肥といった栽培管理への実用化が進みつつあります。本県におきましても、水稲の病害虫防除へのドローン利用が始まっており、従来の無人ヘリに比べ操作性にすぐれ、小区画の圃場にも散布可能で、コスト低減につながる技術として、さらなる普及が進むものと思われま。

また、来年度は、高知市のユズ産地において、生産者や農業振興センター、企業等が連携して、ドローンを活用した防除作業の省力化、品質の向上、カメラ撮影による園地マップの作成、出荷量の予測等を検討することとしております。

さらに、農業技術センターでは、四万十町と連携を図りながら、ドローンに搭載したカメラを用いて露地ショウガの土壌病害の診断技術開発に取り組むこととしており、重要病害の早期発見と迅速な防除等の技術を確立し、ショウガの安定生産につなげたいと考えています。

ドローンは、農作業の効率化、省力化はもちろんのこと、新たな担い手の確保につながる夢のある技術と考えています。このため県とし

しては、今後も国や他県での研究開発、導入に関する情報収集に努めるとともに、農業技術センターと農業振興センター、農業団体等が連携しまして、本県に適応した技術の開発や組み立てを行い、迅速な普及に取り組んでまいります。

次に、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、グロリオサの活用と需要拡大をどのように図っていくのかのお尋ねがございました。

グロリオサにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックでのビクトリーブーケの活用が不透明な状況ではありましたが、栄光という花言葉や特徴的な花の形を武器に、新宿駅での展示会の開催や高知龍馬マラソンでのウェルカムフラワー展示など、さまざまな機会を捉えて県内外でその魅力を発信し、スポーツ大会での活用に向けたアピールを行ってまいりました。また、こうした取り組みを通じて、生産者みずからがPR活動に参加する機会も増加し、その魅力を直接伝えることや消費者の評価にじかに触れることで、産地のモチベーション向上や需要拡大に向けた活動強化にもつながっていると感じております。

今後、東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、事前合宿や聖火リレーなどの関連行事が実施されるほか、本年にはラグビーワールドカップの国内開催が予定されるなど、国際的なスポーツ関連行事が続きます。こうした状況を好機と捉え、事前合宿会場での装飾やスポーツ大会でのブーケ・王冠としての活用提案などを積極的に行いまして、グロリオサのさらなる認知度の向上を図り、グロリオサがスポーツに欠かせない花として選んでいただけますよう、産地と一体となって取り組んでまいります。

さらに、スポーツ大会等に加え、2025年には大阪万博が開催されるなど、今後これまでにない多くの外国人が日本を訪れます。訪日される外国人の方々に、会場装飾などを通じてグロリ

オサの魅力を深く心に印象づけることにより、国外での需要を創出し、さらなる輸出拡大にもつなげていきたいと考えております。

次に、よさ恋美人の本年度の総括と、今後の生産拡大や販売促進に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

本年度から本格的な栽培が始まりましたよさ恋美人は、68ヘクタールで作付され、10アール当たりの収量は、早期米の平均を上回る479キログラムとなりました。また、1等米比率は49%で、コシヒカリの21%に比べて高く、生産者からは高い評価が得られております。食味につきましても、県内外の卸業者や消費者の皆様から高い評価をいただき、昨年10月にはほぼ完売となるなど、売れる米としての手応えが感じられた初年度でございました。

来年度に向けましては、さらなる作付拡大を目指し、本年度の収量・品質の状況や評価を産地に伝え、新たな生産者の掘り起こしを進めてまいりました。この結果、来年度の作付面積は、今年度の約2.5倍となる171ヘクタールに拡大する見込みとなっております。また、生産者の皆様に意欲を持って栽培していただけるよう、コシヒカリ並みの価格での取引をJAグループと協議してきたところです。

今後は、初めてよさ恋美人を作付する生産者もふえてまいりますことから、JAグループと連携し、この品種の早期出荷、高品質、良食味などの特徴が発揮できるよう、各産地での栽培マニュアルの配付や現地検討会の実施などによって、適正な肥培管理や防除の徹底など、生産技術の向上を図ってまいります。

販売促進につきましては、よさ恋美人の認知度とブランド力をさらに高めていくため、JAグループと連携して、県内はもとより、中京・関西地区などを中心として、よさ恋美人の特徴を消費者に伝え、積極的に販売していただける

店舗をふやしてまいります。

最後に、土佐麗と吟の夢とのすみ分け、使用促進の取り組みについてお尋ねがございました。

土佐麗は、従来の風鳴子にかわる早期栽培用の酒米品種として、県農業技術センターが開発した品種で、本年1月24日に命名し、先月6日には本県で栽培を推進する新たな奨励品種に採用したところです。

この土佐麗は、風鳴子に比べて収量が多く、また精米の際に割れにくいなど酒造適性にもすぐれており、生産者や酒造メーカーが待ち望んでいた品種です。本年度に試作販売された新酒につきましても、実際、酒造メーカーや消費者から高い評価が得られており、生産者、酒造メーカー双方にメリットのある品種として大きな期待が寄せられています。

土佐麗は平野部の早期栽培、一方、既存品種の吟の夢は中山間部の普通期栽培に適しており、地域に応じた作付を推進することですみ分けを図ってまいります。こうした両品種の収穫時期の違いにより、仕込み時期が分散できるため、新酒のリレー出荷が可能となるなどのメリットもあると考えております。

酒米は、県酒造組合とJAグループとの間で計画生産されており、土佐麗は来年度、南国市や高知市の約4ヘクタールで本格的な栽培が開始され、県内酒造メーカーの半数に当たります9社で酒づくりが行われる予定となっております。今後、土佐麗の作付を拡大していくためには、酒造メーカーのニーズに合った品質の高い米の生産が求められます。

県といたしましては、普及指導員が積極的にかかわりながら、土佐麗に適した栽培方法の確立と、現地検討会の開催等による情報共有を進め、高品質生産に取り組んでまいります。あわせて、平野部を中心に40ヘクタールを目標に作付を推進し、中山間部の吟の夢との相乗効果に

よって、酒米の県産シェアの向上と、輸出も含めた土佐酒の販売拡大に努めてまいります。

○8番（土居央君） それぞれ御答弁ありがとうございます。ありがとうございました。

それぞれ大変、県の前向きな姿勢と具体的な取り組みも御答弁を賜りましたので、2問はしませんけれども、意見として述べさせていただきます。

今期は第3期の産業振興計画と期間がほぼ一致しているわけでありまして、自分が初当選しました4年前初めて直面した県のいろんな経済指標と比較して、わずか4年ではありますけれども、大変前進をしたことは実感をいたしました。

特にこの4年間、私は、産業振興計画でも農業と、農業を起点とした食品産業の拡大、振興といったことに、少しテーマを持って取り組んでおりました。先ほどの酒米であります、そして酒米を原料とした土佐酒の振興もそうです。農業産出高もこの4年間でも上がってきました。輸出額に至っては、平成21年からではございますけれども急激に伸びまして、現在、当時からいきましたら20倍もの拡大をしております。本当に、県の産業振興計画の地道な取り組みが着実に成果を上げているということを実感してまいりました。

これからまだまだ進めていかなければならないわけで、今後さらに県内産業の裾野を広げていただきますとともに、ネックとなっております人材の確保をして、拡大再生産、需要フロンティアの拡大といったところを目指した取り組みを続けていただきたいと思います。

また、今回、地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業によるNext次世代の研究について質問をいたしました。この事業につきましては、私は昨年2月議会で、この交付金を国がつくるに当たりまして、県としても大学や企業

と連携して、この交付金事業の選定を目指した取り組みを進めるべきだというような提案をいたしました。当時の答弁でも、Next次世代型といったことで狙っていくという答弁でした。特に、その計画内容が自立性や地域の優位性などでよりすぐれたものが認定される事業であり、かつ全国で10カ所程度とかなり狭き門であるというような御答弁がありましたことから、心配もしていたんですけれども、見事に採択をされました。これも県の関係の皆様、また大学の関係の皆様の御努力でありますので、これにつきましても本当に敬意を申し上げたいと思います。

実際、7団体の計画が採用されておりますけれども、内容を見ても全て国を代表するような研究内容でありまして、この採択によりまして、高知県は国からも次世代型の施設園芸の最先端地域であるというお墨つきをもらったということが言えると思います。これをリードして、さらに他県をリードしていけるような取り組みにつなげていただきたいと思います。

また、施設園芸の振興はもとより、事業そのものが、きらりと光る地方大学づくりといったことにも軸足を置いております。この事業を通じて、関係する大学の振興、そして若者が地方にこそチャンスがあると飛び込んでこられる、そういった地方創生を深めていただきたいと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わりますけれども、これからも高知県に貢献できるような仕事もしていきたいと思っております。皆様とともに、また高知県振興のために頑張っていきたいと思っております。これからも高知県のために、執行部の皆様におかれましてはぜひとも御尽力を賜りますようお願いをいたしまして、私の質問といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩



午後 1 時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

3 番野町雅樹君。

（3 番野町雅樹君登壇）

○3 番（野町雅樹君） 自民党の野町です。議長のお許しをいただきましたので、今期最後の一般質問をさせていただきます。知事を初め執行部の皆さん、よろしく願いをいたします。

早速、質問に入らせていただきます。まず、日本一の健康長寿県づくりについてお伺いをいたします。

この課題につきましては、これまでも本会議において何度も取り上げさせていただきましたし、昨年9月議会では、私から、東部地域における公立看護専門学校を核とする多機能支援施設の設置と地域包括ケアシステムの構築について御質問をさせていただき、知事からは、東部地域の医療と福祉における人材不足を含めました現状と人材育成の必要性について、「東部地域の医療をしっかりと確保していくためにも、東部における看護師の確保、また卒業後その地域に残る方の割合が低いことや高齢化が進んでいることなどの問題に正面から取り組んでいかなければならない。県全体において地域包括ケアシステムの構築が求められる中で、東部地域こそ、地域包括ケアシステムを担う訪問看護とか訪問介護とかの人材を育成する実践フィールドとして最適とも言えるのではないか」との御答弁をいただきました。

また、地域福祉部長からは、「東部地域ではケ

アカフェなどの活用を通じて、安芸圏域入退院連絡手引きの運用などにより医療・介護・福祉の連携に向けた取り組みを進めているが、介護事業所においても看護師、ヘルパーなどの確保が課題となっており、地域包括ケアシステム構築の後押しのためにも多機能支援施設の機能は重要である」との御答弁をいただきました。このように、医療や福祉部門での人材不足は、言うまでもなく、安芸地域医療圏域だけでなく、県内、特に郡部の医療圏域に共通する喫緊の課題であります。

こうした中、国では、出入国管理法を改正し、本年4月から施行をされる新たな在留資格である特定技能のもと、介護や農業、建設業など、まずは人手不足が深刻な14分野で外国人材の受け入れ準備が進められています。一方で、これまで外国人材の受け入れが進んでいる分野において、外国人技能実習制度などを悪用し、外国人に不当な低賃金で長時間労働を強いるなど、一部の関係者によるひどい事件が社会問題化するなど課題も多いことは事実であり、現在こうした問題への厳格な対処も含めた政省令が協議をされているとお聞きをしており、国の責任においてしっかりとした制度設計やその運用ができることが、この制度導入に当たっての最低条件になるものというふうに考えております。

県内においては、先ほど申し上げましたとおり、地域包括ケアシステム構築に向けて介護人材の確保が重要課題であるというふうに考えますけれども、介護分野の有効求人倍率が2.5倍近くになるなど、人材不足が想像以上に深刻になっています。こうした中、県内の事業者からも、新たに始まる特定技能制度に期待する声も多く聞かれております。

そこで、午前中の土居議員の質問とも重なりますけれども、人材不足に直面をする介護施設等における外国人材受け入れに向け、国との連

携を含めた県の支援について知事にお伺いをいたします。

次に、公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設についてお伺いをいたします。冒頭にも述べましたように、9月議会における私の質問に対して知事からは、新たな施設は看護師養成の機能に加え、さまざまな地域包括ケアシステムを構築するために必要な人材育成施設として、高知県全般の抱える課題の解決に資するものにしていきたいとの力強い御答弁もいただいたところであります。あれから5カ月余りが経過をし、この2月19日にも、東部地域医療確保対策協議会の人材確保に関する作業部会が開催をされたとお聞きをしています。

そこで、公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設に関する現在の議論状況とその機能について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、東部地域における地域包括ケアシステム構築に当たっての中核施設でもある県立あき総合病院の人材育成における役割について、その現状と多機能支援施設の設置も踏まえた今後の取り組みについて公営企業局長にお伺いをいたします。

次に、現在東部地域では幾つかの医療機関や介護事業所等において、医療介護情報連携システム「高知家@ライン」が導入をされているとお聞きをしておりますけれども、これは医療・介護・福祉の職種間で情報共有がリアルタイムで可能となるものであり、今後の地域包括ケアシステムの推進に当たりまして大変有効なシステムであるというふうに私も考えます。

また、東部地域では既に、ケアカフェの活用などを通じて、安芸圏域入退院連絡手引きの運用などにより、医療・介護・福祉の連携に向けた取り組みが他の医療圏域よりも進んでいるというふうに感じております。

例えばこの2月24日に安芸市で開催をされました第5回看取りフォーラムでは、250人を超える参加者が集まる中、地域の病院、介護事業所、薬局、包括支援センター、消防署などの職員さんで構成をする劇団あきA・K・Iのメンバーによる、在宅でのみとりをテーマとした寸劇が披露され、迫真の演技とそのメッセージ性に、私も含め多くの方々が我が事として涙する場面もあるなど、多職種での温かいネットワークが結ばれております。

こうした、東部地域における「高知家@ライン」のモデル的な普及推進は、地域包括ケアシステムの確立を図る上で、多機能支援施設の設置と同様に重要な施策だというふうに考えております。多くの医療機関や介護事業所等に加入をしていただきたいというふうに考えております。

そこで、今後「高知家@ライン」の普及に向けて県としてどのように取り組んでいくおつもりなのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、ごめん・なはり線で計画をされております県立あき総合病院前への新駅整備などについてお伺いをいたします。この新駅の整備は、地域住民はもとより、病院に通われている患者さんを初め御家族の皆さんや、病院で働く職員の皆さん、さらに言えば、将来的にこの近辺に看護専門学校が設置をされるとすれば、そこに通う学生さんなどにとりましても大変ありがたいお話であります。

そこで、あき総合病院前への新駅整備による利用者の増大に向けた取り組み、またその期待される効果などについて中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

それでは、次の質問項目に移ります。平成30年7月豪雨災害からの復旧についてお伺いをいたします。

質問戦2日目の浜田豪太県議も取り上げられ

ましたけれども、特に中小河川の治水対策などについてお伺いをいたします。昨年の7月豪雨災害では、私が暮らす安芸市でも安芸川、伊尾木川といった中小河川が氾濫をし、甚大な被害が発生をいたしました。その後、知事を先頭に、中小河川の治水対策の強化や土砂や流木の撤去を要する危険箇所への対応など、国への早急な政策提言を行っていただきました。

このことを受け、国では、これまでの交付金事業に加えて、新たに治水対策の補助事業を創設、さらに本年度の補正予算からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が開始をされることとなっております。知事を初め執行部の皆様方大変な御尽力に心から感謝を申し上げます。おかげさまで、被災地域におきまして私が地域を回らせていただく中でも、その復旧が目に見えて進んでいることを実感しております。

また、今回の議会には、頻発する豪雨等の災害に備えた対策を強化するため、インフラ未整備箇所への対応、つまり災害への予防的な措置として180億円、またダメージを除去し、後の大きな被災を防止する対策に145億円、さらに急激に悪化する事態への対応に6億円など、平時から通年で部局横断的に、ハード・ソフト両面から豪雨対策の推進に関する関連予算が計上されており、非常に心強く感じております。

そこでまず、特に被害の大きかった安芸川、伊尾木川を初めとする中小河川などで、事前防災を意識し、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や新たな治水対策の補助事業を活用し、今後県としてどのように取り組みを進めていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

次に、年度末が迫る中、地元の建設業者との意見交換などでは、既存事業の工期も含め、新たな復旧事業への対応について人手不足などが

深刻化をし、今後の展開を不安視する御意見も伺っております。

そこで、本格復旧工事における入札不調など現状の課題と今後の対応について土木部長にお伺いをいたします。

次に、安芸川・伊尾木川沿いでは多くのユズ園や水田などの農地が被災をし、昨年の収穫が皆無となったケースも多かったとお聞きをしております。9月議会での私の質問に対して、農業振興部長からは、被災農地の本格復旧工事についてはユズの収穫が終わった本年1月ごろから着手をし、酒米などが作付をされる5月上旬までの完了を目指すとの答弁がありました。

そこで、現在の進捗状況と本年の作付への影響について、改めて農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、安芸市から徳島県境に至る県道及び市道の復旧状況についてお伺いをいたします。今回の豪雨災害では山間部での大量の雨が継続的に続いたことから、山腹崩壊や大水による道路の崩壊などによって、このルートでは現在も通行制限がかかっている状態であり、木材の運搬などの経済活動や住民生活に支障を来しているとの悲痛な声もお聞きをしております。

そこで、被災をした県道207号・208号及び市道安明寺古井線・古井別役線の復旧状況について土木部長にお伺いをいたします。

次に、このルートは、7月豪雨災害のように近年増加し甚大な被害をもたらす自然災害への対策や救援・復旧、また南海トラフ地震・津波に対しての救援・復旧作戦である四国おうぎ作戦でのルートが大変脆弱で、空白地帯とも言われる東部地区においては、欠かせない道路であります。

この件につきましては、安芸市からの県政要望として、一部市道となっている徳島県境部分の県道昇格も含め、毎年要望させていただいて

いる課題でもあります。先日も、安芸市の自民党市議団などから土木部長への要望もあったというふうにお聞きをしております。

そこで、今回の大きな災害を受けてその脆弱性が明らかとなった当ルートの復旧に当たって、南海トラフ地震・津波発災時の四国おうぎ作戦も踏まえた当ルートの必要性について土木部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、今回の災害復旧事業による業務量の増加を受けて、各土木事務所、農業振興センター、林業事務所などでは大幅な人員増が計画をされているというふうにお聞きをしております。人員が適正にふえることで、それぞれの職場において適正な業務分担が行われ、今後の本格復旧が加速化をすることを期待しております。

しかしながら、例えば私がよくお伺いをする安芸総合庁舎内の安芸土木事務所では、今回3名が増員をされるという計画をお聞きしておりますけれども、事務所衛生基準規則に定められている1人当たりのスペース10立方メートルという基準はクリアしているものの、今でもかなり狭く感じているというのが実態であります。

そこで、これまでも復旧対策を含む膨大な業務に懸命に取り組んでいただいている職員の皆さんの職場環境の実態と、今回の増員による各職場での狭隘対策などをどのように考えておられるのか、総務部長にお伺いをいたします。

それでは、次の質問項目に移ります。本年1月、新たに12JAが合併をし、JA高知県が発足をいたしました。以前にも御質問をさせていただいた内容ではありますが、JAグループの合併に関する統合経営計画の中にも、合併の最大のメリットである生産資材コストの低減が掲げられております。園芸用ハウス整備事業などの最大の受け皿であるJAグループが、その合併によるスケールメリットを生かし、さら

にコスト低減や地域間での格差是正に取り組むことを期待するとの趣旨で質問をさせていただきました。

農業振興部長からは、「整備コストの上昇は生産者の皆様の負担増につながることから、県でも入札時期の前倒しや複数ハウスの一括入札を推進し、コストの抑制に努めてきました。今後は、JAグループの合併によるスケールメリットを生かした発注方法や、ハウスの基本仕様の統一によるコスト低減がなされるように指導をします。また、県単独の高強度ハウスは耐風速毎秒35メートル以上の基準で整備をされていますが、国庫補助事業によるハウス整備は50メートル以上であり、整備コストが高くなる傾向にあります。台風による被害がこれまでほとんどないことから、国に対し要件の緩和などを提言していきます。さらに、作物に応じて施工期間に余裕を持った発注ができる仕組みを検討します」との御答弁をいただいております。

そこで、午前中、土居議員からは園芸用ハウス整備事業の補助限度額の拡大などについて質問がございました。私からは、少し別の切り口からの質問とさせていただきますけれども、JA合併後の各産地における園芸用ハウス等の導入コストの低減・平準化の状況及び今後のさらなる対応策について農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、農業分野における外国人技能実習制度、また外国人労働者の受け入れについてお伺いをいたします。平成28年11月28日に新しい技能実習法が公布をされ、平成29年11月1日から新たな外国人の技能実習制度がスタートいたしました。この制度は、言うまでもなく、開発途上地域等に農業を初めとする技能を移転し、その経済発展を担う人づくりに協力をすることを目的とする制度であり、県内にも既に17監理団体があつて、農業実習生は500人以上と、近年ふえ続

けております。

一方で、冒頭でも述べましたとおり、本年4月から施行される新たな在留資格である特定技能のもと、介護や農業などで外国人材の受け入れ準備が進められております。中でも農業分野では制度運用に期待をする声も大きいところであります。

そこでまず、県内における外国人技能実習制度の現状と課題、また特定技能外国人の受け入れ準備の状況及び県の支援体制について商工労働部長にお伺いをいたします。

また、農業分野での特定技能外国人の受け入れに向けてどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

この項目の最後に、農地確保対策についてお伺いをいたします。農業者の減少や高齢化が進み、各地域で耕作放棄地が増加する中で、農業の拡大再生産を実現するためには、そもそも新規就農者の確保・育成や担い手の農業経営の規模拡大を図ることが極めて重要であります。地元を回っていて、新規就農者の皆さん方と意見交換を行う機会が多いわけでありましてけれども、就農時に何に苦労したのかということをお尋ねしますと、ハウス整備のための資金調達に苦労した話もよくお聞きをします。一番多い意見は就農時に必要な農地の確保に苦労したという話であります。

県では、毎年度320人の新規就農者の確保・育成を図るため産地提案型担い手確保対策を推進しており、各産地が受け入れ体制の整備を進めていることから、北川村のように産地で新規就農者のために農地の確保を行う動きもありますけれども、一方で農地所有者からは、信用力に欠け地域の新参者である新規就農者へ農地を貸すことへの抵抗感があるという話もよく耳にいたします。

また、新規就農者の確保・育成を図り、農業

者の減少に歯どめをかけることは重要でありましてけれども、日本全体が人口減少社会に突入する中で、現在の農地の維持管理をするとともに、農業者の所得向上を図り農業を魅力あるものにするためには、農業経営の規模拡大を進めていくことが極めて重要であります。新規就農者など担い手の中には農業経営の規模拡大を進めることに大変意欲的な農業者もおり、こうした担い手の皆さんとの意見交換をさせていただくと、その際も、規模拡大の意欲はあるけれども必要な農地の確保に苦労しているとの話をよくお聞きいたします。

そこで、新規就農者の確保・育成や農業経営の規模拡大を図るためには、新規就農者など担い手の農地確保対策をこれまで以上に思い切って進める必要があるというふうに考えますけれども、農業振興部長の御見解をお聞きいたします。

それでは、次の質問項目に移ります。東京都三鷹市にある東京土佐寮についてお伺いをいたします。

東京土佐寮は、東京近郊の大学に通学をする高知県出身の男子学生を受け入れ、なれない異郷の地で彼らの都会暮らしを支えております。この土佐寮の卒業生たちが現在さまざまな分野で活躍をされておられることは御承知のとおりであります。

昨年上京した折、そのような高知の人材輩出に多大なる貢献をさせていただいている施設を一目見てみようとお伺ったところ、管理者である寮監さんや寮生、またOB会である土佐寮おんちゃん会の方々から、その存続自体が大変厳しい状況になっていることをお伺いいたしました。今年度の寮生は定員68名に対し31名に落ち込み、初めて半数を下回ったそうであります。ちなみに、新入寮生はわずか4名とのことであります。

6畳ほどの完全個室にエアコンとWi-Fi

を完備し、トイレと風呂は共同でありますけれども、トレーニングルームとコピー機が無料で使えて、朝夕2食つきで寮費は月額5万8,900円と、これは東京で生活をする上ではかなりリーズナブルなのではないでしょうか。さらに、世代を超えて大変人気の三鷹の森ジブリ美術館もある井の頭公園に隣接をし、東京にしては緑も豊かな住環境でありながら、学生が集まる新宿や渋谷へも乗りかえなしで行けて、おしゃれな町吉祥寺へは徒歩15分、さらに門限なしということであります。学生時代を地元高知で過ごしました私にとりましては、何ともうらやましい限りであります。送り出している親御さんにとってみましても、食事の心配が要らないというのは大きいのではないのでしょうか。

では、なぜ入寮生が年々減っているのでしょうか。少子化などで関東に進学をする本県高校生が減少しているとか、民間のアパートが増加しているとか、寮のような集団生活を好まない若者がふえているといったさまざまな要因があるにせよ、そもそも土佐寮の存在を知らない、さらに2棟ある建物のうち北寮が昭和39年5月に竣工をされ築54年、南寮が平成3年3月に竣工され築27年と、建物の老朽化も挙げられるのではないかと思います。

さらに言えば、現在の東京土佐寮の入寮条件は東京近郊に通学をする高知県出身の男子学生とありますけれども、昨年6月10日付の高知新聞でも現役の入寮生から、入寮者が確保できない状態で入寮希望者に対して性別を理由に門前払いをするのは理不尽だという投稿がなされており、私も同感であります。土佐育英協会でも、比較的新しい南寮をリフォームして女子学生を受け入れることも検討しているというふうにお聞きをしています。

そこでまず、東京土佐寮の周知と女子学生も含めました入寮生をふやす取り組みについて、

土佐育英協会を所管する文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、老朽化対策についてお伺いをいたします。所有者はあくまで土佐育英協会ですので、県が直接建設をすることはできないことはもちろん承知をしておりますけれども、先日土佐育英協会の理事さんなどともお話をさせていただき、その財務状況を鑑みますと、なかなか新しい建物を建築するのは現実的ではないというふうに推測をいたします。つまり、今後多額の寄附でもない限り、平成22年3月に多くの方々に惜しまれながら閉寮となった京都土佐塾と同様に、今の建物が使えなくなると順次閉鎖をしていくしかありません。それでは、志のある将来有望な本県の若者を受け入れることができなくなり、県としても大きな損失になるのではないかというふうに大いに危惧をするところであります。

そこで、入寮生をふやすために、築54年の北寮の新築や南寮を女子寮としてリフォームしてはどうかと考えます。その際に、県として支援をすることはできないか、文化生活スポーツ部長に御所見をお伺いいたします。

次に、提案ですけれども、新築やリフォームに当たってはCLTや県産材を使い、多くの人に見てもらうことでCLTや木のすばらしさを体験するモデル建築物として活用すれば、首都圏における木材の普及に貢献できるのではないかというふうに考えます。

県出身学生の受け入れとCLTの普及促進というまさに一石二鳥の効果があるため、その県産材の活用に関して県から積極的な支援などを検討してみてもどうかというふうに思いますけれども、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

この項の最後に、県では来年度以降さらに移住促進の取り組みを加速化しようとしています。

ところが、一旦首都圏の企業などに就職をしてしまうとなかなかUターンできないというのが現実であります。そこで、首都圏に進学をした県出身学生のUターン就職に取り組むのが最も効果的ではないでしょうか。

昨年度からは、県は県出身大学生が20名以上在籍をしている大学と協定を締結し、意見交換や大学主催のセミナー等に積極的に参加をしておりますけれども、実際には参加者が少なく、十分な情報提供ができていないということも伺っております。

そこで、この東京土佐寮を、CLTでの新築やリフォームなどにあわせて、例えばサロンのようなスペースや県内企業の就職説明会ができるようなスペースを設けて、入寮生のみならず県出身学生などへの就職情報発信基地として活用してはどうでしょうか。実際土佐寮では、私も一度参加をさせていただきましたけれども、寮生や県内企業等が協力をして、多くの友人や周辺住民を巻き込んだイベントなどを積極的に開催しております。そうした機会を活用すればまさに一石三鳥であります。

そこで、県では来年度から東京土佐寮をプラットフォームとしたさまざまな活用策を実施する予定と伺っておりますけれども、その内容というのはどういったものなのか、東京土佐寮を活用したUターン就職の取り組みについて商工労働部長にお伺いをいたします。

また、東京土佐寮の学生を初めとする首都圏在住の県内出身学生に協力をしてもらって高知県のPRをしていただくなど、移住促進につながる施策の展開も考えられるのではないかと思います。産業振興推進部長にお伺いをいたします。

それでは、最後の質問項目に移ります。2月1日からスタートをいたしました新たな観光キャンペーンである「リョーマの休日～自然&体験

キャンペーン～」についてお伺いをいたします。

私も、2月10日に室戸市で開催をされました東部エリアのオープニングセレモニーに参加をさせていただきました。会場の室戸世界ジオパークセンターでは、東部地域の特産品など地域色豊かな食が勢ぞろいをし、また開館から10カ月で15万人の入場者があり県内外から大変注目を集めているむろと廃校水族館も、大変興味深いブースを出展しておりました。

当キャンペーンでは、これまで磨き上げられてきたさまざまな地域の観光資源や施設などをさらに磨き上げ、インバウンドを含めた観光客の大幅な増加を期待するところであります。

一方、県では、キャンペーンに向けて地域の観光施設を磨き上げるための補助金を拡充しており、さらに市町村や観光事業者等の新たな取り組みについて支援をしていく予定というふうにお聞きをしております。

そこで、拡充した補助金の対象となる観光施設と、キャンペーンにより期待をされる経済効果などをどのように考えておられるのかについて観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、県有の広域公園などの磨き上げや活用についてお伺いをいたします。例えば安芸市には県が管理をしている広域公園があり、安芸川沿いの芝生公園では、美しく管理をされた芝生と安芸川の美しい流れとが相まって、素晴らしい景観を醸し出す人気スポットとなっております。しかしながら、その活用につきましては、年数回のイベントや園児や学生たちの遠足などのほかには余り活用されておらず、今空前のたき火ブームということも含めまして、地元の方々からは大変もったいないとの話をよくお聞きいたします。

このように県内には、県有のさまざまな公園など自然体験ができる資源がたくさんあるものと考えます。

そこで、県内において、このキャンペーン期間中に県立都市公園などをどのように生かそうとしているのかについて土木部長にお伺いをいたします。

最後に、県東部地域における観光振興の地域間連携などについてお伺いをいたします。今回のキャンペーンは「志国高知 幕末維新博」に続いての県内全域での取り組みでありますけれども、これまで磨き上げてきた食や歴史資源などをしっかり活用していくことはもちろんでありますけれども、観光客の滞在時間を延ばし、宿泊を伴う、より経済効果の高い観光振興を図っていくことが重要だというふうに考えます。そのためには、例えば東部地域で平成27年4月から12月までの8カ月間開催をされました「高知家・まるごと東部博」などの地域博覧会で培われた地域間の連携、東部観光協議会などの広域組織の取り組みを、さらに深化させる必要があるのではないかというふうに考えます。

そこで、東部地域において、今回のキャンペーンを推進するため、地域間で連携をした周遊ルートなどの、より魅力的な観光商品の開発、さらにはその県内外への売り込みなどにどのように取り組まれておられるのかについて観光振興部長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 野町議員の御質問にお答えをいたします。

まず、人材不足に直面する介護施設などにおける外国人材受け入れに向け、国との連携を含めた県の支援についてお尋ねがございました。

介護分野での外国人材の受け入れにつきましては、これまで、平成20年度からの経済連携協定によるもののほか、平成29年度の介護福祉士資格を取得した留学生に対する在留資格介護の創設、技能実習制度への介護職種の追加が行わ

れてまいりましたが、この4月の改正出入国管理及び難民認定法の施行により、深刻化する人手不足に対応するため外国人材のさらなる受け入れ拡大を図ろうとしています。

こうした国の動きを受けまして、昨年10月県内の介護事業所に調査を行いましたところ、深刻な人材不足を背景として、今後外国人材の雇用を予定または検討している事業所は全体の約4分の1を占めますとともに、先月本県において行われた特定技能に係る国の制度説明会には80名近くの介護関係の方が参加されるなど、本県においても外国人材に対する関心やニーズは高まってきております。

一方で、先ほどのアンケートでは、介護が対人サービスであることを踏まえ、利用者や職員との間でのコミュニケーションがとれるのか、生活習慣や文化の違いを理解し行動することができるのかといった業務の面や、生活をどうやって支援していくのかといった社会生活の面などについて、不安の声も事業所からお伺いしているところです。

このため、県としましては、業務の面において、国の事業も活用し、事業所が行う日本語の学習支援に要する費用を補助するなど、外国人材のコミュニケーション能力の向上を支援してまいりますとともに、生活習慣や文化の違いを踏まえた介護の基本といった研修の実施に要する費用を補助するなど、介護技術の向上を支援してまいります。

また、社会生活の面においては、平成31年度の早い時期に、医療や福祉、教育などの社会生活や就労等に関する総合的な相談窓口を設置し、外国人材や事業所などからの相談を受け、適切なアドバイスや的確な対応窓口への誘導などを行うことを考えており、その運営に当たっては、国や市町村、関係機関などとも連携した運営協議会を立ち上げ、関係機関の御意見も踏

まえて取り組んでまいります。

今後、現場における課題などについて情報収集を行い、介護事業者の団体の皆様の御意見もお聞きしながら対応策を検討するなど、外国人材がしっかりと介護分野で活躍いただけるよう取り組んでまいります。

こうした外国人材の受け入れ支援にも取り組みつつ、深刻な介護人材の不足に対応するため、本県が先駆的に取り組んでおりますノーリフティングケアの推進や、新たな人材参入や定着の促進に資する介護事業所認証評価制度の認証事業所の拡大などにより、職場環境の改善を一段と推し進め、安定的な人材の確保の取り組みも進めてまいりたいと考えています。

次に、平成30年7月豪雨災害からの復旧について、特に被害の大きかった安芸川、伊尾木川を初めとする中小河川などで、事前防災を意識し、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や新たな治水対策の補助事業を活用し、どのように取り組みを進めていくのかのお尋ねがありました。

近年は、台風や豪雨の威力が極めて強くなり、猛烈な豪雨などで被害の規模も大きくなっていることから、速やかに被害箇所への対策を講じなければダメージが蓄積し、後の台風や豪雨の際にさらに大きな被害を招く危険をはらんでいます。

私は、7月豪雨直後の安芸川など県内の被災現場で甚大な被害を目の当たりにし、国土強靱化のためには先手を打った事前防災対策をもう一段強化し、治水事業を進める必要があると強く思いました。このことから、全国知事会議などの機会を捉え、事前防災対策予算の大幅な増額の必要性を訴えるとともに、関係省庁や政党に対しても政策提言を行ってまいりました。あわせて、県などが管理する中小河川においては、災害が頻発するボトルネックとも言える区間な

どで、局所的であるものの堤防かさ上げや河床掘削など総合的に対策を行う必要があり、そのための新たな特別枠の予算制度が必要であるとも強く訴えてまいりました。

こうした中で、全国の前年防災対策予算の大幅な増額という点では、事業費総額7兆円という大規模な「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が国において取りまとめられました。本県でもこの緊急対策を活用し、安芸市の伊尾木川などで、河床掘削や樹木伐採を初め堤防の強化など、事前に備える対策をスピード感を持って進めてまいります。

また、総合的に対策を行うための新たな制度の創設という点では、計画的、集中的に事前防災を進める、治水対策の個別補助事業が創設をされ、甚大な浸水被害が発生した安芸川などで採択に向けた準備を進めています。

県としてはこの機を逃すことなく、あらゆる自然災害から生命や財産を守る各種対策を集中的かつ効果的に進め、県土の強靱化を加速させてまいります。

加えて、全国的に大きく立ちおけている本県のインフラ整備の実情に鑑み、3年間の集中投資期間以降も見据え、継続的に防災・減災能力を高めていけるよう、全国知事会などとも連携し、インフラ整備の効果や必要性について国に訴えてまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設についての現在の議論の状況とその機能についてお尋ねがありました。

東部地域への設置を検討している公立東部看護専門学校を基幹とする多機能支援施設については、昨年9月に第1回目の高知県東部地域医療確保対策協議会医療人材確保部会を開催

し、当時の県としての構想を提案させていただきました。ただ、その際には看護学校に関する御意見はいただいたものの、多機能支援施設の多機能部分に関して、委員それぞれの立場で期待する具体的内容について十分に御意見をいただくことができませんでした。

その後、県では、関係者からお話を伺うなどしながら検討を重ね、去る2月19日に第2回目の部会を開催した際に、イメージを明確にさせていただきよう、多機能支援施設の学校以外の機能についてのより具体的な内容を提案したところです。看護学校以外の機能として今回提案したのは、潜在看護師等の復職や就職あっせんを行うナースセンター、在宅歯科診療の連携拠点となる在宅歯科連携室、介護人材の育成拠点のほか、訪問看護支援センターというものです。

このうち、訪問看護支援センターの想定している機能としては大きく5つに分けられ、まず1つ目としては、ベテランの医療職が常駐することを念頭に、その職員が時には訪問に同行することなどを通じて、訪問看護師に対する必要な知識や技術の教育を行うこと、2つ目、3つ目として、在宅医療にかかわる多職種の職員を対象とした研修会の開催や、訪問看護ステーションの管理者に対するステーションの経営安定と質の向上のための支援を行うこと、さらには4つ目、5つ目として、住民の方に対する在宅医療に関する情報提供や相談のワンストップ窓口などを担うことや、あったかふれあいセンターに出向くなどして訪問看護に関する周知、啓発を実施することなどがあります。

当日出席をされた委員の皆様からは、この多機能施設に対し、地域包括ケアの後押しにつながる、介護職も足りない中で大変期待している、東部に学習の場を提供できるのはよいことといった御意見とともに、市町村の地域包括支援センターとの役割分担を明確にする必要がある、

組織体制のイメージやスケジュール感を示してほしいといった御意見もいただいたところです。

今後、今回いただいた御意見なども踏まえ、市町村や関係団体の皆様と丁寧に協議を行いながら、看護学校を含む多機能支援施設の設置に向けた検討を一層深めていきたいと考えております。

次に、今後、「高知家@ライン」の普及に向けて県としてどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

高知版地域包括ケアシステムの構築を進める上で、在宅での療養を望む人を支援できる体制を充実させることはとても重要だと考えています。そのため平成29年度から、在宅患者の日々の状態を医療機関や薬局、訪問看護ステーション、介護事業所などがタブレット端末を介してリアルタイムで情報共有できる「高知家@ライン」の本格運用を開始し、現在その普及に取り組んでいます。

この「高知家@ライン」は、訪問看護師や介護ヘルパーが在宅患者を訪れた際に、患者の状況を、一般的なスマートフォンのアプリの一つであるラインと類似の仕組みで、自宅から直接画像などを用いて主治医等に照会できることから、現場における適切な措置を初め迅速な治療や疾病の悪化防止につながることを期待されます。また、患者の内服状況を薬剤師にも迅速に情報共有できることで、適切な内服管理に資することが見込まれるなど、患者のQOLの向上に大いに役立つものと考えています。

しかしながら、未加入の施設等からは、効果が実感しづらいとか、必要なタブレットの購入に係る初期投資費用がネックといった御意見をいただいております。現在のところ県内全域への広がりはまだ十分とは言えない状況にあります。

そこで来年度は、これまでの折衝で市町村や地元の医療機関等の協力が得られている安芸圏

域をモデル地区として、そこでの取り組みを通じて県内全域への普及を目指していくことを考えています。具体的には、「高知家@ライン」の効果によりわかりやすく実感していただくため、安芸圏域の全ての医療機関や介護事業所を対象にタブレットを貸与し、現場で活用していただいた上で、他の圏域のそうした関係者の方々に、実際に使ってみてのシステムの有効性をお話ししていただく場を構えることや、同じく安芸圏域以外の関係者の方々に、安芸圏域で使われている現場を直接見ていただく機会も設ける予定です。

また、同時に進めております地域医療介護情報ネットワークシステムに加わっていただく訪問看護ステーションや訪問介護事業所等には、タブレットの購入への補助も行い初期投資費用の負担軽減を図ることで、コストの関係で思いとどまることのないように取り組んでまいります。

こうした取り組みを通じて、地域包括ケアシステムを後押しできる「高知家@ライン」の県内全域への普及を図ってまいります。

(公営企業局長北村強君登壇)

○公営企業局長(北村強君) 地域包括ケアシステムを構築するに当たっての人材育成における県立あき総合病院の役割の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

県立あき総合病院は地域の中核病院として、急性期医療はもちろんのこと、医療資源が不足している東部地域において回復期医療を担うとともに、民間医療機関や介護施設等とのネットワークづくりや退院調整のルールづくりにも積極的にかかわるなど、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を果たしております。

人材育成に関しましても、かかりつけ医としてゲートキーパーの役割を担う総合診療専門医の養成を初め、研修医や看護実習生を積極的に

受け入れ、その育成に努めております。また、皮膚・排せつケアや認知症看護などの認定資格を持つ看護師を講師として地域の医療機関等に派遣するほか、ケアマネジャーの定例会などにも参加し、医療機関や介護施設からの要望に応じ技術的な支援を行うなど、地域で貢献していただける人材の育成にも取り組んでいるところです。

今後も、こうした取り組みを強化してまいりますとともに、看護学校を基幹とする多機能支援施設の設置に際しましては、看護実習の受け入れはもちろんのこと、授業を担当する講師を派遣するなど、地域医療を支える中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) あき総合病院前への新駅整備による利用者の増大に向けた取り組み、またその期待される効果などについてお尋ねがありました。

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線は、平成14年の開業以来、利用者が順調に増加してきましたが、沿線人口の減少や自動車専用道路の延伸などの影響もあり、平成25年度をピークに減少傾向に転じております。

そのため、県と関係市町村で構成するごめん・なはり線活性化協議会では、将来への危機感を共有し新たな利用促進策を検討する中で、地域の中核病院であるあき総合病院前に新しい駅を設置することについて、アンケートに基づく需要予測や費用便益分析を行った結果、十分な事業採算性が確認できたことから、昨年12月の協議会の総会において新駅の設置について合意し、設計にかかる費用のうち県が負担する額を予算案として今議会に提出させていただいております。

あき総合病院は、安芸駅と球場前駅からそれぞれ約1キロメートルの距離にあるため、現在

は職員の通勤や患者さんの通院における鉄道利用が極めて少ない状況にあります。しかしながら、病院前に新駅を設置することであき総合病院の利便性が大きく向上することになり、通勤や通院、さらには周辺の住民の方々の鉄道利用も増加することが期待できます。

加えて、土佐くろしお鉄道では、新駅整備による利用者増加などの効果をより確かなものとするため、例えば病院関係者が通勤で鉄道を利用しやすくなるよう、ほかの駅へのパーク・アンド・ライド専用駐車場を整備拡充することなどを計画しております。

県といたしましても、このような会社の取り組みをしっかりと支援することで、土佐くろしお鉄道の利用促進や経営改善につなげてまいりたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、昨年の7月豪雨災害の本格復旧工事における入札不調など現状の課題と今後の対応についてお尋ねがありました。

昨年の豪雨災害による災害復旧工事は、災害査定の後、順次発注を始めており、年明けから本格化しております。各土木事務所では災害復旧工事の発注に当たり、発注予定件数や管内の市町村工事の発注見通し、また建設事業者の手持ち工事量などを総合的に勘案しながら、円滑な事業の執行に努めているところであり、現時点での不調などの発生率は例年と同程度で推移しているところです。

こうした状況ではありますが、今後は一連の災害復旧工事に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が加わってまいりますので、特に災害復旧工事の多い安芸土木事務所や本山事務所、宿毛事務所などでは入札不調が多く発生することも懸念されます。

そのため、まず工事の発注に当たっては、難

易度が同程度の複数の工事を1件にして発注するなど、事業費の増大に伴う発注件数の増加をできるだけ抑え、現場に配置が義務づけられる技術者数の抑制に努めていきたいと考えております。また、3,500万円未満の災害復旧工事では現場代理人の兼務を引き続き認め、さらに主任技術者につきましても、これまで3カ月以上の雇用実績を求めておりましたが、災害復旧工事に限り1日でも雇用関係があれば認めることとするなど、入札不調への対策を講じていきたいと考えております。

こうしたことにより、限られたマンパワーを最大限に活用できるよう、引き続き入札の状況や事業の執行状況などを注視しながら、余裕を持った工期の確保など制度の柔軟な運用により、不調などの発生の抑制に努めてまいります。

次に、平成30年7月豪雨で被災した安芸市内の県道2路線と市道2路線の復旧状況についてお尋ねがありました。

昨年の7月豪雨により、県道207号大久保伊尾木線では1カ所、県道208号奈比賀川北線では1カ所、また市道安明寺古井線と市道古井別役線では合わせて40カ所の施設被害が発生いたしました。県道奈比賀川北線では、この被災による通行規制は発生しませんでした。県道大久保伊尾木線では、黒瀬地区から大久保地区までの区間と大久保地区から徳島県境までの市道全線が全面通行どめとなり、一時孤立集落が発生するなど、地域の皆様には大変御不便をおかけいたしました。

県と安芸市では被災後直ちに応急工事に着手し、約1週間後の7月12日には大井地区までの通行を確保いたしました。被災箇所が多く被害も甚大であったため、応急工事の完成までに時間を要しましたが、順次工事を進めた結果、一部制限が残るものの、12月4日には県道大久保伊尾木線と市道2路線全線の通行が可能となり

ました。

しかしながら、完成した応急工事は土のうや仮橋など仮設構造物により復旧したものであるため、今後順次、本復旧工事を発注し、各路線の早期の全面復旧を目指して取り組んでまいります。

次に、今回の大きな災害を受けて脆弱性が明確となった被災道路について、南海トラフ地震・津波発災時の四国おうぎ作戦も踏まえた必要性についてお尋ねがありました。

四国広域道路啓開計画では、南海トラフ地震発生後に、比較的被害の少ない瀬戸内側から被害の甚大な太平洋側へ支援部隊などが迅速に進出できるよう、あらかじめ優先的に啓開する必要最小限のルートを決めております。このうち県東部地域へは、南国市と徳島県阿南市の集結拠点から、四国8の字ネットワークの開通区間や国道55号などを活用して2方向から進出することとなっております。

しかしながら、海岸線に沿って走る国道55号は、南海トラフ地震の津波により、多くの箇所ですみ水し、円滑な支援部隊の進出や物資輸送に支障が出ることも想定されております。また、県東部地域を縦断し、徳島県側と連絡が可能な数少ない路線である県道大久保伊尾木線や市道古井別役線などは、防災上重要なルートになると認識しておりますが、未改良区間が多く残っており、災害時の信頼性を確保するにはまだ長期間を要すると想定しております。

このため、県としましては、南海トラフ地震発生時に県東部地域へのルートを確保するため、まずは津波浸水の影響を受けない四国8の字ネットワークを早期に整備する必要があると考えており、引き続き国に政策提言を行うなど、その早期完成に向けて積極的に取り組んでまいります。また、県道大久保伊尾木線やそれに連続する市道につきましては、今後も安芸市と連

携しながら、地域の皆様の安全・安心の確保に向け、着実に整備が進むよう取り組んでまいります。

最後に、自然&体験キャンペーン期間中、県立都市公園などをどのように活用するのかのお尋ねがありました。

本県の都市公園におきましては、県民の体力の向上を目指すことを目的として整備された春野総合運動公園や、家族連れの宿泊型、海洋性レクリエーションに対応する土佐西南大規模公園、地域の文化や自然に接し心身の健康づくりの場を提供する安芸広域公園など、それぞれの公園が特色を生かしながら利用者にサービスを提供しております。

そのうち土佐西南大規模公園におきましては、中村地区にオートキャンプ場とまろつとを設け、自然・体験型の施設としてこれまでも多くの方に利用していただいておりますが、キャンペーンに合わせ、バンガローの改修や案内板の設置等の整備を進めており、さらなる利活用が期待されているところでございます。

一方で、安芸広域公園の芝生広場など、出水時にたびたび浸水し、キャンプサイトやバーベキューが行える調理施設や給排水施設を整備していないことなどにより、管理上、利活用が限定的にならざるを得ない公園もありますが、地元の観光協会などからキャンペーンに向けた具体的な利活用の提案があれば、その実現に向け積極的な検討を行っていきたいと考えております。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、安芸川・伊尾木川沿いで被災した農地の復旧状況と本年の作付への影響についてお尋ねがございました。

安芸市における被災農地の復旧状況につきましては、7月豪雨により復旧を要する農地は約15ヘクタールで、このうち水田が約5ヘクター

ル、主にユズ園などの畑地が約10ヘクタールとなっています。被災後、事業主体である安芸市が順次復旧工事を行っており、2月末時点で6割に当たる約9ヘクタールで発注を終え、このうち約6ヘクタールで工事が完了しております。未発注となっている約6ヘクタールのうち、年度内に着手可能な農地の面積は約3ヘクタールとなっており、残りの約3ヘクタールは4月以降の着手となり、工事の完成は6月以降になる見込みであるとお聞きをしております。

今年の作付につきましては、被災した水田約5ヘクタールのうち、復旧工事を終えた約3.4ヘクタールでは作付が可能となっております。一方で、完成が6月以降になります約1.6ヘクタールにおきましては、酒米を含めた今年の作付を断念せざるを得ない状況となっておりますが、農家の方々にも御了承いただいていると安芸市からお伺いをしております。

また、ユズにつきましては、土砂の流入等の被害を受けた園地のうち約4.6ヘクタールにおきまして、生産者の方が改植を希望されており、9月補正予算で創設いたしました果樹経営支援対策事業を活用いただき、本年度から3年間で計画的に植えかえされる予定となっております。このうち本年度に改植される面積は、今後の予定を含み1.7ヘクタールとなっております。

県といたしましては、今後も安芸市など関係機関と連携し、情報共有を密にしながら、被災を受けた農地が一日も早く、もとの姿を取り戻すことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、JA合併後の各産地における園芸用ハウスなどの導入コスト低減・平準化の状況及び今後のさらなる対応策についてお尋ねがございました。

近年のハウス価格の上昇につきましては、平成24年度から29年度までに園芸用ハウス整備事

業を活用し新設されました390棟について、費用分析を行ったところ、25年ごろより高騰傾向にあること、また附帯設備の充実や労務費の増大などがハウス高騰の主な要因であることが明らかとなりました。

昨年6月には、見積額と落札額の比較や入札方法による事業費の違いといった分析結果につきまして、JAの事業担当者に情報提供を行いますとともに、各JAで取り組まれているコスト低減策について意見交換を行うなど、JA間での情報共有につなげてきたところです。

加えて、昨年11月と本年1月には、次世代型ハウスを導入している農業者や営農指導員、県の農業技術職員で構成する、次世代型こうち新施設園芸システム推進協議会でも、コスト低減に向けた検討会や現地調査を行うなど、課題の整理と対応策の検討を行ってまいりました。

こうした中、本年1月に発足したJA高知県とは、コスト低減の必要性や地域間での価格差について課題意識を共有しており、県とJAの関係者が一堂に会し、具体的な対応策の検討を継続的に行うこととしています。今後は、農業者だけでなく施工業者の御意見も伺いながら、JA高知県とは、過剰な投資を防ぐために作物ごとの標準仕様の策定や、年間を通した工期の分散、複数ハウスの一括入札方式の導入など、合併の効果が早期に発揮できるよう、コスト低減の具体的な方策を検討してまいります。

次に、農業分野における特定技能外国人の受け入れに向けた取り組みについてお尋ねがございました。

近年、県内では、ナス、キュウリ、ショウガ、ユズなど多くの品目で、収穫ピーク時を中心に労働力の確保が難しくなっており、農業者の皆様の特特定技能外国人に対する期待は大きいものがございます。

本年4月から受け入れが可能となる特定技能

外国人は、農作業に加え集出荷場での作業も可能であり、総滞在期間は最長5年と長く、農閑期の一時帰国も認められているほか、農家の直接雇用に限らず派遣形態での受け入れも可能となるなど、技能実習制度に比べて受け入れやすい条件となっておりますことから、農家や関係団体の関心は高まっているところです。

県としましては、農業現場での関心の高さを受けまして、国の協力も得ながら、昨年5月から外国人材に関する勉強会を開催し、農業団体等との情報共有に努めてまいりました。

特定技能外国人の受け入れに関する入国管理局への手続などは、受け入れ農家がみずから行うこともできますが、その事務が煩雑であるため、手続を代行できる登録支援機関の役割が非常に重要であると考えています。なお、登録支援機関への登録方法や届け出様式などの詳細は、今月中旬に国から示されるとお聞きしております。

そこで、現在農業分野の技能実習生の受け入れを行っている監理団体が登録支援機関となり、速やかに特定技能外国人を受け入れることができるよう、今月19日には、農業者、農業団体、監理団体等の皆様を対象とした研修会を開催することとしております。

今後、あらゆる機会を捉えまして、農業者や農業団体の皆様への制度の周知に努めてまいりますとともに、関係団体の皆様と緊密に連携し、本県での特定技能外国人のスムーズな受け入れにつなげてまいります。

最後に、新規就農者など担い手の農地確保対策についてお尋ねがございました。

県では、産地提案型担い手確保対策の推進などにより毎年度320人の新規就農者の確保を目指すとともに、農地中間管理事業の活用により担い手への農地集積を促進するなど、生産を支える担い手の確保・育成を推進してまいりまし

た。こうした取り組みを進める中、議員御指摘のとおり、新規就農者など担い手の方々からは、就農時のハウス整備や就農後の規模拡大などを図る際に農地の確保に苦労したとの話をお伺いしており、県といたしましても、担い手の農地の確保対策を促進することは極めて重要な課題であると考えています。

このため、まずは農地の出し手と受け手の意向を把握し、両者のマッチングを図ることが重要であることから、今年度より各地域で、農地情報に詳しい市町村農業委員会を中心に、県農業会議や農地中間管理機構が連携して、農地所有者に対して農地活用の意向調査を実施しています。

また、新規就農者につきましては、資金力の面で農地所有者が不安を持ち、農地の貸借につながらない場合があることから、今年度の補正予算において、新規就農者が農地を貸借する場合に、農地中間管理機構などが一定期間その賃借料を支援することといたしました。

さらに、新規就農者など担い手への農地の貸し出しを促進するとともに、園芸品目の生産拡大を図るため、来年度より1ヘクタール未満の園芸用農地を担い手に貸し出す場合には、県から農地所有者に対して協力金を交付することとしています。

県といたしましては、これらの取り組みを関係機関と連携して進めていくことで農地の確保対策を促進し、新規就農者など担い手の確保・育成を推進してまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 災害復旧等による事業量の増大に伴う人員増による職場の狭隘対策についてのお尋ねがございました。

職員が疲労やストレスを感じる事が少ない職場環境を形成・維持することは重要なことであると認識しております。このため、事務所衛

生基準規則においてスペース等の基準が定められており、人員増などによってこの基準を満たさなくなるようなことがあれば、建物全体でレイアウトを見直す必要がございます。

お話にありました安芸土木事務所については、スペースの基準は満たしておりますが、私も、昨年秋、職場の状況を確認してまいりました感想としては、確かに比較的狭隘な状況であると感じたところであります。

限られたスペースの中で1人当たりの執務面積を広げるためには、まずは職場内の整理整頓、書棚等の配置も含めたレイアウトや通路のとり方などを工夫することが考えられます。

本県においては、各所属で職場環境の改善に向けた職員参加による職場ドックの取り組みが行われておりまして、執務内環境の改善に関する良好事例も随分蓄積されるようになってまいりました。その中には、今ほど申し上げたようなものも含まれております。これらの良好事例も参考にしながら、各所属で職場の環境改善に係る対策を講じ、安全で働きやすい職場づくりを徹底してまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、外国人技能実習制度の現状と課題、また外国人労働者の受け入れ準備状況及び県の支援体制についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、県内の技能実習生は近年増加傾向にあり、昨年10月時点で1,534名の技能実習生を374の事業所が受け入れています。業種別では、農業が555名、製造業が532名、建設業が161名、漁業が148名など、1次産業から3次産業まで幅広い分野で制度が運用されており、国別では多い順にベトナム、フィリピン、インドネシア、中国等となっています。また、農業や漁業の分野では、県内の監理団体からの受け入れが多い一方で、製造業、建設業

分野などでは、その半数以上が県外の監理団体からの受け入れとなっています。

主な課題といたしましては、言葉の問題や生活習慣の違いなどから業務上、生活上のトラブルが生じること、全国的に受け入れ事業者に労働時間や賃金等に関する労働関係法令違反が見受けられること、技能実習生の失踪といった事案があることなどが挙げられます。本県においても、平成28年には法令違反が9事業者、平成29年には失踪者が31名となっています。

こうしたことから、平成29年には技能実習法が施行され、外国人技能実習機構による受け入れ事業者等への定期的な実地検査の実施など、指導監督体制が強化されたところですが、運用が始まってまだ日が浅いことから、成果は今後出てくるものと考えています。県としましても、外国人技能実習機構や入国管理局、労働局など関係機関とともに、昨年、技能実習制度に関する連絡協議会を立ち上げ、就労状況などの情報共有や課題への対応、制度の周知などに努めているところです。

新たな制度での外国人材の受け入れにつきましては、県内の多くの監理団体や事業者の皆様から期待する声が上がっており、先日の国の制度説明会には各分野から約250名の参加もありましたことから、相当数が、県内の技能実習2号修了者を初め外国人材の確保に向けて各種の手続を進めるものと考えています。

既に登録支援機関の業務を行うための定款変更等の準備に入っている監理団体もあり、今後3月中に示される予定となっております。在留資格に関する手続や登録支援機関の登録手続、支援計画、雇用契約などの詳細がわかり次第、各分野別に説明会を開催するなど、必要な分野で人材がしっかり確保できますよう支援してまいります。

また、制度の適切な運用と社会生活上の支援

を図るため、先ほど申しました技能実習制度に関する連絡協議会を拡充し、新たな外国人材を含めて対応いたしますとともに、来年度の早い時期に設置を予定しています仮称高知県外国人生活相談センターにおいて、社会生活や就労等に関する総合的な相談対応を行うこととしております。こうした取り組みによりまして、外国人労働者にとって働きやすく住みやすい環境を整えることで、高知県が働きたい場所として選ばれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、東京土佐寮を活用した大学生のUターン就職の取り組みについてお尋ねがございました。

本県からは毎年県外の大学に約2,000人が進学していますが、県の調査では、大学生のUターン就職率は平成27年3月は15.9%、30年3月は少し改善しましたものの18.1%にとどまっています。こうした中、県内企業の人手不足感が高まってきており、企業からは、求人を出しても採用できないといった声もお聞きをしています。

このため、大学生の県内就職の促進に向けて、9月補正予算で、インターンシップの拡大やインターネットを活用した情報発信の取り組みなどを強化したところです。

こうした取り組みの中、県内の企業からは、学生と交流できる機会をもっとふやしてほしいといった声を多くいただいています。また、学生側の若手社員との交流を望むニーズも年々高まってきており、来年度は企業と学生との交流機会をさらに拡大したいと考えています。

その一つとして、議員のお話にありました東京土佐寮を、首都圏における情報発信や交流の拠点として活用させていただきたいと考えています。具体的には、入寮生や県出身学生だけでなく、東京事務所のネットワークを活用し、高校の関東同窓会や県人会組織などの御協力もいただき、本県出身の首都圏で働く若手社会人ま

で含めた幅広い交流会を開催したいと考えています。この交流会では、県内にUターン就職をした若手社員に、職場の雰囲気や入社を決めた理由、仕事のやりがいや満足感、余暇の過ごし方などを直接語っていただき、県内企業のことを知ってもらうとともに、土佐の料理やお酒に親しむことで高知の魅力を感じていただける気軽な交流の場にしていきたいと考えています。この交流会をきっかけに、首都圏における県出身学生を中心としたネットワークを拡大し、企業や県から県内就職の情報を継続的に提供していきたいと考えています。

こうした取り組みにより、多くの若者に県内企業や高知で働く魅力を知っていただき、Uターン就職につなげるとともに、東京土佐寮の活性化にもつながるものと考えています。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) 東京土佐寮について、まず寮の周知と女子学生も含めた入寮生をふやす取り組みについてお尋ねがございました。

公益財団法人土佐育英協会が運営する東京土佐寮は、これまで本県出身の志ある男子学生に、割安な寮費で良好な居住環境を提供してきております。しかしながら、議員のお話にもありましたように、ここ数年新たな入寮生は募集人員20名に対し1桁台にとどまっており、入寮生は本年度、定員の半数を下回りました。

このため、土佐育英協会では入寮生の確保に向け、これまでの高等学校への募集要領の送付やホームページでの情報発信、高等学校の訪問などに加え、今年度は報道機関への積極的な情報提供や、女子学生の受け入れも含めたニーズの把握と寮の周知を目的としたアンケート調査も実施をされています。こうした取り組みによって、この4月に新たに入寮を希望される方は、現時点で昨年の4名を大きく上回る16名となっ

ているとお聞きをしております。

県といたしましては、東京都内で割安で良好な居住環境を提供されております土佐寮を、まずはよりよく知っていただくことが重要だと考えておりますので、今後入寮生の募集情報などを改めて県の広報紙やホームページで発信するとともに、高等学校を訪問した際に周知を図るなど、入寮生の確保に向けた取り組みにしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、東京土佐寮の新築やリフォームへの支援についてお尋ねがございました。

東京土佐寮の北寮は建築から54年が経過をしておりますが、土佐育英協会からは、耐震診断の結果、耐震性に問題はなく、平成25年度には改修工事も行っており、当面この北寮を改築する予定はないとお聞きをしてまいりました。

こうした中、土佐育英協会ではことしに入って、入寮生のさらなる確保に向けて、女子学生の受け入れも含めた学生寮として望まれる施設環境の把握のため、県内の高校生を対象にアンケート調査も行われております。

今後、南寮も含めた学生寮の新築やリフォームなどについて、土佐育英協会から具体的なお話があれば、県としてどういった支援ができるのか考えてまいりたいと思っております。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) 東京土佐寮の新築やリフォームに当たっては、CLTや県産材の活用に関して県から積極的な支援などを検討してはどうかとお尋ねがございました。

本県の豊富な森林資源を活用し、県産材の利用拡大を図っていくためには、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅建築物やマンションなどの木造化や木質化を進めていく必要がございます。特に、建築の需要が大きい都市部において木造建築を進めることは、都市の森として炭素を固定し、地球温暖化の防止など環

境面での効果があるとともに、木の香りや温かさにより都市で生活する方々に安らぎなどを与える効果が考えられる一方、地方においては、木材需要の拡大により林業・木材産業の活性化につながります。

このため、県としましては都市部での木造建築の推進に向けて、木材利用の意義や木のよさなどについて、モデル的な建築物も活用し、施主や建築士の方々に理解の醸成などを図っていくこととしています。具体的には、高知県木材協会に設置したTOSAZAIセンターと、全国レベルの木造建築の専門家集団であるチーム・ティンバライズとが連携し、個別に企業などを訪問して積極的な提案型の営業活動を行う取り組みを進めてまいります。

今後、土佐育英協会が東京土佐寮の新築やリフォームなどを御検討される場合には、TOSAZAIセンターから専門家を派遣し、具体的な木の使い方やデザインなどの提案、また整備に向けた留意点などの技術的なアドバイスを行ってまいります。さらに、整備への支援につきましては、都市部における木造のモデル建築物ともなりますので、国の補助事業の活用に向けたサポートをしっかりと行うとともに、県としての支援についても検討していきたいと考えています。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 東京土佐寮の学生を初め首都圏在住の県内出身学生と協力した移住施策の展開についてお尋ねがありました。

来年度は、年間移住者1,000組の達成とその先の定常化を見据え、地域の多様な仕事の掘り起こしと、その仕事を魅力的な形で情報発信する仕組みを大幅に強化するとともに、その情報を届ける方をふやす、すなわちリーチをさらに広げ、その方々にアクティブに働きかける取り組

みも強化することとしております。具体的には、首都圏において、SNSなどを活用しながら、より多くの方々を巻き込んだ高知県コミュニティをつくっていきたいと考えております。

このコミュニティには、高知県出身者はもとより、龍馬パスポート保持者などの高知県ファン、またこれまで高知県には余りかかわりがなかった方などにも広く呼びかけることで、多くの方々に参加していただくことを目指しております。このため、県人会や同窓会、県出身の大学生や地域で活躍したい若者の集まりへのアプローチに加え、SNSに強い著名人による高知県情報の発信などを通じて、コミュニティへの誘導を図っていきたいと考えております。

このコミュニティのメンバーに対しては、SNSによる定期的な情報発信に加え、県が開催する各種セミナーや相談会、また新たに設置します首都圏での交流会への参加を促すことなどにより、本県への関心を高め、U・Iターンへとつなげていきたいと考えているところであり、東京土佐寮の学生の皆さんにもこのコミュニティに参加をしていただき、積極的に本県の情報発信を行っていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、拡充した補助金の対象となる観光施設と、キャンペーンにより期待される経済効果についてお尋ねがありました。

県では、市町村や観光事業者等と連携して、自然や体験資源を生かして外貨を稼ぐことができる体験・滞在型観光施設の整備を県内各地で進めています。今年度は、13市町村が拡充した補助制度を活用し、基本構想段階の事業も含めて、体験型のオートキャンプ場や宿泊施設、ガイドの拠点となる観光案内所など、16施設の整備を進めております。

さらに来年度は、新たな市町村も含め14市町村から補助金の要望をいただいております。清流の景観を生かしたジップラインやキャンプ、生活文化を体験する施設など、19施設の整備を支援するため、県として必要な予算を本議会に提案させていただきました。この補助制度を通じまして、県内23市町村に、山、川、海の魅力を生かした35の体験・滞在型観光施設が整うこととなります。

これらの施設整備を行うことで、例えば希少植物に富んだ登山道をガイドと歩く山岳トレッキングや、高原の星空を楽しむスターウオッチング、地元食材を使った清流のほitoriでのバーベキューといった体験・滞在メニューを県内全域に広げ、国内外からの観光客のさらなる誘致と新たな経済効果の創出につなげたいと考えています。加えて、こうした体験・滞在型観光施設を中心に、歴史や特産品など地域ならではの資源を連動させた観光クラスターを形成することによって、観光客の滞在時間の延長と観光消費の拡大を図る仕組みも整えることとしております。

自然&体験キャンペーンではその期間を通して、これまでに磨き上げてきた歴史や食に次ぐ柱として、自然・体験型の観光基盤の底上げを図り、435万人観光の定常化と観光総消費額1,230億円の実現を目指してまいります。

次に、東部地域において今回のキャンペーンを推進するための、地域間で連携した周遊ルートなどの観光商品の開発、県内外への売り込みについてお尋ねがありました。

東部地域においては、「高知家・まるごと東部博」で得られたノウハウを引き継いだ東部観光協議会が主体となって、今回のキャンペーンにおいても市町村や観光事業者等と連携して、地域ならではの自然や自然体験を生かした新たな旅行商品や、食と歴史資源を合わせた周遊ルー

トを企画して、旅行会社へのセールス活動やホームページによる情報発信を行い、国内外からの観光客の誘致拡大に取り組んでいます。

具体的な取り組みとしては、地域の観光事業者が土佐の観光創生塾を通じて事業化した室戸ドルフィンセンターとむろと廃校水族館との共通入場券や、伊尾木洞のガイドつき冒険コースといった新たな体験プログラムなどを、東部地域の海岸線の絶景をめぐるコースや森林鉄道の遺構とユズの里をめぐるコースといった周遊ルートの企画にも組み込み、東京や大阪などの都市部で開催される観光商談会などを通じた旅行会社へのセールス活動を実施しています。

さらに、東部地域を訪れた観光客の周遊を促進するため、体験プログラムや周遊ルートの魅力を、割引特典などが受けられるクーポン付きのガイドブックにまとめ、周遊観光の魅力や楽しさを情報発信する取り組みも展開しています。

県としましても、東部観光協議会を初め県内の広域観光組織と連携して、こうした自然・体験型観光のレベルアップの取り組みを支援し、集客拡大などの効果が県内全域に波及するようしっかりと取り組んでまいります。

○3番（野町雅樹君） それぞれ大変御丁寧な、また大変前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

私、予想以上に前向きな御答弁をいただきましたので2問目はいたしませんけれども、観光振興と、そして園芸用のハウスのコスト低減について少し思いを述べさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど部長のほうからもお答えをいただきましたけれども、自然&体験キャンペーンは、まさに本県の強みを生かした高知県らしい観光振興策だというふうに思います。しかしながら、私が言うまでもないことでありますけれども、全国には自然を売りにしている地域ある

いは都道府県というのは大変多いわけでございます。観光客の誘致合戦というのは非常に厳しいということが想定されるというふうに思います。ぜひ、このキャンペーンのステージとなります地域地域の官民それぞれの組織とともに、その競争に打ち勝つ、より魅力的な高知県観光となりますように、県のお力を存分に発揮していただきたいというふうに思います。

また、先ほど農業振興部長からも御答弁がありましたけれども、12JAが合併をし、全国屈指の大規模JAが誕生したわけでありまして。ここでスケールメリットを生かして、計画的にハウス整備のコスト低減策が講じられるということは、多くの農業者が期待を寄せるところであります。

来年度から、次世代型ハウスの整備につきまして、対象範囲を企業や法人農家にも拡大するというところでありますけれども、こうした方々のコスト意識というのは非常に高いものがあります。私もこういう方々とお話をさせていただきますけれども、そうした方々ともしっかりと情報共有をしていただきまして、県内の農業者が適正な価格で、また地域間の不公平がないように事業運営がなされるよう、それぞれ御指導をいただきたいということを御要請させていただきたいというふうに思います。

最後に、私も1期目最後の質問をさせていただきましたけれども、この3月末をもちまして御勇退をされます議場におられる幹部職員の皆様、そして多くの県職員の皆様の長年にわたる県勢浮揚への御尽力に対し、心から感謝を申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番下村勝幸君。

（2番下村勝幸君登壇）

○2番（下村勝幸君） 黒潮町区選出の下村勝幸です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、水産振興についてお伺いいたします。

今回の質問では、水産振興の中でも特に、持続可能なカツオ資源の安定維持についてお伺いいたします。本年1月12日、カツオ文化の日本遺産認定を目指して、黒潮町におきましてシンポジウムが開催され、私も当日傍聴させていただきました。私は、この日本遺産認定がもたらす恩恵には2つの大きな可能性があると思っています。1つ目は、当然のことながら、カツオ文化を通じた観光客の誘客であります。これにつきましては、これまでもさまざまな形で提案がなされてまいりましたので、ここでは触れないでおきたいと思っております。

そして、もう一つの狙いが、まだ申請をしたばかりで気が早いかもしれませんが、今回この日本遺産認定の申請を一つの契機とし、カツオ一本釣りの文化を世界に知らしめ、カツオ資源を国際的に維持管理していくためのアピールの場につなげていっていただきたいという思いがございます。

来年の8月には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの外国人訪問客が日本を訪れることが予想されます。そうした方々に、いかに高知のカツオ一本釣りは何百年の昔からカツオ資源を大切に扱ってきたのかを、積極的にアピールすべきだと考えます。そのためには、

高知のカツオを実際に食べていただくことが重要となります。

しかしながら、高知県におけるカツオの水揚げは低迷が続いております。この原因には、皆様御存じのように、太平洋熱帯海域での各国のまき網漁業による過剰な漁獲が原因とされておりますが、国連が掲げる持続可能な開発目標であるSDGsの14番目、海の豊かさを守ろうという目標からもわかるように、国際的な連携のもとでの資源管理が必要であると考えます。

これまでカツオの資源管理については、県は、国が主導してカツオ資源の調査を強化し、カツオ・マグロ類の国際的な資源管理機関である、中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWCPCFにおける管理措置を強化するよう、国に対して政策提言を続けてこられました。また、日本カツオ学会や高知カツオ県民会議等を通じて、国内はもとより国際的な場においても積極的にアピールが続けられています。

こうした取り組みもあり、2015年にはWCPCFにおいて、我が国が提案したカツオ資源の長期管理目標を初期資源量の50%まで回復させることが初めて合意されましたが、依然としてカツオの来遊量は回復には至っておりません。このカツオの長期管理目標につきましては、本年のWCPCF年次会合において見直しが行われるとのことではありますが、より実効性のある目標値に引き上げるなど、太平洋島嶼国を初めとする関係国の理解を得た上で、資源管理措置を強化する必要があると考えられます。

そこで、知事に御質問いたします。持続的なカツオ資源の安定維持に向け、これまでの一連の取り組みを踏まえ、今後どのようにアプローチしていかれるお考えなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、商業捕鯨再開による影響についてお伺いいたします。

昨年、政府は、国際捕鯨委員会、IWCを脱退し、本年7月1日より日本沿岸での商業捕鯨に踏み出すという決断をいたしました。これにより、和歌山や北海道では日本近海での商業捕鯨に向けての準備を始めたという報道で確認をいたしました。

さて、鯨につきましては、商業捕鯨が禁止され、調査捕鯨を南極海で行うようになってからは、高知県では随分長い間、観光いわゆるホエールウォッチングという形で鯨との共存が図られてまいりました。私の地元の黒潮町や土佐市宇佐町宇佐なども、そうした取り組みを長きにわたり続けてまいりました。

高知県ではこの2月から、「志国高知 幕末維新博」の次のステージである、自然体験を中心とした観光キャンペーンに積極的に乗り出したところであります。さらに、ことしはホエールウォッチング事業を開始してからちょうど30年の節目の年にも当たります。また、当初から私の地元の砂浜美術館の館長は、目の前の太平洋を泳ぐニタリクジラに務めていただいております。地元でも親しまれてまいりました。

そんな中、下関を拠点とする沖合での母船式捕鯨の場合、ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラが捕鯨の対象になっており、土佐湾沖ではニタリクジラを対象として母船式捕鯨が行われる可能性についても語られております。したがって、私の地元の黒潮町では、我々の砂浜美術館の館長が捕鯨されて食べられてしまうかもしれないといった話が話題にもなっております。

そこで、まず水産振興部長にお伺いいたします。ここで言う商業捕鯨の範囲であります。どの程度の範囲の捕鯨をいうのでありましょか。また、その捕鯨の範囲は、現在ホエールウォッチングを行っている海域に影響を及ぼし得る範囲となるのでしょうか、水産振興部長にお

伺いいたします。

次に、現在のホエールウォッチングで沖に出た際、鯨に接近するときなども、できるだけ鯨にストレスを与えないように、ある一定の距離を保ちながら、ある意味慎重に実施がなされております。そのような状況の中で土佐湾沖で捕鯨が開始された場合、鯨が船を警戒するようになり、ウォッチング船からの観察が困難になったり生息域を変えてしまうなどといった影響を心配する専門家の御意見もごございます。こういった意見に対し、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ホエールウォッチングとは対極の話になりますが、漁業者の皆様によっては、過去には沿岸域まで寄ってきていたカツオの群れが少なくなった原因には、この鯨がふえ過ぎ、カタクチイワシ等の鯨の餌が大量に捕食され、少なくなってしまったことも原因の一つではないかと言う方もおられます。現に北海道などでは、鯨が釧路沖でイワシなどを大量に食べていることが水産資源に影響を与える一因になっているのではないかとされています。

日本近海の沿岸漁業の衰退にこうした要因の可能性があるのであれば、今回の商業捕鯨は沿岸漁業復活のための新たなステージになるのかもしれない。こうしたことに対するこれまでの個体調査等の研究結果や、そういった見解についてどう考えておられるのか、水産振興部長にお伺いいたします。

黒潮町は、世界に知られる、日本におけるホエールウォッチングの先駆けの町であり、国内外から観光客がやってまいります。このホエールウォッチングは、全盛期に比べ下火になっているとはいえ、黒潮町では現在でも年間2,500人ほどの予約実績があります。また、その際には家族での予約率が50%近くあり、最近ではインバウンドの予約もふえてきたと伺っております。

さらに地元では、大方町の時代からこのホエールウォッチングの歴史を支え、なりわいとしていた船長さんや観光関係者の方々がおられます。今後、捕鯨とホエールウォッチングを両立するための配慮がなされなければ、そういった船長さんたちは職を奪われてしまう可能性が出てまいります。

私は、体験プログラムとして既に安定した集客が実現できているホエールウォッチングは、黒潮町はもとより高知県にとっても重要な位置を占めており、貴重な観光資源として守っていくことが地域にとって必要なことではないかと考えております。こうした中で、土佐湾沖でこうした商業捕鯨が行われれば、当然のことながら、この海域に生息していたニタリクジラ等がいなくなってしまうおそれがあります。

このホエールウォッチングという観光資源に対して、高知県として、今後この商業捕鯨とどう折り合いをつけていくのか、言いかえるなら観光と漁業をどう両立させていかれるおつもりなのか、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

さきの質問でも述べましたが、県では、本年1月までの歴史観光を中心とした取り組みに加えて、この2月から自然体験を中心とした観光キャンペーンをスタートさせました。我が高知県は、私が申すまでもなく、特に中山間地域を中心として豊かな自然が数多く残る県でもあります。そうした先人が残してくれた貴重な財産を十分に活用しながら、観光振興に励んでいたきたいと思います。

さて、昨年12月21日、私の地元のNPO組織、砂浜美術館が、黒潮町及び黒潮町観光ネットワークと連携し、観光庁が平成27年から運用を開始している日本版DMO登録制度において、日本版DMO法人としての登録がなされました。

これは高知県内では初めてであり、地域DMOのカテゴリーでは四国で初の登録となります。改めて、関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

さて、このDMOですが、デスティネーション・マネジメントもしくはマーケティング・オーガニゼーションの略称であります。一言で言うならば、目的地側から見た、観光客に対する総合的なマネジメント戦略の略称であります。また、そのDMO法人登録の目的は、観光庁の資料によりますと、地域資源を最大限に活用し、効果的、効率的な集客を図る稼げる観光地域づくりを推進するとなっております。

また、この法人登録に向けては、5つの要件というかなり高いハードルを越えなければなりません。まず1つ目が、DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成を図ること。2つ目が、データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立。3つ目が、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーションの実施。そして4つ目が、法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保。最後の5つ目が、安定的な運営資金の確保となっております。

今回のNPO砂浜美術館が法人登録できた一因には、観光で訪れる来訪者に対するアンケート調査や既存データも活用しながら、いわゆる来訪者の見える化を行ったことも評価の対象となっております。

DMO推進機構の代表理事であります大社充先生は、著書「DMO入門 官民連携のイノベーション」の中で、次のように述べておられます。既存データも活用して来訪者の調査分析を行い、例えばお遍路さんは年間1万人程度が訪れ民宿泊の7割を占めるとか、遠方からの来訪者ほど

消費単価が高いといった、来訪者の見える化を進めた。そして、課題の抽出、事業ごとのターゲット設定などを行った上で、この勉強会のつながりを生かし、砂浜美術館が事務局となり、任意のネットワーク型組織、黒潮町観光ネットワークを設置し、37の個人・団体が恒常的に黒潮町の観光について情報交換と課題の共有を続ける体制を整えたと記してあります。

これにより、町内の宿泊施設や飲食店、観光に携わる関係者や個人、団体の皆さんが、観光がもたらす恩恵について共有できるシステムができ上がったわけであります。さらに黒潮町では、高知大学の中澤先生のお力をおかりし、独自に分析した産業連関表により、より効果的な戦略が打ち出せるような展開を図っております。これまでの経験や勘のみに頼った観光振興ではなく、客観的なデータに基づくその地域の強みを生かした戦略を立て、着実にその目的の達成のために事業を遂行できる仕組みができました。

こうしたこれまでの取り組みが、越えねばならない5つの要件の要素に合致し、そうしたものがDMO法人の登録に際し、観光庁から高く評価されたと伺いました。私は、ここでのポイントは、その地域の強みや弱みを数値化により把握し、いかにすれば少ない投資で効果的な成果が上げられるのかを確実に客観的に分析することができるようになったことであると考えております。

ここでまず、1つ目の質問を行いたいと思います。市町村単独では、統計的なテクニックを要する産業連関表を作成することはハードルが高く、そうした人材を育成することも簡単ではないと考えます。今年度、県では統計分析に力を入れた組織体制も整えられましたが、市町村が統計データに基づく行政施策の立案に向けて、産業連関表などの統計データなどをと、強

みや弱みを分析することが可能となるよう、県としてのサポートは考えられないのか、総務部長にお伺いいたします。

また、さきに述べましたように、各市町村が客観的なデータをもとに経済的な強みや弱みを分析した上で、地域を活性化するための戦略に生かすことは非常に重要であると考えます。今後、こうした結果を地域活性化の戦略に生かしたい市町村に対し、県としてのサポートが必要であると考えますが、こうしたサポートは考えられないのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

また、このDMOの発想は、先ほども述べましたように、目的地側から見た、観光客に対する総合的なマネジメント戦略であります。したがって、特に大切にすべきことは、決して上意下達の戦略ではなく、現場から出た意見を戦略として全体の戦略に組み込んでいく仕組みづくりであります。その上で、産業連関表やRESAS等の具体的な数値データを活用し、客観的なデータに基づき組み立てられた市町村の観光戦略に基づく観光事業についても、全体として国内外に向けた情報発信や旅行商品化を目指したセールス活動を行うことが大切であると考えます。

現在の本県における観光行政に関する体制は、県のカウンターパートが高知県観光コンベンション協会であり、各市町村や観光協会のカウンターパートが広域観光組織であると思います。そのため、市町村や観光協会のカウンターパートである広域観光組織が策定する広域エリア単位の観光戦略に、市町村の観光戦略に基づく観光事業を組み込み、広域観光組織を中心に情報発信やセールス活動を行うことで、さらなる観光客の増加につながると考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

先ほどお話ししましたように、今回のDMO

法人の登録要件の5つ目が、安定した運営資金の確保となっております。DMO法人に登録された砂浜美術館では、運営資金の確保に向けて、公園施設の管理受託に加え、観光振興においてもホエールウォッチングやカツオのタタキづくりなどの自然資源を生かした体験プログラムを軸にした旅行商品の造成・販売などに取り組むこととしています。

こうした自立的な観光振興の取り組みに対する県の支援が必要だと思いますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

今回の地域DMOの法人登録により、主に3つの支援を観光庁からいただけるようになりました。1つ目は情報支援、2つ目は人材支援、3つ目は財政支援であります。このDMOの法人登録には、今述べたような非常に有利な国からのサポートが望めます。しかし、当然のことながら法人登録することが目的ではなく、客観的データに基づき、きちんとした観光戦略を立て、持続的に観光振興の運営ができることを目指すものであります。

県内でもDMO候補法人は4法人あり、そのうち3法人が広域観光組織であると伺っております。例えば高知県東部観光協議会では、東部広域観光振興中期計画に基づき、安芸・室戸パシフィックライドなどの集客イベントを開催するなど、管内9市町村の関係者と連携した誘客促進や域内消費の最大化に取り組まれております。また、仁淀ブルー観光協議会では、仁淀川地域観光振興プランに基づき、奇跡の清流仁淀川のブランドを生かした周遊促進ツアーの造成、エージェンツセールスなどを積極的に行い、流域内の消費の最大化に取り組まれております。幡多広域観光協議会では、幡多広域観光振興計画に基づき、四万十川の強いブランド力を生かしながら、冒頭お話しいたしました私の地元であるDMO法人、砂浜美術館を含む関係機関と

連携し、体験交流型の観光振興を軸に、教育旅行の推進などに取り組んでおります。

こうした先行事例もあり、県として、積極的に県内にある他の広域観光組織でもDMO法人の取得に向けた動きを加速させる考えはないのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、農業振興について御質問いたします。

ことしの2月熊本において、小規模のバイオマス発電装置を見学させていただきました。そこで見学させていただいた装置は、50キロワット未満の発電装置を用い、破碎したチップ等をガス化炉で蒸し焼きにすることにより木質ガス化し、それによって発生した電力の売電を行うといった装置でありました。本装置では売電のみの利用で、まだ農業分野への活用は行っていないとのことでありましたが、こうした技術を用いることができれば、将来は確実に農業と林業を側面からサポートする装置になり得ることを確認いたしました。

さきに観光振興の質問でも取り上げさせていただいた高知県の産業連関表からも明らかなように、高知県では園芸施設で利用する暖房燃料等のエネルギー供給の多くの部分を域外に頼っております。今後、域外に頼っていたこうした農業分野でのエネルギーを、域内で調達することができるようになれば、域内収支の改善に多大な影響を及ぼすことが可能となります。さきに述べた小規模のバイオマス発電装置を農業に生かすことができれば、現在別に設置をしている環境制御施設であるCO₂発生装置のかわりに、バイオマス発電の燃焼時に発生するCO₂をそのまま活用することが可能となります。さらに、ガスエンジンを冷やすときに発生する廃熱、また電力そのものも活用することができれば、現在は多くを域外に頼っているエネルギーの域内循環が可能となり、地域経済に及ぼす影響も多大になります。

そこで、まずは1つ目の質問をいたします。
私は、昨年の9月議会でも質問させていただいたNext次世代型こうち新施設園芸システムの推進と同時に、もっと小規模でも将来のエネルギーの域内循環が図れる農業園芸施設の開発も急務ではないかと考えております。

ことしの9月から高知工科大学が中心となって、新しいバイオマス発電装置の研究を開始するとお聞きしましたが、それは、これまで私が述べてきたような園芸用ハウス内のヒーティング、CO₂の分離と供給、熱水の循環活用等が可能となるような装置の開発になっているのか、その研究内容について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、平成29年の台風21号の強風や昨年の西日本豪雨など、近年自然災害が多発し、県内の園芸用ハウス施設でも毎年のように被害が報告されております。これは、安定した農業経営を行っていく上で大きなリスクともなっております。こうした中、県でも園芸用ハウス整備事業の見直しによる園芸用ハウスの災害復旧支援を強化するなど対策をとってくださっており、本当にありがたく思います。しかしながら、こうした被害を受けた後の災害復旧では、その年の作物の収入が減少するなど農業経営に大きな影響が出てまいります。

事前に災害に備え、園芸用ハウスの強化を図るなどの対策が必要になってくると思いますが、今後の支援策も含めて県としてどのような対策をとっていかれるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興について伺います。

私の小さいころは、どこの家でも夕方になるとお風呂をまきでたいており、あちこちの家から煙が立ち上る光景がよく見られました。そのときのまきは家の近くの裏山やその地域が管理する雑木林を利用し、いわゆる里山の原風景に

溶け込むように自然との共生がなされておりました。そして時代が進み、各家庭ではまきの燃料から灯油やガス、さらには電気によってお風呂を沸かすようになり、近くの山にある雑木林が利用されなくなってしまいました。植林をされた杉やヒノキは、県の強力な後押しもあり増産体制が組まれておりますが、民家の近くにある雑木林にはほとんど手の入らない状態が続いております。

私は、現在被害の拡大が続いているイノシシ等の害獣が里山におりてくる原因の一つには、こうした山の放置状態もあると考えております。やはり、昔のように山と里をきちんと分離するためにも、こうした山の手入れは非常に大切なことであると考えます。特に雑木林は、定期的に伐採してあげれば山の保全にも役立ちますし、そこに育つ樹木の健全な育成にもよい影響があります。宿毛市に大規模なバイオマス発電所が建設され稼働したのも、こうした問題を解決する目的もあったと伺っております。

ここで、林業振興・環境部長に御質問いたします。現在、県内で稼働しているバイオマス発電所への木材の供給は、おおむね良好な状態であると伺っておりますが、高知県内で稼働している木質バイオマス発電所や施設園芸用ボイラーなどへの燃料、製紙用などのチップとして使用されている木質バイオマスの1年間の総利用量はどのようになっているのでしょうか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、先ほど農業振興の項目で質問させていただきましたが、将来、未利用材の需要の増加が見込まれる中、こうした小規模なバイオマス発電装置で利用する燃料は、近くの裏山にある雑木林で伐採された木材が利活用できると伺っております。

こうした木材の切り出し等を生活の糧にできるようになれば、小規模な林業事業者の経済的

な手助けや山の保全にもなると考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

次は、教育問題についてお伺いしたいと思いますが、今回は特に不登校児への対応についてお伺いいたします。

私の周りにも、さまざまな要因があると思いますが、ちょっとしたきっかけを最後に学校に通えなくなってしまった子供たちがいます。本来であれば、楽しく友達と学び、遊び合いながら成長していけるはずの児童生徒が学校に通うことができなくなるのは、とても残念なことだと思います。

高知県のこれまでの不登校児の推移を確認いたしますと、平成25年度からの国公立学校の調査資料、1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移によりますと、平成25年度から平成29年度の5年間、いずれも全国平均を上回る状況にあります。これを受け、今年度から県でも、この状況を改善すべく、不登校児に対応する対策チームを開設することになりました。

そこで、ある専門家の方に伺いますと、不登校児への対応は、小学校より中学校、中学校より高校と年齢が上がれば上がるほど、その解決が難しくなるとおっしゃられます。子供の様子に常に注意を払い、できるだけ早い時期にその前兆を見つけ、素早い対応をしていくことが、不登校児童を出現させない最善の道であると思います。また、不登校児を出現させないためには、学校のクラス全体が楽しいという雰囲気づくりが重要であると思いますが、クラス全体がそのような環境にあったとしても、さまざまな要因が積もり重なり、ある日突然にふとしたきっかけで不登校児が出現する場合があります。

例えば、私の友人にジェリービーンズという、滋賀県出身でバンドを組み、不登校の子供たちを励まし、全国で活躍している若者がおります。特に、県内でも幡多地域には何度も足を運んで

くれており、私も何度も彼らのコンサートを観させていただきました。また、彼ら自身も過去に不登校の経験があり、そのときの体験を歌にし、子供たちを励まし続けてくれています。

そのメンバーの一人が、不登校のきっかけを教えてくださいました。何げなく先生が言った、字汚いな、この言葉から学校に行けなくなったといます。ほかのそれまでの要因も重なっているとは思いますが、こうしたふとしたことをきっかけに、学校に行けなくなる子供がいるという現実も、しっかりと認識する必要があるように思います。非常に難しい問題ではありますが、不登校児を全く出現させないということは、現実的に難しいと思います。しかし、それを未然に防止することや、学校へ通いづらくなっている子供を早期に発見しケアしてあげることが、努力次第で可能だと思います。

そこで、まず1つ目の質問をさせていただきます。今回設置される不登校対策チームの役割は、子供が県内のどこに住んでいても、さきに述べたように、でき得るならば不登校の出現を未然に防ぐこと、出現したとしても早期に対応できるようにすることであると思います。この対策チームの体制や対応内容、具体的な運営方針について教育長にお伺いいたします。

また、今述べましたように、現在不登校の児童生徒へのケアは非常に重要であります。それと同時に保護者の皆様へのケアも大変重要であります。特に、家に祖父母が同居していない場合や、母子や父子家庭の場合には、さらなる手厚いサポートが必要であると考えます。不登校児を一人残し仕事等に出かける場合など、親御さんの非常に苦しい胸のうちも伺いました。ある数人の保護者の方から、そういった悩みを一人抱え込んでしまい、学校への不信感から学校へも相談できず、子供をはらはらした思いで見守っているという現状をお聞きいたしました。

ここで改めて必要に感じたのは、学校以外の第三者的相談機関の存在であるように思います。

そこで、2つ目の質問をいたします。現在高知県では、不登校の子供や保護者が相談できる機関は存在するのでしょうか、また子供が学校に行きたくなくなってしまう場合などの相談をどこにすればよいかなどのアナウンスはきちんとできているのか、あわせて教育長にお伺いいたします。

また、先ほど不登校のきっかけを話してくれたジェリービーンズのメンバーは、不登校でも無理に学校に行かなくてもいいよというメッセージを送り続けています。無理をして学校に通い、それが原因でみずからの命を絶ってしまうという事例を防ぐ意味で、彼らはこう語りかけてるのであります。

とはいえ、学校に行かず家に閉じこもってしまうのは、本人はもとより社会にとっても大きな損失であります。できるだけ社会との関係を絶たないように、常に接触を持ち続けることが重要であると考えます。これをカバーするために、県内の各市町村には教育支援センターのような施設が設置されておりますが、残念ながら全ての市町村に設置されているわけではありません。

教育支援センターが身近にない子供たちや御家族に対して、外部との関係を絶ってしまわない体制づくりにどう取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

最後に、外国人の皆様への就労対策についてお伺いいたします。

さきの国会において、出入国管理及び難民認定法が改正され、可決、成立いたしました。そして、本年4月より施行されることになっております。本日の質問においても、土居県議、野町県議もこの外国人材について触れられており、内容的に重なる部分もあろうかと思いますが、

よろしくお願いたします。

さて、この内容に関連しては3点御質問させていただきます。外国人の雇用に関しては、確実に新たなステージに入ってまいりました。県内では早くから、漁業や農業、縫製など多くの分野で外国人の技能実習生が活躍をしてくださっております。ある意味、高知県にとりましては、こういった技能実習生を抜きに1次産業を中心とした分野では、産業構造が成り立たない状況になってまいりました。これまでも、実習期間に上限があるため、引き続いての研修をお願いしたくても母国に帰国してしまい、せっかくの技能をこの日本で発揮しにくい状態が続いておりました。そんな状況を打開すべく、この4月から外国人の労働条件が緩和され、県内でも確実にさまざまな産業の就労の場に外国人の姿が多くなってくることが予想されます。

そこでまず、1つ目の質問をいたします。県内でも、今般の法改正を機に雇用主の方々から、外国人材の受け入れを新たに始めたい、あるいは現在研修に来てもらっている技能実習生に続けて働いてもらいたいと思っているが、どう取り組んだらいいのかといった声もお聞きしております。先般、外国人材の受け入れ制度に関する国の説明会が本県でも開催されましたが、詳細についてはまだ示されなかったと伺っております。

この制度については国が所管することは承知しておりますが、県においてもそういった雇用主の方々に対する支援も必要ではないかと思えます。今後どのように対応していかれるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、こうした外国人労働者のために、語学や文化が体験できる場所の一つに、集落活動センターやあったかふれあいセンターが利用できないかと考えております。日本にやってきた外国人の皆さんに、気長に日本文化や言葉を教え

てくれるであろう高齢者の皆様は貴重な人材でありますし、地域の高齢者の皆様にとっても、外国人と接する機会を持つことは非常に有意義な結果をもたらすのではないかと考えております。こうした取り組みは、必ず高知県のファンをつくることにつながるのだと思いますし、インバウンドの皆さんへの体験メニューを考えている集落活動センターの皆様にとっては、新たな体験メニューの開発など、ひそかな期待もしているところであります。

現在県では、外国人労働者が地域で安心して暮らしていけるよう、生活にかかわるさまざまな事柄の情報提供や相談を行う一元的な窓口として仮称高知県外国人生活相談センターの設置を進めているとお聞きしており、地域で行われる交流事業や日本語学習の紹介などの情報提供もなされると思います。

そこで、外国人の皆様が近くに滞在しているような地域にある、集落活動センターやあつたかふれあいセンターなども交流場所の一つとして利用できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、外国人労働者と地域との関係がさらに深まってくれば、JICAのような国の諸外国に対する支援機関との、より緊密な連携が必要ではないかと考えております。高知県では、南米移民の皆様が高知県を母県と表現されるほど深いつながりで結ばれております。南米移民の皆様は、最近では高知のよさこいを世界に浸透させるための活動を精力的に行ってくれるなど、高知県にとっても非常にありがたい存在であります。また、その活動の橋渡しの中心になってくださっているのが、青年海外協力隊の皆様や、帰国し地域おこし協力隊になられたOBやOGの皆様であります。OBやOGの皆様は県内各地に在住しており、今後増加が予想される外国

人労働者のよき理解者になってくれるのではないかと思います。

そこで、今後増加が予想される外国人労働者と地域をつなぐ活動をサポートし発展させる意味も込めて、JICAなどと連携して取り組んでいくべきだと考えておりますが、商工労働部長の御所見をお伺いし、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

持続的なカツオ資源の安定維持に向け、これまでの一連の取り組みも踏まえ、今後どのようにアプローチしていく考えなのかのお尋ねがありました。

本県のカツオの水揚げ量は、平成26年以降過去最低水準となるなど、長期的にも減少傾向が続いております。このような中で平成29年2月には、日本にカツオを取り戻すという趣旨のもと、高知カツオ県民会議が発足するなど、漁業者はもとより広く県民にもカツオ資源に対する危機感が広がっています。

こうしたカツオの不漁は、中西部太平洋熱帯域において、まき網漁船が1999年の169隻から2014年には277隻まで増加し、カツオの漁獲量が69万トンから164万トンまで急増したことが原因と考えられておりますが、太平洋島嶼国は、日本近海のカツオの不漁と熱帯域でのカツオの漁獲とは関係がないと主張しています。このため、我が国周辺に來遊するカツオの回遊経路を解明し、熱帯域と日本近海のカツオが同一資源であることを明らかにするために、国が主体となってカツオの移動や回遊生態の調査研究を充実し、まずは我が国が率先して科学的知見に基づく資源管理体制を構築する必要があると考えております。

また、国際的な資源管理においては、国が中

西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWCPFCでの議論を主導し、我が国の主張を島嶼国に理解いただき、適正な資源評価に基づいて、長期管理目標を現行の初期資源量の50%から、我が国周辺への来遊量の回復が見込める60%までに引き上げるとともに、熱帯域での各国のまき網漁船の漁獲量などの規制を強化する必要があると考えております。

県としましては、長期管理目標の見直しが行われる本年のWCPFC年次会合において、我が国が議論を主導できるよう後押しするため、引き続き粘り強く国へ提言してまいりますとともに、その際には世論の後押しの力を生かすべく、高知カツオ県民会議での議論の動向などもしっかりとお伝えしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、商業捕鯨とはどの程度の範囲の捕鯨を指し、その商業捕鯨の範囲はホエールウォッチングを行っている海域に影響を及ぼし得る範囲となるのか、さらには土佐湾沖で商業捕鯨が開始された場合、かなりの影響があるのではないかと心配する専門家の意見についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

現在、国内では、国際捕鯨委員会、いわゆるIWCの規制対象外である小型捕鯨が行われておりますが、本年7月からはこれに加えて、新たに5隻の船団で操業する母船式捕鯨が商業捕鯨に参入するとお聞きをしております。

操業海域は、いずれも日本の領海及び排他的経済水域内に限定されており、本県沖での操業も可能となっておりますが、小型捕鯨は、これまで行われてきた北海道網走市や和歌山県太地町など6つの基地の周辺海域での日帰り操業となることが想定されており、本県沖での操業は

ないものと考えております。

また、新たに始まります母船式捕鯨は、主に小笠原海域から三陸沖、北海道沖での操業が今のところ想定されており、これに関しても本県沖での操業はないものと考えているところですが、万が一本県沖で操業する場合は、お話にもありましたとおり、ホエールウォッチングに一定の影響を与えることも考えられております。

次に、これまでの鯨の個体調査などの研究結果や、鯨によるイワシなどの大量捕食が水産資源に影響を与える一因になっているのではないかという見解についてお尋ねがございました。

国の特別許可を受けて鯨資源の調査研究を行っている日本鯨類研究所によりますと、鯨はオキアミ類のほかイワシ類やサバ類などを大量に捕食するため、これらの水産資源に大きな影響を及ぼすことから、科学的な根拠に基づき一定の鯨類を持続的に捕獲、利用することは、海洋生態系のバランスを保つためにも重要であるとの報告が発表されております。

イワシ類やサバ類は沿岸漁業にとって重要な水産資源であり、科学的な根拠に基づいた商業捕鯨は、本県の沿岸漁業の漁獲量の増大にも寄与する可能性があると考えております。

最後に、ホエールウォッチングという観光資源に対して、今後商業捕鯨とどう折り合いをつけ、観光と漁業をどう両立させていくのかのお尋ねがございました。

ことし2月から「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」がスタートしたところですが、漁村におけるホエールウォッチングや遊漁船業など、海洋資源を生かしたサービス業は有望なコンテンツになることから、県としましても、これらの取り組みの磨き上げや旅行商品化を推進しているところです。中でもホエールウォッチングは、外国人観光客への人気も高く、

漁村の交流人口の拡大を図っていく上では重要な観光資源の一つと考えております。

一方、国からはIWCの脱退に伴い商業捕鯨を再開する方針が示され、その捕鯨枠についても、これまでの我が国の主張どおり、資源が減少しない水準を維持する程度とされておりますが、新たに許可されることとなる母船式捕鯨が本県沿岸の鯨類にどのような影響を及ぼすかは、今のところ見通せない状況にあります。ただし、全国的にも注目されているこの商業捕鯨の再開でございますので、例えば小笠原周辺海域で母船式捕鯨が操業した場合、その周辺のホエールウォッチングにどのような影響を及ぼすのかといった情報は、容易に入手できるのではないかと考えております。

そのため、国の動向にも注視しながら、商業捕鯨の再開によるホエールウォッチングへの影響が想定された場合には、関係自治体との連携も視野に、操業に係るルールづくりなどについて国への政策提言を行うなど、観光と漁業の両立に向けて取り組んでまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 市町村が産業連関表などの統計データなどをもとに、強みや弱みを分析することが可能となるような県のサポートについてお尋ねがございました。

市町村が、産業連関表などの客観的、定量的な統計データに基づいて、政策を立案、実行、検証することは重要であります。県では、これまでも市町村からの個別の相談に対して、イベントにおける経済波及効果の算出の仕方などのアドバイスや各種統計データの提供を行ってきたところです。また、市町村においても、本年度よりれんけいこうち広域都市圏の取り組みの中で、統計データの活用等に関する研修事業を開始したところでありまして、この事業には、黒潮町の産業連関表を作成された高知大学の中

澤先生や本県もかかわっているところであります。

お話のありました市町村の産業連関表につきましては、この中澤先生が、県内を7つのエリアに分けたエリア別の産業連関表を作成されているとお伺いしております。各市町村が、こうした産業連関表を産業構造の分析や経済波及効果の算出等に活用する際には、専門的な知識が必要となってまいりますことから、大学の協力もいただきながら、今ほど申し上げたれんけいこうちの枠組みの活用も含め、市町村の職員が専門的な知識を学ぶ機会を提供してまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 経済的な分析の結果を、地域活性化の戦略に生かしたい市町村に対する支援についてお尋ねがありました。

統計データや経済指標などを活用して強みや弱みを分析し、さまざまな戦略を策定、実行することは、最少の経費で最大の効果を上げるためにも大変有効な手法であると考えております。

県ではこれまで、市町村がまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する際に、人口分析などに関する専門家を招聘し、市町村担当者向けの研修会を開催するなど、データに基づく戦略づくりへの支援をしてまいりました。さらに、国の地域経済分析システム、いわゆるRESASの具体的な活用に関するセミナーを開催するなど、データの実践的な活用による個々の施策の立案に向けたサポートも行ったところであります。

来年度は次期総合戦略策定の年度となりますことから、これまでの支援に加え、経済的なデータの活用に関する研修会の開催や、さまざまなビッグデータやノウハウを有する、県が包括協定を締結している企業とのマッチングの場などを設けることによりまして、人口動態データな

どに基づく市町村の実効性のある戦略づくりをバックアップしてまいりたいと考えております。また、市町村の具体的なプロジェクトについては、そのニーズに応じて産業振興推進総合支援事業費補助金の活用や産業振興アドバイザーの派遣によりマーケティングや収支計画づくりを支援するなど、地域本部を中心にプロジェクトの磨き上げとその実行をサポートしてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、広域観光組織の観光戦略に市町村の観光戦略に基づく観光事業を組み込み、広域観光組織を中心に情報発信やセールス活動を行うことで、観光客の増加につながるのではないかとのお尋ねがありました。

観光客の方々が旅行をする際には、できるだけ多くの景勝地や観光スポット、体験スポットなどをめぐり、旅の感慨を満喫できるよう、より広い範囲での周遊を望まれています。このような観光客のニーズに応えるため、県内の6つの広域観光組織では、市町村や観光協会、観光事業者などの参画のもと、市町村の観光戦略に基づく観光資源や事業を組み込んだ広域を単位とする周遊ツアーのコースを形成し、旅行会社へのセールス活動やホームページ、パンフレットを活用した情報発信などにより、観光客の誘致増につなげています。

こうした広域観光組織の取り組みは、旅行会社にとっても、ワンストップで得られる各市町村の観光情報や広域的な視点による周遊コースを生かして、観光客の周遊ニーズにかなう旅行商品が造成できるというメリットが生まれています。また市町村にとっても、旅行会社を通じた旅行商品の造成と販売により、市町村単独では難しい遠方からの観光客の誘致増が図られ、観光消費や知名度の向上につながっています。

県としましても、これまで平成25年の「楽しまんと！はた博」の開催を初めとする3度にわたる地域博覧会が開催されるたびに、広域観光組織への職員の派遣や財政支援、さらには博覧会終了後にも、博覧会で得られたノウハウを引き継いで広域観光を推進するための組織強化のための支援も行ってまいりました。これらは、平成22年の「土佐・龍馬であい博」、翌年の「志国高知 龍馬ふるさと博」終了後に、広域観光を進めていこうとする機運が高まったことを受けての本県の観光政策の中核でもありました。このように県としては、広域観光組織を極めて重視しており、今後ともDMO法人化を含め、その機能強化に向けて支援を継続してまいります。

次に、県内にあるDMO法人が行う体験プログラム等の自立的な観光振興の取り組みに対する県の支援についてお尋ねがありました。

県では、地域における持続的な観光振興につながるよう、DMO法人を初め市町村や観光事業者等が行う地域地域の観光資源の発掘や磨き上げ、さらには旅行商品づくりや販売などの取り組みに対する支援策を設けています。議員のお話にもありました体験プログラムの磨き上げにつきましても、将来にわたって誘客できる取り組みとなるよう、自然&体験キャンペーンの開催を機に拡充しました補助制度やアドバイザー派遣などにより、計画段階の事業戦略の策定を初め、必要な施設や設備、資器材などの基盤整備に支援を行っています。

また、旅行商品づくりと販売の取り組みにつきましても、土佐の観光創生塾において、NPO砂浜美術館を初め地域の事業者の方々に参加いただき、取り組みの進捗に応じた専任のコーディネーターによる個別支援などにより、新たな観光事業の企画と旅行商品化から販売までのノウハウの向上をきめ細かくサポートしています。さらに、旅行商品の販売促進に当たっては、

広域観光組織と連携した旅行会社へのセールス活動や、自然&体験キャンペーンの特設ウェブサイトやガイドブックを活用した情報発信の取り組みも進めているところです。

県としましては、今後ともDMO法人などによる地域が主体となった旅行商品づくりやセールスプロモーションの展開など、一連の取り組みに対してしっかりと支援してまいります。

最後に、県内にあるほかの広域観光組織のDMO法人の取得に向けた動きを加速させる考えはないかとのお尋ねがありました。

県内の6つのエリアを単位とする広域観光組織のうち、議員のお話にあった3つの法人が既にDMO候補法人として登録され、それぞれDMO法人の取得に向けた取り組みを進めています。県としては、DMO候補法人以外の物部川DMO協議会、奥四万十観光協議会、土佐れいほく博推進協議会についても合意形成を図りながら、DMO法人の取得に必要な機能を強化してまいりたいと考えています。

まず、物部川DMO協議会では、平成29年度からの5カ年の広域観光振興計画に基づき、産学官民が連携した旅行商品の企画や旅行会社へのセールス、観光人材の育成などに取り組んでいます。この協議会は、DMO法人を目指して、今年度中に一般社団法人へ移行する運びとなっています。

次に、奥四万十観光協議会では、地域博覧会「2016奥四万十博」で得られたノウハウなどを生かして、今年度中に来年度からの3カ年の広域観光振興計画を策定し、来訪者アンケートの実施や四季折々の周遊プランづくりと旅行会社による商品化に取り組み、観光客の誘致拡大を目指しています。

また、本年7月から開催される「土佐れいほく博」を展開する土佐れいほく博推進協議会では、食や自然体験を磨き上げながら周遊コース

を形成し、ホームページによる情報発信や旅行会社へのセールス活動などを実施しています。今後、「土佐れいほく博」の開催を通じて得られる一連のノウハウをもとに、観光地域づくりを担う組織の整備につなげることであります。

県としましては、引き続き広域観光組織に対する人的・財政的支援を通じて、DMO法人の取得に必要な機能を備えた組織に発展していくよう、しっかりとサポートしてまいります。

(農業振興部長笹岡貴文君登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、高知工科大学に設置するバイオマス発電装置の研究内容についてお尋ねがございました。

本年度から取り組んでいますネクスト次世代型施設園芸農業推進事業では、来年度、森林率全国一の地域資源を生かすため、木質バイオマス発電装置を装備した次世代型ハウスを高知工科大学に整備する予定でございます。この装置は、木質チップ等を加熱分解する過程で木質ガスへと変換させ、このガスを燃料としてエンジンを駆動させることで発電し、電力と同時に熱も供給できる、いわゆるコージェネレーション装置でございます。

具体的には、まず発電した電力をハウスの各種制御機器の電源等として利用するとともに、エンジンの冷却過程で発生する熱水をハウスの暖房に利用するもので、木質バイオマス発電装置の経済性を検討し、施設園芸への応用の可能性を研究する計画でございます。なお、発電の過程で発生する排気ガスに含まれるCO₂につきましては、不純物の除去等に多大なコストを要するため、今回の研究での利用は想定しておりません。

今回、高知工科大学に整備される次世代型ハウスでは、各農作業の自動化や機械化・ロボット化などの省力化、労働生産性の向上、ハウスの情報ネットワーク化など多岐にわたる研究が

行われます。こうした一連の研究におきまして、将来の本県農業の飛躍につながる革新的な技術の研究、検証を行い、魅力ある施設園芸農業の実現を目指してまいります。

次に、災害に備え、園芸用ハウスを強化する対策についてお尋ねがございました。

県では、園芸用ハウスを強化する対策としまして、県事業や国庫事業で、強風に耐え得る高強度ハウスの新設・建てかえを支援してまいりました。しかし、近年自然災害が多発していること、また年々老朽化等により対策が必要となるハウスが増加していることから、新設、建てかえだけではなく、既存ハウスの補強についても支援策を望む声が産地から上がっているところです。

こうした中、国の平成30年度補正において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、老朽化等により対策が必要なハウスについて、被害防止計画を策定した上で実施するハウスの補強や保守管理等を支援し、災害被害を軽減する農業用ハウス強靱化緊急対策事業が創設されました。この事業は、筋交いや支柱などによる既存ハウスの補強やハウス周囲への防風ネットの設置を初め、被害軽減に向けた講習会の開催等を支援するもので、現在県内各地で説明会を開催し、事業の周知に努めるとともに、来年度当初予算に農業用ハウス防災対策事業として計上させていただいているところです。

今後、県としましても、この事業を有効に活用し、既存ハウスの倒壊や損傷を防止するとともに、引き続き高強度ハウスの整備を推進し、災害に強い施設園芸産地の実現に取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長 田所実君 登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、木質バイオマスの1年間の総利用量についてお尋ねがございました。

県では、成熟してきた森林資源を余すことなく活用すべく、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備を進めるなど、川上から川下にわたる施策を総合的に展開してまいりました。これまでの取り組みにより、原木の生産量は、産業振興計画がスタートする前の平成20年に41万8,000立方メートルであったものが、平成29年はその6割増となる66万8,000立方メートルに拡大しております。

これにより、木質バイオマス発電所や施設園芸用ボイラーなどの燃料、製紙用などのチップとして使用されている木質バイオマスの年間利用量は、平成20年に20万トンであったものが、平成29年は41万2,000トンと約2倍に増加しており、県内2カ所の木質バイオマス発電所も順調に稼働しております。

次に、小規模なバイオマス発電装置で利用する木材の切り出しなどが生活の糧にできるようになれば、小規模な林業事業者の経済的な手助けや山の保全にもなると考えるがとのお尋ねがありました。

木質バイオマス発電で利用する燃料は、杉やヒノキの針葉樹はもとより、広葉樹も活用が可能であり、裏山から切り出した木材を利用するようになれば、エネルギーの地産地消の拡大とともに、小規模な林業事業者の収入の増加にもつながるものと考えております。また、時代とともに利用されなくなった里山において定期的に伐採が行われるようになれば、里山の保全につながり、持続的な活用とともに人と自然とが共生する姿が再び見られるようになるものと考えています。他方、こうした里山の広葉樹などを小規模な木質バイオマス発電に活用する場合は、その規模や設置場所によって燃料調達の量や集荷の範囲なども異なることから、木材を安定的に供給できる体制が必要不可欠となります。

今後、議員のお話にありました小規模バイオ

マス発電装置が実用化され、県下に拡大していけば、地域地域で木材需要の高まりとともに、小規模林業事業者の収入確保の機会もふえることが期待できますことから、県として地域における木材の供給体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、不登校対策チームの体制や対応内容、具体的な運営方針についてお尋ねがございました。

高知県では、全ての公立学校で児童生徒の抱える課題について検討する校内支援会を定期的に行われ、児童生徒への組織的な支援が行われるようになりました。しかしながら、本県の不登校の発生状況は依然として厳しく、特に前年度までは不登校でなかった児童生徒がその年度の調査では新たに不登校となる、いわゆる新規の不登校児童生徒が全国平均より高い割合で発生しております。こうした状況を改善するためには、不登校となった児童生徒への適切な支援に加え、不登校を未然に防止する取り組みをさらに強化することが重要であることから、昨年11月に不登校対策チームを設置して、現在不登校児童生徒の出現率の高い学校を中心に訪問調査を実施しているところです。

この対策チームは、人権教育課が中心となり、心の教育センターの指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基本メンバーとして組織しています。さらに、学級経営や学習指導、特別な配慮を要する児童生徒の支援方法など、各学校が直面する課題に応じて対応できるよう、関係する担当課の指導主事や、教育や福祉などの各分野で研究や支援に携わっている専門人材を臨機に加えて、市町村教育委員会や学校とも連携して活動していくこととしております。

具体的には、まず授業や学級の様子を観察し

たり、不登校児童生徒の状況や不登校の未然防止に向けた学校の取り組み状況などについて管理職などから情報収集を行います。そして、これらの情報から課題を抽出、分析し、解決方法の検討を行った上で、効果的な取り組みの提案も含めて指導や助言を行うこととしております。

対策チームでは、こうした取り組みを通じて、各学校での不登校の未然防止に向けて注意すべき事項や効果的な取り組みなどを蓄積し、その成果を全県的に展開して各学校の取り組みの充実につなげることで、県全体の不登校の状況を改善していきたいと考えております。

次に、不登校の子供や保護者のための相談機関は存在するのか、またそのことのアナウンスはできているのかのお尋ねがございました。

不登校となった児童生徒やその保護者にとって、学校以外の相談機関は、心の安定が得られる居場所となったり、将来への不安や人に対する不信感を軽減したりする場として、非常に重要な役割を持つものと考えております。

現在、このような児童生徒に関する相談機関は県内各地に設置されております。まず、県の相談機関としましては、県教育委員会が設置する心の教育センターや、児童福祉全般に関して相談を受ける中央と幡多の児童相談所、心身の発達や療育に関する療育福祉センターなどがあります。このうち、心の教育センターは、不登校やいじめなどの学校生活にかかわることや、児童生徒の心理的な問題、子育てに関する保護者の悩みなど、さまざまな相談を受け付け、心理や福祉などの専門性を生かした支援を行っており、またケースによっては専門機関等と連携した支援も行っております。

次に、市町村においては、各地域の実情に応じて不登校児童生徒の相談や受け入れを行う教育支援センターが設置されており、子供同士の触れ合いや体験活動なども実施されております。

県教育委員会では、平成29年度から県内全ての公立学校にスクールカウンセラーを配置しており、各学校においては保護者等から相談を受けた際には、スクールカウンセラーや各相談機関を紹介して支援につなげています。また、心の教育センターやその他の関係機関を県民の皆様に広く知っていただき、気軽に利用していただくために、毎年チラシやカードを作成し配布しておりますが、やはり最初の相談窓口は学校になりますので、各学校においてチームで児童生徒の支援を行うこととあわせて、こうした外部の相談機関の紹介や情報提供を行うことについても、さらに徹底してまいりたいと考えております。

最後に、教育支援センターが身近にない子供たちや御家族に対して、外部との関係を絶ってしまわない体制づくりにどう取り組むのかのお尋ねがございました。

学校以外場で児童生徒の社会性の育成や学習の支援を行う機関として市町村が設置している教育支援センターは、不登校等の児童生徒の相談を受けたり、また居場所となるなど、非常に重要な役割を果たしております。

現在、県内で教育支援センターを設置しているのは20市町村であり、14町村が未設置となっております。このため、地元で教育支援センターがなく、近くで支援が受けられない児童生徒が一定数いること、また教育支援センターが設置されていても、地元であるがゆえに通所をちゅうちょする児童生徒がいるというお話も聞いております。

こうした課題に対応するため、県教育委員会ではこれまでも、市町村での対応が困難な場合に心の教育センターがその受け皿となって、出張相談を行ったり、親子での来所相談を行うなどの支援を行ってまいりました。しかしながら、心の教育センターへの通所には、時間的、距離

的な問題や保護者の事情などにより、通所が困難なケースがあります。

このため、県教育委員会としましては、教育支援センターを未設置の町村に対してはその設置を促すとともに、地元の教育支援センターへの通所に抵抗感を示す児童生徒や、地元で教育支援センターがない児童生徒を、近隣の教育支援センターが受け入れて支援するなど、広域的かつ柔軟な支援の仕組みづくりに向けて各市町村と検討を進めてまいりたいと考えております。

これらのことを通じて、必要な支援が受けられないといったケースが発生しないよう、さまざまな状況を想定して、県教育委員会、市町村、学校、関係機関がさらに連携し、児童生徒や保護者に寄り添った支援が一層充実するように取り組みを進めてまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、外国人材の受け入れに関し、雇用主に対する支援を今後どのように対応していくのかのお尋ねがございました。

現行の技能実習制度における外国人材の受け入れは、雇用主が国の許可を受けた監理団体に加入し、その指導・支援のもと外国人材のあっせんを受け、雇用する方法が大半となっております。

一方、新たな制度では、雇用主はいずれかの団体に加入する必要はありませんが、法の基準を満たした支援計画を定めて外国人材を雇用することとなっており、その支援計画の作成や実施の一部または全部を、出入国在留管理庁に登録したいいわゆる登録支援機関に委託することも可能となっておりますことから、現実的には登録支援機関に委託するケースが大半になるのではないかと考えられます。登録支援機関は、外国人の受け入れ及び支援の実績があることが条件とされておりますため、現在の監理団体が登録支

援機関になることが想定されています。

新制度の施行が迫る中、県内の監理団体が登録支援機関となるための準備を進めているというお話も伺っておりますが、先日の国の制度説明会には、既に外国人材を雇用している事業者のほか、これから新たに雇用したいと考えている事業者など、監理団体とはこれまで余り接点がなかったと思われる事業者も多く出席されておりました。

このため、県としましては、3月中に国から公表される予定になっている支援計画や雇用契約・雇用条件などの様式も含めた詳細がわかり次第、雇用主や監理団体などを対象に、国の機関とも連携をして分野別の制度説明会を開催するなど、必要な分野で人材がしっかり確保できますよう支援してまいります。また、来年度設置を予定している仮称高知県外国人生活相談センターにおきましては、外国人材だけでなく、その雇用主や新たに雇用を考えている事業者からの相談にも対応するほか、各種制度や優良事例に関する情報発信も行ってまいります。

次に、集落活動センターやあったかふれあいセンターなども外国人労働者と地域との交流場所の一つとして利用できるのではないかとのお尋ねがございました。

外国人労働者の方々が各地域の交流事業に参加していくことは、日本語の習得や日本の文化・習慣への理解が進むとともに、地域住民の方々にとっても外国の文化・習慣に触れる貴重な経験となり、相互の理解が深まりますことで、地域社会の一員として安心して生活を送ることにつながるものと考えております。

議員からお話のありました集落活動センターにつきましては、地域住民が主体となって、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて地域ぐるみで取り組む拠点として、29市町村、48カ所に

設置をされており、またあったかふれあいセンターは、子供から高齢者までが気軽に集える地域福祉の拠点として、サテライトも含め31市町村、約280カ所に設置をされております。いずれの拠点も、地域住民の一員として、外国人労働者と地域の方々が交流の場として活用していくことは十分に考えられると思います。

県としましては、市町村や雇用主などに対して、書道教室や運動会など地域での異文化交流の先行事例やイベントなどを紹介し、外国人労働者の方々の参加を促していくことによって、さまざまな形で交流の場が広がっていくよう支援してまいります。

最後に、外国人労働者と地域をつなぐ活動をサポートし発展させる意味も込めて、JICAなどと連携して取り組んでいくべきとのお尋ねがございました。

議員のお話にございました青年海外協力隊のOB、OGのうち本県出身者は約250名であり、そのうち高知県のOB会に登録されている方は、現在約50名だとお聞きをしております。また、県外出身の青年海外協力隊のOBで、本県の地域おこし協力隊として活躍されている方もいらっしゃいます。異国で働く外国人労働者にとりましては、こうした経歴をお持ちの方々はとても心強い存在になるのではないかと考えております。

県では、高知県国際交流協会などと連携をし、日本語教育の機会の拡充を図るとともに、日本文化の体験などさまざまな形で交流の場が広がっていくよう支援してまいります。こうした交流事業にOB会のメンバーの方々にも御協力をいただき、青年海外協力隊として海外で生活した経験やノウハウを生かして、地域に住む外国人の方々のサポートや地域の方々とのつなぎ役となって活動いただければ、大変ありがたいと考えております。

JICAは青年海外協力隊の派遣事業を実施している団体であり、OB、OGの方々との接点も強いことから、JICA四国支部高知デスクと密接に連携をとり、国際交流協会などの関係機関と情報共有を行いながら、OBやOGの皆様への御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○2番（下村勝幸君） 知事を初め執行部の皆様には、いつも本当に前向きな御答弁いただきましてありがとうございます。今回の質問をもって、県議会議員としての任期4年最後の質問となったわけであります。

2問目の質問は特にいたしません。今回質問で取り上げましたように、新たに始まる事業が、例えば今回の捕鯨でありましたり、あと外国人材の受け入れでありましたり、今までにないことがいろいろと起こってくるということが想定されるわけです。特に捕鯨の場合でありましたら、母船式捕鯨がこの土佐湾沖から中心にしてということで、小笠原の状況も見ながらということでしたので、ぜひ地元の今あるものに対して十分に考慮できるような体制で進めていただけるようなサポートもいただけたらというふうに思います。

それから、今議会でも明らかになりましたように、高知県は、本当に課題解決先進県として全国の見本となるようなさまざまな取り組みをこれまでも続けておりますし、今後もそういった形で進めていかれるということで、今後もぜひそういった意味でのサポートをお願いしたいと思っております。

それから、ちょっと話は違いますが、この3月早々に、私たちにとりましては非常にうれしいニュースが飛び込んでまいりました。それは、四国横断自動車道の大方四万十道路と阿南安芸自動車道の海部野根道路の整備について、2019年度の事業化の前段となる新規事業採

択時評価の手続が始まったということでありました。やはり、県民の願いや思いは、こうしたように着実に高規格道路の延伸へとつながっているということでもあります。これにつきましては、早期事業化に向けて、なお一層御支援を賜りますことをお願いいたしまして、私の一切の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時20分散会

平成31年 3月 5日 (火曜日) 開議第 5日

出席議員

- 1番 金岡佳時君
- 2番 下村勝幸君
- 3番 野町雅樹君
- 4番 上田貢太郎君
- 5番 今城誠司君
- 6番 久保博道君
- 7番 田中徹君
- 8番 土居央君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 加藤漠君
- 12番 坂本孝幸君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 武石利彦君
- 20番 三石文隆君
- 21番 浜田英宏君
- 22番 土森正典君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 池脇純一君
- 26番 石井孝君
- 27番 大野辰哉君
- 28番 橋本敏男君
- 29番 前田強君
- 30番 高橋徹君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 中内桂郎君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 酒井浩一君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 門田純一君
- 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 笹岡貴文君
- 林業振興・環境部長 田所実君
- 水産振興部長 谷脇明君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会事務局長 金谷正文君
- 公安委員長 西山彰一君
- 警察本部長 宇田川佳宏君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成31年 3月 5日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

造成事業用地)の取得に関する議案

第67号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第68号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第69号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案

第70号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第71号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案

第72号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

第73号 県道の路線の認定に関する議案

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(土森正典君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

7番田中徹君。

(7番田中徹君登壇)

○7番(田中徹君) 皆さんおはようございます。自由民主党の田中徹でございます。

今任期もあとわずかとなり、任期中最後の一般質問となりました。これまで4年間、県民の皆様からいただいた御意見や御要望に何とか応えてまいりたいとの思いを込め、この場に立たせていただいております。今回は、これまでの私自身の議員活動をいま一度振り返り、積年の課題や県民の皆様の声をより強く反映する質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。では、順次質問に入らせていただきます。

まず初めに、移住促進についてお伺いします。

昨年も、2月定例会においてこの移住促進について質問させていただきましたが、人口の自然減が15年、高齢化率では10年全国に先行し、現在では人手不足感がより深刻となっている本県にとりまして、移住をより促進することはとても重要な取り組みと考えています。

議会初日の提案説明でも知事が述べられましたように、本県への移住者数は、本年1月末時点で昨年度の同時期に比べ15%増の732組と、本年度の目標である900組の達成に向け順調に推移をしています。この成果は、まずは高知を知って好きになってもらうという段階から移住、定住までの一連の取り組みがしっかり機能し、成果としてあらわれているものと高く評価したいと思います。

また、先日公表されました、地方移住を支援するNPO法人ふるさと回帰支援センターの2018年の都道府県移住希望地ランキングでは、本県は13位となっており、他県との競争がますます激しくなっている状況の中で、昨年とほぼ同位で、そして上位で推移していることは、本県の取り組みの成果が着実にあらわれていることのおかげだと思いますし、移住に関心を持っておられる方々にとって移住先としての高知県の認

知度や人気が高まってきているものと私は感じています。

しかしながら、移住促進においては、来年度の移住者数を年間1,000組にするという目標に加え、来年度以降、年間1,000組の定常化を目指すという非常に高い目標設定をされていますので、より多くの方に本県を移住先に選んでいただくためのさらなる取り組みの強化が必要となってまいります。

そこで、来年度、移住者数の年間1,000組の達成、また今後の1,000組定常化に向けてどのように取り組んでいかれるのか、改めて知事に決意をお伺いします。

また、平成29年度の実績を見てみますと、年代別では20代から40代の割合が8割以上となり、移居前住所地は関東が約4割、関西が約3割となっています。また、Uターン者が約3割という傾向が示されています。そして、特徴的なこととして、初めて単年度で県内全ての市町村への移住を達成するとともに、就職状況は、企業、団体への就職や起業、また自営業の増加が挙げられています。

まだ年度途中ではありますが、本年度の移住者の年代や移居前住所地、また就業状況などの傾向をどう捉えておられるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

また、本年度の傾向がこれまでの実績と同じようであれば、現在年2回東京と大阪でそれぞれ開催している高知暮らしフェアの開催回数を、来年度はふやすべきではないかと私は思っています。近年、この高知暮らしフェアは県内全ての市町村が参加して下さっており、開催がふえることでさらなる移住者の獲得とともに、市町村との連携もより深まるのではないのでしょうか。加えて、開催する場所や期日を工夫することによって、新たな移住者や高知県に関心を持っていただける方の発掘にもつながるのではない

かと考えます。

来年度は、移住促進・人材確保センターも開業から2年を迎えます。ぜひコーディネーターの増員とともに、都市部における相談会の開催回数をふやすことを検討されてはいかがでしょうか。

相談会の回数をふやすことによって、より移住者の増加につながると考えますが、高知暮らしフェアを初めとする来年度の都市部での相談会についてどのように考えておられるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、先月18日、南国市で開催されました知事の対話と実行座談会についてお伺いします。

今回の座談会は、南国市立十市小学校6年生の児童が、^{てんさい}十菜シャモブランド化計画と題し、これまで学んできた取り組みの成果を、知事初め県や地元の事業者の方々に発表し提案するというものでした。本題に入ります前に、少しこれまでの十市小学校の取り組みについて紹介させていただきます。

十市小学校は、平成27年度、28年度と2カ年にわたり文部科学省のスーパー食育スクール事業研究校に指定され、食育の実践から言葉の力を高めることを主題とし、研究を進めてこられました。平成29年度は、県の食育推進支援事業指定校に指定され、5年生の実践として、南国市の企業組合ごめんシャモ研究会と協働し御当地グルメの開発に取り組み、児童が考案した十市産の野菜とシャモ肉を使った十菜シャモあんバリかた麺は、第9回土佐の食1グランプリに出場し、見事準優勝に輝きました。

本年度6年生となった児童はこの取り組みをさらに発展させ、地産消費による地域活性化について学んできました。また、十市小学校から産業振興推進物部川地域本部に、こうした児童の取り組みをぜひ知事や県庁の方々にも知ってもらい、意見交換を行いたいとの要望が寄せら

れ、今回の座談会開催に結びついたものです。

私は、十市小学校が平成27年度にスーパー食育スクール事業研究校に指定される以前から、食育を通じた取り組みや教育を実践されてこられたことを承知していますので、今回児童の皆さんのすばらしい発表や提案を見せていただき、聞かせていただき、大変うれしく思いましたし、たくさんの気づきと勇気を与えてくださいました。児童にとっては生涯の思い出となる機会になったことと思います。

座談会翌日の地元紙には、大人と子供が真剣にコラボし、世に通じる商品開発ができたことに感銘を受けたとの称賛するコメントも紹介されていましたが、この座談会を通して知事ほどのような感想を持たれたのか、お伺いします。またあわせて、今回の児童の提案をどのように受けとめられ、今後どのように後押しをなされるのか、お伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想の大きな柱の一つであります、地域地域で安心して住み続けられる県づくりについて、とりわけ地域医療構想についてお伺いします。地域医療構想の実現に向けては、質の高い医療体制の構築とともに、これまで療養病床が担ってきた役割を今後どのように担っていくのかということが大きな課題となっています。高齢者人口は平成27年以降も徐々に増加してきましたが、2020年にはピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれており、短期的な視点だけで施設整備を進めてしまうと、将来的には施設が過剰になってしまうという可能性もあります。また、中山間地域では、訪問や送迎などに時間がかかり非効率なため、多様な介護ニーズがあるにもかかわらず事業者の参入が進まないといった課題もあります。こうした状況の中、地域医療構想の進捗と同時に、実情に応じた介護ニーズに対応していくことが非常に重要になってくると思います。

そこで、高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住みなれた住まいや地域で自立した生活が継続できるよう、安心した生活を支える居宅介護サービスの充実を図っていくことが必要であると考えますが、地域の介護サービスをどのように確保していかれるのか、地域福祉部長にお伺いします。

次に、医療・介護サービスの担い手の確保についてお伺いします。高知版地域包括ケアシステムの実現に向けては、それを支える担い手がしっかり確保されることが重要です。これまで大きな課題でもあった県内の若手医師の確保については、取り組みの成果もあり、減少傾向に歯どめがかかりプラスに転じるなど、改善の兆しが見えています。

せんだって開催されました、医療従事者の需給に関する検討会の第28回医師需給分科会では、厚生労働省から、これまで医師の充足状況を判断する目安として使われてきた人口10万人当たりの医師数にかわる、新たな医師偏在指標に基づく都道府県別の医師の充足状況を数値化した結果が示されました。その結果によりますと、本県全体の医師の充足状況は全国12位であり、高位となっています。しかしながら、同時に発表された全国を335に分けた各医療圏別の数値を見ますと、本県の中央医療圏は34位と高いものの、その他の安芸、高幡、幡多の3つの医療圏はいずれも下位3分の1に位置する医師少数区域となっており、依然として偏在の課題も見受けられます。

さらに、介護人材については、全国的にも人手不足の状態にありますが、本県では有効求人倍率が約2.5倍まで上昇しています。介護職場への求職者数が落ち込む一方で離職者の率も一定の割合を占めるといった、深刻な人手不足の状態です。こうした状況が続くようであれば、担い手不足により高知版地域包括ケアシステムの

構築にも支障を来すこととなります。

そこで、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医としての役割が果たせる医師といった、地域で必要とされる医療人材を確保する取り組みについて健康政策部長に、また施設の職員やホームヘルパーなどの介護人材確保の取り組みについては地域福祉部長に、それぞれお伺いします。

次に、中山間地域についてお伺いします。

初めに、集落活動センターについてです。現在、南国市で唯一の集落活動センターであるチーム稲生は、平成26年6月に県内14カ所目、中山間地域以外では初めての都市近郊型のセンターとして発足し、健康づくりと防災づくりに重点を置き活動をされています。中でも特に注目したい取り組みが、月2回開催されている、高齢者の交流と健康づくりを目的としたサロン事業についてです。このサロン事業を行うことによつて、医療費が削減できたということです。

先日、私もこのサロンを訪問させていただき、参加者の方々とお話をさせていただきましたが、毎回来ている、月2回のサロンの日を楽しみにしているといった声をお聞きしました。稲生地域は、早くから地域学校協働活動や公民館活動、また大学との連携・協働活動も行われていますので、このサロン事業だけが要因となっているとは思いませんが、それでも集落活動センターの開始から5年間で医療費が大幅に削減されていますので、サロンの効果は大きいと思います。

そこで、このチーム稲生のサロン事業を初めとする取り組みについての御所見を中山間振興・交通部長にお伺いします。また、この取り組みは他の集落活動センターにも横展開できるのではないかと考えますが、中山間振興・交通部長にあわせてお伺いします。

一方で、南国市の北部に位置します奈路地区では、複合的な要素により課題が山積をしてい

ます。早くから学校を核とした地域づくりが行われ、平成12年から南国市立奈路小学校に小規模特認校制度を導入し、学校、保護者、地域が一丸となって、現在まで積極的な地域活動をなされてきました。しかしながら、毎年の入学者が減少し、来年度の入学予定者数は1名とお聞きしています。これまで地域を支えてこられた方々も高齢化し、このままでは学校の存続が厳しいといった地元の方の声もお聞きします。

また、奈路小学校は、南国市で唯一上水道が普及していない学校でもあります。現在空き家を活用し移住者を呼び込もうとするが、上水道が通っていないためなかなか入居者が見つからない、このままでは学校の存続も集落の維持も難しいといった声もお聞きします。

学校にしても上水道にしても、一義的には基礎自治体が克服する課題かもしれませんが、今回あえて県議会で取り上げさせていただきました。私は4年前、市では財政的に厳しい課題も県や国の力をかりれば何とか解決の方法が見つかるのではないかという思いで立候補をさせていただき、現在この場に立たせていただいています。学校を守り集落を維持すること、そして上水道が布設されることを願ってやみません。奈路地区にとって待ったなしの状況です。ぜひ市と連携していただき、この直面する課題の克服に向けて取り組んでいただけないでしょうか。

そこで、学校存続に向けての御所見を教育長に、また奈路地区の上水道についての御所見を健康政策部長に、それぞれお伺いします。

次に、農業について、まず南国市で現在取り組まれている国営緊急農地再編整備事業についてお伺いします。これまで仮同意の取得が進まず、調査期間を1年延長し取り組んでこられましたが、農業基盤課を初めとする県関係職員の皆様にも御尽力をいただき、本年2月には仮同意率が96.9%まで進捗されたとお聞きしていま

す。改めて、御尽力いただきました皆様に敬意を表し、感謝を申し上げます。

さて、来年度からは事業着工に向けてさまざまな準備に入ることと思います。そこで、今後のスケジュールについて農業振興部長にお伺いします。また、県として引き続きどのような支援を考えておられるのか、あわせて農業振興部長にお伺いします。

次に、山田堰井筋土地改良区が管理する物部川合同堰幹線用水路隧道についてお伺いします。この隧道は、現在の山田堰の取水口から国道195号の下を通り旧山田堰付近にまで及ぶ全長843メートル、内径3.3メートルの大きな幹線用水路です。昭和45年から49年度にかけ、県営物部川地区かんがい排水事業により、事業費約2億3,700万円をかけて建設されたものです。昭和52年4月には県より譲与を受け、現在に至っています。これまでも内壁を部分的に修復する工事は行ってきましたが、外壁やその周辺の空洞化などについては調査をしたことはなく、老朽化による崩落を心配する声もお聞きします。

そこで、この隧道について、耐震化も含め今後どのような支援が考えられるのか、農業振興部長にお伺いします。

また、比較的規模の小さな土地改良区では、農家の高齢化や受益面積の減少により、組織及び管理の広域化を願う声をよくお聞きします。

そこで、県として土地改良区の将来像をどのように捉えておられるのか、農業振興部長に御所見をお伺いします。

次に、労働力の確保策についてお伺いします。私は2年前の平成29年2月定例会において、この労働力の確保について質問をさせていただいております。あれから2年がたちましたが、農業分野における労働力不足はますます深刻さを増しています。品目を転換される方や栽培面積を減らす方など、家族経営体を取り巻く環境は

依然厳しいものがあります。

そこで、農業分野における労働力を今後どのように確保していかれるのか、農業振興部長に御所見をお伺いします。

この項最後に、環境制御技術の普及に向けた取り組みについてお伺いします。本県では平成26年度から、環境制御技術を広く普及するため、環境制御技術普及推進員の配置や環境制御装置の導入への支援に取り組みされてきました。しかしながら、野菜主要7品目の導入面積率では目標数値に届いていないとお聞きしています。

そこで、どのような要因によって普及が進まないのか、また今後どのように環境制御技術を普及していかれるのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、木材需要の促進についてお伺いします。

今後、人口の減少が見込まれる中で、新設住宅着工数は大きく減少していくことが予測されており、将来の木材需要を確保するためには住宅用以外の需要を拡大していくことが必要不可欠となってまいります。特に、従来より商業施設や企業の事務所など中大規模の非住宅建築物は、そのほとんどが鉄骨造や鉄筋コンクリート造であり、これらの木造化を進めることができれば木材需要の拡大が大きく見込まれるものと考えます。

これまで、県では非住宅建築物の木造化に向けて、知事を先頭にいち早くCLTの可能性を国や全国に発信されてきました。その結果、尾崎知事が共同代表を務められます、CLTで地方創生を実現する首長連合には全国108の都道府県、市町村が参加し、また政府においては内閣官房に、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議が設置をされるなど、CLTの普及に向けた全国的な動きにつながってまいりました。

また、高知県内においては、県の施設はもとより、民間のCLT建築物の技術開発や設計、

建築への支援により、今年度末までに累計18棟のCLT建築物が完成するとお聞きをしています。これらのCLTの取り組みが注目されることによって、経済界においてもCLTを初めとする木材利用全般についての関心が高まってきています。

そこで、現在高知県と経済同友会との協働プロジェクトにおいて木材利用の促進が進められておりますが、この取り組みの方向性について林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

一方、本県の製材事業体の多くは中小零細工場で、いわゆるA材を活用した柱材の生産や、A材の中でも役物と呼ばれる高級品を主力としている事業体が多くあります。

先般、TPP11、日欧EPAが相次いで発効し、TPP11では最長15年、日欧EPAでは8年をかけて木材製品の輸入関税が段階的に引き下げられ、最終的には撤廃されることになっており、今後ますます木材産業をめぐる国際競争が激化するものと見込まれています。厳しい国際競争の中で生き残るためには、生産コストを縮減するか、製品の高付加価値化による販売収入の増加を図ることが必要ですが、中小製材工場にとって生産規模拡大によるコストダウンは大変困難であると思います。

そのため、A材を活用して少量でも付加価値の高い製品開発を行うなど、販売収入の増加を図っていくことが必要であると考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いします。

次に、漁協組織の強化についてお伺いします。漁業者が生産活動を行っていく上で、漁協は、水揚げした魚を販売する市場機能、資材や燃油の供給などの生産のライフラインとしての機能など、重要な役割を担っておりますが、組合員の減少に伴う生産額の減少などにより、経営環境の厳しさはますます増しております。

県においては、高知県漁連が平成17年に組織

決定した県1漁協構想が策定以来10年を経過し、漁協を取り巻く環境が大きく変化したことから、その将来像を再検討するため、一昨年に県1漁協の将来像を考える委員会を立ち上げ、昨年11月には同委員会から提言書が県に提出されました。その内容においては漁協の抱える問題点として、正組合員数の減少により法定数の20人を下回り解散も懸念される漁協も近い将来出てくることや、施設の老朽化が進行し財務基盤の脆弱な漁協では施設の更新が困難なことに加え、県内21漁協のうち15漁協が事業利益段階で赤字であることなどが挙げられています。

こうした現状から提言では、県1漁協の将来像として、販売事業の強化として市場の統合を、指導事業の強化として新規就業者の育成と経営指導の強化、財務基盤の強化として漁協合併の推進をそれぞれ示されていますが、漁業者の中には、漁協の経営はよくなっても漁業者の負担がふえやしないか、県がとにかく市場統合を進めようとしているのではないかと不安の声があるのも事実です。本年1月から県内で説明会を開催されておりますが、漁業者のための組織と体制がどうあるべきかをより丁寧に漁業者に説明し、合意を得ながら進めていくべきであると思います。

来年度からの3年間で提言の具体化に向けた集中推進期間とする方針とのことですが、どのように取り組んでいかれるのか、水産振興部長の御所見をお伺いします。

次に、漁業生産の効率化についてお伺いします。平成28年度の生産量ベースで見ますと、本県海面漁業の生産構造は沿岸漁業が54%を占めており、このうちの養殖業が20%、定置網漁業が14%、釣り・はえ縄漁業が16%となっております。

産業振興計画での取り組みにおいて、養殖業では、宿毛湾地域を中心にブリフィレ加工や県

内最大級となる加工場の整備も進んでおり、また定置網漁業については、雇用の場の確保と生産量拡大を目的に、使われなくなった漁場について漁場調査を行い、地元合意を経て、外部の資本による定置網漁業の再開にも取り組んできております。一方、釣り漁業においては、黒潮牧場の15基体制の維持、カツオの一本釣り漁業へのイワシの活餌の供給などの取り組みが行われてきたものの、養殖や定置網に比べ小規模零細な個人経営体が多く、黒潮牧場に行っても手ぶらで帰るケースがあるなど、非効率な操業状態が課題となっております。

こういった現状に対し、来年度予算案ではIoT等の技術を活用して漁業生産の効率化を進めることとしておりますが、特に釣り漁業の操業効率化をどのように進め、どのような姿を目指していかれるのか、水産振興部長にお伺いします。

最後に、会計年度任用職員制度についてお伺いします。

この制度導入に至っては、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことや、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取り扱いがまちまちであり、今般の改正によって統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保するために法改正が行われたものと承知しています。

本県におかれましても、来年4月1日の施行に向け、臨時・非常勤職員の実態の把握や任用根拠の明確化、適正化を念頭に、新たな制度の整備に向けて準備が進められていることだと思います。

そのような中、不確定な情報が広がり、不安

を抱かれている臨時・非常勤職員の方々がいらっしゃいます。まだ制度構築中であるがために臆測が飛び交い、特に非常勤職員の間で不安の声が上がっているのも事実です。まずは、その不安を払拭するためにも、できるだけ早く制度移行後の雇用形態などについて正確な情報を伝えることが必要なのではないのでしょうか。お一人お一人の人生がかかっています。丁寧な話し合いが求められますので、例えば各所属長が個々に2020年4月以降の制度について説明されることが可能ではないかと思っています。

そこで、早急に臨時・非常勤職員にこの制度を理解していただき、不安を払拭することが先決だと考えますが、副知事の御所見をお伺いします。

また、年度が変わりで正職員の方々の人事異動もあり、引き継ぎ業務等がある時期に、長くその職場で勤められている非常勤職員がそのサポート役を担ってきた部分もあろうかと思いません。制度移行に伴い、そうした非常勤職員の不利益とならないような制度設計が必要と考えます。長年勤めてこられた非常勤職員の中には、引き続き県庁で働き続けられるのか、また月々の給料が大きく引き下げられるようでは生活が立ち行かないといった声が多数上がっています。

これまでしっかりとその役割を果たされてきた非常勤職員の皆さんが、給料の引き下げなど処遇が低下することなく、今までどおり働き続けられるよう留意する必要があると思われませんが、このことについて、長きにわたり県庁職員として多くの非常勤職員の方々の働きを見てこられた岩城副知事のお気持ちをお聞かせいただき、第1問を終わりたいと思います。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、移住者数1,000組の達成と定常化に向け

た来年度の取り組みへの決意についてお尋ねがございました。

地域間競争が年々激しさを増す中、移住者数の年間1,000組の達成とその定常化を図ることは、相当高く険しい目標ではありますが、地域地域の産業の担い手を確保し人口の社会増減の均衡につなげていくためには必ずなし遂げなければなりません。

本県としては、単に暮らしやすさといったことを訴えるのみならず、高知にはあなたを必要としている仕事があるということを積極的にお伝えをする、いわゆる志移住の取り組みを進めていくことで、移住者の方々にとっても地域の方々にとっても、そして地域全体にとっても、まさに三方よしとなるよう移住が展開されていくよう努めてまいりました。この本県の取り組みは一定の評価を得てきたと考えるところであり、この点をさらに強化していきたいと考えるところでもあります。

このため、来年度はまず1点目として、地域に潜在化している人材ニーズを徹底的に掘り起こすこと、2点目として、その人材ニーズを魅力ある求人情報にしっかり磨き上げて情報発信をすること、そして3点目として、そうした情報を得た移住希望者の方々に対して移住する際のハードルをできるだけ引き下げることという、大きく3つの視点で施策を抜本強化していくこととしております。

具体的には、1点目の地域に潜在化している人材ニーズの掘り起こしにつきましては、移住促進・人材確保センターに新たに3名の求人支援コーディネーターを加え、各産業分野の担い手確保対策とも連動させながら、地域に潜在する人材ニーズのさらなる掘り起こしを進めてまいります。特に中山間地域においては、商工会、商工会議所と連携をして、経営計画の策定支援などを通じて人材ニーズを強力に掘り起こして

いきたいと、そのように考えています。

2点目は、求人支援コーディネーターが事業者の強みや魅力を引き出し、事業者の求める人材像を明確化するとともに、専門家派遣なども行いながら、都市部の方々に魅力的な仕事として発信できるように取り組んでいくことであります。あわせて、こうした仕事を今まで以上に効果的に発信できるよう、高知求人ネットの充実強化を図ってまいります。

3点目の移住のハードルを下げる取り組みの強化につきましては、今年度新たに立ち上げた空き家再生・活用促進専門家グループと市町村との連携をさらに強化し、移住者向け住宅の確保を図ってまいります。また、企業の受け入れ体制という点も重要でありますことから、インターンシップの拡充や働き方改革の促進などの一連の取り組みを進めることで、県内企業への就職を促進してまいります。加えて、新たに創設された国のわくわく地方生活実現政策パッケージによる支援策を活用し、東京圏からのU・I・Jターンを一層促進するとともに、地方への移住のハードルを下げる本県ならではの取り組みである2段階移住を、市町村と一体となって進めてまいります。

こうした3つの視点の取り組みに加え、水産業分野の漁業就業支援センターを核とした総合的な担い手確保策や農業分野の親元就農を促す支援策と移住施策とをしっかりと連携させるなど、各産業分野の担い手確保策と移住促進策の連携を強化してまいりますことに加え、起業支援プログラムこうちスタートアップパークを充実し、本県に都市部の起業者を呼び込む取り組みを強化してまいります。

産業振興計画の取り組みの中で、移住促進の取り組みに関係のない施策のほうが珍しいと、そのように思っております。各種施策を総合し、かつ一つの移住促進という方向に統合していく

ことを通じて、総合力を持って移住促進策をさらに強化していきたい、そのように考えるところでございます。

次に、南国市での対話と実行座談会において十市小学校の児童の皆さんから発表された取り組みに関し、どのような感想を持ったのか、また今後どのように後押ししていくのかのお尋ねがございました。

今回の座談会で発表していただいた南国市立十市小学校の6年生の皆さんは、5年生のときに、十市を有名にしたい、十市のよさを発信したいとの思いから、十市産の野菜とシャモ肉に着目し、地域のごめんシャモ研究会とコラボして、御当地グルメ十菜シャモあんバリアカた麺を開発し、土佐の食1グランプリにおいて、小学生としては初めてとなる準優勝を獲得するという快挙を達成されました。

さらに、そこで満足することなく、地域の活性化に向けて課題意識を持って取り組みを発展させ、6年生になってから地元のレストランと連携して、十菜シャモという名称でのブランド化を目指して作り上げた4つのメニューが、今ではレストランの人気商品として多くの方々に提供されているとお伺いをしました。座談会では私も試食をさせていただきましたが、どれも地元の食材を生かす工夫がなされており、お世辞ではなく本当に大変おいしかったです。

この十市小学校の2年間の取り組みは、地元の特徴ある資源であるシャモを活用し、子供たちと地域の大人の方々がお互いに真剣に向き合い、しっかりとPDC Aサイクルを回しながら、実際のビジネスレベルに達する十菜シャモという一つのブランドをつくり上げられたものでありまして、まさに食育教育や地産外商のお手本ともなる、多くの点で評価すべき極めてすぐれた取り組みであると受けとめさせていただいたところであります。何より、変化の激しいこれ

からの社会を生き抜いていく力をつける実効ある教育であると、心から感心をいたしました。将来の高知県にとって大変頼もしい取り組みであります。

また、田中議員が熱心に取り組んでこられた地域の食材を生かした食育の取り組みは、子供たちにとって親しみやすく、かつそれゆえに実効ある教育につながりやすい非常に有効なものだと、改めて認識をさせられたところであります。

今後について、まず産業の面からいえば、児童の皆さんには、自分たちが暮らしている地域を知り、そのよさを外に向けてPRするという経験をこれからもさまざまな場面で生かしていくことを期待いたしますとともに、県としましても、産業振興計画の地域アクションプランである南国市のごめんケンカシャモのブランド化、この取り組みのさらなる拡大に向けまして、十市小学校の取り組みを取り入れ、県の産業振興推進地域本部の支援を一層強化してまいりたいと考えております。

また、教育面からいえば、県教育委員会において、この十市小学校の取り組みを参考に、こうした実効性ある教育を他校にも広げていただければと思ったところでございます。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 移住促進について、まず本年度の移住者の年代や移住前の住所地などの傾向についてお尋ねがありました。

本年度、県外から本県に移住されました方は、1月末現在で対前年同期比15%増の732組となっております。このうち、県の窓口を通じて移住された288組の傾向を申し上げますと、まず年代別では、20代から40代の方が8割を占めております。また、移住前の住所地としては、東京や神奈川など関東圏が約3割、大阪や兵庫など関

西圏も約3割、出身地では、高知県出身者、いわゆるUターンが3割となっています。就業状況としては、企業、団体への就職が約28%と最も多く、次いで地域おこし協力隊が18%、1次産業系が約13%となっております。年度途中ではありますけれども、ほぼ前年度と同じ傾向にあります。

次に、高知暮らしフェアを初めとする移住相談会の開催についてお尋ねがありました。

本県への移住者をさらに拡大していくためには、地域の多様な仕事の掘り起こしと、その仕事を魅力的な形で広く情報発信することに加え、仕事の情報や本県での生活の情報などを直接首都圏の移住希望者に届け、継続的かつアクティブに働きかけていくことが重要であります。この点、高知暮らしフェアのように移住希望者と直接面談できる場合は、本県の強みでもある移住・交流コンシェルジュや市町村の移住相談員による相談機能を最大限に生かし、相談から移住へとつなげる絶好の機会であり、本県への移住者が多い首都圏等においてできる限りそうした場を数多くつくとともに、来場者の御意見も聞きながら内容の充実も図ってきたところであります。

具体的には、移住施策を抜本強化する前の平成24年度に12回であった首都圏等での移住相談会を、今年度は25回開催することとしております。また、年に2回東京と大阪で開催しております高知暮らしフェアについては、同時に開催していた就職・転職フェアと、それぞれ主なターゲットがIターン、Uターンと異なるため、今年度からそれぞれ別に開催した結果、来場者数は全体で44%増加をいたしました。さらに、フェアの開催後には本県への移住体験ツアーを実施するなど、移住に向けてステップアップする仕掛けも行い、多くの参加を得ているところであります。

来年度は、高知暮らしフェアといった大規模な相談会からミニ相談会まで、首都圏等での移住相談会を26回開催するとともに、大阪で行っている出張相談会を年3回から9回に増加し、さらには1次産業やIT・コンテンツ産業など、各産業分野における移住者などをターゲットとした相談会や交流会、起業のセミナーなどを延べ41回開催することとしています。

こうしたきめ細かい多様な相談会などを切れ目なく行うことで、さまざまなニーズを持つ移住希望者との接点をふやし、相談から移住へとしっかりつなげるとともに、議員から御提案のありました、来場者がとりわけ多い高知暮らしフェアの回数の増なども含めて、より打率の高い効果的な相談会が開催できるよう、今後とも質・量の両面で改善を図ってまいりたいと考えております。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長(門田純一君) まず、地域の介護サービスの確保についてお尋ねがございました。

高齢者の方々が地域で安心して暮らし続けていくためには、できる限り住みなれた住まいや地域で自立した生活が継続できるよう、地域医療構想の進捗に合わせ、施設サービスとのバランスもとりながら、訪問介護やショートステイなどの居宅介護サービスの充実を図っていくことが重要だと考えています。

このため、事業者の参入が困難な中山間地域の介護サービスの確保につきましては、市町村と連携して、遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業所への支援に取り組んでおります。現在、21の市町村で補助金を活用したサービスの提供が行われており、サービスの提供地域や営業日の拡大などにつながっているところです。

あわせて、一つの事業所において高齢者

の状況に応じて、通い、訪問、泊まりのサービスを組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護事業所について、事業者等を対象に先進取り組み事例を紹介するセミナーを開催するとともに、施設整備に取り組む市町村を支援するなど、整備の促進に向けた取り組みを強化することによりまして、個別ではサービスの確保が困難な中山間地域でのサービスの確保につなげてまいります。

また、これらを支える人材につきましても、市町村が実施をいたします、中山間地域の住民の方を対象とした訪問介護に必要な資格取得のための研修への支援などを通じまして、その確保に取り組んでまいります。

県といたしましては、市町村と連携しながら、こうした取り組みを通じてサービスの確保に努め、介護が必要になっても地域地域で安心して暮らし続けられる環境づくりにつなげてまいります。

次に、施設の職員やホームヘルパーなどの介護人材の確保の取り組みについてお尋ねがございました。

介護人材の確保に向けましては、人材の定着促進・離職防止対策並びに新たな人材の参入促進策の充実に取り組むとともに、今年度からは介護事業所認証評価制度を本格的に実施し、8法人、61事業所を認証するなど、安定的な人材確保に努めてきており、その結果、福祉人材センターのマッチング支援による就職者数の増加など一定の成果を上げるとともに、認証を取得した法人からは、職員の新規採用に手応えがあったとの声も頂戴しているところでございます。

しかしながら、議員のお話にもありましたように、県内の介護分野の有効求人倍率は上昇を続けており、直近の昨年11月には2.48倍となっております。そのため来年度は、福祉機器等の導入支援先を居宅系介護事業所にまで拡大する

とともに、介護記録から請求までを一括で行うためのシステムやそれに利用するタブレット端末などのICTの導入を新たに支援するなど、職員の負担軽減や業務の効率化の推進により、人材の定着を図ってまいります。

また、新たな人材の参入に向けましては、多様な人材が参加しやすい働き方であります介護助手について、中高年齢者や主婦に対する広報を強化するとともに、ホームヘルパーにつきましては、先ほど申し上げました中山間地域の住民の方や高校生を対象にした資格取得支援に加え、生活援助中心型のサービスを提供する新たな資格、生活援助従事者研修の受講からマッチングまでの支援を行ってまいります。

さらに、認証評価制度については、セミナーの開催や個別コンサルを充実させるとともに、新たな事業所の掘り起こしに向けて事業所を個別に訪問するなど、認証事業所の拡大への取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みを一体的に実施することにより、人材の定着並びに参入の促進を進めるとともに、介護の仕事の魅力を高めていき、人材の安定確保につなげてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、地域で必要とされる医療人材を確保する取り組みについてお尋ねがありました。

お話にありましたように、県内の若手医師の確保につきましては、医師養成奨学貸付金制度の活用を初め、医学生の時期から専門医資格取得の時期に至るまでの若手医師に対する支援の充実を図ってきた結果、その減少傾向には歯どめがかかり、ようやく増加に転じてまいりました。しかしながら、中央保健医療圏以外では依然減少傾向にあり、医師の地域偏在への対策が必要であるとともに、地域包括ケアシステムを推進するため、特に医療機関の少ない中山間地

域等では、まず地元で幅広いいろいろな疾病に対応し、その上で必要に応じて専門医に紹介できるかかりつけ的な医師を確保する対策が必要であると考えています。

このかかりつけ的な医師の確保に向けて、これまで、へき地医療を担う自治医科大学出身の医師を各地域に派遣するとともに処遇面でのフォローを行うなど、その定着に努めてまいりましたが、あわせて本年度からは、新たに始まった新専門医制度により総合診療専門医の養成を行っているところです。

本県の総合診療専門医養成プログラムは、県内の医療機関と高知医療再生機構が協力して県内で一本化をしており、プログラムの2年目もしくは3年目には地域の診療所や小病院で勤務する内容で、現在5人がこのプログラムに参加をしています。新専門医制度がスタートして、内科や外科を初めとしていずれの診療科でも若手医師を熱心に勧誘しており、その中で、来年度は残念ながらこの総合診療専門医のプログラムへの参加者はいませんでしたが、今後とも、総合診療医の養成に携わる関係者とともに若手医師への情報提供を強化するなどして、地域医療を担っていただける総合診療医を志向する医師をふやすよう努めてまいります。また、引き続き看護師や薬剤師など、地域で必要とされる医師以外の医療人材の確保にも取り組んでまいります。

次に、南国市奈路地区の上水道についてお尋ねがありました。

電気やガスなど住民生活に必要な不可欠なライフラインのうち、特に水道は、地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っています。このため各市町村は、これまで水道未普及地域への普及を重要課題として取り組み、県も平成16年までは市町村への国庫補助に県単独の上乗せ補助を実施してきた経緯もあります。

今回議員からお話のありました南国市奈路地区の水道に関して南国市に状況をお伺いすると、現在の施設は水道法による上水道や簡易水道などではない飲料水供給施設として、過去に何らかの補助事業を活用して整備をされ、まだ施設の耐用年数が残っている可能性があると考えられる一方、地元自治会は平成26年にアンケートを実施し、その結果を踏まえて、自治会長名による、少々の反対はあるものの75%の世帯が将来の水道施設の維持・存続に不安を抱いており、地区の維持・存続にかかわる水道供給を確実なものとするために上水道の布設を切に要望するとの要望書が、市長に対して出されているということでした。

また、奈路地区に上水道を布設するには、当該地区は南国市の水道事業計画の給水区域外であることから、まずは給水区域の変更の認可をとる必要があることや、事業実施に当たって、補助事業により整備をされた現在の施設に係る補助金返還の可能性があること、南国市はほかにも法律上要望があれば拒んではならないとされている給水区域内の未普及地域を抱えていて、計画的に進めているそれらの解消事業に遅延等が生じる可能性があることなど、解決すべき課題が幾つかあるとも伺っています。

そうした一連のことなども踏まえ、県としては、まずは水道事業の主体である南国市の意向を十分にお聞きし、その上でどういった支援ができるのか検討してまいりたいと考えています。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 集落活動センターチーム稲生の取り組みと、ほかの集落活動センターへの横展開についてお尋ねがありました。

平成26年6月に開所しました集落活動センターチーム稲生では、体づくり、きずなづくり、

人づくりなど5つの取り組み目標を立て、持続可能な地域づくりのための活動を行っております。

このうち、体づくりにつきましては、健康づくりの取り組みとして、議員のお話にありました月2回のサロン活動や、高知大学地域協働学部と連携した小規模集落への出張サロンに加え、特定健診の日に合わせた農産物や軽食の販売の実施などにより受診率の向上につなげる取り組みなど、地域ぐるみでの健康づくりに力を入れており、近年は医療費が減少傾向にあるともお聞きをしております。

また、きずなづくりにおいては、防災ワークショップや隣接する稲生小学校と地域との連携による防災キャンプの実施などの防災づくりを、さらには人づくりにおいては、農作物の栽培を通じた食育の取り組みなどによる学校を核とした地域づくりを進めるなど、それぞれの目標に向け、地域外の団体や幅広い世代の方々が参画し、知恵や工夫を凝らしたさまざまな活動を行っております。

このようなチーム稲生の取り組みは、ほかの集落活動センターにとっても大変参考になると考え、先月開催いたしました集落活動センター推進フォーラムにおいても、大勢の集落活動センターの皆様にご紹介させていただいたところです。

今後も、経済活動の取り組みのみならず、このような健康づくりや防災づくりの取り組みなどにつきましても、集落活動センターの優良事例として集落活動センター連絡協議会で共有するほか、新たに設置を検討している集落にも広報媒体や地域本部を通じて広く情報提供することなどにより、取り組みの横展開を図ってまいりたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 奈路小学校の存続に向

けてのお尋ねがございました。

本県における中山間地域の学校は、その地域に住む子供たちの教育を受ける権利を保障するだけでなく、若い世代が地域に住んで子育てをする拠点となったり、地域の文化やコミュニティーの核としての役割があり、そこに暮らす方々にとって学校の存在意義はとても大きなものがあると認識しております。ただ、小規模の学校においては、多くの友人とディスカッションしながら多様な考えに出会ったり、あるいは集団で協力して作品を仕上げていくことや、グループの中で切磋琢磨していくなど、児童生徒が多様な学習を実施するという点でデメリットがあるという評価もあります。

しかしながら、近年ICT機器を有効に活用し他校の子供たちと交流学习を進めるなど、小規模校のデメリットを克服する教育が進められてきています。さらに、中山間地域の豊かな自然を題材に、体験的な学習や地域の方々との触れ合い活動を積極的に取り入れるなど、中山間地域の長所を生かしながら魅力ある授業づくりを進め、児童生徒に学ぶ力や社会性を確実に育てている学校も増加してきており、中山間地域の学校の教育力の高まりを実感してきております。

都市部あるいは中山間、いずれの地域にあっても、その地域の学校のあり方については、子供たちにとってのよりよい教育環境を整備するという観点、あるいは地域コミュニティーの核としての学校の重要性という面などいろいろな観点から、それぞれの市町村において地域の方々と一緒になって議論を重ねていただくことが必要であると考えております。

奈路小学校では、校区外から児童を受け入れる特認校制度を活用して、小規模校におけるきめ細やかな教育の推進により、児童数の増加につなげられております。県教育委員会としまし

ては、こういった魅力をさらに磨き上げる取り組みも含め、小中連携やICTを活用した授業の研究を推進するなど、南国市が進める特色ある次世代の学校づくりの取り組みについて積極的に支援してまいりたいと考えております。

(農業振興部長 笹岡貴文君 登壇)

○農業振興部長(笹岡貴文君) まず、南国市の国営緊急農地再編整備事業の今後のスケジュールと県の支援についてお尋ねがございました。

南国市の平野部において平成25年度から国が主体となって調査を進めてきました大規模な圃場整備計画につきましては、平成29年度から地元や行政の関係者が一体となって地権者の合意形成に取り組んでまいりました。昨年12月には、仮同意の状況や地元の意見を踏まえて、国、県、市において協議を行い計画対象範囲を調整した結果、区画整理の面積は526ヘクタールとなり、現在、中国四国農政局において事業計画書案の取りまとめ作業が行われています。

議員のお話にもございましたとおり、本年2月末で地権者の仮同意率は96.9%まで向上してまいりましたので、予定どおり再来年度の事業着手に向けた手続を順次進めていく予定です。

事業計画書案につきましては、本年5月から農林水産省の担当部局で実施される新規地区検討会に諮られ、圃場、農道、用排水路の工事計画及び品目別の作付面積や農地集積の目標などを示す営農計画を踏まえて、国営事業としての妥当性について審査が行われます。来年の2月には農林水産省の事業決定を受けて、同年4月から本同意の徴集、8月ごろには国営事業所が開設され、再来年1月の計画確定と土地改良区の設立認可をもって事業着手となり、4月以降に本格的な工事が始まり、10年後を目途に事業完了といったスケジュールを予定しています。

県としましては、南国市や中国四国農政局と連携して地元調整や事務手続などの支援を継続

していくとともに、本年4月に南国市が新設する農地整備課への県職員の派遣についても前向きに検討しているところであり、県の持つ圃場整備事業のノウハウや経験を生かして市をサポートしていきたいと考えています。本事業は、高収益作物の作付拡大と農家所得の向上に必要な事業でありますので、再来年度の事業着手に向けて、南国市やJA等の関係者との連携を重視して、着実に取り組みを進めてまいります。

次に、物部川合同堰の隧道について、耐震化も含め今後どのような支援が考えられるかのお尋ねがございました。

この隧道は、物部川合同堰から取水した農業用水を1,831ヘクタールの受益地にかんがいしており、先ほどお答えいたしました国営圃場整備の受益地の用水の源にもなっている大変重要な水路トンネルであります。

平成25年度に土地改良区が行った老朽化調査ではひび割れや剝離などが報告され、土地改良区の方々は老朽化や地震による崩落を心配されております。このため、国、県、改良区で協議を重ねた結果、国において国営圃場整備の関連調査として、この水路トンネルの詳細な機能診断調査を来年度に実施していただけることとなりました。トンネルと地山の間には大きな空洞が生じていると地震などで崩落する原因にもなりますので、今回の調査ではレーザー探査による空洞調査などを行う計画となっております。

県としましては、管理者である土地改良区と協議を行いながら、その調査結果を踏まえ、最も合理的、経済的な対策を検討してまいります。

次に、土地改良区の将来像についてお尋ねがございました。

県内には現在100の土地改良区があり、そのうち合併または事務統合をしている土地改良区が39ございます。残る61の土地改良区の中には、

事務職員が一人もいない小規模な土地改良区が34含まれており、土地持ち非農家の増加や農家の高齢化などにより、賦課金の徴収や用排水路などの維持管理にも支障が生じている状況です。

土地改良区は土地改良施設を維持管理する上で中心的な役割を担う団体であり、こうした本来の役割を適切に果たしていただくためにも、小規模な土地改良区の事務負担の軽減や経営の効率化による組織強化を進めていく必要があります。

県としましては、今後さらに研修会や土地改良区検査などのあらゆる機会を通じて合併や事務統合の必要性を説明し、関係土地改良区の意向も確認しながら、隣接する土地改良区との合併や事務統合を促進してまいります。

次に、農業労働力の確保についてお尋ねがございました。

農業労働力の確保につきましては、平成28年度に11の地域プロジェクトチームを、また平成29年度には県段階の組織として高知県農業労働力確保対策協議会を設置し、JAグループとともにこれまで取り組んできたところです。この間、無料職業紹介所の設置とシルバー世代や子育て世代などへのアプローチが進み、マッチング数も239件から260件に増加するなど一定の成果が見られております。また、県外からの農作業アルバイトの確保や農福連携といった新たな動きも出てきたところです。

しかしながら、農業の求人は収穫時をピークに季節的、短期的なものが多く、他産業に比べて賃金も低い傾向にあることから、労働力の確保は依然として厳しい状況にございます。

そこで、これまでの労働力の確保につながってきた動きをさらに加速化させるため、12JAが合併して発足したJA高知県に県内全域をカバーする無料職業紹介所を開設し、施設野菜と露地野菜そして果樹などを組み合わせた周年で

働くことのできる作業体系を確立することによって、地域内あるいは広域でマッチングする仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、現在四万十町で実施されているショウガのアルバイトを県外から呼び込む取り組みを他の地域にも拡大しますとともに、安芸地域や高知市などで進んでおります農福連携の取り組みを、関係部局と連携しながら県内各地に展開してまいります。

さらに、本年4月から受け入れが可能となります特定技能外国人につきましても、国からの情報収集に努め、スムーズな受け入れを図るなど、今後もJAグループや関係機関の皆様と緊密に連携しながら、こうした取り組みを一体的に実施することによりまして、農業労働力の確保につなげてまいります。

最後に、環境制御技術の普及が進まない要因と、今後どのように普及していくのかについてお尋ねがございました。

環境制御技術につきましては、県内各地に配置した環境制御技術普及推進員の活動や、学び教えあう場での啓発を基本に普及を進めてまいりました。また、研修会等に参加されない生産者に対しましてはラジオでのPRやハウス巡回による情報提供を行い、機械操作が苦手な生産者に対しましては操作しやすい機器を提案するなど、目標達成に向け関係機関が一丸となって普及推進に努めているところです。

このような取り組みにより、本年度には導入面積率は50%に達しましたが、目標の75%に対しましては1年おくれの実績となっております。おくれしている要因としましては、環境制御装置の導入が進む中、高度な技術への対応や、より効果的な使用方法など、フォローアップを必要とする生産者が増加していることから、推進員が新たに導入する生産者の掘り起こしに十分な時間をかけられなくなったことなどが挙げられ

ます。

このため、来年度から環境制御技術の専門アドバイザーを設置し、アドバイザーが生産者に直接指導することに加え、普及指導員やJ A営農指導員、地域の核となる生産者を対象とした研修会を開催し、高度な技術を有し生産者にアドバイスできる人材を多く育成するなど、フォローアップ体制を充実してまいります。こうした取り組みにより推進員がこれまで以上にハウスを巡回できることから、未導入の生産者に対する普及活動を強化するとともに、環境制御装置の展示会を県内各地で開催するなど、新たに導入する生産者の掘り起こしに取り組んでまいります。

また、環境制御技術の増収効果による労働力の増加を懸念し導入をちゅうちょされている事例も見られますので、環境制御装置の導入とあわせて省力化機器が導入できるよう補助事業を強化するなど、一日でも早く、より多くの方に取り組んでいただけますよう、さらなる普及推進に努めてまいります。

(林業振興・環境部長田所実君登壇)

○林業振興・環境部長(田所実君) まず、経済同友会との協働プロジェクトにおける木材利用の促進の取り組みの方向性についてお尋ねがございました。

経済同友会は、昨年3月、民間ならではの視点で、みずから積極的に国産木材を使うことにより地方創生を牽引していこうとする「地方創生に向けた“需要サイドからの”林業改革」と題した提言を発表しました。この提言の具体化に向け、今後、本県と経済同友会及び土佐経済同友会との協働プロジェクトの一環として、まずは施主となる企業の皆様に国産木材を活用することの意義を理解していただく取り組みを進めていくこととしています。

具体的には、会員企業を対象としたセミナー

や木造建築物の視察ツアーを共同で開催するなど、理解を深めていただく機会をつくとともに、関心を示していただいた企業には個別に訪問して、具体的な木材の活用方法についてプッシュ型の提案活動に取り組んでまいります。その際には、昨年12月に本県と国産木材の需要拡大に向けた連携協定を締結した、建築に関する高い技術力を持ち全国レベルで活躍されている、特定非営利活動法人チーム・ティンバライズのお力もおかりしながら進めていきたいと考えています。

また、非住宅建築物の木造化、木質化に取り組む建築士が全国的に不足していることから、各地域の建築関連団体とも連携した講習会を開催するなど、全国で木造建築に携わる建築士を数多く育成していきたいと考えています。さらに、全国的な国産木材の活用に向けた機運を高めていくため、各地域の経済同友会や全国知事会の国産木材活用プロジェクトチームなどとも連携を図り、公需、民需の両面から木材需要の拡大に取り組んでまいります。

次に、A材を活用して製材事業体が販売収入の増加を図っていくことについてお尋ねがございました。

中小製材事業体の経営力を強化するためには、品質の確かなJ A S製品の生産拡大とあわせて、色合いや耐久性など市場から高い評価を受けている県産木材の特性を生かした内装材など、付加価値の高い製品づくりを進めていくことが必要であると考えています。

これまで、乾燥施設の整備を支援することによって乾燥材の生産拡大を進めるとともに、一般に流通している製材品を活用したA型トラスや木質壁ラーメンなどの非住宅建築物向けの構造用製品を開発し、それらの製品を活用したモデル建築物の整備や見学会の開催などを支援することにより、施主や建築士などに木材の活用

を呼びかけてまいりました。

今後は、こうした取り組みに加えて、経営規模の小さい中小製材事業体間の共同による乾燥や強度測定などの施設整備を進め、県内全域にJAS認定工場を拡大し、生産体制の強化を図ってまいります。また、中小製材事業体やデザイナーなどが継続的に学び交流できるプラットフォームとしての機能をTOSAZAIセンターに設け、商品開発への意欲を醸成するための勉強会や事業者間の連携を促進する交流会を開催するなど、数多くの製品が開発されるよう支援してまいります。

こうした取り組みを加速度的に進めるとともに、JAS製品と開発された製品のパッケージなどによる販売を促進することにより、A材の需要拡大と中小製材事業体の収益の拡大につなげてまいります。

(水産振興部長谷脇明君登壇)

○水産振興部長(谷脇明君) まず、来年度からの3年間を、高知県1漁協の将来像に関する提言の具体化に向けた集中推進期間とする方針とのことであるが、どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

この提言では、高知県1漁協構想に基づく漁協合併の推進はもとより、あるべき県1漁協の将来像として、浜値の向上を図り効率的な組織体制とするための市場や事務所の統合の試案や、経営指導の強化を図るための優秀な職員の確保・育成に取り組む必要性などが示されております。これらの取り組みを進めていく上では、まずは関係者の皆様に提言の内容について十分に御理解いただく必要があることから、ことし初めから既に県内6カ所において説明会を開催し、延べ167名の方々に御参加をいただいております。

説明会では、提言の趣旨におおむね賛同する意見もあった一方で、議員からも御指摘がありましたとおり、特に市場や事務所の統合につい

ては不安視する意見もございました。しかしながら、漁業者や生産量の減少に伴う漁協経営のさらなる悪化が危惧される現状においては、漁協合併を推進する中で、市場や事務所の統合による漁協経営の効率化は避けて通ることができない課題と受けとめております。

このため、各浜々で地域の漁業や漁協がどうあるべきかを真剣に議論していただき、再度漁協合併の推進に向けたアクセルを踏むとともに、関係者の合意が調った地域から市場や事務所の統合に係る取り組みを支援してまいります。また、これまで漁協の取り組みが手薄であった漁業者への経営指導の強化については、漁協が県内6ブロックに配置する営漁指導員の育成を支援するとともに、漁業就業支援センターなどとも連携することで、新規就業者を中心に一人でも多くの漁業者が漁業で生計を立てられるよう、指導事業の強化にも取り組んでまいります。

これらの取り組みを計画的に推進、進捗管理していくため、業界関係者が参画する委員会を組織して、来年度からの3カ年に集中的な取り組みを進めることで、提言の早期実現を目指してまいります。

次に、来年度予算案ではIoTなどの技術を活用して漁業生産の効率化を進めることとしているが、特に釣り漁業の操業効率化をどのように進め、どのような姿を目指していくのかのお尋ねがございました。

本県を代表する漁業であるカツオやマグロ類を対象とした釣り漁業では、漁場の探索に多くの時間と燃料を必要といたします。このため県では、カツオなどを集める効果のある浮き魚礁、土佐黒潮牧場を沖合に15基設置するとともに、そのうち4基において観測機器を設置し、気象・海況データを電話やインターネットを通じてリアルタイムで情報提供することで、漁業者の出漁判断の効率化に寄与してまいりました。

今後は、黒潮牧場における漁獲の確実性を向上させるため、魚の集まりぐあいなどをインターネットを通じて提供するシステムの構築に向け、黒潮牧場に魚群探知機やソナー、またレーダー等の観測機器を設置し、漁業者に情報提供し、意見を聞いた上で本格的な運用に取り組みます。また、本県の重要な魚種であるメジカやキンメダイを対象とする釣り漁業では、これまでの調査研究で得られた知見をもとに、水産試験場が漁場や海流を予測する手法を開発し、その予測結果をインターネットを通じて情報提供するシステムの構築にも取り組みます。

県では、こうした取り組みを通じて、漁場の選択や出漁の判断等に必要な情報を観測し漁業者に提供するシステムを構築することで、釣り漁業における漁獲の確実性を向上させ、操業の効率化を図ってまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 会計年度任用職員制度についての御質問がございました。

まず、会計年度任用職員制度の導入に当たっては、非常勤職員の方々の不安を払拭することが先決ではないかとお尋ねがございました。

会計年度任用職員の制度設計につきましては、任用を初めとして、給料・報酬、手当、休暇などの勤務条件やサービス、人事評価など、多岐にわたる検討が必要となります。また、検討に当たっては、新しい制度であるため、総務省から示されたマニュアルをもとに一定の幅を持って検討を進めるとともに、職員団体とも話し合いをしているところです。

お話のありましたことは、制度検討の初期段階における一部の情報により、職員の中に不安を持たれている方もいらっしゃるものと受けとめております。こうした不安の解消を図るため、非常勤職員等の方々に、会計年度任用職員制度の趣旨や職員団体にお示ししている内容につい

て、所属を通して早急にお知らせするよう指示を出しているところです。

2020年4月の制度導入に向けて、今後できるだけ早期に、任用や給料・報酬を初めとした処遇のあり方など制度の骨格を確定させることができるよう努めるとともに、その内容も確実に周知をしております。また、具体的な運用につきましても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、現在勤務している非常勤職員の処遇が低下することなく、引き続き働き続けられるよう留意することについてお尋ねがございました。

非常勤職員の皆様方には、多様な行政需要に対して常勤職員とともに頑張っていただいていると考えておりますとともに、特に長年勤めてこられた方々には心から感謝を申し上げたいと思っております。

会計年度任用職員制度につきましては、今定例会において知事から答弁しましたとおり、地方自治体の臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保するために導入されるものであります。その制度導入に当たっては、平等取り扱いの原則や成績主義などの地方公務員法の趣旨を踏まえた、適切な運用が求められることとなります。同時に、制度移行後も引き続き非常勤職員の方々が県勢浮揚の実現に向けて力を発揮できるよう、検討を進めているところです。

例えば任用につきましては総務省のマニュアルでは、任用ごとに広く募集を行うことが望ましいとされておりますが、他方で、客観的な能力実証を経た場合は一定期間公募を経ずに再度の任用も可能ともされているところです。このことを踏まえ、制度の移行に当たっては、現在しっかりと頑張っている業務に従事いただいている方が引き続き任用される取り扱いとなるよう検討しております。

また、処遇につきましては、法改正時の国会

において政府に対して、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならないとの附帯決議がなされているところであり、期末手当の支給により、一般的には処遇改善につながるものと考えておりますが、個別具体の職や職員の方に関する運用につきましては、附帯決議の趣旨も踏まえつつ、実情をよく見ながら対応を検討してまいります。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、法律の趣旨を十分踏まえたものとなるよう制度を構築するとともに、長年にわたって役割を果たしてこられた非常勤職員の方々が安心して働き続けたいと思っていただけるよう、具体の運用についても検討し、円滑な導入に向けた準備を進めてまいります。

○7番（田中徹君） それぞれ丁寧に、また全体的にも非常に前向きな、そして知事、副知事からは非常に気持ちの入った御答弁をいただいたというふうに思っておりますので、2問はいたしません。

私は、知事がよくおっしゃいます、市町村との連携・協調、また中山間地域の振興なくして県勢の浮揚なし、この2つのフレーズが大好きですし、私自身が励まされてきました。県民の多くの皆様も私と同じように、この2つのフレーズを聞くことによって勇気と希望を持ち、ますます県政への期待を大きくしているのではないかと考えます。

知事におかれましては、これからもこの2つのフレーズをぜひ使い続けていただきたいとお願いを申し上げますとともに、これまで4年間、未熟な私にさまざまな場面で御教示を賜りました知事初め執行部の皆様、そして県関係職員全ての皆様に心からの感謝を申し上げ、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございます

いました。（拍手）

○議長（土森正典君） 暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩



午後1時再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番久保博道君。

（6番久保博道君登壇）

○6番（久保博道君） 議長のお許しをいただきましたので、早速質問を始めさせていただきますと思います。

まず、教育についてお聞きします。

私は、自分の6つの公約の1つに教育の充実を掲げており、学力・体力・道徳の3つがそろって、言いかえましたら、知・徳・体の3つがそろって初めて真の教育と言えるのではないかと考えます。

尾崎知事はこの11年間、教育の分野においても明確な目標を掲げて取り組んできた結果、学力においては、中学生は全国平均近くまで、また小学生は全国上位クラスにまで向上するなど、成果が確実にあらわれてきています。一方、全国と比較して厳しい状況にあった不登校や非行の問題も、徐々に改善をされてきています。それは、教員が本来の目的である教育に集中できるように、外部の専門家や地域の人材もおかりして、一緒になって学校の目標に取り組むチーム学校の効果が出てきているからだと思います。

そこで、まず本県のチーム学校の取り組みについて知事の思いをお聞きします。

また、本県の厳しい環境にある子供たちにおいて、教育により貧困の世代間連鎖を断ち切る

ことが求められており、これまでも就学前から高等学校までの各段階において、各種の取り組みが講じられてきています。

そこで、貧困の世代間連鎖を断ち切る本県の教育にかける知事の思いをお聞きします。

また、私は、この教育の力で貧困の負の連鎖を断ち切ることに関連して、大人になる過程で、少しずつ歩いて社会的に自立が困難になっている若者に対して、就学や就労の相談窓口である若者サポートステーションの充実が、これからますます求められるのではないかと思います、このことにつきまして教育長の御所見をお聞きします。

次に、私が住んでいます高知市の学力についてお聞きをいたします。このことについては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、知事も昨年の12月定例会の提案説明において、本県の小中学校における学力向上対策に関しては、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の取り組みを強化することが不可欠であると述べられています。そして、昨年の4月より県から高知市教育委員会の学力向上推進室へ7名の指導主事を派遣していますし、10月からは3名を加えて合計10名で、課題の見られる学校への訪問指導を行ってきています。その結果、学校現場からは、授業づくりへの理解が深まり、授業改善や教科会の充実につながっているとの声が出ており、訪問を要請する声が上がってきているとお聞きをしています。

これらに加えて、今後は県と高知市との連携によるさらなる取り組みの拡充について検討を進めているとのことですが、その内容について教育長にお聞きをいたします。

次に、読書の大切さ、特に子供のころから本に親しむ習慣を身につけることの大切さについてお聞きをします。昨年、文部科学省が全国学力・学習状況調査をもとにした興味深い調査分

析を公表しています。それによりますと、日ごろから本や新聞に親しむことや規則正しい生活をしている子供は好成績の傾向があり、子供の自制心や意欲の強さと学力の間に緩やかな相関の関係性があるとされています。

そこで、物心のついたころから自然と本に親しむ習慣を身につけることの大切さについて、これまでの取り組みも含めて教育長の御所見をお聞きします。

次に、図書館についてお聞きします。昨年7月末にオーテピアがオープンして、多くの人にぎわっています。私も平日にたびたび行くのですが、いつも多くの方が利用しています。また、オーテピアのオープンとほとんど時期を同じくして、県では県立や市町村立の図書館の取り組みをまとめた高知県図書館振興計画を策定しています。それによりますと、残念ながら県内の市町村では一部を除き、図書館の蔵書数や書籍の購入に充てる予算は非常に少なく、また県民1人当たりの年間貸出冊数は全国平均を大幅に下回り、上位の東京都や滋賀県の半分以下となっています。

一方、ここ数年、梶原町や日高村、津野町が新図書館を整備して多くの来場者を集めていますが、県内34市町村のうち、まだ10町村で公立図書館が設置をされていません。私が言うまでもなく、オーテピアにおける県立図書館の大きな役割の一つは、市町村のリクエストに応じて本を宅配等で貸し出すサービスであり、平成28年度以降は週6日の貸出サービスを行ってきています。

そこで、市町村図書館の目指す姿について、新たに設置した協議会において検討されていると思いますが、現在の状況と今後の方向性について教育長にお聞きをいたします。

次に、国際バカロレアについてお聞きします。私は昨年10月に、総務委員会のメンバーの一員

としまして、沖縄県の沖縄尚学高等学校・附属中学校にお伺いをしました。この学校はもともとグローバル進学校を目指しており、世界で通用する学力、人間力を持った高校生を育成するという学校方針に国際バカロレアの理念が適合したため、平成27年から導入したとのことでした。一般的に、国際バカロレアは大学入学資格という側面が注目されますが、その理念は、生涯学び続けていくために学び方を学ぶという人間力の育成にあります。

そこで、本県でも次代を担い世界で活躍するグローバル人材を育成することが求められると思いますが、国際バカロレアを今後どのように展開していくおつもりか、知事のお考えをお聞きします。

また、国際バカロレアを導入している県立高知国際中学校の森本校長は、現代社会には正解のない課題や状況によって正解が変わる課題も多い、そこに対応するには多くの人々が納得する答えを自分でつくる必要があるとおっしゃっていますし、今後はその傾向がますます強くなると思います。そして、そうであればあるほど、指導する教員の役割が大変重要になってまいります。

沖縄尚学でも同じことをお聞きしましたが、今後は平成33年度に高知国際高等学校が開校の予定であり、国際バカロレアの充実に向けて教員の確保や養成をどのように行っていくのか、教育長にお聞きします。

次に、小学校の英語教育についてお聞きをします。平成29年3月に告示されました新小学校学習指導要領において、平成32年度から新しい外国語教育として、小学校の3年生と4年生では外国語活動、5年生と6年生では教科としての外国語の導入が全面実施されることが決定をされています。そして、平成30年度と31年度は移行期間として、全国の各県においてさまざま

な試行がなされています。

そこで、移行期間の約半分が過ぎましたが、本県の全面実施に向けての課題、またそれを踏まえた対策をどのように考えているのか、教育長にお聞きします。

一方、高知県英語教育推進のためのガイドラインでは、授業や学校行事等において、ALT等の外部人材を積極的に活用したり、ICTを活用した授業の工夫改善を行うことが重要であるとされています。全国的にはALTの活用率は平成28年度で約62%、小学校の外国語活動等におけるICT機器の活用は平成29年度で96%となっています。

私は、まずは小学校教員みずからが英語教育の技術を習得した上で、あわせてALTやICTを積極的に活用することも必要だと思います。

そこで、本県の小学校英語教育における教員とALT及びICTの役割分担について教育長にお聞きをいたします。

次に、体力についてお聞きします。スポーツ庁は昨年12月、小学5年生と中学2年生の全員を対象に実施した「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を公表しました。高知県関係では、中2男子が昨年度に続いて全国平均を上回り、都道府県別の順位も20位と好結果を保っています。中2女子が29位、小5男子は30位、小5女子が33位となっています。小5男子、小5女子、中2女子は全国平均より低かったものの前年を上回っており、小5女子と中2男女はいずれも過去最高となっています。

県教育委員会では、児童生徒の主体的な学びを促しながら、運動好きな子供を育む授業の取り組みが奏功してきたと分析しており、私からも長年の教職員の皆様の御努力に改めて敬意を表します。

一方で、少し残念なことは、1週間の運動時間を最短の60分未満とした回答は、小5男女、

中2男女とも全国平均を上回っています。また、運動部や地域のスポーツクラブの加入状況を見ましても、小中学校とも全国平均を下回っており、日常的な運動習慣の定着が問題となっています。

そこで、本県の子供の体力をもう一段上げるには、日常的な運動習慣の定着を図ることが必要だと思いますが、教育長の御所見をお聞きします。

次に、自転車を利用するときのヘルメットの着用についてお聞きします。児童生徒のヘルメット着用に関しては、議員立法の高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が、昨年の9月定例会において全会一致で可決され、4月1日の施行に向け、教育委員会などが補助制度を検討してきました。

先日2月15日に公表された、県の平成31年度一般会計当初予算では、小・中・高校生の自転車ヘルメットの購入費補助などの予算として約1,400万円が盛り込まれています。関係部局にお聞きしますと、県立・国立・私立学校につきましては、ヘルメットを購入した自転車通学生に1人当たり定額2,000円の補助を行い、また市町村立学校については、現在約半数の市町村がヘルメットの購入費用を全額もしくは一部を補助していますが、こうした補助制度のある自治体に対し、県が1人当たり定額1,000円を助成することとし、補助制度のない自治体に対しては制度の創設を働きかけていくとのことでした。

また、少し私ごとになりますがし特殊な例かもわかりませんが、私は毎年11月に中土佐町で開催されるトライアスロン大会に出場しています。これまでは、おかげさまでけがもなかったのですが、昨年は、バイク、いわゆる自転車競技ですけれども、終盤に転倒して左側頭部をアスファルト舗装の地面に思い切り強打しました。もちろんヘルメットをかぶっていたのですが、もし

ヘルメットをかぶっていなかったらと思うと心底ぞっとします。

あばら骨の骨折はしましたが、頭部はヘルメットに傷がついた程度で、頭自体は何ともありませんでした。しかし、ヘルメットをかぶっていなかったら、恐らく重い後遺症が残るか、最悪の場合は死に至っていたのではないかとも思います。そして、この自分のアクシデントと議員立法の自転車条例について、知り合いの校長先生に直接お話をさせていただき、特に自転車通学の生徒さんのヘルメットの着用を強くお願いしたところでもあります。

そこで、条例施行に伴い、ヘルメットの着用も含めて自転車の安全で適正な利用促進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお聞きします。

次に、大きな項目の2番目として、女性が暮らしやすい高知県の実現と、本県の大きな課題の一つである少子化対策についてお聞きします。

まず、政府がことしの10月に実施予定の幼児教育・保育の無償化について、多くの市町村が不安を抱えています。子育て世代の負担を軽減する政策自体には異論はないはずですし、むしろ歓迎されるべきだと思いますが、民間の調査によりますと、都道府県庁所在地や政令指定都市など全国81の主要都市のうち、無償化に賛成と回答したのは44%にとどまっています。無償化すれば保育需要が一層高まり、待機児童の増加や保育士不足に拍車がかかることは容易に想像できることから、結果として保育の質の低下を招くことにつながり、代償が大きいと考えるからだと思います。そして、昨年度末に開催された国と地方の協議の場において財源負担等の合意がなされ、詳細な制度設計が進められています。

私は、この政府の幼児教育・保育無償化については、さきに述べましたように課題や不安も

あることは承知していますが、本県の共働きの多い家庭を考えたとき、女性の負担が減る上に経済的にも助かることから、詳細な制度設計の内容次第では、本県の少子化対策にとって一定メリットがあるのではないかと感じています。

そこで、この幼児教育・保育無償化について知事の御所見をお聞きします。

次に、このことに関連して、政府は今回の幼児教育・保育の無償化において、給食費を無償化の対象から外す方針ですが、食育は教育・保育の根幹である上、給食費の無償化は本県の課題である少子化対策に大いに効果があるのではないかと思います。

給食費の無償化については、もちろん一義的には市町村の御判断になりますが、このことについて知事の御所見をお聞きします。

次に、高知版ネウボラについてお聞きします。私は、本県の待ったなしの大きな課題の一つである少子化対策を実現するには、何よりも女性が暮らしやすい、仕事のしやすい高知県を実現することが大切だと思います。出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージにおいて、かゆいところに手が届く支援の取り組みが必要であり、そのため県では、市町村の子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターと連携して、支援を必要とする家庭に対して切れ目のない総合的な援助を行う高知版ネウボラの取り組みを推進しています。

そこで、少子化対策としての高知版ネウボラの取り組みである多機能型保育事業、一時預かり事業、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターについて、それぞれの現状と課題を教育長及び文化スポーツ部長にお聞きします。

次に、私はこの中で特に、病児・病後児保育とファミリー・サポート・センターについて、平成28年の2月定例会で、教育長と当時の文化

生活部長に御質問をさせていただきました。その中で、病児・病後児保育については、施設型の質・量の拡充を図ること及び民間が主体である訪問型の病児・病後児保育への行政の支援、またファミリー・サポート・センターについては、必要に応じて病児・病後児預かり機能の付加を図ることについて述べました。

そこで、これらの3点についてのその後の進捗状況について教育長と文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、この項目の最後に、発達障害児の初診待機期間の短縮についてお聞きをいたします。平成29年1月の総務省の発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告によりますと、専門的な医療機関が少なく、発達障害の診断にかかる初診待機期間が長期化しているとの指摘がされており、本県でも以前から、発達障害の子供を診断する県内の拠点である県立療育福祉センターで、初診待機期間が1年以上かかっていることが指摘をされていました。

こうした中、高知県では高知ギルバーク発達神経精神医学センターを設置し、発達障害に関する専門医師や療育支援に携わる専門職を養成しています。また、来年度、厚生労働省の新規の国庫補助事業を活用した発達障害専門医療機関初診待機期間解消事業を実施することとしています。

一方、県内での発達障害の可能性のある子供さんについては、高知ギルバーク発達神経精神医学センターによる疫学調査の暫定値によれば、乳幼児健診を受診した子供さんのうち、何らかのフォローが必要な子供さんは約40%とされています。そのうち約15%が2次健診で医療などの専門機関につなぐ必要のあったケースで、残りの25%は市町村の保健師が身近な子育て支援の場においてフォローができるとされています。

そこで、療育福祉センターの初診待機期間は、

医師や職員の皆様の御努力によって以前と比べて短くなりつつあるとお聞きをしていますが、専門医師等の養成や来年度の初診待機期間解消事業など、発達障害のある子供さんの早期診療や支援の充実に向けた取り組みの具体的な内容と期待される効果について地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、大きな項目の3番目の健康で長寿な高知県の実現についてお聞きします。

本県では、誰もが地域地域で安心して住み続けられる県づくりを目指して、医療と介護と福祉サービス等の地域資源を切れ目ないネットワークでつなぐ、高知版地域包括ケアシステムの構築を今年度から本格的に進めています。そして、その構築を推進するため、各福祉保健所に地域包括ケア推進監を配置するなど推進体制を強化すると同時に、医療と介護と福祉の関係者が連携・調整を行う地域包括ケア推進協議会を地域地域に設置するとともに、それぞれのサービス間の接続部を担う人材の育成を図ってきているところです。例えば、入院当初から退院後の生活を見据えた適切な退院支援を行うことが重要ですし、医療と介護を必要とする高齢者等の入退院時に、病院担当者とケアマネジャーがお互いに情報と課題を共有し、確実に引き継ぐことで、安心して在宅生活を継続していくことにつながると思います。

そこで、医療と介護と福祉の連携強化や接続部の人材育成の必要性について、これまでの取り組みも含めて地域福祉部長の御所見をお聞きします。

次に、退院してからの在宅での生活における訪問看護についてお聞きします。本県では、小規模の訪問看護ステーションが多いことに加えて、高知市に半分以上が集中している偏在の問題があり、県内の訪問看護師は10年前の1.6倍にふえたとはいえ、34市町村のうち16町村が未設

置であり、人口が少なく採算のとりづらい郡部の中山間地域で空白地が目立ちます。そこで県は、訪問看護ステーションから片道30分以上かかる遠距離の訪問看護には補助制度を創設しています。

自宅で療養の希望のある人を県内のどの地域でも支えるには、医療と介護に加えて、中山間地域を含めて訪問看護の一層の充実がどうしても必要となりますが、このことについて健康政策部長の御所見をお聞きします。

次に、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行う新たな仕組みづくりについてお聞きします。現在、高齢者向けの保健事業と介護予防は、ともに高齢者の健康を共通の目的としているものの、75歳以上の高齢者に対する保健事業は、都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が主に市町村に委託等を行うことにより実施され、75歳未満の高齢者の多くが加入する国民健康保険の保健事業と介護保険の介護予防は市町村の運営となっており、事業の実施主体が違ってきます。このことから、市町村で実施されている国保の高齢者及び後期高齢者の健康診断や生活習慣病の指導といった疾病予防や重症化予防を図る保健事業、また運動機能を維持するための体操などを行う介護予防は、それぞれ別の事業として実施されており、事業の連携や効率化が問題となっていました。

このため、厚生労働省では、これらの事業を効率的、効果的に行い、高齢者の健康寿命を延ばすことを目的に、現在は医療保険と介護保険で別々に実施している高齢者向けの保健事業と介護予防を一体的に行う仕組みづくりに向け、今国会に関連法改正案を提出しているところです。そして、この新たな仕組みは医療と介護の費用の抑制にもつながると思います。

そこで、健康寿命が男女とも全国の後位にあり、1人当たりの医療費が全国第1位の本県と

しては、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、この保健事業と介護予防の一体化を市町村と一緒に頑張って積極的に取り組む必要があると思っておりますが、このことについて健康政策部長の御所見をお聞きします。

次に、日本人の平均寿命は、女性約87歳、男性約81歳と高水準ですが、日常生活を健康上の問題がなく送れる健康寿命で見ると、女性約75歳、男性72歳とそれぞれ約10歳低下します。さきに述べましたように、高知県の健康寿命は、直近の3度の調査の平均で、女性が約74.20歳で28位、男性70.16歳で残念ながら47位となっています。

健康寿命は地域差が大きく、都道府県間で開きがあると言われております。政府は、健康寿命の地域差をなくし、全国平均を2040年までに3歳以上引き上げる目標を掲げています。

このことについては、既に地方独自の先進的な取り組みも始まっており、運動機能の維持のために、地域の高齢者が集まる場所に管理栄養士や保健師が訪れて食生活や生活習慣をチェックしたり、また支援が必要と判断した場合は、個別に訪問して相談に乗ったり医療や介護の専門機関につなげたりしています。中でも食生活は健康長寿に関係があり、食生活の面からは、
1、サルコペニア、いわゆる筋肉減少症の予防、
2、ロコモティブシンドローム、いわゆる運動器症候群の予防、
3、フレイル、いわゆる虚弱等の予防に効果があると言われております。

そこで、健康寿命を延ばす上での食生活の重要性について健康政策部長の御所見をお聞きします。

次に、介護医療院についてお聞きします。医療と介護が必要な高齢者の長期療養、生活施設として、昨年4月に新たに制度化された介護医療院は、現在高知県内に3カ所誕生しています。

介護医療院は、重度の要介護者が生活する特別養護老人ホームや、リハビリなどで在宅復帰を目指す介護老人保健施設と同じく、介護保険で利用できます。医師や看護師が常駐し、医療と介護のサービスを長期的に提供するのが特徴で、医療的ケアやみとりにも対応します。そんなことから、国は長期入院の受け皿となっています。病院の療養病床を介護医療院に転換するように促しているところであります。一方、本県の10万人当たりの病床数は、2015年時点で約2,500床と全国最多となっています。

そこで、今後県内の介護療養病床、医療療養病床から介護医療院への転換の見通しについて地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、大きな項目の4番目としまして、観光振興についてお聞きをします。

高知龍馬空港の国際線に対応した新ターミナルビルの整備案が、昨年11月に岩城副知事を会長とする高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議で示されました。その際に示された案では、現ターミナルビルの西側にあるバスの待機所などに、2階建てで延べ床面積5,000平方メートルの新ターミナルビルを整備し、国際線用のC I Qや国内線利用者も使えるラウンジと待合室、商業施設などを備え、2021年度からの運用を見込んでいます。そして、ことし2月に開催された同会議では、施設整備計画と同時に、需要の喚起や受け入れ体制の改善などに向けたアクションプランが示されたところであります。

そこで、2021年度の運用スタートに向けては、本県の長年の悲願でもあります、海外との直行便の定期就航の夢が膨らむところですが、この見通しについて、検討会議の会長でもあります副知事にお聞きをいたします。

次にまた、私はこの新ターミナルビルの建設に当たっては、自然が豊かで自然と共生を目指

す本県の特性を生かし、また森林振興のプロモーションも兼ねて、本県の木材をふんだんに使ったCLT工法の木造ターミナルビルとしてはどうかと思いますが、検討会議の会長でもあります副知事の御所見をお聞きいたします。

次に、よさこいについてお聞きします。よさこいについては、私自身これまで何度も御質問や御提案をさせていただきました。また、昨年12月定例会において、尾崎知事は依光県議の質問に答えて、よさこい祭りの振興策の一つとして、よさこい祭りの無形文化財指定の取り組みも含め検討を深めていきたいと答弁され、よさこい祭振興会など関係団体と連携して協議を重ねていくお考えを示されました。さらに、県などが8月10日をよさこい祭りの日と宣言したことにも言及して、よさこい祭振興会、競演場連合会、高知市、高知市観光協会の関係4団体と連携し、競演場の運営強化策などの検討も深めるお考えを示されました。

よさこい祭りの無形文化財の指定も、競演場の運営強化も、またよさこい祭り全体の振興発展には、複数の組織にまたがる種々の課題があり、関係する各団体同士のこれまで以上の一層の連携が求められると思います。

そこで、これらの各団体同士の連携強化について知事の御所見をお聞きします。

次に、高齢化が進む競演場の運営強化を初め、よさこい祭り全体の振興発展には、先ほどの4団体に高知県と高知県観光コンベンション協会に加えて、その上これからは学生の皆様にもこれまで以上に積極的にかかわっていただくことが必要ではないかと思えます。学生さんの持つ若いパワーや横のつながりは、単に踊り子チームとしての参加だけでなく、よさこい祭り全体の運営や企画、そして将来的にはビジネスにまで広がる可能性があると思えます。

そこで、よさこい祭り全体に対する学生さん

のかかわり方について知事の御所見をお聞きいたします。

次に、最後の大きな項目としまして、南海トラフ地震とインフラ整備についてお聞きします。

第3期の南海トラフ地震対策行動計画は、今年度が3カ年計画の最終年度となっており、計画の3つのポイントである、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるについては、それぞれおおむね順調に進んできています。しかし、進んだがゆえに新たに見えてきた課題もあります。

そこで、次期計画であります、平成31年度から33年度までの第4期行動計画におけるポイントは何か、またその中でも特に、事前防災としての復興のまちづくり及び要配慮者への支援対策にどのように取り組んでいくおつもりなのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、昨年を振り返ったとき、7月豪雨やその後の台風によってもたらされた多岐にわたる甚大な被害がすぐに脳裏に浮かびます。これに関連して、尾崎知事は昨年9月に庁内に豪雨災害対策推進本部を設け、年間を通して対策を検討・実施する体制をしいています。設置の目的は、1、平時からハード・ソフト両面で豪雨対策を部局横断的に検討、2、豪雨災害対策の進捗確認、3、防災・減災の能力を高め、豪雨対策実施体制の強化となっています。

また一方、国では総額約7兆円の「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」を昨年12月に決定していますが、もちろん3カ年で全国の対策が必要な防災・減災箇所の解消は不可能であり、その後も引き続き積極的に国に働きかけていかなければなりません。

そこで、この豪雨災害対策推進本部を、3カ年緊急対策の予算獲得及びその後の国への働きかけにどのように生かしていくのか、危機管理部長にお聞きをします。

次に、この3カ年緊急対策の総事業のうち、

国土交通省を初めとする公共事業分は約3兆6,000億円とされています。現在の政府の公共投資額が年間約6兆円であることを考えれば、公共事業が約2割ふえることが予想され、それに伴い、受注者と発注者ともに事務処理量がふえることが容易に予想されます。

本県において、現在でも不足している受注者の施工現場での配置技術者や、発注の際の業務量を考えたとき、また働き方改革で労働環境の改善が言われている昨今、できるだけ受注者と発注者双方にとって事務処理量がふえないように工夫をしなければなりません。

このことにつきましては、梶原県議、また野町県議から関連した御質問があったところですが、国の3カ年緊急対策を受け、これらの事業の確実な執行に向けて具体的にどのように取り組んでいくおつもりなのか、土木部長のお考えをお聞きします。

最後に、道路財源についてお聞きします。一昨年、有識者から成る社会資本整備審議会道路分科会が取りまとめた建議において、必要な財源を確保することを検討する必要があると示されており、これからますます増大する橋梁を初めとする道路の主要な構造物の修繕と、まだまだ整備しなければならない道路状況を考えたとき、利用者の受益と負担に見合った財源の創設については、誰しも検討する必要があると考えます。

そんな中、平成31年度の税制改正において、自動車税の税率の引き下げなど、車体課税の改正案が国会に提出されています。一方、技術革新による電気自動車や燃料電池車などの開発やカーシェアリングの普及など、自動車を取り巻く環境の変化を踏まえて、国と地方の財源を安定的に確保していくために、中長期的な視点に立って、その課税のあり方に関する検討を行うとされています。

そこで、道路整備に必要な財源の確保と自動車関連税制のあり方は、利用者の受益と負担の観点から大いに関連すると思いますが、このことにつきまして土木部長と総務部長にお聞きをしまして、私の1問目といたします。どうかよろしくお祈りいたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県のチーム学校の取り組みへの思いについてお尋ねがございました。

私が知事に就任させていただいた当時、本県の子供たちの学力や体力、生徒指導上の諸課題の状況は、全国と比較して大変厳しい状況にあり、おおむね全て全国最下位レベルでありました。平成20年度からの学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プランや、平成24年度からの高知県教育振興基本計画重点プランなどの継続した多くの皆様方の取り組みにより、平成27年ごろには、小中学生の学力を初めとする子供たちの知・徳・体の状況には、一定の改善傾向が見られるようになりました。

他方、この改善傾向をさらに確実なものにするためには、学校組織が抱える課題、すなわち諸課題への対応が個々の教職員によって行われることが多く、組織としての取り組みが弱いこと、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取り組みが十分でないこと、また教員の専門性だけでは限界があることなどへの対応、これが求められるようになってまいりました。こうしたことから、平成28年に策定をしました教育大綱では、取り組みの方向性の第一にチーム学校の構築を掲げ、学校の目標の実現や課題の解決を組織的に図る取り組みを進めてまいりました。

大綱の取り組みもあり、知の分野では、本県の小学生の学力は全国上位層に位置し、中学生

も全国平均との差が縮まってきており、また高校生いわゆるD3層の生徒の割合も減少するなど、本県の子供たちの学力の状況は10年前と比べ大きく改善してきております。こうした状況は、学校現場にチーム学校の意識が醸成され、組織的な授業改善が進んできたことや教員たちのOJTが大幅に改善されてきたこと、これらによるものと受けとめております。また、いじめや不登校などの徳の分野においても、各学校に校内支援会が設置され、組織的な情報共有と対応がなされるようになってまいりました。

しかしながら、高知市の小中学生の学力が厳しい状況にあること、不登校やいじめなどの課題も依然として厳しい状況にあること、さらには教員の働き方改革が求められているなど、対応すべき課題もまだまだ多くありますことから、来年度に向けて大綱の改訂を行い、チーム学校の取り組みをさらに徹底することとしております。

具体的には、小学校においてメンター制を導入し、学校全体で組織的に若手教員を育成するとともに、全ての市町村立中学校において、教科の縦持ちや教科間連携などの取り組みを実施することとしております。また、高等学校においても、経験豊富な教員が育成担当者として若年教員の指導に携わるOJTシステムを構築することとしております。さらに、不登校対策チームによる学校への訪問指導や校内支援会のさらなる充実などにより、不登校の予防と支援に向けた体制を強化するとともに、教員の働き方改革に向けて校務支援システムを導入するなど、業務の効率化を図る取り組みを加速化することとしております。

以上の取り組みによって、個々の教員の力量のみならず学校の組織力も発揮することで、子供たちに対する教育力を大幅に改善する、そういう取り組みをさらに徹底してまいりたいと考

えるところであります。

次に、貧困の世代間連鎖を断ち切る教育にかける思いについてお尋ねがございました。

子供たちの学びや能力発揮の機会は、家庭の経済状況などに左右されることなく、ひとしく享受されるべきものですが、本県においても、家庭の生活の困窮や教育力の低下などを背景として、学力の未定着やいじめ、不登校などといった困難な状況に直面している子供たちが存在をしています。こうした厳しい環境にある子供たちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育ち、将来において貧困から抜け出せるよう、貧困の世代間連鎖を教育の力によって断ち切ることが何よりも重要であります。このため、教育大綱の柱に、厳しい環境にある子供たちへの支援、これを位置づけ、就学前から高等学校まで切れ目なく施策を講じているところです。

まず、就学前においては、子育ての不安や悩みを抱える保護者に対し、保育所、幼稚園などがスクールソーシャルワーカーなどとも連携し、チームとして適切な支援を行いますとともに、厳しい環境にある就学前の子供たちが円滑に小学校に入学できるよう、生活習慣などの改善に向けた取り組みを進めております。

次に、就学後においては、小中学校では、子供たちの学習機会を確保する放課後等の補充学習や、安心・安全な居場所と学びの場の充実を図る放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進しており、県内全ての小中学校区で放課後等の学習支援が実施されております。また、高等学校においても学習支援員を配置し、子供たちの学力や進路に応じた学習支援に取り組んでいるところです。

さらに、不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題についても早期に適切な対応を行うため、管理職や関係教員、外部の専門人材で組織する校内支援会を各学校で定期的実施し、少しで

もリスクがある子供たちの情報を共有し組織で支援するとともに、学年間、校種間で確実に引き継ぐ取り組みを徹底しております。加えて、地域ぐるみで子供たちの成長を支える地域学校協働本部の活動に、民生・児童委員の方々の参画を得て、厳しい環境にある子供たちの見守りを強化した高知県版地域学校協働本部へと発展させる取り組みも進めているところであります。

これらの取り組みを引き続き徹底していかなければなりません。関係機関との連携を強化し、高知版ネウボラや少子化対策事業などとも効果的に連携し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

次に、国際バカロレアを今後どのように展開していくのかのお尋ねがありました。

政治、経済、文化などのさまざまな分野において、人や物、情報が国境を越えて行き交い、多様な価値観が共存する現代のグローバル社会において、高い志を持って主体的、協働的に課題解決を図るとともに、新しい価値を創造し、地域や国際社会の発展に貢献できる力を備えた人材を育てていくことは、本県にとりましても重要な課題であります。

国際バカロレア教育は、まさにこうした力を身につけ、変化の激しい時代を力強く生きていく人づくりを目指す教育であり、広く世界を視野に入れて産業振興や地域振興を担う人材の育成を目指す本県において、この国際バカロレア教育を進めていくことの意義は大変に大きいものと考えます。

本県では、グローバル社会で求められる高い志と資質、能力を育むことを目標とし、平成30年4月に開校した高知国際中学校において、幅広い教養をもとにした高いコミュニケーション能力や課題発見力、課題解決力を育成する教育をスタートさせており、平成30年9月には西日本の公立学校を先導する形で、国際バカロレア

機構から中学校における国際バカロレア認定の候補校として認められたと聞いております。

今後は、高知国際中学校で実践している国際バカロレア教育をしっかりと磨き上げ、同中学校及び平成33年度に開校予定の高知国際高等学校の国際バカロレア認定へとつなげていくことが重要であります。さらには、探究的な学習を重視し、高い英語運用能力の育成などを目指した国際バカロレアの教育プログラムによって、学校全体で高いレベルのグローバル教育を推進していってほしいと思っております。

あわせて、高知国際中学校・高等学校において推進するグローバルな視点を重視した探究的な学習の手法を、県内の義務教育、高等学校教育全体に広げていくことを期待しているところでありまして、そのための県教育委員会の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、高知県自転車安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に伴い、ヘルメットの着用も含めて自転車の安全で適正な利用促進に向けて、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

自転車の安全で適正な利用の促進に向けては、これまでも高知県交通安全計画などに基づき、自転車交通安全教育の実施や自転車マナーアップキャンペーン、交通安全運動期間などにおける街頭指導や広報啓発などに取り組んでまいりました。こうした取り組みもあり、県内における自転車の事故件数は近年減少傾向にありますが、ここ数年、小・中・高校生の事故は100件程度発生しておりますし、昨年は自転車で登校中の中学生と高校生の痛ましい死亡事故も起きております。

こうした中、本年4月には、議員提案による高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されます。この条例においては、18歳以下の児童などのヘルメット着用が保護者

の努力義務とされているほか、自転車損害賠償保険への加入や反射器材の装着等についても規定をされております。

このうち、ヘルメットの着用に関しましては、自転車通学をしている小・中・高校生のヘルメット購入費用を助成する制度を新たに創設し、保護者の経済的負担を軽減することで、ヘルメット着用を促進してまいりたいと考えています。加えて、ヘルメットの着用をテーマとしたCMコンテストや、学校における自転車交通安全教室の開催などにより、中高校生などにヘルメット着用の重要性を理解してもらう取り組みも行ってまいります。また、自転車損害賠償保険への加入や反射器材の装着に関しましては、自転車小売業者や関係団体などとの連携を図りながら、その普及に努めてまいります。

今後はこうした取り組みを、官民で構成します高知県交通安全推進県民会議の推進方針の重点事項に位置づけるとともに、交通安全実施計画にも盛り込むなどして、官民一体となって自転車の安全で適正な利用の促進に取り組んでまいります。

次に、幼児教育・保育の無償化についてお尋ねがございました。

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、その無償化は、子供たちに質の高い教育・保育を受ける機会を実質的に保障するという点において、また保護者の子育てにかかる経済的な負担を軽減することにより、少子化対策の取り組みを抜本的に強化するという観点からも、その政策的な意義は大きいものと考えております。

他方、議員のお話にもありましたように、今回の無償化の実施に対しては、市町村の皆様の中に、新たな財政負担の発生や認可外保育施設も含めた保育の質の確保などへの不安の声もあり、国と地方の協議の場において、これらの課

題を整理するための話し合いが行われてきたところです。

私も全国知事会の代表として、協議の場において意見を申し述べさせていただきました。その際にお話しさせていただきましたことは、今回の無償化は少子化対策の取り組みを抜本的に強化するものであり、政策的な意義は大きいこと、その上で実施に当たっては、地方において新たな財政負担が生じることがないように、国の責任において必要な財源を確保していただきたいこと、また認可外保育施設の保育の質の確保についても、その指導監督について都道府県、市町村がしっかりと役割を果たすことができるよう、地方の意見を聞きながら制度設計を進めていただきたいといったことなどであります。

これまでの協議の結果、国からは地方の負担に対して必要な地方財政措置を講じる方針が示されますとともに、認可外保育施設の指導に関することなどの課題については、引き続き国と地方の間で協議を行っていくことが確認をされております。

今回の無償化は、幼児教育・保育の機会の保持、女性の活躍促進、少子化対策など多方面での効果が期待されるものであり、円滑な制度の開始に向けて万全の準備が進むよう、引き続き県教育委員会や市町村と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育所等における給食費の無償化についてお尋ねがございました。

今回の幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、昨年末に国から示された幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針において、これまで実費または保育料の一部として保護者が負担していた給食費については、引き続き原則として保護者負担とすることとされています。これは、給食に係る食材料費については在宅で子育てをする場合においても生じる費用であり、

学校などと同様に実費徴収すべきという考え方によるものとされていますが、一方で、給食費を実費徴収することにより、低所得世帯等については、従来よりも負担がふえるといったことがないよう実費徴収を免除することとされています。

具体的には、年収360万円未満相当の世帯の子供と、全ての所得階層の第3子以降は免除の対象とされており、県教育委員会の試算では、県内の保育所等利用世帯の約3割については免除の対象となる見込みであります。また、給食費を実費徴収される世帯においても、国の制度では、従来よりも確実に負担が軽減されることとなり、少子化対策の取り組みを抜本的に強化するという方向に沿ったものとなっていると受けとめています。

他方、各自治体においては、これまで独自の取り組みとして、給食費を含めた保育料について、第2子を対象とした無償化や全面的な無償化など、積極的に少子化対策に資する施策を進めてきた事例も多くありますが、今後の市町村の対応によっては、保育料については引き続き無償であるものの、新たに給食費を実費徴収することにより、従来よりも負担がふえる世帯が生じることも考えられます。

今回の制度改正に伴う給食費の取り扱いについては、現在各市町村において検討中であるとお聞きしておりますが、無償化の導入により、従来よりも負担がふえるといったことがないよう、国の方針にもありますとおり、今回の無償化の実施が各自治体の独自の取り組みなどと相まって、さらなる子育て支援の充実につながっていくことが重要ではないかと考えるところでございます。

次に、よさこい祭りに関係する各団体同士の連携強化についてお尋ねがありました。

よさこい祭りは、よさこい祭振興会や競演場、

演舞場を初め、多くの関係者の皆様の御尽力により日本を代表する祭りとして成長を続け、現在全国200カ所以上、海外28の国や地域に広がっています。よさこい祭りをしっかりと未来につないでいくためには、競演場・演舞場の維持・発展、踊り子の参加促進、企業の協賛促進など、よさこい祭りの振興につながる取り組みをよさこい祭りにかかわる皆様と連携して進めていくことが大切であると考えています。

このため、よさこい祭振興会、よさこい祭り競演場連合会、高知市観光協会、高知市、高知県の5団体と、よさこいチームの皆さんとで、8月10日をよさこい祭りの日とする宣言を行いました。現在、この宣言に沿ったよさこい祭りの振興策を5団体で検討する場を設け、競演場・演舞場の担い手不足や栈敷席の観覧環境の改善をテーマに、具体的な方策の協議を続けております。また、先月からは、無形文化財への指定についても検討をスタートさせたところです。

私自身も、高知県・高知市連携会議の場などにおいて、よさこい祭りのさらなる振興に向けた課題をトップ同士が共有し、その改善の方向性を協議、確認しているところであります。今後とも、よさこい祭りにかかわる5団体を中心に、よさこい祭りの日宣言の目的達成に向けて、個々のテーマごとに現状や課題を共有し、より魅力的な祭りに発展するよう、ともに検討を深めていくことで、関係団体同士の一層の連携強化を図ってまいります。

最後に、よさこい祭り全体に対する学生のかかわり方についてお尋ねがありました。

よさこい祭りをさらに発展させていくためには、学生の皆さんを初め若い世代の方々が祭りにかかわり、構想力や行動力などを発揮していただくことも大切な視点であると思います。

本年、初めての試みとして、高知大生を中心とした方々の企画・運営によるよさこい大会が、

前夜祭が行われる8月9日に高知公園追手門広場で開催される予定であると伺っています。この大会は、学生チームの技術とマナーの向上を図るとともに、チーム間や地域との交流拡大により、卒業後もよさこいを通じたつながりを継続していくことを目的に開催されるもので、県内外のおよそ20チームに参加の呼びかけを行う予定であるとお聞きしています。

この取り組みが所期の目的を実現され、さらに後進の方々に引き継がれるイベントとして定着することや、学生の皆さんが祭りの企画や運営のノウハウを会得できる機会となり、よさこい祭りを支える担い手ともなっていただくことを期待しています。

また、よさこい祭りは、競演場の設備や装飾、踊り子の衣装や音楽、さらには観光客の宿泊や飲食など、裾野の広い産業分野に経済効果を生み出しています。こうしたよさこい祭りに関連するビジネスの領域に、若い世代の方々にも参画していただき、その構想力や行動力を生かした新たなサービスの創出などにつながっていくことを期待しています。

先ほど申し上げましたよさこい祭りにかかわる5団体での検討の場におきましても、こうした学生や若い世代の方々のかかわりについて提起し、議論を深めてまいります。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、若者サポートステーションの充実についてお尋ねがございました。

進路未定のまま中学校を卒業したり、高等学校を中途退学した生徒については、高校の卒業資格がないことから、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、就学や就労などの社会的自立を図る上では、個々の状況に寄り添った切れ目のない支援を行うことが非常に重要で

す。

県では、社会的に自立が困難になっている若者を支援するため、平成19年度に若者サポートステーションを高知市に設置し、コミュニケーション訓練や協力企業での就労体験、また高卒の資格取得に向けた学習支援などを行ってまいりました。平成29年度には、高知市、南国市に加え四万十市にも拠点となるステーションを置くとともに、安芸市、須崎市の週1日開所のサテライトを常設化し、より身近な場所で十分な支援を受けられるよう体制を強化しております。

こうした取り組みの結果、体制を強化する前の平成28年度の1年間と本年度の1月末までの10カ月間の実績を比較しますと、新規登録者数が195名から290名へ、進路決定者数は157名から218名へといずれも大幅に増加しております。

今後は、中学校卒業時の進路未定者や私立学校等の中途退学者、就職後早期に離職した方など、これまでサポートステーションが情報を把握できにくかった方々に対しても、市町村や学校、福祉部局との連携を強化して把握に努め、支援につなげることで、将来ある若者の自立と学び直しの充実に取り組んでまいります。

次に、高知市の学力向上対策に関する、県と高知市との連携によるさらなる取り組みの拡充についてお尋ねがございました。

県全体の小中学校の学力向上を図る上では、特に県内の児童生徒の約半数を抱える高知市における授業改善や、学力向上の取り組みの強化が不可欠となっております。

このため、本年度、高知市が設置した学力向上推進室に県から7名の指導主事を派遣し、高知市内の小中学校の授業改善等について訪問指導の強化を図ってきました。さらに10月からは、小中学校課の3名の職員に高知市指導主事の兼務発令を行い、指導主事10名体制で、学力の定着に課題の見られる学校を中心に訪問指導を

行ってまいりました。また、この学力向上推進室の取り組みのP D C Aサイクルを回すため、県市の教育次長や課長などをメンバーとした運営会議を定期的に開催し、指導主事の指導状況や学校の取り組み状況の確認、また成果や課題を踏まえた指導内容や方法の改善策等について協議を行ってまいりました。これらの結果、昨年4月からことしの1月末までに、学力向上の指定校31校を中心に延べ1,695回の学校訪問が行われ、各学校の課題解決に向けた取り組みが進んでおります。

しかし、学校によって授業改善の進度に差が見られる状況もあらわれており、また当初の訪問指導計画では対象としていなかった教科や、学校からの指導要請も多く寄せられている状況となっております。

このため、学力向上推進室において、それぞれの校長と面談を行い、各学校の現状を分析し、その結果をもとに県市が協働して訪問指導計画を改定して、学校訪問指導の充実を図っているところです。さらに来年度は、訪問要請の多い教科や小学校に対応するため、県からの派遣を3名増員し、兼務を含めて13名体制で高知市の学校の授業改善や学力向上を推進していくこととしております。

次に、本に親しむ習慣を身につけることの大切さについて、これまでの取り組みも含めてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、昨年度の全国学力・学習状況調査の分析に関する報告書では、学力の高い子供、特に知識の活用力が高い子供ほど、学習習慣のみならず読書の習慣があるなど、学力と読書習慣の関連づけが報告されています。加えて、読書は人格形成面でも重要であり、特に幼少期に良質な本と出会い、早い時期から読書習慣を身につけることは、豊かな成長、発達に大変有効であると考えておりま

す。

このため、県では、乳幼児が成長・発達段階に応じた良質な絵本と出会えるよう、市町村における乳幼児健診等の機会を通して、推薦図書リストである「絵本おはなし・宝箱」を配付しているほか、地域地域でさまざまな機会に読み聞かせが行われるよう、読書ボランティアの育成にも取り組んでおります。

また、オーテピア高知図書館におきましては、約3万7,000冊の絵本をそろえるとともに、親子でゆっくり読書を楽しめる環境として、おはなしのへややこども読書コーナーを整備しております。毎週土曜日には赤ちゃんと保護者のためのお話会を開催したり、3歳から小学生までを対象とした、絵本の読み聞かせの時間を設けるなど、子供たちが本と出会うための取り組みを積極的に行っているところです。

今後も、読書を通じて子供たちが言葉を学び、感性や表現力を磨き、人生をより深く生きる力を身につけられるよう、市町村の図書館や公民館図書室、学校図書館などとも連携して取り組みを進めてまいります。

次に、市町村図書館の目指す姿について、協議会における検討状況と今後の方向性のお尋ねがございました。

県では、高知県図書館振興計画に基づき、オーテピア高知図書館の県立図書館としての機能を最大限に活用し、県内全域の市町村立図書館や公民館図書室の振興に向けた方策について検討するため、昨年12月高知県市町村図書館等振興協議会を設置いたしました。先月、第1回目の協議会を開催し、市町村立図書館等の振興策について意見交換を行ったところです。

委員からは、まずは市町村がそれぞれの地域の実情や特性を踏まえ、必要とされる図書館像や目指す図書館像を明らかにすることが重要で、県はそのビジョンの策定を支援していくべきと

の意見や、県が市町村立図書館等の職員を対象に実施している研修について、それぞれの目指す図書館像の実現に役立つ内容とするよう検討すべきなどの意見をいただいたところです。協議会におきましては、今後も図書館振興計画に定めた目標の進捗状況の点検・評価の実施とともに、県による支援策の検討を深めていただくことにしております。

県においては、市町村立図書館等で、オーテピア高知図書館のサービスを最大限に活用していただくとともに、各市町村の図書館振興に向けた施策の優先度を上げていただくよう、市町村教育長との協議を重ねてまいりたいと考えております。あわせて、協議会でいただいた意見をもとに、市町村の目指す図書館像の明確化やその実現に向け、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、国際バカロレアの充実に向けて、教員の確保や養成をどのように行っていくのか、お尋ねがございました。

国際バカロレア教育を実践していくために、教員には、国際バカロレアの示す教育理念に基づいた綿密な教育計画を作成することや、それに基づく生徒の深い学びにつながるような探究的な授業展開ができることが求められます。そのため、国際バカロレアの教育プログラムに基づく授業を実施するために必要な資格を得るため、国際バカロレア公式ワークショップにこれまで延べ135名の教員を受講させておりますし、また国際バカロレア認定校である東京学芸大学附属国際中等教育学校に、これまでに県内の教員14名を派遣し、教員の養成を進めてまいりました。

また、会議等においても外国の方と活発に討論できるように、より実践的な英語教育を行うことができる教員が求められております。そのため、英語を母国語とする教員をこれまでに3

名採用し、授業だけでなく授業外の活動においても英語によるコミュニケーションを行うことで、英語運用能力の向上を図っており、これからの生徒数の増加に合わせて採用もふやしていきたいと考えております。

また、より深く国際バカロレア教育を実践、展開していくために、高度な国際バカロレア教員資格を有する者をこれまでに4名採用し、その教員を中心に校内での研修を定期的実施し、教員間において国際バカロレア教育についての理解を深めてまいりました。今後も、高度な国際バカロレア教員資格を有する者を積極的に採用していくこととしております。

加えて、今後本県教員を高度な国際バカロレア教員資格取得が可能な東京学芸大学大学院に留学させることなども含めて、国際バカロレア教員資格を持った教員の確保と、研修等による人材の育成に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

次に、小学校の英語教育について、全面実施に向けての課題と対策についてお尋ねがございました。

本県におきましては、小学校での英語教育の導入などの学習指導要領改訂の動きを見据え、平成26年度末に英語教育推進のためのガイドラインを策定し、これに基づき小学校英語教育への対策を計画的に進めてまいりました。

具体的には、英語の教科化を先行実施する学校や地域を指定し、カリキュラムや指導方法に関する研究を実施するとともに、各学校の英語教育の中核となる教員を対象に研修を行ってまいりました。また、平成29年度には英語の授業方法を示した指導資料を作成し、各学校での活用を進めてまいりました。このような取り組みの結果、小学校英語教育の理論や授業展開の仕方についての理解も進んできております。

しかし、小学校教員を対象とした英語教育に

についてのアンケートや、学校訪問を行ってきた指導主事の評価からは、これまで経験したことのない英語の授業や英語そのものに対して苦手意識や不安を感じている教員がまだ多くいること、新学習指導要領に示されている、子供たちが自分の考えや思いを英語で表現し相手とコミュニケーションをとるといった授業への転換がまだ十分でないという課題も明らかになってきております。

こうした課題を踏まえ、まず英語の授業への不安を払拭するため、本年度から高知大学と共同で小学校教員対象の中学校英語教諭二種免許取得のための認定講習を実施しており、この受講を今後さらに促進していくこととしております。また、来年度は授業改善を一層推進していくため、英語教育の理論と方法について解説したオンデマンド教材を配信するとともに、年間を通じて授業の実際を学ぶ授業づくり講座を県内各地で実施してまいります。さらに、小学生が楽しく英語を学べるような教材を作成し、1学期中に小学校5、6年生に配付することも予定しております。

こうした取り組みを通して、小学校教員の英語指導力の向上と本県の英語教育の充実を図ってまいります。

次に、小学校英語教育における教員とALT及びICTの役割分担についてお尋ねがございました。

文部科学省が平成29年6月に作成した小学校英語に関するガイドブックによりますと、ALTとのチームティーチングにおける学級担任の主な役割は、児童の発言したいことを引き出すことや、児童の反応を見ながらALTと児童とのコミュニケーションをコーディネートすること、児童の発達段階に応じた内容で他教科と関連させるなど、児童の興味、関心を生かした授業をデザインすることとされております。

一方、ALTは、小学校の英語の授業を充実させるため、児童が実際に英語を使って外国の方と直接コミュニケーションを行う相手としての役割と、児童に生の英語の発音や自然な英語表現をたくさん聞かせる役割があるとされております。

また、ICTの活用については、子供たちの学習意欲を喚起し理解を助けるために有効であるとして、世界各地の映像や動画などを活用する事例や、インターネットを介し学校外の人物と会話したり情報収集したりする方法として、生きたコミュニケーションを経験するために必要な手だての一つとされております。

本県におきましては平成29年度に、このガイドブックを参考にして、学級担任とALTの効果的なチームティーチングによる授業例や、ICTの有効な活用方法を記した指導資料集を作成し、全小学校教員に配付して授業づくりに活用いただいております。来年度は、小学校教員を対象に、県内各地で新たに開催します英語の授業づくり講座において、実際にこの指導資料集などを活用した研修を実施するとともに、指導主事による学校訪問を通じて、ALTやICTの有効な活用方法を含めてこの指導資料集の活用を普及してまいります。

次に、本県の子供の体力についてのお尋ねがございました。

平成20年度には、全国最低水準であった児童生徒の体力は、体育・保健体育の授業改善や、運動好きの子供を育むためのこうちの子ども体力アップアクションプラン、遊びの達人大会などに取り組んできた結果、小中学校の男女ともにほぼ全国水準まで向上してまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、運動部や地域スポーツクラブの加入率や1週間の総運動時間が60分以上の割合が、小中学校の男女とも全国平均を下回っているなど、本県の児童生

徒の運動習慣が十分に定着したとは言えない状況となっております。総運動時間が短い原因は、国の調査結果から、バスや自家用車などによる通学の増加や、テレビゲームやスマートフォンの使用時間の増加など、生活環境の変化に伴う運動機会の減少によるものであると考えています。

このような実態を踏まえ、これまでは運動ができることを主な目的としていた体育・保健体育の授業について、来年度からは、できる楽しさとともに新たな知識を得る楽しさや、応援したり仲間を支えたりする喜びなど、多様な運動の楽しみ方を学ぶことができるよう、県内各地に中核となる教員を育成しながら、各校での授業改善を図り、児童生徒がより主体的、意欲的に運動に取り組む態度を育ててまいりたいと考えております。

加えて、小学校では、縄跳びカードを活用した運動の日常化を図る取り組みや、小中学校では、仲間と一緒に取り組んだ運動の記録を県内の他校の仲間と競い合うことができるこちの子ども体力アップチャレンジランキング事業の実施、さらには地域スポーツハブとの連携を深めることなどを通して、児童生徒が楽しみながら運動できる機会をふやし、日常的な運動習慣の定着を図ることで、一層の体力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、高知版ネウボラの取り組みである多機能型保育事業などの現状と課題についてお尋ねがございました。

まず、多機能型保育事業は、保育所等が県の補助制度を活用し、保育所等を利用されていない保護者の方々を対象とした子育て相談や地域との交流などを行うことで、地域子育て支援センターを補完する形で子育て家庭を支援する事業です。来年度末時点の実施園数の目標を40カ所として、その実施園数の拡大に向けて取り組

んでまいりましたが、事業で求められる子育て支援事業の実施回数などで保育所の負担感も大きく、現在のところ7カ所にとどまっております。

しかしながら、多機能型保育事業で求められている各事業の実施回数や頻度に達していきなく、事業実施保育事業所となっていないとしても、独自の事業として子育て相談や園庭開放などを実施している園が多数存在しておりました。このため、各園の独自の事業内容や実施回数を段階的に多機能型保育事業所のレベルに拡充していただけるよう、来年度から一律的であった補助制度の要件を段階的なものへと改正し、各園がそれぞれ可能な範囲で多機能型保育事業所へ向け順次ステップアップしていただくことで、子育て家庭への支援機会の拡大を図っていくこととしております。

次に、一時預かり事業は、来年度末時点の実施園数の目標である100カ所に対して本年1月末現在で99カ所、延長保育事業は、目標である149カ所に対して本年1月末現在で141カ所、病児・病後児保育事業は、目標である17カ所に対して本年1月末現在で16カ所となっております。

このように、実施園数は目標に向け順調に増加しておりますが、市町村によって進捗状況にばらつきもあります。保育士等の確保が難しいといった状況もある中で、それぞれの市町村において保護者の方々のニーズにしっかりと応えていくため、子育て支援員の活用や、ファミリー・サポート・センターなど他の制度と組み合わせた支援などについても、地域福祉部や文化生活スポーツ部、市町村などと連携しながら検討を進めておるところです。

最後に、高知版ネウボラの取り組みである病児・病後児保育の進捗状況についてお尋ねがございました。

まず、施設型の拡充につきましては、平成28

年2月定例会でお答えしました平成26年度末の状況と現在の状況を比較しますと、高知市では、病児対応型が1施設増の5施設となり、平成26年度末では設置されていなかった病後児対応型が1施設の新設、同じく体調不良児対応型が51施設の新設となっております。また、高知市以外では、病児対応型が1施設増の2施設、病後児対応型も1施設増の4施設となり、体調不良児対応型は7施設のままで増減がない状況となっております。

次に、訪問型の病児・病後児保育につきましては、平成26年度末では実施されておりましたが、昨年度から高知市内のNPO法人により、高知市、南国市、香美市、香南市において実施されております。訪問型の病児保育については、これまで本県では実施事例がありませんでしたが、施設型と違い、子供の居家で保育を行うことから保育施設の整備が必要ないこと、そして広域的な事業展開が可能であり、ニーズが少ない地域であっても市町村をまたいで事業実施ができるといった利点もあることから、県教育委員会としましては、来年度から高知市と連携し、国の補助事業も活用しながら、このNPO法人に対して安定した運営が継続できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに今後は、施設型、訪問型のいずれに関しても、市町村との連携をより密にして、地域の医療機関や医師会等に対し、事業の実施に向けた御協力をお願いしてまいりますとともに、利用者が少ないなどの理由により単独施設での事業実施が難しい市町村については、複数市町村での広域的な事業実施に向けた検討を行うなど、関係機関と連携して病児・病後児保育事業の拡充に向けて取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長門田登志和君登壇)

○文化生活スポーツ部長(門田登志和君) まず、ファミリー・サポート・センターの現状と課題

についてお尋ねがございました。

ファミリー・サポート・センターは、地域の支え合いによって子育てを支援する仕組みですが、その普及に当たって、平成28年度からは国の支援制度に加え、本県の状況に合わせ、国の補助基準を満たさない小規模なものを支援対象とすることや、研修事業、専任職員の配置への加算などを盛り込んだ県独自の運営支援制度を設けて、設置の推進に取り組んでまいりました。その結果、現在までに高知市を初めとした5市2町で開設され、複数の市町村で開設の準備も進められております。

課題といたしましては、これまでもこのセンターのPRなどに努めてまいりましたが、まだまだこの仕組みが県内に広く知られていないこと、また家族や親しい方以外に子供を預けることへの不安や、個人宅で預かることへの抵抗感などが挙げられます。

このため、ファミリー・サポート・センターの制度をより多くの方に知っていただき、不安の解消などにもつながるよう、これまでのテレビCMや子育てイベントでのPRに加え、実際の援助活動の様子を紹介する動画やパンフレットの活用や配布、さらには個人宅以外での子育て支援センターなどを利用した預かり事例の紹介なども行ってまいります。

今後とも、働きながら子育てできる環境の充実が図られるよう、市町村や保育所などとも連携して、ファミリー・サポート・センターの設置と利用の拡大に向けて取り組んでまいります。

次に、ファミリー・サポート・センターの病児・病後児預かりの進捗状況についてお尋ねがございました。

ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりにつきましては、子育てしながら働かれている方々にとっては大変重要な機能です。これまでも市町村に実施していただ

るよう要請を行ってまいりました。しかしながら、実施に当たっては、預かる子供の症状の急変などの緊急時に子供を受け入れてもらう協力医療機関や医療アドバイザーの選定が必要となることや、子供を預かっていただく提供会員に病気の子供を預かることへの不安があることなどから、県内ではまだその実現には至っておりません。

こうした中、四万十市において、病児・病後児預かりも行うファミリー・サポート・センターを平成31年度に開設される予定とお伺いをしましたので、その開設が円滑に進むよう、高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金に新たな支援メニューを設けて、初年度に必要な体制整備経費への助成を行うほか、安心して提供会員となつていただくための研修の充実や医療機関との連携体制の構築への支援を行ってまいりたいと考えております。

今後は、市町村に対して、この新しい支援メニューの周知や活用を促すこととあわせて、必要となる医療機関などとの連携体制の構築に支援を行うことなどによって、病児・病後児の預かり機能を持ったファミリー・サポート・センターが普及するよう、医師会や医療機関などに協力もお願いしながら取り組みを進めてまいります。

(地域福祉部長門田純一君登壇)

○地域福祉部長（門田純一君） まず、発達障害のある子供の早期診療や支援の充実に向けた取り組みの具体的な内容と期待される効果についてお尋ねがございました。

発達障害の診療につきましては、発達障害に関する関心の高まりや、乳幼児健診等における早期発見の取り組みが一定進んできたことに伴い、受診を希望される方が増加する一方で、専門的な医療を提供できる医療機関が限られていることなどから、初診待機期間の長期化が全国

的に課題となっております。

本県では、県立療育福祉センター内に高知ギルバーク発達神経精神医学センターを設置し、医師や専門職を対象とした、乳幼児の発達の見方や発達障害児への支援の方法を学ぶ研修会を開催するなど、専門人材の養成に努めており、こうした取り組みの結果、発達障害の診療を行う医療機関も少しずつではございますが、広がってきております。

来年度は、本県における発達障害の診療、人材養成、研究の中核として、高知大学医学部に県からの寄附講座により児童青年期精神医学講座を開設していただき、高知ギルバーク発達神経精神医学センターとも連携を図りながら、専門医師や発達障害児の療育支援を推進する人材の養成を一層進めていくこととしています。

また、国の補助事業を活用した初診待機期間解消事業に取り組みますことで、医療機関を受診する前に、発達障害が疑われる子供のアセスメントや保護者のカウンセリングを行うことができる体制の充実を図り、医療機関は診断に特化することにより、待機期間の短縮などにつなげるとともに、診断前から地域で療育支援を行っていく取り組みを進めてまいります。

さらに、支援を必要とする子供がノーケアの状態にならないよう、療育福祉センターにおいて、引き続き受診待ちの子供の保護者に対して専門職がチームとなって子育てに関する助言を行いますとともに、保育所等の対応力の向上や、子供の行動を理解し適切な対応方法を保護者に身につけていただくペアレントトレーニングの要素を取り入れました家族支援の普及拡大に取り組むことなどによりまして、発達障害のある子供とその御家族の不安の解消などに取り組んでまいります。

次に、医療と介護と福祉の連携強化や接続部の人材育成の必要性についてお尋ねがございま

した。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、これまで医療・介護・福祉のおのおのサービス資源の確保・充実に注力してまいりました。一定整ってきつつあるそうしたサービスを、高齢者一人一人の状況に応じて提供していくために、サービス間の連携強化と、各サービスの接続部を担う人材、いわゆるゲートキーパーの育成は大変重要であると考えております。

このため、各福祉保健所に配置をしています地域包括ケア推進監等を中心に、昨年度から運用している入院から退院、在宅までの流れを切れ目なく支援するための入退院時引き継ぎルールの改善への支援や、在宅の生活を支えるサービス関係者の協議の場づくりなどを通じまして、医療従事者とケアマネジャーなど多職種間の連携強化などに取り組んでいるところです。あわせて、在宅医療を実施している医療機関や薬局、訪問看護、ケアマネジャーなどがリアルタイムで患者の情報を共有できる「高知家@ライン」の県内全域での普及に向けた取り組みを強化することとしております。

ゲートキーパーの育成としましては、あつたかふれあいセンターにおいて、支援が必要な高齢者を地域包括支援センターなどに確実につなぐことができるよう連携の好事例を紹介するなど、センター職員の研修を充実いたしますほか、かかりつけ医としてゲートキーパーの役割を担う総合診療専門医の養成などを支援してまいります。さらに、各ケアマネジャーが高齢者の状況によりふさわしいケアプランを作成できるよう、地域のリーダー役となる主任ケアマネジャーを育成し、福祉保健所ごとに事例検討会を開催するなど、その資質向上の取り組みを進めていくことにしております。

今後は、こうした取り組みに加えまして、地域の連携をさらに強固なものとするため、その

核となる地域包括支援センターの機能強化に向けて、地域包括ケア推進監等による各センターにおける課題解決に向けた取り組みへの支援を強化いたします。そして、医療・介護・福祉を切れ目なくネットワークとしてつなぐ高知版地域包括ケアシステムの構築を加速化してまいります。

最後に、療養病床から介護医療院への転換の見通しについてお尋ねがございました。

県内の療養病床は、平成30年9月1日現在、介護療養病床1,801床、医療療養病床4,651床となっており、昨年10月に県が実施をいたしましたアンケート調査の結果では、次期介護保険事業支援計画がスタートいたします33年4月までに、介護療養病床は1,386床で全体の77%が、医療療養病床においても227床が介護医療院等への転換の意向を持っているという状況でございます。

介護医療院につきましては、県内にこれまで3施設開設され、現在も3医療機関で4月の開設に向けて準備を進めるなど、徐々に増加をしています。また、アンケート以降、新たに転換について県が相談を受ける医療機関もふえてきていますが、特に平成35年度末が廃止期限となっている介護療養病床においては、早期にその転換などの検討が進められる必要があると考えているところです。

こうした中、県では、療養病床から介護医療院への円滑な転換を支援するため、これまで、必要となる施設改修や入所者のプライバシーを確保するためのパーティションの設置など、QOLの向上につながる転換への助成を行うとともに、南海トラフ地震対策などの防災対策上の観点も踏まえました耐震化等への上乗せ助成制度も創設してきたところです。

あわせて、介護医療院について理解を深めていただくために、先行事例の紹介や開設に当たっ

ての手續、県の支援制度などを説明するセミナーを開催するとともに、庁内に相談窓口を設け、介護医療院への転換を検討されている医療機関に対してきめ細かく対応しております。さらに来年度は、介護医療院への転換が一層進むよう、介護医療院等への転換に向けて医療機関が実施する経営シミュレーションに対する補助等を行うこととしています。

これらの取り組みを通じて、医療機関の自主的な介護医療院への転換を後押ししますとともに、高齢者のQOLの向上にもつなげてまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、自宅で療養の希望のある人を県内のどの地域でも支えるためには、医療と介護に加えて、中山間地域も含めた訪問看護の一層の充実が必要ではないかとお尋ねがありました。

高知版地域包括ケアシステムの構築を進め、自宅での療養を希望する人を支えるには、在宅医療において重要な役割を担う訪問看護サービスを充実する必要があります。そのため本県では、まず地域医療介護総合確保基金により、平成27年度から、全国初の都道府県が支援する形で高知県立大学に寄附講座を設置し、県下全域における訪問看護師の育成を図ってまいりました。これまでに合計で85名の方がこの講座を受講していただいております。本事業は県内の訪問看護の普及に寄与しているものと考えております。

ただ、現在の講座は、実践力が十分でない新任の訪問看護師を念頭に、同行訪問等を通じて実践能力を養う内容で、6カ月間という長期にわたるため、特に中山間地域の小規模な訪問看護ステーションからは参加しづらいという課題がありました。このため、来年度は、新任ではあってもそれまでの経験から一定の実践能力を有する訪問看護師には、新たに3カ月間という

短期間で、週2日講義形式を中心とした研修のコースを用意し、小規模で人的に余裕が少ないステーションからも研修に参加できるよう研修の充実を図る予定としています。

また、2つ目の取り組みとして、議員のお話にありましたように、遠距離の訪問看護を行うことにより不採算となってしまう訪問看護ステーションに対する補助制度を設け、中山間における訪問看護提供体制の充実を図ってまいりました。本年度の遠距離の訪問看護に対する補助事業は、1月末現在、29の訪問看護ステーションで延べ7,191回の訪問看護活動に活用されており、中山間地域での訪問看護の充実に大いに寄与しているものと考えております。

あったかふれあいセンター等での訪問看護サービスのPRなども含め、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後もこうした取り組みを通じて、しっかりと中山間地域も含めた県下全域の訪問看護サービスの充実を図ってまいります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体化に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

高齢者の多くは、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えていることから、生活習慣病等の重症化予防や介護予防、フレイル対策などを一体的に実施することが効果的だと考えています。

本県では、高知型福祉の拠点であるあったかふれあいセンターにおいて、リハビリテーション専門職等による介護予防の取り組みに加えて、保健師や薬剤師、看護師などによる健康相談を行っている市町村もあります。しかしながら、一般的には議員のお話にもありましたように、現在は75歳以上の後期高齢者の方への保健事業は、その一部を後期高齢者医療広域連合が主に市町村に委託等を行って実施しているものの、

市町村では、保険者としての国保の保健事業を初め、がん検診などの健康増進事業や介護保険の介護予防も実施しており、保健師等のマンパワーに余裕がないことなどから、十分に行えていないとは言えない状況にあります。

そこで、国では、高齢者の心身に関する多様な課題に効果的に対応するため、市町村が保健・医療・介護の情報を一括して把握するとともに、高齢者の通いの場に保健師や管理栄養士などの専門職を配置することにより、保健事業と介護予防を一体的に行う仕組みづくりに向け、高齢者の医療の確保に関する法律や介護保険法等の改正案を今国会に提出しています。

今後、この法律案の成立を見据えるとともに、法律案に関する国の動向を注視しながら、県として市町村や後期高齢者医療広域連合とも連携して、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していけるよう取り組んでまいります。

最後に、健康寿命を延ばす上での食生活の重要性についてお尋ねがありました。

一般的に、高齢期になると、そしゃく力や胃腸の消化吸収率の低下に加え、運動量の低下などから食事摂取量の低下が起りやすくなるとともに、独居世帯では食事内容が単調になりやすく必要な栄養量の確保が困難となり、低栄養につながることも考えられます。また、国が高齢者の食事と筋肉量の関係を調査した平成29年国民健康・栄養調査では、たんぱく質の摂取量が少なく運動量の少ない人ほど筋肉量が少ないという傾向が明らかになっています。

本県では、平成28年に実施をした県民健康・栄養調査によると、65歳以上の方で、体格指数、いわゆるBMIが20以下の状況にある低栄養傾向にある人の割合は、男性16.7%、女性21.2%となっており、全国平均から女性は0.8ポイント低いものの、男性は3.9ポイント高くなっていま

す。

県では、食生活の重要性を踏まえ、これまで高知県食生活改善推進協議会と連携し、高齢男性のための料理教室の開催や、さまざまな集会の機会や訪問等の活動を通じて健康的な食生活の重要性をお伝えするとともに、量販店と連携したバランス食の普及イベント等を行ってまいりました。また、本県でも市町村によっては、議員のお話にありましたように、高齢者に栄養調査を行い、たんぱく質の摂取が少ない方には栄養士が訪問しての食事指導や、栄養士と理学療法士が地域の健康体操の場に出向き、適切な食事と運動の両方に取り組むことが介護予防に効果があるということを啓発する活動を行っているところもあります。

来年度は、こうした取り組みに加え、高齢者の方の低栄養を予防するためのポイントをまとめたリーフレットを新たに作成するなどして、適切な栄養管理についての啓発を一層強化したいと考えています。また、あったかふれあいセンターなどに栄養士がかかわる機会をふやしていけるよう、市町村に対して働きかけてまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) まず、高知龍馬空港の新ターミナルビルの運用開始に向けた国際定期便の就航の見通しについてお尋ねがございました。

国際定期便の就航は、県民の皆様の利便性向上はもとより、インバウンド観光のさらなる推進を図るために大変重要なことであると考えております。定期便の就航に向けては、航空会社にとって就航に見合う需要が創出されることが大きな課題の一つです。

このため、まずは国際チャーター便による外国人観光客の誘致を拡大することで、本県の認知度と旅行需要を同時に高めることが重要であ

ると考えております。これまでも、海外の航空会社や旅行会社へのセールス活動を通じて、台湾や韓国を中心に国際チャーター便による外国人観光客の誘致を実現してまいりました。

高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議においても、国際チャーター便の目標値として来年度は30往復、再来年度に50往復、3年後の2021年度には100往復を掲げております。この検討会議では、目標値の設定とあわせて、航空機の駐機場や出入国審査・検疫・税関の検査スペースの不足などの課題が指摘され、これらを解決する方策として、将来の国際定期便の就航にも対応し得る新ターミナルビルの整備が必要であるとの結論に至っています。

今後は、2021年度の供用開始に向けた新ターミナルビルの整備を進めるとともに、インバウンド誘致の強化による、おおむね週2便の運航に相当する国際チャーター便100往復の運航を目指してまいります。さらには、安定した需要創出のために、インバウンドと一体となったアウトバウンド対策や、これらの支援策などの施策を組み上げ、本県定期便の就航に見合う需要と魅力をつくり出し、早期の国際定期便の就航の実現につなげるよう取り組んでまいります。

次に、高知龍馬空港の新ターミナルビルは、本県の木材を使ったCLT工法の木造ターミナルビルにすることを検討してはどうかのお尋ねがありました。

議員の御提案のように、本県の空の玄関である空港の新ターミナルビルをCLT工法により整備することは、CLTの普及を推進する本県としては選択肢の一つになり得るのではないかと考えております。

今後、新ターミナルビルに求められる機能や工期、整備コストや維持コストなど、さまざまな要素について関係者と協議を重ねていく中で、採用する工法についても検討することになると

考えております。

(危機管理部長酒井浩一君登壇)

○危機管理部長(酒井浩一君) まず、第4期南海トラフ地震対策行動計画のポイントと、復興のまちづくりや要配慮者への支援対策にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

第4期計画のポイントは、大きく2つあると考えています。1つ目は、これまでの取り組みを土台としつつ、より難易度の高い課題にも正面から立ち向かっていくこと、2つ目は、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期まで視野に入れた取り組みを実施していくことです。こうしたポイントを踏まえ、新たに、南海トラフ地震に関連する臨時情報への対応や道路啓開情報のシステム化などを加え、合計282の取り組みを進めてまいります。

復興のまちづくりについては、発災後、市町村が住民に対してまちづくり案を早期に示せるように、指針を策定することとしています。指針では、東日本大震災や他の震災における事例を詳細に検討し、住宅地や商工業地、農地などの土地利用の基本的な考え方などをお示しいとと考えております。

要配慮者への支援対策については、まず避難のための個別計画の策定支援を強化してまいります。具体的には、来年度、沿岸市町村に5つのモデル地区を設定し、県や市町村の防災と福祉部門が連携するとともに、自主防災組織やケアマネジャーなどにも協力をいただくなどの体制を整え、早期策定に向け取り組んでまいります。また、モデル地区で得られたノウハウを他地域においても活用いただき、計画策定を加速してまいります。さらに、引き続き福祉避難所の指定を進めることに加え、一般の避難所において資機材の整備や施設のバリアフリー化を進めるとともに、要配慮者への対応を訓練するな

どして、要配慮者の避難所での受け入れ体制を充実強化してまいります。

次に、豪雨災害対策推進本部を予算獲得及び国への働きかけにどのように生かしていくのかとのお尋ねがありました。

本県においては、国から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が示されたことを受け、この機を逃すことなく最大限活用することとし、豪雨対策や南海トラフ地震対策を加速させたいと考えております。昨年の7月豪雨以来、災害復旧に全力で取り組むとともに、豪雨災害対策推進本部を立ち上げ、平時から部局横断的にハード・ソフト両面で対策を推進しており、来年度はインフラ未整備箇所やダメージ除去のための予算を大幅に増額しております。

また、豪雨本部では国を巻き込む視点も持って取り組んでおり、国に対して治水や治山事業の強化、高知自動車道の早期復旧などについて政策提言を進めております。そのうち、中小河川の治水対策については、政策提言を繰り返した結果、国の関連予算が大幅に拡充されるとともに、個別の補助事業が創設されるなど一定の成果も出ており、安芸川などの対策を強化したいと考えております。

今後3年間の集中投資により、防災・減災、国土強靱化が加速的に進むとはいえ、全国的に大きく立ちおけている本県のインフラが十分に形成されるとは言えません。既に国への政策提言を活発に行っていますが、豪雨本部会議を通じて全部局で追加的な政策の知恵出しや洗い出しを行い、3年間の集中投資期間以降も見据え、継続的に国への働きかけを続ける必要があります。

引き続き、本県の防災・減災能力を高めていくよう、豪雨や南海トラフ地震などの各本部会議を通じて取り組んでいく必要があると考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、国の3か年緊急対策を受け、事業の確実な執行に向けて具体的にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

本県では、昨年の豪雨災害を初めとする災害復旧工事が本格化する中、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る予算が加わり、インフラ整備に係る予算が大幅に増加してまいります。この予算の増大によって工事の発注件数が増加し、受注者側の技術者の不足、また受注者と発注者の双方においては入札や契約手続等の一連の事務量の増加が懸念されています。他方、建設業界におきましては、週休2日制の導入など働き方改革への取り組みがスタートし、労働環境の改善を着実に進めていかなければならないといった課題もございます。

これらの課題に対応するため、工事の発注に当たりましては、1件当たりの工事規模を大きくし発注件数をできるだけ抑えることで、現場に配置が義務づけられる技術者数の抑制につなげるとともに、受注者と発注者双方の事務量の軽減を図る入札制度の改正を行いたいと考えております。また、現場に配置する技術者が兼務できる3,500万円未満の比較的小規模な工事におきましては、余裕を持った工期の確保や、発注時期が集中しないよう工夫する、そういったことなどによりまして、不調・不落対策も講じながら、早期発注と円滑な施工に取り組んでまいります。

今後も引き続き、建設業界の働き方改革の取り組みが推進される環境づくりにも配慮しつつ、入札の状況や事業の執行状況を注視し、建設業界の皆様からも御意見をお聞きしながら、事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、道路整備に必要な財源の確保と自動車

関連税制のあり方は、利用者の受益と負担の観点から大いに関連するのではないかとのお尋ねがありました。

昨年、国土交通省が公表した「国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計」では、国や都道府県、市町村などが管理する全国の道路の修繕などに要する費用は、平成28年度の推計値である1.9兆円に比べ、5年後には最大で1.2倍、10年後には1.4倍、20年後には1.5倍となり、3兆円に迫るほどに増加すると想定されております。

本県におきましても、県が管理する建設から50年を経過する橋梁の割合がこの10年間で倍増するなど、道路構造物の老朽化が進み、県民の皆様の日々の安全・安心な利用を確保するための修繕に要する費用が年々増加すると想定されます。その一方で、四国8の字ネットワークや幹線の国道、中山間地域の県道などの整備、南海トラフ地震への備えを高める緊急輸送道路等の橋梁耐震化や落石対策などの完了に向け、今後も事業を進めていかなければなりません。

修繕と道路改良や耐震対策などを並行して計画的かつ着実に進めていくためには、必要な予算が継続して確保されることが大変重要であります。昨年、社会資本整備審議会道路分科会が取りまとめた建議に、必要な財源を確保することを検討する必要があると示されておりますように、国において、利用者の受益と負担に見合った財源の確保に向けて、維持管理・更新費用の推計結果を踏まえ、検討が進められる必要があると考えております。

このため、昨年、全国道路利用者会議や道路整備促進期成同盟会全国協議会などと、知事が会長を務める全国高速道路建設協議会が連携し、財源の創設に関して国に訴えたところです。また、高知県道路利用者会議や道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会を初め、県内の道路

整備の促進を訴える団体においても同様の活動がなされています。

引き続き、財源の創設に向けた検討が進められますよう、道路整備の促進を訴える団体の皆様と連携しながら、国に働きかけていきたいと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 道路整備に必要な財源の確保と自動車関連税制のあり方は、利用者の受益と負担の観点から大いに関連するのではないかとのお尋ねがございました。

道路の整備や維持などを行うための財源の必要性につきましては、今ほど土木部長から答弁を申し上げたとおりであります。

車体課税につきましては、昨年7月の全国知事会において、「一般財源化された以降も、それを大きく上回る道路の維持・整備費の貴重な財源であり、道路や橋梁、トンネルなどの老朽化に対する安全確保が求められる今日、都道府県及び市町村の重要税源として不可欠なもの」とされるとともに、「エコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、地方財政に影響を与えるような見直しとならないよう留意すべき」という趣旨の提言がなされております。

御紹介のありました平成31年度税制改正大綱におきまして、今後の検討課題として、国と地方の財源を安定的に確保していくために、課税のあり方について検討を行うとされたのも、こうした提言も踏まえてのものと理解しております。国においては、しっかりと検討していただきたいと考えておりますし、本県といたしましても、全国知事会などとも連携しながら必要な提言を行ってまいります。

○6番(久保博道君) 尾崎知事、そして岩城副知事、伊藤教育長、御答弁をいただいた部長の皆様、本当に御丁寧な御答弁ありがとうございます

平成31年3月5日

ました。前向きで、そして心のこもった御答弁、心から感謝をいたします。再質問はありません。

私自身、4年前に県議会選挙に初めて挑戦をさせていただきまして、おかげさまで4年間の任期をいただいたところであります。この4年間、私が常に自分に言い聞かせてきたことは、初心を忘れてはならない、そして志に沿って仕事をしよう、無為に時間を過ごしてはいけない。そのことを、常に自分に言い聞かせて走ってまいりました。そして、本日御質問をさせていただいたわけでございます。あわせて、きょうの質問以外にも、これまで商業分野、工業分野、農業、林業、水産業、そして文化芸術、スポーツ、いろんな分野のことについて御質問、御提案をさせていただき、常に知事初め副知事、担当の部長様には、誠意を持って心のこもった御答弁をいただきました。本当に重ねてお礼を申し上げたいと思います。

この4年間は、私にとって大きな財産であります。そして、私自身、これからは退路を断って別の道を目指し、挑戦をさせていただきます。これまで、執行部の時代、そしてまた今の県議会議員として今このときいただきました御厚情、知事、副知事、全ての県職員の皆様、また先輩議員、同僚議員、そしてマスコミの皆様、またお忙しいにもかかわらず大勢おいでいただきました傍聴席の支援者の皆様、本当にありがとうございました。これからも自分の信じた道を、愚直に一生懸命頑張っていきたいと思います。

以上で、私の一切の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時57分散会

平成31年3月6日（水曜日） 開議第6日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 古谷純代君
 公安委員代理者 宇田川佳宏君
 警察本部長 植田茂君
 代表監査委員 麻岡誠司君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 川村 文平 君
議事課長 横田 聡 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 浜田 百賀里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第6号)

平成31年 3月 6日 午前10時開議

第1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

- 造成事業用地)の取得に関する議案
第67号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第68号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第69号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第70号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第71号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第72号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案
第73号 県道の路線の認定に関する議案
第2 一般質問(一問一答形式による)



午前10時開議

○議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(土森正典君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

武石利彦君の持ち時間は60分です。

19番武石利彦君。

○19番(武石利彦君) おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一問一答形式による一般質問を始めさせていただきます。

まず早速、世界の港湾がネットワークを形成するINAP会議、私も、この1月にインドネシア・スラバヤ市で開催された会議に出席をさせていただきました。これまでもたびたび参加もさせていただいて、これまでの経過も知っておるというような、そういう中で質問させていただきます。

今回スラバヤで開催されたINAP会議が、早いもので20回目になったということで、当初から高知県は世界の港を相手に事務局を務めて、これまで継続をしてこられたわけですが、目的は、世界の港湾をリレーで結んでお互いに発展していこうという趣旨で発足をしたと思うんです。

今回20回目を迎えたということに当たって、これまでの課題なんかも踏まえて、今後尾崎知事は目標をどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○知事(尾崎正直君) このINAP会議について、武石議員には毎回大変熱心に御同行もいただきまして応援もいただき、また御指導もいただきまして、まことにありがとうございます。

このINAP会議であります、平成10年に

5カ国、5港でスタートをした。ところが、今はもう既に、20年余りで7カ国、10港ということで、ネットワークは着実に成長してきているということでもあります。

当初は、港同士のつき合いという側面が大きかったかと思いますが、特に近年においては、お互いにということかと思いますが、いわゆる外国に向けての輸出など、こういう経済交流を全般として活発化していくよき機会になってきていると、そういうふうに思っています。ぜひその方向でさらに交流を深めていくことができると、そのように考えています。

○19番（武石利彦君） そのINAP会議にあわせて、3年前からということになるんですかね、防災セミナーを、会議に併設する形で高知県が主催してやっていますね。まずフィリピンのセブで行って、昨年度はスリランカのコロomboで行いましたし、今回はインドネシアのスラバヤで第3回目を行って、私も3回ともそのセミナーに出席させていただきました。高知県のいろんな技術を、特に防災対策の技術をプレゼンして、政府関係者とかいろんな民間企業との交流を深める、情報発信をすると、こういった取り組みをしています。会場の雰囲気からすると、非常に熱心に高知県企業のプレゼンを聞いてくれるなという、またその閉会後の各ブースが設けられた商談会でも、大変熱心な議論が交わされているという印象を強く持っています。

ここで、知事にお聞きしたいと思いますけれども、この3回やってきました防災セミナーの成果を踏まえて、今後どのように発展をさせる御所見か、お聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 平成28年度以降、セブ、スリランカ、そしてインドネシアと、防災セミナーを必ず併設で開催するようにさせていただいて、毎回4社ずつ参加をいただいたということでもあります。一言で言いますと、大変いい機

会だろうと、そういうふうに思います。

防災関連産業を外国に、特に途上国に輸出していこうとしたときに、やはりODA絡みになったりする場合も多いですし、そもそも防災関連の技術の普及ということになると、いわゆる公共的な仕事となる場合がやはり当該国においても多いと。そういう中において、このINAP会議において防災セミナーを開催したりしますと、そもそも外国の政府機関とのおつき合いの上でのいろいろな交流ということが前提になっていますから、その次にやはりつながりやすい。ODA案件なんかにつながる端緒をつかみやすい。そういう意味においても非常に効果的だと思っています。

このINAP会議の機会というのを、今後も防災関連産業なんかの輸出の機会にうまく生かしたい。さらに、今後については、現地におけるジェトロ事務所との連携を深める、そのためにも高知におけるジェトロとの連携を深める、そういう取り組みを行い、さらにそこでつかんだ端緒などを、現地もしくはその現地に強い国内の商社の皆さんとのネットワークに広げるなどという形で、より本格的な輸出展開につなげていけるようにしていきたいと、そういうふうに思っています。

本当にINAPは、今までその輸出の端緒をつかむという意味においてすごくいい機会でしたが、今後この端緒をより拡大していく機会にもつなげていけるよう取り組んでまいりたいと、そう思います。

○19番（武石利彦君） これから世界に高知県の技術を広げていく非常に大事な取っかかりのポイントになる、そういった会議になるんじゃないかというふうに期待しています。

一方で、課題として感じたのは、企業によってプレゼンの能力と申しますか、うまい、下手とは言いませんけれども、普通にプレゼンして

いるところと上手にプレゼンしているところがあるんですよ。だから、世界に向けたプレゼンのスキルアップ、そういったことも一つの課題じゃないかなと思いますので、またぜひ県としてもアドバイスをさせていただきますようによろしく願いまして、この項の質問を終えたいと思います。

次に、本県の基幹産業でもあります水産を振興させる、そういった思いでの質問をさせていただきます。

これについては、昨年9月議会からたびたび質問もさせていただきましたが、漁業法が昨年12月に改正されましたので、2年以内に新しい漁業法が施行されると、こういう状況を迎えたわけであります。

そこで、それに向けて、本県としても、水産政策の軌道を修正するところは修正することで対応しなくてはならないと思うんですけども、この改正漁業法についての御所見を水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 改正漁業法は、我が国の漁業生産量の長期的な減少や、また漁業の担い手不足が大きな課題となっていることから、水産資源の維持・回復を図るとともに、漁業者が将来展望を持って漁業を営むことができるようにするための改正と認識をしております。

その主な内容は、漁獲可能量制度、いわゆるTAC制度における対象魚種を拡大するなど、新たな資源管理システムの導入を進めるとともに、養殖業や定置網漁業への新規参入の促進など海面の有効活用を促進するため、漁業権制度の透明化や見直しを行うものでございます。これは県の目指す方向性とも一致しておるものと考えております。

○19番（武石利彦君） 私もそのとおりだと思います。TAC拡大とか養殖、定置網、海面を有効に活用するというのがポイントだろうと思

ますし、これも9月議会でも質問させていただきましたけれども、やっぱり知事の権限が拡大するというのも一つのポイントになろうかなと思いますので、そういった意味で尾崎知事の政治姿勢にも大いに期待をしておるところであります。

そこで、具体論に入りたいと思いますが、本県はこれまでも黒潮牧場——土佐沖に浮き魚礁をつくって大変成果を上げております。先週も私、久礼に呼んでいただいて、カツオ漁がこれから始まるということで、その出陣式というのか、大漁祈願、安全祈願といえますのか、そういった会に呼ばれまして、漁業者のお話も聞きましたが、やっぱり黒牧のおかげやなというふうに、その船主の方もおっしゃっていました。

その一方で、釣りの場合ですけれども、土佐湾にとにかく小釣りの魚がおらんというような話もいただいておりますので、このあたりの課題はまた整理して、私もこの議員の活動で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

その浮き魚礁なんですけれども、知事は昨年水産庁に対して国による浮き魚礁の整備を要望され、それは可能だというような回答を受けられたというふうに聞いております。

国においては、フロンティア漁場整備事業を平成19年から実施し、そしてその10年後、平成29年度からは広域フロンティア漁場整備事業、これにも着手をしておると。それから、平成30年度からは沖合域での漁場整備の手法の検討を開始しておるということですが、浮き魚礁も検討対象に入っているというふうにお聞きしておるわけでありまして。これはまさに知事が要望された趣旨に合致する、その方向で国が動いてきてくれているなというふうに期待をしておるんですけども、その国による浮き魚礁を土佐沖で実施するためには、浮き魚礁がどれだ

けの増殖効果を持つのかと、これをしっかり調査をしないとその事業の導入が実現しないというふうに聞いております。

そこで、国もしっかりと調査をする意思があるというふうに聞いておりますが、県としても国と一緒にしっかりとこの調査に対応すべきだというふうに思うんですが、これは知事に御所見をお聞きしたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） 御指摘のように、国直轄事業のこのフロンティア事業というのは、浮き魚礁など魚礁が増殖効果を持つかどうかということが採択要件になっているわけでありまして。そういう意味において、この浮き魚礁が増殖効果を持つかどうかということについて調査をしていかなければならない。国のほうでも調査をしようということになってきています。これについては、やっぱり県としてもしっかり協力をしていくということが大事だろうと、そういうふうに思っているところです。

あわせて、まだ調査に時間かかったりするかもしれませんが、今すぐできることとして、高知マリンイノベーションと言っておりますが、土佐黒潮牧場とかの高度化をして、IoT技術とかそういうものも組み合わせ、センサーを組み合わせていくことによりまして、例えば魚の唼集情報とかを速やかに収集して漁業者の皆さんにお伝えをすとか、そういう形で漁業者の皆さんの生産性を上げていくことにも取り組んでいきたいと、そういうふうに考えています。

○19番（武石利彦君） 先ほど、先週中土佐町久礼でというお話をしましたが、その場にインドネシアの技能実習生の方が4人おられまして、彼らともいろいろお話もできました。非常に真面目に漁業に取り組んでいるなという印象を持ちましたし、それからほかの久礼の地元の方に、ことしの中土佐町の成人式には、ちょっと人数

を忘れましたけれども、数十人のインドネシア人の方も参加をされたというふうに聞いていましたので、やっぱりかなり技能実習生の方が入ってこられているんだなという、期待を込めてそういう思いがいたしましたことをここで披露させていただきます。

次に、土佐湾の周辺、これは我が国最大のマイワシの産卵場であるというふうに聞いていまして、土佐湾周辺で生まれた稚魚は、黒潮に乗って関東から東北地域の沖合まで広がっており、つまり世界でも有数の漁場だというふうな研究成果も出ているというふうにお聞きをしております。

また、土佐湾沖で産卵量が多いときには、土佐湾の沿岸部にもイワシのシラスが非常に多数来遊をしているということも研究で明らかになっているというふうに聞きますので、土佐湾の沖合海域から土佐湾内までを一体として資源増殖に努めることができれば、本県の沿岸漁業にもかなりのメリットがもたらされるのではないかと、そういうふうに思って期待をしておりますが、この点について水産振興部長に御所見をお聞きいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） イワシ類は、主に土佐湾では定置網、宿毛湾では中型まき網により漁獲をされております。イワシシラスを合わせた生産額は、平成28年度に11億円を超えたものになっておりますなど、本県の重要な水産資源だと考えております。

議員御指摘のとおり、土佐湾はイワシ類の産卵や稚魚の生育に良好な環境でありますので、土佐湾周辺におけるイワシ類の資源の増殖は、本県漁業にとっても大きなメリットがあると考えております。

○19番（武石利彦君） 先ほど水産振興部長の御答弁にもありましたが、改正漁業法でTACがかなり広げられる——対象魚がですね——そう

いった見通しであるということでもあります。土佐沖でよくとれる魚種の中で既にTAC対象魚として指定されているのはサバ類とかマイワシ、それからマアジ、こういったものということですが、この改正漁業法のTAC対象が拡大される。その中で推定されるのは、土佐沖でよくとれると言われているウルメイワシとかブリ類とかカタクチイワシ、こういったものが新たに追加をされるというふうに聞いておりますが、それがまた追加されたら、高知県の漁業にとっては、あるいは先ほどの浮き魚礁、国の事業を導入するとかという前提に立ったら、非常に費用便益が図りやすくなるということだと思いますので、非常に追い風も吹いているんじゃないかなというふうに思います。

ぜひとも、先ほど知事にも御答弁いただきましたが、国としっかり手を携えて県としても増殖効果の調査をするということで、国の事業導入ということで取り組んでいただきたいというふうに思っております。また、もし導入できるとしたら、後進地域特例というさらに有利な財政措置があるというふうに国からも聞いております。本県がこれを取り入れない理由はないというふうに私は思っていますので、ぜひともさらにアクセルを踏んでいただくようによろしくお願いを申し上げます。

次に、定置網漁業です。これも改正漁業法で力を入れるというポイントの一つになっておりますが、県内でも同漁業がサラリーマン漁業として定着して、非常に漁村の活性化にもつながっていると、もちろん漁業の振興にもつながっている事例があるというふうにお聞きをしております。現在の運営状況を踏まえて、課題についてどのような指導あるいは振興策を考えておられるのか、水産振興部長にお聞きをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県の大型定置網漁業でございますが、23の経営体に対して33件

が免許されておりまして、平成29年の生産量は9,733トンで、県内の海面漁業生産量のおよそ12%を占める重要な漁業でございます。

県では担い手の確保のほか、定置網に大きな被害を与えてきた急潮の発生を予測するシステムの開発や、漁獲物の高鮮度処理に取り組んでおります。

また、廃業などによりまして未利用となっている漁場の調査を実施いたしまして、地元の理解を得ることを大前提に県内外の企業参入を進め、雇用の場の確保と漁村の活性化につなげたいと考えております。

○19番（武石利彦君） それでは、その定置網の運営形態についてお聞きをいたしますが、恐らく県内では、村張りの任意組合による運営が多いのではないかなというふうに思っております。全国的になのかわかりませんが——ここで言うまでもありませんが、村張りによるというのは、つまり漁村の住民の皆さんの定置網でどんと魚が入って利益が出たら、それを集落で分配をすると、こういった昔からの制度であります。地域の活性化あるいは地域の住民が潤うというメリットはありますが、運営主体に余り資金が留保できないという面もあることは否定できないと思うんです。

これが、企業なんか経営すると、一定の運転資金とか設備投資とかいろんな資金も留保しながら、次の展開も考えながら定置網漁業が経営できていくというふうに思うんです。

両方いい面があると思うんですけれども、それを高知県としてどう選択していくかという時期に迫られていると思うんです。ある意味、私は会社経営化をしていくことも必要なんじゃないかなと思っているんですけれども、その点について水産振興部長に御所見をお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県で大型定置網漁業の免許を持つ23の経営体のうち、法人化さ

れておるのは5つの経営体でございます。残りの経営体の多くは、いわゆる先ほど申された村張りという大敷組合でございます。

法人化につきましては、資金の内部留保や調達が容易になること、また意思決定が迅速に行える、出資者の責任が有限となることなどのメリットがあると考えられますので、県としては法人化は定置網漁業の持続的な経営につながると考えておまして、それを推進するための支援をこれからも行っていきたいと考えております。

○19番（武石利彦君） わかりました。

それで、先ほど来の御答弁にありますように、改正漁業法が施行されて民間企業による定置網漁業が盛んになるということも予想されるわけですが、そのことで、今部長が御答弁された県内の既存の定置網漁業にどのような影響が及ぶというふうに認識されておられるのか、水産振興部長にお聞きしたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 定置網漁業の生産量の回復を図るためには新規の参入が不可欠となっておりますが、多額の初期投資を要することから、漁村の住民が出資する村張り方式による操業はなかなかハードルが高いのではないかと考えております。このため、地元の合意を前提に、未利用漁場を活用して定置網漁業に企業の参入を促進することは、本県の定置網漁業の振興を図る上で重要であると考えております。

一方で、新規参入した企業と既存の経営体との間で従業員の獲得競争みたいなことが生じることも懸念されておりますので、こうした事態に対処するためにも、来年度からも定置網漁業での新規就業者の雇用促進を支援してまいりたいと考えております。

○19番（武石利彦君） まさに今答弁された、熟練した経験者を引っこ抜かれるんじゃないかとかというような心配の声も上がっていますし、

県として、既存の定置網漁業が持続的な健全経営ができますように、しっかりと指導・御助言もしてあげていただきたいというふうに思います。

それから、企業が定置網漁業を始めたとした場合の今懸念される声を私も漁業者から聞きますと、1点、水揚げをどうやってやるんだろうと。地元の市場を通じて出荷をするのか、あるいは自分のところで自己完結で、水揚げしてそこでトラックに積んでどんと売っていくのか、そのあたりも非常に懸念されるという声を聞きます。このあたりも重々知事も部長も答弁されていますね、地元の漁業者としっかりと話し合っただけで同意を得た上でということをおっしゃっていただいていますので、こういった懸念の声にもしっかりとお応えいただけるものというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、もう一問お聞きしたいと思うんですけれども、先月高知の水産会館で定置網に対するシンポジウムのようなものがありまして、私もそこに勉強に行かせていただいて、いろんなスライドによる全国の事例なんかも見させていただきました。その中で、定置網にはいろんな魚種が当然入るわけで、人気のある魚種、つまり高く売れる魚とそうではない魚、つまり市場で人気のない魚が当然あるわけで、運営を健全化するためには人気のない魚もうまく売っていかないとということで、コスト削減をせないとかな。それをある漁協は、直営の居酒屋をつくってそこで新鮮な刺身として出すとか、そういった工夫をやっていきます。

それから、千葉県のほうでしたかね、輸送費のコストを下げるために地元の乗り合いバスに、水が漏れないように発泡スチロールにちゃんとこん包して貨客混載、これで運搬しているというような工夫も見られたんです。

本県で定置網漁業を盛んにしていこうとする中で、やっぱり経営を安定させるにはこういった工夫も必要になると思うんですけども、そのあたりについての部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） いろんな工夫でございます。直近で926店舗まで増加しました高知家の魚応援の店では、定置網等で漁獲された水産物を詰め合わせた鮮魚ボックスというのが大変評価を得ております。この鮮魚ボックスでは、これまでお話にありました市場流通ではロットが少ないなどの理由で取引が難しかった多種多様な魚種が人気でございまして、他店舗との差別化を図りたいという意味で都市圏のニーズにも合致したものとなっております。

また、この取り組みを進める中で鮮度管理のニーズが高かったことから、神経締めなどの高鮮度処理は、現在高級飲食店やホテルなどからも高い評価をいただいております。また、インターネット販売にも取り組んでございまして、一部は事業として定着もしております。

○19番（武石利彦君） ありがとうございます。

それでは、次の項目に入ります。次は、シラスウナギであります。

きょうですかね、密漁が現行犯逮捕されたというような報道もされておりますが、このほど水産庁がシラスウナギの不透明な採捕の解消を目指して、取引履歴を確認できる仕組みを整備する、それを検討するということが明らかになりました。これはまさに、全国的に密漁が横行している、そういった懸念に対応するためのものであることは間違いのないと思います。

本県として、高知県うなぎ稚魚特別採捕取扱方針をさらに厳格に運用しなければならないというふうに考えておりますが、水産振興部長に御所見をお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 本県の取扱方針で

ございますが、統制ある採捕及び適正な供給を目的に、採捕の期間や区域など一定のルールを定めたものでございます。

ただ、この取扱方針に反しまして、無許可での採捕、違法漁具の設置など違法行為が後を絶たないのが現状でございまして、今後とも取扱方針の厳守を徹底するとともに、県警など関係機関とも連携して厳格な運用に努めたいと考えております。

○19番（武石利彦君） それでは、本県のシラスウナギの密漁の現状を踏まえて、課題についてどのように認識されておられるのか、警察本部長にお聞きしたいと思います。

○警察本部長（宇田川佳宏君） シラスウナギ密漁の検挙状況でございますが、平成30年は県漁業管理課によるものも含めまして19件、30人を検挙しております。近年は検挙件数、人員とも年々増加傾向にあります。

シラスウナギ密漁を取り締まる上での課題でございますが、シラスウナギが違法に採捕されたものであるということを立証するためには、密漁者を現行犯として検挙する必要がありますが、密漁者が取り締まりを察知すると、現場において取り締まりを免れるために、違法に採捕したシラスウナギを投棄するということがありまして、こうした場合には立証措置がとれず、検挙が困難になるということが挙げられます。

また、検挙した被疑者の中には、シラスウナギが高値で取引されているのに対しまして、県の漁業調整規則等による罰金の上限額が10万円であると低いことから、密漁はやめられないというふうに話す者もございまして、必ずしも現在の罰則が密漁防止に十分な抑止力となっていないという状況もうかがえるところでございます。

さらに、密漁されたシラスウナギについては、その流通経路の実態が明確となっていないというところもありまして、そのことが密漁を助長

するのみならず、暴力団が組織的な資金源活動としてシラスウナギ密漁に参入する素地ともなっているということがうかがわれます。実際これまでの取り締まりを通じて、暴力団員がシラスウナギの密漁に関与したとして検挙されているところでもございますし、先ほど議員御指摘のとおり、昨日も暴力団幹部を現行犯として逮捕したところでございます。こうしたことから、平成29年度には県のうなぎ稚魚特別採捕取扱方針に暴力団排除条項を盛り込むなどして、暴力団の関与を排除する取り組みも強化したところでございますけれども、さらに暴力団の関与を排除するためにも、密漁されたシラスウナギの流通経路の実態解明が必要不可欠であると考えているところでございます。

県警察としては、これらの課題を踏まえた上で、今後も引き続き関係機関及び団体と連携を図りつつ、シラスウナギ密漁の取り締まりを強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

○19番（武石利彦君） 現場での御苦労も多々あるかと思うんですが、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、本年度より四万十川、それから仁淀川の採捕人には、顔写真つきの腕章の着用が義務づけられたというふうに聞いております。これは、違法操業の取り締まりを効率的に行えることや、名義貸しの防止ができると、こういうことで効果が上がっているというふうに聞いておりますが、実施した状況について水産振興部長にお聞きしたいと思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 今年度、検問方式での取り締まりを何度か実施いたしております。本人確認が非常にスムーズに行えるなど、取り締まりの効率化が一定図られたと考えておりますので、今後は許可を受ける他の漁協等に対しても顔写真つき腕章の効果などの情報を提供い

たしまして、他地域への普及に向けても協議を進めてまいりたいと考えております。

○19番（武石利彦君） 次に、密漁や不正流通に歯どめをかけるために、宮崎県では既に平成7年から条例を制定して非常に成果を上げているというふうにもお聞きしております。高知県としてもこのような条例を制定すべきではないかというふうに思いますが、水産振興部長に御所見をお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 宮崎県では、ウナギ稚魚の取り扱いに関する犯罪防止を目的に条例を制定しております。シラスウナギを扱う者は県に登録する制度を導入することで、流通面での取り締まりが一定可能となり、また暴力団員等を排除することができるなどの成果があったと聞いております。

しかし、シラスウナギはグローバルに流通しているにもかかわらず、県内産なのかあるいは県外・外国産なのか、産地を明確にする仕組みが構築されていないことから、例えば県内で違法に採捕されたものでも、県外から購入したと偽装されますとなかなか取り締まり、摘発ができないという課題もお伺いしております。また、1県だけの取り組みでも限界があるということは認識をしております。

一方で、先ほどお話にありましたように、国が調査に乗り出すこととしております。宮崎県も高知県もそれに参加をしておりますので、宮崎県の条例制定後の把握ももちろんいたしますし、国の動向も踏まえて、条例制定の是非も含めて関係者と協議を始めたいと思っております。

○19番（武石利彦君） ぜひともしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

それから、うなぎ稚魚特別採捕取扱要領の規定によりますと、前年度の採捕数量が100グラム未満であった者は原則として本年度の採捕従事

者にはなれないという定めがあるんです。だから、余りとらないということであれば次はもう採捕人になれないよと、こういうことではありますが、これは私が推測すると、正規のルートに乗せずにどっかおかしなところに流しているような者を規制するといいますか、そういったことをさせないための規定だと思うんです。

その中に例外規定があって、100グラム未満だった理由として、病気をして入院しておったからとか幾つかの項目があるんですよ。これが悪用されているんじゃないかという指摘の声もあるんですけども、この点について水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷協明君） 今お話にありました例外規定、シラスウナギの採捕数量が100グラム以下であっても、病気など、あるいは家族が病気でなかなか採捕に行けなかったとか正当な理由がある場合には、翌年度も採捕従事者になれるとした規定、規定ではございませんけれども、そうした申し合わせ事項がございます。これが結果としてシラスウナギの一連集出荷の阻害要因となっていることについては、課題として重く認識をしておりますので、今後例外規定やその運用について、抜本的な見直しも含めて、適正に採捕数量が報告されてそうした疑念を払拭できるように関係者との協議を進めたいと考えております。

○19番（武石利彦君） この項最後に、シラスウナギの採捕期間とか採捕量、これについて現在は海面や内水面の関係者が調整、協議をしているというふうにお聞きしております。私は養鰻団体もその協議の場に加えることで、より実態に即した結論が引き出せるのではないかというふうに思っておりますが、この点について水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷協明君） 今後は、ウナギの資源の維持や回復にも配慮いたしますとともに、

内水面の関係者のみならず、許可名義人や養鰻業者等の関係者の意見を今まで以上に十分にお伺いした上で、採捕期間等や数量を決定していきたいと考えております。

○19番（武石利彦君） それでは、次の項目、アユ資源の回復について質問させていただきます。

四万十川、特に四万十町なんかでも、随分以前は県外からアユ漁にたくさんの方が訪れてきたんですけども、最近ではめっきりその数が減ったというふう聞いております。その原因は何なんだと聞きますと、アユがおらんかったということとか、友釣りのだご味である、アユが闘争心をむき出しにしておとりアユにだんと体当たりしてくるというような性質ではなくなったと、おもしろみがなくなったというようなことが原因だというふうに、アユ漁ファンから聞かされています。

そのため、そういったことを解消するためにどうするのかという趣旨で質問させていただきます。まずアユ資源をそもそも回復させなくちゃならんというふうに思いますので、県内の河川で産卵域を確保する取り組みとか、あるいは堰堤とか魚道の改修をするなどして生育面積を拡大する、こういった取り組みをさらに強化すべきだと思うんですが、水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷協明君） アユ資源の回復を図るために、県の内水面漁業センターでは、アユの漁業権を管理する漁協等が行う産卵場の造成や魚道の改修に対して、必要な技術面の指導・助言を実施しております。また、県では、内水面漁業協同組合連合会が主要河川で実施している産卵場の造成に対しては支援をしております。

一方、堰堤や魚道の改修は、水産資源保護法に基づき設置者が行うべきでございますけれども、市町村や漁協が魚道の改修を行う場合は、国の事業を活用して支援をしまいたいと考

えております。

○19番（武石利彦君） アユ漁に詳しい方のお話をお聞きしますと、河床の石の間に土が入って目詰まりしているとか、だからコケが付きにくいとか、いろんな要因があるというふうに聞きます。それから、それ以外にも冷水病が蔓延したとかというお話も聞きますし、いろんな要因があるんだろうと思うんです。

放流をするわけですが、放流に必要な種苗アユの品質を向上させるため——つまり縄張り意識の強い、おとりアユにだんと体当たりするような性質を持ったアユとか、もちろん冷水病に感染していないとかというふうな、そういった種苗アユをどのように安定的に確保するのかということが大事だと思うんですけれども、この点について水産振興部長にお聞きします。

○水産振興部長（谷脇明君） 県では、天然アユ資源の復活に向けて、再生産に寄与する健全で遺伝的にも天然魚に近い人工種苗、土佐のあゆの生産、供給にも取り組んでおりまして、全国的にも高い評価を受けております。

具体的には、内水面漁業センターが漁協の協力を得まして、奈半利川などの複数の河川で3月から4月に採捕した天然アユを、病原体を持たない健全な親アユに養成しているものでございます。こうした親アユを、種苗生産を委託している内水面漁業協同組合連合会に供給するとともに、種苗の安定かつ大量生産に向けた指導も行っております。

○19番（武石利彦君） わかりました。

放流アユの品質を向上させるということの一方で、天然遡上を増加させるということも重要になるというふうに思っております。

そこで、翌年度の資源確保につながるように、漁獲量の制限を施すなどして指導をすることも大事なんじゃないか、つまり落ちアユ漁で一気に一網打尽にしてしまうということがいいのか

どうなのかということが問われているんじゃないかと思うんですけれども、こういった翌年度の資源を残していくということに対する御所見を水産振興部長にお聞きいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） アユの資源が再生産できるサイクルを構築する上では、産卵期の保護・育成対策は最も有効な手段だと考えています。現在、関係の漁協では翌年度の資源確保のために、産卵場の造成を行うとともに、落ちアユ漁については、その年のアユの資源状況を考慮して解禁するかどうかの判断を行っております。

県としましては、今後とも漁協が適切な産卵期の保護、育成に取り組めるよう、産卵場の造成や、ふ化したアユがいつどのくらい海に下っているのかなど、落ちアユ漁の解禁の判断に必要な調査について、引き続き指導・支援を行ってまいります。

○19番（武石利彦君） ぜひよろしく願いいたします。

言うまでもなく、四万十川だけじゃないですけど、特に四万十川の特徴としたら、流域面積が非常に広いというか、長いものですから、いろんな自治体を流れている。そして、そこにはいろんな漁業の組合があるというようなことで、なかなか上下流なんかの調整が難しい。天然遡上を凶ろうとしても、堰堤とかがあってそこでとまっちゃったり、いろいろ流域での協調性、統一した方向性がないとなかなか足並みがそろわないという現実もあるやにもお聞きしていますので、今御答弁いただきましたけれども、県としては一層の指導・助言をいただけたらというふうに思います。これは要請をしておきたいと思います。

それから、この項最後に、カワウの食害ですね、この食害対策が非常に重要。放流してもほとんどカワウに食われてしまっているという状

況もあるやにお聞きしますし、何年か前に県議会の委員会でも、琵琶湖のアユのカワウの食害の調査に行ったことがあります、そのときの地元の方の御説明では、琵琶湖で人間がアユをとる量の倍ぐらいカワウがとっているという話もお聞きした記憶があります。その琵琶湖でのカワウ対策としては、コロニー、つまりすみかを見つけて、そこに消防車のホースで水をかけたりして、とにかくそこを徹底的に壊滅させているというようなお話もしております。

四万十川流域でもそういったコロニーは発見を当然されているんですけども、なかなか山深いもんですから消防車が行くわけにもいかんし、さてどうするかということもあります。

この深刻なカワウの食害について、その影響を踏まえて対策をどのように考えておられるのか、水産振興部長にお聞きをいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） カワウの被害は全国的な問題となっていることは十分に認識しております。県では、平成18年度から内水面漁業協同組合連合会が行う報奨金制度によるカワウ駆除を支援しておりまして、平成27年度以降は県内10の河川で毎年1,800羽程度を駆除しております。また、カワウは広範囲に移動いたしますから、中国四国カワウ広域協議会を通じて全国的な被害状況や対策の情報収集も行っております。

今後は、こうした取り組みを継続いたしますし、カワウの食害を軽減するために、漁協などが行う稚アユの放流場所の分散や河川の上流から下流までの一斉駆除などについて、関係機関と連携しながら重点的に支援をしたいと考えております。

○19番（武石利彦君） どうもありがとうございます。

それでは、水産に関する質問はここで終えまして、次の項目、畜産振興についてへ移りたい

と思います。

本県の畜産振興を持続的に図っていく上で、新食肉センターの整備というのは非常に重要な位置づけであるというふうに認識をしております。

一方で、その新食肉センターがしっかりと運営をしていくためには、経営計画に基づく黒字体質、しっかりとした経営が求められているということはもう言うまでもないと思うんですけども、またこの点については、県民も大きな関心を寄せているポイントであろうかというふうに認識をしております。

その黒字の経営といいますか、そういった経営方針についてどのような御所見をお持ちになるのか、農業振興部長にお聞きをしたいと思います。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 新会社の運営シミュレーションでございますが、その運営を担う県、JAグループ、食肉事業組合で構成される協議会におきまして、収入は少な目、経費は多目という方針のもと慎重に試算し、精査をしましてまいりました。その結果、これまで民間事業者が実施してまいりました競りや部分肉加工、卸売等の利益を取り込むことで、初年度から黒字運営が可能となる見通しが改めて確立されたところでございます。

このことはまさに、JAグループ等の民間事業者が、身を切る改革として、これまでの税負担から受益者負担への転換を図ることで実現できたものであるというふうに考えております。

○19番（武石利彦君） そういった見通しでしっかりとした経営をしていただきたいというふうに期待もしております。

ただ、万が一運営に赤字が出たとした場合にどうするのかというのがやっぱり心配な点であるんですけども、そういった場合、どのように対応されるのか、農業振興部長にお聞きをい

たします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 万が一新食肉センターに運営赤字が出た場合には、不可抗力を原因とするものを除き県及び市町村には負担を求めず、JAグループの経営責任のもと、新会社の積立金の取り崩しや系統金融機関からの融通で対応することとしております。

不可抗力でございますが、激甚災害または家畜伝染病予防法に基づく家畜の殺処分や移動制限によりまして屠畜が1年以上滞り、運営赤字が累積した場合を想定しております、その場合でも行政による補填につきましては、国の支援の有無や他県の事例などを踏まえまして慎重に検討した上で判断することとしております。

県は、出資者として地方自治法の規定により、議会への経営状況の提出義務を負いますほか、予算執行状況の調査や監査を行うなど、新食肉センターが赤字運営に陥ることのないようしっかりと運営にかかわってまいります。

○19番（武石利彦君） 今御質問させていただいたようなことについての懸念があるということですので、ぜひとも県としてはこれからも県下の市町村——あるいは市町村には議会もあるわけだし、何といても地域の住民の方々の御理解を得られるように、これからもしっかりと取り組んでいただきますように要請をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、高知市の新食肉センターは牛がメインになると、こういうことを聞いております。だから、安定経営をするためには、何といてもたくさんの処理頭数をこなしていくということが大事になると、そういった意味で土佐あかうしのブランド化の推進ということと両輪で進んでいくことが必要になると思うんです。

あかうしの増頭対策、これが急がれますが、その進捗状況を踏まえて今後どのようにあかうしの増殖に取り組んでいかれるのか、御所見を

農業振興部長にお聞きをします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 県では、畜舎整備への支援や、母牛、子牛の増頭対策による生産基盤の強化や販路拡大、高知県畜産会を窓口>New規就農者の確保にも取り組んでおりまして、昨年度の土佐あかうしの飼養頭数は、2,169頭の計画に対しまして実績は2,236頭と、計画を上回って増頭が進んでおります。

土佐あかうしは、赤身のおいしさや脂の質のよさが県外の料亭や高級レストランからも高く評価されておりまして、現在でも供給が足りず、今後もさらに需要は高まっていく状況でございます。

土佐あかうしの増頭は新食肉センターの経営の安定化にもつながりますため、計画目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○19番（武石利彦君） ぜひよろしくお願ひします。

それから一方、四万十市でも食肉センターの建設の計画が進んでおりますが、県内2つの食肉センターがどのように共存共栄を図っていくのか、農業振興部長に御所見をお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 食肉センターは、生産農家だけではなく流通加工業者や小売業者など、川上から川下までの取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげるために極めて重要な公共インフラであり、産地や消費地の近くにあることが必要な施設と考えております。

そのため、現在県内における牛や豚の産地を考慮しまして、高知市では牛を、四万十市では豚をメインに屠畜する方針のもと、いずれも安定的な経営が可能となる見通しが示されており、それぞれの事業領域の違いにより共存共栄が図られるものと考えております。

○19番（武石利彦君） これまでの高知市での食肉センターの経営状況を見ましても、牛、豚両方を処理していたわけですがけれども、1頭当た

りの処理料が高い牛、1頭当たりの処理料は安いだけども頭数が非常に多い豚、これを比べた場合に、圧倒的にといたしますか、やっぱり豚をたくさん処理するほうが安定した経営ができるんですね。

今回、高知市は牛がメイン、それから四万十市は豚がメインと、こうなるわけでありまして、そのあたり今までの傾向からすると、あかうしの増頭体制をしっかりと組んで経営を安定させるというのが非常に重要なポイントになると思いますし、じゃあ四万十市の豚メインの新処理場が安定していくのかというと、今度愛媛県の大洲に非常に大規模な食肉センターが建設されるという計画もお聞きをしており、今四万十市の食肉センターには愛媛県からも豚が結構たくさん来ていますので、その影響が全くないのかどうかというのも懸念される所でございます。しっかりとした情報収集と計画に基づいて、この食肉センターの事業について取り組んでいただきたいというふうにさらに要請をしたいと思います。

それでは、畜産振興最後の項であります、豚コレラですね、感染が全国的に報道されておりますが、本県でこの発生を予防するためにどのような対応をされておられるのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 豚コレラの発生予防対策としましては、農場にウイルスを侵入させないことが最も重要でありますことから、昨年9月の岐阜県での発生以降、国内で発生が確認されるたびに、養豚場に直接出向くなどによりまして、出入りする車両の消毒を徹底することや豚に異常が認められた場合の早期届け出等について、徹底した指導を行っております。この結果、消毒の実施状況や異常な豚がないことを確認しております。

さらに、死亡した豚や野生イノシシが確認さ

れた場合につきましては豚コレラの検査を行い、これまで全て陰性であることを確認しております。

豚コレラの発生リスクは依然高いと思われまことに、引き続き緊張感を持って発生予防対策に取り組んでまいります。

○19番（武石利彦君） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の項目の質問に移らせていただきます。

これも高知新聞でも報道されましたが、四万十市と四万十町の境の尾根に大規模な風力発電所を建設する、そういった計画があるという内容でございました。これは、民間企業が、非常に大規模、高さ120メートルの風車を49基、標高550メートルの市・町境の尾根に建設をすると、こういう計画が報道されたわけでありまして、非常に地元では懸念の声が広がっておりまして、2月21日に四万十町内で地元住民と企業側の情報交換会が行われたというふうに聞いております。

その中の意見なんかを見ますと、ヤイロチョウは夜間に飛行するらしいんですね、そのヤイロチョウへの影響というのを——この風力発電の風車がどのような影響があるかというのを当然企業側も調査しなくてはならないわけですが、夜間にヤイロチョウが飛んでいるかどうかというのをどうやって調査するか、つまり目で見たって夜だからわからないわけで、一方でレーダーを使って夜間の動物の動きを調査する手法があるらしいんですけども、何か動物が動いているというのはその調査ではわかるんですけども、それがヤイロチョウなのか何なのかというのまではわからないと、そういった状況があるという懸念の声もそこで上げられたと聞いております。

そしてまた、一般的に小鳥の渡りというのは

非常に調査が難しいとされている、そういった状況があるというふうにもお聞きしておりますので、企業が何か調査をした、これ大丈夫ですと言われたところで、とても地元の住民としては納得ができるものではないと、こういった声が大勢を占めたというふう聞いております。

それから、もう一つ気になるのは景観の問題でありまして、その情報交換の席で企業側からは、四万十川から全くその風車が見えないわけではないというような、つまりやっぱり川からもその風車が見えてしまうというような発言もあったというふうにお聞きしております。その今回の予定地は四万十川条例の対象エリアではないわけなんですけれども、もし原風景が売り、魅力の四万十川にそういったものが建設をされたら、これは何をか言わんやというふうに私は大変懸念をしております。

そこで、3月末に環境影響評価技術審査会が、専門家の意見とか関係する市町村の意見を踏まえて開催されるというふうにお聞きしております。知事の意見を取りまとめることになっていくと思うんですけれども、今私が申し上げたこの計画についての御所見を尾崎知事にお聞きしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） お尋ねのありました風力発電事業については、現在事業者から、いわゆる環境アセスメント法にのっとりまして、事業計画の立案前の段階において予定地周辺にどのような環境保全の対象が存在するかなどを確認するための関係書類が、県に提出されているところでありまして。その書類によりまして、発電出力は最大で14万7,000キロワットと、県内では最大級の風力発電施設が計画をされているということになります。

この風力発電施設の設置は、再生可能エネルギーの導入の促進に大きく寄与しますが、森林などの開発を伴いますことから、周辺環境に及

ぼす影響への配慮というのが大変必要になってくるわけでありまして。この風力発電施設の予定地周辺には、議員のお話にありましたように、国内希少野生動植物種に指定されるとともに、県の天然記念物であり県の鳥でもありますヤイロチョウの営巣地がありますし、また四万十川など本県にとって重要な自然環境が存在をしております。これらを将来に引き継げるように保全していかなければならないと考えるところであります。

今後、当該事業に関して知事として事業者に、環境に配慮すべき項目に関する意見を申し述べることとなりますことから、関係市町や各分野の専門家の御意見もいただいた上で、四万十の大切な自然環境が守られるようしっかりと対応していきたいと、そのように考えるところでございます。

○19番（武石利彦君） ぜひよろしく願いいたします。

四万十町下道というところがありまして、大正の田野々から梶原のほうへ向いて上流のほうへちょっと行ったところに非常に開けた地域があるんですけれども、そこによくヤイロチョウが来ているんですね。そこにヤイロチョウの保護区があるんですけれども、この予定地というのはそこから10キロ以内の地点だというふうに聞いていますので、非常にヤイロチョウへの影響を懸念しております。その点も重々踏まえていただいて、知事には大所高所から御判断をいただきたいというふうに思っております。

それから、風力発電には当然大きなプロペラ、これが必要になるわけでありまして、今回情報交換会で示された計画を見ると、その巨大なプロペラであるとか風力発電の本体、機器ですかね、そういったものは宿毛港に陸揚げをされて、それから国道56号、それから窪川から国道381号へ入って現地に向かうと、こういう計画が示さ

れているらしいんです。

まあまあそこまではまだいいとしても、道も恐らく満足にないような尾根にその巨大な資材をどうやって上げるのかというふうな懸念がされています。だから、地元の懸念というのもここで言うまでもないと思いますが、山を切り崩して道路をつけて、そこでそういう巨大な資材を上げるんじゃないかなと。それはもう当然山というか環境が破壊される、そういった懸念もありますし、四万十川にとっては濁水が流出するというような懸念もありますので、できれば四万十川にはこういう施設は必要ないんじゃないかなというふうに、私も含めて地元の住民は思っておりますので、また知事には御指導・御助言をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

最後に、これも要請です。事業に向けての調査ですけれども、これを単に企業に任せるのではなくて、地元にも、環境に詳しい団体とか経験を積んだ地元のまさに四万十のことをよく知っている団体もありますので、そういった方々の協力も得て、これを可とするのかどうするかとか、そういった調査にしていきたいというふうに思います。

以上で、私の全ての質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前11時休憩



午前11時5分再開

○議長(土森正典君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般

質問を続行いたします。

上田周五君の持ち時間は40分です。

31番上田周五君。

○31番(上田周五君) 県民の会の上田周五でございます。議長のお許しをいただきました。よろしくお願ひいたします。

財政問題から入ります。

平成31年度一般会計当初予算は、投資的経費が約1,071億円、対前年度比9.6%増と大きく伸びたことなどにより、総額で4,607億円余り、対前年度比2.2%の増となっています。

歳入面では、県税や地方譲与税の増などにより、実質的に前年度を上回る一般財源を確保し、新たに設けられた国の補助金や地方交付税措置率の高い地方債といった有利な財源を最大限に活用されています。

しかしながら、そういった工夫、努力をされてもなお予算ベースで146億円の財源不足が生じています。この不足に対しては、財政調整的基金の取り崩しと退職手当債などの発行で賄っています。先々にわたり安定した財政運営を行っていくには、この財源不足146億円を少しでも減少させることが求められていると思いますが、今後の取り組みについて総務部長にお聞きいたします。

○総務部長(君塚明宏君) 財政の基本ですけれども、まずやるべき仕事、業務、歳出がありまして、その財源をどうするか検討することというふうに認識しております。

本県の場合でいきますと、産業振興計画など県勢浮揚に向けた取り組みに加えまして、南海トラフ地震対策ですとか防災・減災対策、こういった財政需要を適切に見積もった上で財源を確保して予算を重点に振り向けていく、これが財政当局の役割とっております。

同時に、財政調整基金あるいは県債の残高というストック面にも留意しまして、先々にわた

る安定した財政運営に見通しをつける必要がございます。

このため、引き続き歳入歳出両面で取り組みを最大限実施することが不可欠でございまして、今後の取り組みにつきまして、まず歳入面におきましては、地方交付税など一般財源総額の確保に加えまして、今般の国の3カ年緊急対策に伴う国庫補助金ですとか、地方交付税措置率の高い地方債のような有利な財源の創設に向けて国に対して強く訴えてまいりますとともに、公共施設におけます広告収入など、新たな歳入の確保につながる取り組みも強化をしております。

また、歳出面におきましては、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドにも徹底して取り組んで予算の重点化に努めますほか、RPAやAIといった新たなデジタル技術を活用することなどによりまして業務効率化を図る、こういったことも推進してまいりたいと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。財源不足でございまして、平成26年が104億円だったものが年々増加をしております。今後の予算編成におきましては、こうしたことにも留意されて先々にわたる安定した財政運営をよろしく願いいたします。

次は、自主財源の確保の観点からでございますが、将来にわたる財政の健全性の確保には、自主財源の確保を徹底することだと思っております。

県有財産の処分については、平成16年度から遊休財産処分計画に基づいて、県として利用の予定がない県有財産の売却に積極的に取り組んでおりますけれども、本年度までの処分状況について総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 本県では、平成16年度以降3年ごとに遊休財産処分計画を定めながら、利用予定のない県有財産の処分に努めてき

ております。

平成16年度からの売却実績につきましては、現時点におきまして物件数では179件、売却金額で申しますと約84億2,000万円となっております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

それでは、現在までに処分できていない遊休財産などの処分に向けた今後の取り組みについて総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 平成28年度から30年度までを期間とします現在の遊休財産処分計画に基づきまして一般競争入札などを実施したものの、これが45件ございます。このうち応札がなく現時点で処分の見込みの立っていないものというのが12件ございます。これらの物件は、接面道路、進入路が狭いなど条件不利なため、問い合わせもほとんどなかったものでございます。

こうした物件につきましては、現在県のホームページですとか新聞等へ情報掲載を行っているわけですが、これに加えまして、今後費用対効果も踏まえる必要がございますが、市町村等からの情報収集、あるいはエリアごとへの情報提供、さらには隣接地所有者などへの打診を行うことなどによりまして、処分に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。御答弁では、条件不利な物件が幾つかあるということですが、今後におきましては、遊休財産の処分につきまして引き続き努力されるようお願いを申し上げまして、次に移りたいと存じます。

次は、平成30年度県民世論調査でございます。

地域地域で安心して住み続けられる県づくりについて聞いています。「あなたは現在、ご近所（向こう3軒両隣など）の方とどのような関係ですか」との問いには、ほとんどもしくは全くつき合っていないとの答えが16.5%、平成28年度

比で3.8ポイント増加。「地域での支え合いの力は、以前と比べてどうなっていると感じますか」との問いには、弱まっているとの答えが55.4%と、2年前と比べて12ポイント増加。「あなたは現在、地域の活動に参加していますか」との問いには、ほとんどもしくは全く参加していないが44.4%、平成28年度比で5.1ポイント増加。

この結果から言えることは、地域力とか近所力が確実に弱まっているという現実ではないでしょうか。この結果に対する受けとめについて、まず地域福祉部長にお聞きをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 今回の世論調査の結果では、平成28年度と比較すれば、先ほどお話のありましたように、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている割合がふえておりますけれども、平成21年度と比較しますと大体同程度ということでございます。

今後、単身の高齢者などがふえることが考えられますので、地域での支え合いの活動を意図的に再構築していくことはますます重要になっていくものと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

調査結果で私が特に気にかかっているのが、御近所の方とどのような関係ですかという問いに、20代から40代の3割強がほとんどもしくは全くつき合っていないと答え、地域での支え合いの力についての問いには、40代の66%が弱まっていると答え、さらに現在地域の活動に参加していますかとの問いに、20代から40代の約6割がほとんどもしくは全く参加していないと答えていることでございます。

今後、南海トラフ地震など自然災害の発生などへの対応を考えたとき、地域での支え合いの力を強めていくことが大きな課題となっていると存じますが、今後こういった対策を講じられていられるのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 県では、地域福祉の拠点でございますあつたかふれあいセンターの整備や集落活動センターとの連携を含めました機能強化を進めることによりまして、地域住民の支え合いを意図的に再構築することを市町村とともに進めております。

また、来年度からは災害時の要配慮者対策を加速化していくこととしており、県が支援し、地域の皆様に個別避難計画を策定していく過程を通じまして、地域の支え合いの力をより確かなものとしていきたいというふうに考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。部長から、来年度から個別避難計画等々の御答弁もございましたが、私は地域を挙げていわゆる自主防災組織の強化を図ることが、今後の支え合いの力を強めていくための有効な手段の一つではないかと考えておりますので、今後そういったことも含めて積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

次は、中山間地域対策についてでございますが、これまで私はこのことを言い続けてまいりまして、今回改めて、中山間地域に住まう人々の生活を守る対策について幾つかお聞きをいたします。

いよいよ人がおらんかったのう、このままやったらこの集落はやがてだめになりやせんろうか、中山間地域で最近よく聞かれる住民同士の会話でございます。

中山間地域の過疎化、高齢化はすさまじい勢いで進行しているのが私の実感でございます。事実、もう五、六年すれば集落そのものを維持できなくなる高齢者小規模集落が確実にふえてくることが予測されます。こうした地域の現状の受けとめについて、まず中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 平成28

年度に実施しました集落調査の結果によりますと、過疎地域の高齢化と人口減少、それに伴う集落の小規模化が進んでいる状況にあります。

一方で、こうした厳しい状況にある過疎地域であっても人口が増加した集落が出てきており、その中には産業振興計画や集落活動センター、あったかふれあいセンターの取り組みといった一連の中山間対策の効果があらわれているのではないかと思われる事例もあります。

こうした流れをさらに大きく広げていくために、県内各地に広がっております集落活動センターのネットワークも生かしながら、産業をつくる取り組みや生活を守る取り組みをさらに加速していきたいと思っております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

高知県が推計された先月2月1日の数値で少し述べさせていただきますと、中山間地域の65歳、いわゆる高齢者比率、県平均が34.8%に対しまして郡部の平均が44.3%、うち2つの市で50%を超え、2つの町で57.4%、56%となっております。そういった大変厳しい現状でございます。そういった現状の中で、以下質問を続けさせていただきます。

生活水の確保でございます。平成20年度から平成30年度までに30市町村で対象世帯3,600、対象人口7,800人と整備が進んでいますが、一方で、300を超える集落で未整備となっております。

この生活水の確保で当面する課題に、取水施設などの維持管理の問題があります。幾つかの集落では、高齢化と人口減少により、取水施設などの維持管理がままならない実態に直面しております。今後ますますそうした集落がふえることは、現状からいたしますと明々白々でございます。その対策が急がれていると思っておりますが、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 県では、中山間地域における生活水確保対策として、

取水施設の新設のみならず、老朽化した既存施設の補修や更新についても支援の対象としております。

今後は、御高齢の方が多い中山間地域の小規模な集落であっても容易に維持管理ができるような施設整備を行うことが重要であると考えております。

このため、御高齢の方でも維持管理がしやすいよう、住居から近い取水地の選定や車で通行可能な管理道の整備、メンテナンスの容易な取水施設やろ過施設等の導入などを市町村や地域に対して助言をしているところでございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

先ほど集落から近い取水施設というお話がございましたが、現状は、集落の麓から400ないし500メートル入った山中に取水施設が多く設けられております。ということで、そこまで行けないと、高齢化で行けないという現状がございますので、そういったことも含めて早急な対策をお願い申し上げます。

次は、生活用品の確保でございます。中山間地域に住まう人々の日々の暮らしを支え、守っているのが、食品や日用品を扱う移動販売に携わる方々でございます。

先日、ある集落で移動販売車に出会いました。買い物をされていました高齢者が、こんな山奥まで来てくれる、週2回来てくれてありがたい、私らは楽しみに待ちよらねえ、欲しい品物を頼んどよったら次に必ず持ってきてくれらあねなどと元気な笑顔で言ってくれました。もう一人の高齢者が、これがないなったら私ら生活ができん、ないなりやせんか心配していると話してくれました。

過日、移動販売の経営者に話を伺いました。過疎化、人口減少などで近年の売上高は相当減少し、加えて人件費やガソリン代などの経常的な経費もかさみ、経営がままならない。しかし、

待ってくれている地域の高齢者の顔を思い浮かべると簡単にはやめられないとのことでございました。

そこで、県内の移動販売事業者数は幾つあるのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 今年度実施しました、買い物の実態に関する市町村への聞き取り調査の結果によりますと、食品や日用品などを取り扱う移動販売を実施している事業者は44事業者でございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

44事業者ということでございますが、今県の補助制度で、移動販売車両の購入費に係る経費の助成などには生活用品確保等支援事業がございます。以前にもこの議会で何人かの同僚議員がお訴えしたと思いますが、私が先ほど申し上げました人件費やガソリン代などの必要経費につきましても、当該支援事業のメニューに加える時期が来ているのではないかと、そういう思いがしますけれども、その点につきまして中山間振興・交通部長の御答弁をお願いいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 移動販売に必要となる人件費や燃料代などの必要経費につきましては、新たに事業を始めようとする場合には、試行期間として最長12カ月までを支援の対象としております。

一方で、移動販売事業は基本的には民間の経済活動と位置づけられることから、県としましては、12カ月を超える継続的な運営費につきましては公費支出は行っておりません。

ただ、中山間地域における生活用品の確保は、ますます重要な課題となっておりますことから、引き続き地域の実態の把握に努め、さらに検討を続けてまいりたいと考えております。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。先ほど御答弁いただいたんですが、私は重要と

いう話もちろんでございますが、生活用品確保はこの中山間地の生活を守るという対策の一目一番地の事業だと思っております。そういう意味で、その44の業者が廃業に追い込まれる状況が来るということは大変な状況だと思いますので、るる御説明がございましたが、この件につきましては、ぜひ中山間総合対策本部会議で議題として検討していただければと、これお願いでございますが、よろしくお聞きをいたします。

次は、冒頭申し上げましたが、中山間地域は大変高齢化が進んでおりますが、今回地域を回らせていただきまして一番感じたのは、ひとり暮らしの高齢者が急増していることでございます。また、ひとり暮らしの高齢者で身寄りがなく、将来不安のある高齢者も多くなっております。さらに、老老介護を余儀なくされている高齢者世帯が増加していることです。

その中で、県はそういった高齢者の厳しい暮らしの実態を把握されているのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 高齢者の暮らしの実態につきましては、住民に身近な市町村が最もその実情を把握されていますし、中でも高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、よりきめ細かく生活の困り事などを把握されています。

県としましては、これまでも市町村へのヒアリングなどを通じて実情を把握してきたところですが、今年度は各福祉保健所に配置をしております地域包括ケア推進監などが中心となって地域包括支援センターからお話をお伺いすることや、地域包括ケア推進協議体の場などでその実情をしっかりと把握した上で関係者と課題解決に向けた検討を行っているところでございます。

○31番（上田周五君） ぜひよろしくお聞きいたします。

中山間地域の高齢者の暮らしでもう一点お願いをいたします。中山間地域では、車からおりて、そこから自宅まで急な坂道を4分から5分かけて歩かねばならない地域が多くございます。

現実の話といたしまして、ひとり暮らしの高齢者の方は、今は元気であるが、先々のことを考えると不安がいっぱいだとおっしゃいますし、老老介護を余儀なくされている高齢者世帯の方は、外出しようにも制限があり、しばらく地域の人に会っていない、ストレスがたまる一方だともおっしゃっております。

こうした方々が安心して日々暮らしが送れるよう、行政が手を差し伸べることが今必要ではないでしょうか。中山間地域の高齢者の暮らしを守るための具体策について地域福祉部長の御所見をお聞きいたします。

○地域福祉部長（門田純一君） 地域地域で実情やニーズが異なっていますことから、地域の実情を最も把握している市町村がその地域ごとにきめの細かな支援をしていく必要があります、県としてはそういう市町村の取り組みを支援していくことが重要だと考えています。

このため、身近な集いの場としてのあったかふれあいセンターの整備を市町村とともに進めることに加えまして、センターへの送迎を生かした買い物や通院などの生活支援など、センターの機能充実を図っているところでございます。

また、支援が必要となった場合に必要なサービスにしっかりとつなぐことができるよう、介護者の御家族の負担軽減などにもつながる小規模多機能居宅介護などを含めました医療・介護・福祉サービスの充実を図ることとともに、それらを切れ目のないネットワークでつなぐ高知版地域包括ケアシステムの構築を加速化してまいります。

○31番（上田周五君） どうも御答弁ありがとうございます。ぜひそういった方向で進めていた

だきたいと存じます。

次も暮らしを守るための分でございますが、ひとり暮らしの高齢者がふえる中山間地域では、周囲への警戒心からか、日中でも家の中に閉じこもり、鍵をかけ、不安いっぱい暮らししている世帯が多く見受けられます。特に、高齢者小規模集落でその傾向が強くなっていると感じています。

こうした高齢者世帯の人々が安心して暮らし続けることができるには、警察による見守り体制及び防犯体制の強化がなお一層重要になってくるものと考えますが、警察本部長の御所見をお聞きいたします。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 議員の御指摘にもございましたように、中山間地域の見守り体制と防犯体制の強化は、大変重要であると考えているところであります。

県警察では、中山間地域を含む管内全域においてパトロール活動や巡回連絡、街頭指導活動等を通じ、高齢者の方が犯罪や交通事故に遭わないように見守るとともに、地域住民の安心感の醸成に努めているところでございます。

また、高齢者世帯には警察官、高齢者アドバイザー等が戸別に訪問活動を行っているところでありまして、こうした活動により得られた高齢者の方の御意見であるとか御要望、それから地域の実情等を踏まえて、デイサービスでありますとか老人クラブ等の集まりでの出前講座、あるいはミニ広報紙や自治体発行の機関紙などを活用しまして特殊詐欺や交通事故、空き巣などの各種被害に遭わないためのタイムリーな情報の発信と対策を行っているところでございます。

今後も、各自治体やボランティア団体、地域住民の方々と一体となった高齢者の安全対策を強化するとともに、特に中山間地域におきましては、駐在所員が高齢者宅を一軒一軒巡回連絡

し、また地域住民への積極的な声かけを行うなどのきめ細やかな活動を通じて高齢者の方が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございました。先般、仁淀川町で空き巣事件があったんですが、迅速な対応で犯人が逮捕されたということで、地域の方は大変安心をしております。そういう意味でも、今後におきましては、御答弁にあったように、パトロールを一層強化していただきたいとお願いを申し上げます。

次に、県では南海トラフ地震等に備え、土砂災害対策及び緊急ヘリコプターの離着陸場の整備支援など、中山間地域に住まう住民の命を守る、そして命をつなぐ対策を進められています。

平成31年度予算に、備蓄以外による飲料水の確保策として浄水装置の整備を支援する新規事業を計上されていますが、どのような取り組みなのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 南海トラフ地震や豪雨等の災害時に孤立が想定される中山間地域の集落において、生活用水の確保を目的とした浄水装置の整備に対し支援を行うものです。

整備する浄水装置は、本来の生活用水の水源が被災した際に、ほかの水源を利用して飲料水を確保することができるよう、移動や持ち運びが可能で、取水した水から不純物を除去して一定量を供給することができるものを想定しており、市町村が集落などに整備する費用に対して補助するものです。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございました。

次でございますが、孤立集落での救助活動の中心となるのは、地元消防団でございます。県内には38の消防団がありますが、チェーンソー

やエンジンカッターなど救助機材の備えは十分でしょうか。

消防団は全国に約2,200ございますが、消防庁によりますと、6種類の救助機材の配備数は必要数の約1割程度にとどまっており、西日本豪雨のように被害が広範囲に及ぶ災害では、機材不足で救助に時間を要する懸念があるとされております。

そこで、本県の消防団が扱う救助機材の配備状況は十分か、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 消防庁が示します必要な配備数に対しまして、チェーンソー、エンジンカッター、油圧ジャッキ、トランシーバーはそれぞれ約4割、AEDは2割弱、油圧切断機は1割足らずにとどまっており、十分な配備状況に至っているとは考えておりません。

○31番（上田周五君） 答弁では、十分な配備状況に至っておりませんというお話ですが、ことしの国の1次補正、来年度予算そして2020年予算3カ年で、総務省消防庁のほうがその救助機材に3分の1を補助するということがございますので、ぜひそういったことを活用して市町村と連携とって進めていただきたいと思っております。やっぱり命の消防団が迅速に救助活動できますよう、よろしくお聞きをいたします。

次でございます。中山間地域は、ほとんどの地域が急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流や地すべり危険箇所に指定されていることから、住民は殊のほか南海トラフ地震などの自然災害による山津波を心配されています。

平成31年度予算には、土砂災害を想定した訓練及び土砂災害に対する啓発活動に要する経費などが含まれています。

私は、土砂災害から人命を守る対策について、日ごろから有事を想定した訓練を行うことが非常に重要であると考えています。そこで、この

土砂災害を想定された防災訓練の実施状況はどのようなになっているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 土砂災害から県民の命を守るため、警戒避難体制の充実を図っていくことは大変重要なことだと考えておりまして、関係機関と連携した訓練を毎年実施させていただいております。

具体的には、毎年出水期前に气象台や全ての市町村とともに土砂災害警戒情報の発表を想定した情報伝達訓練を実施しております。

また、市町村と連携いたしまして、梅雨シーズンとなる6月の土砂災害防止月間を中心としまして、住民が実際の避難訓練を行う住民参加型の防災訓練など実践的な訓練にも取り組んでいるところでございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

それでは、そうした防災訓練への住民の参加状況について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、実践的な防災訓練の重要性につきまして、さまざまな機会を通じまして市町村に周知してきておりまして、近年では土砂災害を想定した住民参加型の防災訓練に取り組む市町村がふえてきているという状況でございます。

例えば、いの町では昨年長沢地区におきまして、土砂災害に関する避難勧告の発令を想定いたしまして、地域住民が実際の避難所まで避難をする実践的な防災訓練を実施してきているところでございます。

このような市町村の取り組みの結果、住民の皆様への訓練参加につきましても着実に広がっていると感じているところでございます。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

それでは、今後土砂災害に関する防災訓練の充実が一層重要となるものと考えますが、土木部長の御所見をお聞きいたします。

○土木部長（村田重雄君） より多くの県民の皆様が日ごろから土砂災害に備え防災力を高めるためにも、防災訓練の充実は大変重要だと考えております。

また、防災訓練の充実のためには、県と市町村の防災部局が主体となった訓練の継続的な実施に加えまして、民間を含めましてさまざまな機関が主体となった訓練、こういった取り組みを県内各地で広く展開していくことが必要だと考えております。

このため、県では、社会福祉施設、学校、自主防災組織など各機関での主体的な防災訓練の取り組みを促進しているところでございます。

引き続き、防災訓練の充実に向けまして、県としましても防災訓練また防災学習への講師の派遣といった取り組みを通じまして、関係機関での取り組みを積極的に支援してまいりたいと思います。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。今後ともよろしく願いをいたします。

次は、中山間地域で今本当に深刻な問題となっておりますニホンザルによる被害の件でございます。猿被害に頭を悩ませている山の人の話では、被害を与える群れの数が相当ふえた、一時的に群れの大半が耕作放棄地に出没して農作物に被害を与えたり、群れ全体が通年で出没して常時被害を出したり、現状では手の施しようがないとのことでございました。県におかれましては、平成24年度から鳥獣対策を抜本強化し、取り組んできておりますけれども、猿の被害は本当に深刻化しております。

こうした猿被害を最小限にとどめるためには、被害を与える群れの数など生息状況の調査が必要だと考えますけれども、県といたしまして現状を把握されているのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 県では、

平成16年度と平成24年度にそれぞれ2カ年にわたって猿の生息状況調査を行っております。

その調査では、群れの数が平成16年度の44から平成24年度には77に増加していることを把握しております。猿の群れは県内に広く存在しており、中部と西部に比較的多く分布していることを確認しております。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございます。

平成16年度44から平成24年度77に、群れの数がふえたということがございますけれども、先ほど申し上げましたように、ニホンザルによる農作物被害や生息範囲が拡大しております。

被害を与える群れが生息する市町村や関係団体——猟友会等々でございますが——と連携を強化し、猿の行動域を抑制しまして、農作物などの被害が起こらない環境をつくっていくべきと考えますが、今後の具体策について中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 県では、これまでも猿用の大型の囲いわなや防護柵の設置に対する助成など、猿の被害対策を推進してまいりました。しかしながら、平成29年度の数字でございますが、猿による農業被害額は約2,000万円であり、最近では猿による被害を訴える集落は増加傾向にあります。

そういったことから、平成31年度はこれまでの対策に加え、猿を集落に近づけないために、例えばロケット花火を使った追い払いや、果実をそのまま切り残さないなどの環境整備を組み合わせた猿総合対策事業に取り組むこととしております。

この事業を効果的に進めるためには、市町村や関係団体の御協力が不可欠でありますことから、今後もより一層連携して取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） ありがとうございます。

御答弁では、近年猿被害がふえているということですが、現実に地元の方と話しますと、イノシシなんかは結構駆除が進んでおりますが、猿については、結構人間に近いということで、ハンターが減少傾向だという話がございます、実際本当に猿を駆除するときに大変らしいです。これは聞いた話でございますが、そういったことで、本当に地域の方はお困りになっておりますので、今部長が答弁されたように、関係団体と今後本当にそういった取り組みを強化して、少しでも被害が発生しないようによろしく願いをいたします。

次でございます。中山間地域に押し寄せる過疎化の波は容赦ありません。そんな中で、中山間の地域おこしは伝統、文化、歴史をしっかりと見直し、掘り起こし、守ることだと私は信じています。

近年、情報化が進み、少しずつではありますが田舎に目を向ける傾向も出てお感じしております。そういった中で、本県の風土を好きになったり、戻ったり、仲間に加わったりしてくれる人たちがいると信じています。その人たちが来てくれるような本県の中山間地域を元気にするべきではないでしょうか。

全国的には中山間地域の伝統の祭りは、少子高齢化による担い手不足や資金難、互助精神の衰退などで危機に直面をしております。本県におきましては、御案内のとおり、秋葉祭りや津野山神楽に代表される伝統の祭りや神楽が、外の力をかりつつ、今のところ何とか頑張っております。

そんな中で、伝統の祭りを保存、継承していくためには、祭りの際に着用する衣装や刀などの道具を新しくすることが必要となりますが、新調する際にも資金難で関係者相当御苦労されているようでございます。こうしたことにも行政として目配りをする時期に来ているんじゃないかな

いかと存じますけれども、この件につきまして文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 伝統の祭りや神楽などに必要な道具の購入や修繕などに必要となる費用については、内容によって利用できる県の補助事業や民間の助成金など複数ございます。本年度も県内でこれらの事業を利用して、祭りなどに必要な用具の購入や修繕などに充てられた事例もございますので、活用していただけるよう、こうした情報をしっかり市町村などに対してお知らせしていきます。

また、中山間地域などにおけますこうした伝統や文化を将来に継承していくためには、経済的な活動につなげていくことも大切なことだと考えておりますので、今後とも発表の機会の創出に努めますとともに、伝統的な文化を観光などに生かすことのできる人材の育成にも取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） 御答弁ありがとうございます。観光につなげていくと、そういう御答弁もございましたが、ちょっと紹介をさせていただきますと、ことし1月3日、県立美術館能楽堂での池川神楽に800人集まりました。それくらい神楽には魅力があると思っております。ぜひ伝統文化を未来への視点に立っていただき、先ほどの件も含めて御検討をよろしく願います。

最後に、中山間地域がよみがえるふるさとづくりには、これからの地域を背負って立つ若きリーダーの育成が必要だと考えております。

こうした中、来年度予算に地域おこし活動に携わる人材の掘り起こし、確保に関する新規事業を計上されていますけれども、どのような取り組みなのか、中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 平成31年度当初予算案として提案しております地域お

こし人材確保・連携強化事業は、首都圏において集落活動センターの経済活動などの担い手となり得る地域おこし協力隊の確保を目的として、県内市町村の職員や地域住民による地域活動の紹介や意見交換等を行う交流セミナーを実施することで、地域おこし協力隊の実際の活動や地域での生活の理解を深めていただき、隊員の募集、マッチングにつなげていくものです。

また、地域おこし活動に携わる人材の確保やネットワーク化を目的として、高知市周辺の中山間地域出身者など地域の取り組みに関心のある方々を対象に交流セミナーを実施し、市町村職員や地域住民とともに行うイベントを企画するワークショップなどを通じ地域活動への参加につなげるとともに、市町村の広報紙を通じた情報提供などにより、地域と継続的なつながりを持つ人材の増加を図り、県内における地域おこし活動のさらなる活性化を目指してまいります。

○31番（上田周五君） ぜひ部長、そういう方向で今後進めていただきたいと思います。

私は15年前、県議会での初めての質問で中山間地域の振興策についてお聞きいたしました。具体的には、ふるさとづくりは人づくりからといった視点で、それぞれの地域でリーダーでなくリーダーズの育成が必要だと訴えました。ぜひ、何よりも仲間と一緒に行動する協調性を持ち合わせた人材を育てていただきたいと思います。

このことを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、上田周五君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

米田稔君の持ち時間は30分です。

36番米田稔君。

○36番（米田稔君） 日本共産党の米田稔です。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、中国帰国者の介護保障などについてお伺いをいたします。

去年9月23日付地元高知新聞は、2ページにわたって「県内元残留孤児 高齢化深刻」、「政府帰国援護開始45年」、「平均76歳超え 介護課題に」、また「習慣、言葉の壁 老後も」、「元残留孤児 施設になじめず」との見出しで報道をしています。そして、「元孤児たちは、日本式の既存の介護サービスを受ける想定で処遇されている。しかし現実には、言葉や食習慣などが壁となり、日本の施設やサービスになじめず、引きこもりや家族の負担を招くケースがある。」、「敗戦と異国での生活を生き延びて帰り着いた故郷で、老いた元孤児らの落胆とため息の声漏れる。」と指摘をしています。

去年9月議会で坂本茂雄議員も質問をしています。今回の報道に見られる中国帰国者の介護保障の実態などについて、どう受けとめて対応しているのか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護を必要とする帰国者の方々にとりまして、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や戸惑いを感じられることもあると考えています。また、介護の事業所においては、中国語への対応が十分にできないため、日本語でのコミュニケーションが難しい帰国者の方に対する

きめ細かいサービスの提供が難しい場合があるとお声もお伺いしております。

こうした厳しい状況にあることを受けとめまして、県としましては、介護事業所等で中国語による語りかけを行います語りかけボランティアの確保に向け、高知県ボランティア・NPOセンターのホームページへの掲載や国際交流協会、日中友好協会の関係者への周知などの依頼を行いますとともに、介護関係資格の取得助成について就労生活相談員などの関係者に改めて周知をしたところでございます。

○36番（米田稔君） 高知市潮江地区にあるデイサービスせいきょうやまももでは、利用者定員40人のうち5人の中国帰国者の方が利用をされています。毎朝朝礼で、スタッフみんながよく使う中国語の動詞や形容詞の単語などを練習、帰国者の来所日はキムチや中華風の食事提供を工夫、デイサービス紹介チラシも中国語、韓国語も作成などの努力を続けています。

施設管理者の方は、長い間つらい思いをしてきた人が我慢をして介護サービスを受けられない、ぼつんと一人で置かれることはできない、どんな人にも平等・公平でなければならない、同時に、苦とは思わないが手間も費用もかかると率直に指摘をします。そして、どこの事業所もサービスを提供できるようになるためには、事業所の善意、負担や犠牲ではなく、人員不足の中、手間暇かかるが報酬は同じという実情を改善することが必要ではと話をしています。

必要な人が介護を受けることができるように、なじめずやめることがないように、支援・相談員や自立支援通訳を増員すべきではないかと思いますが、地域福祉部長に伺います。

○地域福祉部長（門田純一君） 現在、国の支援給付を受けます中国帰国者等の生活相談に対応する支援・相談員を県に1名、高知市に2名を配置しております。中国帰国者等からの就労・

健康等の相談や、中国帰国者等が公共機関等のサービスを利用する際の通訳などを行う自立支援通訳を、県において3名を委嘱しているところでございます。

まずは、この支援が必要な方をこうした通訳などの支援サービスにきちんとつなげていきたい、そのように考えております。今後、高齢化に伴うニーズが高まり、現行体制で十分な支援が難しいという場合には、増員に向け、必要に応じて国への要請も行ってまいりたいと考えています。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ただ、現状でも不足しているというふうにその施設の方は言われています。大変従業員の方も御苦労されて片言でも覚えてはいますが、やはりそういう通訳の方が一緒に来てくれる、あるいは巡回をしてくれるというだけでも利用者の方々の思いは全く違いますので、もっと深く検討していただきたい、急いで体制を充実していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

帰国者受け入れに当たっての、介護事業所の必要な経費への支援など、一定の支援を県として行うべきとも思いますが、地域福祉部長にお聞きします。

○地域福祉部長（門田純一君） 介護事業所への報酬自体は国で定めています中、帰国者の方々が安心して介護サービスを受けられる環境の整備に向けまして、これまでの取り組みに加え、国際交流協会に登録されている約60名の中国語通訳のボランティアの方に個別に御協力を依頼するなど、引き続き語りかけボランティアの育成支援や、関係機関と連携をいたしました2世から4世の方々の介護関連資格取得の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

戦後の混乱の中、肉親と離別し孤児となられ、やむなく中国にとどまった中国帰国者の方々は、

長期の残留により言葉、生活習慣、就労などの面でさまざまな困難に直面をされてきております。こういうことも思いますと、しっかりと公的な支援をしていくことが必要であるというふうに考えており、さらに何ができるかを引き続き検討してまいりたいと、そのように考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

部長が言われたように、さらに何ができるかということをしかりと把握するためにも、意見交換会を開催するなどして、高知県の帰国者70人とその家族の方々の暮らしの実態とニーズをぜひ把握していただきたいし、その点について知事にお伺いをしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） これまでも中国帰国者の団体の皆様から随時いろいろとお話をお伺いしてきて、そういう中で帰国者の方々の交流の場の必要性などについてもお伺いをしてまいりました。

そういうことで、このたび交流の場の確保について関係者の皆様にも御尽力賜りながら検討を進めてきた結果、来年度早々には開設を予定していると、そういう段階にもなってきたわけです。

先ほど部長からも答弁をさせていただきましたように、今後何ができるか検討していくに当たっては、御意見も聞いて検討していかなければならないと思います。

こういう交流の場に、例えば高知市の職員さんも行かれる、そういう中においていろいろお話も聞くことになりそうですでしょう。その他適宜必要に応じ、いろいろと御意見を伺う場も設けさせていただくようにさせていただければと、そういうふうに思います。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。中国帰国者の支援に関する有識者会議をやられていますよね、随分以前になりますけれど。その

報告なんかも見ると、中国残留邦人の方が6,000人おいて、家族も含めると2万人の方々が帰国されているわけです。その人たちの意見交換会の概要を見ますと、本当に深刻な皆さんの思いが語られていますので、ぜひ今、知事が言われたように、交流の場を交流館も使って、そういうことも含めてぜひ生の声を聞きながら、できる支援を強化していただきたいということを重ねて要請をしておきたいというふうに思います。

次に、住宅行政について土木部長に伺います。

国土交通省住宅局長は去年3月30日付で、公営住宅管理標準条例案についての改正についてを都道府県などに送付しています。民法の一部改正による債権関係規定の見直し、単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く状況の変化、これまでの制度改正の内容を反映することが改正の理由としています。

まず、県条例改正についてスケジュールも含めた現在の検討状況をお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） 民法改正に伴いまして、県営住宅への入居の際の連帯保証人に関する事項など条例の改正が必要となっており、現在見直し作業を行っているところでございます。

民法改正のうち、連帯保証人に係る規定の施行日は来年4月1日であることから、来年度中に条例の改正を行う予定でございます。

○36番（米田稔君） 今回の主な改正の第1は、今もお話がありましたが、入居手続での保証人の義務づけを行わないこと、条例での規定を削除することです。債権関係の見直しと国交省の説明では、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要としています。重要な改善、前進だと思います。

一方、緊急連絡先を求めることや、さまざま

な問題が指摘されている保証会社の活用を推奨する動きもありますが、今回の見直しの趣旨を損なうおそれがあり、不要だと考えます。

自治体条例では、保証人規定の削除を明確にすることが、今回の改正の趣旨に沿うものだと考えるものですが、土木部長に伺います。

○土木部長（村田重雄君） 保証人に関する規定を削除することのメリット・デメリットを十分検討した上で、方向性を判断していきたいというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 十分検討せんといけません、ぜひ趣旨に沿った形でやっぱり明確な規定を、県民の立場、入居者の立場、そして住まいは人権という思想を貫いて、そのことを改定していただきたいというふうに思います。

主な改正の第2は、家賃の減免または徴収猶予の説明中に、民生部局との十分な連携を追記したことです。標準条例案では、収入が著しく低額であるとき、病気にかかったときなど、このような場合、民生部局とも連携し、収入等の状況や事情を十分に把握した上で家賃減免等の適切な対応を行うことが必要であると追記をしています。

2015年2月議会、前年の9月に県営住宅家賃を滞納した母子家庭の母親が、住宅明け渡しの執行日に無理心中を図って長女に手をかけた千葉県の実例を紹介し、家賃減免制度の充実・徹底、福祉行政との連携強化を提起しました。2017年9月議会でも、県の取り組みと市町村への支援強化を求めたところです。

千葉県の事例を教訓として、県は民生部局との連携をどう進めているのか、土木部長に伺います。

○土木部長（村田重雄君） 入居者が家賃を滞納した際には、住宅供給公社の職員による戸別訪問などを実施しているところです。その際には、入居者の収入や生活の状況を聞き取った上で、

生活に困窮していると判断すれば、家賃減免制度の利用や生活困窮者に対する自立相談支援窓口また福祉事務所への相談を勧めているところです。

また、生活保護を受けることとなった場合には、入居者の家賃負担がなくなる手続を福祉事務所と連携して行っております。

○36番（米田稔君） 関連して、家賃減免制度について伺います。2017年9月議会では、減免世帯数が2015年は803世帯、減免の割合が約20%、2017年は1,153世帯、入居世帯総数3,889の約30%と答弁されています。大変努力をされていると思います。同時に、非課税など減免制度利用可能な方が推定1,700世帯でしたが、そのうちの約550世帯、30%余りの方が利用されていませんでした。

現在の県営住宅家賃減免状況について伺います。

○土木部長（村田重雄君） ことし2月末時点の入居世帯数は3,793世帯でありまして、その約3割、1,179世帯が家賃の減免制度を利用しております。

減免制度を利用できるにもかかわらず申請していない世帯もあることから、全世帯に対しまして、毎年収入申告の案内時と家賃決定通知時、この2回にわたりまして家賃減免制度を説明したチラシを同封いたしまして、制度の周知に努めているところでございます。また、やむを得ず滞納をすることになった方には、戸別訪問時に家賃減免制度の説明を行っているところです。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。ただ、今の答弁は、2017年とほとんど変わっていませんよね、状況がね。それ以前は大分改善されていたわけですけど。

なぜなかなか利用されないのか、またどういう手だてをすれば皆さんが所得にふさわしく減免を利用するというふうになるとお考えなのか、

お伺いしたいです。

○土木部長（村田重雄君） 減免制度を利用できるにもかかわらず申請しておられない方が約3割引き続きおられますので、その方には丁寧な説明をして制度の周知に努めていくことが利用促進につながるものというふうに考えてございます。

○36番（米田稔君） 年に2回文書を同封してくれていますので、それは今までと同じ対応なんですよね。今部長はその方と言われますけれども、その方に直接お話しすることは多分ないと思うんです。そういう、やっぱり醸成というか雰囲気をやっぱりつくりながら、本当に皆さんが受けられる対象ですよ、ぜひ受けてくださいよということがわかるような対応をとらないと。当然受けたくないという人もおりますけれども、必要な方がまだ受けられていないということは現に残っていますので、さらなる知恵と力を尽くしていただきたいというふうに思います。

それで、国土交通省の資料によれば、全国の都道府県と市町村の公営住宅について、管理戸数、家賃滞納世帯数、家賃減免世帯数が示されています。高知県は、2016年度管理戸数が1万2,194戸で、減免世帯数2,421戸、減免割合は19.8%、約20%となっています。県営住宅のみの減免割合は約30%ですから、市町村の取り組みの強化が求められているというふうに思います。

県下の市町村の家賃減免制度の利用状況について伺います。

○土木部長（村田重雄君） 県下の市町村営の住宅の家賃減免制度を利用している世帯の割合は、平成28年度末の時点で管理戸数全体に対しまして13.6%と把握しているところでございます。

○36番（米田稔君） もう少しあるかと思ったんですけど、県の約30%の割合からいけば非常に低いし、さらに努力をされるということですよ。市町村へのいろいろな技術的な支援も含めて、

住民の方に、市町村民の方にもっと受けられるような、そういう関係をつくっていく必要があるというふうに思うんですが、県として市町村にどんな援助、支援ができるのか、してきたのか、お願いします。

○**土木部長（村田重雄君）** 県としましては、県の取り組み等を市町村に情報提供を行ってきているところがございます。

○**36番（米田稔君）** 結果として13.6%ですけれども、極めて低いし、住民の皆さんに市町村営住宅のそういう制度を十分周知されているのか、あるいは住民税非課税の方が受けられるという、そういうそれぞれの市町村、自治体の減免制度が充実されたものになっているのかどうか。そこら辺本当に親身になって、市町村のそれぞれの自治体のことですが、市町村民の住民の皆さんは県民ですから、そこら辺はきちっとやっぱり協力・連携もして、住民の皆さんの役に立つ公営住宅ということでぜひ努力していただきたいというふうに思います。

それで、国交省のを見ますと、管理戸数に対する家賃減免世帯数割合が一番高いのが、愛知県で43%、100人のうち43人の方が減免制度を受けられているんですね。今の市町村からいえば13%ですから、3倍を超える開きがありますよね。鳥取県も39%、東京でも32%、岡山県は31%などとなっています。

こうした県の取り組みにしっかり学んで、県も市町村も家賃減免制度の充実を図るべきだというふうに考えますが、土木部長にお聞きをします。

○**土木部長（村田重雄君）** 家賃減免制度の利用率の高い県につきまして、その背景ですとか取り組み状況を情報収集してまいりたいと思います。

○**36番（米田稔君）** まず情報収集せんといけませんけれど、今回全市町村、県も含めて住宅設

置管理条例の見直し改正をしないといけませんから、これも機会にしてぜひ状況だけではなくて、住民の皆さん、住居は生活の土台ですから、本当に役立つ公営住宅になるように一致協力をして、ぜひ改善させていただきたいというふうに思います。

次に、敷金について伺いますが、岡山市は昨年末に岡山市営住宅条例を改正しています。2017年の民法一部改正、改正公営住宅管理標準条例案を踏まえて、連帯保証人とともに敷金の規定を削除、廃止し、徴収しないことを決めました。これらを取り入れた県条例の改正を検討すべきと考えますが、土木部長に伺います。

○**土木部長（村田重雄君）** 2017年の民法の一部改正、また改正されました公営住宅管理標準条例案では、敷金の取り扱いを大きく変える改正は行われていないと認識しております。

一方、岡山市では市営住宅条例を改正し、敷金規定を削除したと聞いておりますので、まずは岡山市が条例を改正した背景や改正前後の状況の変化について把握してまいりたいと思います。

○**36番（米田稔君）** 確かにそうなんですが、国民的に、世論的に敷金のあり方が裁判にもなったり、最高裁で判例があったりしているわけですから、そこをやっぱり重視してやる必要があるし、もともと負担が重たい、2009年から入居収入基準が引き下げられて、25万9,000円の入居基準が15万8,000円になっていますから、今の公営住宅はますます低額所得の人しか入れないという公営住宅になっているわけですよ。その人たちから3カ月分の家賃分を敷金として納めてもらうわけですから、県民の皆さん、入居される方にしたら、とっても重たい状況になっています。これが1つあると思うんです。

2つ目には、民法改正は賃借人の原状回復義務規定が改正をされまして、これで最高裁で訴

えられて、敷金を取ることは無効だという裁判判例があったわけなんです。ですから、高知県の条例をどうするかということに当たっても、このことをやっぱり真摯に受けとめないといかんというふうに思うんです。それで、その最高裁の例なんか見ると、入居者が住宅を通常の用法に従って使用していれば原状回復義務は生じない、そういう市民的ないろんな裁判の事例も広がる中で、岡山は英断をしたわけです。

このことは確かに標準条例案の改正にはないですけど、今公営住宅をめぐってそこまで来ているということですから、もっと前向きに検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、ぜひ廃止に踏み出す、そういうときだというふうに思うんですが、そういうことも含めて検討されますか、部長にお伺いします。

○土木部長（村田重雄君） まず、岡山市の条例改正は、実際どういう背景で、また改正をした前後にどういう状況が変わってくるかという状況も踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○36番（米田稔君） 後でちょっと言うつもりでしたけれど、来年の4月にはもうできちよかないかんわけね。そのことからいうたら、県の取り組みは遅い。もっと意欲的に前向きな改正をしないと、何かスケジュール的な事前の話聞いたときも、私はこれでいいのかなと。もっとやっぱり公営住宅の役割について積極的に捉えて、それを改善していくような方向での改正の検討を、私はしていただきたいということを再度要請をしておきたいと思えます。

それで、住宅の修繕費用の負担区分についてですが、昨年末にUR都市機構が居住者負担で修繕する項目の見直しを発表しました。その結果、現行81項目の約8割をUR都市機構の負担としました。入居者の皆さんの声と運動、国民

世論による大きな前進だと思います。

これらを参考にして、県営住宅においても見直しが求められるというふうに思いますが、見直しに当たっての基本的な方針、進め方について部長に伺います。

○土木部長（村田重雄君） 県営住宅の修繕につきましては、基本的に畳の表がえ、障子やふすまの張りかえ、破損したガラスの取りかえ等軽微な修繕ですとか、附带施設の構造上重要でない部分の修繕を除きまして県の負担としているところでございます。

今回のUR都市機構が行った修繕項目の見直しの詳細についてはまだ把握しておりませんが、UR都市機構が実施することとなった項目には、畳床の取りかえ、ふすまや障子また床板の修繕といった、従来から県が行っているものも含まれていると聞いているところです。

今後、UR都市機構の見直し項目について精査するとともに、他県の状況なども注視していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） ありがとうございます。

2017年に改正された民法では、自然な劣化の修繕費は貸し主の負担と明文化されました。これを受けて国土交通省は、賃貸住宅標準契約書を改定しています。

こうした変更、改善に基づいて、障子紙やふすま紙の張りかえ、畳の表がえなどは当然貸し主負担に変更すべきと考えますが、土木部長の見解を伺います。

○土木部長（村田重雄君） 国は、公営住宅を対象としました公営住宅管理標準条例案につきまして、現在その改正を検討していると聞いております。

今後、その改正結果も踏まえまして判断していきたいと考えております。

○36番（米田稔君） この賃貸住宅標準契約書、これが何度かにわたって出されていますけれど、

別表4として入居者負担、賃貸し人負担の別表があります。畳表の取りかえ、裏返し、障子紙の張りかえ、ふすま紙の張りかえ、LED照明の取りかえ、これは全部入居者負担から賃貸し人負担に変更した、国土交通省の賃貸住宅標準契約書になって、これが今最終の国交省の姿勢なんです。

ふすまとかいろいろかえるのは、本来家主が負担すべきものなんです、自然に劣化したものですからね。故意とかの場合ではないですから。そういうことからしたときに、入居するときに家主のほうが地位的に上になりますから、合意契約ということになっていますが、それによってこれをいつまでも最初から条例でうたい、契約とみなして入居者の人に負担を求めるのではなくて、本来の立場に戻しなさいというのが、今流れになってきているわけです。

ぜひ、このことも深く検討していただきたいというように思いますが、部長に伺います。

○**土木部長（村田重雄君）** 昨年国が改定された賃貸住宅標準契約書、これは民間住宅を対象としたものというふうにお聞きしております。

先ほど申し上げましたが、国は公営住宅を対象としました公営住宅管理標準条例案につきまして、現在その改正を検討しているという状況でございますので、その改正結果も踏まえまして判断させていただきたいと考えております。

○**36番（米田稔君）** その中に同じところに、例えば家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡、これも家主負担なんです。畳の変色、フローリングの色落ち、これも経年劣化ということで家主持ちなんです。今そういうところへ来ていますから、やっぱりきっちりとそこを見て、県民の立場からこの条例改正をぜひ進めさせていただきたいというふうに思います。

最後に、知事にお聞きしたいんですけども、今聞かれた状況で、私はもっと専門家も含めて

——22年ぶりの条例改正なんです。そのことからいうたら、本当に何々を見てとか、そういう岡山市の取り組みから見たら非常に積極的ではないという受けとめ方をせざるを得ないです。

もっとやっぱり県民のために、住まいは人権という立場から検討していただきたいというふうに思うんですが、知事の受けとめをお聞きしたいと思います。

○**知事（尾崎正直君）** よく情報収集をしてスピード感を持って対応したいと思います。

○**36番（米田稔君）** 今、県は4,000、それから全県で1万2,000の公営住宅があります。ホームレスという社会問題がありましたように、家は本当に生活の土台ですから、それを県が、市町村が一つの役割を担っているわけですから、そういう思いを持ってぜひ県条例の改正含めて市町村とも協力しながら進めていただきたいということを再度要請をして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○**副議長（坂本孝幸君）** 以上をもって、米田稔君の質問は終わりました。

ここで午後1時35分まで休憩といたします。
午後1時30分休憩



午後1時35分再開

○**副議長（坂本孝幸君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩正好君の持ち時間は50分です。

24番黒岩正好君。

○**24番（黒岩正好君）** それでは最初に、高知市北部を流れます、久万川、紅水川の浸水被害対策について伺いたいと思います。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発をしております。高知市では、平成26年の豪雨で久万川、紅水川が氾濫したことで、万々商店街を初めとする高知市北部地区で浸水被害が発生をしました。このため私どもは政府に対して、中小河川の緊急治水対策の推進を訴えてまいりました。このことを受け政府は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施を決定し、本年度の補正予算から対策がスタートします。

今議会に提案をされております、平成31年度予算案及び2月補正予算案では、この緊急対策事業を活用した、近年の豪雨等を踏まえた中小河川の治水対策費用が盛り込まれております。

そこで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算を活用し、この久万川、紅水川の浸水被害の軽減に向けてどのような対策を行うのか、土木部長に伺います。

○**土木部長（村田重雄君）** 久万川、紅水川、両河川の水位を低減させるために、久万川では河床掘削、紅水川ではヨシなどの除去を実施することとしております。

具体的には、久万川につきましては、紅水川合流点から下流方向に約1,500メートルの区間におきまして河床掘削を予定しており、紅水川と合わせまして平成31年度予算案には2億5,000万円を計上しているところでございます。

○**24番（黒岩正好君）** この河床掘削につきましては、昨年の9月議会での私の質問に対しまして、堆積状況を把握してその効果を検討中ということでございましたが、どのような効果が得られたのか、土木部長に伺います。

○**土木部長（村田重雄君）** 9月議会では、久万川の下流部の測量結果をもとにしまして、どの区域で、どの程度の土砂を撤去すれば、どのような効果があるのかにつきまして検討中というふうにお答えをさせていただきました。

検討の結果、平成26年8月豪雨と同程度規模

の洪水が石神橋の桁に当たらないよう、水位を約20センチメートル低減させるためには、久万川の紅水川合流点から下流方向約1,500メートル区間で、おおむね干潮時の水面の高さまで堆積土砂を取り除く必要があることを確認したところでございます。

○**24番（黒岩正好君）** 地元住民にとりましては、悲願の浸水被害が軽減できるということで、大変うれしい限りであります。

そこで、土木部長、今回の対策でしゅんせつの容量はどれだけの程度と見込んでいるのか、伺いたいと思います。

○**土木部長（村田重雄君）** 紅水川合流点から下流1,500メートルの区間で、7,000立方メートル程度の除去を予定してございます。

○**24番（黒岩正好君）** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、県営住宅の高齢単身世帯への対応につきまして伺いたいと思います。

急激な人口の高齢化や核家族といったライフスタイルの変化によりまして、高齢単身世帯が急激に増加をしております。平成27年の国勢調査によりますと、全国で65歳以上の一人のみの高齢単身世帯は592万8,000世帯、20年前の平成7年の220万2,000世帯から372万5,000世帯増加し、一般世帯の11.1%を占めております。

一方、高知県では、高齢単身世帯は5万2,000世帯で、平成7年の2万9,000世帯から2万3,000世帯増加をし、一般世帯の16.5%となっており、全国一高い割合となっております。そこで、県営住宅に限ってみますと、高知県住宅供給公社の資料では、平成29年時点で高齢単身世帯は785世帯で、県営住宅入居世帯の20.2%を占め、全国一高い高知県全体の割合をさらに大きく上回っておるわけでありまして。

そこで、こうした県営住宅の入居者の高齢単身世帯の状況の認識について土木部長に伺いま

す。

○**土木部長（村田重雄君）** 高齢者が県営住宅への入居申し込みをする場合には、入居者決定の抽せん時に当選確率が高くなる優遇措置を設けております。また、入居後に配偶者が亡くなられても引き続き世帯用住宅への入居を認めていることから、全入居者世帯数に占める高齢単身世帯の割合がおのずと高くなっているものと考えております。

このことは、県営住宅が高齢者が住宅を確保するために一定の役割を果たしているものと認識しているところでございます。

○**24番（黒岩正好君）** こういった高齢化の進展に伴いまして、高齢単身世帯の生活者というのは、加齢に伴い健康不安を抱えながらも健康管理が十分できなくなったり、生活不安を抱えながらも家族関係や近所や地域のつき合いが希薄になっている現状では、社会から孤立していくことが懸念をされます。

社会からの孤立は、病気などで動けないなど異常状態に陥った場合に助けを求めることができず、周囲に発見されないまま手おくれとなってしまうケースなどが考えられるわけでありませう。これらの高齢者の社会からの孤立を防ぐためには、地域や社会とのつながりを保つための受け皿づくりが求められており、各自治体においてもさまざまな方法での見守りが行われております。

各県の住宅供給公社の見守り活動等の中から、看護師資格を有する職員による訪問活動を実施しております長崎県の住宅供給公社の取り組みを参考にして、高知県住宅供給公社も今年度から訪問活動を実施しているようではありますが、取り組みの状況について土木部長に伺います。

○**土木部長（村田重雄君）** 県営住宅の高齢単身世帯では、今後孤独死や認知症になる高齢者の

増加が懸念されることから、今年度から看護師資格を有する公社職員による、75歳以上の高齢単身世帯への訪問活動を行っているところです。

具体的には、定期的に訪問し、身体・精神の健康状況、介護等のサービスの利用状況、家族・近隣との交流や外出の状況等を把握しているところです。昨年6月から高知市内の4団地、99の高齢単身世帯を対象にこの活動を開始し、昨年10月からは高知市内の2団地、45世帯を追加し、合計で6団地、144世帯を対象に行っているところです。

○**24番（黒岩正好君）** こういった訪問相談等の活動に対する高齢単身の皆さん方の受けとめ方はどんな感じでしょうか、土木部長。

○**土木部長（村田重雄君）** 訪問先の単身高齢者の方からは、訪問を重ねるうちに、家族のような話しやすさを感じるので訪問を心待ちにしているといった言葉も聞かれるなど、おおむね好意的に受けとめていただけているものと考えております。

○**24番（黒岩正好君）** 非常に好意的に受けとめていただいているということでございます。今6団地、144世帯ということで答弁がありました。

県下の恐らく62団地ぐらいあるかと思いますが、私は、その団地全部、その対象となる方に対しては、土木部が予算を組んで、これらの活動を通して高齢者の単身世帯の皆さん方に対するさまざまな訪問活動を実施すべきと考えますが、土木部長はどういう見解をお持ちでしょうか。

○**土木部長（村田重雄君）** 高齢単身世帯への訪問活動により、社会から孤立しがちとなる単身高齢者の状況を把握するという事は、県営住宅の適正な管理にも有効だというふうに考えているところでございます。

しかしながら、現在の体制でこの取り組みを拡大することは難しいところもあることから、

今後は訪問活動の効果を踏まえまして、関係市町村の福祉部局と連携した取り組みも検討していきたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） ぜひとも県下の、段階的でも結構だと思いますので、広げていただくように御努力をお願いしたいと思います。

次に、高知県公営住宅等長寿命化計画が平成30年度で終了することとなっております。これまでの取り組みの状況について土木部長に伺います。

○土木部長（村田重雄君） 高知県公営住宅等長寿命化計画は、県営住宅の長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的に策定しているものでございます。

これまで、この計画に沿いまして耐震性不足の県営住宅の建てかえを平成26年度までに完了させたところでございまして、現在耐震化率は100%となっております。また、最も古い2団地につきまして、全面リフォームを行い、またあわせまして室内のバリアフリー化を行って共用部分にエレベーターを設置するなど、高齢者対策を進めてきたところでございます。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。新年度から新しい長寿命化計画等も計画策定中のようにございますので、しっかりとさまざまな視点からの対策を検討いただきたいと思います。

次に、高知市旭地区の本宮川的环境改善について伺いたいと思います。

平成14年8月5日の高知新聞の見出しには、「本宮川 水門閉鎖で魚大量死」、「自然保護か水害対策か」とあります。リード文には、「高知市旭街地区の本宮川で、大雨のたびにイダやハヤなど小魚が大量死している。水害対策として、市が鏡川から取水する水門を完全閉鎖するのが原因。いったん閉鎖すると本宮川は数日間干上

がり、多いときは数百匹の死がい散乱する。周辺はホテルの幼虫放流など自然保護の機運が高まっているだけに、「何とかならないか」と心を痛める住民も多い。防災面を強調する市側に対し、水流を確保するよう訴えている。」との記事であります。

理由は、昭和50年と51年の台風被害で本宮川の水があふれ、周辺の家屋が浸水被害に遭った苦い経験があるため、鏡川取水地点に可動堰が整備をされ、昭和55年から水門閉鎖の基準が厳格に運用されてきており、約40年の月日が経過をしております。

先日、地元の皆さんが集まって、本宮川的环境改善対策の会が行われました。大雨が降り、鏡川が増水するたびに本宮川に水が流れなくなる、いわゆる水無川の改善を求める声が多くありました。さらには、本宮川の前には旭小学校があり、子供の通学路に魚の死骸が散乱している状況は、環境教育の上でも好ましくない等の意見も出されておりました。

そこで、通学路沿いに魚の死骸が散乱している状況を目にすることは、まことに残念なことではあります。環境教育や防災教育を進めていくきっかけにもなると思います。教育長はどのように思われているのか、見解を伺います。

○教育長（伊藤博明君） 子供たちが身近な自然に興味を持って自然環境の問題点を明らかにし、自然を大切にすることや人間と自然が共存することの重要性について学習を進めていくことは大切なことと考えております。旭地区にある小学校では、子供たちが理科や総合的な学習の時間を使って、学校の近くの本宮川やそこに生きる水生生物を教材に環境についての学習を進めていると聞いております。

今回お話があった本宮川状況については、自然保護の視点などからは残念なことではありますが、こうしたことをきっかけとして地域の現

状をさらに多面的に捉え、環境教育や防災教育を進めていただきたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） 高知市の管理する本宮川ではありますが、水無川となることは、大雨で鏡川の水かさが増すことにより起こる現象であります。

そこで、抜本的な解決のためには、何らかの対策を講じることにより生態系を守ることにも検討すべきと思いますが、土木部長はどのような考えをお持ちか、伺います。

○土木部長（村田重雄君） 昭和50年と51年の台風で本宮川の水があふれ、周辺の家屋が浸水被害に遭った苦い経験がありますから、地域を浸水被害から守るために、洪水時に水門を閉鎖し、本宮川に水を流さないようにすることは極めて重要なことであると考えております。

一方、公共事業におきまして環境への配慮を行うことは、社会的に求められているところでもあります。本宮川に生息する魚などへの対策につきましては、取水堰及び本宮川の管理者である高知市が実施しているところですが、本宮川の川底を部分的に深くし、通水がなくなった際に魚の逃げる場所などを増設する予定と聞いているところです。

○24番（黒岩正好君） 水門の閉鎖時に鏡川の取水口付近から本宮川にポンプアップして、生息できる水量を確保する方法なども考えられると思います。

そこで、高知市から県に対して協議や申請があった場合に、許可をするのは可能なのか、土木部長に伺います。

○土木部長（村田重雄君） 本宮川の水量を確保するために鏡川にポンプを設置することにつきましては、現在許可している本宮川の取水量の範囲内で、かつ設置する施設が洪水時に悪い影響を及ぼさない構造であれば許可することは可

能であります。

○24番（黒岩正好君） ぜひとも、市から相談があった場合は、早急に許可を出していただくようお願いをしたいと思います。

次に、移住の促進につきまして伺いたいと思います。

平成26年度の移住は403組、平成29年度は816組、平成30年度は900組の目標も達成目前とのことで、最終年度の第3期の産業振興計画の目標であります1,000組への取り組みも着実に成果を示してきており、定常化への期待も高まる場所でもあります。そういうことから、この5年間大変関係部局に御努力いただきまして、大変大きな成果を上げてきていると思っております。

そういう意味で、この5年間の取り組みにつきまして知事の思いを伺いたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 御指摘いただきましたように、この平成25年度から抜本強化しました移住促進策について、随分移住者の方もおいでいただくようになりました。平成23、24年当時というのが120組、大体220人、240人ぐらいだった移住者の方が、平成29年度は816組1,198人おいでいただいているということでありまして、本当にありがたいことでもあります。この中において、狭義の移住施策と広義の移住施策、それぞれ随分対応が強化されてきたと思っております。

移住専属にかかわるところの施策について、例えば移住コンシェルジュの増員が図られてきたり、また専属の担当者を多くの市町村が置かれるようになったり、多くの移住サポーターの皆様にお助けをいただいたり、さらに近年は移住促進・人材確保センターという形でオール高知の体制というものもできてくるようになりました。

どれだけ担当の皆様方が随分力量も上げて頑張っていたかということを実に物語る数字があるわけではありますが、新規の相談者数

に対し、実際に移住された方の割合というものを見ますと、これが平成26年度当時の実績で大体12%ぐらいなんです。しかしながら、これが平成29年度の実績では19.5%と、随分上がってきておまして、結局相談いただいた方を的確に移住にお導きするということについて、本当に皆さんがよき連携リレーを発揮いただいているその証左だと、そのように思っています。

さらに言えば広義の移住施策ということになりますが、これは端的に言ってそれぞれの地域に、移住者の皆様に本当にその志を満たしていただく、またお暮らしについて満足いただけるような雇用をつくり出す、そういう住環境をつくり出す、そういうことが大事だということになってくるんだろうと思います。

そういう意味において、それぞれの地域においてさまざまなプロジェクトの展開がされたり、そういう中で的確にその担い手のニーズというものを拾い上げていく、そういうような取り組みというのが進んできていると。また、このことがやはり大きな背景となって移住の促進ということにつながってきているんだろうと、そういうふうに思います。

ただ、これまでも申し上げてまいりましたように、今や埼玉県まで一生懸命移住促進をやろうとされるような、本当に地域間競争が大変厳しくなっている時代であります。本県は大変災害の多い県ということもありまして、そういう中において引き続き地域の担い手ともなってもらえるような皆様方にたくさん移住者として来ていただくためには、我々の施策を常に進化させていかなければならないと、そのように考えています。

そういうことで、平成31年度も新たに施策の進化を図っていこうということでございます。

○24番（黒岩正好君） 大変に、知事のおっしゃるとおり、各部局が取り組んできた成果のあら

われだと思えます。

そこで、この基本となる項目について確認をしたいと思えます。

初めに、ステップ1の「高知を知って・好きになってもらう」については、高知家プロモーションの推進によって高知家の認知度が向上したというふうにしておるわけですが、具体的にどうなのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 高知家の認知度は、首都圏と関西圏でのインターネット調査によりますと、スタート時、平成25年10月の調査では21.9%、最も高かったのが平成28年3月の36.4%、直近昨年10月になりますが29%と、今もおおむね3人に1人が認知しているという高水準をキープしているものと考えております。

○24番（黒岩正好君） 次に、ステップ2の「移住に関心を持ってもらう」については、SNSを通じた情報発信やメディアへの広告等の情報提供が行われているが、この効果の検証はどういうふうに行っているのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 高知家プロモーションやSNSでの情報発信などによりまして、「高知家で暮らす。」のホームページのアクセス数は、平成24年度の約26万件から平成29年度は約51万件と大きく増加をしております。

また、広告につきましてはターゲットに応じてさまざまなメディアを活用して展開しておりまして、今年度は東京、大阪で開催します就職・転職フェアにUターンを希望する方に多く参加をしてもらうために、県内にお住まいの家族をターゲットとして県内のテレビ、新聞での告知の回数を大幅に増加したところであります。

この結果、フェアの参加者の約65%を高知県出身者が占めるとともに、フェアを知ったきっかけとして、家族、知人に勧められたという方が約4割となりますなど、成果につながったと

感じておりますので、引き続きターゲットに応じた効果的なプロモーションを展開したいと思っております。

○24番（黒岩正好君）　そこで、ステップ1と2の取り組みを踏まえまして伺いたいと思います。移住ポータルサイトの「高知家で暮らす。」や求人ポータルサイトの高知求人ネットのアクセス数の現状をどう分析しているのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君）　先ほど申し上げましたさまざまなプロモーションによりまして、「高知家で暮らす。」のアクセス状況は、今年度は直近の1月末時点で約36万回、地域別で申しますと、関東が37%、関西が29%となっています。また、約6,300件の本県での仕事を網羅しました高知求人ネットへのアクセス数は、1月末現在で約22万回、これも県外からが約7割を占め、関西29%、次いで関東25%となっております。

こうした傾向は、本県への移住者が関東圏、関西圏に多いことにつながっているものと考えております。

○24番（黒岩正好君）　昨年12月末時点の新規相談者数が3,484人となっております。先日の新聞報道では、ふるさと回帰支援センターを利用する方へのアンケートで、現地での暮らしぶりをわかりやすく説明している自治体への関心が高いと、そのような分析結果を紹介しておりました。

こうした方々の相談内容の分析をして移住に結びつける努力をされていると思いますが、状況はどうか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君）　昨年度の移住促進・人材確保センターの相談窓口への相談内訳を見ますと、仕事に関するものが約3割と最も多く、次に住まいが約2割となっております。

センターの移住交流コンシェルジュがこうした相談の多い仕事や住まいなども含め、暮らし全般の相談に対応できるよう、地域の情報の収集に加え、1次産業の相談会や研修施設にも足を運ぶなど、日常的に市町村や関係機関との連携を図っているところです。また、相談内容につきましてはデータベースに登録しまして、コンシェルジュ間でシェアをすることでそれぞれのレベルアップも図り、相談から移住へと着実につなげているところであります。

○24番（黒岩正好君）　次に、ステップ3の「移住に向けた主体的な行動に移ってもらう」については、都市部における移住相談会あるいは移住体験ツアーなどが行われておるわけですが、どのような効果の検証がされているのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君）　県内ほぼ全ての市町村が参加し、東京と大阪で開催しております高知暮らしフェアの昨年度の参加者753組のうち、現時点で本県へ移住をされました方は74組となっており、参加者の約1割が移住するなど、効果的なフェアになっておるものと考えております。また、平成25年度から平成27年度までの3年間で9回開催しました本県への移住体験ツアー、この参加者64組のうち、現時点での移住者は16組と、参加者の25%が移住をするという成果にもつながっているところであります。

このように、常に効果を検証しつつ取り組みも進化させてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君）　やはりこのステップ3の主体的な行動に移ってもらうというのは、ここに非常に重要な視点があるかと思っておりますので、さらなる努力をお願いしたいと思います。

次に、ステップ4の「移住について真剣に考えてもらう」については、市町村のサポート体制の充実や移住促進・人材確保センターと市町

村等との一体的な取り組みが行われておるわけ
であります。

移住者の最終判断となる、仕事、住居、生活
環境等の情報提供機能が十分に行われているか
どうか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） まず、仕事
の情報につきましても、都市部の若者の志を満
たす地域での多様な仕事を初め、企業や1次産
業、福祉の求人など、現在約6,300件の求人を掲
載している高知求人ネットを活用して提供する
ほか、1次産業系の求人につきましても、就農
コンシェルジュや漁業就業支援アドバイザーに
もつなぎ、現地でのサポートなども行っている
ところです。また、住居や生活環境の情報は、
より身近な市町村の移住相談員により提供され
ておりまして、市町村では実際に移住を決断さ
れる前に、ミスマッチを防ぐため現地を体験し
ていただく移住体験ツアーやお試し滞在住宅の
紹介などを行っております。

こうした県と移住促進・人材確保センター、
そして市町村の連携により、移住希望者のニー
ズに応じた情報提供を行っているところであり
ます。

○24番（黒岩正好君） 次に、ステップ5の「高
知に安心して住み続けてもらう」については、
地域移住サポーターの取り組みや移住者間の交
流等のネットワークづくりが大切と思うわけで
あります。その取り組みの状況について産業
振興推進部長に伺いたいと思います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 地域での移
住者の身近な相談役であります地域移住サポー
ターは、年々増加しておりまして、ことしの1
月末現在で22市町村、143名となっております。

この地域移住サポーターには、空き家の紹介
などを通じた受け入れへのサポート、それから
移住して間もない方への相談対応や、移住者間
の交流の場づくりなど地域への定着、こちらの

ほうもサポートをしていただいております、
こうした地域に密着した取り組みが移住者の地
域への定着率約9割にもつながっているものと
考えております。

○24番（黒岩正好君） これらステップ1からス
テップ5の5年間の取り組みを踏まえて、平成
31年度の移住促進策については、地域間競争が
確かに進んでおる、知事も言われたとおりで
ございますが、その中でいかに高知の強みを生か
し、より戦略的な取り組みを行うかということ
で、3つの視点を掲げておるわけでありまして。
これらの取り組みについて伺いたいと思います。

まず、1点目のリーチを広げる取り組みとい
うことで、首都圏における本県出身者や本県ファン等のネットワーク化による送り出し機能を強化するということを掲げておるわけでありまして、これは具体的にどう取り組んでいくのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 来年度は本
県への移住者が多い首都圏においてさらに移住
を促進していくため、SNSなどを活用して高
知県コミュニティをつくってまいりたいと考
えております。

このコミュニティは、県人会の方々など県
出身者の方々や龍馬パスポート保持者などの高
知県ファン、そして高知県には余り関心がない
方などに広く呼びかけまして、多くの方々に参
加していただくことを目指しております。

このコミュニティのメンバーに対しまして
は、SNSによる本県情報を発信することに加
え、首都圏で開催します本県の移住相談会や
産業系のセミナー、それからさまざまな交流会、
学習会などへの参加を促すことによりまして、
本県への関心を高め、U・Iターンへつなげて
まいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） このリーチを広げる中で、
他県との差別化した方法での情報発信を掲げて

取り組んでおるわけでありますが、今後どのように取り組んでいくのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 他県との差別化ということで申しますと、本県に移住されました方は、本県のそれぞれの地域での仕事に大変やりがいを感じている方が多く、そして地域もそういう方を望み、ともに仲間として働こうという傾向が非常に高いということから、そうしたいわゆる志移住に向けた取り組みを、さらに本県としては進めてまいりたいと考えているところであります。

このため、都市部の若者の志を満たすような地域の担い手としての多様な仕事を地域地域で掘り起こし、高知求人ネットなどを通じて魅力的な仕事として発信をするとともに、志移住がイメージできるように、先輩移住者の仕事ぶりあるいは地域での活躍などを「高知家で暮らす。」ポータルサイトなどにおきまして動画による発信なども行ってまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 次に、2点目のアクティブに働きかけるについては、地域の支援機関と連携した伴走支援の強化とあるわけですが、具体的な取り組みについて産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 来年度は移住促進・人材確保センターに新たに3名の求人支援コーディネーターを配置しまして、まず1点目として、商工会や商工会議所などの地域の支援機関と連携をしまして、特に中山間地域において潜在化している人材ニーズを掘り起こします。

そして第2として、その人材ニーズの求める人材像を明確化しつつ、専門家の派遣なども通じて地域が求める魅力的な仕事として磨き上げてまいります。

さらに第3に、事業者がみずから魅力的な求

人広告を作成できますよう、事業者自身による情報発信力も高める、こうした3つの点を中心に県内事業者を、しっかりと寄り添う形で伴走支援、サポートしてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 次に、3点目のゲートウエーを広げるについては、市町村と連携をして受け入れ体制のさらなる充実を図るというふうにしているわけであります。

この移住者の受け皿となる住宅確保が最も重要であろうかと思えます。市町村でばらつきがあると思えますが、状況はどうか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 市町村が移住者に紹介できる空き家のストックでございますけれども、民間の賃貸物件が多い高知市や南国市の中心部を除きまして、この1月末現在で22市町村、295戸となっております。市町村によりまして数戸程度から40戸余りということで、市町村の規模にもよりますけれども、ばらつきが生じているところであります。特に中山間地域には賃貸物件も少ないことから、市町村がみずから空き家を提供する仕組みを設けておりまして、今年度は29の市町村において190件の移住者向けの住宅の改修が行われることになっております。県もこれに対しまして補助金による支援を行っております。

今後、移住者の増加に向けましては、さらなる住宅の確保が必要であり、こうした支援に加えまして、空き家をスムーズに活用可能にしていくために、今年度新たに立ち上げました県内19の空き家再生・活用促進専門家グループの協力も得ながら、特に中山間地域において市町村が移住者向けの住宅をしっかりと確保できるようにバックアップしてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） 1,000組の定常化というこ

とで取り組みがされていくわけでありますが、この住宅確保、先ほど部長から答弁いただきましたけれども、各市町村によってもばらつきもありますし、1,000組に対する住宅確保がなかなかままならない状態だと思います。

これに対して、さらなるてこ入れをしていかなきゃいけないと思いますが、もう一步深めてどんなふうに取り組んでいくのか、そのあたりをどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 高知県内では毎年大体2,000戸程度の空き家が、今現在としては出ているような状況にもあります。特に市部を中心にになりますけれども、そちらのほうは高知市ほか不動産関係団体などもございますので、そちらとも連携しながら、そうした空き家の提供、掘り起こし等について一緒に進めていきたいと思っております。

また、一番問題になりますのは、やはり中山間地域でありますので、住宅をなかなか空き家になっても貸したがないといった方も非常に多いし、どうやって改修したらいいのかということがわからないという方々も非常に多いというふうにお聞きをしております。先ほど申し上げました空き家再生グループは、工務店の方々、それから設計事務所の方々など多くの専門家で構成をされておりますので、そうした方が気軽に所有者並びに市町村からの相談を受けることで、スムーズに空き家を移住者向けに改修するとか提供するとかといった一連の仕組みの中で、しっかりと市町村が住宅を確保できるようにサポートしていきたいと思っております。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

ちょっと知事にもお伺いしたいと思いますが、県下30の市町村の中で、上位10番までの移住者数等は公表されております。どうしてもやはり県下それぞれ違いも出てきている状況の中で、いかに各市町村が移住を受け入れるだけの環境

整備をできるかということは、県も相当てこ入れをしていかなきゃいけないと思うんですが、そのあたり知事はどんなふうな思いでおられるのか、伺いたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 1つ、何といたっても移住者の方が来られて暮らしていけるということが大事。そのためには、雇用があるということが大事です。この雇用については、何もでっかい工場がなければならんとか、そういうことは決してなくて、例えば今、今後放っておけば耕作放棄地が生まれてくるのだということは、すなわちそこに雇用があるということと表裏一体であります。

しかしながら、それが雇用につながる形で情報発信されないと、移住者、担い手の確保につながっていかない。ですから、各地域地域においてしっかりとその潜在的な人材ニーズ、雇用をしっかりと把握して、また地域アクションプランなどを通じて作り出して、それを的確に発信するというのを、各市町村でしっかり行っていくということが大事だろうと、そういうふうに思っておるところです。

そういうことから、商工会や商工会議所が各地域にあり、ほぼ県下全域をカバーしているわけですが、その皆様方と一緒に経営計画の策定支援を行う事業というのを今展開しているわけでありまして。それをやっていると、必ずそれぞれにおいて後継者不足だとか人材が欲しいとかという話になってくる、それこそまさに移住のネタになるわけです。もともになるわけです。そういうところからしっかり人材ニーズを把握して的確に発信するという取り組みを強化したということです。ぜひ、県内全域でそれに対応していくことで、現在移住者が少ない地域においてもおいでいただけるようにしていきたいと思っております。

そしてもう一点、確かにボトルネックになり

かねないのが、住宅の供給能力ということになります。この点はやはり我々も心配をいたしましたものですから、平成30年度から、先ほども部長から申しあげましたように、専門家集団の皆様方に、この空き家を的確にお貸しいただけるようなりフォームなどを的確に行っていくこともお助けをいただこうという体制をしいてまいりました。

先ほど申しあげたように、戸数としては年間2,000戸ぐらい空き家は生まれてくるわけです。市部であれば民間取引によって新たな方に貸し出しされていくということも体制としてあるようですが、特に中山間なんかではそういう機能が弱いということがあつたりする。それと、空き家がないがゆえに、これ以上若い人を受け入れられないとかということになりかねないわけです。

ですから、平成30年度から本格的にスタートしたこの取り組みでありますけれども、的確に、ボトルネックが生じないようにという視点も持っていきながら、県内全域でもって空き家の確保、いわゆる住宅供給能力の確保ということにつながっていくよう取り組んでいく、このことをしっかりやりたいと思います。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

高知県は他県にない2段階移住を進めてきておるわけですが、取り組みの状況について産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（井上浩之君） ことし2月末現在での高知市の2段階移住の相談件数は80件、1段階目の移住となります2段階移住パスポートの発行件数は22件、2段階移住の達成は4組というふうにお聞きをしております。本格的なプロモーションがおくれたこともありますけれども、正直まだまだこれからだと思っております。

2段階移住は、都市としての機能が備わった

高知市へ一旦移住した上で、自分に合った移住先を見つけるといふ、全国に例を見ない移住のハードルを下げる有効な取り組みだと考えております。

このため、県としましても、都市部での全国規模の移住相談会において2段階移住のブースを設けるなど、積極的にPRをしておるところでございますけれども、今後移住者の大幅増に向けまして高知市とさらに連携し、プロモーション活動を全国で展開をするとともに、高知市への1段階目の移住がスムーズに行えるよう、お試し滞在住宅の確保に向けて不動産関係団体にも積極的にアプローチをしてまいりたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） さらに、U・Iターンの取り組みも力を入れておるわけでありませう。

高知県内の企業は東京や大阪で開催する就職・転職フェアに参加をされているわけですが、状況はどうか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 高知就職・転職フェアは、東京と大阪でそれぞれ春と冬の2回開催をしており、これまで移住相談会と同時に開催をしておりましたが、今年度からそれぞれ主なターゲットをUターンとIターンに明確に分け、単独開催といたしました。その結果、Uターン希望者の割合が前年の24%から65%へと、またUターン希望者の参加者数も184組から277組へと大幅に増加をいたしましたところではございませう。

参加企業からは、高知に来る時期が決まっている人が多く、実のある話ができた、職探しを明確に目的とされている前提で面談ができた、地方で働きたいと真剣に検討されている方が多かったといったような感想をいただいております。参加企業数も前年の延べ100社から180社へと増加をしております。

本年度フェアに来場され、県内に就職をされた方は、現在集計中でございますが、昨年度の

17人を確実に上回る見込みとなっております、効果が高いと考えられますので、来年度も単独開催をしたいと思っております。

○24番（黒岩正好君） 昨年から、学生に高知の企業を知ってもらうためのインターンシップ、この実施拡大に向けた取り組みを行っておるわけですが、その状況について商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） インターンシップ実施企業の拡大に向けましては、今年度コーディネーター2名を新たに配置し、これまでに200社を超える企業や県内大学の訪問、面談を行いました。プログラムの内容や受け入れ期間など実施状況の把握とそれぞれのニーズの共有を図ってきたところでございます。

あわせて、インターンシップの効果を説明し、掘り起こしを行うとともに、プログラムの作成や磨き上げを行うセミナーを開催いたしましたところ、新たに55社が実施の意向を示し、トータルで127社が今年実施を予定しているところでございます。このうち61社が春のインターンシップを実施する予定となっております、今後夏に向けて就職活動が本格化してまいりますので、県内企業のインターンシップ情報を高知求人ネットに掲載するとともに、就職支援協定大学等を通じて発信をいたしまして、より多くの学生の参加を促していきます。あわせて参加した学生や受け入れた企業のフォローアップにもしっかりと取り組んでまいります。

○24番（黒岩正好君） この県外大学との就職協定は23大学というふう聞いておるわけですが、就職協定の効果について商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 本県出身の学生が多い大学を中心に締結をしています就職支援協定は、本年度新たに11大学と締結をしまして、現在23大学となっております。

協定大学では、県が行う就活準備セミナーや県内企業のインターンシップの情報などを県出身学生に対して、学生宛ての個別メールや学内掲示板への掲載などによる周知をしていただいているところです。また、大学内で開催をします就職相談会での高知県ブースの設置や、県内で開催をされます保護者会において県内の就職環境や県の就職支援策の説明機会をいただくなどの協力を得ています。

こうした御協力の結果、平成29年度までに協定を締結しました12大学の昨年のUターン就職率は31.4%となっており、県外大学の平均18.1%を大きく上回っています。今後ともさらに連携を強化して、より多くの県内就職につなげてまいります。

○24番（黒岩正好君） それで、県内就職の促進を図るためには、やはり県内にいる保護者への情報提供が大変重要だと考えますが、その取り組み状況について商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 大学生の保護者への情報提供につきましては、県内就職に関する情報を掲載いたしました高知県Uターン就職サポートガイドを年2回、7月と12月に発行しています。大学生だけではなく、高校3年生の3者面談時に先生から保護者に登録を呼びかけていただくなどしており、登録は現在1,400件となっております。また、県外大学が開催をする保護者会や新たに今年度から開催しています保護者向けセミナーにおいて、県内の就職環境や県の各種セミナー、インターンシップの情報などの情報提供を行うほか、サポートガイドへの登録を呼びかけしているところでございます。

また、企業のPR動画やウェブセミナーといったものも保護者に対して有効な情報提供ツールでありますことから、より多くの保護者に見ていただけますよう保護者会などで積極的に広報してまいります。

○24番（黒岩正好君） 次に、観光政策について伺います。

2年間にわたりまして開催されました「志国高知 幕末維新博」も、観光客の皆さんに高知に来ていただき、高知の歴史や文化に触れるとともに、大いに高知の食を堪能していただいたと思います。また、引き続いて2月から自然&体験キャンペーンがスタートしておりまして、県下各地に多くの観光客の来県が期待をされる所でございます。

このキャンペーンを生かして観光客の方々の観光消費を伸ばすことが必要と思っておりますが、その取り組みについて観光振興部長に伺います。

○観光振興部長（吉村大君） キャンペーンでは、県内各地において自然や体験資源を生かした新たな経済効果を生み出す観光事業の創設に取り組んでいます。具体的な取り組みとしましては、キャンペーン期間を通じて市町村や観光事業者などと連携して、山、川、海の魅力を生かした体験・滞在型観光施設の整備や、さまざまな体験プログラムの磨き上げを県内全域で進め、外貨を稼ぐ自然・体験型観光の仕組みを整えることとしております。

あわせて、こうした施設や体験プログラムを中心に、食や歴史など地域ならではの資源を組み合わせた観光クラスターの形成も進め、国内外の観光客を地域地域にいざなうことで観光消費の拡大につなげてまいります。

○24番（黒岩正好君） 国内外からの観光客を広く受け入れ、観光消費を伸ばすためには、キャッシュレス決済の普及が重要と考えているわけであり、クレジットカード決済はもちろん、ICカード決済、QRコードをスマートフォンで読み取ることができる決済など、首都圏や全国的に展開をしているチェーン店で普及が進んでいるわけであり、政府も2020年の東京オリンピック・パラリンピックをにらんで、電子

決済の普及に力を入れる取り組みが始まっているわけであり、

そこで、現在高知県におけるキャッシュレス決済の導入状況について商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 県内全域における導入状況は現在把握できておりませんが、昨年10月に高知市中心商店街の小売業や飲食業、サービス業、ホテル業など478店舗へアンケートをお願いし、269店舗、約56.3%から回答をいただいております。

集計結果によりますと、63.6%が何らかのキャッシュレス決済に対応しておるとのことでございます。決済の方法としましては、そのほとんどがクレジットカードでございまして、電子マネーやデビットカード、スマートフォンなどの導入率は非常に低いものとなっております。業種別では、小売業が比較的高く66.5%、飲食業では58.9%、サービス業で53.6%となっております。

高知市の中心街でこういった数字でありますことから、その他の地域においてはさらに下回っているものと思われ、

○24番（黒岩正好君） 高知を訪れた国内外の観光客が現金しか利用できない店舗が多くあると、消費行動にも大きな影響があります。

その意味から、高知の地場の飲食店や小売店などへのキャッシュレス決済の普及について、県としてどのように取り組むのか、商工労働部長に伺います。

○商工労働部長（近藤雅宏君） キャッシュレス決済の導入は、住民の利便性の向上だけでなく、国内外からの観光客の消費を取り込むためにも大変重要であり、今回の消費税増税対策にあわせてできるだけ県内に広めていきたいと考えております。

キャッシュレス決済には多種多様な手段があ

るとともに、事業者にとって現金管理や在庫管理など経営の効率化が図られるといったメリットがある一方、新たな手数料負担や決済サイトの長期化など経営を圧迫する要因や、機器の導入、操作を覚える煩わしさといったデメリットもございます。

このため、導入率が低い中山間地域を初め、各地域の事業者にメリット・デメリットを理解していただいた上で導入していただけるよう、金融機関と連携をして県内7カ所でセミナーを開催する予定としてございます。あわせて、既にスタートしておりますけれども、よろず支援拠点が県内各地に赴き勉強会などを実施するほか、日々の事業者の個別相談には、地元商工会や商工会議所が対応してまいります。

○24番（黒岩正好君） また、交通インフラについても同様に、SuicaとかPASMO等、全国的にICカードが存在をしているわけでありまして。

そういったSuicaなど全国で利用可能な交通系ICカードを県内でも利用できるようにすることで、観光面での公共交通機関の利用者の増加にもつながると思っておりますが、中山間振興・交通部長に認識を伺います。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 県内のバスなどでSuicaなど全国共通の交通系ICカードが利用可能になれば、県外からの観光客などの利便性向上につながり、利用者が増加することも考えられますが、そのためには少なく見積もっても10億円を超える初期費用に加え、毎年多額の維持費用が発生すると聞いております。

そういうことから、利便性の向上のメリットはあるとはしましても、事業者の費用負担の面から実現のハードルは相当高いのではないかと考えております。

○24番（黒岩正好君） 時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、黒岩正好君の質問は終わりました。

ここで午後2時45分まで休憩といたします。

午後2時25分休憩



午後2時45分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は45分です。

1番金岡佳時君。

○1番（金岡佳時君） 議長の指名をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。少々前置きが長くなりますけれども、よろしく願いいたします。

いよいよ4月より森林経営管理法が施行され、あわせて森林環境譲与税が交付されます。これによって川上において安定的に事業量が確保され、川中、川下に木材が安定供給される期待がされておるわけでありまして。

しかし、原木の市況は、杉が平成13年以来ほぼ横ばいで、ヒノキも平成19年あたりからほぼ横ばいで推移をしております。このように、もう既に15年以上も同じ状況が続いておるわけでありまして。今後も同様に推移すると思えなければなりません。

そうした中で、川上の事業量を安定的に確保し、木材が安定的に供給できるようにするためには、森林経営管理法と森林環境譲与税の運用の方法をどのようにするかということが、安定確保、安定供給に大きく影響するのではないかと考えます。それは中山間地域の経済にも大きな影響をもたらすものと考えられます。

中山間地域はもともと豊かな地域でありまし

た。そして、その経済の源泉は林業でありました。その歴史は古く、江戸時代の前から続いております。昭和35年から木材の輸入自由化が始まり、昭和42年ごろまでは需要も旺盛で、国産材の生産量はふえていきますが、昭和55年をピークに国産材価格は下がり始め、それにつれて国産材の生産量も減少していきます。杉材で言えば、平成13年にはピーク時の3分の1以下に価格が下落し、現在に至っております。ヒノキ材はそれ以上下落をしております。

単純に1ヘクタール、400立方メートルの材積があるとしたしますと、ピーク時の杉の単価は3万8,700円であり、1,548万円になります。伐採、搬出等、山から市場までの経費を、条件により違いはありますが、仮に1立方メートル約1万5,000円といたしますと600万円で、差し引き948万円残ることになります。もちろん、当時の人件費や経費ははるかに安いので、もっと大きな収益を得ることができました。

現在では、直近の12月の価格を見てみますと約1万1,200円であります。400立方メートルで448万円ですが、最終的に山林所有者の手元に入るのが40万円から50万円と言われております。要するに、山はかつてあった資産価値を失ってしまったのであります。

私の学生時代には、子供を東京の大学へ行かせるために山の木を切って行かせておりましたし、農業や商工業におきまして、新たな投資をするときには山の木を売って投資資金に充てておりました。いざというときには山の木を売れば何とかなるといふ思いもあり、いろいろなことにチャレンジができておりました。そういう環境の中でありましたから、中山間地域の中でいろいろな業種が生まれ、子供を育み、次の世代につなぐことができたと思われまふ。このように、中山間地域にとって山の木は投資の財源であり、セーフティーネットでありました。

ところが、平成9年あたりから材価は極端な下落を始め、山林が資産価値を失うようになると、過疎化に一層拍車がかかり始めました。私は、このように山林が資産価値を失ったことが、中山間地域の経済を後退させ、過疎化を進めておる一因であると考えております。

中山間地域の経済の現状の要因についてどのような御所見をお持ちなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 中山間地域、先ほど午前中の御質疑で厳しさを知っておるのかというお話もありましたけれども、私も大変厳しいと、そういうふうに思っています。そして、それは確かに林業の衰退ということもありますでしょうが、大きく言えば、やはり昭和30年代ぐらいから若者が県外に流出をする、それによって経済が縮む、それがさらなる若者の流出を加速する、そういう流れがずっと戦後一貫して続いできた、そのことが大きな背景になっているものと考えております。若者がいない、ゆえにもってして中山間では高齢者のひとり世帯がふえる、そういう状況になっているということかと思えます。

であればどうするか。厳しい、そう、確かに厳しいわけです。ですから、それに対抗する具体的な施策をとっていかなければならないだろうということで、先生方に大変御指導いただきながら中山間対策の取り組みを進めてきました。

その中でいろんな施策を展開していますが、共通する要素は2つだというふうに思っています。中山間において地産外商につながる事業をつくること、これが第1。そして、そのつくった事業に対して、担い手となる若者を呼び込んでくること、これはUターンも含めてです。移住施策などと連動させながらそういう取り組みをしていく、そういうことによって中山間で暮らし続ける若者の数を少しずつふやしていく。

そうすることしか、本当の意味での中山間対策の根治対策はないだろうと私は思っております。

林業の振興の取り組みしかり、中山間の農業の取り組みしかり、そしてまた自然&体験キャンペーンの取り組みしかり、集落活動センターの取り組みしかり、全て地産外商と担い手確保、移住促進、これらを組み合わせて対応していこうとするもので、目指すところは若い人たちが住み続けられる地域をつくることであります。これを今後もぜひ続けてまいりたいと。

そういう意味において、森林の資産価値を取り戻す、林業を再生するというのはその最たるものであって、非常に力を入れなければならないことだと、そういうふうに思っています。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。

今、各地で農林業に携わっている方の御意見を賜るわけですが、やはりその中で多いのが、もう年だから借金をしてまで冒険ができないが、山の木が高く売れたならそのお金を農業に投資したいという、そのような話をよく聞きます。

農業に限らず、ほかの業種でも同様に、機械設備などへの投資意欲は旺盛であります。山林が資産価値を持つようになれば、中山間地域の経済はかなり好転するのではないかと思います。

山林の資産価値を取り戻す施策が今必要であると思いますが、知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 山林の資産価値を高めていくために、やはり川上、川中、川下で総合的な対策をとっていかなければならないだろうと、そういうふうに思います。

効率的に山で木を切り出していくための取り組みとして、路網整備だとか、さらには本県の場合は非常に急峻な山が多いということもあり、高性能林業機械の導入とか、何とんでも人材育成とか、そういうことをしっかり進めていく

ことが大事であります。また、川中において加工していく体制もしっかり強化していかなければならない。おおとよ製材でありますとか、さらには近年におきましては中小の共同化とか、そういう取り組みを進めていこうとしています。

ただ、やはり材価の向上も伴う形で根本的な改善を図っていくためには、資産価値の向上を図っていくためには、川下の対策が非常に大事だろうと。これから、特にこっちのところに力を入れなければならないと思っています。

柱は2つあると思っていまして、1つは、山で生み出していく商品、川上部分で作り出していく商品について高付加価値化を進めていくこと。特にA材を活用した高付加価値製品づくりというのが、非常に本県の場合は重要であると、そういうふうに思っています。そういうことから、山の事業者の皆さんと例えばデザイナーの皆さんなどが出会って、新たな現代の床柱といえますか、そういう高付加価値製品をつくり出していくような取り組みを、大いに応援していきたいと思えます。

そして、あわせて日本国全体として木の需要が拡大していくような施策というのをぜひとっていかなければならないと、そう思っております。C L Tの普及促進の取り組みなどに一生懸命県としても取り組んでおるのは、その一環であります。C L Tが構造材として普及するから、内装材として使われるその量がふえていく、そういう循環になりますように、今経済同友会の皆さんなんかとも一緒に取り組まさせていただいています。本県として、こういう取り組みを一生懸命頑張って、何とかこれが全国のムーブメントになるように取り組んでまいりたいものだと、そういうふうに考えております。

○1番（金岡佳時君） 私も全く同感であります。

そういう施策を進めていかないけませんけれども、資産価値を取り戻すといえども、先

ほど申し上げましたように、材価はここ15年ほど横ばいであります。これからの人口推計や輸入材などの状況を見ても、急激な材価の上昇は見込めないと思います。仮にあと15年今のよう状況が続きますと、担い手不足も相まって、それぞれの業種の失われたフィールドの復活は不可能となります。

材木の販売収益はできる限り山林所有者に返し、山林に資産価値を持たすことが必要だと思いますが、田所林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 山林に資産価値を持たせるためには、原木生産コストを低減させることと、木材製品の販売額を高めることが重要であると考えております。

このため、具体的な取り組みとしまして、原木生産コストを低減させるために、森林の集約化とともに基幹となるトラック道など路網の整備や、高性能林業機械の導入などを進めることにより生産性を向上させ、生産コストを低減させる取り組みを引き続き行ってまいります。

また、木材製品の販売額を高めるために、先ほど知事が申し上げましたとおり、T O S A Z A Iセンターを核として、木材製品の高付加価値化や木材需要の拡大に向けた取り組みをしっかりと行ってまいります。

○1番（金岡佳時君） もう一つ、中山間地域経済の減退の要因は、言うまでもなく少子高齢化、過疎化であります。もちろんその問題の解決策として、いろいろな移住奨励策や観光客の誘致、集落営農、集落活動センターなど、懸命に努力をされていますことは重々承知をしておりますし、今の状況の中でとることができる最善策であると高く評価をするものであります。

しかし、人口の減少スピードは、私どもが考えているよりはるかに速く、次から次へと切実な問題を突きつけてまいります。そして、それ

によって、商店やその地域地域にあった生活に密着した仕事も廃業を余儀なくされております。耕作放棄地に見られますように、農林業などもやめられる方が年を追うごとにふえております。後継者を育成すること、移住者に来ていただくことが廃業のスピードに追いついていないということでもあります。

廃業されるのはいたし方がないといえばそれまでですが、一つ一つ生活に密着した仕事が終わるごとに、地域での生活は不自由なものになってまいります。特に、棚田の復元は至難のわざとなります。小手先の施策になりますけれども、今それぞれの仕事で頑張っている方々に、いましばらく頑張ってもらえるような施策が必要ではないかと考えます。

中山間地域で活躍されている方のほとんどが高齢者であります。新たな事業を始めることは困難で、現状の中でどのようにして事業を続けていただくかということでもあります。これはかなり昔から言われてきておることではありますが、地元で賄えることのできるものは地元で賄うということを徹底すべきであると考えます。地域住民やそれぞれの市町村が取り組むことでありますけれども、県が発注している事業もかなりありますし、購入される物品も少なからずあると思います。

物品などの調達について、それぞれの地域にこだわるところまで県が率先して取り組めば、各市町村に及ぼす影響も極めて大きなものになると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 一番大事なことは、後継者を育成すること、さらには移住者に来ていただくことが廃業のスピードに追いついていないということではありますが、それを追いつかせるようにすることだと思います。それをそれぞれの地域が頑張らなければならない。それをそれ

ぞれの市町村が応援をする。それを県がしっかり応援する。そうしていくしか展望は開けないだろうと私は思っています。ですから、これをしっかりと進めていくということをやより徹底していくと。これを県政の基軸に据えていくということでこれまでもやってまいりましたし、今後とも取り組んでいかなければならないと思います。

ただ、そういう中において、やはり非常に即効性がある施策として、地元の物品をできる限り調達するに当たって優遇していくとか、そういう施策があるのは確かにおっしゃるとおりだというふうに思っています。平成24年に、産業振興、中山間対策の観点から、各部局長及び出先機関長等に対しまして、可能なものは地元業者を優先するよう通知を出しているところがあります。こういう施策も、さっき申し上げたような、我々として根治対策だと思ふものと並行して進めていくようにしたいと、そう思います。

○1番（金岡佳時君） 1円でも地域に落としていただければ、その分だけ地域経済はよくなるわけでありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

中山間地域の農林業に携わる多くの方々は高齢者であります。お元気な方が多く、現役で頑張っておられます。また、仕事への意欲もあるのですが、体力の衰えは否めません。それが農林業の廃業の理由になっており、仕事はしたいけれども体力が続かないという声をよく聞きます。

今、県では次世代型ハウスや環境制御技術を普及させ、今年度からはNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発を進めておりますけれども、中山間地域では後継者不足、担い手不足の中で、今求められているのは、あらゆる場面での徹底した省力化であります。意欲ある農業者は若者だけではありません。高齢者となって

も意欲ある農業者はおります。そのような方々に活躍していただくために、棚田など急傾斜地における農作業の徹底した省力化の開発と支援が必要ではないでしょうか。また、徹底した省力化をすることによって、若者も参入しやすくなるのではないのでしょうか。

中山間地域農業の省力化をどのように進めていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 棚田での稲作では、本山町などで水位センサーを導入し、水の見回り回数が減るなど省力化が図られております。今後は、他の地域への普及拡大を図るとともに、水管理のマニュアル化や自動化にもつなげていきたいと考えております。

また、水稻に加えましてユズや露地野菜でも、ドローンを使った防除や施肥、GPSを活用した圃場管理などの技術が急速に進歩し、普及しつつあります。

これらの省力化につながる新たな技術を積極的に導入し、急傾斜地の棚田も含めて、本県の中山間農業に適応できる技術として組み立て、迅速に普及してまいります。

さらに、今年度から開始したNext次世代の取り組みにおきましては、シシトウやユズなどの主要な園芸品目で篤農家の技術を見える化する動画マニュアルづくりを進めており、作業効率の高いたくみのわざの伝承、普及にもつなげてまいります。

○1番（金岡佳時君） ありがとうございます。よろしく願いしたいと思います。

次に、コウヨウザンについてお伺いをいたします。

昨年2月議会でコウヨウザンについてお伺いをし、今後研究する旨の答弁をいただいたところではありますが、その後どのような研究がされたのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） コウヨウザンにつきましては、昨年度から四国森林管理局と連携しまして、間伐木の材質調査を初め、燃焼試験による発熱量の測定や伐採後の萌芽の調査などに取り組んでいるところでございます。

○1番（金岡佳時君） そこでどのような知見が得られたのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 間伐木の材質調査では、杉とヒノキのほぼ中間の強度がありますことや、燃焼試験では、燃焼の際に得られる発熱量がヒノキと同程度であることが確認できたところでございます。

○1番（金岡佳時君） 四国森林管理局が苗木の育成に取り組んでおり、再来年には苗木の提供ができるというようなことを聞いておりますが、コウヨウザンを今後再造林の補助対象樹種に加えるのかどうか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 再造林の補助対象に加えるためには、県内各地で広く健全な成長が見込めることや、生態系など環境への影響がないことを確認した試験研究報告書を取りまとめ、国の承認を受ける必要がございます。

このため、今後は県内での生育実態や、地域の気候、土壌などの育成条件に応じた成長状況、植栽密度や保育の方法などの調査を進め、その成果を分析した上で国との協議を進めていきたいと考えております。

○1番（金岡佳時君） 広島県などではもう既に行われておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

昨年7月豪雨で気づいたことについて今度はお伺いいたします。

嶺北地域では、あの豪雨によって多くの山が崩落し、多くの道路が不通となりました。本山事務所の素早い対応で道路啓開が行われたわけ

でありましたが、幾つかの場所で対応に当たった土木業者の方々が悪戦苦闘をしている場面に行き当たりました。それは、山腹崩壊によって流木が折り重なり、重機が使えない状況になっていたからであります。結局、グラップルなどを持つ山林事業者の手によって折り重なった流木の処理がされ、その後土木業者が土砂の撤去をするというようになり、かなりの時間がかかったわけでありまして。

今後、中山間地域の山腹崩壊や土石流災害において、流木が絡んだ災害がますます多くなると考えられます。このような災害の復旧作業には、グラップルなどを持つ山林事業者の協力が不可欠であります。

道路啓開をお願いする業者の中に山林事業者を加える必要があると思っておりますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 昨年の7月豪雨では、県道への流木や倒木の除去に、森林組合などの山林事業者の皆様にも多大なる御協力をいただき、応急復旧を円滑に進めることができました。

災害発生時には、被災地への円滑な支援部隊の進出や物資の輸送の確保はもとより、生活に欠かせない通院などを早期に再開できるよう、防災拠点とそれぞれの地域をつなぐ道路の啓開を早期に完了させることが大変重要だと考えております。昨年の経験からも、災害発生時に、木材の取り扱いに通じ重機を保有している山林事業者の皆様にも倒木等を除去していただくことは、議員の御指摘のとおり、道路啓開の早期の完了に大変有効であるというふうと考えております。

このことから、まず南海トラフ地震発生時の道路啓開への協力につきまして、ことし1月から高知県森林組合連合会と協議を進めさせていただいているところでございます。

今後は、各地域の森林組合と具体的な調整を

進め、協力体制の確立に向けて取り組んでまいります。

○1番（金岡佳時君） どうかよろしくお願いをいたします。

さて、昨年9月に豪雨災害対策推進本部が設置をされ、通年で豪雨対策実施体制が大幅に強化されたことは、毎年のように豪雨災害に見舞われる中山間地域にとってまことに心強く、感謝するところであります。

昨年の台風発生数は29個で、日本に平年の倍近い5個の台風が上陸をいたしました。特に台風20号、21号、24号は、暴風により各地に大きな被害をもたらしました。これらの台風は、室戸岬沖を通るなど、台風の中心が高知県の東側を通り、沿岸部に大きな被害をもたらしましたが、中山間地域は暴風による被害は軽微でありました。

しかし、これらは偶然であり、いつ高知県の西側を通過する台風が来てもおかしくはありません。現状で、昨年の台風21号、24号クラスの台風が中山間地域に直撃されれば、甚大な被害が予想されます。中山間地域では、国道や県道に沿って電柱が立てられており、配電線と通信線がのせられております。多くの場所で、そのすぐそばに成長した植林や雑木が迫っております。一たび暴風にさらされれば、道路は不通になり、配電線の通じている地域は停電、場合によっては通信も不能になるということでもあります。

南海トラフ大地震対策、そして豪雨対策は着実に進められておりますけれども、暴風に対する対策については多くは見当たりません。暴風に対する対策はどのようにとられているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（酒井浩一君） 暴風の対策といたしましては、危険と認められる箇所がある場合には、道路沿いの樹木の伐採、ビニールハウ

スのような風に弱い施設は補強をしていただくなどの備えを行うようにしています。

これまで、台風の接近で暴風が予想される場合には、災害対策本部の各部から関係者へ注意喚起をするなど、暴風の備えを呼びかけてきたところです。また、暴風の際には出歩かないことが身を守るために大切でありますので、県民の皆様にも注意喚起を行っております。

今後は、これまでの取り組みに加えまして、新設の豪雨災害対策推進本部において、暴風に対する対策の検討も進めていきたいと考えております。

○1番（金岡佳時君） よろしくお願いをいたします。

次に、土佐あかうしについてお伺いをいたします。

日本農業新聞によりますと、2018年の赤牛1頭の平均価格は、ほぼ熊本県産の子牛でありますけれども、前年より20%安い50万円台であり、頭数がほとんどふえていないにもかかわらず急落をする異例の値動きとありました。これまでの高値で、肥育農家の経営が悪化し需要が鈍った、そしてTPP11の発効も影を落とす、生産基盤の一層の縮小を心配とありました。

また、財務省の貿易統計によりますと、2018年の食肉輸入量が209万トンとなり、過去最多を2年連続で更新したようであります。さらに、1月の牛肉の輸入量は5万574トンとなり、前年同月より42%ふえたようであります。特に、オーストラリアやカナダなど、TPP参加国からの輸入量がふえたのではないかとされておりまして。

さらに、本県の状況を見ますと1月25日の嶺北家畜市場では、それよりさらに安い45万円前後の取引となっております。これ以上下落しないようにしなければならないと同時に、肥育農家の経営の安定化を図らなければなりません。

この状況についてどのように捉えているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 1月の子牛価格は、全国的に牛肉の年末需要が過ぎ、枝肉価格が落ちつくことから、肥育農家の購買意欲が薄れ、例年安くなる傾向にございます。

土佐あかうしは、特徴ある肉質により輸入牛肉とすみ分けできていることから、輸入の増加による子牛価格への影響はないと考えております。

一方、子牛を仕入れる肥育農家の経営につきましては、枝肉価格の変動によって先読みが難しくなることから、経営の安定化を図るためには枝肉価格の安定が重要だと考えております。このことにより、子牛価格も安定し、繁殖農家の増頭意欲にもつながるものと考えております。

○1番（金岡佳時君） いわゆる価格を安定させるということは、肉の価格を高どまりさせ、そして子牛の価格を安定させなければならぬということでもあります。

ですから、輸入による影響がないと私は言えないと思うんですけれども、できるだけ少なく抑えるためには、揺るぎのないブランド化を図ることしかないと思いますが、どのように考えているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 土佐あかうしのブランド化につきましては、県や生産団体などで構成される土佐和牛ブランド推進協議会を中心に組み立てておるところです。首都圏の高級レストランなどターゲットを絞った販売戦略によりまして、ブランド牛肉としての認知が進み、土佐あかうしとして地域団体商標の取得にもつながっております。

今後は、料理人から高く評価されている、赤身のおいしさや脂の質のよさといった特徴を生かした牛肉をしっかりと供給していくことで、さらなる土佐あかうしのブランド化を図り、こ

れまでの販路を深掘りすることに加えまして、輸出も視野に入れた新たなマーケットの開拓を行ってまいります。

○1番（金岡佳時君） 部長の言われましたとおり、そういう活動を続けていってもらわなければなりません。ブランド化を図るためには、地道な取り組みが必要なのはもちろんでありますけれども、G I法やG A Pなどの認証をとってブランド化につなげていくことも必要ではないかと考えます。

G I法などへの取り組み状況はどのようになっているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 農畜産物の輸出や地域ブランド化の取り組みとして、G Iの登録やG A Pの認証等は大変有効です。

土佐あかうしにつきましては、昨年12月に開催された土佐和牛ブランド推進協議会におきまして、G I登録に向けて合意が得られたところです。これを受け、2月にG I活用の支援窓口であるG Iサポートデスクと協議を行い、産地が高知県に限定され、出荷もほぼ一元化されていること、品種改良に高知県の風土が大きく関わっていること、肉の特性についても差別化できることなどの点から、登録の可能性は高いとの評価が得られました。

土佐あかうしのさらなるブランド化と今後の輸出を見据えた販路拡大のためには、G Iへの登録は効果的であると考えておりますので、土佐和牛ブランド推進協議会において申請に向けた協議を重ねているところでございます。

○1番（金岡佳時君） しっかり進めていただきたいと思います。

先日、日本穀物検定協会が公表した2018年産米食味ランキングにおいて、県北産のにこまるが昨年に続き特Aに選ばれました。2年連続は高知県では初めての快挙だと思います。

これを機にブランド化を進めていかなければ

ならないと思いますが、県北産にこまるのブランド化をどのように進めていくのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） ブランド米には、味や品質のよさはもちろん、栽培された年や生産者ごとにばらつきがなく、いつでも買ってもおいしいことが求められます。また、誰からも愛されるネーミングやパッケージ、さらには生産者の皆様の熱意やストーリー性も重要でございます。

それらの条件を兼ね備え、全国的なブランド米へと成長してきた本山町の土佐天空の郷では、さらにブランド力を高め生産拡大していくために、水位センサーや栽培管理記録ソフトを活用して、栽培技術の高位平準化に組織を挙げて取り組んでおるところでございます。

今回の2年連続となる特A獲得を契機に、県北全域にブランド化の横展開を図っていただけますよう、土佐天空の郷の取り組みを産地の皆様に知っていただき、高品質生産に向けた技術指導を強化してまいります。また、販路拡大などの取り組みについてもしっかりと支援してまいります。

○1番（金岡佳時君） よろしくお伺いいたします。

次に、海洋プラスチックの問題についてお伺いいたします。

最近、海岸線を何度か通りました。久しぶりに通ったせいか、ペットボトルや発泡スチロール、レジ袋など、プラスチックごみが非常に目立ちました。

推計資料に幅はありますけれども、公益財団法人環日本海環境協力センターが行った調査によれば、2001年から2010年まで日本の海岸に漂着したごみの量は、1年に約19万トン、100平方メートル当たりの漂着ごみの平均個数は443個、そのうちプラスチック類が340個で77%、発泡ス

チロールが77個で17%となっております。

また、平成24年度漂着ごみ状況把握調査によりますと、2011年度の海岸線長1キロメートル当たりの回収量と日本の全海岸線長を掛けますと、約30万トンとなります。土佐湾も、1キロメートル当たりの回収量2.7トンに海岸線長439キロメートルを掛けますと、約1,185トンとなります。

環境省の漂着ごみのモニタリング調査に、高知のデータが少々ありました。それによりますと、50メートルで986リットル、そのうち92%が人工物、その人工物のうちの50%がペットボトル、12%が発泡スチロール、そして7%がプラスチックなどの石油製品となっております。

海洋ごみの漂着原因はおおむね4つで、内陸部からの河川を介して海に排出され海岸に漂着したもの、国内の海岸から排出され別の海岸に漂着したもの、沖合の船舶から排出され海岸に漂着したもの、そして外国から排出され海岸に漂着したものであります。

高知に漂着したペットボトルの製造国は95%が日本で、内陸部から排出されたものであろうと推測できます。私たち自身が気をつけていかなければならないと考えているところではありますが、奄美になりますと状況が一変し、人工物が68%、漁具が19%となっており、ペットボトルの72%が中国製、7%が韓国製となっております。

そして、海外を見てもみますと、海洋に流出したプラスチックごみの発生量は、1年当たり2010年推計で、1位が中国353万トン、2位がインドネシアで129万トン、3位がフィリピンで75万トン、4位がベトナムで73万トン、日本は30位で6万トンとなっております。

また、中でも深刻な問題であると言われておりますのが、マイクロプラスチックの問題であります。マイクロプラスチックとは、いろいろ

ありますが、おおむねプラスチックごみが、波や紫外線の影響を受けるなどして小さなプラスチック粒子となり、5ミリ以下になったものと言います。

その濃度が日本の沖合で高くなっているとの報告もあり、環境への影響も懸念をされますが、足摺沖など土佐湾での状況はどのようになっているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 環境省が平成27年度に土佐湾中央部と足摺沖で、平成28年度に室戸沖の東西2カ所で調査した結果によりますと、海水1立方メートル当たりに含まれるマイクロプラスチックの量は、土佐湾中央部では2.366個、足摺沖では6.189個、室戸沖の東側で0.04個、西側で7.66個となっております。

○1番（金岡佳時君） 海洋プラスチックごみの魚類や鳥類、海洋動物への影響はどのようなことがあるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 小魚などがマイクロプラスチックを摂食しますと、マイクロプラスチックに含まれる、あるいは付着された有害物質が体内に取り込まれ、脂肪に濃縮されることにより、生体に悪影響を及ぼすことが懸念されております。また、こうした小魚などを海鳥や海洋動物が摂食するという食物連鎖の中で、さらに有害物質が濃縮されていき、長い間暴露されることによって、生殖器の異常や奇形の発生による生態系への影響も懸念されておるところでございますが、明確なことはわかっていないというところでございます。

環境省では、これまでマイクロプラスチックの分布状況や付着している有害物質の量を調査してきており、本年度からは小魚への直接的な影響や、マイクロプラスチックの影響を受けやすいと言われている海鳥の遺伝子レベルでの生

体影響評価を始めておりますので、今後海洋動物等への影響が明らかになってくるものと考えております。

○1番（金岡佳時君） 影響はかなりこれから出てくるのではないかと考えられます。特に、先ほど挙げましたように、中国や東南アジア諸国のことを考えますと、カツオなどの回遊魚を中心とした水産資源への影響が心配をされますが、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） カツオやマグロを初めとする回遊魚へのマイクロプラスチックによる影響はまだ明らかになっておりませんが、京都大学などの調査では、既に全国複数の箇所、イワシ類の体内からマイクロプラスチックが確認されたという報告もなされております。

また、水産庁では本年度から、マイクロプラスチックの摂食と魚介類の生態との関係を明らかにするため、魚の体内におけるマイクロプラスチックの滞留時間や、マイクロプラスチックへの有害化学物質の吸着等について試験を開始しております。

今後は、引き続き国や大学などの調査結果を注視するとともに、情報収集にも努めてまいります。

○1番（金岡佳時君） 注視をしていただきたいと思います。

国は、ことし日本で開催されるG20で、途上国を巻き込んだ対策、施策を国際社会に打ち出していくようでありますけれども、高知県も非常に関連性があります。

この問題の対処策として、プラスチックに取ってかわるセルロースナノファイバーの研究開発に期待がされるわけでありますけれども、商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） セルロースナノファイバーは、木材等から得られるパルプなどを科学的、機械的に処理してナノサイズまで細

かく解きほぐした繊維状の物質で、重さは鉄の5分の1、強度は5倍と言われており、食品、化粧品、建材、自動車部品など、幅広い分野での活用が期待される新素材でございます。

現在、さまざまな分野で活用に向けた研究が進められておりますが、プラスチックが1キログラム当たり100円から数百円程度であるのに対し、セルロースナノファイバーは数千円以上と言われており、コスト面での課題がございます。そのため当面は、付加価値の高い自動車部品などの用途が中心になるのではないかと考えております。

これまで、プラスチックにかわるものとしては、微生物によって分解される生分解性プラスチックや、トウモロコシ等を原料とするバイオマスプラスチックなどがあり、既に農業・土木資材や食品の容器などで多くの製品が販売をされています。セルロースナノファイバーにつきましても、将来その活用が広がり大幅なコスト削減が実現できれば、プラスチック使用量の削減につながる可能性を秘めた素材であると考えています。

○1番（金岡佳時君） 林業県の高知県にとっては非常に期待をされる物質ではなかろうかということで、さらなる研究開発が期待をされるわけでありまして。ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

今、INAP会議を通じまして、防災関連機器等を知事のトップセールスによって売り込んでおるところでございますが、こうした環境問題を含め、各国が抱える課題に対応できる製品を買っていただければ、防災関連機器と同じく、ビジネスを通じて国際貢献ができるというふうに思われますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 各国がそれぞれ課題を抱えている。本県と同じく課題を抱えていて、そ

してその課題に対して有効な対応策を本県が持っている場合、その関連産業というのは、本県として有効な輸出産業になり得るでしょうし、またあわせまして国際貢献のもとにもなるだろうと、そういうふうを考えています。防災関連産業がその典型だと思っているところでありますけれども、そういう関連のものにつきましても、今後もしっかり輸出関連産業化を進めていけるようにしていきたいと思っております。

そういう中において、ODAの活用ということが非常に有効になってまいります。そういうことで、ジェットロとかJICAの皆さんとかと協力をさせていただいて、高知県海外展開・ODA案件化サポートチームというのをつくりまして、ODA化していくことについて支援をさせていただくような取り組みも進めてまいっております。

今、有望案件も出てきて楽しみにしているところでありますけれども、今後もさらにその他の取り組みについてよき分野が出てきましたら、しっかり積極的に対応していきたいと、そう思います。

○1番（金岡佳時君） 私もINAP会議に出席を2度ほどさせていただきました。特にスリランカのコロナボでは、町の真ん中に大きなごみ山があったわけでございます。ごみ山が豪雨で崩れて多くの方が亡くなったというようなニュースもありました。そのごみは恐らく豪雨によって流され、海に行くわけでございます。そういうところが至るところにあったわけでございます。フィリピンもそういうような場所をあちこちで見ることができました。

そういうものが海へ至ればマイクロプラスチックになると。そして、黒潮に乗って土佐湾まで来るといったようなことも考えられるわけでありまして、これからの自然環境を考えましたときには、やはり自分の身の回りだけのことでは

もう済まない。それこそPM2.5ではないですけども、もう国際的な問題になっていくのではないか。そうした中で、どうした貢献、対処ができるかということをやはり考えていかなければならないような時代になったのかなという印象を持ったわけでございます。今後とも、知事の言われたとおり、また進めていただきたいというふうに思います。

さて、3月31日で退職をされる多くの県職員の皆様には、長年にわたって高知県そして高知県民のために御尽力を賜りまして、ありがとうございます。心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

とはいえ、それぞれ退職される皆さん、私よりはるかに若いわけでございますから、退職後もそれぞれの分野、それぞれの場所で、高知県そして高知県民のためにまだまだ御尽力を賜りたいというふうに思います。これからさらなる皆様方の御活躍を御祈念いたしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

ここで午後3時35分まで休憩といたします。

午後3時28分休憩



午後3時35分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

高橋徹君の持ち時間は30分です。

30番高橋徹君。

○30番（高橋徹君） 土森議長からお許しをいただきました。一問一答で30分ということでござ

いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

私自身、少し体調も崩しておりまして、今議会でこの質問が議員としての最後の質問になるところです。余り元気もございませんので、そつと今議会を終えるつもりでしたが、きょうは新聞の報道もありますので、私の仲間、支援者の皆さん、地域の皆さんにおいでいただいております。大変感謝をするところでございます。

質問項目でございまして、通告してございますように、そんなに大した質問じゃございません。身近な質問を少し取り上げてみましたので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

まず、尾崎知事にお聞きをするところでございますが、対話と実行行脚ということで、就任早々から地域に出向いて御意見をいただいて、それを県政に反映していくということずっと続けておられます。お忙しい公務の中でやりくりをしながら、ずっと県内を回られております。大変御苦労さまでございます。

私も一度はこの対話と実行行脚、どこかの会場に寄せていただいて、どんな雰囲気で開催をしているのかなと、見てみたいなと思っていたんですが、なかなかその機会もございませんでした。ちょうど、高知市でせんだって開催をしました、対話と実行行脚の御案内をいただきました。ところが、ちょうど大日本猟友会で理事会の開催を2カ月前に予定しておりましたので、出席もかないませんでした。

そこで、対話と実行行脚、非常にタイトなメニューの中で、最後は皆さんと懇親会をされるという計画でございました。特に土佐山地区、それからオーベルジュ等々にも行かれて昼食もされておられますが、河川の土砂の流出の状況であったり、あるいは風倒木の状況であったり——それから対話をする方の中にも、地域を代表される方もおいでたかと思えます。

少し、時間は結構でございます。私にとって

非常に聞いてみたいなという一つのテーマでございましたので、知事の当日の御感想をできたらお聞きしたいなということで上げてみました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○知事（尾崎正直君） この対話と実行行脚は2期目になってスタートさせていただきました。1期目からは対話と実行座談会ということで、今も年数回はやっていますが、今まで82回やらせていただいて、全部で7,000人ぐらいの方といろいろお話をさせていただきました。対話と実行行脚ということで、それぞれの市町村を1日かけて回らせていただくというのを2期目に一巡させていただいて、3期目の今、2巡目をさせていただいている途中であります。これまで、全部で505カ所、3,000人を超える皆さんに、大変御多忙の中御対応いただいて、いろいろお話をさせていただいてきたところでございます。

各市町村の皆さんに選んでいただいて、大体産業系、さらには福祉系、教育系、それぞれお願いをしてお話を伺うということであります。以前にも答弁をいたしましたように、それぞれの市町村をお伺いして、対話と実行行脚でお話をお伺いしていく、そのことでその市町村の全てがわかったなどというつもりは全くありません。特に、やはり選んでいただく中において、どちらかという和前向きな取り組みを選んでいただいている場合が多いと思いますから、そういうことには留意をして対応しないといけないと思っています。実際のところ私自身も、例えば対話と実行行脚以外の場合でも多くそれぞれの市町村をお伺いすることがありますから、そういうことも含め複合的にお話を伺っていく視点が必要だろうと、そういうふうに思っています。

ただ、実際のところ一定時間をかけてお話を伺っていく中において、それぞれやっぱり過去の経緯があられたり、それぞれについて大変誇

りを持って取り組んでおられる。しかしながらそういう中において、客観情勢の厳しさによって大変御苦労があられたりとか、言葉は丁寧ですけれども、事実上おっしゃっていることについて県に対する御不満もあられたりとか、そういうことをいろいろ感じるわけでありまして。そのところをどれだけ感じられるかということが私にとって大事なことだろうと。ある意味、500カ所も回ってきますと随分なれてもきまして、いろいろとお話をしていく中において、いろいろなことを感じられるようになっていくようにも思うところでありますが、まだまだ足りないかなと思っています。

ただ、土佐人の方、それから移住者の方もおいでになります。やっぱり飲みニケーションも大事だということで懇親会の場も設けさせていただく中で、夜、懇親会をさせていただいたりしますと、昼間はああ言ったけれども現実問題としてこうだとかという話も聞こえてきたりもしまして、いろいろと多様にお話を伺うように努めてきました。

先日、高知市にお伺いしたときは、6カ所の現場にお伺いをして75名の皆さんにお話をお伺いさせていただきました。本当に御多忙の中、高知市役所の皆様にも、また各現場で御対応いただいた皆様にも大変お世話になりまして、感謝を申し上げたいと、そのように思います。

高知市において、どちらかといいますと中山間のお取り組みについてお話を聞いたわけですが、例えば朝倉のショウガのお話にせよ、さらには土佐山のさまざまなお取り組みにせよ、一言で言いますと、戦後以来、さらに言えば昭和60年ぐらいから営々と積み上げてきた多くの皆様のお取り組みというのがあって、それがやっぱり本当に海外にも県外にも通じていくような地産外商にも相通ずる取り組みというのを展開されています。しかしながら、やはりそういう

中において共通して大変な御苦労というものもあって、それを乗り越えていくために県に対して、どういうことをすべき、ああいうことをすべき、さまざまなお話もいただいたところありがとうございました。

私としては、本当にそれぞれのお取り組み自体、高知市のお取り組みであるから特にそうだと思いますけれども、大変展開がうまくいけば全県下にとっても非常に心強いお取り組みだなと思ったものもたくさんありました。例えばイタドリなんかというのはもう典型的でありますけれども、地産外商なんかがうまくいくことができれば、本当の意味で中山間のいろんな集落活動センターなんかでも優位に展開していけるんじゃないかと、そういうふうに思いました。

しかしながら、それを実際に事業化していくための御苦労のようなお話もお伺いして、そういう中において県として、もう一段きめ細やかに対応していかなければならない部分はあるなということを感じさせていただいたところでもあります。具体の中身については現場それぞれでありますけれども、やはりそのところは感じたところです。

幸い私どもとして一緒に職員、スタッフも同行させていただいていますので、その時々における会話を共有して、今後の地域アクションプランへの対応などなどに生かしていく、また例えば集落活動センターの設立に向けた対応などに生かしていければと、そう思っています。

あとまた、非常に勉強になりましたのは、いるかひろばのお取り組みであります。ここに行ってお話をお伺いして、子育てをしながら大変御苦労をしておられる若い保護者の皆さんがおいでになる、その話をお伺いしました。短い時間でしたけれども、大変密度濃くお話をお伺いすることができました。私は、その30分だけでは恐らく足りないと思いましたので、部局にも指

示をして、より詳細にお話をお伺いするように話をし、さらに言えば、そこでの話をよりシステムチックに生かさせていただいて、今後の制度づくりにつなげていきたいと、そう考えたところでもあります。

高知版のネウボラづくりということを取り進めていますけれども、いるかひろばにお伺いして、土居先生という方にお話をお伺いしましたが、今本当に大変すぐれた力量を持たれた個人の方によって支えられて、多くのこういう子育てをバックアップするようなお仕事というのが実際になされているわけであります。そういう方々の力量から学ばせていただいて、いかにそれをシステムチックに展開できるようにしていくかということが非常に大事であります。新年度以降、少し組織的に話をお伺いさせていただくような場を設けさせていただいて、それによりまして、我々としてのこのネウボラの取り組みというのを、真に御苦労されている若い子育てをされている皆様方のバックアップになるようなものにつなげていくことができればなど、そういうふうに思ったところです。

往々にして、対話と実行行脚で一回一回30分ぐらいしかお時間がありませんので、その場で全て解決するわけではありません。ただ、よき端緒となって、先ほど、いるかひろばのお取り組みについて申し上げたように、次の施策展開につなげていく、その過程で今度は職員が繰り返しお伺いしてお話を聞く、そういう機会につなげていくなどなどしてきているところです。高知市の場合はそうではありますが、それぞれの場においてそういう取り組みを展開してきたところであるつもりでございます。

まだ全部回っておりませんので、あとたしか7カ所、7市町村ぐらい残っていますので、この3期目のできるだけ早い時期に全て回れるようにこれからも鋭意取り組んでいきたいと、そ

のように思っています。

○30番（高橋徹君） ありがとうございます。
知事とともに杯を交わす機会なんてというのは県民の方にはそうそうあるわけじゃございませんので、どうぞこれからも時間が許しましたら対話と実行行脚を続けていただきますようお願いをしたいと思います。

がらっと話は変わりますが、千葉県野田市の少女虐待死についてお伺いをさせていただきたいと思います。

御案内のように、今国会でも随分とこの話題が展開をされまして、法改正も視野に入れていく、そんなテレビのニュースも流れておりましたが、高知県でもこういった事案が起こらないとも限りませんので、取り上げてみました。どうぞよろしくお願いをいたします。

暗いニュースでございますが、千葉県野田市の小学校4年生の栗原心愛さんが父親の暴力を受けた後死亡した事件は、学校、児童相談所、自治体の全てに対応のまずさがあったと言われております。学校でのいじめや家庭での虐待などに対する教育委員会の対応のまずさが、大きな社会問題となっております。これまでに幾度となく対策を講じてきておりますが、こうした事件が後を絶ちません。父親から学校の先生が恫喝にも似た抗議を受け、心愛さんのアンケートのコピーを市教委が手渡していたこともわかりました。市教委が警察に相談しなかったことも悔やまれます。先生、どうにかできませんかという、心愛さんのせっぱ詰まった悲鳴をも見逃したわけでございます。

そこで、教育長にお伺いをいたしますが、教育の現場から上がってくる虐待については、親が親権を盾にとってくるとなかなか対応が難しいと考えます。今回の事案を受けて、今後同様の事案が起こらないよう県教育委員会としてどのように対応すべきと考えているのか、お聞か

せをいただきたいと思えます。

○教育長（伊藤博明君） 高知県の各学校においては、平成20年度から毎年児童虐待に関する校内研修を実施しており、また学校と児童相談所等関係機関との連携については、日ごろから密な連携を図ることを意識して取り組んでおります。

そうした中で、学校や教育委員会の職員は、まずは子供の命を守ることを最優先に、常に子供の立場に立って判断、行動することとし、さらに教育関連法規はもとより、児童福祉法や児童虐待に関連する法令に精通し、それらの法令にのっとり対応することが重要であるというふうに考えております。

あわせて、今回の事案のような対応に苦慮するケースに限らず、学校現場の教職員も含めて常に組織で判断し対応することを再確認し、組織で対応していく中において、必要に応じて警察や弁護士、その他の関係機関としっかりと連携して対応していくことを徹底してまいります。

○30番（高橋徹君） 依然として児童虐待が後を絶ちませんが、児童相談所等の福祉行政面での取り組みだけでは解決できない事案が多く、今回の千葉県での事件を見ても、学校などと児童相談所との連携が今後さらに重要であると思えます。

高知県では、このような陰惨な事件を絶対に起こさないために、学校などの関連機関が相当綿密な連携を仕組みとして構築する必要があると思えますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（尾崎正直君） 本県におきましても、平成20年に大変悲しい不幸な児童虐待死の事案が起きました。これを受けまして、当時からまず児童相談所の体制を抜本強化しようということで取り組んでまいったところであります。例えば体制面で言えば、児童福祉司、当時18人で

ありましたものが現在30名に、児童心理司、当時6名でありましたものを現在13名に、既に国が目標として掲げております水準を上回る体制をしいております。またあわせて内部の運用という点におきましても、外部専門家の招聘、弁護士によるサポート、そういう取り組みをしますとともに、やはり児童相談所、さらには地域福祉部、県庁挙げて、組織として事案を共有し対応するというのを徹底しようとしているところであります。

そういう意味において、今も極めて深刻な事案については全て私のところまで報告が来て、一時保護などのことにつきましても最終的に私のほうで責任をとると、そういう体制で取り組みを進めてきています。

あわせて、御指摘のように、我々側の体制を強化することと加えて、学校でありますとか、民生・児童委員の皆様とか、市町村の皆様とか、地域の皆様とかとの連携をしっかりと強化していくということが大事だろうと、そういうふうに思っています。それぞれ地域地域におきまして、一定そういう協議会方式でもって対応していくような仕組みというのをつくってきているわけですが、御指摘のように、特に核となるのはやはり幼稚園、保育園、学校だろうと、そういうふうに思っています。

学校側のほうにおいて、先ほど教育長からも御答弁申し上げましたように、事案を把握した場合、まず学校で組織体として共有するような取り組みの強化を今チーム学校の一環としてしています。そして、組織として学校で捉まえた事案については関係先につなぐと、このことを徹底しようとしてきているところです。過去の事案の教訓も含めて、この点は特に力を入れなければならないところだろうと、そういうふうにおっしゃるところです。

○30番（高橋徹君） それでは次に、公立高校に

おける不登校について御質問をいたします。

昨今、パワハラ、セクハラ、暴力指導、いじめなど人権にかかわる問題として、その排除と改善が進んでまいりました。その中で、本県は大きな社会問題として取り上げられるほどのものもなく、住みやすい高知家をアピールできたものと喜ばしく思っております。

ただ、高知新聞2月22日の夕刊で報じられました山口県の県立高校の教職員の認識の低さ——内容は、いじられてもうれしい人はいる、あるいは注意しづらいなどと、先生が答えておりました。この報道を見て私は驚いたところであります。

先日、ある方から、最近高校生が不登校となり転校を考えていると、お話をいただきました。不登校になる原因にはさまざまなことが考えられます。子供たちは減っているのに、不登校はふえている。新聞報道にもありましたが、平成29年度の高校生の不登校は208名と記してありました。

そこで、教育長にお聞きをいたしますが、公立高校の不登校の状況はどのように推移しているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○教育長（伊藤博明君） 本県の公立高校における1,000人当たりの不登校の生徒数は、平成23年度の20.4人をピークにその後は減少に転じております。平成29年度は、全国の公立高校の平均である16.8人に対して、高知県は15.5人というふうになっております。

○30番（高橋徹君） 次に、再度教育長にお聞きをいたしますが、平成30年度についても現在集計中であると思っております。極端に減っているとは考えにくいのですが、県教育委員会として不登校に対してどのように取り組んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○教育長（伊藤博明君） 生徒が登校しづらくなる主な要因としましては、人間関係をめぐる問

題、それから学業の不振、それから高校入学による環境の変化への不適應などが主なものであると考えております。

このため、不登校の防止対策としましては、これら主な不登校の要因に対応しまして、入学当初に実施する仲間づくりの合宿、中学からの学びを円滑につなげるための教材の活用、それから学習のつまずきの見られる生徒への放課後補力補習の実施、スクールカウンセラーによる新入生への面接や、学習の計画や振り返りを行い進路への意欲を高めるための学習記録ノートの活用、こういった事業に取り組んでおりまして、一定の成果が見られているというふうに考えております。

また、いじめや不登校に対応する校内支援会の充実を図っており、さらに今年度からは学校経営計画の中に生徒理解や生徒支援を位置づけ、PDCAサイクルを回しながら支援に努めております。

今後、さらに不登校の状況が改善するように取り組んでまいります。

○30番（高橋徹君） 次でございますが、県道高知伊予三島線の整備でございます。

高知市からいの町、土佐町を經由し大川村へ至る県道6号高知伊予三島線は、地域の産業や暮らしを支える重要な路線ですが、高知市鏡庁舎から北側は大半が未改良で、大雨による事前通行規制や落石などによる通行どめがたびたび発生をしております。高知市の未改良区間では、昨年の7月豪雨による大きな被害はなかったものの、一昨年は斜面崩壊による通行どめで集落が一時的に孤立をしております。

当該路線については、地域から早期改良の強い要望がなされていると思いますが、県道6号線の道路整備の現状について土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県道高知伊予三島線

は、高知市と愛媛県四国中央市を結ぶ路線で、高知県側の路線延長は59キロメートル、改良率は37%で、国道33号鏡川橋北詰から高知市鏡庁舎までの間は2車線改良が完了しているものでございます。

また、鏡庁舎以北の狭隘箇所での1.5車線の道路整備や国道439号に接続する道路整備につきまして、地域から長年御要望をいただいているところでございます。県では、御要望いただいた箇所の1.5車線の道路整備やのり面防災対策を現在進めているところでございます。

○30番（高橋徹君） 次の久万川の土砂のしゅんせつでございますが、先ほど黒岩議員からの質問で、私の質問と大方ダブっておりましたし、土木のほうでしゅんせつをするということで御回答をいただきましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

時間がございませんので、最後の鳥獣行政についてお尋ねをしたいと思います。

近年、我が国における野生鳥獣による農林水産物に対する被害は深刻で、収穫間近の作物を一夜にして食い荒らされるなど、経営意欲まで喪失させる事態になっており、中山間地域の衰退の一因にもなっております。しかし、これまでの県の積極的な取り組み、いわゆる守りと攻めの対策によりまして、有害鳥獣の被害額は、ピーク時であった平成24年度と比較して約半分にまで減少いたしました。半分に減ったとはいえ、いまだ約2億円の被害が発生をしております。一方、野生鳥獣は法的には無主物であり、誰のものでもなく、国民の財産でございます。

守りについて申し上げますと、平成24年度から集落単位で防護柵を設置し被害を防ぐ対策を実施しており、その結果、被害が半減した集落が多数出るなど、大きな成果が出ています。ちなみに防護柵の総延長は、高知県内で約4,000キロメートルになると言われ、日本列島以上でござ

います。

一方、攻めの狩猟について将来を見据えたとき、狩猟に携わる狩猟者の年齢構成を見ると、平成29年度の数字になりますが、60歳以上の方が約80%を占め、50歳未満になると約12%となっており、今後10年、20年を考えると、非常に心配をしているところでございます。その結果、また被害が増加するのではないかと懸念をするところでございます。

県においては、有害鳥獣対策にあらゆる手だてを行っていただいております、県猟友会としては感謝しておりますが、今後このように担い手となる狩猟者の高齢化、さらには若い方の担い手不足についてどのような対策を行っていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 議員のお話のとおり、将来に向けての狩猟者の確保につきましては、今後の被害対策を行っていく上でも重要な課題であると認識をしております。

そのため、まずは県民の方々に狩猟に関心を持っていただくことを目的に、狩猟フォーラムを開催しております。これまで中央地域のみで実施してきたフォーラムを幡多地域でも開催し、多くの方々に御参加いただきました。加えて、狩猟体験ツアーの実施にも取り組んでいるところでございます。

また、今年度からは、これまで農業高校を対象としておりました出前講座を普通高校にまで広げ、若い担い手の確保にも一層力を入れているところでございます。その結果、狩猟免許試験では、昨年度合格者ゼロであった高校生が、ことしは3名合格いたしました。

今後は、こうした取り組みに加え、実際に被害に遭われておられる農家の方々に対しましても、機会あるごとに狩猟免許の取得をこれまで以上に呼びかけてまいりたいと考えております。さらに、平成31年度からは、受験にかかる経費

の一層の負担軽減も行うこととしております。

今後とも、猟友会を初めとする関係者の皆様方の御意見も参考に、現在行っているさまざまな取り組みの検証も行いながら、引き続き手を緩めることなく鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○30番（高橋徹君） ありがとうございます。担い手の確保につきましては、一朝一夕に解決できる問題ではないと思っておりますが、ことしの試験において高校生が3名ではありますが合格したということは、大きな成果だと我々も思っております。だんだんと積み重ねがとても大事なことでございますので、我々も期待をするところでございます。

ちなみに、高知県猟友会のわな猟の会員でございますが、平成29年度は1,596人ですが、うち女性会員が73人で全国1位となっておりますので、申し添えておきたいと思っております。

1分少々でございますが、少し知事にお話を申し上げたいと思うんです。耳の痛いといいますが、嫌な議員だなと思われるかも知れませんが、最近見ておりました、私、凡人でございますので能力もないんですが、県の資料がすごく、よう見切れません。これは職員の皆さんがどんどんつくっているんだろうと思います。やることが多岐にわたって、どんどん知事が前に行っていますので——県内だけじゃなし、日本全国あるいは外国にまでいろんなことで、本当にスーパーマンです。新聞を見ていて、本当に大丈夫かなと思うぐらい、全国を飛び回りながら高知県のために働いていただいている。大変感謝をするところなんです、質問の答弁を見ておりました、職員の方がもう少し元気があったらいいなという感じがしたんですけれども、職員の方は大丈夫かなと。それから、残業も、聞いておりましたらそんなに年々減っていません。トップギアで走っているんですけれども、

ちょっとギアを落とされたらどうかなと思いました。大変失礼かと思いますが、率直な私の思いでございますので、受けとめていただけたらと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（土森正典君） 以上をもって、高橋徹君の質問は終わりました。

ここで午後4時10分まで休憩といたします。

午後4時5分休憩



午後4時10分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智さんの持ち時間は35分です。

37番塚地佐智さん。

○37番（塚地佐智君） いよいよきょう最後の質問となりまして、お疲れのこととは思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、障害者雇用について伺います。

知事も今議会の提案説明で、障害のある方の活躍の場や機会を拡充するとともに、国が示した厳格な基準のもと、来年度早期に法定雇用率を達成するよう取り組みを進めている、あわせて障害のある職員が働きやすい環境づくりにも引き続き取り組んでいくと述べられました。その具体的な取り組みについて幾つか伺いたしたいと思います。

障害者の雇用の促進等に関する法律による、地方公共団体における法定雇用率は、今年度から0.2ポイント引き上げられ2.5%となっています。

まず、知事部局において来年度法定雇用率を

達成するためには何名の新たな雇用が必要になるのか、総務部長に伺います。

○総務部長（君塚明宏君） 障害者雇用率の算定に当たりましては、重度障害の職員にあっては2倍、短時間勤務職員にあっては0.5倍に障害者の人数の換算を行うこととなっております。

これを前提といたしまして、知事部局におきまして新年度法定雇用率を達成するためには、退職による減も見込みますと現時点で、フルタイム勤務の重度でない障害者の方といたしまして、新たに20人分の雇用が必要になると考えているところでございます。

○37番（塚地佐智君） 来年度中の法定雇用率の達成に向けて、既に今年度から対策、取り組みも進めてくださっていると思います。

今年度、正職員としての追加の特別募集を行った行政職の障害者採用試験には、採用予定人員2名に対し、第1志望として26名の方が申し込みをされました。なんと13倍の倍率となっています。

学校事務や県立病院事務を含むと38名の方が応募をされており、法定雇用率を達成したからといってその門戸を閉じてはならないと考えますけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 法定雇用率を超えたからといって障害者の皆様方の雇用をやめるということではなくて、積極的に雇用していくと、そういう方針で臨んでいきたいと思っています。

○37番（塚地佐智君） ぜひ正職員としての採用を、知事部局また企業局や教育委員会、公安委員会でも積極的に進めていただきたいと、ここは要望をしておきたいと思います。

障害の種別によっても、お一人お一人の状況によっても、適性やサポートの仕方が全く違ってきます。そこをしっかりと確認しながら仕事内容や職場環境をつくっていくことが求められます。これまでそのサポートが十分だったのか

を、今しっかりと振り返っておくことが必要だと考えます。

現在は、障害のある方が働いている所属の長がその方の意見や要望を聞き取り、対応を図っておられますが、所属長に対してどのような研修が行われているか、総務部長に伺います。

○総務部長（君塚明宏君） 所属長も含めまして職員の各階層別で行っております研修の中で、毎年度障害のある方全般に対する職員の心がけや配慮すべきことを理解してもらうための研修を実施しているところでございます。

○37番（塚地佐智君） 民間事業所では、12時間の講習を受けて取得をする障害者職業生活相談員という資格があり、5人以上の障害のある方を雇用する事業所には、厚生労働省が定めるこの資格を有する従業員のうちから障害者職業生活相談員を選任して、職業生活全般における相談、指導を行うように義務づけていますが、地方公共団体にはその義務づけがありません。

現在、国において国や地方公共団体にも配置する方向で検討がされていますが、まだ見通しは明らかではありません。障害のある方の所属の長には、障害者職業生活相談員の資格を取得するための講習に相当するような研修を受けていただく必要があると思いますが、今の時点でこの講習を受講することができません。

県として主体的に研修を行う必要があると思いますが、今後の対応について総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 今後、さらに障害者雇用を進めていくに当たりましては、現在行っております研修に加えて、所属長を初め周囲の職員の理解が深まるよう、障害の特性に応じた指導や接し方など、より具体的で実践的な研修を行うことが必要だと考えております。

このため、ただいまお話のありました障害者職業生活相談資格認定の講習の内容も参考に、

労働局など外部の専門機関にも協力をいただきながら、具体的な研修内容を検討していきたいと思っております。

なお、議員御指摘のとおり、国や地方公共団体に対しましても障害者職業生活相談員の選任を義務づけるよう、国において法律の改正が検討されているものと承知しております。この選任に必要となります障害者の人数要件が、課や出先機関ごとに判断するのかなど、詳細はまだ不明でありますけれども、検討の状況を注視いたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 国の動向が前向きになっていまして、ぜひその動向も注視しながら、きめ細かくその職業生活相談員が配置できるという方向でぜひ検討していただきたいと思います。

配置されている上司の方から、困っていることがあれば言ってほしいと声をかけられるけれども、みんなが忙しくしていてなかなか言いづらい。障害の特性をわかってもらえず疎外感がある。気にはかけているが、どう接していいか戸惑ってしまう。こうした声は、現在さまざまな職場でも聞かれる声です。

専門知識のある、日常的に人間関係もできている、職場環境の改善に発言力もある、いわゆる産業医のような役割を果たせる方の配置が必要だと考えます。ぜひ県として、さまざまな障害に対する専門知識を持ち、本人や職場からの相談を受け改善策を提案できる人材を採用し、しかるべき部署に配置すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

○知事（尾崎正直君） 障害のある職員が働きやすい環境づくりを行っていくためにも、所属長を初め周囲の職員に対する研修を充実させていく、これがまず第一に必要なことだと思っております。

その上で、障害のある職員及び一緒に働く職

員双方へのサポートを継続的に充実させていくことが大事だろうと、そういうふうにと考えると、ころでありまして、御指摘のありましたような産業医、こういう方への相談の体制とか、場合によっては外部の専門機関の活用、さらには専門職員の配置とか、そういうことも考えられるかもしれません。

どういうやり方がいいかということについて、他県の事例なども参考にさせていただきながら検討を深めていきたいと、そう思います。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

外部の力をかりるといことも大事なんですけれども、県は、やはり全県的に障害者雇用を進めていくという、民間に対する福祉部門の役割もあります。そういうことを考えると、やっぱり県庁がある意味モデル的な役割を果たせる職場づくりというのが大事だと思っていて、今前向きに検討もいただくという御答弁もありましたが、私は障害者雇用推進監といいますが、やっぱり本当に県内の隅々の県庁の職場でそういったことが充実していける人材の配置というのはぜひとも必要だと思います。今、そういうことも検討の中に入れていこうという知事のお話もありましたので、前向きにぜひ検討していただきたいということは要望しておきたいと思えます。

教育委員会においても同様のことが言えます。昨年10月に、各県立学校へ、障害のある方を非常勤職員として1校1名、10校で採用されています。さらに、来年度残りの県立学校でも1名の非常勤職員の採用を行うよう取り組んでおられます。この間の取り組みを参考事例として示すなど、教育委員会としての努力は否定するものではありません。

しかし、これまでは特別支援学校が主で、障害に理解のある職場です。今後、現場での受け入れ体制がないままなら、かえって採用された

方にとっても、現場の同僚にとっても大きな負担になってしまうとの危惧の声も出されています。どのような特性を持った方なのか、どういう配慮が必要なのか、しっかりとしたプランを持って取り組みを進める必要があります。どのような仕事をしてもらうか、誰を採用するか、サポート体制はどうするのかも各学校任せでは、障害者雇用促進の真の狙いを達成することはできません。

県教委としてのしっかりとしたアドバイスや対応ができる体制が必要ではないかと思いますが、今後の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、障害のある方の雇用をするに当たり、事務局に窓口となる担当を決めまして、どのように選考すればいいのか、採用後にはどのようなことに配慮すべきなのかといった疑問や不安の声に対しまして、先行して雇用している学校の事例などについて情報提供をするとともに、高知労働局からのアドバイスをいただきながら各学校の支援をしてきたところでございます。

こうしたこれまでの取り組みに加えまして、今後は各学校において障害のある方の育成担当の役割を担う職員を選任して、日々の指導や相談を受けるなどの支援を行う体制づくりなどについて、学校と協議してまいりたいというふうにご考えております。

また、県教育委員会としても、各学校に向けての窓口の設置に加えまして、労働局や障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との連携を強化し、研修を開催するなど、学校の支援体制を充実してまいりたいというふうにご考えております。

○37番（塚地佐智君） 学校現場は大変多忙な状況になっています。新たな負担になるということにならないように、県の教育委員会としてど

うバックアップするかというところがとても大事なところで、そこにやっぱりそれなりに責任を持つ、今窓口というふうにおっしゃいましたが、先ほどの障害者職業生活相談員ぐらの深い認識を持った方にその相談の対応をしていただけるようなことをぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、保育の無償化と保育士の処遇改善について伺いをいたします。

今開かれている通常国会に無償化関連法案として、子ども・子育て支援法の改正案が提案されています。今回の無償化は、保育所、幼稚園を利用する全ての子供が対象になるわけではありません。無償化の対象になるのは3ないし5歳児が中心で、子ども・子育て支援新制度の対象となる施設で、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育などが対象となります。ゼロ歳から2歳児については、住民税非課税世帯の子供のみが対象で、ほとんどの世帯は対象になりません。

対象にならない世帯の本県での割合はどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 平成30年4月1日現在で、保育所等に入所しているゼロ歳から2歳の子供が1世帯について1人であるとして推計しますと、国の基準では保育の無償化の対象とならない世帯の割合は約80%というふうになっております。

○37番（塚地佐智君） 保育料は低年齢児ほど高く、子育て世代にとっては大変負担が大きいもので、この所得制限を外して無償化の対象にするように求める必要があると私は思います。これは要望としておきます。

また、認可外施設においては、それぞれ上限額を決めての括弧つきの無償化で、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯には、4万2,000円まで

の利用料が無償化をされます。

ここで問題になるのは認可外施設の範囲です。都道府県に届け出を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要であるとしながらも、5年間の猶予期間を設け、基準を満たしていない施設も対象にしていることです。子供たちの安全が保たれるのか、保育の質の確保の点からも問題があると思いますが、教育長はどのように認識をされているか、伺います。

○教育長（伊藤博明君） 子供たちの安全を確保することは、無償化の対象施設であるかどうかにかかわらず最も大切なことだと思っております。そのため、認可外保育施設指導監督基準により定期的に認可外保育施設の立入調査を行いまして、認可保育所に準じた職員配置や保育室の面積等についての基準を満たすよう、改善に向けた必要な指導を行っていくこととしております。

また、毎年9月には認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修を開催しまして、保育の質の向上にも取り組んでいるところでございます。

○37番（塚地佐智君） 今問題になっていますのは、みなし的に5年間そうした指導監督基準を満たすことを目指していれば無償化ができるという規定に、大変な不安が広がっているわけです。この確認ができていない施設については無償化の対象にしないという条例をつくろうとしている市町村もあります。ぜひそういった事例も参考にさせていただいて、子供たちに危険が及ばないような適切な対応を要求しておきたいと思っております。

次に、給食費の問題について伺います。これまでも3歳以上の給食の主食材料費は保護者負担でしたが、今回の改定で、これまで保育料の中に含まれていたおかず、副食の食材費も実費

徴収すること、徴収は各施設が行うことが示されました。

子供たちの成長にとって、豊かな食育にとって、給食は保育の原点とも言えるもので、保護者に新たな負担を求めることは本末転倒、しかも施設に新たな事務負担、徴収負担を生むこととなります。この点については、子ども・子育て会議でも保育関係者団体から反対意見も多く出されていました。この方針の見直しをぜひ求めていただきたいと思いますと考えますが、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 食材料費の取り扱いについては、在宅で子育てをする場合においても生じる費用であって、学校などと同様に実費を徴収すべきという考え方によるもので、見直しは難しいものと考えております。

なお、各施設や市町村における事務の取り扱いについては、国においてその負担を軽減するための検討が進められているとお聞きしており、今後も国の動きを注視していくとともに、市町村などの意見もお聞きしながら対応していきたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 保護者は、保育料の中に食材費は含まれていて、それをこれまで負担してきたんだという、当然そういう認識です。保育料の無償化というのは、今まで負担してきたその保育料がなくなるんだと考えているわけで、新たにこの食材費が負担になるというのは大変納得のいかないということが1点。

もう一つは、学校給食も有償だから保育所も有償にする、それは食育の考え方として私はまるで逆だと思っています。むしろこの学校給食も無償化する方向で意見を上げる、それが本来教育長としてとっていただきたい対応だというふうに私は思いますが、そこは答弁は結構でございます。

全国でも給食費の無料化というのは徐々に進

んでいまして、ぜひこうした方向も見詰めながら今後の対応を考えていただきたい、また国には、新たな保育所の負担に徴収がならないようにしっかり声は届けていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

私たちは、幼児教育・保育の無償化は世界の流れからも当然実施すべき施策だと考えています。しかし、財源の問題また現在の保育環境の劣悪さや、保育士不足による待機児の増加という深刻な実態を放置したまま、十分な検討もなく実施に踏み出すことに対する危惧の声があることにも、しっかり耳を傾ける必要があります。

本県でも、保育士不足と待機児童問題は深刻な状況です。まず、ここ3年間の1月1日時点での入所待機児童の人数について教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 1月1日時点での待機児童の数につきましては、平成29年が231人、平成30年が353人、平成31年が267人となっております。

○37番（塚地佐智君） 1月1日の時点ということで、4月当初には入所が決定をしてこの数が減るということにはなりません。なりますけれども、またその年に生まれた子供さんたちが入所できないということで、結局また待機児童が1月1日段階ではふえてしまうというのが現状で、今の深刻な数字になっていると思います。

私たちのところにも、この時期さまざまな声が寄せられます。2人目の子供を同じ園に預けようと思ったけれども、定員いっぱい、職場から反対方向になってしまって困っている。産休明けで入れてもらおうと思ったが、いっばいで入れず、育休を延長しなくてはならなくなった。自分も保育士で、産休明けに預けようと思っていたが、保育士が不足していて予定していたゼロ歳児保育ができないと言われ、私も復職できなくなったという、負のスパイラルとなって

いるお話まで伺っています。

施設の定員は大丈夫だけれど、とにかく保育士が不足していて、園長さんの仕事は臨時的保育士さんを探すことという事態も広がっています。こうした状況をどのように認識されておられるか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 保育所等の園長の仕事は、保育所のスムーズな運営と健全な経営ということになっておりまして、子供の保育を行うための保育士確保もこうした業務の一環ではありますが、そのために園の運営に支障を来すことは好ましい状態ではないというふうに考えております。

市町村や施設設置者には、園長が本来の役割を果たせるように必要な対応をお願いしたいと思えますし、県教育委員会としましては、保育士の確保対策として修学資金の貸し付けやいわゆる潜在保育士の復職支援を行うとともに、子育て支援員の配置による保育士等の負担軽減、それから退職者の再雇用などの取り組みを促してきております。

○37番（塚地佐智君） 園長さんが保育士さんを探すのも仕事の一つだというふうにおっしゃいましたが、やはり行政がそこはしっかりと責任を持っていく、とりわけ公立保育所の場合は、役所の果たす役割というのは大きいと思うんです。保育士さんがいないがゆえに園児を預かることができないといった事態の解消は、ぜひとも園の責任ではなくて、やっぱり行政の責任としてしっかり果たしていくという決意で臨んでいただきたいと思えます。

国も県も、この間保育士不足に対するさまざまな対応を行ってこられました。県としても、保育士等人材確保事業で求人、求職のマッチングや、今御答弁もありましたが、保育士修学資金等貸付事業の拡充、返済免除の拡大などにも取り組んでいます。しかし、その実績は思うよ

うに上がってはきていません。

平成30年度の保育士等のマッチング状況はどうなっているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 潜在保育士等の求職者と雇用者のマッチングにつきましては、高知県社会福祉協議会の福祉人材センターに委託して実施しておりますが、昨年4月から2月20日までで、潜在保育士等の求職者数が73人に対しまして、求人数は月平均で約100人となっております。その中で、実際に就職に至ったのは18人となっております。

○37番（塚地佐智君） 今、月単位の御答弁をいただきましたが、年間にするとどれくらいになるかの数字はありますでしょうか。

○教育長（伊藤博明君） 求職者数につきましては、73人というのは2月20日までの数字でございます。求人数につきましては、新しいのが出てきてどんどんということになっていきますので、トータルといいますか、月平均にすると100人ぐらいの求人が毎月あるというような格好で、年間トータルでどれだけの求人数かはなかなかカウントができませんでしたので、月平均で100人ぐらいの求人があるというようなお答えをさせていただきます。

○37番（塚地佐智君） いずれにしても、100人の求人に対して18人という数字なので、大変マッチングが難しい状況の具体的な数字なんだと思います。その要因についてどういうふうに分析をされているのか、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） それぞれ求職者個々の理由もあると思えますけれども、総じて求職登録があっても、勤務時間それから給与面の勤務条件、労働条件が求職者の希望に折り合わないことから就職に至らない、または条件の合う他の例えば児童福祉施設などに就職して、保育所への就職につながっていない状況があるという

ふうにご考えております。

勤務条件とか労働条件も含めて、保育士として働きたいと思えるような環境、現場をつくっていくことが大切であるというふうにご考えております。

○37番（塚地佐智君） 本当に大事な御答弁だと思います。今、やっぱり保育士さんの処遇の改善ということなくして今の保育士不足ということを解決することはできませんので、それに対して、やっぱり国や地方自治体がどういう役割を処遇改善で果たしていけるのかということを一思い切って私は足を踏み出す必要があるというふうに思います。

この保育士不足について、私は責任の重さ、労働密度の厳しさ、業務負担の増加、さらにそれに見合う処遇になっていない、まさに今教育長が御答弁になったとおり、そのことが最大の要因だと考えます。保育の現場はまさに命を丸ごと預かる場所です。自分の子供1人でもなかなか大変な状況なのに、国の職員配置の最低基準は、1・2歳児で6人に1人、3歳児では20人に1人、4・5歳児では30人に対して1人の保育士、しかも家庭との連絡や保護者との関係は、学校よりも日々顔を合わせながらの助言や指導が必要になっています。現在、開園時間は朝の7時から夕刻の7時まで、大変な長時間労働にもなっています。

まず、この労働密度の改善、業務負担の軽減は急務です。保育士の働き方改革、私は今そういう旗を掲げるべきときだと思います。その中身としても、職員配置の最低基準を改善することで推進するように国に求めるべきだと思いますけれども、この点は知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートしたときに、国において、3歳児についての職員配置に関しては、

最低基準が20対1のところを15対1の配置ができる財源措置が講じられたわけであります。

しかしながら、1歳児と4・5歳児につきましては、こういう財源措置は見送られることとなりました。そういうことでありますので、全国知事会といたしまして、この1歳児と4・5歳児につきまして職員配置を充実するための財源措置について、国に要望してまいりました。

具体的には、1歳児については最低基準6対1のところを5対1、そして4・5歳児につきましては最低基準30対1のところを25対1、これを可能とするような財源措置をという要望をしてきたわけであります。引き続きこの要望を行っていきたいと、そう思っています。

○37番（塚地佐智君） ぜひやっぱり基盤となるこの最低の職員配置基準というのを——先ほどおっしゃった水準では、まだまだ大変な状況は現場には残るとは思いますけれども、ぜひ御奮闘いただきたいとお願いをしておきたいと思いません。

今保育士の皆さんは、大変厳しい職場、また他職種の平均よりも賃金が低い、この現状の改善も急がれています。根本においては公定価格を引き上げることが重要だと考えますが、当面国においてこの間、処遇改善等加算制度が実施をされてまいりました。民間保育所と民間幼稚園に対し、処遇改善等加算Ⅰは、職員1人当たりの平均経験年数によって加算率を設定するもの、処遇改善等加算Ⅱは、経験年数おおむね7年以上で4分野以上の研修を修了することを条件に月4万円の加算、また3年以上で一定の研修を受け月5,000円の加算というメニューがあります。

しかし、現場からは、研修に出せる人的余裕がなくせつかくの制度も使い切れない、研修を受けた全員に4万円を支給できる制度になっただけならず不公平感があるなどの声が出ています。

北海道などでは出前研修を実施し、少しでも負担を軽くする取り組みなどがなされています。また、ネットやDVDなどによる研修に改善できないかとの声もあります。県として改善するお考えはないか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 保育士等の処遇改善等加算制度に関する研修においては、既存の人材育成研修と重ねて受講できる、それから複数会場から選択できるといった講座を設け、また出前研修の形で所属園において学ぶ実践研修の時間を設けることなどによりまして、受講者の負担を軽減してきております。

今後も、保育者が必要な資質・指導力を研修を通して身につけられるよう研修内容の充実に努めてまいります。受講方法や受講場所などについて、受講者や受講園の負担を軽減する方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えます。負担を軽減するために、ネット研修については有効な手段の一つであると考えられますので、その導入について他県の実施例なども参考にしながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

高知市の民間保育所協議会の皆さんからも、ぜひそうした研修の改善をしてほしい——さらには研修に出したときに、4人研修に出しても代替は1人分しか予算措置がないといった問題もあって、この問題は今回取り上げていませんけれども、ぜひ実態をよく聞いていただいて、具体的改善を進めていただき、処遇改善がスムーズに進むようお願いをしておきたいと思えます。

今後の保育士さんの確保についてで、公立保育所においてはこの改善加算が当然あるわけではありませんが、今問題になっているのは、公立の保育所において臨時の保育士さんの雇用が今後会計年度任用職員制度に移行する際に、今

までの処遇よりも引き下げになり、賃金がさらに低くなって一層保育士不足が深刻になるとの危惧の声が出されています。

現在、公立保育所での臨時職員の割合はどのような状況か、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 平成30年4月1日現在、本県の公立保育所における常勤の保育士の数は、正規職員が846人、臨時職員が618人であり、臨時職員は42.2%というふうになっております。

○37番（塚地佐智君） まず、今保育の現場では、臨時の保育士さんがクラス担任をしなくてはならないという状態も大変広がっています。こうした方々は当然正式採用、正職員にしていくという流れをつくらなくては、保育士不足の根本解決はできないというふうに私は思っております。ぜひそういう方向をつくり出していただきたいということが1つです。

同時に、今おっしゃられた618人という大変大量な臨時の職員の皆さんがどういう処遇になっていくのか、これは今後の保育士不足にとっても大変大きな問題になってまいります。確かに市町村の問題ではありますけれども、この深刻な臨時の保育士さんの処遇をどうしていくのか、決して現在から下がることのないような努力が必要だというふうに思います。

会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理のマニュアルの中には、専門職である保育士さんや看護師さんについて、今回の制度の移行でも現状から下がるような工夫をしてもいいんだと、ある意味しなくてはならないと私は思いますが、そういうものもきちんと出されているわけです。ぜひそういう情報提供も市町村にもしていただいて、決して今の処遇から引き下がることのないような助言をぜひ市町村にいただきたいということを、お願いをしたいと思います。

市町村任せにせずに、保育士不足に県として

責任ある対応が求められていますが、どのように対応されるか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、子供の数が減少傾向にありまして、県全体の保育所への入所数もこの10年間で1,300人減少しているにもかかわらず、多くの保育士の配置を必要としますゼロ歳から2歳の入所児童数は、約600人増加しております。加えまして、加配が必要となります特別な支援が必要な子供や家庭も増加しております。結果、保育士の数は平成20年度の2,716人から平成30年度には3,015人と、約300人増加をしております。

このように急激に保育士の数が増加する中で、各市町村においては、全体的な少子化を見越して臨時職員も含めた職員採用を行っており、保育士の正職員化を一気に進めることは難しい状況にあるというふうに考えております。

正規か臨時かいずれの職を配置するかは市町村の裁量に任されてはいるものの、保育士の確保に向けた処遇改善面や、家庭支援、就学前教育を継続的に行うための人材育成面からも、職員は正規職員の配置が望ましいと考えており、正規職員の配置割合の高い市町村もありますので、こうした市町村の状況もお聞かせいただきながら、どうすれば正規職員の配置が進むのか研究を進めていきたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

○議長（土森正典君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時45分散会

平成31年 3月 7日 (木曜日) 開議第 7日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 人事務局長 小田切泰禎君
 公安委員・長職務代理者 宇田川佳宏君
 警察本部長 植田茂君
 代表監査委員 麻岡誠司君
 監査委員長

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政 策 調 査 課 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 補 佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 7 号)

平成31年 3月 7日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成30年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
		第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地

- 造成事業用地)の取得に関する議案
第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 69 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案
第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 71 号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 72 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案

- 第 73 号 県道の路線の認定に関する議案
第 2 一般質問 (一問一答形式による)



午前10時開議

- 議長(土森正典君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

- 議長(土森正典君) 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

- 議長(土森正典君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」から第73号「県道の路線の認定に関する議案」まで、以上73件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

加藤漠君の持ち時間は40分です。

11番加藤漠君。

- 11番(加藤漠君) 皆さんおはようございます。自由民主党会派の加藤漠でございます。

きょうは、40分間貴重なお時間をいただきました。いつも貴重な時間ですけれども、特にこの任期最後の2月議会というのは、私も毎日ここに座っていて本当にいいのかなという気がしないわけでもないですけれども、本当に議場の皆さんにとっては一分一秒寸暇を惜しんでの時間をいただいているという感じがします。県勢浮揚にとって一歩でも二歩でも前に進むようにと、そういう思いで一生懸命させていただきたいと思っています。また、今議会は平成最後の定例会ということになります。そして、本日が平成最後の一般質問、一問一答での質問の機会ということになります。

平成の時代というのはさまざまな側面がありますが、災害と向き合ってきた時代ということが言えるのだと思います。高知県にとっても、平成10年の高知豪雨災害、平成13年の高知西南豪雨、そして昨年には7月豪雨も発生をいたしました。いずれの災害も、局地的な集中豪雨によって県内に多くの被害をもたらした災害でありました。

昨年の7月豪雨では、私の選挙区も大きく被災をいたしました。大月町では1時間当たり雨量が80ミリを超える雨を記録しましたし、また宿毛市では1時間雨量が108ミリを記録いたしま

した。現在も、各地区にお伺いをいたしますと、山肌がそのままむき出しになっていたり、橋が落ちたところがそのままになっている、あるいは家の裏の崖が崩れたままになっているというように、まだまだ災害の爪跡が残っているというような状況であります。

災害はいつ起こるかわかりません。雨が降るたびに、また近くの川が決壊するんじゃないか、裏山が崩れてくるのではないかと不安な気持ちで日々を過ごされていらっしゃる方も多くおいでになります。

豪雨災害など、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでいただいていると思いますが、県全体の復旧状況を知事にお伺いさせていただきます。

○知事（尾崎正直君） さきの7月豪雨、さらにその後の台風によりまして、公共施設初め多くの地域におきまして甚大な被害が起きました。これに対して、2つのフェーズでまず取り組みを進めています。1つはいわゆる応急対応を行う、そして本格的な復旧対応を行うということです。

まず1点目の応急対応については、次の台風や大雨に備えるために河川内の流木除去とか、さらには孤立集落解消のための道路の応急的な補修とか、そういうことに取り組んできました。こちらにつきましては、ほぼ完了という状況かというふうに考えています。

本格的な復旧ということについては、8月から災害査定がスタートしました。そして、災害査定が終了したものから随時発注をしていくという対応をしてきたわけでありまして。この災害査定については、大変膨大な箇所がありましたけれども、全ての箇所が1月で終了したという状況になっています。復旧すべき箇所について順次発注をしていくわけでありましてけれども、既に本年度末までには約2割が完了していると

いう状況です。残余の点についても、本年度の補正予算、さらには来年度の当初予算に必要額を計上して、早期復旧に向けて全力で取り組んでいきたいと、そのように考えています。

安芸川の僧津地区、こちらは堤防が侵食され、破堤寸前になったわけでありまして、ことしの出水期前に完了させていきたいと思っております。また、高知自動車道は橋桁が飛んだわけでありましてけれども、何とか夏休みまでの全面復旧を目指したい、また県道安満地福良線、さらには宿毛市の篠川、こちらについても本復旧に着手をして早期の復旧完了を目指しているという状況であります。引き続き全力を挙げてまいりたいと、そのように考えております。

○11番（加藤漠君） 大変力強い御答弁だったと思います。

被災の大きかった自治体では、入札不調が出てきているというお話も伺います。家の裏の崖が崩れていて早く直してほしいんだけど、2度入札しても一者も工事の受け手がいらっしゃらなかった、そういうような事例も出てきているようなお話も伺います。入札不調の対応については、今議会でもさまざま御議論がありましたので、円滑な工事の実施に向けて今後とも取り組んでいただきたいというように思います。

また、7月豪雨を教訓として今後の対策に生かしていくということが大切なんだと思います。それが豪雨への対策だけでなく南海トラフ地震対策にもなるんだらうと、こんなふうに感じているところであります。

地域の方からお話を伺いますと、豪雨の際に、家にも自治体からの防災行政無線が聞こえなかったとおっしゃる方が少なくありません。この点は大野議員からも質問があったところですが、災害の状況や避難情報などを屋外のスピーカーでアナウンスしても、大雨のとき

には音がかき消されてしまいますし、雨戸まで閉め切っていると、より一層聞こえない状況にもなります。災害の情報は携帯電話で受信できる場合も多いですが、特に御高齢の方や障害をお持ちの方など、携帯電話を持っていない方々も多くいらっしゃいます。また、車の運転中や夜間の被災など、さまざまな状況を想定して対応の強化を図っていくことが必要ではないかと感じています。

災害の情報を確実に届けるために対策を進めてほしいと思いますが、危機管理部長、いかがでしょうか。

○危機管理部長（酒井浩一君） 豪雨時は防災行政無線の屋外スピーカーでは十分に情報を伝達することができない場合があるということは、市町村へのアンケート結果からも明らかになっております。こうした状況や夜間の伝達を考えた場合、戸別受信機など専用の端末を住居内に設置することが有効な手段となるため、支援につきましては引き続き行ってまいります。また、マスメディアに伝え、テレビやラジオを通じて、車を運転中の方々も含め広くお知らせしていただくことも継続してまいります。

加えて、来年度、雨量や河川水位などのリアルタイムな情報を、危険性のある地域に限定してプッシュで伝達することができるアプリを整備することとしています。このアプリにより、防災士や自主防災組織のリーダーなど防災意識の高い方々に地域の危険性をお伝えし、率先して地域の方々に直接避難の呼びかけをしていただき、素早い避難行動をしていただきたいと考えています。

情報伝達のあり方につきましては大変重要と考えておりますので、豪雨災害対策推進本部の中でさらに検討を深めてまいりたいと思っております。

○11番（加藤漠君） 7月豪雨では、県内で初め

てとなる大雨特別警報が出されました。大雨特別警報は、数十年に一度レベルの大雨や暴風、高潮などが予想されるとして、気象庁が市町村単位で発表をいたします。具体的な降水量の基準を、48時間か3時間の雨量が過去50年に一度の値を超えた場合と規定し、土砂災害や浸水被害の危険度なども考慮して判断がされるということでもあります。

そのため、大変な雨が降りましたので、これまでの台風や大雨でも氾濫したことを聞いたことのないような、規模の小さい河川も氾濫をしたというような箇所が多くありました。規模の比較的大きい河川には水位計やカメラなどが整備をされていることも多いんですが、整備が不十分な河川については川の状況を把握することが難しくなってしまうという現状もあります。

河川の状況把握には水位計やカメラなどの整備も重要だと思いますが、土木部長に今後の対応についてお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、河川の状況を把握し、適切な住民の避難や水防活動が行われるよう、これまで主要な河川におきまして水位計を57カ所、カメラを30カ所に設置し、インターネット等を活用しまして情報を配信しているところでございます。

今後、水位計につきましては、国が新たに開発いたしました低コストな水位観測システムを活用いたしまして、市町村と設置箇所の調整を図りながら、これまで水位を把握できていなかった河川の上流部や規模の小さい河川を含め、新たに102カ所の水位計を整備し、この4月から運用する予定でございます。同様に、カメラにつきましても、低コストな映像システムの開発が行われておりまして、来年度試験的に新たに2カ所でカメラを整備する予定でございます。

今後にも必要な箇所で適切な情報が得られますよう、整備を進めていきたいと考えております。

○11番（加藤 漠君） 部長の御答弁を聞かせていただきまして、取り組みが力強く進んでいるなあというふうに感じました。また、技術も進歩してきておりますので、さまざまな対策がとられようとしているなあというふうに感じました。危機管理部長からの御答弁がありましたように、災害の伝達の際にもこの水位計やカメラも重要な情報になってまいりますので、今後とも積極的な整備に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

雨の降り方が随分変わってきていますので、異常気象、異常事態と言われていることがだんだん異常じゃなくなってきている、そんなふうに感じているところであります。ソフト・ハード両面からしっかり対応をしていく、防げる災害はしっかりと防いでいく、予防を徹底していくということをして、県民の命を守るために万全の対策を期していただきたい、こういうことを御要望させていただきます。

次に、公共施設及び県有財産の活用についてお尋ねをさせていただきます。

先月には、宿毛警察署が南海トラフ地震で想定をされている津波浸水区域外の高台へ移転する方針が決定をされました。これは、昨年9月に宿毛市役所の庁舎移転が決定をされ、移転先となる高台用地が造成されることに伴って、警察署の移転先も検討されたものと承知をしております。

宿毛警察署の移転整備について警察本部長から御説明をいただけますでしょうか。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 宿毛警察署につきましては、南海トラフ地震の津波被害想定で庁舎の3階部分まで浸水するおそれがある、かつ長期浸水域に所在することから災害に強い警察署とする必要があること、加えて昭和51年3月に建築され、築後42年を経過してありまして、施設自体が老朽化、狭隘化しているという状態

にございますことから、別地への移転、現地建てかえも含めた整備方針について順次検討を重ねてきたところでございました。そうした中で宿毛市から、昨年9月の宿毛市議会閉会後に、宿毛市役所の移転先として造成準備を進めている小深浦への移転の提案を正式に受けたところでございました。

当該候補地につきましては、津波浸水域ではない上、他の行政機関との連携も円滑に行え、災害時の防災拠点のみならず平素の治安維持の拠点として警察活動を行う上でのメリットは大きいと考えまして、有力な移転候補地の一つとして検討してまいりました。本年1月19日から1月30日の間、管内各地区10カ所で住民の方に対する説明会を行い、その結果、移転の必要性等について一定の御理解が得られたということ踏まえまして、宿毛警察署を小深浦に移転することを今般決定したところでございます。

今後は、来年度から行われます宿毛市が行う造成工事の進捗状況を見ながら、宿毛警察署の移転整備に向けて関係機関と連携を図りつつ必要な対応を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（加藤 漠君） 宿毛警察署と同様に、幡多土木事務所宿毛事務所についても、先月同じ小深浦の高台への移転方針が決定されておりますが、土木部長からも御説明を願えますでしょうか。

○土木部長（村田重雄君） 宿毛事務所は、南海トラフ地震による津波想定におきまして、浸水により事務所機能が全て失われるため、移転が必要となっております。移転場所の選定に当たりましては、津波浸水地域でないことはもちろんのこと、事務所へのアクセス、また他の行政機関との連携といった観点から検討してまいりました。

そうした中、今般宿毛市が新たに土地を造成

し、市役所の移転を決定した小深浦高台を想定した場合、市役所が隣接することになり、日常の業務での速やかな連絡調整、また災害時等の対応でも迅速かつ緊密な連携が可能であり、活動拠点としての機能を高めることが期待できております。また、土木事務所へ来所していただく利用者の視点で見ても、市役所が間近にあれば、土木事務所で行う建設業の許可などの申請に必要な住民票、また納税証明書等の書類の交付もスピーディーに受けられ、利用者の利便性向上も図られることなどから、この高台が適地であると考えたところでございます。

宿毛市が来年度から造成工事に着手することから、この時期に移転場所について県の方針を固めさせていただいたところでございます。

○11番（加藤 漠君） 災害対応の観点あるいは他の機関との連携について御説明がありました。

宿毛警察署は、最大の津波想定で7.7メートル、3階部分までという御説明がありましたけれども、土木事務所についても7.2メートル、こちらも3階まで浸水をする可能性があるところに立地をしているということでもあります。また、説明会では、昨年7月豪雨で警察署の庁舎の前が冠水をしてパトカーが出動できない苦い経験もされたということの御報告もありました。助けに行きたくても行けない、そういう状況があったということを伺いました。

警察署については、ことしの1月から、移転に関する説明会が宿毛署管内の10カ所で開催をされて、私もそのうち2カ所について出席をさせていただきました。皆さんの御意見も聞かせていただきました。一部、移転に対して厳しい御意見もありましたが、本部長の御答弁のように、おおむね出席者の方々からは、老朽化の状況あるいは災害時の対応も考えて移転の判断を支持していただいているというように感じました。私自身も、妥当な判断だと考えております。

ただ一方で、市の庁舎も含めると、土木事務所と警察の庁舎と3つの公共施設が現地から高台の場所へと移転することになります。また、宿毛市の市街地の周辺には、現在旧宿毛病院の跡地が1.2ヘクタールありますが、空き地になっている状況であります。災害に強い地域づくりと同時に日常生活も考えて、市街地周辺に残る跡地の利用についても検討を進めていくことが重要ではないかというふうに感じているところであります。

また、それぞれ県有地の活用を図るに当たっては、警察署は県警本部、土木事務所は土木部、そして病院の跡地は公営企業局ということになりますので、所管ごとにそれぞれ対応するのではなくて部局横断的な検討が必要だろうと、肝要ではないかと、このように考えているところであります。宿毛市の新庁舎の完成は2022年3月末を予定していますので、3年後の移転ということになります。また、警察署、土木事務所の移転時期はともにそれ以降というように伺っております。その間に、移転の計画とあわせて市街地周辺地域の活性化に向けた議論もしっかり行っていただきたいというふうに思っております。

現在の土地や施設をいかに有効活用していくのか、地元の宿毛市と協議を始めていくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか、副知事にお尋ねをいたします。

○副知事（岩城 孝章君） 宿毛警察署、また幡多土木事務所宿毛事務所、また宿毛病院の跡地も市の中心部にあるということで、それらの跡地をどのように活用していくか、また市街地の活性化をどのように取り組んでいくかということは大変重要なことだというふうに思っております。

宿毛市においては、市役所の移転や宿毛小・中学校の改築といったことも踏まえまして、2

年後を目途として市の都市計画マスタープランを改定することとしておりまして、今後、公共施設の跡地の活用策などを含む具体的なまちづくりについての検討を進めていくというふうに聞いております。

県としましても、できるだけ県有地を地元の活性化に役立てていただきたいというふうに考えておりまして、まずは幡多の産業振興推進地域本部を窓口として市の考え方をお聞きし、必要であるならば市のまちづくりの検討に県もかわらせていただきたいというふうに思っております。その過程の中で県有地の有効活用策についても市と協議を行いまして、関係部局間で連携して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（加藤 渚君） 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

例えば東日本大震災で被災をした岩手、宮城それから福島の3県では、集落を内陸側へ移転させた地域も多かったですので、その移転跡地の利用が今進められているところなんです。このうち用途として多いのは、公園あるいは緑地、スポーツ施設建設などの公共利用、それ以外には、企業誘致などを図る産業用地として利用する計画だというふうに報道をされております。企業誘致の中には、例えば観光農園であったり、そういう農業あるいは水産加工の施設なども含まれているというふうに伺っております。

津波に強い、災害に強いまちづくりと同時に日常生活にも強いまちづくり、これを両面で進めていくことが大切だろうというふうに思っております。宿毛市との連携を初め部局横断でぜひとも対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、御要請を申し上げます。

また、宿毛市の事例にかかわらず、県が持っている土地や建物などの財産を有効活用していく観点は非常に重要だというふうに考えており

ます。現在は既に利用予定のない土地について計画的な処分に努めてきておられますが、土地や建物について適正に管理、活用していくことで、宿毛市の事例だけでなく、まちづくりあるいは歳入の削減、歳入の確保ということに積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。その際には、県有の財産や未利用地について、利用しないで所有し続けることで失う利益、いわば機会損失を意識することで、さらに有効活用が図れるのではないかとというふうに感じております。

例えば、私が特に気になっていますのは、県庁近くにある永国寺ビルなんですね。知事もうなずいてくださっておられますけれども、高知城の駐車場のちょうど斜め向かいにあります、高知こどもの図書館の隣の建物ですが、中には書類などが保管されていて倉庫として利用をされておられます。時折、駐車スペースとしても利用されていることを見受けるわけですが、この中心市街地、県庁からも近い、県警本部からも近いところであって、倉庫として利用されているというのはもったいないなあというふうに、前を通るたびに思っているところであります。伺いますと、約10年間倉庫として利用をしているということでありました。

ぜひ、今後は有効活用を図っていただきたいと思うところでありまして、永国寺ビルに限らずその他の施設についても、現在の利用が資産価値に見合わないものとなっていないかどうか、また民間の方に貸し出すことで歳入の増加につながる余地がないかどうか、さらには維持管理費用の負担軽減といった視点も検討しながら、戦略的に財産の活用を行っていくことも重要な視点だと考えております。

未利用あるいは利用頻度が低い県有財産について今後どのように有効活用を図っていくのか、総務部長に取り組みをお聞きいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 未利用ですとか、ほとんど使われていない財産で将来的に県での利用が見込めないものにつきましては、原則としては売却をし、売却が困難なものなどにつきましては貸し付けを行っているところでございます。

一方で、御指摘のあったような、県として一定利用はしているものの、その立地条件等から見てさらなる有効活用を図る余地があるのではないか、こういった観点からは、まだ全庁的な財産の状況というのを十分に把握しておりません。そのため、今後は中心市街地などの物件を中心といたしまして、まず現地の確認なんかも含めて利用状況を洗い直してまいりたいと考えております。

なお、例としてお話のありました永国寺ビルにつきましては、隣接する永国寺第2ビルも平成31年度末には入居者がいなくなる見込みであります。ですので、これら2つの財産を合わせた活用策につきまして検討を進めてまいりたいと考えます。

○11番（加藤漢君） 部長が今おっしゃったとおりだと思います。特に、民間であれば固定資産税が発生をしたりということで、どういうふうに活用するかということに対してインセンティブも働くんですけども、行政の場合はそういう負担が民間と比べると少ないわけですので、ぜひこういうことについても検討をして活用を図っていただきたいというふうに思います。永国寺ビルを何度も申し上げて恐縮ですけども、例えば荷物を移す、いろんな工夫をすることで空き施設が出てくるということも考えられるわけですので、そういった工夫もあわせていろんな観点から有効活用を図っていただきたいというふうに思います。

また、公営企業局の施設については、会計が独立をしていることから、公営企業局の資産

として管理をしている状況であります。公営企業局についても遊休地などの資産を積極的に有効活用していただきたいと思いますが、公営企業局長、いかがでしょうか。

○公営企業局長（北村強君） 遊休資産につきましては、経営の効率化を図るためにも早期に解消していかなければならないと思っております。そのためには、地元自治体の意向を確認した上で、企業会計の考え方に沿って適正な価格で売却を進めていく必要がありますが、一方で、地域の振興を図るということは大変重要なことですので、市街地の活性化に向けて地元自治体と県が連携して利活用を検討していく際には、知事部局とも連携しながら積極的に協力していきたいと考えております。

○11番（加藤漢君） 特に旧宿毛病院は公営企業局の資産ということですから、今局長に御答弁いただきましたように、知事部局と協力して有効活用の検討、宿毛病院の跡地にかかわらずいろんな面で協力をして取り組みを進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次に、教育についてお伺いをさせていただきます。来年度からは全国的に、高校生のための学びの基礎診断が導入をされます。きょうは、この高校生の学力について質問をさせていただきますと思います。

この高校生のための学びの基礎診断は、民間の試験を活用して基礎学力の定着度合いをはかる取り組み、いわば小中学校で実施されている全国学力・学習状況調査の高校生版とも言える取り組みであります。

高知県の小中学校の学力は、全国学力・学習状況調査をきっかけに、この間随分改善されてまいりました。特に小学校については、全国上位に位置するところまで成果が上がってまいりました。

私は、県議会に初当選して初めて所属した委

員会が総務委員会でありました。そのときに、高校生版の学力テストをやってみたらどうだろうかというような質問をした記憶がありますが、今回そういう意味でこの全国の基礎診断が導入されるということは大変心強いなあというふうに感じております。

この来年度から導入予定の基礎診断は、国の認定を受けた民間の試験を、さまざまな種類の中から各学校が適したものを選べる仕組みとなっております。高等学校の場合は義務教育と違いまして、さまざまな学習課程があるわけです。普通科あるいは工業科など、そういった教育内容の違いにも対応できる取り組みになっているなあというふうには評価をしているところであります。

客観的な評価が得られることで高校生の基礎学力の定着や指導の工夫改善につながっていくことを期待しておりますが、高校生のための学びの基礎診断の進め方について教育長より御説明をいただけますでしょうか。

○教育長（伊藤博明君） 平成30年12月、文部科学省は、高校生のための学びの基礎診断に、9つの民間業者から申請のあった国語、数学、英語の25の測定ツールを認定しております。この測定ツールは、義務教育段階の内容を重視した基本タイプと、高等学校での共通必修科目の内容を重視した標準タイプの2つがございます。学校ごとに選択するようになっております。

本県では、既に平成24年度から民間の試験を活用しまして学力定着把握検査を実施してきましたが、学びの基礎診断と趣旨、目的は同じであるということから、平成31年度の入学生から順次、これまでの学力定着把握検査を学びの基礎診断へ移行するというようにしております。

全日制及び多部制昼間部の全35校の1、2年生について年間2回実施し、各校においてはこの診断結果を踏まえて学力状況を把握し、向上に

向けた学力プランを作成した上で、学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築を図っていくことにしております。

県教育委員会としましては、学校支援チームによる学校訪問等を通じてその取り組みを支援していくことで、生徒の学力向上と進路の実現を図ってまいります。

○11番（加藤漠君） 今おっしゃっていただきました学力という観点から考えますと、高校生全体の基礎学力の定着と同時に、進学希望の生徒さんには、希望する大学に応じた学力が身につくよう学力の向上に取り組んでいくということが求められると思います。また、そのためにもこの取り組みが生かされるというふうには今御答弁をいただきました。

教育委員会では、県内の公立高校に通う生徒の皆さんの進学希望を実現するために、国公立大学への現役進学者数700人以上を目指しておられます。現在は500人前後だというふうには承知をしております。

もちろん試験に受かるだけでなく、健康的な身体、人間性をしっかりと育むことが大切ですが、県立高校の魅力を向上させていく観点からもぜひ進学実績の成果にもこだわっていただきたいと思いますが、目標達成に向けた決意を教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 大学進学に対応するため、各校では習熟度別授業や進学補習を実施して学力向上を図っておりますが、平成29年度末の現役での国公立大学進学者数は公立高校全体で545人で、年々増加しているものの、教育振興基本計画の目標値である700人にはまだ開きがあり、課題として受けとめております。

県教育委員会としましては、大学入試改革を踏まえ、主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善や多面的な評価の実施などを推進するとともに、進学拠点校の指定校の拡大や、中山

間小規模校におけるICTを活用した遠隔教育の導入、それから国際バカロレア教育とそれらの全県への展開などを進めてまいります。

こうした全体の取り組みに連動させまして、各校においては、後期の県立高等学校再編振興計画に沿ったそれぞれの施設整備や体制整備にあわせて、国公立大学合格者数の目標とそれを達成するための具体的な取り組みを設定して進学指導を行ってまいります。各学校ごと及び県全体でPDCAサイクルを回しながら進捗管理を行うことで、県全体として目標が達成されるよう着実に取り組んでまいります。

○11番（加藤 渚君） ぜひ成果にもこだわって取り組んでいただきたいというふうに思います。

私はやっぱり高知県の教育を、私立学校もちろん頑張る、公立学校も頑張る、お互い切磋琢磨をして県全体の教育がよくなる、こういうことにしていきたいなというふうに思っております。そういう意味では、県内ではまだまだ私立高校が進学については優位だという印象がある中で、公立高校から国公立大学への実績が上昇していくということは高知県の教育においても大変重要なことだというふうに思っております。

また、国公立大学だけでなく医学部医学科や難関大学等についても、生徒の希望がかなえていける学校をふやしていかななくてはならないと、こういうふうに私自身も決意をしているわけです。そのためには、中山間地域の学校でも地元から離れることなく希望する進路を目指せること、この点は知事からも提案説明で、魅力と特色のある学校づくりについて力強い御説明がありました。それと同時に、進学希望の皆さんが多く通う高知追手前高校や高知小津高校、中村高校や安芸高校など現在8校が位置づけられている進学拠点校への取り組みを強化していくことが有効ではないかと考えております。

これらの進学拠点校について、例えば選定基準を設けることや具体的に支援策を講じていくといった取り組みを一層充実させていくといった検討をしてはどうかと思いますが、今後どのような取り組みを行っていくのか、教育長の御見解を伺います。

○教育長（伊藤博明君） 大学進学希望者が多い学校を進学拠点校としておりまして、再編振興計画後期実施計画の中で、山田高校と今後開校いたします須崎総合高校、高知国際高校を含め8校を指定しております。現在、進学補習や、難関大学への進学希望者に対しての講演会等を実施し、学習意欲や学力の向上を図っております。平成29年度公立高校の国公立大学進学者545名のうち約65%に当たる351人を現在の5校が占めておる状況です。

進学実績を高めるためには教員の指導力向上が重要であることから、学力向上研究協議会において進学拠点校の取り組み等を協議し検討するとともに、外部講師を活用した研修を行うことで進学指導力の向上を図っております。また、進学拠点校は県立高校全体の生徒の学力も向上させる牽引役として、その成果等を他の高等学校にも普及することで県全体の進学指導力を高めていきたいと考えております。

さらに、大学入試改革を見据え、国際バカロレア教育など各校の特色ある取り組みを通して、論理的思考力、課題発見・解決能力の育成や英語の4技能を高める取り組みを充実させてまいります。

○11番（加藤 渚君） 私が御提案を申し上げたのは、進学拠点校、どうしてその8校が選ばれているのでしょうか、教育長、そこを御答弁いただけますでしょうか。

○教育長（伊藤博明君） 進学希望者が多いところ、それと地域的なそれぞれの県内のバランスをはかって今回8校にさせていただいたとい

うところでございます。

○11番（加藤漠君） 例えばほかの都道府県なんかの取り組みを見ると、進学者数あるいは県独自に選定基準を定めているといった取り組みもあります。また、全部8校高知県の場合は進学拠点校ということで位置づけておりますけれども、例えば重点校とエントリー校のような形で役割分担をしているような取り組みもあります。

今おっしゃっていただいたように、地域に配慮して、あるいは進学者が多い学校ということですが、具体的にどういう学校なのかということを検討していく視点も大事だというふうに思いますし、具体的な予算を、取り組みを支援していくということも、ぜひ来年度以降検討を重ねていただきたいなというふうに思います。

議会で教育の質問も出て議論も聞いておりますと、本当にいい方向に向かっているなあと心強く感じます。私学には私学のよさがありますし、公立には公立のよさがあります。文武両道、人間も学力もしっかり育てていく、そういうことを県下にぜひPRして、いい教育環境をつくっていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、加藤漠君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時41分休憩



午前10時45分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

橋本敏男君の持ち時間は30分です。

28番橋本敏男君。

○28番（橋本敏男君） 県民の会の橋本敏男でございます。早速、質問に入らせていただきます。

漁業法が70年ぶりに本格改正され、漁業権の見直し、乱獲防止、民間企業の新規参入など、水産業の成長産業化を目指して大きくかじを切ることになりました。改正法では、都道府県が定置や養殖の漁業権を付与する際に、地元の漁協や漁業者を優先する規定が廃止され、その海域を有効に使ってくれる者なら誰でも権利を知事が与えることになり、これからはそれによって民間企業が漁業権を得て定置や養殖などに参入できることとなります。確かに、既存の漁業者と資金力のある企業が共生し、優良漁場を再開、発掘するなど、地域の活性化が図られる可能性もあります。

しかしながら他方では、既存の漁業者が生活権を奪われることにつながっていくことではないかと心配の声が聞こえてきます。漁業権は本来、資源を管理して漁業を営み漁村で暮らしを立てている人たちのためのもので、権利を企業に渡すことによって地域漁民の暮らしを脅かすようなことがあってはなりません。

漁業権には、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権があり、知事の許可を受ければ5年から10年はその海域を占有することができます。文字どおり漁業権は地域が生きていくための生活権とも言えるものですが、漁業者優先が撤廃になったことから、その海域を有効に使ってくれる者なら誰でも権利を付与することができます。

改正法では、既存の漁業者が漁場を適切かつ有効に活用している場合に限って、知事が判断し、漁協などが漁業権を継続できることとなりますが、県内における漁業権の活用状況について水産振興部長の答弁を求めます。

○水産振興部長（谷脇明君） 県内の漁業権の免許件数は、共同漁業権が685件、区画漁業権が122

件、定置漁業権が33件となっております。

区画漁業権のうち魚類養殖や貝類養殖は、漁業協同組合が免許を受け、組合員にその行使をさせるものでございます。県内では、主に浦ノ内湾や野見湾、宿毛湾で区画漁業権を免許しておりますが、養殖業者の後継者不足や高齢化に伴い、一部の漁場については十分に行使されていない実態が認められております。

また、経営者に直接免許する定置漁業権は、室戸岬や足摺岬周辺海域を中心に免許をしておりますが、水揚げの減少による経営不振に加え、従業員の高齢化などの影響もあり、免許件数は漸減傾向で推移をしております。

○28番（橋本敏男君） 部長から答弁をいただきました。おおむね適切に活用されているなあというようなことだと思います。

漁業法改正とともに、国の水産政策改革では、産地市場の統合・重点化を推進する流通構造改革を促進することが盛り込まれており、産地市場の統合・重点化を推進し、漁港機能の再編・集約化や水揚げ漁港の重点化を促進することとしています。

これにより県下の漁業形態がどのように変わってくるのか、水産振興部長に示していただければというふうに思います。

○水産振興部長（谷脇明君） 水産政策の改革では、新規参入などを促進し、水産業の成長産業化を進めることとしておりまして、地産外商を通じて持続的な拡大再生産を目指す本県の方向性とも合致しております。また、本県水産業においては、定置網漁業や養殖業への企業参入により遊休漁場の再開や規模の拡大を推進する一方で、本県の伝統的漁業でありますカツオやメジカ、キンメダイなどの釣り漁業についても、IoTなどを活用し、黒潮牧場の高機能化や漁場予測システムの開発を進めることで、効率的な生産体制への転換が必要と考えております。

こうした取り組みを進めることによりまして、就業者が減少した中でも、多種多様な漁業が共存し雇用や生産量の維持が図られる本県漁業の将来像を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

○28番（橋本敏男君） 答弁いただきましてありがとうございます。改正漁業法も本県が目指す方向性と一致しているというふうに、昨日武石議員の質問に対して部長答弁がございました。そのような状況の中で流通構造改革も進めたいというふうに思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、70年もの間、漁業権の認定については、生産者の生活権を守るため、生産者優先を基本としてきました。今回の改正により、定置や養殖のための新区画も積極的に推進し、地域外の事業者が知事の許可を受け利用できるなど、従来の基本が大きく変わることになります。詳細については、生産者の声を聞き、2年以内に政令、省令などの運用規定を整え、国が都道府県の意見を聞いた上でガイドラインを策定することになっています。

今回の漁業法改正により知事の裁量が大きく膨らむこととなりますが、漁村に暮らす生産者の生活を守ることを一番に考えた権限行使について知事の答弁を求めます。

○知事（尾崎正直君） 漁村において地元の合意を大前提とした上で、例えば企業の参入を図る、それによりまして雇用形態による就業者を確保する、そうすることで漁村の活性化を図っていく方向も一つの方向性ではないかなと、そういうふうに思っています。もちろん全てということでは当然ございません。そういう道もまた活用できる場所はしようと、そういう発想で対応できればと思っています。

実際、この制度につきましても、従前に比べて地元の合意プロセスを軽視したというものに

なっているとは考えていません。今回確かに、漁業法の改正によりまして、養殖業や定置網漁業に係る漁業権を免許する際に漁協や漁業者を優先する規定が廃止をされて、漁場が適切かつ有効に活用されていないと知事が判断した場合、知事は意欲ある経営体に免許できる仕組みとなっています。一方で、漁業権の設定の過程で関係者の意見、要望を聞き、その結果を公表することになっておりまして、ある意味、免許のプロセスの透明化も図られています。最終的には海区漁業調整委員会の意見を聞き免許される仕組みでありまして、これまでと基本的な仕組みは変わっていないと思っています。

さらに、県として運営の中で、先ほども申し上げましたように地元の合意を大前提として免許すべきだと、そのように考えているところでもあります。あくまでも県としては、一人一人の漁業者を応援する立場から施策を講じていきたいと、そう思っています。

○28番（橋本敏男君） 今回の漁業法改正については、要はボトムアップということではなくてトップダウンで改正されたものだというふうに思います。だから、漁業者の皆さんの不安というのは大きくなっているというふうに思います。先ほどの知事の答弁の中で、漁業者の生活を一番に考えた権限行使をしていただくということが基本だということでしたので、本当に安心をしたところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、出入国管理及び難民認定法改正は人手不足の切り札になるのかについてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

入管難民法改正は、外国人労働者の受け入れを拡大し労働力不足を補うためのもので、特に人口減少に悩む地方の人手不足の切り札として期待されています。この法改正によって地方が慢性的な人手不足を解消できるか否かは、報酬

や生活支援など外国人を受け入れる工夫が必要となります。

県と県内34市町村の7割近くは改正入管難民法に対して前向きに考えていることが、共同通信社の全国アンケートから明らかになりました。しかしながら、本県で法律が求める処遇条件をクリアできるとしたのは、約1割程度にとどまることもわかりました。

この「7割の期待と1割の現実」の数字に対して、県としてどのように向き合っていくのか、商工労働部長の答弁を求めます。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 共同通信社のアンケートでは、約7割の市町村が外国人の受け入れに前向きな一方、多くの市町村が処遇の確保について懸念を感じています。県でも聞き取りをいたしました結果、その懸念の主なものは、やはり言葉や生活習慣の違いなどからくる受け入れ体制に関するものが最も多く、都市部との処遇の格差から都市部に人材が集中するのではないかといった声もお聞きをしました。特に市町村は、地域で暮らす外国人にとって最も身近な行政機関であり、行政窓口を初め教育、医療、福祉、災害対応など、さまざまな分野で対応が生じてまいります。言葉の問題も含めて体制が不十分であることから、懸念の声も多いものと考えています。

市町村のこういった声に対しましては、県としてはまずは、今後開催する市町村や事業者等を対象とした制度説明会で具体的な課題や御意見をお聞きしていくとともに、国とも連携して必要に応じて助言をしてまいりたいと考えています。さらに、来年度設置予定の仮称高知県外国人生活相談センターでは、外国人や事業者からの相談に対応するとともに、その運営協議会に市町村の代表の方に御参加をいただき、各市町村の課題等も共有しながら、それぞれの地域で生活関連サービスが向上するようにしっかり

と連携をしていきたいと思えます。

○28番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。とにかくにも、この「7割の期待と1割の現実」、その差をできるだけ埋めるような取り組みをよろしくお願い申し上げたいというふうに思えます。

特定技能1号・2号の外国人労働者は、同じ職種なら一旦就労契約を交わしていても条件のいい事業所に移動が可能で、外国人労働者の争奪戦が早晚始まるのではないかと思います。このままでは、人手不足であえいでいる体力のない事業所や地域は、幾ら外国労働者にエールを送っても、一部の有力な事業所や都市部に偏在してしまう可能性が高くなると想定されています。

国の入国管理局長は、最初は地方でも受け入れが進むが、その後は都市への集中が危ぶまれるとの見方を示し、大都市への過度な集中を防ぐため、政府は必要な措置を講じると言っています。しかしながら、憲法に保障されている就労の自由がある以上、具体的な対策は見えてこないのではないかと思います。実際、最低賃金を比べてみれば、最高は東京都で985円、本県では762円と、途上国の物価水準を考えれば、時給の差は日本人の想像以上に大きいと思えます。

今議会、多くの議員から外国人労働者受け入れに関連した質問がなされ、県は、生活関連サービスの支援や送り出し機関との連携強化を図り、外国人労働者に高知を選んでいただけるよう努めるとしています。確かに、特定技能認定を受け在留資格を取得した外国人に高知に来てもらう支援も重要ですが、優良な外国人労働者を育てる視点も必要ではないかというふうに思えます。

例えば、外国人インターンシップを初め外国人留学やワーキングホリデー制度などで来高する外国人に対して、日本語を学習する機会の提

供を図り、特定技能認定に向けた支援を後押しするなど独自の取り組みを戦略的に展開すべきだと思いますが、商工労働部長の答弁を求めます。

○商工労働部長（近藤雅宏君） お話にありました外国人のインターンシップは、土佐清水市では、これまで台湾の大学生14名を受け入れ、宿泊施設のインバウンド対応などで力を発揮いただいております。今年1月からは新たに介護施設で3名の受け入れが始まったとお聞きをしています。そのほかにも、県内の大学や専門学校に200名以上の留学生がおいでです。

県内の留学生などは、これまでは卒業後に県内で就職される方は余り多くなかったとお聞きをしています。日本学生支援機構の調べによりますと、平成28年度の数字ですけれども、日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約64%、実際に国内で就職をされた方は約36%という数字が出ております。

これまでの専門的・技術的分野や特定活動といった在留資格に加え、新たに特定技能による在留資格が創設をされます。また、高知に来ていただいている留学生は高知県に親しみを感じていただいているというふうに考えられますので、県内での就職についてお声がけをしていくということも有効な手段であると考えます。このため、受け入れ先や大学などの御意見もお聞きしながら、アプローチについて検討してまいりたいと思えます。

○28番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。何はともあれ、高知で外国人労働者を育てるという視点での取り組みを進めていただくように要請を申し上げたいというふうに思えます。

今回の入管難民法改正によって、働く外国人の権利が保障されましたが、同時に義務についても果たしていただかなければなりません。前

回の質問で、外国人労働者の個人住民税徴収についてお尋ねし、平成29年度における外国人労働者の個人住民税徴収の現状を示していただきました。それによると、本県において、地方税法第300条第2項、徴収確保に支障がないとして市町村長の認定を受けた場合、納税管理人を定める必要がないとした課税対象の外国人は、全団体において適用なしというふうになっています。

言い換えれば、地方税法第300条の規定により、本県における課税対象にある外国人労働者は全て納税管理人を定める必要があり、地方税法に抵触していることとなりますが、総務部長の見解を求めたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 県内市町村におきまして、帰国などによって納税義務を負う市町村に住所等を有しなくなる、こうした場合に該当する外国人労働者の納税管理人制度の活用状況について昨年調査を行いました。この同制度を活用すべき人数は全県で62名でありまして、このうち制度を活用した方が11名おられました。ですので、残る51名につきましては、お話しのとおり納税管理人を定めないことについて市町村の認定を受けていなかったということでございます。この納税管理人制度が十分に活用されていない現状は、税の徴収確保の観点から望ましい状況ではないと言えると考えております。

そのため、昨年11月に市町村に対しまして、納税管理人制度の説明の充実ですとか特別徴収の推進、こういった取り組み例を挙げまして助言を行ったところでございます。新年度におきましても、状況をさらに確認した上で個別に助言を行うなど、制度の活用に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○28番（橋本敏男君） 御答弁ありがとうございます。部長の答弁では、望ましい状態ではないということでした。外国人労働者に納税管理人

制度の徹底を図るように努めていかなければならないというふうに思います。今後もどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

納税管理人制度を活用していない市町村の具体的な手続は、公示送達の後、執行停止を行い、不納欠損処分という会計処理をしています。ここで問題なのは、税徴収に十分な手を尽くしているのか否かということだと思います。

出国した段階で調査することを諦め、不納欠損処分という会計処理をするため安易に公示送達を行い執行停止することは、税徴収の観点からも憂慮しなければなりません。総務部長の見解を求めます。

○総務部長（君塚明宏君） 平成29年度に不納欠損処分を行った市町村に聞き取りを行いました。そうしましたところ、転出届の確認、受け入れ事業所への確認、こういった通常必要と認められる調査を行ってもなお住所等が不明の場合に、公示送達により対応しているということでした。

現状では、入国管理局等に照会をしたとしても、帰国者の住所等を把握することは難しく、市町村においてこれ以上の対応を行っていくことは困難であると考えられますので、やむを得ず公示送達という手続をとっていると言えるのではないかと思います。

○28番（橋本敏男君） 確かに、市町村も手を尽くしているんだろうというふうに思います。当然そういう聞き取りの中の回答ですから、そういうことになろうと思います。しかし、就労契約書の確認や受け入れ団体から送り出し機関に対して住所を問い合わせするなど、方法は多々あるというふうに思います。出国イコール不納欠損ではなくて、納税してもらうための最大の手段を尽くすよう市町村に要請をしていただきたいというふうに思います。

地方税法第302条、市町村民税の納税管理人に

係る不申告に関する過料では、正当な理由がなくて申告しなかった場合は、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科すことの規定を設けることができるとし、県下全ての市町村で制定されています。

この規定された条例に基づき、県内の市町村で過去に過料を科した事実は存在するのか、総務部長に示していただきたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 県内34市町村に聞き取ったところ、全ての市町村で過料を科す条例は制定されておりますが、実際に過料を科した実績はございませんでした。

○28番（橋本敏男君） どこの市町村も過料した事実はないということなんですけれども、私はいかななものかというふうに思います。

過料は、納税管理人を定めて申告しなければならないという義務違反に対する制裁でありますから、条例で規定されているとおりに執行すべきだと思いますが、総務部長の御答弁を求めたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 先ほども申し上げましたとおり、不申告というところに関しまして、どうしても過料を科そうとしても相手の把握ができないというところがございますので、なかなか執行することは難しいということが背景にあるものと考えております。

○28番（橋本敏男君） 答弁いただきましてありがとうございます。

さらに条例では、過料を徴収する場合に発する納入告知書に指定すべき納期限はその発付の日から10日以内とするとしており、海外に帰国した者に海外メールで送達しても到底10日以内に着くとは考えられず、実態に合わない規定となっていると思いますが、総務部長の答弁を求めます。

○総務部長（君塚明宏君） 県内全ての市町村におきまして、納税管理人の不申告に関する過料

に係る納期限については、総務省が示している「市（町・村）税条例（例）」を参考に10日で設定されております。これは、「条例（例）」が海外に転出する納税義務者を想定していないことから、実態、外国人の場合に非現実的な運用規定になっていると考えているところでございます。

○28番（橋本敏男君） 非現実的な条例になっているということの見解が示されました。

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、個人住民税の滞納対策として、給与支払い者に徴収・納入させる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のため事業者にも周知を図るとしています。

4月に発足する出入国在留管理庁と連携し、税の滞納対策を行うにしても、実態に合わない条例や徴収履行の改善に向け、早急に対応する必要がありますと思いますが、知事に見解を求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） この条例の見直し、さらには徴収履行の改善に向けて、市町村に対しまして我々としても必要な支援をしっかりと行っていきたいと、そういうふうに思います。

そして、恐らくこの問題については、決して高知県だけではなくて全国的な課題があるところではないかと。先ほど御指摘にもありましたけれども、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、こちらにおいて、特別徴収の促進とか納税管理人制度の周知を図っていく必要性とかが示されています。また、総務省の検討会においても、外国人材の皆様方に対する個人住民税の現年課税化とかこういうことなども論点として上がっているというふうに伺っています。いかにして執行しやすい制度にしていくか、いわゆる徹底しやすい制度にしていくかという観点からの、また見直しも必要かと思えます。

それぞれの市町村において、現行制度におい

での改善に向けての支援をさせていただきますとともに、私どもとして、国のこういう議論の動向も踏まえて、例えば制度改正なんかについて政策提言を行うとか、そういう対応もしていければと考えておるところであります。

○28番（橋本敏男君） 御答弁ありがとうございます。本当に前向きな答弁だったというふうに思います。高知県に限らず全国的な問題ということで、事は大きいんだろうというふうに思います。高知県のほうから問題提起、政策提言をしていただいて、何とか国のほうと連携をとりながら対処をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、中山間の移送サービスの現状と課題についてお尋ねをしております。

中山間地域では、高齢化が急速に進むと同時に、都市部への人口流出や自然減によって人口減少が進んでいます。それに伴い、生活必需品の調達、金融、医療等の民間サービスの提供が受けられず、暮らしていくことが困難となっています。さらに、都市部に比べて需要の絶対量が少ない上、移動制約者の増加が急速に進んでおり、路線バスの廃止や運行本数の縮小に加え、乗り合いバス等への財政負担も大きな問題となっております。

地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境などさまざまな分野で大きな効果をもたらすもので、総合的な地域活性化のために必要不可欠なツールです。

地域によっては、民間事業者を中心とした従来の枠組みから方向転換し、県や市町村が中心となって直接、地域戦略の一環として取り組む必要があると思いますが、中山間振興・交通部長の答弁を求めます。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 移動手段の確保に当たっては、まちづくりや福祉、観

光振興等との一体的な取り組みを行う必要があるため、県や市町村が主体となって地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議を開催し、交通事業者や商工、観光、福祉など関係者との密接な連携のもと、地域にお住まいの方々の声もお聞きしながら取り組んでいく必要があると考えております。

○28番（橋本敏男君） 答弁ありがとうございます。何はともあれ、中山間の現状を見ていますと本当に限界に近いものがあります、移動手段の確保については、今まで民間事業者について、それを中心とした取り組みというのはかなり進められてきたと思うんですけども、それから一步進んで、要は県も市も直結してその問題に向き合うような枠組みというのはどうしても必要なかなというふうに思いますが、そのことに対して要請をしておきたいというふうに思います。

地域に適切な移動手段がない住民の増加に伴い、乗らない、乗れない、走らない、負のスパイラルが席卷しています。外出は人を元気にする。移動手段を確保することは、移動制約者のひきこもりを防止し、介護予防や医療費削減、さらには生き生きとした生活を営む上でも必要だと思えます。

ここで生きたい、そこに行きたい、そんな切実な願いをかなえる移動権の保障について知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（尾崎正直君） 中山間でいろいろ展開されているサービスの中で、従来、民が主体となって担っておられたものが、だんだんとその厳しさにおいて官民協働になっていくという事例というのは、やはりふえてきているということでもありますし、ふやしていくべきだろうと思えます。

例えば訪問看護とか訪問介護とか、こういう取り組みなども従前ベースの民ベースではなか

なか採算が合わなくて行き届かないということで、今官民協働で応援させていただくような仕組みを設けてきたところであります。そういう領域というのはだんだんふえていく、そういうふうには基本的には対応していくべきなのだろうと。特に、超高齢化が進んでいくこの二、三十年の間はそういう対応も必要だろうと思います。そういう中において、この交通手段の確保ということにおいてもやはり官がバックアップしていく側面というのはふえていくべきだろうと、そのように思います。

平成24年当時で、移動手段確保対策の取り組みを行っていた市町村が24ありました。平成30年度の見込みで32にふえてきています。これを県としても、中山間対策本部のさまざまな補助制度などによってバックアップしてきています。こういう対応をしっかりとやっていきたいと、そう思います。

○28番（橋本敏男君） どうもありがとうございます。知事から本当に前向きな答弁をいただいたというふうに思います。それをかなえるため、具体的な政策の推進をどうぞよろしくお願い申し上げます。

公共交通が脆弱な中山間では車は重要な交通手段の一つで、特に高齢化が進んでいる地域では、車を運転できない高齢者が多く生活しており、どのように移動手段を確保するかが課題となっています。過疎が進めば商業施設や病院などの数も減ることから、各施設へのアクセスはますます悪くなり、車を運転できない高齢者にとっては死活問題です。

県警は、高齢者等の運転による交通事故抑止のため、運転免許証の自主返納を進めています。それを強化していく前段で、運転免許証を自主返納した方を初め高齢者が、マイカーに依存することなく移動でき充実した生活を続けられる環境整備を行うことの必要性について県警本部

長の見解を求めます。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 県警察では、身体機能や認知機能の低下に起因する運転操作ミスなどによる交通事故防止を目的として、運転に不安を感じる高齢者の方などに対し、運転免許の自主返納を呼びかけているところでございますが、運転免許を返納していただいた方も含めて、中山間地域における高齢者の移動手段の確保等の環境整備は重要な課題であると理解しております。

こうした課題を踏まえまして、現在県警察では関係機関・団体や企業等に働きかけまして、運転免許を返納していただいた高齢者の方に対し、公共交通料金割引等の移動手段に関する支援の協力をいただいているところであります。

今後も県警察といたしましては、運転に不安を感じる高齢者の方などに対しまして、引き続き運転免許の自主返納を呼びかけるとともに、中山間地域における高齢者の移動手段の確保等に関する環境整備について、県や自治体、関係機関・団体との連携を強化してまいりたいと考えております。

○28番（橋本敏男君） どうもありがとうございました。運転免許証の自主返納の取り組みについて物心両面の支援を行って強化をしていただくよう要請して、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、橋本敏男君の質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時15分休憩



午前11時20分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山文人君の持ち時間は40分です。

10番横山文人君。

○10番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問を始めさせていただきます。

さきの12月定例会では、政府が発表したばかりの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について議論をさせていただきました。とりわけ尾崎知事からは、政府が向こう3年間本腰を上げて取り組む防災・減災、国土強靱化を追い風、大きな力として、南海トラフ地震や豪雨対策を一層加速化させると力強い御答弁があり、今議会でも多くの議論がなされております。私も大変期待を抱くとともに、その推進の一助となるべく微力ながら汗をかいてまいりたいと思います。

前回の質問では、命の道整備や中小河川の維持修繕、ボトルネック解消など土木系インフラについて質問をいたしました。今回は農林分野について御所見をお伺いしたいと思います。

まず、農業振興と防災・減災緊急対策についてお聞きします。

本県の農業産出額は、平成22年ごろまでは減少傾向で推移しましたが、その後、尾崎知事のリーダーシップのもと官民が連携し、さまざまな創意工夫と努力を重ねた結果、一躍増加に転じ、平成29年は1,193億円に達したところであります。これは、高知県が産業振興計画で平成37年に1,150億円とした目標を、8年も前倒して達成することとなりました。特に野菜の増加が顕著なことが高知県農業の強みであり、今後はさらなる生産の拡大を目指し、AIなどの最先端の技術を融合させたNext次世代型こうち新施設園芸システムの開発に取り組む旨が、知事の提案説明で述べられたところであります。

これら一連の取り組みにより、さらなる農業産出額の増加に大いに期待を抱くとともに、施設園芸に加えショウガといった露地野菜も本県農業の魅力であります。地元いの町はショウガの産地として、地域産業クラスターの形成を初め、ベテランと若手が一体となり産地の未来を切り開くため、ともに切磋琢磨し汗をかいているモデル的な地域であると感じております。一昨年には、当時のJAコスモス枝川集出荷場の改築と高度化への支援をいただき、さらに産地としての機運醸成を高めるべく日々努力をしております。

そこで、さらなる農業産出額の増加に向けて、ショウガといった露地野菜の振興にどう取り組まれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この露地野菜の振興も、本県農業の振興、さらには地域の振興にとって極めて重要だと思っています。ショウガとかオクラとかブロッコリーとか、大変有望な露地野菜が本県では栽培をされており、ショウガは日本一ということでもあります。

現在、まず県内12地域で販路拡大プロジェクトチームによる新品目の掘り起こしだとかそういう取り組みをしていて、そういう中でも露地野菜の掘り起こしが行われています。また、集落営農の取り組みなんかでも、これが中核になるものもたくさんあるということでありまして、さまざまなソフト施策としてバックアップをさせていただくということに加えて、省力化機械の導入とか集出荷場整備とかさまざまなハード面も含めた必要な支援を行っていくことで、露地野菜をしっかりと振興していきたいと、そう思います。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

そこで、中山間地域が多く圃場が狭小で降雨量も多い本県においてショウガなど露地野菜を

振興するには、区画整理や暗渠排水などの土地改良事業により、水田等の汎用化や畑作化を進めることが必要であります。農林水産省では、中山間地域でもきめ細かな土地改良事業ができるよう、農地中間管理機構関連農地整備の末端要件の緩和、いわゆる北川モデルや、面積要件がなくても事業を実施できる農地耕作条件改善事業といった非公共事業を制度化しております。また、非公共事業の市町村負担分に係る地方財政措置について、今般全国からの強い要望を受け、拡充する見込みと聞いております。

そこで、本県の実情に合ったこれら有利な事業制度を活用し、圃場整備等の農業基盤整備を進め、ショウガなど露地野菜の振興を図るべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この露地野菜の振興のために、例えば御指摘のありましたような区画整理とか暗渠排水など基盤整備を進めていくことは大事だと、そういうふうに思っています。国の事業も最大限活用しながら進めていきたいと思っております。

特に農地中間管理機構関連農地整備事業であります。こちらは面積要件の大幅な緩和とか、いわゆる北川モデルであります。そういう対応もされています。大いに生かしていきたいと、そう思っています。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

また、それに関連して、いの町枝川の北浦地区では、農業水利施設整備として、山の上のショウガ畑へかん水施設を整備してもらいたいという声とそれに対する計画がありますが、県としてどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） いの町枝川の施設整備計画は、麓に揚水ポンプを新設し、山の

上に広がる約14ヘクタールのショウガ畑に用水をパイプラインで送水する計画でございます。事業主体であるいの町は、現在、農地耕作条件改善事業の事業申請を国に行っており、来年度の事業着手と4年後の完成を目指しております。

県としましては早期完成に向けて、予算確保を含めしっかりといの町を支援してまいります。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

このような事業に県としてしっかり取り組んでいくためには、農業基盤整備の予算確保が重要となってまいります。前政権時代に農業農村整備予算が半減し、本県の農業基盤整備関係予算も縮小したところでありますが、現在の国の当初予算は4,418億円まで回復しており、これから農山漁村の未来に対して、強くしなやかな県土づくりを目指していかなければなりません。しかしながら、農業水利施設について機能診断を実施し、長寿命化計画や機能保全計画を策定しても、予算がないため、排水機場など多くの施設が更新や長寿命化等ができない状況にあります。

そのような中で政府は、昨年の西日本豪雨等による自然災害も踏まえ、今後3年間重点的に重要インフラの整備を推進するとしております。

そこで、これら緊急対策予算も活用し、ため池や排水機場等、農業水利施設の防災・減災・強靱化対策や長寿命化対策に取り組むべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この農業分野において、ため池の耐震対策とか排水機場の長寿命化とか、このようなインフラ整備に関しても国の3カ年緊急対策を大いに生かしていきたいと、そのように考えています。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

ため池や排水機場といった重要インフラの耐震化や長寿命化に加え、水路等の老朽化も現場では大きな課題となっております。農林水産省で

は、小規模な水路等の耐震化や長寿命化ができるように、非公共事業となりますが、農業水路等長寿命化・防災減災事業を制度化し、これに係る市町村負担分の地方財政措置も拡充される見込みであります。

そこで、これらの事業を積極的に活用し、水路等の長寿命化に取り組むべきと考えますが、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 農業水路等長寿命化・防災減災事業は、小規模なため池の整備や水路の長寿命化対策などが実施できる事業として本年度に創設され、来年度は国費で208億円が予算計上されております。また、国費で300億円が計上された既存の農地耕作条件改善事業でも、水路の長寿命化対策は可能でございます、一定の農地集積要件はあるものの、よりきめ細かに対応できます。

県としましてはこれらの補助事業をうまく活用しながら、実施主体となる市町村と連携し、水路の長寿命化対策に取り組んでまいります。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

先般、国営地すべり対策事業高瀬地区の完工式に出席をいたしました。これによって、仁淀川町高瀬地区の住民の安心に加え、ダム及び仁淀川下流域の利水の安全性が確保され、国の事業で実施された恩恵を実感したところであります。15年もの長きにわたり幾多の難工事を乗り越え、晴れて完工式を迎えたわけではありますが、日本の原風景である農山漁村を次世代につなぐ大変意義深い事業を推進していただいた国、県、また地元の皆様、心から感謝と敬意を表する次第であります。

そのような中で、現在国の事業としましては、平成32年度の着工を目指し、南国市で国営による大規模圃場整備が調査計画の最終段階にあると承知しており、本県の農業振興の視点から、国営事業の早期の事業実施が強く期待されます。

一方で、パイが限られる農業基盤関係予算の中において国営事業が動くと、他の中山間地域等で実施される農業基盤整備事業に影響が出るのではないかと懸念する声も聞かれます。

そこで、国営事業予算の確保とあわせて、中山間地域における農業基盤の整備による露地野菜の振興、ため池や排水機場等の耐震化、また水路の長寿命化対策の予算もしっかり確保する必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 南国市で計画が進められております国営緊急農地再編整備事業、こちらは南国市の農業生産のポテンシャルを最大限に生かすものであり、また県全体の農業振興にもつながってくる大変有意義な事業だと考えておりまして、県として事業負担金の予算確保も含めましてしっかり対応していきたいと思っておりますが、だからといってほかをやらないということでは当然ありません。県営の圃場整備事業、さらには市町村が事業主体となって実施をしておられるきめ細やかな基盤整備事業、さらには各地の農業用ため池の耐震整備とか、さらに排水機場の長寿命化対策など、やらなければならない事業はたくさんあります。

農業の振興、さらには防災・減災対策、両方の観点から、しっかりと予算を確保できるように政策提言なども活発に行いまして対応していきたいと、そう思っています。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

一般的に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と聞けば河川や道路を想起すると思えますけれども、御答弁いただいたように、農業分野にも、また農家を守るためにも活用されているということを私も発信していきたいと思えます。ありがとうございました。

次に、林業振興と防災・減災緊急対策について

てお聞きいたします。

林業分野におきましては、山で若者が働く全国有数の国産材産地を目指し、川上から川下まで総合的な施策を積極的に展開した成果として、平成29年度の原木生産量が、平成20年と比べ59.8%増となる66万8,000立米に拡大しております。この順調な林業分野においてさらに施策を推進していくためには、林業分野においても防災・減災対策を推し進めていかなければならないと考えます。

そこで、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が示されたことを受け、本県の林業分野においても防災・減災に資するインフラ整備を加速化する必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 昨年の7月豪雨でありますけれども、山地災害など林業分野での被害額が213億円となりました。これは過去10年間で最大規模の災害ということでもあります。結果として、木材の搬出ルートが寸断をされて、いわゆる林業・木材産業全般に大変な影響が及ぶこととなりましたし、さらには流木が発生したことによって下流域の広範囲にわたって被害が発生をして、それに伴って災害が生じたとともに、後の防災・減災という観点からも脅威となったわけであります。そういう意味から、林業の再生、さらには防災・減災対策、両方の観点、何よりも復旧の観点、いずれの取り組みを進めていくためにも、我々としてこの林業の関係のさまざまな事業について全力で進めていかないとはいけません。

そういうことでかなり力を入れて、昨年の11月ぐらいから治山事業及び森林整備事業、こちらについての予算の充実ということを国に提言してまいりました。その後のさまざまな災害ということもあり、また国の積極的な御対応をいただいて、3か年緊急対策が決定をされたわけ

であります。

林業分野においてもこの3か年緊急対策を最大限活用して、しっかりと林業の再生にもつながる、さらに防災・減災の観点、復旧の観点、いずれの観点からもしっかりと対応を図っていきたくと、そう思っています。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

そこで、林業分野における3か年緊急対策について今後具体的にどのように取り組むのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 林業分野では、昨年10月までに、山地災害危険地区等におけます山地の荒廃状況や既存の治山施設の健全度などについて、緊急点検を実施いたしました。点検箇所は1,457地区で、そのうち治山施設の設置や森林の整備、林道の改良など、緊急的に対策が必要と認められた箇所は168地区でございました。

これらの箇所につきましては国の3か年緊急対策を活用して、本年度からの3年間で流木捕捉式治山ダムを設置など流木対策も含め、荒廃山地の復旧・予防対策を実施してまいります。また、防災・減災の観点から緊急的に森林整備が必要な箇所について、間伐等を行いますとともに、森林整備を実施するための林道の開設や既設林道の改良等を計画的に実施してまいります。

○10番（横山文人君） そこで、この3か年緊急対策とあわせて林道路網整備の加速化を図るべきと考えますが、林業振興・環境部長にお聞きします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 今回の3か年緊急対策におけます林道の整備につきましては、山地災害の危険性が高い地区等の周辺森林において、間伐等の森林整備が必要な森林における林道の開設、改良など、防災・減災の観点

から重要である箇所が対象となっております。
 このような箇所につきましては、この緊急対策を最大限に活用して林道整備を進めますとともに、既存の林道事業もあわせ活用して、生産性、効率性が高い路線や完成間近な路線などについて早期に整備効果が発現できるよう優先的に整備しますとともに、新規路線につきましても事業体や市町村と連携を図りながら採択に向けて取り組みますなど、路網の整備を積極的に推進してまいります。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

先ほどの農業分野と同様に、森林資源を守るため、また林業振興のため、このたびの防災・減災緊急対策を積極的に活用していただき、集中投資を3年以降もつなげてもらいたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

次に、若者の受け皿づくりと起業・新事業展開の促進についてお伺いいたします。

知事の提案説明にもありましたように、国のわくわく地方生活実現政策パッケージによる支援策を活用した、首都圏からのU・I・Jターンを一層促進する取り組みが今後進められることとなりますが、国はその目標値として、Uターン等による起業・就業者を6年間で6万人創出することを上げられております。本県におきましても、2段階移住の取り組みや移住促進・人材確保センターにより、施策のさらなる強化に取り組んでいるところでありますが、そこへチャレンジ精神、夢と希望を抱き、新天地として地方へ来ていただく、または地元で頑張る若者の受け皿として、起業・新事業の促進は大変有効な施策であると考えます。

そこで、Uターン等を興すための起業・新事業展開の促進に向けてどう取り組むのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この起業・新事業展開を図っていくということは、本県経済をさらに発

展させていくために極めて大事なことだと、そういうふうに考えています。地産外商の取り組みを拡大再生産の好循環につなげるといったとき、やはり新しい事業が次から次へと興っていくという環境をつくり上げていくことは極めて大事だと、そういうふうに思っています。

この起業・新事業展開の取り組みをいわゆる移住の取り組みとしっかりコラボレーションさせることによって、新しい事業を行おうとされる方にあわせて新しい人材がまた高知に来てくださるということとなれば、なお一層効果は大きいだろうと、そういうふうに考えています。かつ、これが中山間地域も含め県内各地域で行われるようにしていくことが大事だと思っています。

このためのルートが2つあると思っていまして、1つは、個人の方で起業されたいという方を応援する仕組み、これは県内の皆様方向けにやっているものでありますが、これをしっかりと移住の取り組みと結びつけて、移住をしたいと思われる都会、県外においでになる皆さん、起業したいと思っておられる方もたくさんおいでになりますので、そういう方々を呼び込んでくる、そういう形のルート、道筋をつけることをまずしっかりやりたいと思っています。こうちスタートアップパークとか、さらには土佐まるごとビジネスアカデミーとか、こういう仕組みをしっかりと生かして、起業されたいと思われる方を応援する、この取り組みと移住の取り組みをしっかりと結びつけていきたいと思います。

そしてもう一つは、やはり新たなプロジェクト展開が県内で図られるような仕組みを設けることでプロジェクトを誘致してくる、それにあわせてそのプロジェクトを担う人材に来てもらう、そういう道筋もあるだろうというふうに考えているところです。IoT関係、もっと言いますと高知版のSociety5.0、これに向けた取り

組みということで、さまざまに課題解決型の産業創出のプロジェクトを今後展開していくこととなります。特にデジタル技術分野においてこういうプロジェクトを大いに振興していきたいと、そういうふうには思っています。そのときには、県外からも関係の皆さんに来ていただくような取り組みを通じて、そのプロジェクトとともに、そういうプロジェクトを担う若者たちに移住してもらい、そういうことにもつなげていけるように展開をしていければと思います。

起業を担う皆様方にぜひおいでいただくように起業と移住を結びつける、さらには新たなプロジェクトを誘致していくことを通じてそのプロジェクトを担っておられる皆様方に来ていただくようにする、こういう2つのルートで取り組んでいきたいと、そういうふうにご考えておるところであります。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

私自身も地元高知工科大学の大学院において、起業論、すなわちアントレプレナーシップについて研究を重ねた時期がございます。その意味で、今日のように地方と若者をつなぐ施策の一つとして起業・新事業展開が議論されることに、感慨深いものを感じるところであります。また、県内の実質GDP等が上昇している中、起業や新事業展開が促進されることは、さらなる好循環が期待されるものと考えます。

一方で、日本においては起業活動やベンチャーがまだまだ少なく、その背景には終身雇用制などの日本型経営が評価されたことがあります。確かに日本型経営は現在でも評価されるべきものであり、特に日本企業の大半を占める中小企業、小規模企業者は、社員と経営者が家族的なつながりを持ちながら事業の発展、存続に取り組むというよさを持っている企業形態だと、私も家業経営をしていた経験から強く感じるとこ

ろであります。

一方で、若者が夢と志を持って自分のやりたいことが実現でき、それによって、疲弊する地方を元気づけることができれば、この上ないことだと考えます。その意味で、本県も移住促進やこうちスタートアップパークの積極展開に取り組まれているんだらうと存じます。

大学院起業家コースにおける講義では、日本のベンチャーの元祖は坂本龍馬先生であると教えていただきました。坂本龍馬先生率いる亀山社中に続き、三菱商會を興した岩崎弥太郎先生、仁淀川町出身で鈴木商店の大番頭、社内起業家とも言える金子直吉翁など、私たち土佐の先人がまさに日本のベンチャー企業、起業家の草分けであったことに深い感慨を覚えます。その意味で、自由は土佐の山間よりの精神が起業家精神としても根づいていたことを思い知らされます。

私は、この起業・新事業展開の促進に期待する者として、以下を提案したいと考えています。第1に、起業移住という概念を本県として前面に打ち出し、県内外の若者は高知県なら起業や新事業を実現できるというような環境整備を行うこと。第2に、小規模ながらも中山間地域で起業・新事業が展開できるように深掘りをする。最後に、不確定要素の高い起業・新事業を成功に導くための土台づくり、すなわちタイムリーかつ学術的な学びを地元大学機関等と連携すること。加えて、将来の県経済を担う人材を育成すべく、中高生などへの起業活動を通じた実践的な教育にも取り組むこととあります。

まず、このたび掲げる起業移住という概念に大変秀逸なものを感じるところであり、わくわく地方生活実現政策パッケージのポイントにもある、地方生活の魅力を経営的にPRするということにも合致するものと考えます。

そこで、この起業移住の取り組みをどのように発信していくのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 平成29年6月に立ち上げましたこうちスタートアップパークでは、起業や新事業展開を目指す方々に対し、その準備状況に応じて、起業コンシェルジュによる個別相談やさまざまな支援プログラムを実施するなど、起業に向けたきめ細かなサポートを行っています。その結果、起業実績は39件となり、U・Iターンして起業された方も20名程度に上るなど、成果にもつながっているところがあります。

この起業したいという志の実現を目指すこうちスタートアップパークという仕組みは本県の持つ強みであり、加えてIT・コンテンツアカデミーや土佐まるごとビジネスアカデミーという専門的な学びの場があることもまた強みであります。こうした一連の仕組みを、首都圏などで開催します起業支援プログラムの場とか首都圏IT・コンテンツネットワークの場、さらには新たに立ち上げます高知県コミュニティーや各種の移住相談会など、さまざまな場面において大きくPRをすることによりまして、起業するなら高知でというふうなメッセージを発信していきたいというふうに思っております。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そのためには、本県独自の起業と移住をマッチングさせた施策を構築する必要があると考えますが、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 現在、本県独自の取り組みであるローカルベンチャー創出プログラムとして、地域の資源や課題を洗い出して見える化し、それらを活用する事業アイデアを持つ首都圏の起業希望者とのマッチングを東京や大阪で行うことに加え、県内に滞在していただいて事業の実現性の検証などを行う短期

集中型のプログラムも開催をしております。

来年度はさらに、移住や起業に積極的な県内4つの市町村と連携をして、移住も視野に首都圏等の起業希望者を地域に呼び込み、地域の事業者とのネットワークづくりなどを支援するとともに、県内の起業希望者と都市部の起業家が協働で事業創出を目指す人材育成のプログラムも新たに実施することとしています。

こうした人材の呼び込みや県内起業家とのネットワークの構築を通じまして、移住にもつなげていきたいというふうに考えております。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そこで、高知県が起業移住の先進地として、また県内の若者が夢と希望を持って起業・新事業展開に挑戦できるような環境整備とはどのようなものか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 起業や新事業に挑戦しやすい環境とは、第1に、新たなことに取り組むことを後押しし、何度でもチャレンジできる仕組みがあること、第2に、ともにビジネスを進めたり相談できる仲間や先輩起業家が身近にいること、第3に、資金面を含めたサポート体制があること、第4に、これらの情報が得やすいことではないかと考えております。こうした起業環境は、こうちスタートアップパークが目指しているところでもあります。

来年度は、起業に向けた伴走支援を行う起業アドバイザーの配置や、首都圏等で起業セミナーを開催することに加え、国の施策を活用した資金面でのサポートも行うことにしておりまして、起業するならこうちスタートアップパークと全国から評価していただけますよう、今後ともさらに充実をしてみたいと考えております。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

起業論の著者、早稲田大学名誉教授松田修一氏によれば、大競争時代に既に突入し、アジア

の台頭と日本の超高齢化の到来を考えると、現在の豊かな日本を維持するために経済社会の変革者が数多く輩出することが急務であると述べ、起業家を経済社会の変革者と位置づけております。このことは地域経済にも当てはめることができ、特に中山間地域での起業・新事業展開の促進は、集落活性化や若者定住など、地域地域に多くの実りをもたらすと考える一方で、中山間地域での起業等の促進は一般的にハードルが高いように感じます。

そこで、本県の強みである集落活動センターの基幹産業や経済活動と起業・新事業展開をつなげていくことも新たな視点だと考えますが、このことも踏まえ、中山間地域での起業・新事業展開についてどう取り組むのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 中山間地域にはさまざまな課題があり、課題があるからこそ、その解決に向けた、まだ手のついていないさまざまなビジネスチャンスがあるのではないかと考えております。また、例えば拠点を構えるにしても、家賃や土地代が安く事業を始めやすいという利点もあります。

ただ一方で、中山間地域での起業には、やりたいことが見つけられるまで時間をかけてサポートする仕組みと、粘り強く何度でもチャレンジできる仕組み、そしてそれを地域ぐるみで応援する仕組みがあることが重要ではないかと考えております。

こうちスタートアップパークは、起業しようとする方に対しまして、もやもやとした段階から息長く寄り添ったサポートをする、そして諦めることなく事業化までチャレンジを重ねることを応援する仕組みであり、またローカルベンチャー創出プログラムは、地域の資源の提供とあわせて、その方を地域で温かく支える仕組みでもあります。本県の中山間地域において首都

圏等の多くの若者に起業してもらえますよう、こうした一連の起業施策にしっかりとまずは取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、お話にありました集落活動センターは、それぞれの地域において地域の課題やニーズに対応した活動を展開されておられます。地域資源を活用した新たな商品の開発や新たな住民サービスなどの提供にも取り組んでおられるところです。

来年度は、こうしたセンターの経済活動が基幹ビジネスとして確立されるよう、オーダーメイド型の支援も行うこととしており、これにあわせ、起業コンシェルジュなどによる相談会を各地域、各センターで開催するなど、新たな事業展開にもつなげてまいりたいと考えております。さらに、センターでの活動の中心となる地域おこし協力隊をこうちスタートアップパークへの参加に誘導するなど、協力隊終了後、地域地域において起業できるようなサポートもしてまいりたいと考えております。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

そのような中で、中山間地域で起業移住を促進させるためには、以前にも議会で取り上げましたが、いの町吾北・本川地域など超高速ブロードバンド未整備地域の解消が必要不可欠と考えますが、どう取り組むのか、総務部長にお聞きします。

○総務部長（君塚明宏君） 超高速ブロードバンドは、お話しのとおり、中山間地域の活性化に向けたさまざまな取り組みを支える基盤として欠かすことのできないものと考えておまして、県としても未整備地域の解消に積極的に取り組んでいるところでございます。市町村が補助を行うことで民間事業者が超高速ブロードバンドを整備する、いわゆる民設方式については平成29年度から、市町村が主体となって整備を行う

公設方式については今年度から、県独自の支援制度を創設しまして、市町村のニーズに沿った支援に取り組んできたところでございます。

さらに、新年度からは国の補助制度が拡充されまして、多くのケースで従来以上に手厚い財政支援が受けられることとなります。そのため、お話しの中の町を初めといたしました未整備地域の残る市町村に対しまして、国や県の支援制度の活用についてより一層働きかけるとともに、整備計画の立案や検討をサポートするなど、整備を促進してまいりたいと思います。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございます。

起業・新事業展開の促進のためには、知識と情報、また実践に基づく生きのいい学びこそが、環境変化の激しい今日において特に求められると考えます。本県には、経営や起業の実践教育を学術的かつ本格的に学ぶことができる高知工科大学経済・マネジメント学群や、私も学ばせていただきました同大学院起業家コースがありました。

そこで、高知工科大学の機能強化や組織の充実を図り、高度な実践教育、研究活動をさらに磨き上げることが本県の起業・新事業展開の促進にもつながると考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 高知工科大学において起業や新事業展開に対応した教育研究を充実することは重要なことだと考えております。

工科大学では、例えば大学院において、組織や社会の複雑な課題を解決し、起業を含めた新たな価値を創造できるリーダーを育成することを目的に、平成29年度に起業家コースを起業マネジメントコースに再編しております。また、このコースには、企業経営者や経営のかなめとなります部門の責任者を初め、みずから起業さ

れた方や製品開発などに携わった方など多彩な教員を配置しており、例えば起業される方には、起業の構想を具体化するためのプロセスの考察や実践的な事業企画の立案など、マネジメントの理論や実践力が身につく研究指導にも力を入れているところでございます。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

そこで、そのような高知工科大学とこうちスタートアップパークが連携することも起業、新事業展開の促進に向けて重要であると考えますが、今後どう取り組むのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 高知工科大学の起業マネジメントコースは、組織や社会における複雑な課題を解決し起業を含めた新たな価値を創造するリーダーを育成する、社会人のための大学院であり、一方、こうちスタートアップパークは、実際に起業に踏み出すための具体的な伴走支援プログラムであります。そうした違いはありますけれども、起業に向けては人的なネットワーク、これを構築することが非常に重要であり、大学院生とスタートアップパークの参加者との交流やお互いの仕組みへの誘導など、こちらのほうをしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。

○10番（横山文人君） ありがとうございます。

大学での本格的な学び、情報共有に加え、中高生から起業活動などの社会教育、自立教育を学ぶことも、将来本県経済を担う子供たちにとって有意義なことだと考えます。現在、県内では、主体的・対話的で深い学び、また探究心や課題解決能力を伸ばす学習、カリキュラムが進められる中で、高校生と我々県議会議員との意見交換会も開催されております。私も以前、山田高校生との間で地域での事業創造について積極的な討論ができ、うれしく思いました。

確かに、地域や集団との調和、規範を身につ

けることは社会に出ていくための第一義の学びであると考えますが、学生時代から夢と希望を持ってみずから道を切り開く、その自主自律のための方法論として、起業家やその活動、偉業、立志伝などを学ぶことは、将来社会を生き抜くための力強い学びになると考えます。

そこで、さきに述べました、日本のベンチャーの元祖は本県の偉人たちであることも踏まえ、中高生に起業活動を踏まえた教育を行ってはどうかと考えますが、教育長の御所見をお聞きます。

○教育長（伊藤博明君） 本年度全ての中高生に配付した高知県郷土史副読本「ふるさと高知の歴史」や、今月、中学生に配付予定のキャリア教育副読本「みらいスイッチ」において、県内外で起業した県出身者を紹介するなど、生徒が起業について興味、関心を持つことができるようにしております。また、高等学校においては、地域協働学習の中で商品開発やその販売活動を行うなど、起業につながる取り組みを進め、探究心や課題解決能力などの育成を図っております。

さらに、専門高校では、ビジネスプランを競うコンテストに挑戦するなど実践的な取り組みを行っており、これから実際に起業家の団体などの協力をいただいて、起業して高校生社長を目指そうという取り組みの検討を始めようとしている高校もございます。また、来年度は、産業振興推進部において高等学校を対象とした起業家教育プログラムが新たに実施されますので、そうした事業も積極的に活用して、高校生の起業に向けた関心を高めていきたいというふうに考えております。

起業に関する学習は、みずから考え行動する力の育成につながるなど重要なことですので、今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○10番（横山文人君） どうもありがとうございました。知事初め執行部の皆様、御丁寧な御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

起業家精神とはイノベーションの実践者であるという言葉がございまして、イノベーションとは新たな価値を結びつける新結合という概念でもあると言われております。例えば、ことし始まった自然&体験キャンペーンで生み出される中山間で外貨を稼ぐ仕組みと起業・新事業を結びつけていくこともイノベーションであり、起業・新事業展開の促進にもつながるものなんだろうというふうに考えます。まさに尾崎県政で取り組まれているさまざまな施策、課題解決先進県としての先駆的なさまざまな取り組みをそれぞれ結びつけて新たな価値を創造していく、そんなことが可能なのが高知県なんだろうというふうに考えるところでございます。これからも、官民連携のイノベーションであったり起業・新事業展開の促進をしていただきますようお願いを申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩



午後1時再開

○副議長（坂本孝幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

前田強君の持ち時間は30分です。

29番前田強君。

○29番（前田強君） 皆さんこんにちは。質問のお許しをいただきました、県民の会の前田強でございます。本年は統一地方選の年でございます、そしてまた、いのしし年の私は猪突猛進の年男でございます。この質問が本年最初の質問だと日々自分に言い聞かせております。先輩議員からは、気合いを入れて質問せよと激励をいただきましたので、それに従いまして質問に入らせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まずは、車検切れ車両についてでございます。

車検切れ車両のほとんどが自賠責保険未加入車両であり、車検切れ車両による交通事故被害者救済を目的とした、政府の保障事業が被害者に支払った保障金は、国土交通省の発表で、平成17年度、679人の被害者に対して25億5,700万円でございます。その平成17年度をピークに、徐々に保障金は減少傾向にございますが、平成28年度は、219人に対しまして4億8,200万円で、被害者1人当たり約220万円となります。この保障金は、最終的に国から加害者に請求をされます。車検切れ車両や自賠責保険切れ車両で公道を走行することは、違法行為であり無責任な行為でございます。

2018年12月13日、午後1時30分から1時間、室戸市羽根町、国道55号にて、国土交通省高知運輸支局と高知県警は、公道を走行する車検切れ車両を把握し、その運転手に対しまして直接指導、警告をするべく、可搬式ナンバー自動読み取り装置を使用した街頭検査を実施いたしました。その結果、通過台数が222台、車検切れ車両に対する警告書が1台であり、車検切れ車両の割合は約0.45%でございました。国土交通省は今年度、高知県を含む全国38カ所、計45回の街頭検査をいたしまして、3万7,288台の通過車両のナンバーを読み取り、そのうち約0.11%が車検切れ車両でございました。高知県の車検切れ車

両の割合が全国平均の4倍を超える結果が出たこととなります。しかし、今回のような街頭検査の場所と時間の設定でございますと、走行台数が222台と少ないので車検切れ車両の1台の割合が大きくなってしまったのではないかという見方もできます。

そこで、今後の街頭検査に当たっては、交通量の多い場所と時間帯で、可搬式ナンバー自動読み取り装置を使用し、車検切れ車両を把握し、その運転手に対して直接指導や警告をするべきと考えますが、このことに関しまして高知県警察本部長の宇田川佳宏さんにお伺いいたします。

○警察本部長（宇田川佳宏君） 御指摘の街頭検査は、国土交通省が整備不良車や不正改造車の排除、車検切れ車両に対する指導、警告を目的に実施しているものでございまして、県警察といたしましては、国土交通省四国運輸局高知運輸支局からの要請を受けまして、同支局に協力して実施しているというものでございます。

今後の街頭検査につきましては、高知運輸支局から、平成31年度における実施計画に関する依頼を受けたところでありますが、可搬式ナンバー自動読み取り装置の使用については、現在高知運輸支局で検討中というふうに承知しております。県警察といたしましては、検査場所の確保、引き込んでとめる場所の確保でありますとか、他の交通に与える影響などを勘案しつつ、より効果的な街頭検査になるように、実施時間帯や場所などについて、高知運輸支局と調整を図ってまいりたいというふうに考えておるところです。

○29番（前田強君） この可搬式の読み取り装置でございますけれども、四国に1台しかございません。そして、この4県の中でどのような使用の計画にしていけるのかということも思います。

車検切れ車両が発見されると、すぐにその車

を停止させて、そしてそれが車検切れで間違いなければ、その車はもうそこから動くことは基本的にできません。なので、レッカーを呼ぶなりなんなりという形をとらなければならないという点においては、おっしゃられたように、そういうスペースの問題もあって、大きな交差点等でできるのかというような問題も確かにあるのは理解しております。

さて、県内の車の所有者でございますけれども、普通車以上の排気量であれば高知県、そして軽自動車なら各市町村に納税義務がございます。直近の高知県の現年課税分のうち、未収課税割合が0.5%、軽自動車については未収課税割合が2.1%です。毎年5月末に、納付期限を迎える自動車税を滞納した場合、督促状の送付、さらには預金や給与の差し押さえとなります。そして、自動車税未納の場合は、車検を受ける際に必要な納税証明書が交付されませんので、当然車検も受けることができません。自動車税を滞納し続けると、最終的には車自体を差し押さえられることとなりますが、それまでの間はナンバープレートがついており、車検切れ車両で公道を走行可能な状態を生み出す原因の一つとも考えられます。

自動車税の納税義務者に対し、自動車税の納付書を発送し、その義務者がそれを受け取り納税する過程で、この納税義務者に対して直接コンタクトをとることができる高知県としましては、うっかり車検切れとならないように、県警や陸運局と連携してさらなる対策を実施することはできないのか、総務部長の君塚明宏さんにお伺いをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 道路運送車両法の規定によりまして、車検切れ車両というのは道路を走ることは禁止をされておると。税サイドといたしましては、自動車税の納税促進のため、自動車を運行するために必ず受けなければなら

ない車検時に、自動車税の滞納がないことを確認する制度となっていると理解しておるところでございます。

この車検切れ車両の走行防止のために、税サイドとして取り決めることとして考えられますことは、例えば県の自動車税に関するホームページでありますとか納税通知書に同封するチラシに、車検の有効期限を確認するよう求める、あるいは車検切れ車両を公道で走行させた場合の危険性や罰則の内容を記載することなどが考えられます。新年度分の自動車税の課税に向けて、既に業者側の準備が進んでおりますので、チラシについては間に合いませんけれども、県のホームページにこうしたことを記載することにつきましては、県警や運輸支局にも内容の確認をとりながら取り組んでみたいと考えております。

○29番（前田強君） ありがとうございます。

高知県内で最も交通量の多い交差点が、高知市中宝永町の交差点です。交通量のピーク時は午前10時から11時までの1時間、この1時間で約4,000台でございます。24時間で約6万4,000台、この台数に対しまして、先ほどの高知県の街頭検査による車検切れ車両の公道走行台数割合である0.45%を掛けると、この中宝永町の交差点を、24時間で288台もの車検切れ車両が走行した計算になります。これは、平均すると1時間に12台、ピーク時の1時間では約19台もの車検切れ車両がこの交差点を走行した計算になるわけです。仮に高知県の街頭検査の割合ではなく全国平均に割り戻したとしても、この4分の1、1時間の間に4台を超える車検切れ車両がこの交差点を走行したことになるわけでございます。

御存じのように、一般社団法人自動車検査登録情報協会によると、2018年3月末における高知県内の自動車保有台数は約56万台です。車検切れ車両が公道を走行することがないよう、こ

の問題につきまして改善、解決にぜひとも取り組んでいただけますよう、知事含め関係各位の皆様にご改めをお願いを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、2008年に神戸で発生をいたしました、当時小学校5年生の男子が自転車で女性に衝突をし、被害女性は頭蓋骨の骨折、意識不明の重体となってしまった事故に関連して、加害者の保護者に対して約9,500万円の賠償を命ずる判決が出ました。

高知県では、自転車保険の加入を努力義務とする条例がこの4月1日に施行をされます。そのような中、通学路安全対策は県内でも徐々に進んできておりますが、市町村によっては、市町村が所管する小学校の通学路安全対策を優先的に進めてきた経緯がございます。しかし、公立や私立、小学校や中学校、高等学校なども全て含めた形で安全対策を行うべきです。

では、通学路安全対策は一体何を基準にすべきなんでしょうか。それは、その道路の危険度ではないでしょうか。危険度に対しましては、住民や利用者である県民の方から対策の必要性について声が上がってきたり事故が多発したりするなど、一定の情報は集まってきます。そしてまた、重大な事故が起きてからでは遅いんです。

高知県内の児童生徒、学生の命を交通事故から守ることはもちろんのこと、その事故によるけがの影響で学習の機会が失われたり損なわれたりしないように、通学路安全対策における道路の危険度という基準について、県としてこの安全性の向上に対して、国や市町村とも連携をして取り組んでいただきたいのですが、土木部長の村田重雄さんにお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 通学路の安全性を向上することにつきましては、教育委員会や県警、道路管理者等で構成しております交通安全対策

を推進するための組織、これが全市町村で構築されているところでございます。この組織によりまして、通学路の危険箇所については現地点検が継続的に実施されておりました、高知県では本年度から、私立学校の通学路につきましても現地点検に着手したところでございます。現地点検でハード対策が必要となった箇所につきましては、国から交付金事業の手厚い配分がされておりまして、県では、今年度35カ所で歩道の整備などを実施しているところでございます。

県としましては、現地点検の際には、危険箇所への対応につきまして市町村に技術的助言を行うとともに、ハード対策が進むよう交付金事業の積極的な活用を促すなど、通学路の安全性の向上に、引き続き市町村と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○29番（前田強君） ありがとうございます。

2018年5月1日時点で、高知県内の小学校6年生の総数は5,828人、この10年間でマイナス1,301人、約18%の減少です。また、平成31年度の県立中学校入試に対する受験者数は445人ですので、その割合は、小学校6年生の総数に対して約7.63%です。

高知県内の小学6年生の数は減少傾向にありますが、私立中学校を受験する児童数の割合は10年前と比較してどうなっているのか、文化生活スポーツ部長の門田登志和さんにお伺いをいたします。

○文化生活スポーツ部長（門田登志和君） 県内の小学生が私立中学校を受験した割合は、平成31年度は20.7%、10年前の平成21年度は19.8%となっており、平成31年度が0.82ポイント高くなっております。

○29番（前田強君） 保護者の皆様におかれましては、私立であれ公立であれ、その児童や生徒が希望する学校で学ばせてあげたいという気持ちがございます。しかし、幾ら希望をしていた

としても、御家庭の経済状況が苦しいがために苦悩する保護者の皆様の声もごぞいます。

そのような中、高知県は私学助成を目的として、私立中学校に対し補助金を拠出しています。その総額は、平成30年度予算で約12億円、県単独の教育力強化の補助金を含めた、生徒1人当たりの運営費の補助単価で比較しますと、全国で5位となっております。これは評価されるべきと考えます。

高知県は公立や私立を問わず、教育に力を入れてきたのですが、全国学力・学習状況調査に関する実施要領には、調査の対象として、国立や公立だけでなく私立中学校も含むとあります。文部科学省によりますと、平成30年度の参加学校数は、国立の小学校、中学校合わせて全国で155校、参加率は100%、公立の小学校、中学校合わせまして2万9,063校、参加率は100%です。では、私立はどうかと申しますと、全国で小学校、中学校合わせて491校ございまして、参加率は49.8%となっております。高知県内には7校の私立中学校がありますけれども、新聞報道によりますと、本年度のこの調査に、これら私立中学校は参加しておりません。

そこで、この高知県内の私立中学校が参加していない理由について文化体育スポーツ部長の門田登志和さんにお伺いをいたします。

○文化体育スポーツ部長（門田登志和君） これまでに学校にお聞きしたところでは、学校独自のテストによる学力分析をされているといったことや、テストの内容が授業の進度や内容と合っておらず、比較データが有効に利用できないなどございました。

○29番（前田強君） 私も、とある私立中学校の方にお話をお伺いいたしました。確かに、授業を進めている内容と、このいわゆる学テの試験の内容が合っていないというところがございます。具体的に申しますと、私立の学校、特に中

学3年生は、公立でいえば高校生の勉強を既にしておりまして、この全国学力テストを実際に過去に受けた中学校もあるわけでございますけれども、この私立の中学校では生かし切ることがなかなかできなかったというわけでございます。

そんな中、私立中学校の入試日程は、毎年2月ごろに決定しているということでございまして、既に現段階では決定をしているわけですが、一方で県立中学校の入試日程は、毎年6月ごろに決定をしているとのことでございます。つまり、県立中学校入試日程が私立の日程に合わせている現状とも言えるのではないのでしょうか。

では、その県立中学校入試日程を決定する際にどのような議論がなされてきたのか、教育長の伊藤博明さんにお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県立中学校は、高等学校との6年間を見通した一貫教育の中で、計画的、継続的な教育課程を展開することにより生徒の個性や創造性を伸ばすとともに、中高生の異年齢交流により社会性やコミュニケーション能力を醸成することを目的に設置をしております。このため、県立中学校の適性検査等の実施日の決定に当たっては、各校の入学してほしい生徒像を理解した、強い意欲と明確な目的意識を持った児童の入学の可能性を広げることを第一としまして、県立中学校設置の目的達成に向け、各校における社会性の育成等の教育成果の現状や、県立中学校の受験者数の変化なども参考に議論をしているところでございます。

○29番（前田強君） 御答弁ありがとうございます。

答弁の中にもございましたように、学校のいわゆる教育理念等を理解して、明確に——とおっしゃったわけでございますけれども、それはそのとおりだと思います。ただ、以前にも質問で

申し上げましたように、私立中学校の受験もしたいし県立中学校の受験もしたいというお子さん、受験生の思いとかというものも絶対あると思います。そしてまた、親御さんもしっかりでございます。ぜひとも、そういうお声を聞くような場もちょっと考えていただけないかなあなんてことも思うわけでございます。

実は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆる社会権規約第13条は、義務的かつ無償の初等教育と漸進的無償化の導入により、全ての者に対して中等教育、高等教育を受ける機会均等を求めております。日本では、1978年5月30日に署名がなされ、1979年9月21日にこの効力が生じました。そしてまた、国民の教育を受ける権利は、日本国憲法第26条第1項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」という規定がございます。

今回私がどうしても強調したいことは、その能力に応じて教育を受ける権利とその機会均等を保障されるべき小学6年生にとって、自分の能力に応じた学校選びができない状態、つまり県立中学校と私立中学校の入試日程が重複していることによって、ダブル受験の機会を子供たちから奪っている現在の状況は、どうしても改善すべきだと考えているわけでございます。

改めて、教育長の伊藤博明さんにお伺いいたしますけれども、ことしの6月に、県立中学校の入試日程を決定する会議の場で、ダブル受験を可能にした場合の好影響を最大限化し、そして悪影響を最小限化するような研究なりそういうものの結果等を提示していただくようなお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、各県立中学校の目指すところによりまして、この学校で学びたいという強い意欲と明確な目的意識を持った児童に志願してもらい、児童のこの

県立中学に入りたいという思いを大切にできるような入試日程を設定していきたいというふうに考えております。お話のありましたように、私立中学校と県立中学校の両方を受験したいという声があることは承知しておりますが、これまで受験者数なども含めて、成果からは、県立中学校の運営、経営は一定順調に進んでいるというふうに認識をしております。

受験日を変更することで、生徒数の確保や入学してくる生徒の意欲などへ影響があるとする、提供する教育の質を含めて学校の経営、運営にも影響が出てくることとなりますので、受験日を私立中学と重複させないようにするには、相当に慎重な検討が求められるというふうに考えております。

このため、受験日の重複解消には課題意識を持ちつつ、県立中学校の設置目的や求められる役割を踏まえた上で、受験生の立場や在校生への影響、学校の運営面、経営面などから、県教育委員会において教育委員の方々から御意見をいただきながら、総合的な検討をしてみたいというふうに考えております。

○29番（前田強君） 御答弁ありがとうございます。確かに、慎重な議論は必要だと思います。ただ、県立中学校を志願する生徒も、また私立中学校を志願する生徒も、同じ高知県の小学6年生でございまして、先ほどお話をさせていただいたように、小学校6年生自体の数もこの10年間で1,300人ほど減っている状況でございます。市町村立であれ、県立であれ、私立であれ、中学というのは、徐々に受験者総数も減っている状況の中、生徒自体も減っているわけでございます。だからこそ、本来であれば一人一人の児童、受験生の思いというものをより丁寧に見てあげるべきですし、応えてあげるべきだと私は思っているわけでございます。

そういう中で、慎重に議論をしていくことは

当然必要なことだとは思いますが、さっきもお話しさせていただいた、保護者とか児童の声を、本当に直接その入試日程を決める際までに、何とか聞いていただくような場をつくらせていただきたいと思っております。声が上がってきているのは承知しているということでございましたけれども、やはりこれだけ子供の数が減ってきている中で、一人の子供に対する親の気持ちというものは、その分どんどん大きくなっていくわけでありまして。その子供の能力に応じたというところを強調しましたけれども、その子供さんがどの能力に応じたかどうかというのは、本人がそれにチャレンジをして初めて、本人も親御さんもわかるわけでございます。

県立中学校を受験する方は当然志望する思いを持っているからそこを受験するわけであって、私立を受験したからといって県立中学校を志望していないというわけではないと思うんですよ。そういう点を教育長におかれましてはぜひとも御理解いただいた上で、慎重な検討をしていただきたいと思っております。それは要請をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

少し時間も余りましたので、執行部の皆様にもどうしてもお伝えをしたいニュースがございました。つい先日、昨年9月議会でも取り上げました台湾の弘光科技大学でございますが、4月10日に高知県立大学と、学術・教員・学生交流などを進めるためのMOU、協定書を締結することになりました。私はこのニュースをその台湾の学校関係者の方から、ちょうどこの議会質問の原稿をつくっている最中に御連絡いただいて、すごくうれしい気持ちになりました。

またあわせて、その台湾の大学は、よさこい踊りにもぜひ参加したいということでございまして、準備を進めております。ただ、どのように参加していいのかわからないということでございましたので、この議会が終わりましたら、

しっかりと県のよさこいの担当の方とも協議をさせていただきたいと思っております。関係各位に対しましては深く感謝をいたしますと同時に、今後の両校の交流を通じまして相互発展されますことを心から祈ります。

この質問の最後に、今、私の目の前に国旗と並んである高知県章でございますけれども、白い円がございまして、この白い円は平和と協力を意味しておりまして、縦の白くとがっているところが向上を意味しているということでございます。私も高知県民の一人として、そしてまた県議会議員の一人としまして、平和を大切に、皆様と協力し合いながら、県勢の向上に貢献できるよう日々精進してまいりますこととお誓い申し上げます。私からの質問を全て終了させていただきます。

若干時間は余りましたけれども、執行部の皆様、御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。失礼します。(拍手)

○副議長(坂本孝幸君) 以上をもって、前田強君の質問は終わりました。

ここで午後1時35分まで休憩といたします。

午後1時27分休憩



午後1時35分再開

○副議長(坂本孝幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

明神健夫君の持ち時間は50分です。

15番明神健夫君。

○15番(明神健夫君) それでは、早速質問させていただきます。

まず、台湾への輸出促進についてであります。尾崎知事は、将来のさらなる外商拡大を見据

え、国外への外商、すなわち輸出に挑戦していくことが第3期産業振興計画における大きな課題であることを表明し、また品目についても、ユズや土佐酒に加え、水産物や木材、防災関連製品などに拡大しております。

平成29年度からは、これまでに培ったノウハウを生かして、取り組みをさらに本格化させていくため、庁内において輸出を総括する職を置くとともに、国外での販路開拓をサポートする貿易推進統括アドバイザーを委嘱したほか、防災関連製品や食品、観光の分野で成果が出てきている台湾地域において、商談などの経済活動の拠点となるオフィスを設置するなど、新たな取り組みをスタートさせました。この間、食料品の輸出拡大に向けて、台湾のバイヤーと現地で県内事業者との商談の場を設けたり、また防災関連製品などの輸出については、台湾の防災分野を所管する官公庁などに対する外商活動も強化してまいりました。

そこで、取り組みの成果についてお伺いします。まず、平成29年の食料品の台湾への輸出額を、産業振興計画がスタートした平成21年と比較して、産業振興推進部長にお伺いします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 食料品の輸出額は、平成21年の54万円から平成29年は2,900万円と、約54倍に拡大をしております。

○15番（明神健夫君） 次に、平成29年度の防災関連製品を含む工業分野の台湾への輸出額を、海外展開の取り組みを強化した平成27年度と比較して、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） ものづくり地産地消・外商センターの外商サポートによる成約額のうち、食品を除くものづくり分野での台湾への輸出額は、海外展開支援を強化した平成27年度の1億2,000万円から平成29年度は約3億8,000万円と、約3倍の伸びとなっています。

○15番（明神健夫君） 次に、平成30年の本県へ

の台湾からの延べ宿泊者数を、産業振興計画第2期がスタートし、本格的にインバウンド誘致に取り組み始めた平成24年と比較して、観光振興部長にお伺いします。

○観光振興部長（吉村大君） 観光庁の宿泊旅行統計調査におきまして、台湾からの外国人延べ宿泊者数は、平成24年の5,460人泊から平成30年は速報値にはなりますが1万7,250人泊と、およそ3倍の伸びとなっています。

○15番（明神健夫君） 台湾への外商成果が上がっておりますことを評価し、各位の御尽力に敬意を表します。

次に、知事は2月21日から23日まで台湾で、自然&体験キャンペーンや防災関連産業、食品分野のトップセールスを行ってまいられ、一定の手応えを感じられたことと思っておりますが、台湾への輸出促進、旅行商品の販売促進の今後の取り組みについて知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 今回の訪問に当たりましては総勢51名、民間の経済団体の皆様とも一緒に台湾を訪問させていただきました。台湾の各分野においてしっかりとした関係づくり、これを行っていきたいということが大きな目的であります。

全体としましては、台湾の工商協進会、日本でいうところの経団連の皆様方と我々高知県の経済界の皆さんとの交流をしっかり深めて、全体としてのコネクションをつくる、そういう取り組みをいたしますとともに、あわせてそれぞれ、例えば防災関連産業の系統でありますと、台湾の大手建設コンサルタントの皆様方に直接トップセールスを行い、一定高い評価をいただいたのではないかと思います。

また、食品関係でありますと、大手食品企業の皆様方にトップセールスを行わせていただきまして、ことし6月に開催をされますフード台北という国際食品見本市——台湾最大級のも

のでありますが——開催がありますけれども、そういうものに対するバックアップ、こちらについても一定めどがつこうとしているところがあります。

観光分野ということでありますと、相手はたくさんおいでになります。現地の旅行会社の皆様、航空会社の皆様、さらにはメディアの皆様のところへお伺いをさせていただいて、またセールス活動も行わせていただいたところでありました。今後も、自然・体験型観光キャンペーンということでありますので、メディア、さらには旅行会社の皆様方、さらには航空会社の皆様方にそれぞれ売り込みを展開していきたいと思っています。今後、さらに言えば、国際チャーター便について今回非常に有益な情報もいただきましたので、その情報をもとに、より深度の深いセールスも追加的に展開をしていくことになろうかと考えています。

今回、観光、防災関連産業、そして食品、それぞれの分野におきまして一定よき関係づくりができたと思っていますので、これを深化させていくことでさらなる台湾に対する輸出、さらにはインバウンド促進、これを展開していきたいと、そういうふうにご考えております。

○15番（明神健夫君） 知事の台湾への輸出促進に対する強い決意が伝わってまいりました。今後とも、台湾への輸出やインバウンド観光の拡大に向けて頑張っていただきたいと思います。

次に、収入保険制度についてであります。

平成29年6月、農業災害補償法の一部を改正する法律案が可決され、品目にかかわらず自然災害や価格低下による農業収入減少を補填する、農業経営収入保険事業が創設されました。農業収入を正確に把握し補填するために、青色申告をしていることが加入要件となります。

収入保険は、災害で収穫量が減ったり農作物が値下がりしたり、またけがや病気で収穫でき

なかつたりして、1年間の保険期間の収入が過去の平均収入の9割を下回った場合、下回った額の最大9割が穴埋めされる制度であります。

農水省は、平成31年度予算案の算定根拠として、収入保険制度の初年、平成31年の加入見込み数を——平成27年の青色申告実施農家44万人の約4分の1の10万経営体を目標に掲げておりましたが、加入者は3万5,000経営体と、目標の3分の1にとどまる見込みであることが新聞報道されました。

そこで、以下、農業振興部長にお伺いします。まず、本県における平成31年の加入見込み目標数とそれに対する実績はどのようになっていますか。

○農業振興部長（笹岡貴文君） NOSAI高知では、本県の青色申告実施者の状況等を踏まえ、全国農業共済組合連合会と協議の上、ことしの加入目標数を960経営体としており、県ではその目標達成に向けてNOSAI高知を支援してまいりました。昨年12月末時点での加入申込数は410経営体、目標に対して42.7%の加入率となっております。

○15番（明神健夫君） 次に、昨年末の環太平洋連携協定、TPPに続き、この2月1日には欧州連合、EUとの経済連携協定、EPAが発効し、かつてない貿易自由化にさらされることになりました。また近年、自然災害が多発しております。本県は農業に従事する者の割合が高く、こうしたときこそ農業経営の新たなセーフティーネットとして、収入保険加入への働きかけが大事であると思います。

これまで収入保険の普及に取り組んできた結果、なぜ目標を下回ったのか、原因をきちんと究明し対策を講じる必要があると思いますが、加入を見送った農家の要因を踏まえた今後、目標の達成に向けた取り組みとしてどのようなことを考えておりますか。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 加入を見送った主な要因としましては、新たな制度であり、どこまで経営に有効なのか様子見をする方がおられたこと、野菜価格安定制度に生産部会など組織単位で加入をしている方の中で、自分だけ収入保険に切りかえることについて不安を抱かれた方が多かったことなどではないかと考えております。このためNOSA I高知では、今回見送った方の中からターゲットを絞って個別訪問を行い、収入保険制度の有効性の説明や、野菜価格安定制度からの切りかえ不安の解消を図ることとしております。

県としましては、農業者がそれぞれの経営に合った最善の選択ができますよう、制度の広報を継続してまいりますとともに、NOSA I高知と定期的に意見交換会を開き、取り組みの進捗状況や課題を共有し、引き続き加入目標数を960経営体に置いて、目標達成に向けて取り組んでまいります。

○**15番（明神健夫君）** 次に、収入保険制度は、農業共済制度など、これまで行政により施策されてきた災害対策の対象となっていない農産物、例えば新高梨やシイタケなどの農業者も加入できる制度ではありますが、そのような農家への加入推進の取り組みとしてどのようなことを考えておりますか。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 新高梨やシイタケなど、農業共済の対象でない品目のみを栽培されている農業者の方々には、制度内容の情報が十分に届いていないことも考えられます。そのため県としましては、NOSA I高知やJAなど関係機関と連携して、それぞれの生産部会や農業者が販売のために訪れる大規模直販所とさのさとの出荷者の会など、あらゆる場を活用して制度の周知を図ってまいります。

○**15番（明神健夫君）** 次に、収入保険制度の充

実には、母数となる加入者を拡大する必要があります。そのためにも、加入要件であります青色申告者をふやすことが重要であります。

青色申告は、農業者みずからの経営分析など、農家の経営安定にも役立つものと認識しておりますし、また農水省は今年度から、12月から翌年の2月までを青色申告の集中推進期間に設定し、青色申告実施を呼びかけておりますが、県として青色申告を拡大するためどのような取り組みをしておりますか。

○**農業振興部長（笹岡貴文君）** 県ではこれまでも、複式簿記教室や新規就農者に対する研修会などで、JAや農業会議と連携して、青色申告のメリットについて周知に取り組んでまいりました。青色申告の推進期間には、青色申告のパンフレットを県のホームページへ掲載いたしますとともに、コンビニエンスストアなどへも置いていただいております。また、農業振興センターが開催する農業者が集まる会などで、NOSA I高知が説明する場を提供しております。

収入保険への加入には青色申告が必須となっておりますため、今後も収入保険のメリットを農業者にしっかり理解してもらうことにより、青色申告の拡大につなげてまいります。

○**15番（明神健夫君）** 収入保険は、価格低迷が予想される国際化時代のセーフティーネットとして、期待は高いと認識しております。農家の皆さんから理解されるよう、収入保険の意義を丁寧に説明し、加入目標の早期達成をお願いしておきます。

次に、土佐材の販路拡大についてであります。

土佐材を選ばれやすい商材にする、そのためには、利用者が土佐材の取引にアクセスしやすい条件を整えなければなりません。

製材品には、一等、特一等、上小節、無節といった基準あるいは規格があります。ところが、現在の国産林業界ではそうした等級の基準が曖

味で、樹種ごと、産地ごと、さらにはメーカーごとに異なっているのが実情であります。そのため買い手としては、あるメーカーの上小節が幾らだと言われても、その上小節がどういう材なのかを確認しなければ、自分の希望に合う材なのかどうかはわからず、それが高いのか安いのかの判断もしづらいという実態があります。

本来なら製材品のJAS規格がその役割を担わなければなりません。実は製材JASでは、上小節の程度は定めておりますが、節の場所や配置は規定していないし、そもそも節自体が同じものは一つとしてなく、形状や色合いが全て異なります。つまり、JASの上小節に該当する製材品は無限にあります。そのことを認識せずに規格は万能だと思って製品選びをしますと、届いた製品は確かに上小節なのに自分のイメージとは違うというような失敗をすることになります。

このような理由で、木材の見目に関してはJASがほとんど機能していないという問題があります。では、どうやって日常の取引が成立しているのかというと、それは個々のメーカーの特徴や買い手のニーズをお互いがある程度把握した中でのプロ同士の取引として、売り買いが行われております。

少子化や、既に世帯数を大幅に上回る住宅が存在していることなどを考えますと、将来的に新築住宅の需要が大幅に減少することは避けられません。これからは、リフォームや商業建築、公共建築など、新築住宅以外の需要を伸ばしていく必要があります。そのためには、これらの分野で活躍している建築業者や設計士、デザイナーにとって木材が使いやすくなる、あるいは選びやすい素材になるための環境を整備しなければなりません。

ところが、現在のように木材や業界慣行を熟知したプロしか思うような取引ができないとい

うのでは、新たな利用者層を取り込み、それによって需要の裾野を広げようとしてもうまくいきません。せっかく木を使いたいと思ってくれたとしても、希望する材がどこで手に入るとかわからない、あるいは、あるかどうかさえ見当がつかない、等級を指定して注文したのにイメージとは違ったものが届いたということでは、利用者から敬遠されてしまいます。木材は使いづらい、あるいは木材は難しいというイメージを払拭し、マーケットを拡大するためにも、基準あるいは規格が機能するような環境を整えることが重要であります。

そこで提案ですが、まず利用者が等級を指定して注文したのにイメージとは違ったものが届いたということなくすため、県内の中小製材事業者の皆さんと関連機関が連携し、土佐材が選ばれるために、消費地ニーズに沿った品質のそろった製品を出荷する体制をつくってはどうか、林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 発注規模が大きい非住宅建築物につきましては、県内の中小製材事業者が単独で建築業者や設計士、デザイナーなどといった利用者の要望に応じた品質をそろえて、必要な量を供給することは難しい場合がございます。そうした商機を逃さないように利用者のさまざまな要望に対応していくためには、県内の事業者が必要情報を共有し協力して、品質をそろえた製材品を出荷できる仕組みづくりが必要であると考えております。

このため、県内の製材事業者や製品市場の方々と、個々の在庫情報の共有や連携した集出荷体制の整備に向けて協議していきたいと考えております。

○15番（明神健夫君） 次に、最終的な品質チェックは利用者が製品をじかに見て確かめるわけですが、そのとき木材に精通したプロが製品選

の相談に乗ってあげる、また利用者の要望に対して適切なアドバイスをしてあげることによって、満足のいく仕入れができるようにするため、製品選びをサポートする体制を整備してはどうでしょうか、林業振興・環境部長。

○林業振興・環境部長（田所実君） 昨年4月に、土佐材の外商体制の強化を目的としまして、T O S A Z A Iセンターを設置しておりますが、そこには製材品の乾燥などの品質に関する専門知識を有する職員や、非住宅木造建築物の構造設計に携わってきた一級建築士の資格を持つ職員が在籍しております。こうした人材を活用しまして、今後T O S A Z A Iセンターに、建築業者や設計士、デザイナーなどの利用者を対象とした提案相談窓口を設置し、製材品選びや木材の活用方法の提案などを行っていくこととしております。

さらには、県内製材工場とのマッチングにより、品質や量の確保、出荷時期の調整のサポートを行うなど、利用者の要望に対しても丁寧に対応していきたいと考えております。

○15番（明神健夫君） 次に、土佐材には、ニーズに応じて品質をそろえて出荷できる体制に関する情報と、よりよい製品選びをサポートする体制についての情報を整理し、それらを建築業者や設計士、デザイナーの皆さんに有効に活用していただくために、アクセスしやすい機能を整備してはどうでしょうか、林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（田所実君） まずは、先ほど申し上げました、利用者ニーズに応じた効率的な出荷体制を整えていることですか、製材品選びなどのサポートを行う提案相談窓口の業務内容や活動状況につきまして、T O S A Z A Iセンターのホームページにわかりやすく掲載し、広く利用者へ情報提供を行ってまいります。また、こうした情報につきましては、県外

の工務店や建築士に対しまして、ダイレクトメールによるお知らせや積極的な提案、営業活動を通じてPRし、取り組みを浸透してまいります。

さらにその後は、こういった製材品がどれだけの量あるのかといった在庫情報などもホームページに掲載するなど、利用者がアクセスしやすく、利用者に土佐材の活用をアピールできるように、内容の充実に向けて関係者と協議をしてまいります。

○15番（明神健夫君） 本県の人工林面積約30万ヘクタールのうち約7割が50年生以上となりました。この豊富な森林資源を活用するためには、県外への販路拡大が不可欠であります。今後とも、地産外商の拡大に向けて頑張ってくださいようお願い申し上げます。

それでは続きまして、人工海底山脈の設置可能調査についてであります。

新たな漁場開発として、平成13年度より沖合域での漁場開発が積極的に実施され始めました。これまで、沖合域での漁場造成は浮き魚礁などが中心でありました。しかし近年、人工海底山脈と言われます人工魚礁による漁場造成技術や、高層型の人工魚礁等の研究開発が進み、新たな漁場造成手法が考案され、今後ますます沖合域、大水深域に漁場整備が進められていくものと思います。

人工海底山脈と言われます人工魚礁による漁場の造成は、沖合の大水深域で人工湧昇流を発生させ、低層の豊富な栄養塩を表層近くまで上昇させることで植物プランクトンを増殖させ、食物連鎖を通して海域の生産性の高い漁場を開発することを目的に、平成7年度から12年度まで、社団法人マリノフォーラム21——この社団法人は漁業の発展と水産物の安定供給に寄与することを目的として、昭和61年に設立されました農林水産省所管の社団法人であります——が事業主体となり、水産庁の補助金を得て長崎県

と共同で行われました。なお、実証実験は、長崎県沖の水深80メートルの平たんな海域で実施されました。この人工海底山脈は、高さ12メートルの山を2つ持ち、底面延長120メートル、幅60メートルから成る山脈であります。5年間の調査の結果、山脈付近の360平方キロメートルの年間漁獲量が、造成前には年間250トンであったものが造成後は年間1,500トンと、何と6倍にふえております。また、植物プランクトンの濃度分布も同様の傾向を示しております。

平成15年、人工海底山脈は、国が50%補助する公共事業に展開され、長崎県を事業主体として2海域で着工され、また鹿児島県、静岡県、宮崎県が続き、10海域で建設されております。ちなみに、長崎県では漁師さんの喜びの声や評判がよく、知事が沖合7カ所で人工海底山脈を設置するという公約を掲げて取り組んでいるようであります。

また、人工海底山脈が公共事業として採用されるようになり、新たにまき網漁業の漁法がふえました。国直轄の人工海底山脈事業は、平成22年度に五島列島沖の排他的経済水域で始まり、水深150メートルで高さ31メートルの海底山脈が建設されております。

そこで提案ですが、農業では次世代型こうち新施設園芸システムにAIなどの最先端の技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発に取り組み、生産の拡大を目指しておりますが、漁業も浮き魚礁へのIoT導入とあわせ、人工海底山脈の設置可能調査にも取り組み、生産の拡大を目指してはどうでしょうか、知事にお伺いします。

○知事（尾崎正直君） この人工海底山脈と言われます大規模な人工魚礁、いわゆるマウンド礁を本県で整備するかどうかということについてでありますけれども、恐らくこれは、県によって、海域によって相当地形に差があるという中

において、本県の周りには天然礁そのものが数多く存在するということがあり、また関係漁業者との調整、さらには費用対効果などの課題があるわけであります。他県の事例なども踏まえながら検討を重ねていく必要があるかと思えます。

そういう中において、今すぐできることに速やかに取り組む、これも行っていかなければなりません。高知マリンイノベーションと言っておりますけれども、土佐黒潮牧場、この15基体制を堅持しますとともに、IoT化などを図り高度化することによりまして、魚の蛸集状況などの情報を漁業者に提供する能力などを強化し漁業生産の効率化を図る、そういう取り組みを進めていきたいと考えています。

○15番（明神健夫君） 先日知事が答弁されましたように、中山間地域の課題を解決する一番の取り組み、対策というのは、地産外商につながる産業を興すことであると言われました。これは大きな産業を興すことになりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思えますし、また漁村の創生、そしてまた担い手対策の一番の対策は、生産を拡大して稼げる漁業とすることであるので、ぜひともスピード感を持ってこの設置可能調査に取り組むという決断をしていただくことを要請しておきます。

では続きまして、平穏な在宅死についてであります。

自宅で穏やかな最期を迎えたい、そんな思いを抱く高齢者は多いと言われております。だが、その中には、本来在宅で自然なみとりをできるはずだったのに、救急搬送され、望まない治療をされるケースがあります。救急医は、たとえ助かるのが0.01%の確率でも、積極的な治療をし、命を救うことが使命だからであります。今後、多死社会を迎え、在宅死をふやしていく中で、こうした不本意な最期をどう減らしていく

かが課題となっております。

全国在宅療養支援診療所連絡会事務局長の医師は、患者や家族、かかりつけ医師や看護師、介護職員らが、どんな最期を迎えたいかを何度も話し合い、意思の統一をした上で、例えば終末期の心肺蘇生はしてほしくないとか、最期は自宅か施設で穏やかに迎えたいなどと記したリビングウィル——リビングウィルとは延命治療の拒否などを事前に意思表示しておく文書であります——を作成しておくことが大事だと言っております。しかし、家族が突然のことに驚き、救急車を呼んでしまうことは少なくありません。また、本人の意思を知らなかった人が救急車を呼んでしまうこともあります。

119番通報で救命現場に駆けつけたのに、搬送対象者には延命の意思はないとして、家族らが心肺蘇生を拒否した際の対応策を検討していた総務省消防庁の部会は、この2月14日、多くの消防本部が国の統一の方針を示すよう求めているが、蘇生拒否の件数を集計している本部は一部で、実態が十分明らかになっていないと指摘し、今後事例の収集や検証を進め、将来的には救急隊の標準的な対応手順を検討することが望ましいと結論づけ、現段階では国が統一の方針を示すのは困難として見送りました。

確かに、リビングウィルを適切に運用し、関係者がその情報を共有することで、本人が望んだ最期を迎えられるようにするには、多くの課題があることは認識しております。しかし、国がこの課題に対して検討を行っている間にも、不本意な最期を迎えられる方がいらっしゃいます。

そこで、このリビングウィルの問題について、県としても何らかの形で取り組むべきだと考えていますが、健康政策部長の御所見をお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 人生の最終段階

における医療に対する考え方は人それぞれであり、あらかじめリビングウィルを作成し、例えば延命治療や気管挿管を望まないといったことについて意思表示等しておくことが、本人が望んだ最期を迎えられるようにするためには有効であるというふうに言われております。ただ、このリビングウィルに関しては、関係者でその情報を確実に共有することもそうですが、そもそもそれ以前に、適切なプロセスを経て作成されることが重要でございます。しかしながら、現在日本においては、厚生労働省からガイドラインが出されてはいるものの、まだそのプロセスが十分確立されているとは言えない状況でございます。

そうした中、県としては、本人が望んだ最期を迎えられる環境整備に向けて、来年度、県医師会等の関係者の皆様と一緒に、在宅医療に携わる医療職種や介護職種の方を対象として、患者の医療やケアについての意思決定のための相談医研修会を開催したいと考えています。またあわせて、同じく医師会等の関係者の皆様とともに、人生の最終段階における医療に関する検討会を立ち上げることであり、その中でリビングウィルに関する適切なプロセスやその普及について、検討していきたいというふう考えております。

○15番（明神健夫君） わかりました。よろしくお願ひします。

次に、2025年問題についてであります。

約650万人いる団塊の世代が全て75歳以上になり、医療・介護の提供体制が追いつかなくなることを2025年問題といいます。厚生労働省によりますと、全国の75歳以上の高齢者は、2025年までに2010年比で760万人ふえ、2,179万人になります。75歳以上の人口割合は、11%から18%にふえます。65歳以上の認知症高齢者は、全国で2010年の280万人から470万人に、ひとり暮ら

しの高齢者世帯も、498万世帯から701万世帯に一気にふえます。これまでの高齢化の問題といえばその進展の速さの問題でしたが、これからは人数の多さの問題となります。

こうした状況に対応するため、県では、住みなれた地域で在宅医療や介護、生活支援などを一体的に提供し、いずれ最期を迎える仕組みを整えようと、かかりつけ医や訪問看護師らをふやす取り組みを加速しております。この取り組みと同時に、認知症高齢者を対象としたグループホームや、介護が必要で自宅で暮らす人を対象とした小規模多機能型居宅介護施設など、地域に密着した介護サービスを充実させていかないと立ち行かないと思います。

地域を回っておりましても、年々高齢化が進み、集落の約40%が高齢者夫婦のみ世帯か、ひとり暮らし高齢者世帯となりました。地域の人に伺いますと、特別養護老人ホームは入所待ちが多く、また年々入所基準が引き上げられ、大学へ入るよりも難しくなった、もっと簡単に、24時間、365日臨機応変に利用でき、家族の介護負担を軽減し、利用者にとってもなれ親しんだ地域で介護を受けながら生活できる、小規模多機能型居宅介護施設をふやしてほしいという要望を多く聞くようになりました。

そこで、伺います。まず、須崎福祉保健所管内、須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、1市4町の75歳以上の高齢者は2025年には何人になり、全人口のどの程度になる見込みですか、地域福祉部長にお伺いします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 2018年度から2020年度までを計画期間として、それぞれの市町村で策定をされました第7期介護保険事業計画における人口推計によりますと、須崎福祉保健所管内の75歳以上の高齢者は、2015年の1万2,833人から400人程度ふえ、2025年度には約1万3,200人になり、人口に占める割合は22.9%から約27

%になると見込まれています。

○**15番（明神健夫君）** 次に、同管内の65歳以上のひとり暮らしの世帯は2025年にはどのくらいふえ、何世帯になる見込みですか、地域福祉部長にお伺いします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 2015年の国勢調査では、須崎福祉保健所管内のひとり暮らしの世帯は4,406世帯でございました。2025年につきましては、先ほどの第7期計画における人口推計と、国立社会保障・人口問題研究所が推計をいたしました高知県のひとり暮らしの世帯の割合により、単純に推計いたしますと、500世帯ほどふえ、約4,900世帯となります。

○**15番（明神健夫君）** 次に、同管内の65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯は2025年にはどのくらいふえ、何世帯になる見込みですか、地域福祉部長にお伺いします。

○**地域福祉部長（門田純一君）** 2015年の国勢調査では、須崎福祉保健所管内の高齢者夫婦のみの世帯は3,396世帯でございました。2025年につきましては、先ほどと同様に、本県の65歳以上の高齢者夫婦のみ世帯をもとに推計をいたしますと、580世帯ほどふえ、約4,000世帯ほどになります。

○**15番（明神健夫君）** 次に、こうした状況を踏まえて、2025年には、同管内における在宅で医療を受けられる方や高齢者向け施設に入所される方は、どの程度になると見込まれていますか、健康政策部長にお願いします。

○**健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 2025年の医療需要に見合った医療提供体制の確保に向けて、平成28年度に取りまとめた地域医療構想では、須崎福祉保健所管内の在宅医療及び高齢者向け施設で対応が必要な方は、厚生労働省が示している直近のデータである2013年の約600人程度に対し、2025年には約1,000人と見込んでいます。

○**15番（明神健夫君）** 次に、こうした状況に地

域完結型で対応するため、自宅を定期的に訪問し患者さんを診るかかりつけ医について、2025年に向けてどのように確保していく予定ですか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） かかりつけ的な役割を含めた地域医療を担う医師の確保に向けては、へき地医療を担う医師を養成している自治医科大学出身の医師を、四万十町、梶原町などの医療機関に配置するとともに、その定着に努めております。

また、医師養成奨学貸付金の奨学金受給者には、高知市、南国市を除く医師不足地域で一定期間勤務することを義務づけていることや、今年度から養成している総合診療専門医もそのプログラムの中で、研修期間のうち最低1年程度は地域医療を担う医療機関で勤務することとしており、これらは医師がみずから医療機関を選択するわけではあります。それぞれの制度の中で地域の医療体制の充実にも資するようにしています。

さらに、大阪医科大学などと協定を結んでおりまして、それに基づいて、例えばくぼかわ病院に医師の派遣をいただくなどの取り組みも行っております。こうしたいろいろな手段を用いて地域の医師確保に努めてまいります。

○15番（明神健夫君） 次に、病院と在宅をつなぐ、また主治医と患者さんをつなぐといった役割を担う訪問看護師について、2025年に向けてどのように確保していく予定ですか、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 訪問看護師の確保に向けて、県では平成27年度から県立大学に設けた寄附講座で、新卒者や新任の訪問看護師への研修を通じて、継続的な育成支援を行っているところです。研修参加者を送り出す訪問看護ステーションの声をもとに、この研修をより多くの人に受講していただくよう、適宜研修の

内容の見直しも行いながら、医療機関で勤務する看護師や学生などに対して受講を働きかけております。

またそのほか、訪問看護師の方が継続して働き続けられるよう、よりよい職場環境づくりに向けて、訪問看護ステーションの管理者を対象とした職場環境や人材管理に関する研修なども行っております。現場の声をよく聞いて、こうした必要な対策を講じながら、訪問看護師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○15番（明神健夫君） 次に、同管内で介護が必要で自宅で暮らす人を対象とした小規模多機能型居宅介護施設の整備については、2025年に向けてどう対応していく予定ですか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 須崎福祉保健所管内で小規模多機能型居宅介護施設は、現在2事業所、定員54名の整備がされており、先ほどの第7期計画において、再来年度に須崎市で1事業所、定員18名の整備が見込まれています。2025年に向けては、第7期計画に基づく着実な整備が進められるよう支援をいたしますとともに、2021年度からの第8期計画において、地域医療構想の進捗状況などを踏まえ、それぞれの市町村において必要とされる施設の整備が適切に見込まれますよう、その策定を支援してまいります。

○15番（明神健夫君） 次に、同管内の認知症高齢者は2025年にはどのくらいふえ、何人になる見込みですか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 2014年に、国が研究事業の報告書をもとに、65歳以上の高齢者の認知症の有病率を新たに推計いたしています。それをを用いて、社会保障・人口問題研究所の65歳以上の人口推計をもとに推計をいたしますと、須崎福祉保健所管内の認知症高齢者は、2015年の約3,600人から2025年には500人程度ふえ、4,100

人となっております。

○15番（明神健夫君） 次に、同管内のこうした認知症高齢者の支援のためのグループホームの整備について、2025年に向けてどう対応していく予定ですか、地域福祉部長にお伺いします。

○地域福祉部長（門田純一君） 須崎福祉保健所管内のグループホームの現在の整備状況は、15事業所、定員234名となっており、第7期計画における整備は見込まれておりません。今後、先ほどの認知症高齢者の推計とともに、認知症発症前を含めた予防の取り組みを強化するといった国の動きなども考慮しながら、地域のニーズを踏まえた検討がなされ、グループホームについても2025年に向けて適切な整備が見込まれますよう、市町村の第8期計画の策定を支援してまいります。

○15番（明神健夫君） 2025年はすぐそこに迫っております。行政、医師会、高齢者が安心して2025年を迎えるためには、在宅医療を担う医師をふやし、医療と介護の連携を進めていくことが重要であります。保険あって医療・介護の提供なしとならないよう、ただいま御答弁いただきました医療・介護の提供体制をしっかりと整えていただくことをお願いしておきます。

次に、最後となりましたが、運動器の疾患予防についてであります。

ひとり暮らしで助けてくれる同居家族がいなくとも、長い長い老後を寝たきりにならず、死ぬまで自分の足で立って歩く、そのためには足腰の健康が何より大切であります。とはいえ、がんや認知症、メタボに比べて、骨や関節、筋肉といった運動器が衰えて障害が起こり、立つ、歩くといった移動するための機能が低下する問題は見落とされがちであります。

要介護や寝たきりの最大の要因は、がんや認知症ではなく、運動器障害によって、立つ、歩くといった移動機能が低下したことによるもの

であります。よほど特殊な病気は別として、高齢者によく見られる運動器の病気は、骨粗鬆症と、軟骨などがすり減る病気、もう一つは神経が圧迫され足や腰に痛みやしびれが生じる椎管狭窄症の3つに絞られるそうであります。

人生100年時代と言われますが、運動器を長もちさせるための運動をせずに100歳まで元気に暮らすことは、ほぼ不可能と言われております。その意味で、運動器の衰えは非常に今日的な問題であります。

健康寿命を延ばすためにも、メタボ・認知症・がん対策に運動器の疾患予防対策を加え、県民の皆さんに運動器の衰えを予防することの大切さを啓発し、足腰を鍛えるための運動習慣を身につけ、生活習慣を見直すなどの取り組みが必要ではないかと思いますが、健康政策部長に御所見をお伺いします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 足腰を鍛えるための運動習慣を身につけることは、骨や関節など運動器の疾病を予防し、豊かな人生100年時代を迎えるためには、非常に大切なことだと考えています。また、運動習慣の定着化は、血圧や糖尿病など生活習慣病の予防にも効果があることから、広く県民の皆様の健康意識を高め、運動習慣を身につけていただくよう、さまざまな取り組みを行っているところです。

高齢者の方に関して言えば、地域によっては、いきいき百歳体操やセラバンドというゴム製のトレーニング道具を使った体操などの健康体操を積極的に普及しているところや、あったかふれあいセンターにおいて、理学療法士や健康運動指導士などによる運動機能の向上の取り組みを進めているところもあり、県として引き続きそうした地域を支援してまいります。

また現在、市町村の健康づくりの事業のプラットフォームである健康パスポート事業を通じた、運動習慣の定着化を推進しており、パスポート

取得者約3万5,000人のうち、60歳以上の方は約1万5,000人と、およそ4割を占めております。引き続き、パスポート取得者のさらなる拡大を図り、日常的に楽しみながら体を動かすことなど、高齢者の方の健康づくりに市町村と連携して取り組んでまいります。

あわせて、テレビなど効果的な手段を用いて、運動器の疾病対策の大切さや日々取り組める正しいウォーキング方法を啓発するなど、運動習慣の定着化に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

○15番（明神健夫君） どうもいろいろと答弁をありがとうございました。ひとつ、人工海底山脈の設置可能調査につきましては知事に再要請をいたしまして、以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（坂本孝幸君） 以上をもって、明神健夫君の質問は終わりました。

ここで午後2時45分まで休憩といたします。

午後2時23分休憩



午後2時45分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は60分です。

16番依光晃一郎君。

○16番（依光晃一郎君） 本日は、自然・体験型観光キャンペーンに関連して、指定管理者制度を中心に質問させていただきます。皆様お疲れのこととは思いますが、よろしく願いいたします。

高知県は2月1日より、自然・体験型観光を目玉とした「リョーマの休日～自然&体験キャ

ンペーン～」をスタートさせました。私は、この取り組みは高知県の強みである自然と食、そして魅力ある土佐人に触れてもらうということで、大いに期待をしております。また、知事もおっしゃっているように、人口減少が進む自然いっぱいの集落にとって、山や海、川を生かしたアウトドアの旅行商品をつくるなど、新たなビジネスチャンスにもなるのではと期待をするところです。

しかし、この自然を生かしてお客さんをお呼び込みお金を落としてもらうことは、並大抵のことではありません。これまでも、高知県内の市町村によるキャンプ場や宿泊施設整備の取り組みがありました。しかし、過去に整備された施設が今でも人気施設かという点、そうではないのだと思います。時代に合わせ、新たなニーズを持った今の観光客が満足できるような取り組みが必要です。そのために、過去に整備された施設をさらにパワーアップさせるためにも、リニューアルが不可欠です。

そんな中、高知県内では、大手アウトドアメーカーの協力を得た形で、新たな施設整備が3つの市町で進んでいます。具体的には、大阪市に本社のあるスノーピーク、新潟県三条市に本社がある本山町はスノーピークの協力を得て、アウトドアヴィレッジもとやまというレストラン、宿泊施設などの複合拠点を整備しております。越知町は、スノーピークおち仁淀川キャンプフィールド及びスノーピークかわの駅おち、土佐清水市は、スノーピーク土佐清水キャンプフィールドを、それぞれスノーピークの協力を得て整備しております。

私は、高知の自然は全国的に見ても素晴らしいと思っています。しかし、日本中に美しい自然があり、他県のライバル地域も努力をしています。ですから、高知の魅力を最大限アピール

するために、全国に実績ある企業のプロデュースによってセンスのある施設をつくっていくことは、とてもよい取り組みであると思います。

まずは、高知県の自然・体験型観光において県外企業と連携していくことによる効果について知事にお聞きをいたします。

○知事(尾崎正直君) この自然・体験型観光キャンペーン、これを2年間進めていく中において、高知において自然・体験型観光の地力というのを大いに高めていきたいと思っています。そしてそのためにも、地元の皆様方とコラボする形で、全国区、もっと言うと世界レベルでのノウハウを持つ民間企業の皆様方との連携を深めていくことは有効なことだと思っています。そのことを通じて、言うまでもないことですが、全国区、世界レベルに通用する新たな付加価値をつけることができる、それが県外からの誘客につながると、ライバルが多い中においても県外から高知に対する誘客につながるということになるんだろうと思います。また、そもそもそういうノウハウを持っておられる民間の企業の皆様方は、独自のネットワークをお持ちであります。そのネットワークの中に高知のそれぞれの土地を組み込んでいくことができる、このことは、確実な誘客につながるという点において有効だと思います。

ノウハウの獲得、ネットワークの獲得、両方の面から、全国区レベルでのノウハウの獲得、ネットワークの獲得、それをなし遂げていくためにも、ぜひこの自然&体験キャンペーンの中において、民間の企業の皆様方との連携というのを、地元の皆様と同意し、また巻き込んでいく、一緒に取り組ませていただく形で行わせていただきたいと、そういうふうに思っています。

○16番(依光晃一郎君) 次に、モンベルやスノーピークのプロデュースによって生まれた新たな施設整備について、県は市町をどう支援したか

についてお聞きをいたします。こういった取り組みは、市町村と民間企業のニーズが一致した場合に実現するのだと思いますが、私は市町村長のリーダーシップがとても重要であると考えています。

例えば本山町では、平成27年にアウトドアの里づくり拠点事業基本計画をつくり、28年に実施設計、29年から建設に着手して、ことしオープンというタイムスケジュールです。基本計画からモンベルがかかわっているのですが、実施設計委託料で5,142万円が、町の予算として県内のコンサルタントに支出をされました。今西前本山町長時代に計画がつけられたのですが、町の予算を支出する以上、住民の代表である議会への説明も必要です。一般的に、地域活性化を目指した施設整備をする際にどれくらいの規模のものをつくるかというのは悩ましい問題です。本山町議会でもランニングコストの議論があり、維持修繕費はどれくらい必要か、指定管理料は幾らが適正かという議論があったとお聞きをしております。また、その議論の中で、温浴施設に関しては当初の計画より縮小したということです。

よいものをつくれれば多くのお客さんの来場が見込まれ、さらに施設利用料を高く設定でき、収益が安定するという考え方がある一方で、これまでの経験から、交通の便の悪い地域にお客さんはそんなに来ないだろうから、予算はかけない安普請でつくるという考え方もあります。政治家として、町の将来のために未来への投資を考えることはすばらしいことだと思いますが、これまでないことを住民に、そして議会に説明していくことはとても困難を伴います。

そんな中、尾崎県政の産業振興計画は地域のチャレンジを応援する政策でありまして、当然本山町の事業にもあらゆる面からのサポートが行われたのだと思います。

そこで、高知県は、産業振興計画の地域アクションプランとして本山町の観光施設整備事業を応援し、計画についてもかかわってきたと思いますが、本山町のアウトドアヴィレッジもとやまの実施設計委託業務に関してどのような支援をしたのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 県では、アウトドアヴィレッジもとやまを、嶺北エリアにおける集客の規模や経済効果の創出という観点から、嶺北エリアの観光拠点施設に位置づけまして、実施設計委託業務に対して、補助率3分の2の補助制度により財政支援を行っております。

○16番（依光晃一郎君） この計画を最初に聞いたときに、本当に大丈夫かなというようなこともあったんですけど、まさに今の自然・体験型観光キャンペーンの本当に目玉になったんだと思います。そして、先ほど知事からも御答弁があったように、世界的な企業と連携するということは本当に有意義なことです。お客さんがどれくらい来るだろうとって議会とかでもむと、やっぱりどんどんどんどん縮小していくような感じがあると思うんですけど、県のほうが応援したということが今回いろいろな意味で議会に対しても応援になったし、まさに知事の産業振興計画の中でやられたんだと思いますし、よくぞ支援していただいたと感謝を申し上げます。

次に、モンベルとの包括協定についてもお聞きをしたいと思います。高知県においては、民間企業の持つネットワークや知見を県の取り組みに生かすことなどを目的として、包括協定を推進していると思います。そうした中で、今回の本山町とモンベルとの関係を一つのきっかけとして、高知県とモンベルとの包括連携協定が昨年の4月に締結されたのだと思っております。先ほど、観光分野での県外企業との連携につい

て御答弁をいただきましたが、大手企業との包括協定では、さらに広く協力を得られることがあるのではないかと考えます。

そこで、今回のモンベルとの包括協定では、観光分野以外に企業に対してどのようなことを期待しているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 株式会社モンベルとは、自然体験の促進による環境保全意識の醸成や健康増進に関すること、子供たちの生き抜いていく力の育成に関すること、そして防災意識と災害対応力の向上に関する事など、7つの項目で協定を結んでいます。

この協定に基づく具体的な取り組みとして、子供たちの生き抜く力を育成するためのテントなどアウトドア用品を活用した実践的な防災教育への支援や、また県内で大規模災害が発生した際のモンベルのネットワークを生かしたテントや寝袋といった救援物資の提供など、企業の強みを生かすとともに、本県の課題にも対応する取り組みを期待しているところであります。

○16番（依光晃一郎君） 防災の観点でもということがあって、自分も思いもつかなかったこと、新しいきずなが生まれたということで、本当に嶺北の子供たちにとってもいいんじゃないかなと思うし、地元を誇れるかどうかといったときに、うちはモンベルと防災教育もやっていますということは、本当に子供たちにとってもいい影響があるかなと思いますんで、今後ともそういったきずなを深めていただきたいと思います。

次に、民間のノウハウを生かした指定管理という点でお聞きをいたします。そもそも指定管理者制度は、公共施設を行政が直営で運営していたものを、民間のノウハウを生かすことで、より住民サービスを向上させようと導入されました。この指定管理に関しては、本来、よりサービスを向上させようとして導入された制度だと

理解しておりますが、実際は、民間事業者を公募で選び競わせることで指定管理料という行政支出を減らしたいという思いが根強いのではと感じます。

私は、住民の満足度を上げるための指定管理者制度であり、サービス向上を競い合う公募であってほしいと思います。指定管理者制度が始まったのは平成16年ですが、公募をかけるたびに応募する事業者は減って、2回目以降の公募では応募者が現行の管理者のみとなっている事例が多いのではと思います。サービス向上を競い合える公募となるように、抜本的な検討が必要です。

このことについては2年前の平成29年2月定例会でも取り上げましたが、指定管理者の募集に関する改善についてどう取り組んでいるのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 指定管理者の募集に当たりましては、できるだけ多くの事業者等に応募していただきまして、さまざまな提案を通じて、より効率的に県民サービスの向上につなげていくことが重要と考えております。

平成29年度以降の改善点といたしましては、議員からの御指摘を踏まえまして、公募の際に利用者サービスの向上を図る提案を募ることとしたことや、当時検討しておりましたサービス改善提案事業の導入をしたところでございます。このサービス改善提案事業といいますのは、応募事業者からいただきました利用者サービスの向上につながる提案について、必要経費として一定額を指定管理代行料に上乗せするものでございます。平成29年度、30年度の2カ年におきまして、サービス改善提案事業の対象である4施設のうち3施設から、施設内のサインの多言語化など具体的な提案をいただいているところでございます。

引き続き、県民サービスのさらなる向上につ

ながりますよう検証しつつ、対象施設の拡大や活用しやすい形への改善などを検討してまいりたいと思います。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。

しっかり取り組んでいただいて、サービスの向上にもつながっているということで、本当に指定管理者制度がうまく進んでいるのではないかなと感じました。

次に、指定管理における管理代行料の積算についてお聞きをいたします。管理代行料については、公募が始まった平成16年から10年以上経過し、人手不足で人件費も上がってきていることや、時代に合わせたサービスの変化など、どういった形で積算するかは重要な視点です。

指定管理者の選定は、施設を管理する県庁の担当課が、5名程度の有識者や利用者代表などから成る審査委員会を設置し、審査項目、配点を定めて、総合得点をもとに候補者が選定され、議会の承認を経て決定となります。審査委員会においては審査項目についての配点が重要で、住民サービスの向上についての項目よりも経費削減の努力に対する配点評価が高ければ、最も大事な住民サービスの低下を招く結果にもなるかと危惧をしております。

また、指定管理を受けた事業者のこれまでの収支を見てみると、経費削減努力にもかかわらず、住民サービス向上に伴うコストアップを吸収し切れず、当初県が積算していた予算設定を上回ったため赤字に陥っている事業者もあります。この管理代行料の積算が運営の実態に合わない状況が続けば、民間事業者にとっては魅力のない事業であることから撤退の可能性もあり、さらに指定管理者の公募で応募がゼロとなれば、県が直接管理する状態に戻ってしまうことにもなりかねません。

そこで、指定管理における管理代行料の積算について県としてどのように考えているのか、

総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 指定管理者が一定の管理代行料の範囲の中でよりよいサービスを利用者に提供できますよう、その積算については必要な経費を適正に反映する必要があり、必要に応じ見直しもすべきものと考えております。

例えば過去、包括外部監査におきまして、人的体制に関して県と指定管理者双方の認識の差が人件費の差として赤字要因になっている旨の意見があったことも踏まえまして、利用者増に向けた取り組みなども考慮した上で人件費の見直しを行ったというものもございます。このほか、美観向上のために植栽管理に要する経費を新たに積算に加えるですとか、労務単価や物価上昇の状況を管理代行料に反映させるなどの見直しもしてきているところでございます。

○16番（依光晃一郎君） 先ほど、積算と違ったところで民間事業者がお金を足していたというお話があって、改善していただいたということで、包括外部監査も自分は見せていただいて、甫喜ヶ峰森林公園で常勤1、非常勤3で県が積算しておったと、それを受けていた一般社団法人高知県山林協会が常勤2、非常勤2ということで、常勤を1人ふやしていたと。これは何かというと、やっぱり子供たちのキャンプとかそういうところをよくしようということで、ある意味赤字でも心意気でやっていただいたのかなと思っています。やっぱり努力をされている指定管理者の皆さんには報われるほうがいいと思いますし、その方向でやっていただいているということで、本当に感謝をします。

それで次に、先ほどの管理代行料について具体的な事例でお聞きをいたします。高知県の外国人観光客増加については高知新港への外国客船入港によるところが大きく、今後も順調にふえていくのではと期待をしております。

一方で、高知港の港湾施設を管理する指定管

理者である高知ファズ株式会社への負担が増大しているともお聞きをしました。外国客船が入港した際に対応するのは港湾振興課なのですが、港湾施設の管理を行っている高知ファズも立ち会う必要があり、外国客船が入港する際は埠頭の保安管理業務などへの人件費が増大しているとのこと。外国客船が高知に来てくれることは非常に喜ばしいことなのですが、高知ファズにとっては、外国客船が来れば来るほどそれに対応する業務がふえるということになるそうです。当初から増加した管理代行料については後から追加で県から支払われるとも聞きましたが、外国客船の予約状況などから前年度に経費が予想できる分は、早目の対応をすべきではと思うところです。

そこで、高知港の管理代行料についてどのように対応しているのか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 高知港の指定管理につきましては、平成29年度から31年度までの3カ年の管理運営に関する基本協定を、高知ファズ株式会社と平成29年3月に締結しております。その際には、過去の実績をもとに3年間の寄港数を算定し、その受け入れに必要な経費を計上しているところです。平成29年度、30年度は、実際の寄港数とその数を上回りましたので、実績に合わせまして年度途中で協定を変更したところでございます。

なお、平成31年度につきましては、寄港数が近年増加している傾向を踏まえまして、年度当初から協定を変更した上で対応することとしております。

○16番（依光晃一郎君） 早速対応していただいたということで、ありがとうございます。外国客船というのは本当に高知県にとってありがたいところなので、しっかりとまたやっていただければと思います。

次に、指定管理者の選定に関して、地元事業者優先という考え方についてお聞きをいたします。先月、四万十町のオートキャンプ場ウエル花夢に関する指定管理者選定について、選定委員会が候補者に選んだ愛媛に本社のあるオーストラリア観光会社の日本法人企業を、四万十町議会が指定管理者として認めないということで、執行部提案が議会で否決をされました。否決になった理由は、地元の企業でなかったことでした。

私は、気持ちとしては理解ができないわけではありませんが、先ほどから議論させていただいている、県外企業のノウハウを生かす形での観光施設整備という考え方を支持する立場であって、今回の事例に関しては他の市町村に波及するのではと心配をしております。住民代表の議員で構成する四万十町議会が決めたことですので私がとやかく言う筋合いではありませんが、先ほどから取り上げているモンベルもスノーピークも県外の企業でありまして、将来、指定管理者として3市町議会が否決するということもあり得るのだと思います。

私は、地元企業優先が何よりも大事というのではなく、もう少し長期的かつ広い観点から、県外企業が指定管理者となることのメリットも議論すべきではないかと思っております。高知県は、公の施設の指定管理者制度に関する運用指針において、応募者の資格要件として地域要件を定めており、地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭にということで、原則県内事業者を選ばなければならないとしております。私は、地域経済の活性化という観点からは、全国展開する企業と結ぶことが県外からのお客さんを呼ぶことができ活性化につながるという観点もあろうかと思っておりますし、県内雇用という意味でも、地元雇用がゼロとなるわけではないと思うことから、恐れるほどの影響はないのではと考える

ところです。また、県外のノウハウを学んで県内企業が成長するという好循環にも期待をしております。

高知県は、指定管理者制度において県外企業が指定管理者になることについてメリット・デメリットをどう考えているのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 県外企業が指定管理者になるメリットにつきましては、応募要件を県内企業に限定しないことによる応募者の増のほか、専門的な知見や高いブランド力を持つ企業であれば、そのネットワークを活用した情報発信やノウハウの活用による県民サービスの向上などが期待されるというものがございます。デメリットについては、指定管理料という形で公費が県外に流れることや、県内企業の雇用への影響などが懸念されるというものがあると思っております。

本県の指定管理者の応募要件につきましては、御指摘のとおり県内事業者を基本としつつ、県外事業者が応募する場合には、県内事業者とグループを構成するとともに、指定管理者を開始するまでに事業所を置く場合に限るといふことといたしまして、デメリットの緩和に努めているところでございます。施設によりましては現行の要件の見直しが必要となることも想定されますことから、他県の状況などいろいろ研究していく必要はあるものと考えております。

○16番（依光晃一郎君） 今回は四万十町の事例を挙げさせてもらったんですけど、議会で決めたことですので、それは私が言うべきことではないかもしれないんですが、県のやり方を市町村も参考にしていることはあろうかと思っておりますので、そこら辺のメリット・デメリットをどう考えるかということも議論を深めていただきたいと思っております。何回も言いますが、私は、やっぱりブランド力であったりとか新しい

知恵であるとか、新しい——東京からかもしれないし——来てくれた方が高知を好きになっていろんな提案をしてくれるというような、いろんな要素があって、総合的に判断してやるべきだと思うんで、そういう点も踏まえてお願いをしたいと思います。

次に、公共施設における民間活力の活用についてお聞きをいたします。ここで私は、2つの契約で行うやり方を、民間プロデュース・プラス指定管理という造語をつくって、本山町のアウトドアヴィレッジもとやまの事例を例に説明させていただきます。

このアウトドアヴィレッジもとやまについては、株式会社モンベルホールディングスが指定管理者として運営が決まっていますが、平成28年に実施設計の契約を結んだ時点では指定管理者となることは決まっていなかった。わかりやすく言うと、アウトドアヴィレッジもとやまの指定管理者にモンベル以外が選ばれる可能性もあったということです。

本山町とモンベルは、プロデュースである基本計画の契約と運営である指定管理契約の2つの契約を結んでいます。私としては、基本計画と運営を合わせた1つの契約としてできなかったのかと思います。私は、今後も、市町村の観光施設を民間ノウハウで再整備し指定管理も引き受けてもらう民間プロデュース・プラス指定管理という方法は、地域経済の活性化につながると考えており、さらに広げていってほしいと思います。

さて、ここまで私の造語におつき合いをいただきましたが、私が言う民間プロデュース・プラス指定管理というのは、要するに行政と民間が連携し、それぞれお互いの強みを生かすことで最適な公共サービスの提供を実現する、PPPあるいはPFIといった手法なんだと思います。内閣府は、官民の適切な役割分担に基づく

新たな官民パートナーシップということでPPPやPFIを推奨していますが、県内の事例である本山町、越知町、土佐清水市がやっている事業はこうした手法を検討してもよかったのではと思います。

今後、県内市町村が民間の知恵を設備投資に盛り込み、その施設の運営についても民間活力を生かそうとする場合に、県としてどういったアドバイスをしていくのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） PPP／PFIの件でございます。県では高知市と連携しまして、公共施設における民間活力の導入手法に関して担当職員の知識の底上げを図り、案件の導入を促進するため、県市のほか産業界、大学、金融機関で構成されます「高知県・高知市連携PPP／PFI地域プラットフォーム」を設置しております。このプラットフォームにおきましては、市町村、県及び民間事業者を対象としまして、法に則した手続の流れや民間事業者の募集・選定手続、公表資料の作成のポイントなどにつきまして情報を提供するセミナーなどを開催しているところであります。

新年度からは、国が、新たに講師の派遣など地域のプラットフォームを支援する取り組みを開始する予定となっております。こうした取り組みも活用しながら、市町村に対しますプラットフォームのさらなる周知に努めますとともに、相談会を開催することなどによって、事業の検討段階からPPP／PFIの活用を念頭に置くことができるように努めてまいりたいと思います。

ただ、その際には、施設の種類、性格によりましてはPPP／PFIの導入に不向きなものもあると思われます。そうした留意点につきましても意識してもらうことが重要であると考えております。

○16番（依光晃一郎君） 公共施設を管理するに当たって非常に有効な手段だと思っておりますけれども、高知県はPFIというところとちょっとアレルギーもあるのかなと思っておりますので、丁寧に施設ごとの御説明もしていただいて、市町村と連携もぜひ進めていただきたいと思います。

次に、指定管理者の応募企業をふやす観点でお聞きをいたします。高知県は、昨年からは、観光拠点等需要調査事業ということで、県内市町村が有する遊休地や施設をモンベルやスノーピークなどの観光関連事業者に対して紹介、新たなビジネスをやりませんかという調査を行いました。私はこの取り組みに大変期待をしておりますし、多くの企業に手を挙げていただきたいと思います。

しかし、そのためには、これまで議論させていただいているように、市町村長のリーダーシップに加え、住民の皆さん、議会の協力が不可欠です。また、何より企業にとっては事業展開に関するメリット、うまみがなければ、進出はないのだと思います。

企業にとってのうまみとは、簡単に言えば利益が上がること、また高知で事業活動することが企業のブランド力向上をもたらす新たな顧客を得られるなどだと思います。加えて、企業としてのリスクを最小限にするためには、行政との契約も重要です。まずは、指定管理料の額であり、企業が必要とする設備投資に関する行政支援だと考えられます。越知町の事例を挙げると、スノーピークにとっては、キャンプ場の再整備の監修を任せられ、その整備費は町と高知県の補助金で賄われるということで、自前で土地を構え設備投資をし利益が出るまで辛抱するというのをすっ飛ばして、初年度から利益が見込める計画をつくれるというのがメリットです。

ちなみに、越知町が平成29年10月に公募した

募集要項によると、指定管理料は約1,400万円となっております。この金額がどうやって決定しているかといえば、過去の運営実績から求められており、経費に当たる管理業務経費見込み額から売り上げに当たる使用料等収入見込み額を引いて求めた額となっております。つまり、赤字補填の金額が指定管理料という考え方です。結果として、指定管理者であるスノーピークは、指定管理者としてのサービスを越知町にかかわってやることから、これまでどおりの運営であっても収支とんとんで事業が行えます。

さらに、スノーピークの立場に立って利益を出すことを考えれば、稼働率を上げてお客さんの数をふやすこと、そして次に考えるのは利用料金のアップだろうと思います。しかし、利用料金の上限は条例で決まっています。私は、企業が利益を上げ、その利益を高知県で雇用された従業員に給与として還元するのであれば、利用料金の上限を上げるための条例改正も許されるのではと考えております。また、条例の中に、越知町民はこれまでどおりの利用料金に据え置くということを定めることも可能です。

より多くの事業者に指定管理事業へ参加していただくため、管理運営に係る経営努力によって増収となった場合、指定管理者にもメリットが必要であると思いますが、越知町の事例における取り扱いについて観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 越知町が株式会社スノーピークとの間で締結した協定書では、指定管理者による管理運営の経営努力などにより使用料等収入が増収になった場合は、その7割が指定管理者に配分される内容になっています。

○16番（依光晃一郎君） 本当にスノーピークはそういうモチベーションもあって頑張ってくれていると思いますし、それがさらなる高知県観光の発展になると思いますので、利益が出たら管理

代行料が減ったりとかという事例もあるんだと思いますけれども、ぜひスノーピークにもメリットがある形でウイン・ウインの関係をつくっていただきたいと思います。

また、観光拠点等需要調査事業を通じていろいろな企業ニーズを聞いたと思いますが、今後の企業進出への見通しについて観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 観光拠点等需要調査事業を通じまして、本県での事業展開に関心を示したアウトドアメーカーなど5社に、これらの企業の得意分野と現時点で施設整備を検討している市町村のニーズとがおおむね合う現地の施設等を視察していただきました。この視察を踏まえた企業ニーズとしては、例えば、よりアクティブな体験事業を展開する企業は景観よりも地形や広さなどを重視することや、キャンプ場などの滞在型施設を展開する企業は景観や交通アクセスの利便性などを重視することがわかりました。また、企業の進出形態についても、それぞれの経営方針などによって、指定管理者としての運営、施設の監修、業務提携など、さまざまな意向があることが把握できました。

今回の視察の結果、企業ニーズにかなう施設が幾つかありましたので、視察先の市町村とこうしたニーズなどを共有し、市町村の意向や事業化の見通しなどについて検討いただいております。今後の進め方についての協議、確認もあわせて進めています。

○16番（依光晃一郎君） 自然・体験型観光キャンペーンがどんどん広がっていくような御紹介でした。本当に高知の自然というのは高知県民が実はわかっていないところもあって、よその方が見たら、いろんな企業の知恵も含めてやっていただける可能性もあるということです。何度も述べますが、市町村のお考えがまず前提ではありますが、高知の中山間の雇用にも

つながることだと思いますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

次に、使用目的がある施設を民間の知恵で有効活用という指定管理者制度ではなく、使用目的を失った公共施設の有効活用についてお聞きをいたします。このテーマも平成29年2月定例会でお聞きをしたのですが、高知県には全国に誇れる事例ができましたので、改めて取り上げさせていただきます。その事例とは、むろと廃校水族館のことです。

NPO法人日本ウミガメ協議会が指定管理者となっていますが、経緯を調べてみると、室戸市はもともと水族館をつくらうとしていたのではなくて、廃校の有効活用を呼びかけていただけだったようです。そこに、長年室戸でウミガメの生態について研究を続けてきた日本ウミガメ協議会が、標本の収蔵場所としての相談を市長にした際、プールにウミガメを泳がせようというアイデアから、とんとん拍子で水族館ということになったのだそうです。

日本ウミガメ協議会はたまたま廃校の有効活用募集について知ることができましたが、このような成功事例を広げていくためにも、使用目的を失った公共施設については、施設の詳細な設備の状況や耐用年数などを広く公開し、いろいろなジャンルの民間企業に知ってもらうことで、新たな投資の可能性を広げることができるのではと思います。

そこで、2年前にも取り上げましたが、使用目的を失った公共施設の有効活用を進めるための取り組みについてどう取り組んでいるのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 2年前の御質問を受けまして、平成29年12月から管財課のホームページで貸付物件の概要を写真つきで公表しまして、広く貸し付け及び利活用の提案を受け付けているところでございます。さらに、幾つかの物件

につきましては、関係市町村を訪問しまして利活用の働きかけも行ったところです。その結果、2つの物件で具体的に検討していただきましたけれども、利用方法や設備改修などが課題となりまして、貸し付け等には至っていないというところでございます。

今後は、産業振興の各地域本部などとも情報の共有を図りまして、より多くの方々から御提案いただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○16番（依光晃一郎君） 前向きに取り組んでいただいているようで、ありがとうございます。お聞きしたら、一部使っているところはホームページにも出ていないということで、共用というようなことの可能性もあるかもしれないので、そういうことも含めてぜひ御検討いただければと思います。

次に、使用目的を失った公共施設の有効活用という点で、むろと廃校水族館が成功した理由をどう考えるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○観光振興部長（吉村大君） むろと廃校水族館には、昨年4月のオープン以降15万人を超える多くのお客様が訪れています。その主な理由としましては、廃校となった施設の活用方法から展示運営に至るまで、民間事業者の創意と工夫が存分に発揮されているからだと思います。具体的には、旧小学校の校舎をほぼそのまま利用して、教室に設置された円形の大型水槽に魚の群れが回遊していることや、手洗い場をタッチングプールとして活用し、海洋生物と触れ合えること、25メートルの屋外プールにウミガメやサメが悠々と泳いでいることなどが挙げられます。

このように、かつての学び場が水族館として生まれ変わり、入館者が学校の雰囲気を生かした展示の魅力を体感できるというこれまでにな

い企画が大いに受けていると考えています。

○16番（依光晃一郎君） 本当に知恵が集まっているというか——自分はラジオでお聞きしたんですけれど、プールに対して外国人のお客さんがびっくりするんだと、小さな小学校一つ一つにプールがあるというのは外国にはないそうで、そんなことを驚いたということを知って、どこにニーズがあってどういうところに喜んでもらえるかというのも本当にやってみるとわからんところはあるんです。けれど、長年室戸で活動されていた日本ウミガメ協議会さんがやったということがあって、それとやっぱり室戸を何とかしようという思いもあったんじゃないかなと、まさに志のある民間事業者ではなかったかと思います。

何か連携をいろいろつくっていくと、そこから思ってもいなかったようなことも生まれるような気がしますんで、ぜひともそういうチャレンジ、可能性を広げることもやっていただきたいと思います。

次に、県の指定管理施設の修繕についてお聞きをいたします。私は、指定管理者制度については、民間企業にとって努力が報われる仕組みでないといけないと思っております。そのためには、指定管理を受けた企業が利益を出すことに対して行政が否定的になってはいけなし、そこで働く職員さんが頑張っただけの給料を得ることができる仕組みにしていく必要があります。

誤解のないように申し上げます、私は利益を管理代行料を引き上げることで生み出すべきと言っているわけではありません。そうではなくて、施設の稼働率を上げて利用料収入をふやすことで実現すべきという考え方です。

香北青少年の家のお話をさせていただきます。香北青少年の家の指定管理者は株式会社香北ふるさとみらいで、この事業者は、日ノ御子河川

公園キャンプ場、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの指定管理もあわせて受けており、龍河洞の活性化を担う龍河洞みらいとは、観光まちづくり会社ものべみらいから出資を受ける兄弟会社の位置づけです。

現状は学校単位などの団体受け入れが中心ですが、近隣の観光施設との連携により、親子連れファミリー客にも泊まってもらえるような旅行商品を考えていくこともできるのではと思います。

そこでネックになるのは、お風呂と食事です。お風呂に関しては、老朽化が進み、追いき機能がないために遅い時間にお風呂に入るとぬるいお湯になってしまうことなどから、リピーターを減らす大きな要因となっているようです。食事に関しても、指定管理の仕様書によって朝食430円、昼食490円、夕食590円と決められており、材料費が上がると赤字になっているようです。

食事に関しては条例で決まっているわけではないので、民間の知恵を発揮していただき、地元食材を活用するなど、ファミリー客が満足できる食事を提供することができないでしょうか。これまでより高い値段で提供することについては、担当課として適切に御判断いただければと思います。

あわせて、子供たちが最も楽しみにしている野外でのカレーづくりが、雷注意報が発令されると曇りでも中止になるそうで、子供たちの学びと楽しい思い出づくりという観点からも、炊さん棟の建設は必要不可欠と思います。

このように、香北青少年の家においては指定管理者の収入増につながる修繕や新規設備投資が不可欠だと思いますが、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 香北青少年の家は、利用者から、満足度が高く魅力的な事業を多数実施していると高い評価をいただいております。

当施設は、青少年の利用を促進するために使用料を安価に設定しており、利用者の増加が指定管理者の収入増につながりにくいいため、利用料金制を導入していませんが、さらなる利用促進に向けて快適な環境を整備することは大変重要だというふうに考えております。

また、当施設は築40年を超え、各所に老朽化による修繕の必要性が生じております。これまでも小規模な修繕は実施してきましたが、指定管理者の要望に十分応える状況となっていないのが現状となっております。

青少年教育施設の整備については、これまで大規模な耐震改修など、利用者の安全確保を最優先に実施してきましたが、今後は香北青少年の家の既存の炊さん棟や入浴施設も含め、指定管理者の御意見も伺い、老朽化への対応や利用者の満足度向上に向けた整備にも計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、利用者に提供する食事の料金や内容については、基本の定食は統一の料金としている以外は、県教育委員会の承認によりまして特別なメニューの提供が可能でありますので、指定管理者による創意工夫により魅力を高めていただくことを期待しております。

○16番（依光晃一郎君） 稼働率のことをちょっとお話ししたいと思いますけれど、やっぱり小中学生が中心ということで波があつて、そういうところを何か改善できんかなというのが1つ。それと、先ほど施設整備については前向きなお話があつたと思いますんで、やっていただきたいんですが、1つ、利用料収入をできるだけ——今は県に全部入っているような状況だと思うんですけど、指定管理者にも入るようにしていただく、軽微な修繕とかは事業者ができるんではないかなと。今の契約の形だと、30万円以上だったら県がやると、30万円以下やったら事業者がやるということですけど、事業者は収

入がないので、修繕しようと思ったら人件費を削るとか食材を削るとかそういうことしかできないんです。軽微な修繕をタイムリーにやると施設の長期の修繕費もかからないということも感じますので、そこら辺、指定管理者のモチベーションアップというところもぜひともよろしくをお願いします。

次に、行政改革の取り組みに移らせていただきたいと思います。

本議会の知事提案説明において、県として取り組まなければならない仕事が増加し、予算規模が拡大する中、業務を効率的、効果的に行っていく観点、また職員の働き方改革や将来の財政負担の縮減といった観点から、これまで以上に行政改革に取り組んでいく必要があるとの考えが示されました。私は今年度、議会選出で監査委員を仰せつかっており、そこで気づいたことも含めて質問をさせていただきます。

まず、業務を効率的にという観点で行政の仕事を民間と比べたとき、私が感じるのは、県民サービスの向上のために働いているはずなのに、県民サービスとは関係のない県庁内部向けの業務や書類づくりが多過ぎるのではと感じます。公金を扱うことや意思決定についてのプロセスを明確にすべき必要性からのことだと思いますが、工夫の余地があるのではと思います。

まず初めに、高知県は平成30年4月に「活力のある職場づくりと公務能率等の向上の実現を目指して」というハンドブックをまとめ、県庁内の業務の効率化に取り組んでいますが、職員の意識がどれだけ変わってきたか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） ただいま御紹介いただきましたハンドブックは、平成24年度から取り組んでおります副知事通知に基づきまして、仕事の仕方の見直しの具体例などを可視化して、昨年4月に取りまとめたものでございます。

職員の意識の変化のあらわれとはっきり言えるかどうかわかりませんが、各所属での職員参加によります職場環境の改善に向けた職場ドックの取り組みにおきまして、仕事の仕方や仕組みの見直しに関する取り組みというものが本年度数多く見られたところでございます。例えば、業務におきまして必要な事項を一覧で共有する、やることリストの作成ですとか、会議資料への論点明記のルール化、会議等におけますタイムキーパーの設定など、日々の業務改善につながるものが上がってきておりまして、私としましては、業務の効率化への意識が職員に浸透してきているように感じているところでございます。

○16番（依光晃一郎君） 職場ドックのお話があって、自分も改善が進んでいるんじゃないかなと思いますし、トヨタのカイゼンではないですけども、小さいことの積み重ねを共有していくことで本当に大きな改善になっていくと思います。

それと1つ、冊子を見ていて印象的だったのは、ポンチ絵について、余りつくり込み過ぎると業務改善にならないので、使い回しができるものは使い回そうとかそんなことがあって、本当にわかりやすい冊子で、なかなかすごい取り組みをやっているなあと思って感心をさせていただきました。

次に、職務の情報共有についてお聞きをいたします。県庁は、組織が大きい分、仕事についての役割分担が明確で、専門性と効率的な執行能力が高いと思います。しかし、明確な役割分担の弊害で、一人が仕事を抱え込み、よそからの問い合わせがあっても担当者しか答えられなかったり、担当者が急に休むことになったら書類やデータがどこにあるかわからないなど、不都合もあるのでございます。また、定期的な人事異動で担当が変わるため、引き継ぎがうま

くいかないと、新しくかわった職員は苦勞することとなります。

各課の上司が部下の仕事内容を把握することが基本でしょうが、全て把握することは大変だと思いますので、各課が組織として助け合える職場環境であったり、仕事の内容をそれぞれの担当外ではあっても知っておけるような雰囲気づくりが重要ではと思います。また、このことは、急な病気や家庭の事情などで休まざるを得ない状況になったときにストレスなく休めるような働き方改革にもつながることだと思います。

職場内の役割分担を超えた仕事の進捗管理に関する情報共有についてどういった工夫をしているのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 組織としての情報共有の点でございます。例えば人事異動時におきましては、組織として業務を引き継ぐために、一昨年度から異動発表の前に全庁通知を發出しまして、担当者間の引き継ぎの際に担当チーフが同席することなどによりまして情報共有を図るよう徹底をしているところでございます。また、各所属におきましては、年度ごとに担当業務をローテーションすることや、正副担当制などによる役割分担のほか、課内会、チーム会の開催、共通のスケジュール表、こうした活用によって進捗管理を図るなど、情報共有の工夫がなされているものと承知をしております。

先ほど申しあげました職場ドックの好事例も含めまして、こうした取り組みを全庁的に紹介し活用を呼びかけるなどの工夫をしながら、横展開を図ってまいりたいと思います。

○16番（依光晃一郎君） 県庁は無駄が多いというのを訂正させていただいて、本当に情報共有にも心を配ってやっていたということがよくわかりました。

次に、契約事務に関してお聞きをいたします。平成30年度の監査では、不適切な事務処理につ

いて平成29年度よりも増加という結果になりました。これまで毎年の監査の指摘を受け、チェック体制は強化されていることと思います。今回、私は、不適切な事務処理の数がふえたことを問題とするのではなく、そもそもの事務処理が複雑化し、かえって負担がふえたであろうことを問題としたいと思います。

不適切な事務処理を防ぐためには、チェック体制を強化することになります。このチェックというのは、要するに上司の一手間だと思います。私が監査した印象では、忙しい部署ほど不適切な事務処理が発生し、さらにチェックを厳しくするためさらに忙しくなるという悪循環に陥っているのではないのでしょうか。この際、契約事務に関しては、不必要な書類は省いたり、最重要書類以外の押印は不必要とするなど、もう少しシンプルな契約にできないかと感じます。

契約事務の簡略化について会計管理者にお聞きをいたします。

○会計管理者（中村智砂君） 契約事務につきましては、今回の監査の指摘も踏まえまして、しっかりとチェックが行われるよう指導してまいりたいと考えております。その上で、事務処理が効率的に行われ、かつミスが発生しにくくなる工夫にも取り組んでまいりたいと考えております。

例えば委託業務などの契約書において、該当項目を丸で囲む様式に見直すなど、これまでも簡略化に努めてまいりました。こうした様式や手続の簡略化について引き続き検討し、適正な契約事務が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

○16番（依光晃一郎君） 次に、契約事務に関する職員へのサポート体制についてお聞きをいたします。契約事務についての職員支援については、会計管理局が、契約事務のポイントという冊子をつくり、入札に関する業務については、

理解を深めるための模擬入札という取り組みも行っております。この模擬入札の取り組みは、実際の入札の流れを目で見て確認できるため、人の動きや手順についてわかりやすく学ぶことができ、すぐれたものだと思います。また、会計専門員も配置し、出先機関も含めて相談できる体制もとっているということです。

私は、契約事務という仕事が、県庁職員にとって相当のプレッシャーがかかる業務であろうと感じておまして、この契約事務がストレスのない仕事になれば、相当な働き方改革になると思います。

そこで、契約事務に関する業務支援の取り組みについて会計管理者にお聞きをいたします。

○会計管理者（中村智砂君） 契約事務は、県と相手方が互いの権利義務の関係を定める重要な手続でありますので、これまでも研修の実施やテキストの作成、事前の相談対応などの支援を行っておりますほか、本庁におきましては全所属の契約書類の確認を、出先機関に対しては巡回による指導や助言を行うなど、契約の準備段階から締結後の支払いまでサポートしているところでございます。

今後も、契約事務研修をさらに充実させるなど、支援の強化を図ってまいります。

○16番（依光晃一郎君） これも自分が見させてもらって、知らなかったことがいろいろあって、いろんな努力をしていることがわかりました。1つは会計管理局だよりというのがある、4コマ漫画でわかりやすく、事務のチェックが至らないところを事前に教えてくれるとか、あとは会計専門員が本当に機能しているのではないかなと感じました。会計専門員に何でも相談できる体制を——やっぱり上司は聞きにくいけれど会計専門員には聞きやすいということもお聞きしましたので、御負担もかけるかと思っておりますけれども、業務改善のためにぜひとも頑張っ

ていただきたいと思います。

次に、監査資料の書式変更について御紹介をしたいと思います。今年度から、監査資料の重点項目の取り組み状況について、PDCAサイクルを取り入れた書式へと大幅な変更がなされております。監査委員の役割とは、行政運営が公正で合理的かつ効率的に運営されているかを見るもので、今回の見直しは、組織としての目標設定や改善について評価できる書式であり、非常にすぐれていると感じます。

御提案された植田代表監査委員にお聞きをしますと、「本庁各課、出先機関の重点項目に対する取り組み状況について、1、目標の設定、2、目標達成に向けた取り組み、3、取り組み結果の検証、4、検証を踏まえた改善、いわゆるPDCAサイクルが機能しているかを検証することを狙いとして書式を変更した。本年度は、変更初年度のふなれということもあり各機関の資料の仕上がりに濃淡があったが、監査業務を通じて取り組み状況の把握に努めた。来年度については、重点項目に対する取り組み状況が監査資料に適正に反映され、各機関と活発な議論ができるよう努めていく」ということでした。

私は現役の監査委員ということで、質問ではございませんが、監査によるPDCAサイクルの検証を踏まえて、より適正な行政運営がなされるよう要請をいたしたいと思います。

最後に、物部川流域の活性化についてお聞きをいたします。

まず、龍河洞の再整備についてです。2月からスタートした自然・体験型観光キャンペーンでは、龍河洞も大々的にPRをしていただいております。また、高知県の予算も活用させていただき、新たな施設整備も行っております。

自然・体験型観光キャンペーンにおける龍河洞の位置づけについて観光振興部長にお聞きを

いたします。

○観光振興部長（吉村大君） 龍河洞では、物部川の地域本部などが主体となって、また龍河洞保存会や香美市なども連携をさせていただいております。このたび新たな探検コースの整備や、光と音、映像を活用した洞内の演出などの付加価値を高める取り組みが進められております。これらの取り組みによりまして龍河洞の魅力にますます磨きがかかり、ことしの夏には神秘的な世界を体感できる新龍河洞がオープンするとお聞きしています。

自然&体験キャンペーンではこの新龍河洞を拠点施設に位置づけて、旅行会社へのセールスや特設ウェブサイトとメディアを活用した情報発信などのプロモーション活動により、大いに売り込んでいきたいと考えています。

○16番（依光晃一郎君） 新龍河洞と言っていたかまして、本当に新龍河洞になると思います。これは本当に地元も頑張っていて、過去100万人来ておったのが今10万人になっておるということで、県の支援があつてのことと、また知事が応援してくれているということで、いろいろ地元も意気に感じて頑張った面もあります。まだちょっといろいろとやればやるほど課題も出てくるころはありますが、しっかりと自然&体験キャンペーンに龍河洞を入れていただいたということを楽しんでいますし、自分も応援したいと思います。「志国高知 幕末維新博」では、香美市は幕末の志士がおらんもんで、さみしい思いをしたんですが、ことしからはしっかりと龍河洞もPRしたいと思いますし、県民の方に来ていただきたいという思いもありますので、ぜひ御支援をよろしくお願いいたします。

次に、仮称鍛冶屋の学校についてお聞きをいたします。香美市が誇る土佐打ち刃物は、国指定伝統的工芸品として全国に販売されており、特に包丁は海外での販売が好調で、需要に製造

が追いつかない現状です。しかし、長い間の消費低迷で鍛冶屋の後継者不足は深刻で、産地を維持していくことも危惧されるようになっていました。

そんな中、香美市の有志で鍛冶屋の学校をつくらうという機運が持ち上がり、香美市が設置した、ものづくり会議で審議された後、香美市議会で予算化され、ことし10月には開校予定となりました。高知県には構想段階から御支援いただきまして、改めて感謝申し上げます。

香美市に設置される仮称鍛冶屋の学校について知事のお考えをお聞きいたします。

○知事（尾崎正直君） 土佐打ち刃物は、高知が本当に世界に誇る伝統産業でありまして、特に今、外国人の皆様にも大変人気だというふうに向っているところです。ぜひ後継者を育成して、地産外商につながる地場産業として拡大再生産の好循環につなげたいと、そういう思いであります。この鍛冶屋の学校を通じて高い技術力の方々を育成をされて、さらなる発展につながっていく、そういうことを本当に心から期待しているところです。

また、ぜひ鍛冶屋の学校を地域の観光の取り組みと連動させていくことができれば、なお一層大きい効果をもたらすことができるのではないかと、そのように思っています。先ほどお話ありましたけれども、この龍河洞は、一観光施設というのにとどまらず、本当に高知県の自然・体験型観光の4番バッターになり得るところであつて、100万人の観光客の皆様方を県外から呼び込んでくる潜在力を持ったところだと、そういうふうに向っています。アンパンマンミュージアムの取り組みもあります。この物部一帯のすぐれた観光資源と土佐打ち刃物の伝統産業を組み合わせることですばらしいクラスターができるんじゃないか、そういうことを本当に心から期待いたしているところでもあります。

我々物部川の地域本部も主体的にこの問題に取り組んでいるところでありましてけれども、産業振興計画の枠組みの中で、観光さらには地場産業の振興ともに力を合わせて、それぞれの取り組みをしっかりと統合して、全体の地域の振興につながっていくように取り組んでいきたいと、そういうふうに思っています。

○16番（依光晃一郎君） 力強い御答弁をいただきました。特に鍛冶屋の学校に関して、観光面のことを言っていただきました。鍛冶屋の学校の準備委員会というか、そこで議論していたのが、武生にナイフビレッジというところがあって、刃物を打っているところを観光客の皆さんに見ていただいて、そこで販売もしていると、そういうところを目指して検討もしておったんです。今回2段階方式ということで、まず今、流通センターというところを設備投資して第1段階、軌道に乗ったら第2段階で観光も含めた形の施設にパワーアップさせようということで、まずは第一弾をしっかりと成功させんといかんということで、力強いメッセージもいただきましたので、しっかりと香美市のほうも頑張っていきたいと思えます。

龍河洞を含めて物部川流域の地域活性化というのは、本当に交通の便もよくて可能性があると思えますので、これまで以上の御支援を要請いたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩といたします。

午後3時43分休憩



午後3時50分再開

○議長（土森正典君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

浜田英宏君の持ち時間は60分です。

21番浜田英宏君。

○21番（浜田英宏君） いよいよ最後の登壇者となりました。皆様も大変お疲れのこととは存じますが、いましばらくおつき合いのほどよろしくお願い申し上げます。

今議会は、私にとりまして県議会最後の登壇の機会となりました。一問一答形式でございまして、時間が読めませんので、まずは冒頭の御挨拶をお許し賜りたいと存じます。

平成7年に私が県議会を目指すきっかけになったのは、若アユが元気に跳びはねるふるさと奈半利川の清流を何とか取り戻したいという、そんな思いからでありました。時には一般質問で声を荒げ、そして時には予算委員会で、清流奈半利川を賛美する奈半利小学校や奈半利中学校の校歌を大声で歌いました。そんな県民の思いを知事にお酌み取りいただき、清水バイパスの着工に踏み切っていただいたこと、これがこの24年間で一番私がうれしかったこととございます。この清水バイパスの竣工を見届けることなく県議会を後にすることはとても残念であります。ぜひとも完成にこぎつけていただいて、奈半利川が少しでももとの清流に戻るよう願っております。

一方、私はお酒とバイクが大好きでございまして、15年ほど前に、一步間違えると命の大事に至るような病気や交通事故も経験いたしました。議員を続けていくことは到底無理だと思ったときもありました。しかし、若さと気力で必死にリハビリに励んだ結果、思いのほか早く復帰をさせていただきました。これが私の在職中で一番つらく苦しい出来事でありました。

今、24年間にわたる県政上のさまざまな出来

事が、まるで走馬灯のように脳裏を駆けめぐる中で、いかにもたくさんの仕事をしてきたようでありすけれども、なぜなのか、誇れるものが何ひとつなく、余りお役に立てなかったのではないだろうかというむなしさとともに、何とも言えないさみしさが込み上げてまいります。その都度都度で、多くの先輩や後輩の皆様方の御指導や御協力を賜りながら、大変微力ではございましたが精いっぱい務めることができましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

この際、私が皆様にあえて言い残しておきたいことは、使い古された常套句ではありますが、身ありての奉公という言葉であります。この4月7日は、くしくも私の65歳の誕生日であり、とても残念であります。今後は一県民として、皆様の御健闘と御活躍、そして愛する高知県のますますの発展をお祈りいたしております。

これまで御支援をいただきました多くの県民の皆様、知事以下執行部の皆様、そして報道関係各位にも心から厚く御礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

それでは、早速でございます。質問に入らせていただきます。連続9期にわたって議席を得て、今限りで御勇退をされる土森正典議長は、自民党県議団の道路調査会長として、本県の道路整備促進のためにリーダーシップを発揮していただきました。本当に御苦労さまでございました。

そこで、土森大先輩に敬意を表しつつ、四国8の字ネットワークの整備についてお伺いをいたします。

まず、県西部の高速道路建設の展望についてお伺いいたします。振り返れば、原則として無料で通行ができる建設及び供用手段として、日本道路公団等の道路関係4公団の民営化にあわ

せて、新直轄方式による高速道路整備が導入されました。須崎西から四万十町中央間では、県と自治体と土地開発公社が一体となって用地を早期に取得し、事業予算の獲得合戦の先頭で旗振り役を務めていただいたのが、土森道路調査会長でありました。武石利彦議員が代表を務める民間団体、くじらに会える道をつくる会と一体となって、自民党本部の古賀誠道路調査会長に熱心な要望をいただいたおかげで、須崎西から四万十町中央間は思いのほか早く供用できたのではないかと考えています。改めてお二人に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

四万十町中央以西の整備につきましては、今城誠司議員が昨年12月議会において、11月17日の片坂バイパスの開通を祝うとともに、幡多地域が四国横断自動車道に直結される日はまだ10年近くかかるのではないかと推測されるとし、暗に早期の供用を望む思いを述べられました。この次に、宿毛一平田間が、国土交通省から開通見通しとして公表されているとおり2019年度に開通しますと、残る未整備区間は、四万十町中央から四万十町西間、黒潮拳ノ川から黒潮佐賀間、黒潮佐賀から黒潮大方間、黒潮大方から四万十間、そして宿毛から愛媛県の内海間あります。宿毛一平田間7.6キロが開通をすれば、その次は国土交通省が整備を進めている、窪川佐賀道路の四万十町中央から四万十町西間と黒潮拳ノ川から黒潮佐賀間の計11.2キロの供用が待ち望まれていると思います。

このうち、窪川佐賀道路の窪川工区5キロについては、昨年夏ごろから一部で用地買収が始まったと伺っておりますが、その用地取得は順調に進んでいるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 窪川工区は3地区にまたがっております。工区の間際に当たりま

す見付地区におきまして昨年夏から用地買収に入っており、国からは今のところ順調に進んでいると聞いているところです。また、四万十町中央インターチェンジ付近の平串・富岡地区では、用地買収の着手に向けまして補償内容の算定が進められており、また四万十町西インターチェンジ付近の金上野地区では、用地の調査が進んでいると聞いているところでございます。

○21番（浜田英宏君） この後にお話をいたします北川奈半利道路も、窪川工区と同じ5キロ工区でございましたが、当時は本当に用地交渉が困難をきわめまして、完成までに何と15年近くかかってしまったのであります。土木部長のお話を聞くところでは、用地取得はまあまあ順調ではないかと思っております。一丁目一番地が順調に進むということは本当に喜ばしいこととございまして、どうか地域全体で早期供用に向けたムードを盛り上げていただきたいと思います。ありがとうございます。

そこで、窪川佐賀道路の供用の用途は一体いつごろを目指しているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 窪川佐賀道路の供用の時期につきましては、現時点では国から具体的には示されておりません。具体的な開通の時期につきましては、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で公表すると聞いております。

○21番（浜田英宏君） 国の行っている事業ですから、県がいつまでにやれとは当然言えないわけですが、希望的観測としてはいつごろまでにやり遂げたいなというぐらいの答弁をいただきましたか、そんな思いがいたします。

実は、窪川佐賀道路は片坂バイパス6.1キロメートルを含みますので、完成すると総延長は17.3キロメートルになります。この距離は、県東部で見ると、将来の奈半利インターチェンジ

から高知東部自動車道の終点近くの安芸市のドーム球場あたりまでの距離とほぼ等しく、東部の人間にとってみれば、まことにうらやましい限りでございます。しかも、窪川佐賀道路が完成いたしますと、須崎道路を間に挟みますけれども、高知ジャンクションから一挙に高速道路で結ばれますので、その経済効果たるや、県東部の奈半利—安芸間とは比べ物にならないほど大きいわけであります。今城議員の、まだ10年近くかかるのではとの発言の裏には、そんな思いもあったのではないかと思います。どうか一日も早い供用をよろしくお願い申し上げます。

そこで、県西部の未供用区間の総延長と、既に供用されて無料で通行できる区間の延長とを対比すると、どのくらいの割合になるのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県西部地域の須崎東インターチェンジから愛媛県境までの間につきまして、県では延長約95キロメートルと推計しておりまして、今の整備手法により供用されますと、全て無料で通行できる高速道路となります。未供用区間の総延長は約50キロメートルであり、既に整備供用されて無料で通行できる区間の延長は約45キロメートルでございます。

○21番（浜田英宏君） 現在調査中の宿毛から宿毛新港を経て内海間は、高知分が非常に少ないわけとございまして、私が勝手に宿毛—内海間の29キロメートルを除いて計算をすると、須崎西からということになりますと、無料で供用されている区間が私の計算では41.5キロ、そして未供用の部分が40.7キロで、来年の春に平田間の7.6キロが供用になりますと約50キロということになるわけとでございます。

とはいえ、まだまだ多くの歳月と事業費が必要とございますが、この高規格幹線道路のメリットは、何といたっても無料で地域と地域が快適に結ばれるということとでございます。今後は、南

海トラフ地震への対応も含めて、整備を急がねばならない未事業化区間が多く残されておりますので、どうかひとつ頑張ってくださいと思います。

次に、近年大きく伸びてまいりました直轄予算についてお伺いいたします。四国8の字ネットワークの中の地域高規格道路で、四国で一番早く供用されたのが、県東部の国道493号北川奈半利道路でありまして、わずか5キロの工区ながら、15年の歳月と約200億円の事業費で完成をいたしました。北川奈半利道路は県が事業主体の工事でありましたので、ピーク時でも年間40億円、平均すると年間十数億円の少ない予算配分でしかありませんでした。

これに比べると、現在の四国8の字ネットワークの中で高知県に配分されている事業費は、直轄の当初予算だけでも2年連続で200億円を超しております。また、県が事業を進めている北川道路2-2工区や小島地区の災害関連事業の今年度当初予算額は、合わせて6億円であり、国と県を合わせると227億円が配分されているのであります。

20年前は有料道路方式による高速道路の整備も進められており、一概には比較できませんが、北川奈半利道路時代と比較をいたしますと、近年着実に整備が進められる予算額がしっかりと配分をされ、まさに高速道路新時代と申しますか、エポックという表現をしたくなります。その要因をどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） 大きく2つあると思います。1つは、大変地権者の皆さんに御協力いただき、それぞれの事業環境が整ってきたということ、このことは大変大きいことでもあります。そして、もう一点でありますけれども、やはり国に対して、効果的にこの事業の必要性を訴えることがしっかりできているということではな

いのかなと、そのように思っています。

私、主計局にいましたときにつくづく思いました。いろんな御要望を受けて、お話を聞かせていただいたことがありますけれども、往々にして県の言っていることと市町村の言っていることと国会議員の先生の言っていることが違ったりしている。そうなりますと、本当に事業が実施できるかどうか不安になってきたりする。その点、先ほど土森議長のお話もありました。また、浜田議員のお力も大変大きいと思います。きょうおいでの県議会の先生方それぞれの大変な御尽力によって、我々執行部と、議会の皆様と、各市町村の皆様と、そして国会の先生方と一体となって要望して、ある意味高知において事業を実施していくことについて、その効果も大丈夫だし、受け入れ環境もしっかりしているなということを大いに国の皆さんに訴える力、これが大きくなっているということではないのかなと思います。

○21番（浜田英宏君） 私は、ミッシングリンクを多く抱える県の知事が全国高速道路建設協議会の会長に選ばれること自体まれなことであって、尾崎知事の会長就任も予算増額に大きく影響しているのではないかと考えておるところでございます。

そこで、余談になりますけれども、高知東部自動車道の安芸西以東、阿南安芸自動車道は、高規格幹線道路ネットワーク全国1万4,000キロを補完し、地域相互の交流促進などの役割を担う地域高規格道路でありまして、知事が会長を務めております全国高速道路建設協議会の活動の対象にはなっていないわけでありまして。それにもかかわらず、昨年5月に砂防会館で開催をされました全高速の総会とあわせて行われました特別要望において、石井国土交通大臣や岸田自民党政調会長に、阿南安芸自動車道も含めた本県の四国8の字ネットワークのミッシングリ

ンク解消の課題も、尾崎知事が力強く会長として言及いただいたことに、大変うれしく思いました。

全国1万4,000キロと地域高規格道路の整備進捗を対比すると、現在はどのような状況になっているのか、全高速会長の知事にお伺いをいたします。

○知事（尾崎正直君） この高規格幹線道路網の整備率は、昨年4月初めの時点で83%です。他方で、地域高規格道路につきましては、同時期で整備率37%です。地域高規格のほうが後にできた制度ということで、進捗率はおくれているということかと思えます。高知の場合は、前者64%、後者10%ということでもあります。

言うまでもないことではありますが、まずはこの高規格幹線道路網1万4,000キロメートルの整備をという話を訴えるわけではありますが、例えば本県のように、四国8の字ネットワークとっておりますように、この地域高規格が完成してこそ初めてネットワークとなつて大きな効果を生むということがあるわけです。この高規格幹線道路網1万4,000キロメートルの整備とともに、ネットワーク性を有する地域高規格道路もスピード感を持って整備していくということが極めて大事だと思っております、この点も力強く多くの皆様とともに訴えていくことが肝要であろうと、そういうふうに思っています。

○21番（浜田英宏君） 今、1万4,000キロの83%というお話がございました。ということは、もう1万2,000キロを私は超したかなあと思っておりますが、まだ超していないぐらいでございますね。まだまだ道のは遠しという感じでございますけれども、全高速の会長として1万4,000キロメートルの整備促進に力強く取り組んでいくことが、ひいてはおのずと高知県のミッシングリンクの早期解消にもつながっていくんだという、知事の思いだったと受けとめております。

どうぞこれからも頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

このように、年を追うごとに本県の整備率は上がっておりますが、それでも現在55%であります。平成31年度の中村宿毛道路や平成32年度の高知南国道路が全線開通しても61%の見込みであり、これは現時点の徳島県の整備率よりまだ数ポイント低いのであります。自民党県議団の道路調査会としても、また四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟としても、スピード感が高まっているこの機に、さらに皆様方との連携を深めて頑張ってもらわなくてはならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そこで次に、県西部から県東部に話題を移しまして、北川村安倉から東洋町野根の地域高規格道路建設の展望についてお伺いをしたいと思います。県東部においても、片坂バイパスの開通に先立つこと、昨年11月2日の社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会で、県東部最大の難所というより四国8の字ネットワーク最大の難所であり、北川村安倉から東洋町野根間のルート帯等の対応方針案について、妥当であるとの判断がされました。これは、事業化に必要な手続が着実に前進していることであり、うれしく思うと同時に、官民挙げて取り組んできたこれまでの皆様方の御尽力に心から感謝の意を表する次第でございます。

そこで、この区間の道路構造についてお伺いいたしますが、道路規格は自動車専用道路で整備をすることになったのか、それとも125cc以下の原付バイクも通行可能な、地域住民の生活道としての機能を兼ね備えた道路として整備をする方針になったのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 北川村安倉から東洋町野根間の現道につきまして、現在未改良で

ざいまして、他の路線に比べ落石などの危険箇所が多数ある区間でございます。このため、現道を利用している皆様が、新しく整備される高規格道路が開通した後に危険な旧道、いわゆる現道を通らずに移動できるよう、125cc未満の自動二輪車なども走行可能な一般道路としてバイパスを整備する方針となっております。

○21番（浜田英宏君） 地域住民の生活道としての機能を兼ね備えるということは、部長からただいまございましたとおり、50ccの原付のバイクも、そして歩行者も自転車も通行できる一般道路と言いましたけれども、地域高規格道路ではないわけでございますね、土木部長。

○土木部長（村田重雄君） 地域高規格道路の一般道路、バイパス型の整備でございます。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。

安倉トンネルは、まだ仮称だと思いますが、4キロメートルを超える長大トンネルという予定でございます。無料で歩行者も自転車も通行できる一般道路トンネルでは、日本で最長のトンネルは寒風山トンネル、5,432メートルでございます。この安倉トンネル、4キロを超えるトンネルができますと、日本第2のトンネルになる可能性がございます。しかも、寒風山トンネルは高知県のいの町と愛媛県西条市との県際間をまたぐトンネルであります。県単独で整備されるトンネルで、歩行者も自転車も無料で通行可能ということになれば、安倉トンネルが日本一になる可能性がありまして、日本一と名前がつけば何であってもわくわくするような思いがいたしております。

この安倉トンネルは、多分自転車も歩行者も通れるはずでございますが、土木部長、そこはそれよろしゅうございますか。

○土木部長（村田重雄君） そのとおりでございます。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。

県単独で整備をされる、自転車も歩行者も無料で通行できるとなれば、安倉トンネルが日本一になる可能性があります。

そこで、この四国8の字ネットワークの中でも一番の難所であるこの区間は、4キロメートルを超えるような長大トンネルや、ハイピアと呼ばれる高さの高い橋脚を必要とする大型構造物が連続する工区でございますので、莫大な建設費を要すると思います。

今は建設資材も労務単価も大変高騰する中でありますが、現段階の概算ではどれほどの予算を想定しているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） この区間は、先ほど議員御指摘のように約5キロの長大トンネルを含み、全長が約9キロでございます。また、車線数は2車線、設計速度が60キロとなっております。まして、計画段階評価の過程で示された概算の事業費は約400億円から450億円となっております。

○21番（浜田英宏君） この難所区間が、ただいま部長からお答えがございましたように、9キロほどの工区に対して、現在の本県に配分されている直轄予算の数年分の400億円から450億円の建設費を必要とすることは——高知県が事業主体としてこれに対応していくことは、私はかなり無理があるのではないかと感じております。そこで、今後事業化された後で県ができる限り頑張っ、できるところまでやり遂げたら、あとはやっぱり国からの強力な支援をいただくことが、一日も早い阿南安芸自動車道の完成につながっていくのではないかと思います。これが一番大きな課題だと思っておりますので、これは強く要請をしておきたいと思っております。

次に、奈半利—安芸間についてお伺いをいたします。奈半利—安芸間や宿毛—内海間では、計画段階評価を進めるために、2回目の県民か

らの意見聴取が昨年の9月から11月に行われました。計画段階評価の目的は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性を一層向上させる観点から、地域の声を聞きながら、計画段階において事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものであります。

この計画段階評価が進められている奈半利—安芸間は、第3回目の四国地方小委員会が先月7日に開催をされまして、延長約13キロメートルの市街地との連絡性を優先する自動車専用道路を新たに整備することについて、妥当であると判断をされました。これは大きな前進でありまして、本当にうれしく思う次第でございます。

2回目の意見聴取においては一体どのくらいの回答が寄せられたのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 先月開催されました社会資本整備審議会道路分科会四国地方小委員会の資料に基づきまして、アンケート調査の結果につきましては、沿線の住民の皆様から3,000票、企業等からは400票、それぞれそれを超える回答が提出されております。これに加えまして、道路利用者などから2,000票に迫る回答が寄せられまして、合わせて5,485票の回答があったとのことでございます。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。5,485票の回答があったということは、4,572票の前回よりは1,000票近くふえているわけでございますので、地域の関心はより高まっていると言えるのではないかと思います。

第1回目の意見聴取においては、南海トラフ地震被害への対応と津波避難道路や救援ルート確保の道路機能を重視すべきであるとの回答が90%以上を占めています。この集計結果を県民世論とするならば、このたびの2回目の意見聴取のアンケートで沿線住民に示されました①から③の3つのルート案の中でも、市街地との連

絡性を優先された①案が方針として妥当とされたことは、県民世論に沿ったものであると思っております。私は一定評価をしておるところでございます。

この①案によりまして、今般、対応方針が国土交通省から公表されました。つい先週ぐらいのことではないかと思いますが、計画段階評価における一連の手續が完了いたしました。

今後は、新規事業化までに必要な手續に移行していくものと想定をしておりますけれども、奈半利—安芸間について環境影響評価や都市計画決定の手續の必要性はありそうなのかどうか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） このたび対応方針として国が決定したおおむねのルートは、延長が13キロメートルの2車線でございます。安田町唐浜地区などにおきまして、魚梁瀬県立自然公園の区域を横断しているものでございます。2車線で10キロメートル以上かつ自然公園などの特別地域を通過することになりますので、今後、高知県環境影響評価条例に基づきまして、環境影響評価の手續が必要かどうか、高知県環境影響評価技術審査会等の意見を聞いた上で県が判断することとなります。

また、ルート案の起終点ともに都市計画区域として指定されていない区域にございますので、都市計画決定の手續は必要ないと考えているところです。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。魚梁瀬県立自然公園の網がこのあたりまでかかってくると私は存じ上げませんでした。しかし、きのうもヤイロチョウのお話も出ましたけれども、生物多様性を重んじる観点から、また希少動植物の生態系に配慮する観点から、どうしても環境アセスメントの課題はありそうだと思います。クマタカなんかがよく出るところでございますので、その営巣が確認された場合は

少なくとも春夏秋冬4シーズンの観察も必要でございますし、避けて通れない課題だと思っています。しかし、県条例レベルの知事判定でいけると私は信じておりますので、そのことを願っておる次第でございます。

いずれにいたしましても、地震・津波に強く、事前避難にも活用できる安全・安心で快適な高速道路を一日も早く整備してほしいということは、県民誰もが当たり前に望むことであり、今回対応方針が示されるまでに行われた計画段階評価における意見聴取の結果について、これをどう評価いただけるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 今回のアンケートの結果を見させていただきますと、回答者の7割の方が、国道55号が通行どめになった場合55号のかわりとして利用できること、さらには4割の方が、災害発生時に地域の防災拠点施設と連絡ができること、そういうことをお答えになっておられます。やはり、災害時等において信頼性が高い高規格道路の整備に対する沿線の皆様の期待は大きいものと、改めて感じたところでございます。とにかく、全力でもって早期整備に向けて取り組んでいかなければならないと、そう感じたところでございます。

○21番（浜田英宏君） 私は、計画段階評価における一連の手続が完了したと――随分スピード感が高まったと今回思わせていただきました。今後、事業化までの手続が着実に進められまして、早期に事業化されますことを心より願っておる次第でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、田野町池谷川の治水対策や奈半利港の津波対策についてお伺いをいたします。田野町には池谷川と丈丈川という2つの川が合流し、奈半利川右岸の河口近くに注いでいるんです。ところが、落差がほとんどないため、台風や高

潮時は下流域の町の中心部の町道まで海水がさかのぼり越水し、たびたび通行どめになるわけでございます、津波対策としての水門の整備も不可欠でございます。

東部広域農道の整備以降、豪雨時の排水が池谷川に集中し、流域の住家が幾度か床上浸水を経験していますが、現状は堆積土砂をしゅんせつすることで辛うじて難を逃れています。抜本的な対策としては、近い将来奈半利川にかけられるであろう高規格道路の高架橋下に、池谷川の余水吐けとしての奈半利川への排水路を併設整備し、治水対策を図ることが田野町の重要課題でございます。

このことは、水害のあったころから折に触れて要望してきましたが、高規格道路がまだ事業化されていないとはいえ、将来どのように対応いただけるのか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 池谷川は奈半利川の河口付近に流れ込み、その流域は人家が密集し、平地で高低差がほとんどないことから、これまでに台風や豪雨の際に水はけが悪くなり、浸水被害が発生しているところです。このことから、高規格道路の整備とあわせて、新たな排水路を設置することも治水対策の一つの手法として考えられるところです。

今後、高規格道路のルート設定時には、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○21番（浜田英宏君） 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

それで、奈半利川からの津波浸入を防ぐ水門も必要ではないかという意見が大変多うございますが、どのようにこれには対応いただけるのか、土木部長お願いします。

○土木部長（村田重雄君） 奈半利川から池谷川

への津波浸入を防ぐために水門設置というものは有効であり、選択肢の一つであると考えております。池谷川の津波対策につきましては、奈半利川の堤防整備と一体的に行うことが効果的でありますので、今後奈半利川の地震・津波対策とあわせて検討を進めていきたいと考えております。

○21番（浜田英宏君） 県内に、このような断面の小さい河川であっても、水門の整備は思いのほか億単位のお金が要することに頭を抱えておる自治体がたくさんおります。こういう小さい水門が県内にもたくさんございますが、これからひとつ、汎用性の高いような水門の研究ということも、やっぱり国土交通省でもしていただくべきではないかと思っておりますので、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

津波対策に関連いたしまして、奈半利町は、南は奈半利港、西は奈半利川左岸に面し、その付近には奈半利駅やスーパーや学校など多くの公共施設や住家が集中していることから、沖防波堤の第1防護、奈半利川堤防の第2防護、内港の周囲を取り囲む海岸堤防の第3防護の三重防護の整備を、現在進めているところであります。

中でも、内港の海岸堤防と長谷川水門の整備が喫緊の課題であります。どう対応していかれるのか、土木部長にお伺ひいたします。

○土木部長（村田重雄君） 奈半利港の背後は、海岸堤防のない無堤区間であるために、津波襲来時には、奈半利町の中心市街地に津波が押し寄せることが想定されます。そのため平成25年度より、津波対策としまして延長約900メートルの海岸堤防を新設する工事に着手し、現在までに約300メートルが完了しているところでございます。今後も引き続き、国の緊急対策などの予算の確保に努めまして、本事業の海岸堤防の早

期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、奈半利町の市街地を津波から守るために、海岸堤防とあわせまして長谷川の津波遡上対策も必要であるため、堤防整備と一体的に対策を行うよう検討してまいりたいと考えております。

○21番（浜田英宏君） 前向きな御答弁をありがとうございました。これは、知事の行脚のときにも知事に御視察いただきましてありがとうございました。この内港を取り囲む約900メートルの海岸堤防でございますが、まだ半分ぐらいしかできていないわけございまして、これができ上がるまでに津波が襲来すると、おまえの責任だというふうに言われていますので、ぜひとも頑張って整備を進めていただきたいと思っております。今回の補正でもお金をつけていただきまして、本当にありがとうございました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

次に、高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジの整備についてお伺ひをいたします。高知南国道路の高知ジャンクションから高知南インターチェンジ間は、平成32年度の完成を目指して着々と整備が進められており、高知自動車道と高知龍馬空港が高速道路でつながることは、まさに隔世の感がいたしておりますが、県東部の県民にとっては、南国安芸道路の高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジまでの3,500メートルが一体いつ供用されるのかが焦眉の急でございます。

この区間の整備の進捗状況を踏まえ、今後の展開について土木部長にお伺ひいたします。

○土木部長（村田重雄君） この区間では、用地買収や埋蔵文化財の調査が進められているほか、高知龍馬空港インターチェンジや香南のいちインターチェンジ周辺の用地買収等が完了したと

ころから、工事が進められております。今後は、引き続き用地買収の早期完了に向け、国、県、市が連携して取り組みますとともに、物部川にかかる橋梁工事などに着手すると聞いています。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。私は、物部川の下部工ぐらいがもう工事が始まってもいいころかなというふうに思って、この間、梶原議員に聞いたら、まだちょっとそこまでは行っていないということでございます。私も、毎日通っておりますけれども、やっぱり下井川の用地取得というのは一番の課題ではないかと思っております。これにどういうふうをめどをつけていくのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 下井川の用地取得の進捗率は、本年2月末現在、地権者数で約73%となっております。現在交渉中の用地につきましても粘り強く交渉を進めさせていただきまして、少しでも早く一定のめどをつけることができるよう、関係機関と協力していきたいというふうに考えております。

○21番（浜田英宏君） どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この項目の最後に、四国8の字ネットワークが一日も早く完成をされますよう、事業中区間の早期の供用、そして未事業化区間の早期事業化を望むところでありますが、知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） この四国8の字ネットワークについては、3月1日から大方四万十道路、さらには海部野根道路、こちらが新規事業採択時評価に着手をされるとか、着実に進んできているところではありますけれども、まだまだであります。ミッシングリンクを抱える県の知事として、全高速の会長として、他県の知事とも連携していきながら、また皆様方からお力も賜

りながら、全力でもって取り組みを進めていきたいと、そういうふうに考えています。

○21番（浜田英宏君） どうか頑張ってくださいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、大規模太陽光発電についてお伺いいたします。

室戸市羽根において、県下最大規模の大規模太陽光発電所の建設が進んでおります。これに伴う広大な林地開発等により、表土の流出を原因とする谷、川、海の汚濁による沿岸漁業や地域農業への影響に加えて、保水力の低下による土石流発生の危険性の増大など、地元や隣接する奈半利町加領郷の住民の生活不安が広がっています。また、最近では、山を追われた野生鳥獣の移動による里山への被害など、さまざまな影響も出始めました。

開発エリアが砂防指定地や林地であっても、行政手続上、土砂災害や水害の防止等に対して法令等に基づく基準を満たしているならば、砂防法や森林法に規定されている以上の規制を行うことは困難であるとして、県は開発を認めました。県が立会人となって、環境保全協定書が室戸市、奈半利町と開発業者との間でそれぞれ交わされておりますものの、奈半利町加領郷では当初から予想された悪影響が現実のものになっており、地元生活者は困惑しているのがあります。私は、再生可能エネルギー普及の拡大を支持する者の一人ではありますが、しかしそのためには地域住民や地域の環境が犠牲になっても構わないとは思っていません。

そこで、地域の基幹産業を守る視点でお伺いいたしますが、農業への影響はどのような状況なのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（笹岡貴文君） 大規模太陽光発電施設の建設地西側にある奈半利町加領郷の農地には、建設地との間を流れる溪流から取水し、町所有の2カ所の小規模な貯水池を經由した農

業用水が供給されております。建設地からは大雨のたびに濁水が流れ出ており、貯水池の濁りや農業用水パイプ等の目詰まりなどの苦情が農家から町に寄せられているとお聞きをしております。また、地区内では水稲のほか、施設ナスや露地スイカが栽培されており、今のところ作物の生育に影響は出ておりませんが、農家の方々は今後の影響を懸念されているとも聞いております。

○21番（浜田英宏君） 作目によって、かん水システム——ラインのシステムがそれぞれ異なりますから、細かい苦情を一つ一つ拾い上げていきますと枚挙にいとまがございません。要するに、琵琶ヶ谷川が濁りますと、かん水システムのパイプからチューブからノズルに至るまで目詰まりをするわけでございます。その清掃作業たるや、本当に手作業で手間暇をかけてやらなければならないということで、農家の負担が増大しているわけでございます。こういった農業の状況に対する対策はどうなっているのか、農業振興部長。

○農業振興部長（笹岡貴文君） こうした濁水の影響に対しましては、事業者との間で環境保全協定書を締結している奈半利町が窓口となって、農家からの苦情や要望等を事業者に伝え、誠意ある対応を要請しているとお伺いしております。

具体的には、貯水池の濁りに対しては、町から地元の建設業者に依頼し、たまった土砂の撤去や用水の取水元へのヤシ繊維の設置が行われ、その費用は事業者負担となっております。また、用水パイプが目詰まりして必要となるパイプ交換につきましては、作業は農家みずからが行っておりますものの、資材費は事業者が負担しているとお伺いしております。

○21番（浜田英宏君） 新しく2つため池をつくっておると聞いておりますが、進んで

おりますか、農業振興部長。

○農業振興部長（笹岡貴文君） そのほかにも、事業者負担で新たな貯水池の整備が行われるというふうにお伺いしております。県としましては、引き続き濁水の状況を確認しながら、町や農家からの聞き取りなども行っていきたいと考えております。

○21番（浜田英宏君） 抜本的な対策としては濁りのもとを絶つということなんでしょうけれども、濁りの経路が大変複雑で特定は不可能だということで、新しく業者の負担でため池もつくられるということなんでしょう。大雨が降りますと、真夜中でも自宅から車を飛ばしてパイプのバルブを閉めに行き、ため池に濁りが入らないようにしていたのが今までの状況でございます。ぜひとも、そういうことがないような施設に仕上げていただきたいということを要請しておきたいと思っております。

それでは、漁業への影響はどのような状況なのか、水産振興部長にお伺いいたします。

○水産振興部長（谷脇明君） 加領郷地区の漁業関係者によりますと、平成29年ころから加領郷漁港に流れ込む琵琶ヶ谷川において、降雨による濁水が発生し、漁港内に流入をしております。この濁水によりまして、漁港区域内に設置された産地市場で使う海水冷却装置等の設備に、泥がたまるなどの影響が発生しております。また、台風等に伴う大雨の際には、濁水がイセエビやフノリなどが生息する漁港周辺の沿岸域にも拡大しており、現状では地元の漁業関係者からの具体的な被害の報告はありませんが、今後県としても影響を注視してまいります。

○21番（浜田英宏君） この漁業被害の対策については、今、水産振興部長の答弁は特にございますか。

○水産振興部長（谷脇明君） 濁水等によるこうした漁業への影響がある場合、まずは漁業権者

であります漁業協同組合が、漁業補償交渉も含め、原因者と原状回復に向けて協議し解決を図るべきものであると認識をしております。今回のケースでは、環境保全協定書に基づきまして、奈半利町を窓口に関係者と事業者が解決に向けて協議していくものと聞いております。

県としては、漁業への影響が懸念される工事等の計画がある場合には、事前に関係地域に十分に説明するよう、県の関係部局とも連携して要請してまいります。また、今回濁水による影響を受けた産地市場の設備についても、こうした手続によりまして解決したと承知をしております。

○21番（浜田英宏君） 加領郷漁港は、佐賀漁港と並びまして県下でも最も透明度の高い良港でございます。将来的には県東部のブランド化や市場統合を目指した基地として期待をされておるわけでありまして。しかし、港周辺に濁りが発生すると、濁った海水をくみ上げて競りにかけざるを得なくなり浜値にも影響いたします。また、カツオ一本釣りの餌の供給基地を目指した活餌畜養事業の可能性もなくなる心配をしております。

県は何度か開発現場に立ち入り、確認作業を行ったと聞いておりますが、どのような指導監督を行っているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 県では、砂防法などに関する許可を出して以降、申請内容や許可条件に沿って工事が適切に行われるよう、関係部局が連携の上、現地での確認や指導を行ってきております。具体的には、おおむね月1回の定期点検を実施しているほか、大雨による出水後にも臨時的点検を実施しているところです。これらの点検の結果、濁水の発生源となる斜面崩壊を防ぐため、のり面保護対策ですとか適切な雨水排水対策などを実施するよう指導してきて

いるところでございます。

○21番（浜田英宏君） 関係者以外は、私有地で立ち入りが禁止されておりますので、住民の皆さん方は、谷とか海の濁りを目視観察して現場の状況を想像することしかできないわけでございます。指導監督を行った場合は、地域住民への報告はもちろんでございますが、情報公開をきちんと行っていただきたいと思っております。

また、余りにも広大な開発面積でございますので、業者も草刈りも大変と思いますが、基本的には除草剤の使用は禁止されております。やっぱり草木の不自然な枯れぐあいにも注意する一方、調整池にたまった水の水質検査も必要ではないかという声も地元から上がっておりますので、しっかりと対応いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、再生可能エネルギーの政策については、県においても国に対する政策提言を行っていると思っておりますが、電力会社の系統接続が脆弱であるというのが本県の課題でございます。

県は、再生可能エネルギーの導入を促進する視点ではどのような政策提言を行っているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 再生可能エネルギーの導入促進につきましては、全国的に取り組むべき課題でありますことから、全国知事会として、国において意欲的な導入目標を設定しますとともに、特に多くの地域で系統接続量が限界に達していることが導入促進の障害となっておりますため、速やかな系統連系対策などを推進するよう提言を行っております。

加えて、県単独でも、本県の送電網の脆弱性を例示しまして、系統連系対策の強化や再生可能エネルギーの地産地消を推進する取り組みへの支援の充実について、政策提言を行っているところでございます。

○21番（浜田英宏君） 環境アセスメント法制を

含む地域を守る視点ではどのような提言をしているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 再生可能エネルギーに関しましては、発電設備の設置に当たり、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、全国知事会として、その導入拡大だけではなく、地域との共生についても国に対する政策提言を行っております。

具体的には、住民と事業者との合意形成について、法の整備や国の指導を強化すること、発電設備の管理や撤去が適切・確実に行われる仕組みをつくること、また特に太陽光発電については環境影響評価法の対象とすることなどを提言しております。

○21番（浜田英宏君） それで、環境アセスメント法制見直しの動きがあるようですが、国の動きはどのような状況なのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 環境省におきまして、昨年8月、有識者から成る検討会が設置され、太陽光発電施設を環境影響評価の対象とすることについての議論が進められてきました。その検討結果は、先日3月4日に最終的な報告書として取りまとめられたところでございます。

環境省では、検討会の報告書の内容を踏まえ、出力4万キロワット以上の太陽光発電施設を環境アセスメントが必須のものとして、また出力3万キロワット以上の施設は個別に環境アセスメントが必要かどうか判断するものとして、ことしの夏を目途に環境影響評価法施行令の改正手続を行う予定と聞いております。

○21番（浜田英宏君） 高知県としても意見書を出したかがあったようでございます。一定進んでおるといふことで、期待をしたいと思いま

す。

そこで、メガソーラー開発による不安から地域の生活者の暮らしと産業を守るといふことで、県としての姿勢を副知事によりしくお伺いいたします。

○副知事（岩城孝章君） 大規模な太陽光発電施設の設置に係る開発行爲に関しては、県民の皆様の生命の安全と生活の安心を最優先に考えておきまして、御質問にございました事案も含め、これまでも事業者に対して、高知県土地基本条例や、太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインに基づきまして、地域住民の皆様への説明責任を果たすことや、地域の皆様が懸念する生活環境への影響に対する誠意ある対応を要請しているところでございます。

また、森林法など関係する個別法に基づく開発許可に当たりましては、例えば林地開発許可の場合、土砂災害、また水害のおそれがないこと、水の確保や環境に著しい影響を及ぼさないことなどの許可基準について、具体的かつ有効的な対策が検討されているか、そういうことを慎重に審査を行いまして、地域の皆さんの意見も踏まえた上で許可の判断をいたしております。その結果、許可した後におきましても現場点検を行い、必要に応じて指導を行っております。

今後も、大規模太陽光発電施設の設置に係る開発を計画している事業者に対しましては、地域の皆さんの開発に対する懸念の声に寄り添った対策をとることで、地域の理解を得て事業を進めていただくよう求めてまいります。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。どうぞよろしくお伺いを申し上げます。

ところで、県内の大規模太陽光発電で、災害等による停電時にも使用できる自立型のパワーコンディショナーを整備して、交流電力を近隣地域に供給できる施設はどのくらいあるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 県内の稼働中または稼働予定がある、出力1メガワット以上の太陽光発電所94カ所について聞き取り調査を行いましたところ、連絡がとれた60カ所の中には該当する施設はございませんでした。

○21番（浜田英宏君） まことに残念なことでありますけれども、交流電力で地域へ電力を回すことは非常にお金がかかるそうでございます。しかし、地域への社会貢献を考えて、せめて津波の被害を受けない場所に設置されたような発電施設は、災害時に地域エネルギーに転用ができるように、自立運転システムを併用したタイプに改良していくべきだと思います。

課題解決先進県として国に提言すべきではないか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（田所実君） 太陽光発電施設で発電した電力を停電時に地域で活用するためには、現状では、発電施設の自立運転に必要な設備のほか、既存の系統とは別に発電所と地域とを結ぶ専用の送電線などを整備する必要があり、相当の費用負担が発生するという問題がございます。

こうしたことから、国では、既存の系統を活用して災害時における地域のエネルギーの安定供給を実現することを含め、地域におけるFITから自立した、再生可能エネルギーの需給一体型のモデルの構築について検討を始めております。このような検討はエネルギーの地産地消にもつながることから、県としてはその動きを加速化していただくよう政策提言を行いたいと考えております。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

それでは最後に、小型木質バイオマス発電による再生可能エネルギーの地産地消と産業振興についてお伺いします。

燃油が高騰する中、高額の運搬コストをかけ

て未利用材を山奥から切り出して、遠くの大型木質バイオマス発電所に往復することは、帰りは空荷でありますし、少々もったいないと言えます。逆に、発電所が近くであればという発想の転換も大切であります。木質バイオマス発電は、既に大型プラントについては国内導入可能件数の上限に達していることから、これからは地域の森林資源を地産地消できる小型システムがトレンドになると言われております。

例えば、2,000キロワット以下の発電施設については、固定価格買取制度の買い取り価格も一番高く、注目をされておりますが、中でも超小型木質バイオマス発電機は、高性能な木質バイオマス熱電併給装置の開発が欧州で盛んに進んでおります。このシステムは、燃料として良質なチップが必要となりますので、地域の森林資源を燃料として地産地消することにおいては林業振興につながっていくと思うんです。特に、この間、下村議員からもお話がございました50キロワットクラスのシステムは、低圧の系統接続も可能であり、100キロワットほどの熱エネルギー——コジェネですね——熱エネルギーの供給もでき、重油や灯油のボイラーにかわって、温泉施設や福祉施設や園芸ハウスへの利用も、その規模に応じて台数を調整することで対応できるわけです。

そこで、本県の中山間地域の振興を目指して小型システムを各地に分散整備することで、集落活動センターや自伐型林業との新たなビジネスマッチングの可能性を含めて、地域資源循環型の中山間地域の活性化の核となり得る可能性を私は秘めておると思いますが、日本一の森林県として検討してはいかがか、知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（尾崎正直君） 確かに、小規模木質バイオマス発電、このシステムを地域に展開することができれば、いわゆるエネルギーの地産地消

という形で、森林組合とか素材生産事業者の皆様のみならず、集落活動センターとか小規模の林業者の皆様方にとってよき所得・収入源になる、そういう形の展開ができますとともに、熱を生かした園芸農業とか観光施設展開とか、産業振興にもつながっていくということになるだろうと思います。そういう意味において、非常に有意義なシステムではないかと思っておるところです。

ただ他方、燃料となる原木の安定供給や、さらに発電施設の整備コストなどの課題もあるわけでありまして、よき作戦を練っていくということが非常に大事かと思っております。関係者間でしっかり話し合いをすることが大事というふうに考えるところでありまして、そういう協議の場において、県としても積極的にかかわっていくことができると、そういうふうに考えておるところであります。

○21番（浜田英宏君） ありがとうございます。

きょうは冒頭に御挨拶をさせていただきましたけれども、本当にさみしい思いがいたしております。どうか皆様方も4月7日に向けて、健康で、そして事故のないように頑張ってくださいと思います。

以上をもって、私の最後の質問を終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（土森正典君） 以上をもって、浜田英宏君の質問は終わりました。

浜田英宏君の質問の冒頭に、私、土森正典と武石利彦議員に対しまして、県の道路整備に取り組む、そういうことについての感謝と慰労の言葉を述べていただきましたことに、心から感謝を申し上げて、お礼をしたいと思います。ありがとうございました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（土森正典君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（土森正典君） ただいま議題となっている第1号から第73号まで、以上73件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末469ページに掲載〕



○議長（土森正典君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から18日までの11日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月19日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月19日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時51分散会

平成31年 3月19日（火曜日） 開議第 8 日

出席議員

1番 金岡佳時君
 2番 下村勝幸君
 3番 野町雅樹君
 4番 上田貢太郎君
 5番 今城誠司君
 6番 久保博道君
 7番 田中徹君
 8番 土居央君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 加藤漠君
 12番 坂本孝幸君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 武石利彦君
 20番 三石文隆君
 21番 浜田英宏君
 22番 土森正典君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 池脇純一君
 26番 石井孝君
 27番 大野辰哉君
 28番 橋本敏男君
 29番 前田強君
 30番 高橋徹君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 中内桂郎君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 酒井浩一君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 門田純一君
 文化・生活・スポーツ部長 門田登志和君
 産業振興部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 笹岡貴文君
 林業振興・環境部長 田所実君
 水産振興部長 谷脇明君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 金谷正文君
 公安委員長 西山彰一君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 横 田 聡 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 浜 田 百 賀 里 君



議 事 日 程 (第 8 号)

平成31年 3月19日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成31年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成31年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成31年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成31年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成31年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成31年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成31年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成31年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 平成31年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 平成31年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 平成31年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成31年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成31年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 平成31年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 平成31年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成31年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 平成31年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 19 号 平成31年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 号 平成31年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 21 号 平成31年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 平成31年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 平成31年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 平成30年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 平成30年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成30年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成30年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成30年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 30 号 平成30年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成30年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成30年度高知県流通団地及び工業

	団地造成事業特別会計補正予算		例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成30年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県特別会計設置条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成30年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 51 号	高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成30年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成30年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成30年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成30年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 55 号	高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成30年度高知県電気事業会計補正予算	第 56 号	高知県土地改良事業費分担金等徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成30年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 58 号	高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案	第 59 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 60 号	高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例議案
第 46 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定に関する議案
第 47 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
第 48 号	高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	権利の放棄に関する議案
第 49 号	高知県職員等こころざし特例基金条	第 66 号	県有財産（（仮称）高知布師田団地造成事業用地）の取得に関する議案

第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	止・普天間基地撤去を求める意見書議案
第 68 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	追加 継続審査の件
第 69 号 県が行う流域下水道の維持管理に要する費用に対する市の負担の変更に関する議案	————— ❦❦❦ ————— 午前10時開議
第 70 号 包括外部監査契約の締結に関する議案	○議長（土森正典君） これより本日の会議を開きます。
第 71 号 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案	————— ❦❦❦ —————
第 72 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結に関する議案	諸 般 の 報 告 ○議長（土森正典君） 御報告いたします。 各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。
第 73 号 県道の路線の認定に関する議案	〔委員会審査結果一覧表 巻末490ページ〕 に掲載
追加 第 74 号 高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案	————— ❦❦❦ —————
第 75 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案	委員 長 報 告
第 76 号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案	○議長（土森正典君） これより日程に入ります。
追加 議発第 1 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書議案	日程第 1、第 1 号から第73号まで、以上73件の議案を一括議題といたします。
議発第 2 号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書議案	これより常任委員長の報告を求めます。 危機管理文化厚生委員長池脇純一君。 (危機管理文化厚生委員長池脇純一君登壇)
議発第 3 号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書議案	○危機管理文化厚生委員長（池脇純一君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。
追加 議発第 4 号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書議案	当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 9 号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第29号議案、第30号議案、第39号議案か
追加 議発第 5 号 沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中	

ら第41号議案、第51号議案から第55号議案、第59号議案、第63号議案、以上20件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、防災情報提供アプリ開発委託料について、執行部から、昨年の7月豪雨では、避難勧告や避難指示が発令されても、実際に避難所へ避難された方は少ない状況があったことから、危険性が増していることをリアルタイムに認識してもらい、既存の情報伝達手段に加え、新たな手段で多重化するための防災情報提供アプリの開発、導入に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、情報伝達手段を多重化する基本的な考え方はよいと思うが、情報が重なってしまわないよう、アプリを導入した端末には市町村が配信する緊急速報メールが届かないようにアプリの情報を優先にしてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、緊急速報メールでお知らせするのは、避難勧告や避難指示、避難所の情報など、配信可能な項目が限られていることから、アプリでは、それらの情報に加えて、独自に河川の水位や雨量、土砂災害危険度情報を伝えていきたいと考えている。利用者がアプリで配信される情報を選択できる機能を付加することが可能か検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、アプリの機能を高めるため、新たな水位計の設置や監視カメラの増設などに同時に取り組む必要があると思うかどうかとの質疑がありました。執行部からは、新たな水位計の設置や監視カメラの増設については、土木部河川課が整備を進めていることから、土木部

と連携して検討していきたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、後発医薬品活用推進事業委託料及び服薬指導事業委託料等について、執行部から、本県のジェネリック医薬品の使用促進を図るため、医療保険者等と協力して、文書通知や服薬サポーターからの電話勧奨を行い薬局での服薬指導につなげるとともに、患者の状況に応じて薬局薬剤師が戸別訪問等を行うなどの新たな服薬支援の実施に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、ジェネリック医薬品の使用割合が低いのは、薬効に疑いを持っていることや、薬局によって使用促進の取り組みに差があることが要因ではないかと感じている。ジェネリック医薬品の安全性のPRや薬局による使用勧奨を徹底すれば、使用割合も高くなると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、県民世論調査では、ジェネリック医薬品を使用しない理由として、飲みなれた薬をかえたくないことや薬効に疑問があるとの意見が多かった。有効成分、効能、効果等は先発医薬品と同じであることを、さらにPRしていく必要があると考えている。また昨年11月には、ジェネリック医薬品の使用割合が全国平均を下回っている薬局に文書を送付するなど、高知県薬剤師会と連携しながら、薬局薬剤師からの勧奨を強化する対策を講じているとの答弁がありました。

次に、第9号「平成31年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」について、執行部から、国保事業費納付金は、県全体の保険給付費や後期高齢者支援金等を賄うために市町村に負担していただくものであるが、個々の被保険者の高齢化や医療の高度化などにより県全体の保険給付費や後期高齢者支援金が増加する見込みであ

ることなどにより、平成30年度と比べて約20億3,800万円、率にして9.3%の増加となっているとの説明がありました。

委員から、国保事業費納付金が急激な増となっており、市町村に与える影響は非常に大きいと思うが、市町村の反応と今後の対応はどうかとの質疑がありました。執行部からは、国保事業費納付金の増額は、医療費が増加したことが要因の一つであるが、前期高齢者交付金の過年度精算分の影響など国の仕組みによる部分もあった。市町村の意見を聞きながら可能な限り圧縮に努めるなど、県の対応の説明と協議を重ねることで、来年度については市町村の理解を得たと考えている。今後は、今年度の反省を踏まえながら、できる限り正確な納付金の算定に取り組むとともに、急激な変化にならないよう、国に仕組みの運用方法の見直しについて申し入れていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、毎年約3,400億円の追加的な財政支援だけでは国民健康保険制度の構造的な問題は解決しないと考えている。全国知事会でも単年度ごとに総括して議論し、積極的に国に対して要望してもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部からは、国と地方の協議は随時開催しており、今年度も事務レベルで5回開催している。今後、今年度の決算も踏まえて、国保制度改革がどうであったかについて国と話をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、要配慮者避難支援対策事業費補助金について、執行部から、災害時の地域における避難行動要支援者の個別計画の作成に向けた取り組みや訓練の実施などを支援する経費であり、市町村における要配慮者対策を加速化するため、補助率と補助基準額の引き上げを行うものであ

るとの説明がありました。

委員から、今後、県内各地で個別計画の作成を進めるに当たり、先行して計画を作成している地域から学ぶ教訓などはあるのか。また、計画の作成に係る作業はマンパワーが必要となるが、どのように支援していくのかとの質疑がありました。執行部からは、当該計画の重要性をきちんと地域の方々に説明して理解を促すことで、民生委員などの支援者への名簿提供に必要な本人の同意が得られ、計画の作成に結びついたと聞いている。また、来年度は補助率と補助基準額を引き上げてマンパワーの確保をさらに支援することにより市町村の取り組みを加速化するとともに、地域の関係者がチームとして取り組む仕組みづくりを検討するため、モデル事業の実施を計画しているとの答弁がありました。

次に、子ども食堂支援事業委託料について、執行部から、県内のこども食堂の立ち上げや活動等をサポートし、開設準備講座等の開催、食材支援情報の提供などとともに、スクールソーシャルワーカーとこども食堂の情報交換会の実施などを行い、真に支援が必要な子供たちをこども食堂につなげる取り組みに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、こども食堂への支援については、開設数や開催日数の拡充に重きを置いていると感じるが、地域の実情に応じた具体的な目標を設定してこども食堂の拡充につなげてもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部からは、まずは未開設地域や定期開催の需要がある地域を中心に組みんでいきたいと考えているが、各地域で目標を設定できるよう、市町村が行う地域のニーズ調査等も活用し、来年度新たに取り組む地域でのネットワークづくりの支援を充実させていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、こども食堂に関する支援の窓口は高知県社会福祉協議会が担っているが、各地域でつながりを持って対応できる窓口を設置してもらいたいとの要請がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金について、執行部から、新たに開設を予定している四万十市のファミリー・サポート・センターにおいて、病児・病後児預かりの実施に向けて準備が進められていることから、これに対応する新たな補助メニューを追加するなど、子育て支援の充実に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、病児・病後児預かりについては、依頼会員の不安を払拭しなければ利用は進まないことに加え、万が一事故等があった場合には、当該制度自体への影響も懸念されることから、慎重に取り組んでもらいたいがどうかの質疑がありました。執行部からは、医師会や小児科医会などに協力を依頼して連携体制を整備している。事業の運営に関しては医療アドバイザーから助言を受けられることや、緊急時の受け入れ医療機関を選定していることなどを丁寧に説明して、安全面の理解を促していきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」に関連して、委員から、トップアスリートを目指して海外に遠征する子供たちに対する支援が少ないと思うが、県はどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、高知県体育協会が認定している特別強化指定選手に対する年間数十万円の補助金があり、その中から海外遠征にかかる経費を支払っている実態があるが、そのほかの選手については、競技団体の強化費の中で対応してい

ただいており、現状では海外への遠征費に係る支援は行っていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知県のスポーツ界を引っ張っていける才能がある子供たちが海外に行き、世界で戦える技術を身につけることは、非常に重要だと感じている。新たにアスリート基金を創設し、そういった子供たちを支援できる仕組みづくりに取り組んではどうかとの質疑がありました。執行部からは、基金については、高知県スポーツ振興県民会議の中でも議論されていることから、県民の理解が得られる基金の制度について、こういった形がよいか、高知県体育協会などとも協議を深めながら考えていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活スポーツ部についてであります。

高知県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会の検証結果と高知県立大学の今後の取り組み等について、執行部から、検証委員会の検証結果が取りまとめられ、県立大学は、除籍図書処分の処分方法と再活用方法の検討が不十分であったことを猛省し、改善策の策定と実行に着手することが喫緊の課題であるとの指摘がなされた。検証結果を踏まえ、県立大学では、域学共生の理念のもと、教育文化の拠点、地域とともに発展する大学として、地域連携や社会貢献活動を重視するという考え方を今後の図書館運営にも十分反映しながら、図書の適切な管理を行っていくとしているとの説明がありました。

委員から、検証報告書での除却処理そのものに対する分析、評価、検証が以前の報告と余り変わっていない。なぜこういったことが起きたのかの土壌、背景に全く触れられていないことは非常に残念であり、県民も納得できないのではないかと意見がありました。

別の委員から、一連の問題は組織のマネジメントがうまくできていないことに起因し、図書

の運用のあり方を見直してもマネジメントが改善されなければ、同じことが起きるのではないかと考えている。県は、運営費交付金を交付している以上、県立大学にしっかり改革に取り組むよう要請するとともに、マネジメントの状況を注視してもらいたいがどうかとの質問がありました。執行部からは、組織マネジメント力の強化については、今後の取り組み内容の中にも挙がっており、検討過程でさまざまな課題もあると聞いている。一つ一つ協議を深めて、しっかりと受けとめて今後に活かしてもらいたいと考えている。県として、そういう大学の取り組みを確認していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県立大学内に設置された図書館改革委員会に高知工科大学の関係者は参加しているのか。また、検証委員会において、今後の改革に向けては工科大学との連携が必要であるとされているが、県立大学の今後の取り組み内容の項目には工科大学との連携について記載がないが、なぜかとの質問がありました。執行部からは、図書館改革委員会に工科大学の関係者は参加していない。また、工科大学との連携については資料に記載されていないが、工科大学とは毎月開催されている法人の役員会で情報共有を行うとともに、法人内に設置されている図書館に関する協議の場で両大学が検討していくと聞いているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、検証委員会の検証結果を真摯に受けとめて改革していく思いがあれば、県立大学の今後の取り組み内容に図書館の理念の明確化について明記することや、図書館改革委員会のメンバーに工科大学の関係者を追加する判断があるべきではないかとの意見がありました。

さらに、委員から、図書館改革委員会での検討の内容については、その都度、危機管理文化厚生委員会に報告をしてもらいたいとの要請が

ありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（土森正典君） 商工農林水産委員長西内健君。

（商工農林水産委員長西内健君登壇）

○商工農林水産委員長（西内健君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第31号議案から第35号議案、第56号議案、第62号議案、第65号議案から第68号議案、以上20件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、大学生就職支援事業費について、執行部から、新規大卒者の県内就職を促進するため、インターンシップの拡大やインターネットを活用した県内就職の情報発信のほか、来年度から新たに企業と学生の交流会を開催するなどし、大学生の県内就職につなげるための経費であるとの説明がありました。

委員から、県内企業の大卒者に対する人材ニーズを把握し、業種別に数値目標などを立て、それぞれの分野の課題を把握していくことが必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、今把握している県内企業で、大学生に求人を出している企業はおおむね230社で、中にはさまざまな業種が含まれている。県内3大学には重複を含め、延べ1,700件余りの求人を出しており、それに対して350名ほど就職しているが、充足率は低い状況である。そうした実態を

踏まえ、昨年の秋からコーディネーターと職員が小まめに企業を回り、業態別に状況も把握しており、企業や学生へのフォローアップを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、キャッシュレスセミナー開催費について、委員から、商店街のキャッシュレス化について、外国人観光客などの利便性向上を図るためには必要であるが、一方で手数料などのハードルもあり、県として具体的にどのように進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、キャッシュレスの割合が多くなれば経営効率化にもつながり、現金を扱わないことから盗難対策といったメリットもあるので、比較的用户の多い中央部では、ある程度進むのではないかと思う。一方、郡部では現金の利用が多い中、一部の利用者だけに対応していくことについて、手数料の問題や手間暇がかかるという抵抗があると思うので、県内7カ所で行われるセミナーなどで丁寧にメリットやデメリット、国の支援策も伝え、できるだけ広く普及できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、外国人受入環境整備事業費について、執行部から、県内在留の外国人を対象とした生活、就労についての一元的相談窓口となる、仮称高知県外国人生活相談センターを整備するための経費であるとの説明がありました。

委員から、県外では先行して整備されている事例も聞くが、本県で進めるに当たり課題となるのはどういうところかとの質疑がありました。執行部からは、埼玉県や静岡県浜松市でワンストップのセンターが立ち上がっているが、本県の場合、在留外国人の数が全国でも下位で、外国人の方への窓口業務的な対応のノウハウがない部分もある。このため、他県の先行事例を集め、センターの運営を円滑に行うため、関係機関で構成する運営協議会を立ち上げて対応していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、相談センターについては、電話だけでなくメールやSNSなどを活用し、24時間受け付けることができるようにしてもらいたいかどうかの質疑がありました。執行部からは、ほとんどの外国人の方はスマートフォンを持ち、研修生同士の情報交換も行っていることから、24時間受け付けできるSNSやメールでの相談はぜひ取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」に関連して、委員から、農福連携について、障害者の事業所ではなかなか収入になる仕事がなく大変だと聞く。農福連携で障害者を就労者として雇い入れることができれば、双方がよい結果になると思うかどうかの質疑がありました。執行部からは、農福連携については、障害者ができる作業を切り分けることが必要だと考えるので、まずは福祉関係の事業所の指導員の方に作業内容を知ってもらうところから始めている。各地区でプロジェクトチームをつくって進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、食肉処理施設整備推進事業費補助金について、執行部から、新食肉センターを設置、運営する新会社の立ち上げ及び実施設計に要する経費について補助するものであるとの説明がありました。

委員から、新食肉センターの運営に関連して、JAグループ本体の運営面について質疑がありました。執行部からは、JAグループが赤字となれば、いわゆる自主事業的なものができなくなり、センターの赤字補填にも支障が出る可能性もあるというのは聞いている。そこで、新会社に出資する県とJAグループ、高知県中央食肉事業協同組合の3つの団体がしっかり協議しながら、絶対に赤字を出さないよう、県としても出資者としてしっかりと運営にもかかわって

いくとの答弁がありました。

次に、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」に関連して、委員から、土佐あかうしについて、独自の格付など高く売れる仕組みの検討状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、畜産試験場において、脂の質を研究するための分析機械の導入や、赤身について遺伝と餌の観点での研究を進めており、その結果を踏まえて、来年度から、さし重視の格付と違った土佐あかうし独自の評価方法について、食肉販売業者とも相談して検討を行っていく。これにより、土佐あかうしの需要をさらに高め、枝肉や子牛価格の上昇につながる好循環が生まれると考えているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、森林情報活用促進事業費補助金について、執行部から、航空レーザ計測データを活用し、市町村が行う詳細地形図の作成や、森林資源調査に要する経費に対し補助するための経費であるとの説明がありました。

委員から、航空レーザ計測のデータについて、さまざまな分野で使えると思うが、活用することでどういったことができるのかとの質疑がありました。執行部からは、詳細地形図や林相図が作成できるので、これまで事業の計画や合意形成の場合に行っていた現地調査を、データの活用によって省略できると考えている。データの活用範囲を広げていくために、県庁全体、市町村に働きかけていきたいとの答弁がありました。

次に、林業大学校運営費について、執行部から、担い手の育成確保のため、林業大学校の教育内容を充実強化する経費であるとの説明がありました。

委員から、林業大学校の生徒で女性は1名とのことであるが、これからは女性の林業への新

規参入も促すべきと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、女性に林業の現場へ入ってきてもらうことは、とても重要だと考えている。県外でのフォレストスクールや就業相談会の場でも、女性からの問い合わせが多くなってきており、就業される方もふえてきているので、県としても女性の林業グループから意見を聞くなど連携して進めていきたいとの答弁がありました。

次に、CLT建築促進事業費補助金について、執行部から、CLTを活用した木造建築を推進するため、設計に係る費用を支援する経費であるとの説明がありました。

委員から、CLTの取り組みについて、県内の現状はどうか。また、オリンピックにCLTを売り込んでいたが、その後どうなっているかとの質疑がありました。執行部からは、県内で平成30年度末までに累計18棟の完成が予定されており、順調に進んでいると考えている。現在、県は設計への支援をしており、ハード支援については国の事業を活用している。また、オリンピックに向けては、選手村のビレッジプラザにCLTを提供する形で取り組みを進めているとの答弁がありました。

別の委員から、CLTを床材に活用してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、他県で床材の使用例もあるので、先進事例を調査し、CLTの推進に取り組みたいとの答弁がありました。

次に、事業戦略策定支援業務委託料及び事業戦略実践支援業務委託料について、執行部から、製材事業者の経営力を強化するため、事業戦略策定に対する支援及び策定した事業戦略の効果を高めるために、その実践や磨き上げに対する支援を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、具体的にどのような戦略を立て、

成果が上がってきたのかとの質疑がありました。執行部からは、事業戦略については、各事業体の財務分析や工程調査などを行い、売り上げの強化や経営改善に対する戦略とあわせて、資金管理の方法や業務改善のPDCAの回し方の指導も行っている。その中で、さまざまな無駄を省くことで2つの事業体が単年度の黒字につながっている。また、利益の出る製品をつくって売ることや、新しい製品づくりを販売先とともに進めるといった事業体の意識改革にもつながっている。今後についても、事業戦略を策定した事業体には、3年間はしっかりバックアップしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、遊漁等振興事業費について、執行部から、豊かな海洋資源を生かした遊漁船業や体験漁業などが有望なサービス産業となるよう支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、旅行代理店に委託をして旅行商品の開発をしているが、その実績はどうかとの質疑がありました。執行部からは、委託事業者から5つの旅行商品の提案があり、大手の旅行会社や地元の観光協会等に対してプレゼンテーションを行っているところである。来年度も、引き続きフォローアップをしていきたいとの答弁がありました。

委員から、体験型観光は大手の旅行代理店頼みだけでなく、家族あるいは少人数のグループなどの個人旅行として売り込むことが大事だと思うので、そうしたところにも留意して最大の効果を上げるよう取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、高知県1漁協構想推進事業費について、執行部から、高知県1漁協の将来像を早期に実現させるため、来年度から3年間を重点推進期

間と位置づけ、漁協の合併や産地市場の統合はもとより、個別経営体への経営指導などの支援をするための経費であるとの説明がありました。

委員から、高知県1漁協の実現はいつぐらいをめどに考えているか。また、進めるに当たり課題は何かとの質疑がありました。執行部からは、まだ18の漁協が参加していない。合併に参画できない状況の漁協がある一方で、安定した収入がある漁協は合併に参画しないため、なかなか足並みがそろわない状況である。しかしながら、将来的に組合員の高齢化や減少が進行するので、平成33年度当初をめどに、一つでも多くの漁協に入っていただくよう協議を進めていくとの答弁がありました。

次に、放流用成魚生産事業費補助金について、執行部から、県内の河川に放流する親ウナギの生産と放流を支援し、減少が危惧されているニホンウナギ資源の増強を図るための経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、シラスウナギについて、昨年度は漁期を延長して採捕したが、今年度のシラスウナギの採捕量はどうか。また、採捕期間のあり方について、現状のままでいいのか、時期をおくらせることは考えられないかとの質疑がありました。執行部からは、今年度の漁期は80日間。3月11日に終了しており、現在集計中であるが46キログラムとなっている。ウナギ資源は世界的に減少しており、本県は全国的に見ても一番漁期が短い設定とし、漁獲量の上限を350キログラムと決めて取り組みをしている。近年、来遊がおくれている状況にはあるが、県としてはアユの遡上の時期と重なることから、後ろへずらすのは難しいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（土森正典君） 産業振興土木委員長加藤

漠君。

(産業振興土木委員長加藤漠君登壇)

○産業振興土木委員長(加藤漠君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第12号議案、第18号議案、第19号議案、第24号議案、第36号議案、第37号議案、第57号議案、第58号議案、第64号議案、第69号議案、第72号議案、第73号議案、以上14件については全会一致をもって、第42号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金について、執行部から、平成21年度からの10年間で255件、40億円余りの補助を行っており、累計で833人の雇用創出を見込んでいる。第3期産業振興計画の最終年度となる平成31年度は11件、2億6,000万円余りの予算を計上しているとの説明がありました。

委員から、これまで補助を行ってきた事業の実施状況について、毎年どのように内容を確認しているのかとの質疑がありました。執行部からは、この補助金は地域アクションプラン等の産業振興計画に位置づけられた取り組みを補助対象にしており、地域アクションプランについては、産業振興推進地域本部が中心となって定期的に事業者を訪問し、課題に応じたサポートを行うなど、PDCAサイクルによるフォローアップを行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、補助を行った事業の事業者からは、実績の報告を受けているのかとの質

疑がありました。執行部からは、できるだけ早い段階で事業を軌道に乗せることが重要であるため、立ち上げから5年間は毎年決算状況を含めた事業の成果報告を提出してもらうほか、雇用の創出状況や事業計画に対する実績の達成状況の確認などを行っているとの答弁がありました。

次に、起業促進事業費について、執行部から、起業の総合的な支援プログラムであるこうちスタートアップパークの運営や事業化に必要な資金の助成など、起業や新事業展開を促進するための経費であるとの説明がありました。

委員から、起業推進の取り組みについて、高知市以外の地域からのプログラムへの参加が少ないということであるが、市町村間で取り組み状況に差があるのかとの質疑がありました。執行部からは、こうちスタートアップパークは会員制であり、高知市の方が52%を占めているが、県下7ブロックに満遍なく会員がいる状況である。ただ、市町村によって起業支援に対する取り組みには温度差もあるとの答弁がありました。

さらに、委員から、各市町村の環境や事情もあると思うが、県内の市町村が意欲を持ってこういう事業に取り組み、おくれた部分をしっかり取り返していくようにしてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、高等学校で、起業に向けた事業開発プログラムを実施する起業家教育プログラムは、どのようなきっかけで始まったのかとの質疑がありました。執行部からは、安芸桜ヶ丘高等学校の先生から、高校生の将来の選択肢の一つとして起業もあるということを知り、若いうちから学び、体験することも必要ではないかというお話をいただいて、それは本県の中長期的な起業家育成の方針と一致するため、この事業につながったとの答弁がありました。

さらに、委員から、子供たちに夢や目標を持つ

てもらふことは大事なことであるので、教育委員会や学校現場と連携して、効果的なものにしてもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員から、高校生が事業を起こしていくことについて学んでいくのは大変よいことだと思うので、教育委員会と相談しながら取り組んでももらいたいとの意見がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、移動手段確保支援事業について、執行部から、通院や買い物など暮らしを支える移動手段を確保するため、市町村が取り組む住民ニーズの調査や、新たな移動手段の導入に必要な車両の購入、実証運行などに対して支援を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、中山間地域の高齢者は、移動手段がなく本当に困っている。公共交通空白地有償運送など、通院できる仕組みづくりを急いでもらいたい、県が中心となって地域公共交通会議を立ち上げてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、市町村での移動手段確保に対する取り組みは広がってきており、地域公共交通会議等も28市町村で設置され、県も会議に出席している。移動手段の確保は地域のニーズに応じて、市町村においてきめ細かくやっていくことが大事だと考えているとの答弁がありました。

次に、広域公共交通対策事業費について、執行部から、観光客やビジネス客、また県民の移動手段を確保するため、広域公共交通の利用促進や維持対策を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、昨年12月にLCC成田線、関西線が新たに就航したが、搭乗率はどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、就航時にLCC側から、搭乗率の目標を87%としているとの説明があった。成田線はまずまずの状

況であるものの、両路線ともに現時点では、目標には達していない状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、せっかく新規就航になったので、県としてもLCC側と連携しながら、たくさんの方に利用してもらえるように取り組んでももらいたいとの意見がありました。

さらに、委員から、高知龍馬空港の新たなターミナルの整備については、計画どおりに進んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、基本構想の策定を来年度の上半期に行い、年度途中で具体の設計に入り、2021年度内に新ターミナルの供用開始を目指すスケジュールであるとの答弁がありました。

別の委員から、宿毛フェリーの再開を望んでいる方もいると思うが、これから県として、どのような支援を行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、現在の運航会社から正式に運航再開を断念するという話があり、宿毛市は別の会社を誘致し、航路を継続させる方針を表明している。県としても、宿毛市や関係する県内市町村、九州側とも協議の上、一緒になって承継先を探していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、旅館業事業継続計画策定支援事業等委託料について、執行部から、南海トラフ地震が発生した際に、避難者や復興支援者の滞在場所となる旅館、ホテルの早期の事業再開が重要なことから、事業継続計画の策定や津波避難訓練の支援を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、旅館、ホテルの事業継続計画の策定状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、平成28年度から30年度までの3年間で、従業員が50人以上の旅館、ホテルについては全

て事業継続計画を策定する見込みである。平成31年度からは、従業員が50人未満の旅館、ホテルにおける事業継続計画の策定を順次支援していくとの答弁がありました。

別の委員から、南海トラフ地震が発生した際に福祉避難所が足りないと言われている中、旅館、ホテルを福祉避難所的に活用する視点も必要になってくるのではないかと意見がありました。

次に、観光振興推進事業費補助金について、執行部から、観光客誘致・受け入れ事業及び観光に関する広報事業等を行う高知県観光コンベンション協会に対し、運営費及び事業費を補助するための経費であるとの説明がありました。

委員から、土佐おもてなし海援隊が今年度末で解散になるということだが、県外の方が土佐おもてなし海援隊を通じて高知のことが好きになり、高知の観光にもつながっているという話も聞いている。土佐おもてなし海援隊の解散はもったいないように思うが、どのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、土佐おもてなし海援隊は「志国高知 幕末維新博」のPR隊という位置づけでスタートした経緯もあり、当初から幕末維新博の終了に合わせて解散を予定していた。県外にも熱心なファンがおり、高知の観光を支えていただいたが、一旦は予定どおりに解散し、今後このようなPRユニットを設けるかどうかについては、周囲の声も参考にしながら検討したいとの答弁がありました。

次に、自然・体験型観光キャンペーン推進事業費について、執行部から、平成31年2月から開催している自然・体験型観光キャンペーンの運営を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、観光キャンペーンの取り組みにおいては、地域が主体となって、地域が力をつけ

ていく視点が必要だと思うが、どのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、地元の意欲的な事業者が観光地づくり、観光商品づくりを学ぶ、土佐の観光創生塾のような取り組みを通じて、地域が力をつけていくことが最も大事なことだと考えている。自然・体験型観光キャンペーンにおいては、中山間振興も大きな狙いに掲げているので、観光客に楽しんでいただき、地域も潤うサイクルにつなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、幕末維新博から自然・体験型観光キャンペーンに移行していくことになるが、取り組みが一過性のもので終わらないようにしてもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、地籍調査事業費補助金について、執行部から、市町村等が行う地籍調査事業に対して補助するための経費であるとの説明がありました。

委員から、震災復興がおくれると、地域に人が戻ってこない状態が生まれてしまう。震災復興を速やかに進めるためにも、地籍調査事業がなかなか進んでいない状況を打開する手だてはないかとの質疑がありました。執行部からは、津波浸水想定区域の地籍調査については、早期に進むよう各市町村長に要請を行っており、それ以外の地域よりも進捗している。今後も継続して要請を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、都市整備費について、執行部から、都市計画道路の整備を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、都市計画道路はりまや町一宮線については、工事アドバイザー会議の議論に基づいて石垣の調査が行われているようだが、動植物の調査も行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、昨年までの調査によれば、

横堀公園の前の西の干潟にはシオマネキが生息しているが、東の干潟には少ないという違いがあり、今回その違いを調べるため調査を行った。その結果、干潟の高さの関係で違いがあるのではないかということがわかったので、工事アドバイザー会議で報告し、干潟の再生方法について議論したいとの答弁がありました。

別の委員から、都市計画道路はりまや町一宮線については、通学路の安全対策の必要性を掲げているが、工事完成までの期間も何らかの対策を行うべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、道路管理者である高知市と一緒に、学校関係者の意見も聞きながら、できることを行っていきたいとの答弁がありました。

次に、第42号「高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例議案」について、執行部から、本年6月1日に施行される特別措置法において、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして創設された土地収用法の特例に係る裁定申請と、地域福利増進事業に係る裁定申請の手續に係る手数料の徴収に、必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

委員から、地域福利増進事業として、県が公益性を認定すれば、例えば民間事業者が10年間、その土地で利益を上げることができののかとの質疑がありました。執行部からは、公益性が高いことが前提であるので、営利目的が余りに強過ぎると認定されないと考えられるが、まだ施行されていない仕組みなので、国とも相談しながら進めていくことになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、運用上不明なところがあって、国民、県民の財産権の侵害となり得るものなので、極めて慎重な取り扱いが必要であり、ガイドラインのようなものがあってしかるべき

だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、現在国がガイドラインを策定中であるので、それが出てきてから慎重に対応することになるとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

平成31年度の入札・契約制度の改正について、執行部から、平成30年7月豪雨に係る災害復旧や国土強靱化基本計画に基づく3カ年緊急対策に伴う事業費の増大に適切に対応し、効率的な事業執行を目指して改正するものであるとの説明がありました。

委員から、事業費の増大に伴って職員定数を7名ふやしているが、大幅に事業費がふえている上、被災した市町村の支援も行っていることもあって、職員の負担が心配される。常に現場と情報を交換しながら、年度途中であっても負担軽減の策を講じてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、入札・契約制度について新たな基準が設定され、改正が行われたことを評価する。今後も業界団体とも意見交換をしながら、よりよい制度になるよう期待するとの意見がありました。

次に、幡多土木事務所宿毛事務所の移転場所について、執行部から、現在の宿毛事務所は、南海トラフ地震の津波により事務所機能が全て失われると想定されており、移転先の検討を重ねてきた結果、宿毛市役所などが移転する小深浦地区の高台を移転先として選定し、今後円滑な移転整備に向けて関係機関との協議を進めていくとの説明がありました。

委員から、この高台には、市役所や宿毛事務所のほか、保育園や警察署も移転することになっているが、進入路が1つしかなく心配している。進入路をもう一つ整備することも含め、宿毛市と協議しながら周辺環境の整備に力を入れても

らいたい。また、移転後の跡地についても活用を図ってもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（土森正典君） 総務委員長明神健夫君。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第7号議案、第20号議案、第24号議案から第28号議案、第38号議案、第43号議案から第50号議案、第60号議案、第61号議案、第70号議案、第71号議案、以上26件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第46号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国家公務員における超過勤務命令を行うことができる上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、本県においても時間外勤務の上限等を設けるため、条例準則どおり、必要な事項を人事委員会規則で定めることとする規定を条例に追加するものであるとの説明がありました。

委員から、人事委員会規則に規定される予定の事項のうち、他律的な業務とは具体的にどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、他の機関との関係で業務量や業務の実施時期、業務の遂行に関する事項を当該部署だけでは決められないもので、予算編成や議会対応、会計検査などを想定しているとの答弁がありました。

委員から、具体的な例を示すなど、明確な区

分をしておかないと判断が難しくなるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、区分については、公務サービス提供の面と現在の業務の状況も考慮しながら確認していくこととなるとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村を含めいろんな面で影響が出ると思われるので、事前に関係団体などと協議を行い、区分を明確にしておく必要があるとの意見がありました。執行部からは、人事委員会や関係団体と協議しながら決定していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、時間外勤務が上限時間を超えない職場、組織体制をつくっていくことが大事であり、特例的な事項を設けることにより、労働強化につながるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、上限を超えて時間外命令を行える場合は、災害などの特例業務であり、そのようなケースは事後に確認、検証を行い、その後の業務に生かしていくとの答弁がありました。

次に、第43号「高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県の事務事業の円滑な遂行及び南海トラフ地震等災害発生時に機動的に対応するため、国、県、市町村間に限り、相当な理由がある場合には、個人情報の収集、利用、提供を可能とし、また要配慮個人情報については、本人の同意がある場合及び緊急事態の際は、収集を可能とする例外規定を追加するものであるとの説明がありました。

委員から、個人情報は慎重な取り扱いをしなければならないが、改正する条例の解釈運用基準の整備状況はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、現行条例の解釈運用基準に、今回の改正を踏まえた運用の基準を追加する作業を行っているところである。具体的には現行の解釈運用基準に加え、これま

で個人情報保護制度委員会へ諮問し、答申いただいた事例を踏まえて作成していくこととしている。今回整理する解釈運用基準を超えるものについては、これまでどおり個人情報保護制度委員会に諮問していくとの答弁がありました。

次に、第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金について、執行部から、れんけいこうち広域都市圏の取り組みを着実に推進するため、特別交付税措置がなされない県内13市町村に対して、連携事業の実施に要する経費を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、連携事業として成果の評価基準をどこに置くのか。それぞれの事業を実施するだけでなく、高知市を中心として県全体で連携し、圏域の総合的な発展につなげていかなければならないが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、例えば、日曜市出店事業では来客数などを指標として進捗管理を行っているが、県内への誘客にしっかりつながっているかといった全体的な影響については、まだはっきりと分析ができていない状況である。事業に関連する県の担当部局と高知市を含めた各市町村とともに、今後分析を進めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

委員から、その取り組みを進めるに当たり、どのような体制をとるのかとの質疑がありました。執行部からは、各事業の進捗状況や成果については、知事や各市町村長による協議会において意見交換を行っており、実務担当者レベルにおいても県と各市町村の間で進捗状況の確認や成果を上げるための見直しなどの協議を進めている。今後も引き続き連携を密にとり、事業を進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、地域によっては既に広域で取り組んでいる事業などもあり、この連携事業との調整も必要となってくるケースもあるのでは

ないか。県は全体を調整してまとめていく役割が求められるが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、これまで独自に取り組まれてきた広域での事業を新たに高知市との連携に移していくべきかどうかについては、各地域の状況は異なっており、それぞれで検討、判断が必要になる。これまでも各市町村と事業の進め方など協議を行っており、今後も各市町村において一番よい形で成果が出るよう、引き続き県が間に入って調整し取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、プログラミング教育推進事業委託料について、執行部から、研究指定校を拠点としてICTを活用した授業実践や指導方法の開発などを行い、プログラミング教育の普及を図っていくものであるとの説明がありました。

委員から、平成32年度からのプログラミング教育全面実施に向けて、市町村の準備状況はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、パソコン機器等のハード面においては、市町村ごとに状況の差はあるものの整備は進み一定のめどはついている。一方、指導内容、指導方法などソフト面の準備はまだほとんどのところが不十分な状況であり、今年度から県において研修会も実施しているところであるとの答弁がありました。

別の委員から、プログラミング教育について、具体的にはどのようなことを子供たちに身につけさせ、また成果をどういった形で検証するのかとの質疑がありました。執行部からは、プログラムを動かすための順次、物事を考えるときの分岐、反復などを通じて論理的な思考力を身につけさせるものであるが、プログラミング技術を取り入れることだけが目的ではなく、各教科の学習を通じてその能力を身につけさせるこ

ととしており、各教科の学習の中で達成できたのか、はかっていくこととなるとの答弁がありました。

次に、遠隔教育システム構築等委託料について、執行部から、中山間地域の小規模高等学校においても生徒の多様な進路希望が実現できるよう、県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づき教育環境の整備を図るものであるとの説明がありました。

委員から、既にシステムを導入し遠隔教育を実施している学校については、どのような状況なのかとの質疑がありました。執行部からは、現場の教員や生徒から、他校の生徒との交流やいろんな授業が受けられるなど、実施してよかったとの声を聞いているが、機器のトラブルで通信がとまったケースもあり、今後問題解消に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、自転車ヘルメット着用推進事業について、執行部から、県内全ての小・中・高校生で自転車通学をしている児童生徒の保護者を対象に、ヘルメットの購入費用を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、ヘルメットの着用率について、最終的にどのような目標を設定しているのかとの質疑がありました。執行部からは、道路交通法、ことし4月施行の県の条例ともに保護者の努力義務の規定となっており、現段階で具体的な数値は設定していないが、保護者や子供たちが命を守ることを考えて自主的に着用する環境づくりを進めていくことにより、着用率を高めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、県において補助制度を創設し、ヘルメット着用を進めていく際に、高知市を初め中央地域などでも啓発を行い、取り組みを進めていってほしいとの意見がありました。

次に、小中学校の学力向上に向けた取り組みの徹底として、執行部から、県内の児童生徒の

約半数を抱える高知市の学力向上の取り組みを推進し、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築するため、平成31年度は新たに3名の指導主事を派遣するとの説明がありました。

委員から、今年度高知市教育委員会へ職員を派遣して行ってきた取り組みについて、どのような評価をしているかとの質疑がありました。執行部からは、年度当初は十分戦略が立てられていない部分もあったが、運営会議などで協議し、改善に向けて戦略的に学校訪問を行い、2学期以降飛躍的に状況が変わってきた学校もある。また、要請を受け、派遣職員を兼務発令で3名増員し、さらに情報共有を図っているが、校種で言えば、小学校のほうがより課題が大きいと受けとめている。来年度は、今年度の成果、効果を受けて緊急的、集中的に課題改善を進めていくため、さらに体制を充実し取り組みを進めていくとの答弁がありました。

委員から、今後各学校の校長のリーダーシップや教員の意識改革が大事になってくると思うが、現状はどうなのかとの質疑がありました。執行部からは、全ての公立小中学校では学校経営計画を作成しており、高知市においては長期計画とあわせ短期でのプランを作成し、進捗管理を図っている。学校全体でプランを共有し、取り組みが進んでいくよう県としても支援をしているところであるとの答弁がありました。

次に、文化財管理調査事業費について、執行部から、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存、活用についてこれまでの検討経緯と、平成31年度は当該土地の購入を前提に専門家による検討会を立ち上げ、土地等の利活用の方向性を取りまとめる予定であるとの説明がありました。

委員から、検討会についてどのような形で進めていくのかとの質疑がありました。執行部からは、委員は5名ほど委嘱し、検討会議を4回程度開催するほか、他県の先進的な事例の視察

についても考えているとの答弁がありました。

委員から、建物の文化価値とあわせ敷地に残されている土塁など、戦争遺跡としての位置づけも検討項目に加えてもらいたいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、交通警察費について、執行部から、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されることに伴う広報啓発等を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、条例施行に伴い自転車のルールやマナー、自転車保険への加入など、全体的な取り組みが大切になってくるが、警察本部としてどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、スタントマンによる交通安全教室の実施や高校生などを対象にテレビCMの素材を募集し、ヘルメットの着用や保険の加入促進も踏まえ、広報活動を行っていくとの答弁がありました。

次に、第46号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、委員から、長時間勤務の職員が多い中、産業医の面談を含めて、どのような対応を行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、月80時間を超える超過勤務を行った職員のチェックリストをもとに、本人の申し出や産業医の判断に基づき、医師の面談を行っている。今回の条例改正により上限規制が設けられることとなっており、産業医や医師と相談しながら、組織的な業務管理と健康管理が一体的に進むよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第41号議案まで及び第43号議案から第73号議案まで、以上71件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、以上71件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第42号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第74号—

第76号)

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末474ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第74号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」から第76号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第74号議案は、高知県教育委員会の教育長の伊藤博明氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

次に、第75号議案は、高知県収用委員会委員の川村直哉氏の任期が5月14日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第76号議案は、高知県収用委員会予備委員の水田信幸氏の任期が5月14日をもって満了いた

しますため、新たに長瀧正隆氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第74号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第75号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第76号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議案の上程、採決（議発第1号—議発第3号 意

見書議案)

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号から議発第3号 巻末475～
480ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書議案」から議発第3号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書議案」から議発第3号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 全員起立であります。よっ

て、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第4号 意見書議案）

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第4号 巻末483ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第4号「農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第4号「農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土森正典君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



**議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議
発第5号 意見書議案）**

○議長（土森正典君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第5号 巻末485ページに掲載〕

○議長（土森正典君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第5号「沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（土森正典君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） ただいま議題となりました議発第5号「沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書議案」について、提出者を代表して提案説明をいたします。

2月24日に投開票された、辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票において、埋め立て反対が43万4,273票、投票総数の71.7%を占め、名護市辺野古の米軍基地建設に対して、沖縄県民の圧倒的な反対の意思が示されました。この投票は、初めて米軍基地の

建設という一点に絞って明確な民意が示されたもので、歴史的な投票結果となりました。

しかし、日本政府は、投票結果を真摯に受けとめると言葉では繰り返しながら、実際には、沖縄県民のこの切実な声に耳を傾けることなく、県民投票の翌日も辺野古での埋立工事を続行しています。

辺野古埋立工事に関しては、軟弱地盤の存在が明らかになっています。ことし1月、沖縄防衛局が国土交通省に提出した調査報告書「地盤に係る設計・施工の検討結果 報告書」では、辺野古基地予定地の大浦湾に深さ90メートルの軟弱地盤が存在することが明らかにされ、国会で追及されると、検討した結果70メートル以下にはかたい粘土層があると、根拠を示さず答弁し、そのまま工事を続行するという極めて不誠実な対応に終始をしています。

また、報告書には、専門工事業者へのヒアリングから、現有作業船等の能力を考慮し、改良可能な最大深度はマイナス70メートル程度とすると書かれ、つまりは70メートル以上の地盤改良はできないことがはっきりと示されています。これにつじつまを合わせるために、政府は、70メートル以降はかたいなどと、にわかには言い始めたという疑念が拭えません。そうではないというのであれば、ボーリング調査の結果など明確な根拠を示すべきですが、それすら拒否を続けています。

この埋立工事は、このまま進めても、いつできるのか、幾ら予算がかかるのかすら見通しが立っていません。万が一完成したとしても、地盤改良していない粘土層の上に建てれば、長期間にわたり圧密沈下が起こり、地盤沈下し続けます。安全性が担保されない、使用できない基地になるのではないかと強く懸念されています。

また、この埋立工事を進めるためには、沖縄県知事に設計変更を申請しなければなりません

が、沖縄県知事が新基地建設を前提とした設計変更を認めることはあり得ず、工事の完成はこの面からも不可能になったと言わざるを得ません。

このように、辺野古への米軍基地建設は、工事の妥当性やコスト、その法的手続、建設後の基地の安全性など、どの点から見ても現実的には不可能であることが明らかになってきました。しかし、日本政府が、辺野古移設が唯一の解決策として、普天間基地閉鎖・撤去にかわる代替施設と位置づけてきたことが、結果的に普天間基地の長期固定化を招いています。

ことし2月28日、沖縄県が政府に要望した普天間飛行場の5年以内の運用停止の期限を迎えました。この間、政府は、普天間基地の撤去に向けアメリカに要求をしたのかと国会で問われ、説明していると言うのみで、要求をした事実を示すことができませんでした。運用停止どころか、ことし1月には、普天間基地への米軍の他の基地所属機の離着陸が、調査開始以来最多の378回に増加しています。政府は、辺野古基地建設に当たって、この普天間基地の危険除去につながると繰り返してきましたが、実際には世界一危険と言われる普天間基地の危険除去に本気で取り組んできたとは言えないと、厳しく指摘せざるを得ません。完成の見通しも立たず、沖縄県民も明確に反対する辺野古基地建設を条件とする限り、普天間基地はいつまでも固定化され続けてしまいます。今こそ、日本政府は強い決意をもって、普天間基地の撤去を求め米国と再交渉すべきです。

我が国は民主主義国家であり、日本国憲法において主権は国民にあることを宣言しています。沖縄県の県民投票はその全過程を通じて、国民こそがこの国の主権者であるという民主主義のあるべき姿を示しました。県民9万2,848筆の署名を集め、沖縄県に県民投票条例の制定を直接

請求。当初は、一部自治体が県民投票を実施しないと表明する中で県民全員参加の投票実施が危ぶまれましたが、粘り強い合意形成の努力が続けられた結果、全市町村での投票実施に至りました。みずからの地域のことは住民の意思で決めるという、真に民主主義を体現する県民投票であったと、深く敬意を表するものです。この県民投票の結果を、政府は重く受けとめなければなりません。

県民投票後の共同通信社の世論調査では、県民投票の結果を尊重すべきだとの回答が約7割に上りました。辺野古米軍基地建設の埋め立てを立ちどまり再考することができるかどうかは、我が国の民主主義をはかる重要な試金石となります。国民主権をないがしろにする民主主義国家などは到底あり得ません。

地方自治を踏みにじる行為に強く抗議し、沖縄県民に多大な苦難を強いてきた基地問題を解決するためにも、高知県議会として、沖縄県民の強い決意に応え連帯の意思を示そうではありませんか。

以上、「沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書議案」の提案理由といたします。

同僚議員の御賛同を心からお願いいたします。

(拍手)

○議長(土森正典君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) ただいま議題となりました議発第5号「沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書議案」に賛成の立場から、県民の会を代表して討論を行います。

沖縄では辺野古新基地建設に対して、前回知事選挙では故翁長氏が10万票の大差で容認派を破り、昨年9月の県知事選では玉城氏が史上最高の約39.7万票で当選するなど、何度もノーの民意が示されています。そして、今回の県民投票の結果です。沖縄県民が辺野古新基地建設を拒否していることは明らかです。しかし、安倍首相は、その県民投票結果を真摯に受けとめると言いながら、引き続き辺野古移設計画を推し進める姿勢を示しています。

安倍首相がことし1月の通常国会の本会議で施政方針演説を行った際に、昨年10月の所信表明演説と大きく変わったのが、沖縄県の辺野古新基地建設をめぐるくだりでした。形だけとはいえ、昨年1月と10月の演説には、沖縄の方々の気持ちに寄り添いとの一節がありましたが、今回の演説では、辺野古移設を進め普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指すと宣言し、沖縄に寄り添うは消え落ちてしまい、普天間基地の危険性除去には辺野古移設が唯一の手段だと繰り返す安倍政権は、この問題に関しては思考停止に陥っているとしか言いようがありません。

意見書議案にもあるように、首相みずからが、世界で最も危険と言われる普天間基地の固定化は絶対に避けなければならない、もうこれ以上先送りすることはできないというのであれば、示された民意に従って、本来はアメリカ政府と普天間基地の撤去を求めて交渉する以外に、解決の道はないのです。

2月22日付朝日新聞には、東西冷戦の終結を受け、米海兵隊本部が1990年代前半、国内外全

ての海兵隊基地や構成をどうするかの見直し作業にかかわった、元米国務長官首席補佐官のローレンス・ウィルカーソンさんの辺野古新基地についての主張が掲載されていました。

ウィルカーソンさんによると、沖縄では、「在沖海兵隊は戦力規模が小さ過ぎて、太平洋地域に前方展開させる戦略的価値はないとの結論に至った。つまり、海兵隊が現在も沖縄駐留を継続しているもともとの判断をたどれば、何ら日米の安全保障とは関係ありません。沖縄駐留を継続したほうが必要経費を節約できるし、何よりも海兵隊という組織の政治的な立ち位置を守ることができるという分析だった」とのことで、海兵隊を、当時の移転候補だった米本土のカリフォルニアに移転させるよりも、日本側が駐留経費負担をしてくれているから沖縄に駐留継続させるほうが、コストが50から60%安くなるからにすぎないということでした。

さらに、辺野古沿岸部を埋め立てて建設していることに対しても、「軍事基地を沿岸部に建設する時代でもなく、気候変動による海面上昇で自然災害をこうむるリスクは高まっている。60から70年後には、巨額の建設費が無駄になってしまうおそれがある」と指摘し、「辺野古の基地は、中国など外部からの攻撃に脆弱過ぎるという問題がある。二、三発の精密誘導弾の攻撃を受ければ、滑走路は跡形もなく消え去るだろう。戦略的な観点で言えば、辺野古の基地建設は愚かな計画」とまで言い切っています。

さらに、「もし私が安倍首相の立場であれば、現計画に固執して沖縄の人々と敵対する手法はとらないでしょう」とも言われています。

そして、「日本政府にとって必要なのは、こうした変化に適応することです。アメリカ政府もまた、変化に適応する必要があるでしょう」と結ばれていることから、県民投票に示された結果に向き合い、まさに口先ではない、真摯に

話し合うことが今こそ求められているのではないのでしょうか。

国土のわずか0.6%の沖縄に70%の米軍基地が集中し、殺人やレイプなどアメリカ兵による犯罪、昼夜を問わず爆音による体調悪化、オスプレイなど米軍機の墜落や部品の落下、これらの被害が日常茶飯のこととしてあるのです。

沖縄の人々は、本土と同じ日常生活をしたいという当たり前のことを求めているだけです。

一時、県民投票の実施を避けようとする自治体があられた中で、暗礁に乗り上げかけた全県実施の県民投票を実現にこぎつける運動の先頭に立った元山代表は、「菅官房長官は自分の選挙区の横浜で同じようなことをするのか。まずは、いじめをやめよう。沖縄の声を聞いて埋め立てを中止しよう。そこから、みんなで話す。みんなで知恵を出し合えば、必ずほかの選択肢が見つかります」とおっしゃっています。

皆さん、例えば防災意識を高めようとするとき、他人事ではなく我が事として考えようと言いませんか。自然災害が決して他人事ではなく、いつ、どこでも自分の身に起こり得るものだという切迫感を国民が持ち、防災を日常生活の視点に取り入れるための啓発活動を強化することが大切であると言われていませんか。

また、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すために、「我が事・丸ごと」という地域福祉推進の理念を耳にしませんか。

そして、皆さんは、そうだ、そのとおりだということで、我が事にする努力をされていますか。しかし、なぜ沖縄の米軍基地問題については我が事として考えることができないのでしょうか。

私は7年前に、福島第一原発事故が起きた翌

年の2012年1月に発刊された哲学者高橋哲哉さんの著書、犠牲のシステム福島・沖縄を手にしたことを思い出します。

そこには、犠牲のシステムの一般的な定式として、「犠牲のシステムでは、ある者たちの利益がほかの者たちの生活（生命、健康、日常、財産、尊厳、希望等々）を犠牲にして生み出され、維持される。犠牲にする者の利益は、犠牲にされる者の犠牲なしには生み出されないし、維持されない。この犠牲は、通常隠されているか、共同体（国家、国民、社会、企業等々）にとってのとうとい犠牲として美化され、正当化されている」として、犠牲にする者と犠牲にされる者の関係性について述べられています。

そこから明らかになるのは、米軍基地負担を免れるというヤマトンチュの利益は、米軍基地負担を過剰に押しつけられるというウチナンチュの犠牲によって生み出され、その犠牲なしには維持され得ていないということです。

そして、高橋氏は、「犠牲が必要だという人は、みずからを犠牲として差し出す覚悟がどこまであるのか。それはまた、自分一人が覚悟を持ったからといって済むことではない。基地を持つてくるということは、多数の人々に影響が及ぶことになるのだから」、「誰にも犠牲を引き受ける覚悟がなく、誰かに犠牲を押しつける権利もないとしたら、在日米軍基地についても原発についても、それを受け入れ、推進してきた国策そのものを見直すしかないのではないか」と問いかけられています。

いつまでも、犠牲のシステムの社会、国家の上にあぐらをかいているのではなくて、沖縄の米軍基地の問題を我が事として考えたら、この意見書に反対することはできないのではないのでしょうか。

16日沖縄では、県民投票で示された辺野古埋め立て反対の結果の尊重を求めて、「土砂投入を

許さない！ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める3・16県民大会」が開催されました。集会で若い世代の挨拶として、瑞慶覧長風さんは、琉球処分から140年、この島には民主主義は適用されているのでしょうかと訴えられています。

地元の民意を顧みず、地方自治も民主主義も踏みにじるかのように、力でねじ伏せて基地建設を強行する政府の姿勢は、かつてのアメリカ統治下の銃剣とブルドーザーを想起させるもので、抑圧者がアメリカから日本に入れかわっただけの強権ぶり、横暴さは、目に余るものではないかと言われたら、私たちに返す言葉があるのでしょうか。

辺野古新基地建設を初めとした沖縄の基地問題について、私たちも我が事として考えることを避けることなく、向き合ってほしいことをお訴えさせていただくとともに、同僚議員各位の意見書議案への御賛同を心からお願いして、賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(土森正典君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第5号「沖縄県民の明確な民意を尊重し、辺野古米軍基地建設の埋め立て中止・普天間基地撤去を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土森正典君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

————— ❁❁❁ —————

継続審査の件

○議長(土森正典君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手

元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末488ページ〕
に掲載

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(土森正典君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ❁❁❁ —————

○議長(土森正典君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

————— ❁❁❁ —————

教育長任命同意に伴う挨拶

○議長(土森正典君) この際、教育長に任命同意されました教育長伊藤博明君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長伊藤博明君。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) お許しをいただきまし

たので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは私の教育長選任に御同意を賜り、まことにありがとうございます。改めまして、身が引き締まる思いでございます。

何分私は微力ではございますが、再度選任いただきました知事の思いに応えられますよう、また議会から賜りました御同意を厚く、また心にしっかりと刻みまして、高知県の教育の振興に向けまして全力で取り組んでまいりたい、また課題に真正面から取り組み、結果を出してまいりたいと、決意を新たにいたしております。

議員の皆様には、今まで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。(拍手)



閉会の挨拶

○議長（土森正典君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、防災・減災に資するインフラ整備を加速し、豪雨災害等による被害からの復旧に対応するため、「国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限に活用した平成31年度当初予算を初め、県政上の重要な案件を審議する大変重要な議会であり、また私ども議員にとりましては任期最後となる議会でもございました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

この4年間を顧みますと、議会では、尾崎知

事の推進する経済の活性化、日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策の抜本的強化・加速化などの政策について、県民の視点に立って熱心な御議論をいただき、これらの諸課題に対しまして議会としての提言を行ってまいりました。そして、人口減少や少子高齢化が進む中でも、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進など、各分野において着実な取り組みがなされまして、県内総生産や各産業分野の産出額が上昇傾向に転じるなど、確実に成果が見えてきております。

さて、いよいよ次期選挙を迎えるわけですが、出馬される議員各位におかれましては、県政への熱い思いで御奮闘され、重ねて県民の厚い信頼と推挙を受けられまして、再びこの議場で御活躍されることを念願する次第であります。また、今期をもちまして後進に道を譲られる各位におかれましては、在任中、県勢発展のために御尽力されましたその御功績に対し深甚の敬意を表しますとともに、ますます御自愛の上、今後とも県勢発展のために違った立場から御指導、御協力を賜りますよう切にお願いをする次第であります。

また、知事を初め執行部、報道関係の方々には、この4年間、終始変わらぬ御厚情をもって一方ならぬお世話になりました。心から感謝を申し上げますとともに、今後とも健康には十分留意されまして、県勢発展のため一層の御活躍をお願い申し上げます。

また、今議会を最後に、3月31日をもって酒井部長、門田純一部長、門田登志和部長、笹岡部長、田所部長、谷脇部長、金谷人事委員会事務局長を初め、多くの職員の皆さんが退職をされます。長きにわたって県勢発展のために御尽力いただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

なお、恐縮に存じますが、この際、私ごとを

申し上げることをお許しいただきたいと存じます。私も今期を最後に引退を決意しております。私は、昭和58年に議席をいただいてから9期36年となります。この間、選挙区の皆様を初め、多くの県民の皆様から御支援をいただき、心から感謝を申し上げます。

また、この間に、3代の知事とともに仕事をさせていただき、また県議会議長、全国都道府県議会議長会副会長の重責をそれぞれ3度も拝命いたしました。このことは、先輩・同僚の議員の皆さんの御推挙あってからでありまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

ここで少し、私の思い出話をさせていただきたいと思います。中内知事の時代には、高知空港のジェット化や高知自動車道南国一大豊間の開通により、高速時代がいよいよ到来し、さらには瀬戸大橋児島一坂出ルートの開通によりまして、四国、本州が陸続きとなりまして、社会基盤整備が大きく前進したときでもありました。

その一方で、平成2年には、県人口が全国初の自然減となりまして、このことに私は大きなショックを受け、本県の将来に大きな影響を及ぼすのではないかと考えまして、以来、人口問題をライフワークとして、今日まで人口減少対策のためのさまざまな政策提言を行ってきたところでもあります。

次に、橋本知事の時代であります。中内知事の時代から防災対策に取り組んできた本県でありましたが、平成10年には、いわゆる98豪雨で県都高知市が水没いたしました。また平成13年には、県西南部を襲った西南豪雨によりまして大きな被害を受け、自然の大きな脅威にさらされております。

また、この時代には、私が特別委員会の委員長を務めさせていただきました元県幹部職員による巨額融資焦げつき事件や、47年ぶりに100条委員会が設置された闇融資事件、さらには坂本

ダムの談合疑惑など、県政を大きく揺るがす事案が次々と発覚をいたしております。

県政の一翼を担い、県民の皆様の負託を受けております県議会では、その使命を果たすために監視機能を発揮し、真相の究明と県政改革の実現に向けたところでありました。

その一方で、高知工科大学の開学や高知新港の一部開港、平成14年には、天皇皇后両陛下の御臨席を賜りまして、よさこい高知国体、よさこいピック高知が開催されるなど明るい話題もございました。

そして、先ほど申し上げさせていただきました、現在高知県におきましては、尾崎知事を先頭にいたしまして、県勢浮揚に向け、経済の活性化を初めとするさまざまな政策に全力で取り組まれているところであります。

また、今年度は、私が75年間の人生の中で最も緊張いたしました平成最後の三大行幸啓、「明治150年記念 第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」が開催されまして、天皇皇后両陛下の御臨席を賜りましたことは、高知県民にとりまして、この上なく光栄なことであり、今後の本県発展に向けての輝かしい第一歩となりました。私の人生におきまして、忘れることのできないこととなりました。

こうして本日を迎えることができたのも、この間、一緒に仕事をさせていただいた先輩・同僚議員の皆さん、知事を初め執行部の職員の皆さん、報道関係の方々の御支援、御協力があったことでございます。ここに、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

本年5月からは、平成の次の新たな時代を迎えることとなります。どうか議員各位を初め執行部、また職員の皆様方には、今後とも県民と心をつなげて県勢の発展に力を尽くされますようお願い申し上げますとともに、県民の皆様方の御多幸、御発展を心から祈念いたしまして、

閉会の御挨拶とさせていただきます。

長い間、まことにありがとうございました。

(拍手)

これより県知事の御挨拶があります。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成31年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成31年度一般会計当初予算や高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、第3期の最終年となります産業振興計画や日本一の健康長寿県構想を初め、教育振興、さらには防災・減災、国土強靱化など、さまざまな事柄につきまして多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、3期目の最終年に当たり、私自身もこれまで以上に一層気持ちを引き締めて、官民協働、市町村制との連携協調のもと、全力で県政の運営に努めてまいります。

本県は、これまで多くの皆様方のお力を賜りながらさまざまな挑戦を続けてまいりました。そして、近年多くの分野において、県勢浮揚に向けた歩みがより力強く感じられてきたところでもあります。そうした上向きな状況が見られ始めておりますものの、人口減少がもたらすさまざまな課題は、今後も私たちの生活に大きな影響を与えてまいります。

課題解決先進県として、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向け、5年後、10年後を見据えた道筋を示すことができ

る政策群をしっかりと構築できますように、今議会におきまして御議論、御承認をいただきました政策の円滑なスタート、そして定着に向け、県庁挙げて全力で取り組んでまいり所存であります。

議員の皆様におかれましては、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

春の気配も日一日と強まってまいりました。議員の皆様方には、4年の任期を終えられますことを心から御慰労申し上げますとともに、この間の御指導と御鞭撻に、改めて深く感謝を申し上げます。あわせて、統一地方選挙に臨まれます議員の皆様方の御健闘を心からお祈り申し上げます。また、今期をもって勇退されます土森正典議長、池脇純一議員、浜田英宏議員、高橋徹議員、久保博道議員の5人の皆様には、県政に対する多大な御貢献に、私といたしましても心から感謝申し上げます。

皆様方が議員として在籍された間は、まさに時代の転換期であり、我が国と本県を取り巻く行政に大変大きな変化がありました。そうした中であって、皆様方の高い識見と卓越した手腕で県民の皆様方の信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に大いに反映されましたことに、心から敬意を表します。本議場においてになります議員の皆様方におかれましては、どうか今後とも御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈りいたしますとともに、私ども執行部に対しまして、引き続き多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。



平成31年 3月19日

○議長（土森正典君） これをもちまして、平成
31年 2月高知県議会定例会を閉会いたします。
午後 0 時 1 分閉会